

平成 24 年 3 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月5日】

1 森 美和子（公明党） 45～52ページ

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 前期基本計画の総括について
- 2 後期基本計画の方向性と具体的な施策展開について
- 3 市長マニフェストの反映について
- 4 健康で自然の恵み豊かな環境の創造
 - (1) 消防力の充実・強化
 - ア 広域化の協議とあるが、今後の方向性について

2 前田 稔（緑風会） 52～60ページ

議案第36号 亀山市基本構想の変更について及び

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 後期基本計画の策定にあたり市長は亀山市の将来都市像をどのように考えているのか
- 2 健康で自然の恵み豊かな環境の創造
 - (1) 防災力の強化
 - ア 防災力の強化において空き家対策に関する記述がないがどうしてなのか
 - (2) 消防力の充実・強化
 - ア 第1次総合計画、安全・安心なまちづくり、消防力の充実において「市北東部地域への支所機能をあわせた署所の配置、整備について新たに検討を進めます。」とあるが、後期計画では支所機能の記載がないがどうしてなのか
- 3 生きがいを持てる福祉の展開
 - (1) 持続的な国民健康保険事業の運営
 - ア 医療費の抑制に向けた取り組みを進めるとあるがどのような取り組みなのか
- 4 次世代を担う人づくりと歴史文化の振興
 - (1) まちづくり観光のマネジメント
 - ア まちづくり観光の推進、本市の多彩な魅力を様々な情報媒体を活用して情報発信を行うとはどのようなことか

3 中村嘉孝（新和会） 60～67ページ

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 前期基本計画の戦略プロジェクトの検証について
- 2 後期基本計画の戦略プロジェクトの背景について

- 3 市民参画・協働と地域づくりの推進
 - (1) 地域コミュニティの活性化
 - ア 活動を促進させる新たなしくみづくりについて
 - イ 活動支援のための職員のサポート体制について
 - ウ 成果指標について
- 4 戦略プロジェクトの進行管理・評価について

4 竹井道男（市民クラブ） 68～80ページ

議案第36号 亀山市基本構想の変更について

- 1 議会基本条例制定で議決対象になったことへの見解について
- 2 今回、なぜ基本構想を変更するのかについて
 - (1) 基本構想とはどのような位置付けなのかについて
 - (2) 今後は、5年間毎に基本構想を修正するのかについて

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 後期基本計画の策定の考え方について
- 2 後期基本計画における行政評価のあり方について
- 3 計画実施における財源について
- 4 地域コミュニティについて
 - (1) なぜ新たな施策に取り組むのかについて
 - (2) これ迄の取り組みの総括をすべきではないのかについて
 - (3) どの様に取り組みを展開していくのかについて
 - (4) 職員の支援体制について

5 鈴木達夫（ぽぶら） 80～88ページ

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 快適な都市空間の創造
 - (1) 計画的な都市づくりの推進
 - ア 市庁舎や社会福祉施設などの適正配置と機能連携について

6 服部孝規（日本共産党） 88～96ページ

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

- 1 今後5年間の基本計画であるのに、財政見通しを示す資料がない。財政の裏付けのない計画はあり得ず、基本計画に財政計画を入れるべきではなかったのか
- 2 快適な都市空間の創造
 - (1) リニア中央新幹線の実現に向けた取り組み
 - ア 「現状と課題」で「市内停車駅の設置については、その経済効果等の検討を進めてい

く必要」があるとしている。駅誘致をするかどうかはこうした検証後に結論づけるべきではないか

3 生きがいを持てる福祉の展開

(1) 持続的な国民健康保険事業の運営

ア 収納対策の強化や医療費の抑制に向けた取り組みをあげているが、これだけでは「基本施策が目指す姿」の実現は無理だ。一般会計からの繰り入れや国保税の引き下げをすべきではないか

7 櫻井清蔵（ぽぶら） 96～103ページ

議案第36号 亀山市基本構想の変更について及び

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

1 亀山市基本構想の変更及び、亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についての基本的な考えについて

8 福沢美由紀（日本共産党） 104～110ページ

議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

1 快適な都市空間の創造

(1) 公共交通機関の整備

ア 現在の再編計画のように交通弱者に対象を絞ったものでは限界がある。対象は市民すべて、まちづくりとして取り組むべきと思うがどうか

2 市民参画・協働と地域づくりの推進

(1) 人権の尊重について

ア 市民間の人権意識向上よりも、まずは行政が市民一人ひとりに対し、日本国憲法で謳われている「基本的人権」をきちんと保障するという視点が必要ではないか

(2) 男女共同参画の推進

ア 施策の方向として、市民の意識づくりよりもまずは、安心して家庭生活と社会生活を両立できる環境の整備の促進が優先的になされるべきではないか

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月6日】

1 森 美和子（公明党） 113～122ページ

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
 - (1) 新年度の特徴的な施策について
 - (2) 「積極的な予算編成」と「選択と集中」について
 - (3) 予算編成の基本的な考え方にある「税外収入の確保を積極的に努める」とは具体的にどんなことか
- 2 農業者育成支援事業について
- 3 学校図書館支援事業と図書館情報システム導入事業について

2 宮崎勝郎（緑風会） 122～134ページ

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成24年度予算の特徴は何か
- 2 税収減を見込む中で、予算総額6.5%増とはどういうことなのか
- 3 身の丈に合った予算なのか

議案第1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

- 1 新たに制定される条例の目的は何か
- 2 私債権とは、どのような権利なのか
- 3 私債権の権利を、どのように行使していくのか

議案第5号 亀山市職員定数条例の一部改正について

- 1 職員定数は、今回提案されている10人増でいいのか
- 2 北東分署新設の職員配置は、何人に考えているのか

議案第15号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 今回の改正によって、市営住宅の入居条件は変わるのか
- 2 入居収入基準の読替規定とはどういうことなのか
- 3 老朽化した市営住宅の用途廃止により戸数が減るが、どうするのか
- 4 新たに借り上げる住宅は必要なのか

3 中崎孝彦（新和会） 134～142ページ

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 積極予算について
- 2 最重要課題として位置付けたものは何か

- 3 事業仕分けを含め、前年度の事業を廃止か休止したものはあるか
- 4 主な新規事業とその予算額は
- 5 防災対策に集中投資する考えはないか

4 竹井道男（市民クラブ） 142～157ページ

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 予算編成の基本的な考え方について
 - (1) 後期基本計画初年度の予算編成の考え方について
 - (2) 積極型の予算なのかについて
- 2 市税の減収をどの様に分析しているのかについて
- 3 中期財政見通しの変更について
 - (1) 平成22年度中期財政見通しと平成24年度中期財政見通し変化点について
 - (2) 行財政改革大綱との関連について
 - (3) 適正な財政規模、身の丈に合った行政運営への転換について

議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について

- 1 平成24年度の経営計画について
- 2 市からの負担について
- 3 器械備品購入や建物改修事業の影響について

議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

- 1 耐震改修工事について
- 2 指定管理者制度導入の考え方について
 - (1) 会計管理の在り方について
 - (2) 職員の対応について

5 伊藤彦太郎（ぽぷら） 157～163ページ

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 第2表継続費 ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業について
 - (1) 施設の老朽化の状況について
 - (2) 長寿命化の内容・効果について
 - (3) 契約方法について
 - (4) 今後の維持・運用の考え方について

6 福沢美由紀（日本共産党） 163～171ページ

議案第1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

- 1 条例を制定することにより、私債権の管理がどのように変わるのか

議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

- 1 経済情勢や増収効果などを踏まえ、厚労省は平成24年度の限度額引き上げを見送った。
それなのになぜ今回あえて課税限度額を引き上げるのか

7 岡本公秀（新和会） 171～176ページ

議案第1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

- 1 私債権の項目と未収額について
- 2 第8条第1号の規定について
- 3 債権放棄とその根拠について
- 4 台帳の整備と取り立て方法について

質 疑 内 容 （通告要旨）

【3月7日】

1 櫻井清蔵（ぽぷら） 181～193ページ

議案第19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

- 1 第9款消防費 第1項消防費 第3目消防施設費 消火栓整備事業 消火栓設置費負担金 12,379千円の減額について
- 2 第10款教育費 第3項中学校費 第1目学校管理費 中学校給食実施事業 委託料7,108千円の減額について
- 3 第12款諸支出金 第1項基金費 第6目庁舎建設基金費 庁舎建設基金積立事業 積立金45,195千円について

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 平成24年度予算編成について
 - (1) 編成における主課題について
 - (2) 中期財政計画との整合性について

2 服部孝規（日本共産党） 193～201ページ

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 1 前年度比6.5%増の約212億円の予算規模は、市長の言う「身の丈にあった予算規模」なのか

議案第7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

- 1 削減に踏み出したことは評価するが、なぜ本則を改正しなかったのか

議案第8号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 市民税の均等割が増額されるが、そのことにより、どれだけの市民が負担増となるのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月7日】

1 森 美和子（公明党） 205～215ページ

教育行政の一般方針について

- 1 「親学」の取り組みについて
- 2 「コミュニティスクール」の考え方について

婚活支援について

- 1 男女の出会いの場の仕掛けづくりについて

更なる子育て支援の充実について

- 1 不育症治療に対する助成について

2 尾崎邦洋（緑風会） 215～226ページ

施政及び予算編成方針について

- 1 平成23年度の検証について
 - (1) 「1事業1工夫」の成果について
 - (2) 高齢者世帯への訪問実施と救急医療情報キット配布について
 - (3) 医療センターの看護師等修学資金の貸付について
- 2 平成24年度の取り組みについて
 - (1) 亀山市地域防災計画について
 - (2) 自主防災組織について

3 中崎孝彦（新和会） 226～234ページ

過去の一般質問に対する進捗状況について

- 1 災害対策について
 - (1) 自治会所有の公民館、集会所等の耐震化について
 - (2) アスベストの飛散対策について
 - (3) 耐震強度が不足している市営住宅について
- 2 新名神高速道路工事について
 - (1) 亀山西ジャンクションのフルジャンクション化の見通しについて

坂本棚田について

- 1 今後の保全について

4 鈴木達夫（ぽぷら） 234～246ページ

後期基本計画・第1次実施計画の諸課題について

- 1 「新生亀山・離陸の年」が力強く踏み切れるのかについて問う
 - (1) 農林業の振興について
 - ア 農業者育成支援事業について
 - イ 地域資源を活かした農業の展開について
 - (2) 市民活動応援事業について
 - ア 前期計画の市民税1%応援事業との関連について
 - イ 地域コミュニティのしくみづくりとの関連について
 - ウ 市民参画・協働と地域づくりの一体化について
 - (3) かめやま文化年事業について

5 福沢美由紀（日本共産党） 246～257ページ

第5期介護保険事業の第1号被保険者保険料軽減対策について

- 1 第5期保険料の基準額が、第4期の4,008円に比べ1,369円も高い5,377円という予算案が出ている。少しでも保険料を軽減するために亀山市として考えられること、できることはないのか

安心安全な保育園・幼稚園・学校給食について

- 1 放射能汚染など食材について
- 2 異物混入などについて
- 3 緊急時に対応できる給食について
- 4 パンの国産小麦の使用割合について

緊急耐震対策事業について

- 1 事業の評価について
- 2 「耐震シェルター」、「耐震ベッド」の設置もいのちを守るための選択肢の一つとして進めるべきではないのか

質 問 内 容 （通告要旨）

【3月8日】

1 新 秀隆（公明党） 260～269ページ

市民の安心・安全を守るまちづくりについて

- 1 代表避難所の施設状況について
 - (1) 備蓄品の配備について
 - (2) 避難所（学校）の再生可能エネルギーの拡充について
- 2 防災・減災に対する意識について
 - (1) 防災教育について
 - (2) 他市の動向について

暮らしの充実について

- 1 市営住宅について
 - (1) 市営住宅の現状について
 - (2) 民間活用市営住宅事業について

2 坊野洋昭（緑風会） 269～277ページ

神辺地区コミュニティセンター改築工事について

- 1 プール跡地の利用について
- 2 学童保育所の存続について

都市づくりの推進について

- 1 都市計画の見直しについて
- 2 市内道路ネットワークの策定について

3 岡本公秀（新和会） 277～284ページ

国の子ども、子育て新システムについて

- 1 新システムにおける保育の問題点について
 - (1) 保育の必要性の判定について
 - (2) 園への申し込みについて
 - (3) 園の受け入れについて、また、幼稚園の方針について
 - (4) 保育料の算定について
 - (5) 認可外保育所への補助について

4 伊藤彦太郎（ぼぷら） 284～295ページ

都市計画の見直しについて

- 1 都市計画区域そのものの見直しの考えはないのか
- 2 都市計画税の課税方法の見直しはないのか

亀山市の今後の廃棄物行政について

- 1 今後のゴミ発生量と処理の予測について
- 2 溶融炉の長寿命化計画の内容について
- 3 廃棄物処理の広域化について

5 服部孝規（日本共産党） 295～308ページ

オープンして3年も経たない市営斎場での雨漏りについて

- 1 雨漏りの原因は何だったのか
- 2 雨漏りを起こした責任は誰にあるのか

政府が打ち出した「こども・子育て新システム」について

- 1 新システムでは、親が保育園などの施設を自分で探しその施設と直接契約するということだが、これにより国や自治体の公的責任が後退するのではないか

6 前田 稔（緑風会） 308～316ページ

国民健康保険の医療費の適正化について

- 1 医療費の現状について
- 2 医療費の抑制に向けての取り組みについて
- 3 レセプトの電子データ化について

空き家対策について

- 1 空き家の現状について
- 2 危険な空き家に対してどのような対応をしているのか
- 3 空き家等の適正管理に関する条例について

7 中村嘉孝（新和会） 316～326ページ

障害者自立支援法の一部改正について

- 1 利用者負担の見直しについて（応益から応能に）
- 2 障がい者の範囲の見直しについて
- 3 相談支援の充実について
- 4 障がい児支援の強化について

放課後児童健全育成事業（学童保育）について

- 1 学童保育の原点について
- 2 施設の耐震問題等について

成年後見制度（老人福祉法改正による）について

- 1 亀山市における制度の利用状況について

2 成年後見制度利用支援事業（市民後見人養成事業）について

- 1 文化振興の基本的な考え方について
- 2 文化振興ビジョンに示された文化振興の進捗状況について
- 3 文化振興ビジョンで定める「文化のみえる化プロジェクト」について
- 4 文化振興とスポーツ振興を併合した取り組みについて
- 5 屋根のない博物館について

亀山森林事業施策について

- 1 森林（生産林・環境林）の実質的な整備実績について
- 2 森林の現状と今後の対策について
- 3 平成24年度から始まる「森林再生プラン」について
 - (1) 亀山森林整備計画の見直しについて
 - (2) 木造化された関中学校の教育効果について
 - (3) 今後の地域森林業への支援について
 - (4) 新たな事業の取り組みの考えについて

安全・安心のまちづくりについて

- 1 亀山市における「安全」に関する位置付けについて
- 2 防災、防犯に関して各組織等との連携と応援体制の現状について
- 3 安全・安心の確保への具体的な取り組みについて
- 4 安全・安心の基礎となる条例の整備への取り組みについて

4 高島 真 360～367ページ

職員人件費について

- 1 広報かめやまに公表された職員給与について
- 2 人件費、約36億の内訳について

市道等維持管理工事補助金について

- 1 維持修繕工事に使用する重機等の借上げ額について

国民宿舎「関ロッジ」について

- 1 今後の経営方針について

5 豊田恵理 367～377ページ

食育について

- 1 亀山市の食育についての考え方について
- 2 亀山市の食育に関する取り組みについて
 - (1) 亀山市らしい取り組みとは
 - (2) 亀山市の子どもに対する食育とは
- 3 身近なところから食育について

市長マニフェストの検証について

- 1 マニフェストを掲げた意図は何か
- 2 誰のためのものか
- 3 任期残り1年となった現時点での評価を求める
- 4 任期中に全て実現できるのかを問う

中学校授業における武道の必修化について

- 1 平成24年度教育行政の一般方針に一言も記されていないが何故か
- 2 必須科目となった理由は何か
- 3 市内3中学校で取り組む科目は決定しているのか
- 4 誰が決めるのか

関ロジックについて

- 1 経営感覚を問う
- 2 最少の経費で最大の効果を上げる考えに合うのか

平成24年2月24日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成24年2月24日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 平成24年度施政及び予算編成方針の説明
- 第 5 平成24年度教育行政の一般方針の説明
- 第 6 議員提出議案第1号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 第 7 議案第 1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 2号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 第 9 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 第 10 議案第 4号 亀山市水防協議会条例の一部改正について
- 第 11 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 12 議案第 6号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 8号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 15 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 16 議案第10号 亀山市立公民館条例の一部改正について
- 第 17 議案第11号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 第 18 議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 19 議案第13号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 20 議案第14号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 第 21 議案第15号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 22 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 23 議案第17号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 第 24 議案第18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 25 議案第19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 26 議案第20号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 27 議案第21号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 28 議案第22号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 29 議案第23号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 30 議案第24号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 31 議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

- 第 32 議案第26号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 33 議案第27号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 34 議案第28号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 35 議案第29号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 第 36 議案第30号 平成24年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 37 議案第31号 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 第 38 議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 39 議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 第 40 議案第34号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
- 第 41 議案第35号 市道路線の認定について
- 第 42 議案第36号 亀山市基本構想の変更について
- 第 43 議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について
- 第 44 報告第 1号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴木 達 夫 君
9番	岡本 公 秀 君	10番	坊野 洋 昭 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕 一 君
13番	中村 嘉 孝 君	14番	宮崎 勝 郎 君
15番	片岡 武 男 君	16番	宮村 和 典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝 規 君
19番	小坂 直 親 君	20番	竹井 道 男 君
21番	大井 捷 夫 君	22番	櫻井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻井 義之 君 副 市 長 安田 正 君
 企 画 部 長 古川 鉄也 君 総 務 部 長 広森 繁 君

総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井泰宏君	市民部長	梅本公宏君
文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書	記	渡邊靖文
書記	山川美香			

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから平成24年3月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書5件及び同法第199条第9項の規定に基づく平成23年度における行政監査結果報告書、工事監査結果報告書、指定管理者監査結果報告書、財政援助団体等監査結果報告書がそれぞれ提出されております。また、亀山市土地開発公社から平成24年度事業計画及び収入支出予算書が、社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から平成24年度事業計画書案及び収支予算書案が、財団法人亀山市地域社会振興会から平成24年度一般会計事業計画及び収支予算書案が、社団法人亀山市シルバー人材センターから平成24年度事業計画書案及び収支予算書案がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長におきまして、

1番 高 島 真 議員

12番 前 田 耕 一 議員

のご両名を指名いたします。ご両名にはよろしく願いいたします。もし、会期中におきまして、ただいま指名の方にお差し支えが生じた場合には、それぞれ次の議席の方をお願いいたします。

次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの32日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月26日までの32日間と決定いたしました。

次に日程第4、平成24年度施政及び予算編成方針の説明を行います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成24年亀山市議会3月定例会の開会に当たり、施政及び予算編成につきまして、私の所信を申し述べ、議員各位を初め市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国は、欧州の政府債務危機など世界経済の先行きが不透明な中で、歴史的な円高水準や長引くデフレ、東日本大震災などにより依然として厳しい経済情勢下であり、緩やかに持ち直しの兆しもあるものの、低迷した経済状況からの早期脱却が求められております。また、未曾有の大災害となった東日本大震災から間もなく1年が経過する中で、一日も早い被災地の復旧・復興と、東京電力福島第一原発事故の収束が切望されるところであります。

こうした中、政府は国政が取り組むべき3つの優先課題を「大震災からの復旧・復興、原発事故との戦い、日本経済の再生」と掲げております。また、世界最速の超高齢化が進む中で、消費税率引き上げを含む社会保障と税の一体改革に本格的に取り組む姿勢を示しました。こうした国の動向は、本市の行財政運営に影響を及ぼすものと考えますので、引き続き迅速な情報収集と、柔軟な対応を図ってまいりたいと考えております。

一方、県においては、鈴木知事就任後の新しい県政ビジョンとして、おおむね10年先を見据えた長期的な戦略計画「みえ県政力ビジョン（仮称）」の策定が進められております。このビジョンは、「県民力で目指す『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として、「守る」「創る」「拓く」の3つの政策展開の基本方向と、16の政策を掲げるとともに、市町との関係も連携を強化していくこととしております。

こうした中、先月28日には、関中学校において知事との1対1対談が開催され、地域材の木材流通の仕組みの構築など、本市特有の課題7項目について意見交換を行いました。今後もこのような機会の拡充に期待するとともに、地方分権時代にふさわしい県と市の連携・協働の関係を築いてまいりたいと考えております。

さて、平成19年度から10年間を計画期間とする本市の最上位計画、第1次亀山市総合計画につきましては、前期基本計画期間が間もなく終了し、中間地点に差しかかってまいりました。振り返りますとさまざまな取り組みを通じて、市町合併後の都市の一体感が醸成されるとともに、幅広い分野において市民力で地域力を高めるまちづくりに向けた基盤や風土が培われ、亀山らしさが形成されてきたものと考えております。

今後は、前期基本計画における成果を生かし、つなげつつ、安心・安全に軸足を置き、さらに地域ポテンシャルを発揮させながら、市民力で地域力を高めるまちづくりを一層推進し、基本構想に位置づける将来都市像の実現を図ってまいりたいと考えております。そのため、新たに新年度から5年間の後期基本計画を策定し、重点的かつ政策横断的に取り組む4つの戦略プロジェクトを初め、さまざまな分野における施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、本議会に後期基本計画の策定について提案をさせていただきます。

こうした中、新年度は後期基本計画のスタートに当たり、新生亀山・離陸の年として力強く踏み切るべく、昨年10月に示した平成24年度行政経営の重点方針に基づき、オール市役所の英知を結集し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

ところで、本市は液晶関連産業の集積等による税収の増加に支えられ、平成17年度から普通交付税不交付団体として財政運営も堅調に推移してまいりましたが、固定資産税の落ち込みなどから、本年度において7年ぶりに普通交付税交付団体に転じるなど、行政経営に大きな転換点を迎えました。

こうした中、新年度の予算編成につきましては、低迷する経済情勢や税収動向等を踏まえながらも、後期基本計画の初年度に当たり、第1次実施計画に基づくさまざまなハード・ソフト事業を展開していくため、積極的な予算編成といたしております。また、必要となる財源につきましては、財政調整基金など、各種基金から繰り入れを行うとともに、合併特例債などの特定財源の活用を図ったところであります。今後も財政運営はさらに厳しくなることが見込まれますが、第1次実施計画の事業推進を図りながら、行財政改革を推進し、地方分権時代にふさわしい持続可能な自治体経営を目指してまいりたいと考えております。

なお、各会計別の予算額でございますが、一般会計予算額は、対前年比6.5%増の211億7,880万円といたしております。また、国民健康保険事業特別会計は44億250万円、後期高齢者医療事業特別会計は7億8,090万円、農業集落排水事業特別会計は10億4,370万円、公共下水道事業特別会計は15億6,580万円、水道事業会計は17億7,080万円、工業用水道事業会計は1億4,191万3,000円、病院事業会計は22億750万円、国民宿舎事業会計は1億8,780万円で、一般会計、特別会計、企業会計を合わせまして、対前年比5.1%増の332億7,971万3,000円の当初予算額といたしております。

それでは、市政の各部門にわたり施政方針をご説明申し上げます。なお、本議会におきまして、第1次総合計画基本構想の変更を提案させていただきますので、その基本施策の体系に沿って新年度施策の取り組み及び事業計画をご説明申し上げます。

初めに、快適な都市空間の創造についてご説明申し上げます。

まず、企業活動の促進・雇用の創出であります。シャープ亀山工場におきましては、液晶パネルの世界的な需要動向に対応し、中小型液晶パネルの生産拠点化を図る設備整備が進められており

ます。昨年の第2工場のライン改造に続き、第1工場においてもスマートフォン向けモバイル液晶生産ラインの導入が進められており、今春から本格的な生産が開始されると伺っております。当工場が成長力のあるモバイル液晶事業の拠点地域となることにより、地域経済の安定と持続的な発展につながるものと期待をいたしております。

一方、企業立地促進法に基づく本市の産業活性化の基本計画である亀山市産業活性化計画の策定が、本年夏までには完了する見込みであり、本計画の方針に沿い、本市の持つ地域特性を生かし、積極的に企業立地を促進してまいりたいと考えております。

また、企業を取り巻く経営環境が厳しくなる中、既存企業の活性化に向け、亀山商工会議所との連携を強め、中小企業の経営力向上を目指す中小ものづくり経営革新塾を開催するほか、小規模事業者の経営改善のための資金繰り支援制度の拡充を図ってまいります。

次に、にぎわいの場の創造・商店街の活性化につきましては、昨年10月に商業関係者等の参画のもと、本市の商業活性化に向けた方策について取りまとめを行いました。新年度からは、これらの方策をもとに、商業者が地域に根差し活発な経営を展開していけるよう、商業者、商業団体、市民、行政などが連携し、その具現化を図ってまいります。

次いで、農林業の振興のうち農業につきましては、農業所得の減少や担い手不足、農地の利用集積の伸び悩みなどから、農業経営力、農業生産力は低下し、耕作放棄地も増加している現状にあります。こうしたことから、地域の農業を支える認定農業者や、営農組合が行う農業用機械、施設等の設備投資や農地集積に対し、新たに補助制度を創設し、農業経営の安定化につなげてまいります。

一方、林業につきましては、国において10年後の木材自給率50%以上を目指す森林・林業再生プランが策定されたことを受け、本年度内に亀山市森林整備計画を変更すべく、現在諸手続を進めております。新年度は、変更後の計画に基づき、引き続き林業事業者等による施業の集約化や路網整備など、安定した林業経営の基盤づくりを支援するとともに、公共建築物等における地域材の利用を促進し、林業経営の安定化につなげてまいります。

次に、都市づくりの推進につきましては、亀山市都市マスタープランのまちづくり方針に基づき、都市計画の見直しを進めるとともに、新たに市内道路ネットワーク計画を策定いたします。また、JR亀山駅周辺の利便性・安全性の向上とにぎわいの再生を図るため、地域の方々とともに整備手法の検討を行いつつ、その実現に向けた整備計画の策定を進めてまいります。

次に、住環境の向上につきましては、住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの確保を図るため、民間活用市営住宅事業を通じて既存の民間住宅を活用した市営住宅の確保を進めております。こうした中、JR井田川駅前において新たに単身者用の民間住宅10戸を借り上げ、市営井田川駅前住宅として確保していくため、本議会に亀山市営住宅条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、上下水道の整備であります。流域関連公共下水道事業につきましては、引き続き能褒野町、羽若町、亀田町、栄町及び関町会下における管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。また、農業集落排水事業につきましては、昼生地区の平成26年度末の供用に向け、引き続き三寺町、中庄町及び下庄町における管渠布設工事、舗装復旧工事及び処理施設整備工事を進めてまいります。

一方、下水道事業を安定した事業運営とするためには、経営の健全化や計画性、透明性の向上が

必要であり、その取り組みに向けた企業会計化が必要不可欠なものとなっております。そのため、平成27年度からの地方公営企業法の適用を目指し、下水道事業の企業会計化を進めるべく、新年度においてその基本計画を策定いたします。

次に、新たな国土軸の形成であります。新名神高速道路三重県区間（亀山・四日市間）の整備につきましては、広域高速道路網の構築と、慢性化する東名阪自動車道の交通渋滞を緩和するため、県を初め関係市町やNE XCO中日本等と連携し、平成30年度とする供用開始時期の前倒しと、災害時等の代替機能の確保のための亀山西ジャンクションのフルジャンクション化について、引き続き関係機関に対し働きかけを行ってまいります。

一方、リニア中央新幹線につきましては、建設主体であるJR東海に対し、昨年5月に国土交通大臣から建設指示が出される一方、当社は東京・大阪間の中間駅の建設を全額自己負担で行うことを表明されました。また、東日本大震災の発生を機に、東海道新幹線が担ってきた高速で安定的な旅客輸送の二重系化による災害に強い国土の形成や、東京一極集中の是正に対する期待も高まっております。

こうした中、市といたしましても、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の取り組みを通じ、早期着工と全線同時開業を関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、道路網の整備であります。国・県の道路事業につきましては、建設事業費削減の流れの中にあります。各事業が早期に実現するよう事業の必要性や効果を整理した中で、さまざまな機会をとらえ関係機関に対し働きかけを行うとともに、事業が円滑に進むよう事業主体と連携し、地元調整に努めてまいります。

また、市街地の回遊性を高め、産業振興と市民の利便性向上を図るため、引き続き都市計画道路2路線の整備を進めてまいります。まず、市道賀賀白川線につきましては、本年度において国土交通省とJR東海に委託する部分を含め、本格的な工事に着手いたしましたので、新年度は、鈴鹿川橋梁工事などの継続工事のほか、鈴鹿川両岸の構築物の築造及び盛り土工事などを施工し、平成25年度の供用開始を目指します。また、市道野村布気線につきましても、残る用地買収を完了させ、道路工事に着手してまいります。

次に、公共交通機関の整備であります。地域公共交通のうちバス運行につきましては、今後さらに増加が見込まれる自立した移動手段を持たない高齢者などの交通手段を確保できるよう、より効率的で効果的な運行形態の実現を目指し、新年度において新しい運行の仕組みも取り入れた亀山市地域公共交通総合連携計画を策定いたします。

一方、鉄道につきましては、平成22年3月のダイヤ改正以来、JR亀山駅における昼間時間帯の乗り継ぎ時間が悪化しておりましたが、本年3月のダイヤ改正において大幅に改善される予定と伺っております。既に当駅では、エレベーターの設置など、バリアフリー化工事も完了しましたので、より多くの方々の鉄道利用が期待されるところであります。

また、地域と協働して進めてまいりました、JR井田川駅前の整備につきましては、駅前ロータリー、待合室、駐輪場等の整備工事が本年度末に完成いたしますので、駅利用者の利便性の向上と安全面、景観面の改善が図られるものと考えております。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化につきましては、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げ

る自立した地域コミュニティ活動を促進していくため、亀山市自治会連合会及び亀山市地区コミュニティ連絡協議会と全体的な議論を行うとともに、一部地域における地域住民との具体的な検討を通じて多様な主体による地域の包括的な仕組みづくりを進めてまいります。あわせて、これらの取り組みを支援するための市職員の支援体制や、地域づくりに対する新たな財政支援策などについて庁内での検討を行います。

また、狭隘かつ老朽化した神辺地区コミュニティセンターの改築工事に向け、実施設計を進める一方、関文化交流センターの利便性向上を図るため、バリアフリー化に向けてエレベーターの設置等の改修工事を実施し、コミュニティ活動の拠点となる施設の整備・充実を図ってまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造につきましては、市民税1%市民活動応援事業の趣旨を生かしつつ、市民活動団体の自立や活性化を促進するため、地域通貨制度を用いて、市民一人一人が市民活動を応援できる仕組みについて、市民との協働による検討委員会を通じ、その制度設計を進めてまいります。

次いで、男女共同参画の推進につきましては、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、地域活動への女性の参画を促進する取り組みなどを進めてまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスを考える機会の一つとして、ゴールデンウィーク期間を家族の時間づくり週間と位置づけ、本年5月2日を幼稚園、小・中学校を休業日として5連休を設け、市内事業所や経済団体、労働団体へ呼びかけも行いながら、家族と一緒に過ごし、きずなを深めていただく機会を創出してまいります。

次いで、多文化共生の推進につきましては、外国人住民に対する日本語教室を引き続き開催するとともに、ポケットメールの配信等による情報提供の充実により、外国人住民の生活利便性の向上や、交流の場づくりを進めます。また、外国人とのコミュニケーションを図る共通言語として、優しい日本語（伝わる日本語）の普及にも努めてまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、健康都市連合加盟都市間の市民交流や、健康教室の開催などを通じて、市民の健康づくりに対する意識高揚に努めるとともに、総合保健福祉センターを拠点とした各種検診・相談や、赤ちゃん・高齢者の訪問など、ライフステージに応じた保健サービスの実施により、市民の生涯を通じた健康づくりを支援してまいります。また、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、がん検診の結果、異常等が発見された方が、確実に精密検査を受けていただけるよう促すほか、最近猛威を振るっておりますインフルエンザを初めとした感染症の予防接種費用に対する助成を行うなど、昨年度策定いたしました亀山市食育推進・健康増進計画の積極的な推進を図り、健康都市連合加盟都市として、市民の健康を守り、健康寿命を延ばす取り組みを進めてまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、亀山市地域医療再構築プランの3年目に当たり、これまでに実施してきた取り組みを充実、継続するとともに、医療センターを核に、医師会、歯科医師会の協力を得ながら地域医療機関との役割分担と連携のもと、市民の安心・安全を守る地域医療の確保を図ってまいります。こうした中、病院群輪番制二次救急医療機関における脳卒中患者等への救急対応のための高度医療機器の導入について支援を行ってまいります。

一方、昨年6月に開設いたしました三重大学亀山地域医療学講座につきましては、引き続き専門

的見地からの研究を進め、この地域の生活習慣や特性を明らかにし、地域性のある医学的研究成果としてその活用を図ってまいります。

また、医療センターにつきましては、亀山市立医療センター改革プラン及び亀山市地域医療再構築プランの年次計画に基づく具体的な取り組みを進め、医師の確保や経営改善について徐々に成果を上げてまいりましたので、新年度も引き続き取り組みを継続いたしてまいります。特に、本年度においては、三重大学亀山地域医療学講座の開設に伴い、総合医・整形外科医師が常勤し、診療体制が充実するとともに、協力型臨床研修病院の指定を受け、研修医の受け入れ体制を整えました。さらに新年度からは、三重大学が行う三重・地域家庭ネットワークの人材養成システムにおける拠点病院の一つとして、三重大学の医学生、看護学生及び県立看護大学の学生の実習、並びに研修医を受け入れることといたしております。

一方、医療施設の改善につきましては、新年度から2カ年で空調機器、外壁タイルなど、緊急性・重要性を踏まえた計画的な施設改修を実施するとともに、新年度において購入後10年近くが経過する全身用スライスコンピューター断層撮影装置（CT）を、より高性能な機種に更新するなど、病院機能の充実と経営改善に努めてまいります。

次いで、循環型社会の形成・エコシティの実現であります。平成16年度に策定いたしました亀山市環境基本計画につきましては、環境分野の上位計画として、その推進を図ってまいりましたが、環境問題を取り巻く情勢の変化へのさらなる対応が求められております。また、平成20年度に策定いたしました亀山市地球温暖化防止対策地域推進計画につきましては、平成24年度で計画期間が終期を迎えることとなります。そのため、新年度から2カ年をかけて、これら2つの計画を見直し、さらなる環境の保全・創造に取り組んでまいります。

一方、ごみ溶融処理施設につきましては、稼働後間もなく12年が経過し、施設内の主要な設備・機器が今後耐用年数を迎えることから、老朽化に伴う機能の低下が懸念されます。そのため、新年度から3カ年の継続事業として、基幹的設備の改良工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに二酸化炭素排出量の削減に努めてまいります。

次に、自然との共生につきましては、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、引き続き森林環境創造事業を実施し、間伐等による環境林の針広混交林への誘導を図るなど、健全な森林整備を推進してまいります。

次に、防災力の強化につきましては、東日本大震災以降、国・県においては東海地震、東南海地震、南海地震の被害想定等の見直しが進められており、本市もこれらの動向を踏まえつつ、実情に即した地域防災計画等の見直しや防災訓練の実施、業務継続計画の策定作業を進め、危機管理体制の充実を図ってまいります。また、災害に強いまちづくりを推進するため、災害時に市民への迅速な情報伝達ができるよう、総合的な情報伝達システムの構築に向けた計画を策定するとともに、引き続き木造住宅の耐震化を促進いたします。さらに各地域における防災・減災に向けた自助・共助の活動を拡大していくため、自主防災組織の組織強化や人材育成等に努め、地域防災力の向上を図ってまいります。

一方、人口が増加傾向にある市北東部地域における消防力の強化につきましては、消防分署の建設に関する議会からのご提言や、北東部の地域住民の方々からのご要望をいただく中で、本年度実施してまいりました常備消防力の適正配置の調査結果に検証を加え、そのあり方について検討を重

ねてまいりました。その結果、消防防災拠点の強化を図るため、平成27年4月の開署を目指し、新たに市北東部地域へ消防分署を建設することといたし、新年度から所要の事業を進めてまいります。

また、消防力の充実・強化の一環として、部隊指揮を伴う各種現場での安全管理を徹底するとともに、消防職団員の安全で効率的かつ効果的な運用を図るため、指揮支援隊を設置してまいります。なお、市北東部地域における消防分署の開署及び指揮支援隊の設置に関し、本議会に亀山市職員定数条例の一部改正を提案させていただいております。

ところで、来月1日から春季全国火災予防運動が実施されますが、本市における昨年中の火災件数は35件であり、前年に比べ11件増加する中で、高齢者が犠牲となられた住宅火災も発生したところであります。市民の火災予防思想の普及啓発に寄与する効果的な情報を発信するとともに、自治会連合会のご理解とご協力をいただきながら、全国平均を下回っている本市の住宅用火災警報器の設置率を向上させるため、訪問活動等の取り組みを推進してまいります。

一方、救急体制につきましては、昨年の出動件数が過去最高の1,937件と上昇しておりますが、年初から救急車4台の効果的な運用を開始したところであり、また今月から県が運用を始めたドクターヘリとの有機的な連携も図りながら、迅速・的確な救急搬送に努めてまいります。

また、電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化につきましては、平成25年度から整備工事が開始できるよう、関係機関と協議・調整を図りつつ、取り組みを進めてまいります。

次に、地域安全の充実につきましては、近年、さまざまな街頭犯罪の発生が危惧されており、市民がこうした犯罪による被害に遭わないためにも、防犯情報の発信や研修会などを実施し、防犯意識を高めていただくとともに、暴力団対策につきましても、市民や事業所、警察署等と連携し、その排除に取り組んでまいります。

また、自治会における防犯灯施設につきましては、老朽化等に伴い、修理が必要となった防犯灯施設をLED電球に切りかえる場合も市補助の対象に加え、環境に配慮した施設の設置を促進してまいります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、関地区を拠点に活動するLet'sスポーツわくわくらぶや、新たに設置された総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会の活動を支援するとともに、地域、学校、各種スポーツ団体などと連携・協働し、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、地域福祉力の向上につきましては、昨年10月に策定しました亀山市地域福祉計画の具現化を図るため、亀山市社会福祉協議会と連携し、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン活動を通じた地域の見守り・交流の場を拡充するとともに、地域福祉活動の担い手の発掘・育成に努め、だれもが住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、地域のきずなを大切にしたい取り組みを進めてまいります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、地域包括支援センター「きずな」を中心に、地域包括ケアの推進や、認知症高齢者対策を重点的に進めてまいります。そのため、要支援状態から要介護状態へ移行しないよう、介護予防を重視したケアマネジメントの実施に努めるとともに、認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターのさらなる人

材確保に向け、認知症サポーター養成講座の充実を図ります。

次いで、障がい者の社会参加の促進につきましては、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者総合相談支援センター「あい」など関係機関と連携し、相談や就労支援の充実を図ってまいります。

また、国においては障害者制度改革に関連し、障害者自立支援法にかわる（仮称）障害者総合福祉法について、平成25年8月までの施行を目指すとしているため、今後もその動向に注視しつつ、適切な対応に努めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向け、さまざまな取り組みを進めてまいります。このうち、子供に関する相談につきましては、子ども総合センターを拠点として関係機関との連携を強化し、子供とその家族が地域ですこやかに成長していけるよう、子供に対する途切れのない支援体制の充実に努めてまいります。

また、子供の発達に不安を抱えている家族等への支援につきましては、発達障がい児の早期発見と早期支援を図るため、専門職員の資質向上に努め、療育相談を充実してまいります。さらに保育環境の向上につきましては、就労形態の多様化が進む中、民間保育所の協力も得ながら多様な保育需要に対応した保育サービスの提供を検討してまいります。

また、今月3日には、亀山市立保育所在り方検討委員会から、今後の保育所の方向性等に関する最終報告書が提出されました。新年度におきましては、この内容を尊重しつつ、短期的に取り組むべき事項への対応といたしまして、近年の急激な保育需要の増加に対応するため、待機児童館「ばんび」の活用を図るほか、新たな民間保育所の創設に対し、施設整備費の一部を助成し、保育施設の確保に努めてまいります。なお、国において検討が進められております子ども・子育て新システムにつきましては、今後もその動向に注視しつつ、適切な対応に努めてまいります。

次に、文化芸術の振興につきましては、文化による創造と交流のまちの実現に向けて、これまで培われてきた文化をさらに発展させ、魅力ある亀山文化の創造を図るため、新たに3年に1度を目途として、かめやま文化年を創設いたします。第1回かめやま文化年は平成26年を計画しており、新年度は市民や関係団体の方々とともに、その具体案づくりに取り組んでまいります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、地域におけるさまざまな歴史文化を活用した取り組みを支援するなど、地域と連携した屋根のない博物館の創出を目指してまいります。特に新年度からの3カ年は、学校教育における地域学習との連携強化を重点的に推進してまいります。

次に、歴史的なまちなみの保存整備であります。亀山城多聞櫓の復原整備につきましては、整備工事に伴う新たな発見を踏まえた中で、江戸時代における構造・意匠形態への忠実な復原に努め、完成後の姿を広く一般公開することにより、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進につなげてまいります。

また、関宿のまちなみにつきましては、平成26年度が国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けてから30周年を迎える記念すべき年となりますので、これに向けて保存地区内に存する旧田中家の保存修理工事に着手いたします。

次に、まちづくり観光の推進につきましては、亀山市観光協会を初め、地域や市民団体の方々と連携し、自然、歴史文化など市内のさまざまな地域資源を生かした交流を進めるとともに、本市の

多彩な魅力を紹介するウェブ動画の制作を通じて、シティプロモーションを推進してまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、地方分権の推進につきましては、国の地域主権戦略大綱を踏まえ、県から市への法定権限移譲が本年4月1日から実施されますことから、さらに県と連携を図り、事務の移譲が円滑に進むよう取り組んでまいります。

次に、行政情報システムのうち内部情報系システムにつきましては、新年度において人事給与システムを追加し、職員給与計算の電算化及び人事台帳の電子化を図り、事務の省力化に努めてまいります。

次いで、コンプライアンスに関する取り組みの推進につきましては、開かれた市政をより一層進め、行政の透明性を確保することが求められます。そのため、情報公開制度の拡充を図るため、本議会に亀山市情報公開条例の一部改正を提案させていただいております。

次に、行財政改革の推進につきましては、後期基本計画の策定にあわせ見直しを行いました中期財政見通しを踏まえつつ、亀山市行財政改革大綱の見直しを行うとともに、後期実施計画を策定してまいります。

一方、本市の財政状況を取り巻く環境は厳しさを増す中、未収債権に対する取り組みについて、より一層の強化が求められるところであります。そのため、市の私債権の整理に必要な手続や基準を明確にすべく、本議会に亀山市の私債権の管理に関する条例の制定を提案させていただいております。

ところで、国民宿舎関ロッジにつきましては、昭和42年の開設以来、宿泊や研修、観光・交流の場として市民を初め多くの方々にご利用いただいております。しかしながら、施設の老朽化や民間宿泊施設等の充実、利用者ニーズの多様化等による利用者の減少などにより、国民宿舎事業を取り巻く環境は大きく変化し、厳しい経営状況の中にあります。こうした現状を踏まえ、議会からもご提言をいただく中で、今後の関ロッジのあり方について、これまで調査・検討を重ねてまいりました。その結果、関ロッジにつきましては、民間活力の導入による新たな経営形態として、指定管理者による管理運営を基本としつつ、新年度においては、施設の耐震化に向けた実施設計を行ってまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、昨年11月21日から本年2月20日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたのでご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、施政及び予算編成方針についてご報告申し上げます。私は、議員各位並びに市民の皆様方のご鞭撻を得つつ、市政に全力を尽くす覚悟でございますので、皆様の深いご理解と一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の施政及び予算編成方針の説明は終わりました。

次に日程第5、平成24年度教育行政の一般方針の説明を行います。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

まず初めにごあいさつ申し上げます。

私、去る22日開催の教育委員会におきまして、教育委員長として再任されました。もとより微力ではございますが、本市教育行政の進展のため、精いっぱい努める所存でございます。引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成24年3月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の方針についてご説明申し上げ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、国の情勢であります。新年度から中学校において新学習指導要領が全面实施されます。子供たちの知識・技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視して進めることになっています。一方、全国学力・学習状況調査では、新たに理科の科目を追加するとともに、家庭の状況が学力に与える影響も調査することとしております。

次に、県の動きであります。昨年3月に策定されました三重県教育ビジョンに掲げられた重要課題に対する具体的方策を審議するため、教育改革推進会議が開催されております。その中で、学力向上やキャリア教育の充実、郷土教育の推進等について審議されています。また、東日本大震災の発生を受け、学校における今後の防災対策・防災教育の在り方についての指針を12月に策定し、全小・中学校に発信されたところでもあります。こうした国や県の動向、施策を見きわめながら、教育委員会といたしましては、学校教育や社会教育等の充実と見直しに取り組んでまいります。

それでは、教育行政の各部門にわたり、新年度の取り組み及び事業計画についてご説明申し上げます。

初めに、学校教育についてご説明申し上げます。

まず、私たち教育委員みずからが、学校経営品質の考え方を学習するとともに、年間を通じて計画的に学校を訪問し、関係者との対話を重視しながら学校現場の実情を的確に把握し、学校経営の充実が行われるよう支援してまいります。

ところで、県内において本年に入りインフルエンザが大流行しました。教育委員会といたしましては、農政室と連携したお茶によるうがいの推奨や、迅速な注意喚起などに努めるとともに、消毒用アルコールの配付など、感染予防対策を講じたところでございます。今後とも、防犯、防災、交通安全、感染症等の危機管理対策に関しまして、関係機関と連携を深めながら、適切に対応を図ってまいります。

次に、食育の推進についてでございます。

本年度、文部科学省委託の栄養教諭を中核とした食育推進事業を受け、今年7日に県食育実践発表会の場で報告を終えました。朝御飯をきちんと食べる子供の割合がふえ、保護者の方々の食の地産地消や、安心・安全な食べ物に対する意識の高まりが見られるようになってまいりました。望ましい食生活や食事メニューにつきましては、年齢が低いほど学習効果が高いこともわかってまいりました。そこで、新年度も食育を教育課程に明確に位置づけながら、計画的かつ組織的に推進してまいります。また、かめやまっ子給食の充実、地産地消率の向上に寄与するよう努めてまいります。

次いで、ふるさと先生の配置と効果的活用でございます。

国の教職員定数やみえ少人数教育推進事業等の補完、また35人以上の過密学級を解消するため、

きめ細かな少人数指導ができるよう引き続き努めてまいります。さらに、教員の資質向上を目指し、新年度もふるさと先生を初め、研修の場を充実させてまいります。

続きまして、教育研究についてご説明申し上げます。

まず、本年度、改訂作業を進めてまいりました亀山市学校教育ビジョンにつきましては、今月21日、パブリックコメントを終えたところであります。新たな計画では、これまでの教育施策の成果や課題を踏まえ、学校教育の充実発展に向け取り組んでまいりたいと考えております。例えば、より一層地域から信頼される特色ある学校づくりの推進、知・徳・体のバランスのとれた生きる力の育成、亀山っ子市民宣言の推進等、学校教育ビジョンの基本理念にのっとり進めてまいります。

次に、読書活動についてでございますが、これまで市の読書推進計画に基づき、読書習慣の確立や読書環境の整備を進めてまいりましたところ、子供たちの読書冊数が増加するとともに、その家族の読書活動も高まりが見られるようになりました。そこで、市立図書館の機器更新にあわせ、学校図書館のデータベース化とネットワーク化により、学校間や市立図書館との連携を強め、亀山市全体の読書推進につながるよう進めてまいります。

次いで、就学前教育についてでございます。

幼児の教育が、子供たちの心身のすこやかな成長を促す上で重要な役割を担っていることから、他部局とも連携しながら、就学前教育の充実を進めます。また、幼児期の大切な家庭教育を担う保護者対象の親学の取り組みを進め、家庭教育力向上の啓発にも努めるとともに、幼稚園と保育所の一元化についても国の動向に注視しながら検討を進めてまいります。

さらに、保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となって学校づくりに取り組むコミュニティスクール等の推進に努めてまいります。

続きまして、学校施設等の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、井田川小学校教室増設事業では、児童数の増加に対応し、増築校舎の建設を実施してまいります。次に、亀山東小学校整備事業では、平成25年度に整備ができるよう増築校舎の設計を行ってまいります。次いで川崎小学校改築事業では、どのように校舎改築を進めていくのか等の基本計画の策定を行ってまいります。また、白川小学校耐震化事業でございますが、耐震補強に向けて実施設計を行ってまいります。

次に、空調機整備事業でございますが、児童の健康管理を含め、学習しやすい環境整備を図るため、未設置の小学校の特別支援教室及びサマースクール等に対応した教室へ、空調機を設置してまいります。

次いで、亀山東幼稚園進入路等整備事業でございますが、通園・通学の安全確保を図るため、進入路等の整備を行ってまいります。

続きまして、生涯学習についてご説明申し上げます。

本年度、見直しを進めてまいりました亀山市生涯学習計画につきましては、今月21日にパブリックコメントを終えたところでございます。新たな計画では、期間を平成24年度から平成28年度までの5年間とし、8つの基本施策で構成しており、だれもが参加できる機会づくりに加え、学習成果を生かした地域づくりの推進や、生涯を通じた読書活動の展開も盛り込んでおります。今後、この計画を通して各部局で行っているさまざまな講座の一元管理に取り組むなど、だれもがわかりやすい学習環境づくりを進めてまいります。また、学んだことを地域へ、また次に学びたい人へ還

元していくサイクルを生み出すような仕組みもつくってまいりたいと考えております。

次に、青少年健全育成関係についてでございます。これまで、青少年総合支援センターにおきまして実施してまいりました巡回パトロールを検証し、新年度から土曜日においても実施するとともに、不審者等の発生時間帯に力点を置いて巡回パトロールを行っていく予定でございます。今後も危機管理局、小・中学校を初め、愛の運動の各団体の方々との連携を一層深めながら、子供たちの安心・安全に向けて取り組んでまいります。

また、放課後や休日における子供の居場所づくりにつきましては、現在、市内11小学校区中、8小学校区で放課後子ども教室を開催しており、スポーツや文化教室を通して地域の方々が積極的に子供たちの健全育成にかかわっていただいております。

今後も市内すべての小学校区において、放課後子ども教室が開催できるよう働きかけてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

図書館情報システムにつきましては、導入後7年が経過し、機器の老朽化等が起こってきていることから、システムの更新を行ってまいります。図書館施設につきましては、利用者や蔵書がふえていることを踏まえ、図書館の読書環境を充実するための施設改修設計を行ってまいります。

以上、平成24年度教育行政の方針についてご説明申し上げます。よろしくご審議、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育委員会委員長の教育行政の一般方針の説明は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、議員提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、提出させていただきました議員提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

これまで、予算・決算については、それぞれ特別委員会を設置して議案の審査を行ってきました。しかし、特別委員会は、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件等を審査するものであり、予算や決算のように毎年出される議案は、本来は常任委員会で審査するものです。また、予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することにより、より継続的、一体的な審査ができること、さらには現在、各常任委員会に分割付託している補正予算の審査においても、議案不可分の原則に基づいた審査が可能となることから、予算決算委員会を置くため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、第2条に委員定数21名で、予算及びこれに関連すること、決算及びこれに関連することを所管する、予算決算委員会を置くことを規定するものです。

なお、施行日は公布の日とします。

以上、議員提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については先議することに決しました。

これより、本案についての質疑を行います。通告はございませんので質疑を終結いたします。

続いてお諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって本案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより本案について討論に入りますが、通告はございませんので討論を終結し、議員提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正について起立採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第1号から日程第44、報告第1号までの38件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第1号亀山市の私債権の管理に関する条例の制定についてでございますが、市の財政状況を取り巻く環境が厳しさを増す中、未収債権に対する取り組みについて、より一層の強化が求められております。このことから、市の私債権について、その適正な管理に必要な手続や基準を明確にするため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず目的及び定義として、条例の目的と条例における用語の意義について定めます。

次に、法令等との関係として、市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令または他の条例、もしくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるものいたします。

次に、市長の責務として、市長は、法令または条例、もしくは規則の定めに従い、適切かつ効率的な市の私債権の保全、取り立て等に努めなければならないことといたします。

次に、台帳の整備として、市長は、市の私債権を適正に管理するため、台帳を整備しなければならないことといたします。

続きまして、督促、強制執行等として、市の私債権について、地方自治法施行令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならないことといたします。

次に、徴収停止、履行期限の特約等として、市の私債権について、地方自治法施行令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長または当該市の私債権に係る債務の免除をすることができることといたします。

次に、放棄として、市の私債権について、事実上徴収が不可能である場合においては、当該市の私債権等を放棄することができることとし、放棄したときは議会に報告しなければならないことといたします。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第2号亀山市行政組織条例の一部改正についてでございますが、現在、開発指導に関する事項につきましては、環境・産業部が事務を所管しておりますが、この事務は、都市計画法に基づく開発行為に関するものであることから、建設部所管の事務と密接に関連しています。このことから、事務の所管部を一元化し、迅速かつ円滑な事務を実施することにより、市民サービスの向上を図るため、開発指導に関する事項を建設部の分掌とする事務とする改正を行うものでございます。

なお、施行日は、平成24年4月1日といたします。

続きまして、議案第3号亀山市情報公開条例の一部改正についてでございますが、本条例は平成17年1月に制定され、平成20年12月の一部改正を経て現在に至っております。この間、平成22年4月には、亀山市まちづくり基本条例が施行され、まちづくりの基本原則の一つとして、情報共有の原則が定められました。情報の共有は、市民との信頼関係を構築するために欠かせないものです。また、開かれた市政をより一層進め、行政の透明性を確保するためには、情報公開制度の拡充が求められるところでございます。

このことから、条例の目的に、市民の知る権利を保障することを明記するとともに、公開請求権者の範囲を拡大し、何人も、公文書の公開の請求をすることができることとするなど、情報公開制度の拡充を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第4号亀山市水防協議会条例の一部改正についてでございますが、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、水防法が一部改正されたことに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第5号亀山市職員定数条例の一部改正についてでございますが、平成24年4月1日から消防本部の組織に、指揮支援隊及び北東分署建設準備室の新設を計画しております。さらに、平成27年度には、新たに北東分署を開署する計画でありますことから、職員を増員する必要があるとございます。

また、消防機関においては、職員の定年退職に伴う職員の補充を先行採用により対応しているところであります。

これらのことに対応した計画的な採用を行うため、消防機関の職員の定数を73人から83人に改めるものでございます。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第6号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてでございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正規定の一部が、平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第7号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、長引く景気の低迷等により、市を取り巻く経済情勢が厳しさを増す中、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額及び期末手当は100分の5を減額したところでございます。

一方、退職手当は減額の規定を設けておりませんが、市長については、厳しさを増す財政状況及び他市における市長の退職手当の支給状況等を総合的に勘案し、退職手当を減額することとするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、平成24年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長の退職手当の額は、算定した額からその100分の10に相当する額を減じた額といたします。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第8号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が同月14日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されることから、市たばこ税の税率を改めます。

次に、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止いたします。

次に、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例規定について、地方税法及び同法施行令の改正に伴い、条文を整備いたします。

次に、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保する趣旨で法整備が行われたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの間の個人市民税の均等割の税率を引き上げます。

なお、施行日は公布の日といたしますが、退職所得に係る個人住民税の税額控除の廃止については平成25年1月1日とし、市たばこ税の税率改正については平成25年4月1日といたします。

次いで、議案第9号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、平成24年7月9日を施行日として、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法が廃止され、あわせて住民基本台帳法の一部を改正する法律に伴う住民基本台帳法施行令の一部改正が行われます。また、平成23年12月21日に公布された危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、平成24年4月1日から施行されます。これらのことから、市が手数料を徴収する事務を定める本条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票に登録した事項の証明等に関する事務がなくなることから、外国人登録に関する証明書交付手数料を削る等の改正を行います。

次に、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民基本台帳カード再交付手数料の規定で引用している同政令の条項の整理を行います。

次に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、浮きぶたつきの特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査について手数料が設けられることから、当該手数料を新たに規定いたします。

なお、施行日は浮きぶたつきの特定屋外タンク貯蔵所設置の許可申請に対する審査手数料の改正規定については平成24年4月1日とし、外国人登録等に関する改定規定については平成24年7月9日といたします。

次に、議案第10号亀山市立公民館条例の一部改正についてでございますが、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正により、平成24年4月1日から同法で定められていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、市の条例において定めることとされることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市立中央公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者と定めます。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第11号亀山市学童保育所条例の一部改正についてでございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正規定の一部が、平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものでござ

います。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

続きまして、議案第12号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令により、平成23年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正いたします。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第13号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてでございますが、平成24年7月9日を施行日として、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法が廃止され、あわせて住民基本台帳法の一部を改正する法律により、日本に滞在する外国人のうち、中長期在留者、特別永住者等の外国人住民については、住民基本台帳法の適用対象となります。このことに伴い、住民の印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定める本条例について、印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳に記録されている者とし、また登録時の本人確認文書から外国人登録証明書を削るなど、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成24年7月9日といたします。

次に、議案第14号亀山市公共下水道条例の一部改正についてでございますが、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、公共下水道の排水設備指定工事店の指定の申請における個人の場合の添付書類から、外国人登録原票記載事項証明書を削ります。

なお、施行日は平成24年7月9日といたします。

次に、議案第15号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、平成23年5月2日に交付された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正により、市営住宅の入居者資格について規定の整備を図る必要があります。また、老朽化した市営住宅の用途を廃止するとともに、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず同居親族に関する要件の削除に伴い、入居申し込み者の現状及び市営住宅の戸数の状況等を考慮し、当分の間はこれまでと同様に同居の親族があることを入居者の資格といたします。ただし、入居者が高齢者、障がい者、生活保護を受けている者等である場合は、単身入居ができることといたします。

次に、入居収入基準について、法改正により条例で定めることとされるため、入居収入基準を条例で定めるまでの経過措置として、読みかえ規定を設けます。

次に、老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、和田住宅及び若草住宅の戸数を改めます。

次に、借り上げによる市営住宅として、井田川駅前住宅を新たに設置いたします。

なお、施行日は公布の日とし、入居者資格及び入居収入基準に関する改正規定については平成24年4月1日といたします。

次に、議案第16号亀山市火災予防条例の一部改正についてでございますが、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令により、平成24年7月1日から消防法に定める危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されることに伴い、その貯蔵及び取り扱い場所に係る基準の経過措置を定めるなど、本条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成24年7月1日といたします。

次に、議案第17号亀山市消防団条例の一部改正についてでございますが、消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っております。このことから、消防団員の処遇改善を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、消防団員のうち団員の階級の者の報酬年額を、3万6,000円から3万6,500円に改定いたします。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

次に、議案第18号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものでございます。

なお、施行日は平成24年4月1日といたします。

続きまして、議案第19号平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正におきまして、増額いたします主なものとしては、人件費のうち共済費につきまして公費負担率の引き上げに伴う増額補正を、また国民健康保険事業特別会計における療養給付費の増などに対応するため、一般会計からの基準外繰り出しについて計上いたしております。

また、将来の庁舎建設資金確保のため、庁舎建設基金への積立金を計上いたしております。

なお、最終補正のため、各項目にわたる決算見込み額を調整の上、計上しましたことから、減額補正が多くなっておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ5億2,796万1,000円を減額し、補正後の予算総額は198億5,460万3,000円といたしております。

まず、繰越明許費補正でございますが、災害対策事業を初め、関係機関との調整などにより年度内に完成が見込めないものなど、12事業についてやむを得ず繰り越しをいたすものでございます。

次に、債務負担行為補正及び地方債補正につきましては、事業費の確定に伴い変更をいたすものでございます。

それでは、歳入の主な補正内容からご説明申し上げます。

初めに、国・県支出金につきましては、災害査定により現年発生補助災害復旧事業費負担金及び補助金の補正を、また社会資本整備交付金及び次世代育成支援対策交付金の増額など、交付決定額及び事業費の確定に伴う補正が主なものでございます。

次に、財産収入では、各基金の収益金を計上するほか、寄附金につきましては、公益的施設整備費寄附金、並びにふるさと納税をいただきましたので計上いたしております。

また、繰入金につきましては、歳出予算の減額などにより一般財源に余剰が生じたので、財政調整基金繰入金を減額するほか、諸収入につきましては、生活保護費返還金や資源物売却代金を増額計上いたしております。

次に、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

初めに、総務費につきましては、地区コミュニティセンター充実事業や住民系情報システム事業、また市税計算事務等電算委託料など、各費目、各事業での執行見込みによる減額、民生費につきましては、介護保険事業に対する広域連合負担金、国民健康保険事業への繰出金、過年度返還金を増額計上し、高齢者・障がい者（児）タクシー料金助成事業、地域生活支援事業、民間保育所補助費など、事業の執行見込みによる減額が主なものでございます。

次に衛生費につきましては、予防衛生事業の増額、旧斎場解体事業、溶融処理施設管理費、ストックヤード整備事業などの減額、農林水産業費につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業や林業生産活動支援事業などの減額、商工費では、新地域生活交通再編事業や産業振興奨励金をそれぞれ減額補正いたしております。

次に土木費では、野村布気線整備事業、道路舗装事業として舗装復旧工事負担金、また二本松水路整備事業の減額など、入札差金や事業費の確定により減額補正をいたしております。

次に、消防費につきましては、消火栓整備事業など消防施設費を減額し、教育費につきましては、井田川小学校教室増設事業や中学校給食実施事業など、事業実施によります不用額を減額補正するものでございます。

また、諸支出金につきましては、各基金の収益金等を積み立てするほか、庁舎建設基金へ積立金を計上いたしております。

次に、議案第20号平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,513万9,000円を追加し、補正後の予算総額を42億7,677万2,000円といたしております。

主な補正内容は、歳入では、一般被保険者国民健康保険税、療養給付費等国庫負担金の減額に加え、歳出において保険給付費の増加が見込まれることから財源不足が生じるため、一般会計からの基準外による繰入金1億3,594万5,000円を計上いたしております。

次に、議案第21号平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ51万3,000円を減額し、補正後の予算総額を7億5,092万8,000円といたしております。

主な補正内容は、広域連合負担金や過年度保険料還付金を減額するものでございます。

次に、議案第22号平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,855万2,000円を減額し、補正後の予算総額を8億3,880万4,000円といたしております。

主な補正内容は、昼生地区整備事業における工事請負費等、施設整備事業費を減額するものでございます。

次に、議案第23号平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてで

ございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1,598万9,000円を減額し、補正後の予算総額を16億1,532万2,000円といたしております。

主な補正内容は、流域下水道維持管理負担金を増額する一方、施設整備事業など事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、議案第24号平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な補正内容としては、人件費のほか、事業費の確定により、資本的支出で1億4,875万円を減額し、補正後の予算額を5億185万円といたしております。

以上が一般会計並びに各特別会計及び企業会計の補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算について、その大要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は211億7,880万円で、平成23年度当初予算額に比べて12億9,380万円、率で6.5%の増といたしており、本市においてさらなる市民の暮らしの質の向上を図るべく、第1次総合計画後期基本計画の初年度に当たり、積極的な予算といたしたところでございます。

増額となりました主な要因は、ごみ溶融処理施設長寿命化事業や和賀白川線整備事業、また退職者の増による退職手当などでございます。

歳入でございますが、市税につきましては、景気の動向や固定資産税の落ち込みなどから、平成23年度当初予算より7億1,970万円、率にいたしまして6.5%減の104億750万円を計上いたしております。

次に、地方交付税でございますが、平成23年度より交付団体に転じ、市税収入の減少などにより、12億5,900万円を計上いたしております。

次に、繰入金につきましては、財政調整基金から13億2,620万円を、減債基金から4億9,700万円など、各種基金からの繰入れを行い財源に充当いたしております。

市債につきましては、交付税から振りかえられた臨時財政対策債のほか、和賀白川線及び野村布気線整備事業に係る合併特例債など、28億7,370万円を計上いたしております。

続きまして、歳出につきましては、平成24年度の主な事業をご説明申し上げます。

初めに、都市の耐震性を強化するため、地震対策・木造住宅補強事業や、橋梁耐震化補強事業を引き続き実施するとともに、白川小学校耐震改修事業に着手いたします。

次に、まちの魅力を磨き上げるため、かめやま文化年事業や屋根のない博物館創出事業を新たに実施するほか、亀山城周辺保存整備事業、亀山駅周辺再整備計画策定事業、まちづくり観光推進事業などを実施いたします。

次に、市民の健康を支えるため、インフルエンザを初めとした予防接種事業やがん検診を推進してまいります。また、市民の医療に対する安心確保のため、鈴鹿回生病院が導入する高度医療機器の整備に対し支援を行うほか、引き続き三重大学地域医療学講座を実施し、地域医療の体制強化と医師の安定確保に努めます。

次いで、子供たちの学びと育ちの環境づくりのため、子育て支援としては、民間保育所の新設に対し助成を行う民間保育所整備事業を実施いたします。また、少人数教育推進事業や個の学び支援

事業などを引き続き実施するほか、教育環境の整備として井田川小学校教室等増設事業を継続実施するほか、亀山東小学校整備事業、さらには川崎小学校改築事業に取りかかります。

次いで、地域コミュニティ活動の促進のため、地域コミュニティのしくみづくり支援事業や地域通貨制度を用いた市民活動応援事業を実施するほか、関文化交流センター改修工事、神辺地区コミュニティセンターの改築工事に取りかかります。

ほかにも、都市機能の充実のため、和賀白川線、野村布気線などの道路整備事業を推進するほか、環境保全のため、ごみ溶融処理施設長寿命化事業を3カ年の継続事業として実施するとともに、新エネルギー普及支援事業や森林環境創造事業を実施いたします。

以上が一般会計の概要です。

続きまして、議案第26号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は44億250万円で、平成23年度当初予算に比べて7.6%の増といたしております。これは、保険給付費等が増額となったことによるものでございます。

なお、保険給付費の増加等に伴い、歳入不足が見込まれますことから、一般会計より5,327万6,000円の基準外の繰り入れを行い、予算編成をいたしたところでございます。

次に、議案第27号平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は7億8,090万円で、平成23年度当初予算に比べて6.9%の増といたしております。

主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

次に、議案第28号平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は10億4,370万円で、平成23年度当初予算に比べて10.8%の増といたしており、平成26年度の供用に向け、引き続き昼生地区整備事業として、管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

次いで、議案第29号平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は15億6,580万円で、平成23年度当初予算に比べて7.8%の減といたしております。

主な事業といたしましては、引き続き能褒野町、亀田町、羽若町、栄町等で、管渠布設工事及び舗装復旧工事を進めてまいります。

次に、議案第30号平成24年度亀山市水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は17億7,080万円で、平成23年度当初予算と比較して、ほぼ同額といたしております。

主な事業は、資本的支出において下水道整備に伴う配水管移設工事や、配水管改良工事が主なものでございます。

次に、議案第31号平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は1億4,191万3,000円で、施設改良費の増加により、平成23年度当初予算と比較して24.3%の増といたしております。

次に、議案第32号平成24年度亀山市病院事業会計予算についてでございますが、収益的支出及び資本的支出の合計額は22億750万円で、平成23年度当初予算と比較して2.8%の減と

いたしております。

主な事業は、資本的支出において医療センター改修工事、また全身用スライスコンピューター断層撮影装置（CT）の更新を図ります。

なお、収支不足する額を補てんする一般会計補助金は、1億7,507万9,000円を計上いたしております。

最後に、議案第33号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算についてでございますが、関ロジの収益的支出及び資本的支出の合計額は1億8,780万円で、宿舎耐震補強計画及び実施設計業務委託料を計上したことにより、平成23年度当初予算と比較して13.2%の増といたしております。

以上、簡単ではございますが、一般会計並びに各特別会計及び企業会計の平成24年度当初予算の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてでございますが、一部事務組合である三重県自治会館組合の共同処理する事務に、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務及び消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務を追加すること、並びに組合の名称を三重県市町総合事務組合に改めるなど、三重県自治会館組合規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号市道路線の認定についてでございますが、地元要望による新規路線である、阿野田38号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号亀山市基本構想の変更についてでございますが、平成19年度から10年間を計画期間といたします第1次亀山市総合計画につきましては、5年を計画期間とする前期基本計画が本年度末で終期を迎えることとなります。こうした中、前期基本計画に続く後期基本計画を策定し、基本構想に位置づける将来都市像の実現に向けて、さらに実効性を高めながら施策展開を図ってまいりたいと考えております。そのため、基本施策の体系等について、基本構想と後期基本計画との整合を図るため、基本構想を変更いたしたく、亀山市議会基本条例第11条第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についてでございますが、本市の最上位計画であります第1次亀山市総合計画につきましては、前期基本計画が本年度末で終期を迎えますことから、平成24年度から5年を計画期間とする後期基本計画の策定に向け、昨年度から計画案の策定作業を進めてまいりました。計画案の策定につきましては、亀山市中期戦略会議を初めとする庁内策定組織において、前期基本計画の評価や外部環境・市民意向の動向等を踏まえつつ、今後の施策の方向等について検討を重ねてまいりました。その結果、社会経済情勢が激しく変化する中で、持続可能な自治体経営を目指していくため、前期基本計画における成果を生かし、つなげつつ、安心・安全に軸足を置き、さらに地域ポテンシャルを發揮させながら、より一層、市民力で地域力を高めるまちづくりを推進することを基本に据え、35の基本施策のもとに308の施策を位置づけたものでございます。さらに、基本施策毎に、その目指す姿や成果指標を示すとともに、

重点的かつ政策横断的に取り組む4つの戦略プロジェクトと、それらプロジェクトの推進力を高める取り組みを位置づけ、より実効性あるものとしたしております。

また、この計画案につきましては、亀山市総合計画審議会において慎重な審議を重ねていただき、昨年12月に答申を得るとともに、その後、議会からのご意見やパブリックコメントを多数いただく中で、それらに対する市の考え方を整理しつつ、計画案へ反映を行い、最終案として取りまとめを行っております。

つきましては、今後、この後期基本計画に基づき、基本構想の具現化に向けた積極的な施策展開を図ってまいりたいと考えておりますので、第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定について、亀山市議会基本条例第11条第2号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最後に、報告第1号専決処分の報告についてでございますが、亀山市関町木崎1416番地において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成24年1月30日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は16万7,929円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の上程各案に対する提案理由の説明は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時02分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、副市長に平成23年度各会計補正予算及び平成24年度各会計予算の補足説明を求めます。安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました平成23年度各会計補正予算の主な項目から補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

それでは、補正予算書5ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正の追加につきましては、関係機関や地権者等との協議に時間を要するもののほか、災害対策事業につきましては、東日本大震災の影響により、また災害復旧事業につきましては、災害査定の実施時期や関係機関との協議などにより、年度内において事業の完了が見込めませんことから、11事業についてやむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

次の変更につきましては、道路橋梁災害復旧事業について、災害査定により事業費が確定をいたしましたことから、額の変更を行うものでございます。

次に、第3表 債務負担行為補正につきましては、行政情報番組緊急告知システム管理事業など、各項目について契約額に合わせまして変更を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、第4表 地方債補正の変更につきましては、限度額を各事業費にあわせて減額をするものでございます。

それでは、歳入歳出につきましてご説明を申し上げますが、今回の補正につきましては、最終の補正となりますことから、事業費の確定に伴う増減や決算見込みによる減額が主なものでございますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、まず歳入の主なものについてご説明を申し上げます。補正予算書11ページをお願いいたします。

2段目、使用料につきましては、亀山市斎場の使用件数の増に伴い114万4,000円を増額計上、次に下段からの国庫支出金につきましては、補助対象事業費などの確定等から補正を行うものでございます。

めくっていただきまして13ページの中段、国庫補助金では、交付額の確定に伴い、美しい森林づくり基盤整備交付金などを減額する一方、次世代育成支援対策交付金、また社会資本整備総合交付金などを増額計上いたしております。

次に、15ページ、県支出金につきましても、それぞれ補助対象事業費の確定等により補正を行うもので、17ページの県補助金のうち、現年発生補助災害復旧事業費補助金につきましては、災害査定におきまして激甚災害の指定を受けましたことから、376万5,000円を増額いたしております。

次に、19ページをお願いいたします。

上段の財産収入につきましては、それぞれ基金の運営益を計上いたしました。中段の土地売却収入につきましては、用途廃止等に伴う普通財産の売り払い収入として、313万1,000円を計上いたしております。下段の寄附金につきましては、公益的施設整備費寄附金を、またふるさと納税をいただきましたので関宿にぎわいづくり基金寄附金として計上をいたしております。

次に、21ページをお願いいたします。

繰入金のうち、財政調整基金繰入金につきましては、歳出の減額に伴う財政調整によりまして、2億6,800万円を減額補正するものでございます。また、土地開発基金繰入金につきましては、充当をいたしておりました用地購入が安価に購入できますことになりましたことから、繰入金800万円を減額するものでございます。

次に、下段の雑入のうち生活保護費返還金2,600万円につきましては、被保護者に当初見込んでいなかった財産収入が生じたことから、保護費の返還を受けるものでございます。

次に、23ページ、同じく雑入のうち、縣市町村振興協会交付金793万1,000円につきましては、オータムジャンボ配分金で、歳出において在宅高齢者介護支援事業に充当いたしております。また、資源物売却代金1,800万円につきましては、資源物売却単価が高くなったことから増額をいたしました。

下段の市債でございますが、野村布気線整備事業債の合併特例債につきましては、事業費の減額に伴い計上するものでございます。また、防災対策事業債及び現年発生補助災害復旧事業債につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い計上をいたしましたものでございます。

次に歳出につきまして、主なものについてご説明をさせていただきますが、職員共済組合負担金

につきましては、負担率の改正に伴いまして各費目において増額となっておりますが、説明は省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと思います。

25ページをお願いいたします。

議会費につきましては、議員活動費について行政視察旅費の減などにより、293万5,000円を減額。

次に29ページ、総務費において上段、市民税1%市民活動応援事業につきましては、新たな市民活動応援制度を構築することになったことから、103万4,000円を減額するものでございます。

次に、33ページ中段の地区コミュニティセンター充実事業につきましては、井田川地区南コミュニティセンターの購入差金で、800万円を減額するものでございます。

次に37ページ、中段の一般管理費につきましては、市税計算事務等電算委託料の確定により、1,021万3,000円を減額いたします。

次に43ページ、民生費でございますが、介護保険事業広域連合負担金につきましては、介護給付事業の見込みにより198万3,000円を増額、次の国民健康保険事業繰出金につきましては、保険給付費の増に伴う財源不足に対応するため国民健康保険事業特別会計への基準外の繰出金など、1億3,405万1,000円を増額するものでございます。

47ページをお願いいたします。

上段の介護予防事業につきましては、委託料の確定などにより、1,068万5,000円を減額するものでございます。

49ページをお願いいたします。

下段の民間保育所補助費につきましては、対象児童の減などにより774万8,000円を減額いたします。

次に、55ページをお願いいたします。

上段の一般管理費につきましては、生活保護費事業における過年度返還金853万9,000円を計上いたします。

次に、61ページをお願いいたします。

衛生費でございますが、中段の旧斎場解体事業につきましては、旧関町斎場の解体に伴う事業費の確定により594万5,000円を減額いたします。

次に、63ページをお願いいたします。

中段の施設管理費につきましては、溶融処理施設における節電の取り組みによりまして、購入電力量が減となりましたことから、光熱水費を600万円減額、次のストックヤード整備事業費につきましては、事業費の確定により1,005万円を減額するものでございます。

次に、67ページをお願いいたします。

農林水産業費でございますが、下段の土地改良施設維持管理適正化事業につきましては、海本揚水機のオーバーホールを行う予定でしたが、地元との協議の結果、平成24年度に実施することに至りましたことから、工事請負費等656万2,000円を減額いたします。

次に、69ページをお願いいたします。

上段の林業生産活動支援事業につきましては、補助対象事業量の減などに伴い、1,005万2,

000円を減額し、森林環境創造事業につきましても、単価の見直しなどによる委託料の減で714万円を減額いたします。

次に、75ページをお願いいたします。

土木費でございますが、上段の一般管理費につきましては、単価の高騰により道路照明灯の電気代156万円を増額いたします。

次に、77ページをお願いいたします。

中段の野村布気線整備事業につきましては、一部用地交渉において承諾が得られないことから、補償費を3億102万円減額するものでございます。また、道路舗装事業につきましては、上下水道工事に伴う舗装復旧工事負担金の減など、1,379万9,000円を減額いたします。

次に、81ページをお願いいたします。

中段の公共下水道事業繰出金につきましては、公共下水道事業費の減などに伴い、2,292万9,000円を減額いたします。

次に、85ページをお願いいたします。

消防費でございますが、中段の消火栓整備事業につきましては、消火栓の設置基数が減となりましたことから、1,237万9,000円を減額いたしております。

次に、89ページをお願いいたします。

教育費でございますが、井田川小学校教室増設事業につきましては、設計監理等委託料などの減により1,242万2,000円を減額いたします。

次に、91ページをお願いいたします。

中段の中学校給食実施事業につきましては、デリバリー給食における喫食率の減などによる委託料など、730万8,000円を減額するものでございます。

次に、103ページをお願いいたします。

中段の公債費でございますが、元金償還金及び利子償還金の確定により、3,715万8,000円を減額いたします。

また、下段からの諸支出金では、各基金の運用益等を積み立てしており、105ページ下段の庁舎建設基金につきましては、財源の余剰が生じたことから、4,519万5,000円を計上いたし、本年度の積立額を5,000万円とするものでございます。

また、次ページの上段の関宿にぎわいづくり基金積立金につきましては、ふるさと納税をいただきましたので、納税者のご意向に沿って積み立てを行うものでございます。

次の災害復旧費につきましては、災害査定においてそれぞれ事業費が確定いたしましたので、関係経費を減額するものでございます。

続きまして、各特別会計の主な補正内容をご説明申し上げます。

まず、最初に国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

歳入の119ページをお願いいたします。

上段の国民健康保険税につきましては、退職被保険者等の税収は増額となる一方、一般被保険者につきましては、所得が減少したことにより減額となることから、3,705万2,000円を減額するものでございます。

下段からの国庫支出金、県支出金、123ページの療養給付費等交付金、共同事業交付金につき

ましては、いずれも交付決定などにより減額となるところでございます。

また、繰入金につきましては、今回の補正に伴いまして財源不足が生じますことから、一般会計から基準外の繰入金として1億3,594万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出でございます。127ページをお願いいたします。

保険給付費につきましては、129ページにかけて医療費の増加が見込まれますことから、それぞれ増額計上を行ったところでございます。

次に、131ページ、上段の共同事業拠出金につきましては、精算によりそれぞれ減額するほか、下段の特定健康診査等事業費につきましては、決算見込みなどにより減額するものでございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

139ページをお願いいたします。

上段の後期高齢者医療保険料につきましては、普通徴収保険料過年度分について40万円の減額。

次の一般会計繰入金につきましては、財源調整から238万9,000円を減額するものでございます。

また、雑入につきましては、過年度の療養給付費負担金の精算などにより、227万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出の141ページをお願いいたします。

下段の後期高齢者医療広域連合納付金は、負担金の決算見込みより減額をするものでございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

146ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございますが、昼生地区整備事業について、地元や関係機関との協議に時間を要しましたことから、年度内での完成が見込めず、やむを得ず1億3,110万円を繰り越すものでございます。

151ページをお願いいたします。

上段の農業集落排水事業受益者分担金224万円につきましては、昼生地区整備事業に係る地元分担金を計上いたしました。

中段の一般会計繰入金286万2,000円の減につきましては、事業費の確定などによる財源調整でございます。

下段の工事負担金1,780万円の減につきましては、公共ます設置申請件数の減や、昼生地区整備事業費の確定により、一般会計からの工事負担金が減となるものでございます。

次に、155ページをお願いいたします。

歳出で、上段、施設整備事業につきましては、昼生地区整備事業の事業費の確定などにより、工事請負費など1,828万円を減額するものでございます。

続きまして、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

159ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正につきましては、井田川・能褒野処理分区下水管梁工事につきまして、県工事との工程調整や交付金の追加交付による工程調査において時間を要したことなどから、年度内での完成が見込めないため、やむを得ず2億8,000万円を繰り越すものでございます。

また、流域下水道整備事業負担金につきましては、三重県が実施をしております北勢沿岸流域下

水道整備事業において、事業の一部が翌年度へ繰り越しされることから、本市の整備事業負担金の一部1,619万4,000円につきましても、翌年度へ繰り越しするものでございます。

次に、第3表 地方債補正につきましては、流域下水道事業、公共下水道事業とも起債対象事業費の減額により、限度額を変更するものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。

歳入の主なものとしたしましては、上段の受益者負担金につきましては1,200万円を増額する一方、次の使用料につきましては、使用料の減に伴い1,891万9,000円を減額するものです。

また、下段の繰入金は、財源調整により一般会計繰入金2,292万9,000円を減額するものでございます。

次に、167ページをお願いいたします。

諸収入のうち、流域下水道維持管理費負担金還付金3,115万9,000円は、過年度分の負担金の精算に伴うものでございます。

次に、歳出の169ページ、下段の流域下水道維持管理費負担金834万5,000円は、流域下水道への流入水量の増加に伴う計上でございます。

次に、171ページ、中段の施設整備事業につきましては、補助対象路線の事業費の減に伴い、工事請負費など1,080万円を減額し、次の井田川・能褒野中継ポンプ場整備事業につきましても、工事請負費を580万円減額するものでございます。次の流域下水道整備事業負担金につきましては、北勢沿岸流域下水道整備に伴います事業費の減に伴い、整備負担金741万6,000円を減額するものでございます。

次に、水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

179ページをお願いいたします。

収益的収入につきましては、給水収益の減少などのより、1,512万4,000円を減額いたしました。収益的支出につきましては、職員共済組合負担金の増により、51万6,000円を増額するものでございます。

次に、180ページをお願いいたします。

資本的収入につきましては、消火栓設置工事などの減に伴い、一般会計などからの負担金879万1,000円を減額するものでございます。

一方、資本的支出につきましては、入札差金などにおいて、施設費の工事請負費など1億4,875万円を減額するものでございます。

以上をもちまして一般会計並びに各特別会計等の補正予算の補足説明といたします。

続きまして、平成24年度亀山市予算書によりまして、新規事業や前年度と比較して大きく変わったものにつきましてご説明を申し上げます。

予算書、分厚い予算書でございますけど、6ページをお願いいたします。

第2表 継続費につきましては、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業で、平成26年度までの3カ年事業の継続事業として13億2,000万円を事業費として見込み、表の年割額をもとに事業を実施するものでございます。

次の、第3表 債務負担行為につきましては、新たに必要となる保守委託料や計画策定業務など、

15件を計上いたしました。

下段の第4表 地方債につきましては、臨時財政対策債のほか、ごみ溶融処理施設の一般廃棄物処理施設整備事業、また和賀白川線、野村布気線などの道路整備事業など、市債28億7,370万円を計上いたしております。

それでは、まず歳入から各予算の説明欄をごらんいただきながらご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

市税のうち市民税につきましては、個人の所得割では、税制改正に伴い年少扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小により増収となる一方、法人税割では企業決算見込み額より減少が見込まれますことから、23年度当初予算額と比較いたしますと、1.4%減の33億1,780万円を計上いたしております。

次に、下段の固定資産税につきましては、土地と家屋の評価がえ及び地価下落によるほか、償却資産につきましては、設備投資の抑制傾向、また現有資産の減価償却による減少見込み10.5%減の58億7,140万円を計上いたしております。

次に、12ページでございます。

12ページの下段の市たばこ税につきましては、禁煙者が増加傾向にはあるものの、たばこ料金の引き上げ率が高かったことから増収が見込まれ、30.3%増の3億7,000万円を計上しております。

次に、19ページ中段の地方消費税交付税につきましては、地方財政計画により前年度より1,500万円増の4億8,700万円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

上段の地方特例交付金につきましては、これまでの子ども手当特例交付金、並びに自動車取得税交付金の減収補てんのため、地方特例交付金が税制改正による年少扶養控除の廃止により、地方増収分へ振りかえられることから、6,700万円減の3,500万円を計上しております。

次の地方交付税につきましては、前年度より4億3,000万円増の12億5,900万円を計上いたしました。なお、この内訳でございますが、普通交付税を10億5,900万円、特別交付税を2億円と見込んだところでございます。

次に、27ページ下段の国庫負担金につきましては、民生費国庫負担金において子ども手当の制度改正に伴い、平成23年度より約3億円の減となることが見込まれ、次ページの上段のとおり前年度より1億6,681万2,000円減の13億358万2,000円を計上いたしました。

次に、下段の国庫補助金につきましては、衛生費国庫補助金において、ごみ溶融処理施設長寿命化事業などによる循環型社会形成交付金の増などにより、次ページ上段のとおり前年度より1億4,877万6,000円増の4億3,146万5,000円を計上いたしました。

次に、下段の県負担金につきましては、民生費県負担金で、次ページのとおり子ども手当負担金の増などにより、前年度より7,018万6,000円増の4億5,331万円を計上いたしております。

次の県補助金につきましては、民生費県補助金で、乳幼児医療補助金や私立保育所整備事業に伴う安心こども基金保育基盤整備事業補助金の増額、また次ページの労働費県補助金では、緊急雇用創出基金事業市町等補助金を計上するなど、前年度より7,765万円増の4億8,568万9,0

00円を計上いたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

下段の基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金につきましては、平成24年度予算に不足する財源を補うため、13億2,620万円の繰り入れを行うものでございます。

また、減債基金繰入金は、起債償還に充てる財源として4億9,700万円を繰り入れ、地域福祉基金は民間保育所整備事業などに係る財源として2,505万円の繰り入れを行うものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

中段の特別会計繰入金は、特定健康診査等に係る事業を、国民健康保険事業から執行委任を受け実施するもので、1,644万1,000円を計上いたしました。

次に、45ページをお願いいたします。

総務費雑入で、多賀城市への災害支援に係る災害派遣職員給与費負担金653万9,000円、民生費雑入で市立医療センターから待機児童館運営費負担金1,067万3,000円、衛生費雑入で、資源物売却代金3,260万円、47ページでございますけど、教育費雑入で亀山東幼稚園進入路整備に係る三重県からの工事負担金840万円の計上など、前年度と比較いたしまして4,675万7,000円増の3億32万5,000円を計上いたしました。

次に、49ページをお願いいたします。

上段の市債ですが、臨時財政対策債9億1,080万円は、地方交付税からの振りかえで、ごみ溶融処理施設長寿命化整備事業について、一般廃棄物処理施設整備事業債を活用するほか、和賀白川線及び野村布気線整備事業について、合併特例債を活用するものでございます。

以上が、歳入の主なものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

初めに65ページ、総務費でございます。

総務費の上段、市民活動応援事業58万1,000円につきましては、地域通貨を用いた市民活動応援制度の導入により、まちづくりのパートナーとなる市民活動団体を応援できる仕組みづくりを進めるもので、平成24年度では、検討委員会の開催や、先進地視察に伴う経費などを計上するほか、同事業を推進するため、次に緊急雇用創出事業による臨時雇賃金を計上いたしております。

73ページに移ります。

上段の庁舎設備等改修事業2,400万円につきましては、本庁舎の防水工事を実施するほか、平成25年度に実施する本庁舎空調設備改修に伴う実施設計委託料を計上いたしました。

次に、83ページをお願いいたします。

中段の地区コミュニティセンター充実事業7,267万1,000円につきましては、神辺地区コミュニティセンター改築工事に伴う実施設計委託料や、関文化交流センターのバリアフリー化に向けてエレベーターの設置や、トイレ改修工事などを実施するものでございます。次の地域コミュニティのしくみづくり支援事業519万7,000円につきましては、多様な主体による地域の包括的な仕組みづくりや、地域コミュニティの主体的な活動を支援するための補助金などを計上いたしました。

85ページをお願いいたします。

下段の災害対策事業2,895万4,000円のうち、計画策定委託料につきましては、災害における市民への情報伝達システム構築のため、ビジョンの策定を行うものとして105万円を計上いたしております。

86ページをお願いいたします。

中段の木造住宅補強事業6,000万円につきましては、引き続き木造住宅の耐震化を促進するため、補助金等を計上いたしました。

89ページに移ります。

上段の内部情報系システム事業9,932万4,000円につきましては、これまでのシステムに加えまして、さらなる行政事務の効率化を図るため、人事給与システムの導入に伴う委託料などを計上いたしております。

91ページをお願いいたします。

中段の防犯灯LED化推進事業151万2,000円につきましては、防犯灯の台帳整理やLED化を推進するため、緊急雇用創出事業として臨時雇賃金を計上いたしております。

95ページに移ります。

中段の家屋管理図デジタル化事業780万円につきましては、固定資産税の課税対象を的確に把握するため、家屋管理図のデジタル化を図るためのシステム導入委託料でございます。

101ページをお願いいたします。

下段の市長選挙費2,960万円は、平成25年1月執行予定の市長選挙に係る経費でございます。

111ページ、民生費でございます。

中段の地域団体支援事業のうち、社会福祉協議会補助金につきましては、障害者作業所予算が市補助金から障害者自立支援法に基づく支援費となることから、前年度より減額をいたしております。また、下段の国民健康保険事業繰出金につきましては、国民健康保険事業特別会計において財源に不足が生じますことから、繰出金2億8,441万2,000円のうち、5,327万6,000円を基準外の繰出金として計上いたしております。

123ページをお願いいたします。

下段の施設利用促進調査事業150万1,000円につきましては、総合保健福祉センター「あいあい」において、施設の利用促進を図るため、利用者アンケートの実施や施設の計画的な整備を行うための調査検討など、緊急雇用創出事業により臨時雇賃金などを計上いたしましたものでございます。

次に、127ページに移ります。

上段の地域子育て支援センター費2,244万7,000円のうち、パンフレット作成等委託料300万円につきましては、市で実施しておりますさまざまな子育て支援施策をわかりやすく1冊のパンフレットにまとめるものでございます。

次に、129ページでございます。

上段の民間保育所整備事業1億4,000万円につきましては、近年の急激な保育所需要に対応するため、民間保育所の新設に対し、施設整備費の助成を行うものでございます。なお、財源として、県支出金のほか、地域福祉基金2,500万円を充当いたしております。

次の福祉医療費助成事業のうち、子ども医療費（県制度分）につきましては、対象年齢の引き上げに伴い、平成23年度より増額となりますことから、次の市単分の小中学生医療費無料化事業につきましては、減額をいたしております。

次に、133ページでございます。

中段の子ども手当給付費9億4,140万円につきましては、制度の改正に伴い、平成23年度予算と比較すると約2億5,000万円の減額となっております。また、次の児童手当給付事業252万円につきましては、平成24年度より施行されます亀山市子ども出生祝金条例による出生祝金を計上いたしました。

149ページでございます。

中段のがん検診推進事業7,394万3,000円は、がんの早期発見と正しい知識の普及を図るため、各種がん検診に伴う委託料などを計上いたしましたものでございます。

151ページに移ります。

中段の救急医療設備整備支援事業1,000万円につきましては、鈴鹿回生病院が導入をいたします高度医療機器の整備に対する支援を行うものでございます。

153ページでございます。

上段の病院事業繰出金につきましては、一般会計から病院事業会計へ繰出金3億1,076万1,000円で、このうち繰出基準外の補助金として1億7,507万9,000円を計上いたしました。

下段の予防接種費用助成事業5,190万円につきましては、感染症の重症化予防や蔓延防止を図るため、各種の任意予防接種の接種勧奨や費用助成を行うものでございます。

衛生費の157ページをお願いいたします。

上段の地球温暖化防止対策推進事業438万6,000円でございますが、平成24年度より2カ年にわたり地球温暖化防止対策実行計画を策定するに当たり委託料を計上いたしました。次の新エネルギー普及支援事業2,000万円につきましては、太陽光発電の普及促進を図るため、住宅用・事業所用の太陽光発電システムの設置者に支援を行うものでございます。

161ページをお願いいたします。

下段の旧斎場解体事業4,270万円につきましては、旧亀山斎場の解体に伴う工事請負費や設計等委託料を計上いたしております。

167ページに移ります。

下段の施設長寿命化事業3億8,940万円につきましては、国庫補助金などを財源に3カ年の継続事業として、ごみ溶融処理施設の長寿命化事業を実施するものでございます。

次に、労働費に移ります。175ページをお願いいたします。

上段の融資対策事業6,500万円につきましては、勤労者の生活の安定、福祉の向上を図るため、労働金庫を通じて制度融資を行うもので、融資枠の拡大を図るため、平成23年度より3,400万円を増額計上いたしております。

次に181ページ、農林水産業費でございます。

下段の農業者育成支援事業補助金500万円につきましては、新規就農者、認定農業者などの育成・確保や農業経営の安定化を図るため、農業の担い手が行う農業用機械の購入、農業用施設の設置に対し支援を行うものでございます。

次に、183ページをお願いいたします。

中段の中山間地域活性化事業補助金70万円につきましては、坂本地区棚田の保全活動や、中山間地域の活性化事業に対する支援を行うものでございます。

187ページになります。

上段の土地改良施設維持管理適正化事業639万1,000円につきましては、海本揚水機オーバーホールに伴う工事請負費などを計上いたしております。

次に、199ページをお願いいたします。

中段のまちづくり観光推進事業2,576万6,000円につきましては、亀山市観光振興ビジョンのまちづくり観光を推進するため、コーディネーター機能を担い、主体的に事業展開する亀山市観光協会への運営支援を行うほか、地域の多彩な魅力を幅広く発信するシティプロモーションやモデルツアーなどを実施するものでございます。

次に、土木費で213ページをお願いいたします。

上段の和賀白川線整備事業10億3,200万円、次の野村布気線整備事業4億9,910万円につきましては、いずれも合併特例債事業で、本市における産業の発展と、市民生活の基幹を担う重要な道路ネットワークを構築するための基幹道路として、早期供用開始に向け、事業を推進するものでございます。

また、次からの道路整備事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業として、樁世道線整備事業、また田村みずほ台線整備事業を継続整備するほか、新たに道野12号線整備事業、南條1号線整備事業など、道路新設改良事業に要する経費を計上いたしております。

次に、221ページをお願いいたします。

中段の都市計画見直し事業360万円につきましては、都市計画を含めた道路ネットワークの見直し及び用途地域の変更を進めるため、計画策定委託料を計上いたしております。

次の亀山駅周辺再生整備計画策定事業270万円につきましては、JR亀山駅周辺のにぎわいや活性化を図り、利便性や安全性を向上させるため、地域とともに駅周辺の再生を目指した整備計画の策定を行うものでございます。

次に、229ページをお願いいたします。

中段の住宅リフォーム助成事業1,000万円につきましては、良好な住環境の確保及び地域経済の活性化のため住宅改修及びリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を助成するものでございます。

次に239ページ、消防費でございます。

上段の車両整備費、備品購入費6,430万円につきましては、新たに指揮車の購入と、消防ポンプ自動車の更新を図るものでございます。また、消防救急無線デジタル化整備事業として、負担金で169万6,000円、下段に委託料として1,535万5,000円を計上いたしております。これは、電波法の改正に伴う消防救急無線のデジタル化に向け、共通波につきましては、三重県市町総合事務組合が県域整備を進める一方で、活動波については、当市が独自整備する必要がありますことから、実施設計に伴う委託料を計上いたしたものでございます。

次に、教育費で249ページをお願いいたします。

上段の井田川小学校教室増設事業2億1,731万5,000円につきましては、少人数教育や児

児童増加に対応した教室の不足を解消し、児童の学習環境を改善するため、普通教室4教室の増設を行うもので、設計監理等委託料や工事請負費を計上いたしております。次の川崎小学校改築事業45万6,000円につきましては、施設の老朽化や今後の児童数の増加による教室不足が懸念されますことから、改築に向け地域とともに検討を進めるもので、基本計画策定に向けて検討委員会委員報償費や視察旅費を計上いたしました。次の亀山東小学校教室増設等事業2,056万3,000円につきましては、児童の学習環境や学校生活環境を改善するため、不足教室の増設とグラウンドの排水改良を行うもので、設計委託料などを計上いたしております。次の空調機整備事業3,680万円につきましては、児童の学習環境の改善を図るため、市内7小学校の夏季学習教室及び特別教育に空調機を整備するもので、これによりまして全校において空調機が整備されることとなります。次の白川小学校耐震化事業1,300万円につきましては、児童の安心・安全な学校生活環境を整えるため、国の登録文化財であります白川小学校校舎の耐震補強を、国庫補助金を財源として3カ年で実施するもので、設計委託料を計上いたしました。

次に、263ページをお願いいたします。

下段の亀山東幼稚園進入路等整備事業2,970万円につきましては、園児や保護者の安全性の確保と、利便性向上のため、進入路及び駐車場整備に伴う工事請負費を計上したものでございます。

273ページをお願いいたします。

上段の亀山城周辺保存整備事業500万円につきましては、平成19年度以降実施してまいりました亀山城多門櫓を初めとする亀山城周辺の整備を継続的に進めるものでございまして、平成24年度におきましては、大久保神官邸棟門の修理に係る工事請負費等を計上いたしております。

次に、277ページをお願いいたします。

中段の図書館情報システム導入事業1,336万8,000円につきましては、現状の図書館システムの更新を図るとともに、小・中学校図書館の蔵書につきましてもシステム化を図り、図書館と学校図書館のネットワーク化を図るもので、システム導入に伴う委託料を計上いたしております。次の施設改修事業330万円につきましては、図書館内の配架スペースと学習室の拡張など、施設改修を行うための設計委託料を計上したものでございます。

次に、283ページ、下段の屋根のない博物館創出事業751万3,000円につきましては、IT市史を活用した情報発信の充実と、小・中学校での活用促進に向けた教職員利用活用プログラムや、学習支援サイトの作成などに必要な経費を計上したものでございます。

次の歴史資産整理活用発信事業852万4,000円につきましては、緊急雇用創出事業として映画監督 衣笠貞之助氏、言語学者 服部四郎氏の関係資料についてデータベース化を図り、情報発信を行うものでございます。

次に、309ページをお願いいたします。

上段のスマイルサポーター配置事業546万3,000円につきましては、緊急雇用創出事業として実施するもので、中学生が安心できる学校生活を送るため、各中学校へスマイルサポーターを配置し、生徒の不安、悩みの相談や学習支援、並びに学校図書館の業務支援等を行うもので、スマイルサポーターの臨時雇賃金等を計上したものでございます。

次に、311ページに移ります。

諸支出金、基金等につきましては、リニア中央新幹線亀山駅整備基金積立事業に積立金5,00

0万円を計上するほか、各基金において運用益を計上いたしております。

次に、314ページでございます。

給与費明細書のうち、特別職では給与額につきまして、市長退職手当が増となる一方、共済費において議員共済組合負担金の減などにより、前年度より1,792万2,000円減の3億1,537万2,000円を計上いたしました。また、一般職では、退職手当の増などにより、前年度より2億3,944万7,000円増の3億9,355万2,000円を計上いたしております。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、各特別会計について主なものをご説明させていただきます。

初めに、国民健康保険事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計において、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、また病院事業会計につきましては、地方公営企業法施行令第18条第2項のただし書きの規定により、それぞれ流用規定を定めたところでございます。

まず、国民健康保険事業特別会計予算でございますが、332ページでございます。

国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税につきましては、納税義務者の減により前年度と比較いたしまして1,160万円減となる一方、退職被保険者等国民健康保険税につきましては、納税義務者の増により2,543万円の増となり、334ページの上段に記載してありますとおり、前年度と比較して、1,383万円増の10億2,776万円といたしたところでございます。

次に、3段目の国庫負担金は、336ページの下段の療養給付費等交付金、次ページの前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましては、保険給付費の増額などにより、それぞれ増額計上いたしております。

次に、下段の繰入金につきましては、一般会計予算から繰入金で2億8,441万2,000円を計上し、前年度と比較して4,512万8,000円の増額といたしております。これは財源調整として、一般会計から5,327万6,000円の基準外の繰り入れを計上するとともに、国民健康保険給付費等支払準備基金から2,000万円の繰り入れを計上いたしたところでございます。

次に、歳出の346ページをお願いいたします。

保険給付費の療養諸費につきましては、次ページの合計欄のとおり2億2,723万3,000円増の27億4,877万3,000円、下段の高額療養費につきましては、次ページの合計欄のとおり、3,780万円増の3億3,050万円を、それぞれ本年度の給付実績見込み額をもとに計上いたしております。

次に、352ページに移ります。

下段の後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度に対する支援金で、4億9,524万8,000円を計上いたしたものでございます。

次に、358ページに移ります。

共同事業拠出金につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金の増などにより、前年度より4,632万6,000円増の4億6,664万円を計上いたしたものでございます。

次に、360ページをお願いいたします。

上段、保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、受診者見込みの減などにより前年度

より379万9,000円減の2,092万円を計上いたしました。

次に374ページ、後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の改定と被保険者数の見込みなどから、前年度より3,390万円増の3億1,780万円を計上いたしております。

また、下段の繰入金につきましては、歳入調整として一般会計からの事務費繰入金などで4億6,209万6,000円を計上しております。

次に378ページ、歳出でございますが、総務費では人件費、一般管理費で859万円、下段、保険料の賦課徴収費で451万8,000円を計上いたしております。

次いで380ページに移ります。

中段の後期高齢者医療広域連合納付金は、7億6,679万2,000円を計上しております。

次に、394ページでございます。

農業集落排水事業特別会計でございますが、歳入につきましては、昼生地区での建設改良に伴い、受益者分担金のほか、施設使用料、県補助金を計上しておりますが、昼生地区整備事業費の増加によりそれぞれ増額をいたしております。

次に、396ページをお願いいたします。

上段で、歳入調整として、一般会計繰入金、市債の償還金に充てるため、農業集落排水事業債償還基金から繰入金のほか、下段は市債などの収入額を計上いたしております。

398ページに移ります。

歳出につきましては、事業費のうち業務費におきまして人件費や処理施設等の管理経費のほか、401ページでは下段の企業会計化に向けた計画策定委託料など、合わせて1億9,617万9,000円を計上いたしております。

次に、402ページに移ります。

建設改良費では、平成26年度末の供用に向け、引き続き昼生地区での管路整備等の事業費として、前年度より7,380万9,000円増の6億3,999万7,000円を計上いたしております。

もう少しですので、よろしくをお願いいたします。

次に、418ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計でございます。

歳入につきましては、供用開始による受益者負担金のほか、下水道使用料、建設改良事業に伴います国庫補助金を計上いたしております。

次に、420ページでございます。

歳入調整といたしまして、一般会計及び下水道事業基金からの繰入金、また市債などの収入額を計上いたしております。

次に、422ページをお願いいたします。

歳出でございますが、事業費の業務費では、下段の施設維持管理費におきまして、新たに井田川・能褒野第1中継ポンプ場の供用開始に伴う経費を増額計上し、また425ページでございますけど、下段の流域下水道維持管理費負担金のほか、農業集落排水事業特別会計においてもご説明いたしましたが、企業会計化事業を計上するなど、合わせて3億395万5,000円を計上いたしております。

次に、426ページでございます。

建設改良費では8億3,026万3,000円を計上し、その内容といたしましては、井田川・能褒野処理区、亀山東部、城跡北部など、6処理区で舗装復旧や管路施設工事に係る事業費のほか、北勢沿岸流域下水道事業費負担金を計上いたしておりますが、井田川・能褒野第1中継ポンプ場整備事業の完了に伴いまして、前年度より1億6,605万2,000円の減となっております。

次に、437ページをお願いいたします。

水道事業会計でございます。

収益的収支の収入では、給水収益の水道料金を給水実績などを踏まえ7億8,200万円、また北中勢水道用水供給事業に係る給水収益3億2,100万円などを計上いたし、水道事業収益を1億5,140万円と見込んでおります。

438ページ以降の支出につきましては、水道事業に係る事業管理費として北中勢水道用水供給事業に係る受水費3億1,171万3,000円のほか、減価償却費等の営業費用等を計上いたしたものでございます。

このほか、442ページの資本的収支のうち、支出では年次計画的に実施をしております配水管改良工事に係る工事請負費や、企業債償還金などで6億3,820万円を計上いたしております。

次に457ページ、工業用水事業会計でございます。

収益的収支のうち、収入では、給水収益で日6,750トンの給水で7,100万円を計上し、支出については事業管理費等の必要経費6,390万円を計上しております。

このほか、459ページでございますけど、資本的支出では、建設改良費と企業債償還金を計上いたしております。

次に、471ページに移らせていただきます。

病院事業会計でございます。

収益的収支のうち、収入の医業収益では、前年度当初予算額と比べまして8,940万円増の15億4,610万円としておりますが、支出に対して収入が不足する状況でございます。これを補うため、医業外収益の他会計補助金での一般会計補助金として1億7,507万9,000円を計上いたしております。

472ページ以降の支出につきましては、人件費のほか、病院事業管理費等を計上しております。また、三重大学が行う地域家庭医育成拠点整備事業の拠点病院の一つとして、三重大学などの学生を実習生として受け入れるため、関係経費を計上いたしております。

また、このほか474ページの資本的収入は、一般会計出資金のほか、三重・地域家庭医育成拠点整備事業県補助金により3,452万円を計上し、支出では医療センター改修工事を2カ年の債務負担において実施するほか、全身用スライスコンピューター断層撮影装置購入など、医療機器等器械備品費等で3億7,240万円を計上いたしております。

最後でございますが、489ページでございます。

国民宿舎事業会計でございます。

収益的収支のうち、収入では、宿泊利用者を1万2,000人と見込み、総額で1億6,680万円を計上いたしております。なお、平成24年度につきましては、道の駅における飲食コーナーを直営といたしますことから、食事料及び飲み物料収益を計上いたしております。

490ページ以降の支出でございますが、人件費など宿舎経営費のほか、道の駅経営費などで1億6,640万を計上いたしております。

このほか、492ページの資本的支出でございますが、民間活力の導入による新たな経営形態に向け、宿舎耐震補強計画及び実施設計業務委託料等2,140万円を計上し、民間事業者の参入リスクの軽減を目指すことといたしております。

以上をもちまして補足説明とさせていただきます。

長時間おつき合いをいただきまして、ありがとうございました。説明を終わります。

○議長（小坂直親君）

副市長の平成23年度各会計補正予算及び平成24年度各会計予算の補足説明は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

明25日から3月4日までの9日間は、議案精査のため休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

異議なしと認めます。

したがって、明25日から3月4日までの9日間は休会することに決しました。

次の会議は3月5日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。

（午後 2時14分 散会）

平成 2 4 年 3 月 5 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成24年3月5日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第 1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

議案第 2号 亀山市行政組織条例の一部改正について

議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について

議案第 4号 亀山市水防協議会条例の一部改正について

議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について

議案第 6号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第 7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第 8号 亀山市税条例の一部改正について

議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第10号 亀山市立公民館条例の一部改正について

議案第11号 亀山市学童保育所条例の一部改正について

議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第13号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

議案第14号 亀山市公共下水道条例の一部改正について

議案第15号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について

議案第17号 亀山市消防団条例の一部改正について

議案第18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について

議案第20号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第21号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第22号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第23号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第24号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について

議案第26号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について

議案第27号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について

議案第28号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第29号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について

- 議案第30号 平成24年度亀山市水道事業会計予算について
 議案第31号 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について
 議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
 議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
 議案第34号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合
 規約の変更に関する協議について
 議案第35号 市道路線の認定について
 議案第36号 亀山市基本構想の変更について
 議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について
 報告第1号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件
 議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君

上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告書2件及び同法第199条第9項の規定に基づく平成23年度工事監査結果報告書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおき願いたいと存じます。

次に日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

トップバッターということで大変緊張しておりますが、質疑をさせていただきます。

3・11から、もうはや1年がたとうとしておりますが、本当にまだまだ現地では復興が進まない中で、私たちは本当に最後の最後まで被災地の皆さんと心を合わせていかなければならないなど、常日ごろ本当に思っております。

さて、後期基本計画の質疑をさせていただきたいと思います。

市長の施政方針にありましたように、平成19年から10年間を計画期間とする亀山市の最上位計画である第1次亀山市総合計画の前期基本計画が、この平成23年度で終了をいたします。

田中市政でつくり上げられたこの総合計画を引き継いだ形での前期基本計画となりますが、今年度で終了をするに当たっての総括をお願いしたいと思います。

まずは、大きく進んだ点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前期基本計画の総括についてということで、総括的に少し私のほうからご答弁させていただきます。

前期の成果ということでございますが、平成19年度から5年間の前期基本計画の成果を大きくとらえてみますと、まず第1に、まちづくりの基本原則であります亀山市まちづくり基本条例の制定や、都市の形成の基本方針となります亀山市都市マスタープランの策定、さらには歴史まちづくり法の全国第1次認定を受けました歴史的町並みの保存の推進など、市の求心力を高める取り組みを展開することで、合併後の市の一体感の醸成が図られてきたことが上げられるのではないかと考えております。

また、液晶関連産業を初めとする企業立地を支援し、その投資拡大による税収の伸びから、前年度まで普通交付税不交付団体を維持するとともに、流入人口に対します定住施策の推進によりまして、名実ともに人口5万人となったことも大きな成果の一つであったというふうにも考えております。

さらには、市民との協働の仕組みを確立し、市民活動の拠点となります「みらい」の開設などを通じて、市民活動が活発に展開をされ、市民力で地域力を高めるまちづくりを実践いただける風土も培われてまいりました。

一方で、各分野におきましても、子ども総合センターの設置によります子供に関する施策の一元化や、義務教育終了時までの医療費の無料化、学校施設、情報教育の充実などを進め、子育てに優しいまちとして評価を受けるまでに成果があらわれてきたというふうにも感じております。

また、医療センターを拠点とした地域医療の再構築に向けた取り組み、WHO（世界保健機構）の考え方に基づく健康都市連合への加盟を初め、市民の健康な暮らしを支える環境整備を進めることができました。

このほかにも、斎場の建設や公共施設、木造住宅の耐震化の推進、景観行政の推進、総合環境センターを拠点としたエコシティー亀山の定着、まちづくり観光、文化振興の基本方針となりますビジョンの策定など、特色のある取り組みを進め、この5年間、亀山らしさのあるまちづくりが推進できたものというふうにも考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当にさまざまな計画のもとで、亀山市を引っ張っていただいたんだなということをしごく思いますし、また不交付団体ということで、大きく子育て支援等も進んだんだと思います。

本当に私も議員にならせていただいたときに、企業立地のことも今お触れになりましたけど、シャープが来たのに何も私たちに恩恵がないやないかという、当初はそういう声が聞こえておりましたが、本当に一つ一つの事業が進んでいく中で、聞こえてくるのは、やっぱり亀山に住みたいとい

う声をあちこちで私も聞くようになったように思います。これが、今市長のほうからご答弁ありました、大きく進んだ点だったというふうに理解をさせていただきたいと思います。

次に、この5年間でどんなことが課題になったのか、反省すべき点は何だったのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

具体的な課題ということですので、私のほうからご答弁申し上げます。

市長が申しましたとおり、439施策を掲げた前期基本計画につきましては、おおむね良好に施策推進が図れたものと考えておるところでございます。

こうした中で、前期基本計画期間において、さまざまな取り組みを通じ、合併後のまちづくりの基盤は強化されてまいりましたが、各種事業を展開した直接的な成果や、これまでの地域支援などを有機的に連携させ、相乗効果や付加価値向上につなげられるような経営資源の活用の視点や、事業展開と施策との結びつきを意識した取り組み姿勢がまだまだ不十分であり、課題の一つととらえているところでございます。

また、子育て施策、環境施策、歴史文化施策など、本市特有の取り組みをいかに持続可能なものにしていくかも課題であると考えておるところでございます。

さらに、前期基本計画では5つの戦略プロジェクトを掲げておりますが、このうち地域内分権を推進する地域元気づくりプロジェクトや、団塊世代の知識や技術をまちづくりに生かす団塊の世代活躍プロジェクトにつきましては、仕組みづくりにかかわることでありまして、他のプロジェクトに比べ、計画どおりに成果が上がらなかったと認識しておるところでございます。

なお、これら主な課題につきましては、より実効性のある形に見直しを加えながら、後期基本計画においては施策を位置づけて、また推進方策としてとらえて、課題解決に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、るる439の施策の中で課題になった点を述べていただきました、豊かになっていった子育て支援等をこれからどう持続可能なものにしていくかということは、本当に課題になってこようかと思えますし、中期財政見通しを出された中でも、今後の財政運営も非常に厳しいものになってくるということはもうわかっておりますので、本当にさまざまに考えていかなければならないと。つくり上げたものを、やっぱりそれをなくしていくということは非常に大きな決断も必要ですし、いろんなところからの声も上がってこようかと思えますので、本当にいろんなことを見通しながらやっていく必要があるかなと思えます。

また、市長がいつも言われる、縦割り行政に横ぐしを入れるんだということをよくおっしゃってみえますが、本当にそこら辺のやり方というのが、今後非常に課題になってこようかと。私もさまざまところでいろんなご意見を聞く中で、行政としてはなかなか難しいところであるとは思いま

すけど、そこら辺がスムーズにいくと、もっともっと市民の皆さんと近づいた中での市政運営になっていくんじゃないかなと思います。

先ほど部長が述べられた、団塊の世代の方の施策がなかなか進まなかったという、本当にこれから高齢化にどんどん進んでいく中で、この団塊の世代の方たちのパワーというのはすごく大事だと思います。なかなかこれが5年間の中で進まなかったというのは、私は大きな課題じゃないかなと思います。介護のこともいろいろ勉強させていただく中で、こういった方々が本当にお元気でいていただくということ。それから、介護に結びつかないようにしていただくような施策展開というのは、また本当に地域づくりとおっしゃって地域づくりをされてきているんですけど、この方たちのパワーをどうやって生かしていくのかというのは本当に大事なことだなあとと思いますので、またこの反省すべき点、課題を今後この後期基本計画の中にどう生かし切っていくのかということが問われてくるんじゃないかなと思います。

2点目に移りますが、この後期基本計画の方向性と具体的な施策展開について伺います。

残り5年間となりました後期基本計画ですけど、どのようにして、この反省をもとに、課題をもとにつくり上げられてきたのか、その方向性について述べていただきたいと思います。亀山市のこの5年間、亀山市のまちづくりをどのように市長はされていかれようとしておられるのか、時間がありますので、市民の皆さんもしっかり見ておられますので、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前期の基本計画では、43の基本施策、そのもとに439の施策を推進いたしてまいりました。

今後5年間の後期基本計画におきましては、35の基本施策のもとに308の施策を位置づけて、積極的に施策推進を図ってまいりたいと考えております。

特に、後期基本計画におきましては、今後5年間の戦略の視点を明らかにし、重点的かつ政策横断的に取り組むものとして、「まち守り」「まち磨き」「みんな健康」「子ども輝き」の4つの戦略プロジェクトを位置づけるとともに、これらプロジェクトの推進力を高める取り組みとして、地域における人と人のつながりを大切に考えた、自立した地域コミュニティ活動を促進する仕組みづくりを進めることといたしておるところであります。

この戦略プロジェクトにおきましては、後期基本計画の基軸でもございまして、推進力となるものでございますので、まちの防災力、魅力や価値を向上させる取り組みを初め、市民の健康寿命を延ばす取り組み、子供たちの笑顔を広げる取り組みを中心とした施策を推進してまいりたいと考えております。

さらに、市民力で地域力を高めるまちづくりを一層進めるとともに、行財政改革を推進しながら、地方分権時代にふさわしい自立をした5万人都市として、持続可能な自治体経営を行いながら、将来都市像の実現を目指してまいりたいと、このように考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

もっと話していただいてもよかったかなあと思うんですけど、市長のほうから308の施策を積

極的に展開をしていくというお話を聞かせていただきました。

本当に亀山市が自立をしたまちとしてこれからやっていく中での、今市長のお話を聞かせていただいた中で、きょうのある新聞に載っていたんですけど、責任ということに関してコラムが載っていたんです。日本語でいう責任というのは、責任を負うとか、責任をとらされるとかという、そういう言葉で表現をされますが、これが英語になると、哲学者の驚田先生がおっしゃっているんですけど、オバマ大統領の就任演説にある新しい責任の時代という就任演説、その言葉を取り上げていらっしゃいました。それは、自身や自国、世界に対する変革の責任を訴えるものであると。ケネディ大統領も就任時、人類の自由のために何ができるのかをみずからに問おうと述べておられたと、2人の演説に通底する責任という言葉の持つ意味は、英語ではレスポンシビリティというんですけど、応答するという言葉に由来をして、他者からの求めや訴えにこたえる用意があるという意味を含むと述べておられました。でも、日本語の責任という中には、哲学者の驚田先生がおっしゃるには、そういった意味は余り含まれていない。国家や組織の一員として負う責任であって、自分自身、私自身に呼びかけられたと自覚して担うものではない、そういうふうに驚田先生はおっしゃられています。本当に大きな立場の中で、この5年間亀山市を引っ張っていく中での市長の責任というもの、すごく問われてくるんだろうと思いますし、一番大事なものは主体的に引き受ける責任、本当に自分がやるんだという、そこら辺が非常に大事になってこようかと私は思います。

この第1次総合計画は市長自身がつくり上げられたものではありませんが、市長に就任をされて、その中で今回この後期基本計画というのは、本当に市長の思いの詰まった中での施策を展開して今後いかれるんだと思いますが、今少し述べさせていただいた責任の所在を、アメリカで言われる責任というものの含まれる言葉の意味と、もともと日本にある組織の中での責任、じゃあ組織から外れたら責任がないのかということではなくて、本当に自分自身として亀山市をどういうふうにしていくのかということ、この責任という言葉に関して、市長、何か私は本当にここが大事なんじゃないかなと、責任の所在という、そこら辺をもし市長のご答弁ありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今議員からご指摘をいただきました、アメリカと日本の責任の意味合いは、きれいに整理ができませんが、議員ご指摘のように、その市長の責任、ここの所在はいかにということでございましたので、私の思いを少し述べさせていただきたいと思います。

非常に重い責任を当然背負わせていただいておりますが、地域を経営する責任、あるいは行政を経営する長としての責任、非常にさまざまな要素があろうかと思っておりますが、いわゆる地方自治法という長の統括代表責任、統括代表権、これはやっぱりその自治体を代表するすべての責任を市長自身が背負っておるということであろうというふうに常日ごろ感じさせていただいております。

もう一方は、まちづくり基本条例の中に9つの基本原則を明記させていただきました。その中には情報の共有とか、それぞれ大変重要な要素でございますが、全国のまちづくり基本条例では珍しい持続可能性の原則ということを明記させていただいたところであります。これは、今日の社会、

あるいは市民生活を含めて、過去から先人が積み上げてきたさまざまなすばらしいものの蓄積の中で今日を迎え、それから未来に対する次の世代への継承する責任、時間軸が最近余りない議論がどうしても世の中非常に多いんですが、そういう過去、現在、未来に対する責任をやっぱり持つておるんだと、こういうことをみずからの思いも含めてあの中に明記をさせていただきました。そういう意味で、持続可能性の継承する責任、このことも重く受けとめながら、日々の業務に当たらせていただいておりますところまでございまして、いずれにせよ、重い責任を担いながら、ぜひ最善の努力を今後もしっかりと努めさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

市長の重い責任もそうですが、この亀山市を運営していく中での職員の責任、それから私たち議員の責任、それからもう1つは市民にも大きな責任があろうかと、みんなでつくり上げていくんだという責任もあろうかと思っておりますので、本当にこの後期基本計画、施策展開をしっかりやっていただきたいと思います。

3番目の市長マニフェストの反映についてであります。平成21年6月議会に提出をされた政策公約と第1次亀山市総合計画との関係の中に、こういった図式を示させていただきました。第1次総合計画があつて、市長の政策公約があつて、それを重ねた中の、このはみ出た部分を後期に、次の新たなる計画の中で位置づけるとありました。昨年の3月議会に政策公約の進捗状況を示したマニフェストレポートを市長は発表されました。まだまだ道半ばの施策があつたように思いますが、この後期基本計画に市長の政策公約がどのように反映されたのかを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストとの絡みでご質問をいただきました。

このマニフェストと総合計画との整合性につきましては、平成22年に前期基本計画の施策の一部を見直しまして、整合性を確保してきたところまでございまして、後期基本計画の策定に当たりましても整理を行ってまいったところまでございます。マニフェストにおいてお示しをさせていただきました68施策のうち、行政組織に関するものや、より個別事業に近いものなどを除いた63施策を後期基本計画の施策に反映いたしたところまでございまして、マニフェストにおいてお示しをいたしました施策につきましては、一部反映できなかったものもございまして、ほぼ反映することができたというふうにご覧いただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

もう来年が市長選というところも踏まえた中で、この櫻井カラーがどのように展開をされていく

のかというところをもっと私は具体的にお聞きをしたかったんですが、この後いろんな議員さんも聞かれますので、この程度にとどめたいと思います。

4番目の健康で自然の恵み豊かな環境の創造の中で、消防力の充実強化があります。その中に広域化の協議とありますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

今回の施政方針の中に、市長は北東部の皆さんの長年の懸案事項だった北東分署の建設について触れられました。このことが示され、大きく動いていくんだろうと思いますし、さらには職員定数条例の一部改正の条例も提案をされております。北東部地域の安全・安心、この北東部の皆さんからは私も多く声を聞かせていただいておりますので、この安全・安心の確保のためには非常に重要な決断だと思っております。

さて、一方で、平成20年3月の総務委員会で提出をされました県の消防広域化推進計画、これをいただいたんですけど、この中には、第1段階、県内8ブロック、亀山は鈴鹿と亀山をブロックに分かれた8ブロックの1つとして鈴鹿亀山、それから第2段階、県内4ブロック、亀山は北勢地域ということで位置づけられ、最終的にはこの消防が県内1本化になっていくということが推進計画の中では示されております。

さらにこの中に、平成24年度には広域消防運営計画を策定しなければならないこともうたっております。北東部の分署設置の要望は、旧亀山市のときからずっと私も調べさせていただいた中で、議員さんも質問をされておりますが、それが市として今まで進んでこなかった要因の一つに、私はこの広域化の動きがあったんじゃないかなあとと思います。でも、市長は今回決断をされ、施政方針にそのように載せられた。そうすると、少し広域化の議論と合わないんじゃないかなという思いを受けました。提案をされた基本計画の中には両方うたっておりますが、今後広域化はどういうふうになっていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

消防の広域化につきましては、平成18年消防組織法の改正によって、組織の規模を大きくすることによって得られる利点を生かし、複雑多様化する消防救急需要に的確に対応するため、住民サービスの向上や消防の効率化が期待されております。

三重県では、平成20年3月に策定された三重県消防広域化推進計画に基づき、平成24年度末までに広域化の第1段階として8ブロックを実現し、25年度以降4ブロック、最終的には全県1つとした消防本部を目指していく計画でございます。8ブロックの構想では、当消防本部と鈴鹿市消防本部との広域化とされてきたが、組織体系や指揮命令系統の違いなどが障害となり、現時点でめどは立っておりません。したがって、広域化の方向性につきましては、25年度以降における亀山、鈴鹿、四日市、菟野、桑名市を含めた北勢ブロックの広域化を視野に入れた議論を進めていくところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

そうしますと、鈴鹿亀山の8ブロックというのは、もうなくなったということで理解をさせていただいていいのか。じゃあ、25年度以降のこの4ブロックというのは見えてくるものなのか、ここで広域計画で示されたものが、4ブロックも進んでかないということもあるのか、もう1回ちょっとそこら辺のところも。議論はされていくんですけど、この先が見えないような私は印象を受けただんですけど、もしそこら辺のお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

森議員のご質問にお答えをいたします。

端的に申し上げまして、8ブロックの実現性、まず当亀山市と鈴鹿市消防本部の広域化については実現は不可であろうと、このように判断をしております。その要因を申し上げますと、先ほども次長のほうから説明をいたしましたけれども、要するに現行の消防組織法の中での広域化というのは、根本的に大きな課題がございます。したがって、その課題というのを全体的に見ていく必要があると。ですから、亀山市ももちろんそうでありまして、鈴鹿市消防本部にとっても同様の見方で慎重に情勢を見きわめておるといのが真実でございます。

ちなみに参考でありますけれども、全国の消防本部47都道府県で、現在798の消防本部があります。法改正されましたのが平成18年以降でありますけれども、実質的に広域化が走り出したのは平成3年からであります。もう既に21年たっております。これは議員もご承知のことだと思いますが、それではなぜ現在も798の消防本部が現存するか、それは消防組織法の第6条にあります自治体消防の責任、消防の自治体責任というのが明確にあると。そういった中で、広域化というのはいろんな課題の中でクリアをしなければならないものが山積みであります。したがって、それをしっかり議論をしていく、これが当面の課題であろうと、このように認識をしております。

ですから、次長が先ほど申しましたように、25年度以降、北勢ブロック、亀山市を以北とする5消防本部がいかに議論をしていくか、これが当面注視するところである。その場合においても、亀山市として主体性を持って議論に挑む、これが最も大事ではなかろうかと、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

8ブロック進まなかったら、もう4ブロックも進まないんじゃないかなというような思いもしますが、いずれにしても亀山市にとっては、懸案事項は北東部の安全・安心という部分では前に進もうとしておりますので、そのことに関しては市民の皆さんも喜んでおられるんだと思います。でも、しっかりとこの部分は注視をしていきたいと思っております。

私の質疑はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に17番 前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

緑風会の前田 稔でございます。通告に従い、質疑をさせていただきます。

きょうは夕べから雨も降っておりまして、外はうっとうしい天気になっています。できればすっきりとした明快な回答をいただけるとありがたいというふうに思い、質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案第36号亀山市基本構想の変更について及び議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についての中から質問をさせていただきます。

今回の基本構想に基づく基本計画の策定ですけれども、5年前の日本の経済状況、社会状況は大きく変化をしております。リーマンショックということもあって、企業は惨たんたる状況になっているのも事実でして、5年前は亀山市の財政力は右肩上がり、不交付団体ということで来ましたが、この23年度からは逆にその財政力は右肩下がり、非常に厳しい状況に面しているわけですけれども、またそれから東日本大震災ということもありまして、日本の国が国難の時代と言われるようなときに来ております。

この中で、これだけ変化をしてきて、今回後期基本計画を策定されたわけなんですね。市長も当然そのときの市長とはかわって櫻井市長になったわけで、本来であれば、これだけ激変している将来不透明な中で基本構想がほとんど変わっていない。施策の中の体系の一部が変わったということだけで、その中身としては全然変わっていないということが、非常に私たちは疑問なわけです。

まず、市長に対してお伺いしますが、後期基本計画策定に当たり、市長は亀山市の将来都市像をどのように考えているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質疑の対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田 稔議員のご質問にお答えをいたします。

市の将来都市像につきましては、議員もご案内のとおり、第1次総合計画の将来都市像、「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」であることに変わりはありませんが、その実現に向けた基本的な考え方につきましては、後期基本計画との関連も含めて、少し私の考え方を申し上げたいと思います。

まず、今後のまちづくりに向けましては、今少し触れられましたけれども、社会経済情勢など外部環境の変化や、合併後の一体感の醸成など、都市形成の経過、さらには財政状況の変化をしっかりと踏まえる必要があるというふうに考えております。一方で、前期基本計画5年間において、市民力で地域力を高めるまちづくりを積極的に進めてまいりました結果、その基盤や風土が培われ、さまざまな分野において亀山らしさが形成されてきたものと考えておりますので、その成果の検証も重要であるというふうに考えております。

こうした現状を踏まえると、一層、安心・安全に軸足を置いたまちづくりや、行財政改革の積極的な推進が求められますとともに、前期施策の成果を今後の経営資源ととらえた中で、それらを生かし、つなげながら地域ポテンシャルを発揮させていくことが必要でございまして、そうした取り組みを通じて、地方分権時代にふさわしい自立した5万人都市として、持続可能な自治体経営を

行っていくことが根本であろうというふうに考えております。

こうした考え方に基づいて、後期基本計画では計画の基軸となります4つの戦略プロジェクトを位置づけ、まちを守り、まちの魅力を磨き、市民だれもが健康で、次世代を担う子供たちが輝く、そうしたまちづくりを重点的に進めるとともに、それらの取り組みの推進エンジンとなります、その推進力を向上させるべく、まちづくりの舞台となる地域コミュニティを大切に考えた施策を展開してまいりたいと考えております。今後も地域経営の視点に立ちながら、これらの取り組みを進めることにより、一層市民力で地域力を高めるまちづくりを推進して、先ほどの将来都市像の実現に資してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

この質問は、先ほどの森議員からの質問に対しても、同じような内容の答弁であったかというふうに思います。市長は日ごろ、選択と集中、それから暮らしの質を高めるということをよく言われてきました、今まで。ところが、今回その後期基本計画の中でこの文字が出てこない。やっぱり市長の思いというのは、この中にあるんだと思います。暮らしの質を高めるというのはよく言われていますが、どういうものなのかなあというのは、私にははっきりと理解できない部分があるんですけども、本当にこの策定に当たって、どこをまず選択と集中されたのか。そして、どのあたりの暮らしの質を高めるという取り組みをされているのか、その辺をやっぱりお聞かせ願いたいと思います。

日ごろ市長がよく言われていますので、市民力で地域力を高めるとか、安全・安心のまちづくりをするというのはよくわかりますけれども、櫻井市長の日ごろから言うその辺、この後期基本計画の中で幾つかの施策がありますよね。やっぱりその辺をどこか特化していると思うんですよね。市長がこうやりたいというアピールをするものは一体何なのか、そこら辺の施策を教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申し上げました、基本構想のまずは中身が変わっていないと少し議員が前段で触れられましたが、先ほど森議員にも申し上げましたが、従来の43の基本施策、439の施策を、35の基本施策、308の施策に再編、集約をさせたというのが1点でございます。どうしても総合計画というのは、行政全般をカバーいたしますので、総括的にならざるを得ない部分はございますが、その中で特化して重点プロジェクトの4つのプロジェクトを今回設定させていただきました。それは先ほど申し上げましたが、まちを守るというプロジェクト、それからまちの魅力を輝かせるというプロジェクト、それからみんなが健康で暮らすためのプロジェクト、それから次世代を担う子供たちが輝くプロジェクト、この4つにある意味選択をさせていただき、集中をさせると、こういう考え方でございます。

それから、暮らしの質についてのご質問でございましたけれども、この暮らしの質を高めるということは、従来もさまざまな場面で議論をいたしてまいりました。私の考え方の一端を申し上げてきたつもりでございますが、我々行政の役割として、市民の皆さんの暮らしの質を高める、その舞

台をつくることが大変重要であるというふうに確信をいたしております。それは、市民満足度を上げることの障害となっております社会的・制度的な改善を果たすことにあるのではないかという思いもございますし、政策をより縦割りではなくて、総合的に横断的に展開をしていくというような視点が必要だというふうにも思っております。

今回、後期基本計画を策定していく過程で、2年間にわたる庁内議論や、市民の皆さんのご意見をいただいておりますし、総合計画の審議会委員の皆さん方のご意見もちょうだいをいたしてまいりましたが、さまざまな角度からの検討をいただいております。

亀山市の現在の暮らしの質を持続させていくためには、新たな公共といいますか、新たな公といいますか、行政、市民、それから事業所など、本当に市民力、地域力の結集が大変重要であるという認識を強くいたしておりますし、その新たな公共をより一層前に進めるための協働の仕組みづくり、これを推進エンジンとしていこうと、こういう考え方を盛り込ませていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、5万人都市亀山が、小さいながらも、これからもいろんな要素がうまくつながりあわさった高い結晶性を持って、他市がまねができないようなオンリーワンの輝きを発していくということが、市民一人一人の皆さんの愛着や誇りにつながると、ひいてはそれが暮らしの質につながるというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

市民力で地域力を高めると、これも大事なことだと思います。でも、やっぱりその主になるのは市長だと思うんで、市長が推進力というか行動力、方向性、しっかりしたものを打ち出して行って、その中で市民が動くんだというふうに思いますので、そういう中で市民力で地域力が高まっていくと。まずトップがしっかりした政策をつくっていただきたいと、考えていただきたいというふうに思います。それが、あなたの言われるオンリーワンになるんじゃないかなというふうに思います。

でも、はっきり言って、今回の策定についても、24年度の新年度の当初予算を見ておっても、本当に選択と集中をされたのかなあ、あれもこれもというふうで、すごく思っていたよりも当初の予算を大きく上回っているというところが、ちょっと私は気になります。

次、行きます。

今も言われたプロジェクトの中の防災力の強化の中からですけれども、特に私が気になったのは、空き家というものが最近ちょっと気になっていまして、私の自治会の中でも屋根が落ちて、市道のほうにかわらが落ちてきたりとか、そんな状態のところがありますし、また町並みでも近隣に迷惑がかかりそうな空き家というのが出てきています。今回、その防災力の強化の中に空き家に対する記述がないので、そのあたりのことはどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

これまでの空き家対策についてということで、法的根拠がないために、所管窓口がなく、当局は

危機管理局でございますけれども、危機管理局や消防本部等において年に数件の相談を受けていたところでございます。後期基本計画として記述がないものの、課題としてはとらえて、認識をさせていただいております。

今後、危険と見られます空き家が増加をすることが予測される状況において、県においても廃屋問題を研究する会の立ち上げを検討する動きがありますことから、これらの動向を踏まえた中で相談窓口も定めさせていただきまして、その対策についても研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

法的根拠がないと言われましたけれども、建築基準法により、自治体は著しく危険な建物の撤去を所有者に命令できるというのがあると思うんですけれども、近年、高齢化や遠隔地への居住とか、または経済的な事情などの理由により空き家が目立つようになって、その不完全な管理による影響が、近隣住民に不安を抱かせています。迷惑を受けたりすることもありますので、建物の一部が破損し、隣家や公道に飛散します。また、犯罪や防火を誘発するおそれがあります。こういったことから、総務省も2008年の調査で全国の空き家の数は約757万戸という、そのぐらい多くふえていますので、こういった取り組みをぜひともやっていく必要があるというふうに思います。

また、これにつきましては、他市において空き家条例というのがありますので、またそれは次の機会にいろいろと議論をしていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、消防力の充実・強化という中で、第1次総合計画、安全・安心まちづくり、消防力の充実において、市北東部地域への支所機能をあわせた署所の配置、整備について新たに検討を進めますというふうに第1次総合計画では書かれていました。また、市長マニフェストにも支所の設置というのが書いてあったと思ひます。

ところが、後期基本計画では支所機能の記載がないんですね。これはどうしてかと、12月にもこの質問をさせていただきましたが、明快な答弁はなかったというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

支所機能についてでございますが、北東分署への支所機能の併設につきましては、常備消防力適正配置調査とあわせて、その可能性について庁内で検討を行ってまいりましたが、併設することにより緊急時の消防・救急活動への支障や、安全性の確保等が懸念されるところでございます。また、支所に求められる窓口機能につきましては、既存施設における窓口機能の強化により、市民サービスの向上が図られるものと考えております。

こうしたことから、市北東部地域への新たな支所の設置や、北東分署の併設につきましては、必要性や安全性の確保等の観点から行わないこととしたところでございます。

しかしながら、市北東部地域を含めた各地域における市民サービスの充実につきましては、後期基本計画の施策において、地区コミュニティセンターにおける地域特性に応じた新たな市民サービスの提供について検討を行うとしておりますので、引き続きこの分については検討を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

北東部の消防署所には、安全性やそういうことからもうつけないということは明確にわかりました。コミュニティのほうに設置をしていく検討をしているということなんですけど、今、川崎コミュニティが改築していますよね。そこにはつけるような検討をなされて、そういう場所というか、機能できるようなコミュニティになっているんですか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

川崎コミュニティにおきましては、事務所の場所につきましては少し大きくとらえてはおりますけれども、今後地区コミュニティセンターに、住民票の発行等の分につきましてどのぐらいのニーズがあるのかとか、あるいはどの程度費用負担が要するのかというようなことにつきまして、具体的に事例も含めて検討した上で、改めて今整理をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

それでは4番目に、生きがいを持てる福祉の展開ということで、持続的な国民健康保険事業の運営、医療費の抑制に向けた取り組みを進めるとあるが、これはどのような取り組みなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現状の取り組みということで、医療費の抑制に向けた取り組みといたしまして、広報等により重複受診やコンビニ受診をなくすことや、かかりつけ医の推奨を啓発いたしております。

また、特定健康診査、人間ドック、脳ドックの受診勧奨を行い、生活習慣病などの早期発見、早期治療に向けて取り組んでおります。さらに本年度には、ジェネリック医薬品希望カードを保険証送付時にあわせて配付をいたしております。また、生活習慣病等におけるジェネリック医薬品と先発医薬品との薬代の差額につきまして、一般的なケースで全戸配付をして、一部負担金の軽減が図れる旨などをお知らせしております。

今後においても、他市での取り組みなどを参考として、医療費抑制に向けてさまざまな手法を行ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

ジェネリック薬品なんかの、最近後発薬品ということで非常に安価な薬が出てきていますので、そういった取り組みは非常に効果があるのかなというふうに思います。

今、私は持続的な国民健康保険事業の運営ということで書いてあるので、市税のほうからだけなんですけれども、市民部のほうだけなんですけれども、医療費の抑制というのは国保だけではないので、福祉の関係でもいろいろ健康増進についての取り組みをなさっておると思うんですが、何かそういった取り組みはありませんか。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

健康福祉部の取り組みですが、国民健康保険被保険者を対象として実施しております特定健康診査は、未受診者世帯への受診勧奨通知等によりまして、受診率としましては本年度は32.6%と、前年度対比3.6ポイントの増加の見込みでございます。

また、あいあいを拠点として、がん検診など各種検診、それから訪問時の相談指導を実施しているほか、運動を健康づくりに取り入れていけるように、あいあい体操教室やウォーキング教室、トレーニング室での運動健康相談を、また地区コミュニティセンターや公民館を会場に行う出前健康福祉講座、介護状態になることを予防することを目的にした「しゃきしゃき体操教室」など、ライフステージに応じた保健サービスを実施しております。

さらには、任意接種の予防接種につきましても、水痘、おたふく風邪、インフルエンザ、肺炎球菌など、県下各市より手厚く費用助成を行い、発症及び重症化の予防を図っております。

ほかにも、三重大学の寄附講座では、市民の生活習慣や医療に対する認識が健康に及ぼす影響に関する研究を行っており、これらの事業を行うことによりまして健康寿命を延ばし、ひいては医療費の抑制につなげられるものと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今までのいろんな施策に取り組んではきてもらっているんですけども、今年度の国保事業も1億3,000万の一般会計からの繰り入れ、こういうことで慢性的な赤字にずっとなっているわけで、本当にこの取り組みだけでいいのか。やっぱりいろいろと医療費を抑制していく取り組みというのはもっと考えていかないと、これはどんどん繰り入れをしていかなければならない、赤字がずっと続いていくということなんで、抑制に向けた取り組みがもっと必要なんではないかなと思うんですよ。ところが、主要な実施計画の中では、これといった取り組みがなされていないので、今の言われたことも多少の効果はあるだろうけれども、やっぱりそんなに効果が出ていないのかなというふうに思います。ジェネリック医薬品については、これも今始めたところなんで、これからの取り組みも議論をしていきたいというふうに思います。

そういった中で、この国保事業というのは全国的にも本当に頭を悩ませている、各自治体本当に

困っているような状況にありますんで、それは国や県の制度の改革も必要ではありますけれども、この辺はやっぱりすごく課題になってくると思いますんで、またこの件につきましても、私もこの前に呉のほうにちょっと視察に行ってきましたんで、その辺のところでもいい提案できるものがありますので、また一般質問の中で議論をしていきたいというふうに思います。

それでは次に、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてお伺いをします。

まちづくり観光の推進、本市の多彩な魅力をさまざまな情報媒体を活用して情報発信を行うというふうに書いてありますが、これはどのような取り組みなのか、お伺いします。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

まちづくり観光の推進につきましては、従来から市のホームページによる観光情報の発信に加え、テレビ、ラジオや新聞、雑誌、タウン誌など、さまざまな情報媒体に対して観光協会や市民活動団体などと連携しながら、情報提供や取材、撮影協力を行い、市の魅力の発信に努めてまいりました。そのような中で、スマートフォン等の携帯情報端末も急速に普及してきていることから、インターネット上で、市ホームページ以外の新たな情報発信手段としまして、新年度には本市の自然や歴史・文化など、多彩な魅力をつなげたウェブ動画を製作し配信していく計画をしております。さらに、この製作した動画は、PRイベントや各種催しの際、プロモーションビデオとしての映像放映やデジタルサイネージ、これは電子看板というものでございますけれども、での映像利用など、2次の活用も行いたいと考えております。臨場感あふれる美しい映像や、音楽を通して、亀山市を発信することで市のイメージをより高め、一過性に終わらない、長期的な観光振興につなげてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

今、新名神が名古屋から亀山ジャンクションのほうにまた新しく1本道ができるわけなんですけれども、1本道が新しくできると、やっぱり道の流れが変わりまして、この前も亀山から大津のほうにできましたけれども、あれ1本できて、1号線は休みになるとすごい渋滞をしておったんですけども、今はもう全く渋滞をすることがなく、非常によくなったんですけども。逆に、道の駅なんかは車の量が少なくなって売り上げが落ちていくとか、いろんな車が少なくなっているんで、売り上げが落ちて影響が出ていると。いいこともあれば悪いこともあるという。今回は、名古屋から亀山ジャンクションまでの道ができると、今度また名阪が渋滞は緩和されるけれども、サービスエリアなんかにはまた影響が出てくるのかなあというふうに思います。そうなっていくと、やっぱり情報発信というのは非常に大事なことだというふうに思うんですね。今も、ウェブ動画でその映像をどういうふうに見せるのかちょっとはつきりわからなかったんですけども、どこにその映像を流すのかちょっとわからなかったんですけど、例えばサービスエリアとか、そういうところに流せるのであれば、関宿とか亀山というところは、高速道路ができて京都のほうまで亀山を飛ばして行ってしまうというふうに思うんで、できればその中間にある亀山へ人を下ろして見ていってもら

うというふうな、そういった発信を外にしていかなければならないというふうに思うんで、そういう意味ではそういう媒体を使って発信を十分していただきたいと思います。ただ、ちょっとわからなかったのは、そのサービスエリアとか、どこにそういう映像を流すのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

デジタルサイネージ、電子看板のことですけれども、これは現在首都圏とか関西圏の主要駅では、既に展開されております。昨年の12月にJR名古屋駅構内の新幹線の改札口前の柱に55インチの液晶ディスプレイの看板が12画面設置されたと聞いています。すべての画面に一斉につくりました映像を放映することで、広くインパクトのある発信が展開できると考えております。ぜひ、このデジタルサイネージを活用していきたいと考えておりますけれども、現在のところそのサービスエリア等にそういう映像を流すと、これは非常に素晴らしいご提案をいただきましたけれども、基本的に来年以降、少しかかっていきたいと考えておりますのは、駅構内ということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

名古屋駅とかそういうところで亀山とか関宿の映像が流れるということで、京都・奈良と肩を並べるのかなあとと思うと、非常にうれしくなってくるんですけれども、サービスエリアのほうにもそういう発信をしていただけるようなことも考えていただきたいと思いますというふうに思います。一つだけ、名阪なんかで、名古屋方面から亀山インターへ来たときに、亀山のインターで下りるときに、関宿と亀山宿って正反対の方向なんです、その案内が全然ないので、それをいろんなところでお願いしますというふうに訴えてはいます。そういったことも、これは要望ですけれども、していただいて、亀山の発展に努めていただきたいなというふうに思います。

時間を余しましたけれども、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前11時10分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

おはようございます。

もう12時でおはようございますというのもあれですけど、それでは早速質問に入らせていただきます。何か似通った質問が多いんで、ちょっと3番目としてはあれでございますけど、本日4点

ほどお尋ねします。

議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についてということで、1点目でございますが、前期基本計画の戦略プロジェクトの検証についてということで、この後期基本計画は、今後5年間の亀山市の方向性を定める大変な重要な計画だと考えております。計画策定に当たっては、亀山市総合計画審議会の皆さんを初め、庁内での部長級で組織する中期戦略会議、また室長を中心とした各部会を何回も開催されて策定されたと聞いておるところでございます。この計画は5年にわたる長いスパンで、基本的な方向性を定める最上位の計画であるのは言うまでもないところでございます。前期基本計画策定時には、先ほど同僚議員も言われましたとおり、液晶産業の誘致等で税収の増加に支えられた中で、各施策が推進されたものと考えておるところでございます。

しかしながら、今後は先行き、これも再三言われているところでございますけれども、不透明な経済情勢下の中で、本市の財政運営も、先ほどの中期財政見通しの中からも判断できますようになり厳しくなると、そのように想定されているところでございます。そういった状況下、前期基本計画を検証し、課題や問題を見つけて、後期基本計画に向けて明るい将来都市像の実現に向かって取り組んでいかなければならないと、市長も先ほどそのように申されたところでございますが、そこでお尋ねしたいと思うんですけど、戦略プロジェクトの検証についてでございます。それについて、市長、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝君の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをいたします。

前期基本計画の戦略プロジェクトの検証についてということでございますが、前期基本計画におけます5つの戦略プロジェクトの検証につきましては、後期基本計画の策定におきまして、主な成果を初め評価を行ってまいりました。

まず、安心・安全プロジェクトにおきましては、公共施設や住宅の耐震化の推進、自主防災組織の組織拡大、医療センターを核とした地域医療再構築プランの実践。それから、子育て支援と定住プロジェクトでは、子ども支援センターの設置による途切れのない子育て支援、中学校卒業までの医療費無料化、出産前後から乳幼児に至るさまざまな母子保健事業の実施、住生活基本計画を通じた住宅供給など。また、景観づくりプロジェクトでは、亀山市景観条例の制定と景観計画の策定、亀山市歴史的風致維持向上計画の策定などを行いました。さらに、地域元気プロジェクトでは、亀山市まちづくり基本条例の制定、協働事業提案による事業の実施。団塊の世代活躍プロジェクトでは、新規就農者への支援や、かめやま市民大学キラリの開校支援などを主な成果ととらえております。

評価につきましては、安心・安全プロジェクト、子育て支援と定住プロジェクト、景観づくりプロジェクトについては、施策の推進により一定の成果が出たものというふうに考えております。

一方で、地域元気づくりプロジェクトにつきましては、市民活動に関する取り組みについて、一定の成果は出ましたものの、地域内分権の仕組みづくりについては、地域住民主体のまちづくりの広がりや十分でなかった点など、大きな成果につながらなかったところでもあります。また、団塊の

世代活躍プロジェクトにつきましては、各分野において団塊の方々の活躍があったものの、プロジェクトとしての成果の把握が大変難しい状況にあったというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

今後、どのように後期基本計画に反映させていかれるのかとお尋ねしようかと思ったんですが、先ほど同僚議員がそういったご質問をされまして、合併後の市の一体感の醸成が図られたとか、5万人が達成された、あと子育てに優しいまちも近づいたと、そういったるお答えがありましたので、まちづくりも推進されたものと理解しておると、そういうことでございました。この質問は、それで省かせていただきます。

次に2点目でございますが、さきの検証を踏まえて、後期基本計画につなげていくということでございます。新年度から取り組む戦略プロジェクトが掲げられてあるわけでございますが、先ほどから申されております「まち守り」「まち磨き」「みんな健康」「子ども輝き」プロジェクト、この大きく4点あるわけでございます。題名は変わったんですが、前期の拝見をさせていただきますと、余り中身は変わっていないような考えがするわけでございますが、この4つのプロジェクトが生まれました背景につきましてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この4つの戦略プロジェクトが生み出された背景についてご答弁申し上げます。

後期基本計画の戦略プロジェクトの背景につきましては、後期基本計画の施策のうち特徴的な要素、外部環境の変化や市民意向のうち、重要かつ優先すべきもの、市民との協働により各主体の力を結集して取り組むものなどの要素から、戦略の視点として4つの視点を注視しておるところでございます。

1つ目につきましては、東日本大震災による防災に対する市民意識の高まりと、自助・共助を中心とした防災力向上の必要性の視点から、まちの防災力を強めるものでございます。

2つ目は、地方分権が進む中で、特性を生かした取り組みの重要性が高くなるとともに、蓄積された地域資源を活用したまちづくりが必要となる視点から、まちの魅力や価値を高めるものでございます。

3つ目は、少子高齢化の進展等による社会保障制度への不安や、健康都市連合への加盟を踏まえ、市民の健康に対する取り組みが必要となっている視点から、市民の健康寿命を延ばすものでございます。

4つ目につきましては、人口減少社会の到来や少子化が進行する中、本市の特色である子育てに優しいまちの充実を図る必要の視点から、子供たちの笑顔を広げるものでございます。

そういった視点から、重点的かつ政策横断的に取り組むものとして、4つの戦略プロジェクトをお示したところでございます。

なお、戦略プロジェクトをより推進するため、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動を促進するための仕組みづくりや、その担い手となります人材の発掘・育成が重要であると考えており、戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みとして位置づけたところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

先ほど市長のご答弁の中にもありましたんですが、団塊の世代の活躍プロジェクトというのは、今回はちょっと外したということでございました。団塊の世代の方を活用して、雇用創出や社会貢献の機会づくりを目指すために、そういったプロジェクトは以前は設けられたと聞いております。

今回、このプロジェクトを削除されたわけですが、具体的な、何で削除したかというご回答はいただいております。ちなみに、この団塊の世代というのは私も含めまして、戦後22、23、24ぐらいですか、かなりの人数がおりまして、全国的にも人口もたくさんおります。亀山市にもたくさん見えると思うところでございます。そういった中で、我々団塊の世代が戦後厳しいところからいろいろ頑張ってきました、経済の発展、またいろんな面に貢献したと言っても過言ではないと、そのように考えているところであります。そういった中で、今回団塊の世代活躍プロジェクトというのを削除されたということは、団塊の世代はもうお呼びじゃないのかと、ちょっと表現は悪いんですけど、何で削除されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

団塊の世代のプロジェクトのことでございますが、前期基本計画の団塊の世代活躍プロジェクトは、団塊の世代がさまざまな分野で活躍することによって、市民力が向上し、活力ある地域づくりが進められるよう掲げておりました。この中で、団塊の世代活躍プロジェクトにつきましては、少し目的が明確でないというふうなこともございまして、成果を把握しにくい状況でありまして、施策を進めるための仕組みづくりや人材の確保などの考え方が一部で弱かったというように考えているところでございます。ですので、団塊の世代そのものを一つのまとめてプロジェクトにすることについて、難しいところがあったというふうな考え方でございまして、評価の仕方も非常に難しい局面があったというふうに考えております。

こういったことから、後期基本計画では、農林業の振興、生涯学習の推進、地域福祉力の向上といった個別の施策の中で位置づけております。今後も各施策において、団塊の世代を中心とした方々につきましては、まちづくりにおいて重要な役割を担っていただけるものと期待しております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

今後とも、長年培った知識や経験を持つ世代の方々を、雇用の機会や社会貢献の機会づくり等に力を入れていただきたいと、そのように要望します。

次に行きます。

3つ目の、市民参画・協働と地域づくりの推進ということでございまして、地域コミュニティの活性化についてお尋ねしたいと思います。

戦略プロジェクト、全体の位置づけが市民力で地域力を高めると、そういうところから、今回地域コミュニティの活性化を論点に掲げたところでもございます。この4つの戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みとして、地域が一体となって取り組むことにより大きな成果が生まれるということで、現在でも自治会や地区コミュニティなど、活発な活動をしている団体もあるわけですが、活動を推進させる新たな仕組みづくりにつきましてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

ご質問の地区コミュニティ、それから自治会で活動をされておると、新たな仕組みづくりというのはということで、各地で活動をいただいております自治会や地区コミュニティなど、組織や団体の方々につきましては、個々の活動の場における課題の解決や、地域をよりよくするため、それぞれのお立場で、さまざまな取り組みを展開していただいているところでございます。個々の組織や団体などの活動を地域全体の取り組みとして、目的や課題の共有までには至っていないことも見えてまいりました。

今後、ますます少子高齢化社会が進む中、社会全体の課題の解決や、地域をよりよくするためには、多様な主体が相互に協力・連携し合う組織が必要となってまいります。このようなことから、平成24年度から地域コミュニティの仕組みづくり支援事業で取り組んでまいります組織づくりでは、さまざまな団体が包括的にまちづくり計画や、地域での課題の解決や、地域が目指す方向などの協議ができるような場をつくる仕組みについて検討をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

先ほどのご答弁の中で、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動を推進する云々と言われました。この多様な主体というのはどういった主体を示すのか、まずこれ1点。もう1点は、自治会やPTA、老人クラブ等々を含めた各コミュニティの枠組みというのが、ある程度、現在一定の土壌はできているところが多いと考えるところでございます。ただ、複数のコミュニティが構成されているような小学校区におきましては、いろいろな温度差があるとは思いますが、実施計画では、24から25年度にかけて地域自治組織について、自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会と議論を重ね、2地区に限定してモデル地区として仕組みを検討していくと聞いておるところでございますが、具体的にどのようにされるのか、お尋ねしたいと思います。この2点、お願いします。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

多様な主体とは何を指すのかというご質問でございます。

地域における多様な主体とは、地区コミュニティ、自治会、婦人会、老人会、PTA、消防団、自主防災組織、市民活動団体など、地域で活動をするさまざまな団体を指しております。

それと、モデル地域をどのように選定、2地区ということで考えておりますけれども、モデル地区の選定に当たっては、これまでの地域の取り組みについて、多様な主体が集まり組織しやすい環境が既にできており、さらにこれまでに地域づくり支援事業を活用し、地域のまちづくりの機運が高まっている地域などをまずは選定をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。モデル地区はまだ確定していないと理解させていただきます。

次に、コミュニティ活動の促進のために、いろいろな主体による地域の包括的な仕組みづくりや、その主体的な活動を支援するという一方で、また活動支援のための職員のサポート体制を25年度までには整備すると、そのように記載されているところでございますが、何カ所、また何人ぐらいそういったサポート体制の職員配置をするのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

昨年12月議会の定例会に総務委員会資料として提出をさせていただきました。新たな人材育成基本方針の中では、求められる職員像を、市民力で地域力を高めるまちづくりに向かって、市民とともに考え、意欲的に行動する職員としており、これを具現化するため5つの目標を示し、その一つに、地域づくりを推進するため、みずから地域の中に入って活躍できる職員といったことを定めております。また、一方で、職員に求められる能力の中に地域づくり能力を加え、市の職員であると同時に地域住民の一員として地域活動にかかわり、市民とともに積極的に地域づくりを推進していく姿勢が必要であるといったことも明らかにしたところでございます。

このように、地域コミュニティ活動を支援するためには、市職員が積極的に地域に入り、地域コミュニティ活動をサポートする体制を整備していくことは必要不可欠というふうに考えてございます。具体的には、平成24、25年度に実施をいたします地域コミュニティの仕組みづくり事業におきまして、2つの地区をモデル地区として指定をし、取り組むことといたしておりますので、この中で各地区へ取りまとめ等を行います職員派遣といったことを検討していきたいというふうに考えてございます。

具体的に何名とかといったことにつきましては、24年度におきまして制度設計を行うところでございますので、その中で詳しく検討していきたいというふうに存じております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。これからということでございます。

次に、成果指標でございますが、計画では目標値が市内25コミュニティを達成したいというような目標値がありましたんですが、急に25全部というのはかなり難しいんじゃないかと思いますが、こういったことは可能なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

基本施策の成果指標における現状値ゼロといたしておりますのは、地区コミュニティが多様な主体を包括していたとしても、地域が一体となって目的や情報を共有し、課題の解決に向けた協議の場や組織など、そういった環境に至っていないということで現状値ゼロといたしております。

目標値につきましては、計画ではそうした環境づくりが25地区のすべてにできるよう目標といたしております。そして、その環境づくりの実施に向けて、地域の方々や団体を巻き込んだ議論のもと、進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ある程度土壌はできていると思うんですけど、なかなか地域のためにという形の活動は、25地区全部というのは難しいなと思うんですけど、頑張っていたきたいと思います。

もう時間の関係上、最後に行きます。

戦略プロジェクトの進行管理・評価についてということでございますが、ミスプリといいますか、「進行」を「進捗管理」としたほうがいいと思いますので、「進捗管理」に直していただきたいと思います。

戦略プロジェクトについては、関係する施策を連動させることで実効性や相乗効果が生まれるものと考えます。この計画は各室にまたがることから、この進捗管理をどのようにするのか、また評価についてもどのように進められるのかをお尋ねしたいと思います。いろんな管理の方法としては、管理対象に優先度をつけたりして、重点的に管理をするものを決めたりとか、そういったいろいろなやり方があると思いますが、どのように進めるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、前期基本計画の戦略プロジェクトにおきましては、この進捗管理などにつきましては、企画部のほうで行っておったと、そういった反省点から、後期基本計画の中では進捗管理について整理をしていこうというような考え方でございまして、戦略プロジェクトの進捗管理につきましては、4つの戦略プロジェクトと、戦略プロジェクトの推進力を高める取り組み、さらに総合計画等の進捗管理や財政運営、人材組織に関するものを加えた6つの分野において、横断的な組織として副市長をリーダーとし、分野ごとに主に担当する部長をサブリーダーとする戦略プロジェクト推進会議を設けるなど、戦略プロジェクトの進捗管理と取り組みにおける課題・問題点や評価について整理

を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

私もと思いますが、進捗管理をする目的は当然ですけど、プロジェクトの計画を計画どおりに進めるということだと思いますので、計画を見ながら、進捗を確認しながら、プロジェクトの終了に向けて進んでいくと。時には、途中でリスクが発生して計画を変更したりする場合もあるとは思いますが。

進捗管理を行う上で、2つのことを目的とすべきだと思います。1つは進捗率、現時点でプロジェクトがどの辺の地点にいるのかということ。もう1点は着地点といいますか、このまま進んでいく場合、プロジェクトの期限、それに間に合うのかどうかということですね。遅延が発生して、おくれる場合もございます。着地点をいつにするかということ、この2点が大切なことだと思いますが、そういった中で、どのようにしてこの進捗管理のサイクルを回すべきなのか、まず1点目。それともう1つは、この進捗管理の中で、こういったことが遅延する場合があると思います。継続事業になったりする場合があると思いますが、こうした進捗遅延の防止施策としてどんなことを考えてみえるのか、この2点お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、4つの戦略プロジェクトにつきましては、個別具体的なプロジェクトというようなことではございませんので、こういった事業、あるいは施策をつなぎ生かしていくプロジェクトというようなことではございますので、少し企業的な発想のプロジェクトとは違うというようなことはご認識をいただきたいというふうに思います。

その中では、35の施策については、今後施策評価を行いたいというようなことが1点ございます。そういった施策の評価、あるいは個別の事業の評価というようなことを組み合わせながら、プロジェクトを進行管理していくというようなことではございまして、このプロジェクトの中では多くの事業が組み合わさっておりますので、この中でどこが弱いのかとか、どこが強いのかというような評価をしながら行っていくと。ですので、期限までに何ができるかできないかというよりは、このプロジェクトの趣旨に沿ったような形でプロジェクトが動いているかどうかというようなことを中心にしながら評価を加えたいと思っておりますが、35の施策につきましてはある程度、方向性を示しておりますが、まだ戦略プロジェクトの評価につきましては、具体的に庁内で議論はしておりませんので、今から議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

とにかく世界的にも日本的にも、当然亀山市も経済の状況の厳しい中、財政的にも厳しいですね。そういった中、後期基本計画を着実に推進されまして、当市の発展のために頑張ってくださいと要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑をさせていただきます。答弁につきましてもよろしくお願いをいたします。

最初に、議案第36号亀山市基本構想の変更について、大きく2点質疑をさせていただきます。

最初に、議会基本条例制定で、議決対象になったことについての見解をお尋ねいたしたいと思いをいたします。

基本構想につきましては、これまで地方自治法の規定により議会の議決が必要とされておりましたが、平成23年6月には、地方自治法の改正によりまして基本構想が議会の議決の対象から外れました。それを受けて、議会基本条例第11条を改正いたしまして、今回、基本構想を議決の対象に加えたところです。

また、議会基本条例制定時には、基本計画についても既に議決対象としておりましたので、今回基本構想の変更や後期基本計画の策定についてがそれぞれ議決対象となっております。そのため、今回の議案の提案理由を見ますと、議会基本条例第11条第1号の規定により議会議決を求めるといふことで、ある意味議会にとりましては、初めて議会の条例によってこの議案が提出をされたといふことで、感慨深いものがあります。

仮に議会基本条例を制定されていなければ、基本構想の変更が昨年ありましたので、極端に言えば議案としては提出することもなく、また後期基本計画ももともと地方自治法上では議決の対象ではなかったわけですので、今回提出された2つの議案は全く提出されることなく、亀山市における最上位であります政策が、議会の議決がないまま決定されていたことになっていたのでないか。そういう意味では、議会基本条例を制定されたことによってこの2つが議論できる、非常に画期的なことであったと思います。

このように、地方自治法上に定めのない事項を議会基本条例で議決すると定めることは、議会にとりましては、議会の権限であります議決権の拡大であったり、また各種行政計画など、市民の皆様にとって重要な事項を議会の議決を要する事項に加えるということが、議会の行政に対する監視機能の強化や政策面での機能強化になるとの観点から、議会として今回意思決定したものであります。

このように、議会基本条例で基本構想を議決対象としたことへの見解を、まずお尋ねをいたしたいと思いをいたします。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

竹井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

基本構想が議決対象になったことへの市長の見解をということでございましたが、基本構想及び基本計画が、議会基本条例に基づく議決対象となり、議会において審議されますことは、亀山市まちづくり基本条例に市長の責務として規定される地域経営の視点に立ったまちづくりを進める上で、意義あることと考えております。

また、午前中も市長の責任ということでご議論がございましたけれども、地方自治体の二元代表制の中で、議会と首長が構想や計画の策定責任と議決責任を共有できる側面も大きな変化であるというふうに考えておまして、計画等に対する庁内の議論も、この2年間さまざまな角度からさまざまなプロセスがございましたが、一層深まったものであるというふうに感じさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

まちづくり基本条例もできて、そういう意味では地域経営の視点としての意義があるんじゃないかと。それよりも二元代表制ということが、やはりここ数年大きく変化しておりますので、そういう意味で、市長からそういうふうなことを言及されたことについては、非常にありがたいなあというふうに思います。

ただ、庁内の議論も深まったということでございましたが、議会においても今回議決対象としたことによって、議会基本条例第4条には、議会運営の原則、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関して、監視及び評価及び政策の立案及び提言を行う機能、これも十分に発揮しなさいというふうには規定をしておりますので、そういう意味からいくと、庁内の議論とともに、私ども議会としても、パブリックコメント期間中に各常任委員会ごとに意見を集約したものを市へ提出して、政策提言機能ということについても何がしかの機能が発揮できたのではないのかということも、それとあわせて申し添えておきたいと思っております。

これを終わらして、2点目に、今回なぜ基本構想を変更するのかについてお尋ねをいたします。

まず1点目に、基本構想とはどのような位置づけなのかについてお尋ねをします。

基本構想は、第1次総合計画を見ておりましたが、亀山市の将来の目指す姿を描き、まちづくりの目標や実現のための施策の大綱を明らかにするもので、計画期間を平成19年から28年度までの10年間といたしております。これまで基本構想は10年間を基本として進めてまいりましたが、過去といっても2回程度しかありませんが、私の記憶の中では、見直しをしたことはなかったんじゃないかと思っております。

櫻井市長が就任された後、5年目を迎えるところで、新しい総合計画を策定というふうな考えもありましたが、議会側からのさまざまな意見もあって、今回、第1次総合計画を尊重しながら後期基本計画を策定されたというふうに思われます。

ただし、今回、後期基本計画の策定にあわせる形で基本構想も一部修正をされましたが、もとも

と10年を期間としてきた基本構想とはどのような位置づけを持っているものなのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

申し上げるまでもございませんが、この基本構想は市の最上位計画である総合計画の中で、長期的な視点に立って市の将来の目指すべき姿、それからまちづくりの基本的な考え方、実現に向けた施策の大綱等を位置づけるものであると、このように認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

当然10年という長いスパンの構想でありますので、長期的な視点と同時に将来のあるべき姿を私はあらわしているんだらうというふうに、それは市長の答弁のとおりではないかなと思います。

ただ、今回後期基本計画の策定において、一部見直しが入ったということからいえば、私は総合計画による基本構想の位置づけが少し変わったのかなあという印象も持たざるを得ないという気もします。とはいうものの、10年というスパンが今の時代に合っているんだらうかということも、逆に言えばちょっと思ってしまうと。右肩上がりの経済成長期における10年というものと、右肩下がりや相当変化が激しくなった10年は、全然、期間が同じ10年でも違うのではないかと。

そういうことを思いますと、今回の5年で変更されたということが一つの契機となるとすれば、やはり10年という期間が合わなくなってきたかと思われているのか、いやそうじゃなくて、たまたま今回だけこういうふうにしたのか、もしこの時代の変化に合わなくなってきたような考えがあるとする、私は次の5年後の第2次総合計画をつくるまでに、やはり基本構想のあり方というものは検討されていくんだらうかどうか、10年というスパンも含めてですけれども、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成17年、18年で合併後に策定させていただきました総合計画、19年度からスタートしたわけでございますが、私が就任をさせていただいたのが平成20年度の半ばでございます、その10年計画の2年目の途上に就任をさせていただくということになりました。

その間にありまして、わずか二、三年前の亀山の内外の環境等は変化もしつつございましたけれども、しかし、今議員ご指摘をいただいたように、基本構想については、社会経済情勢が激しく変化をする中で、従来どおりの計画のスタイルがよいのかどうかにつきましては、やっぱり検討の余地があるものというふうに考えておるものでございまして、そのスパンももちろんそうですが、いわゆる総合計画自体の計画のプランニングのやり方について、どうしても総花的にならざるを得ない部分がございますので、そういうことも踏まえて、今後は検討の余地があるというふうに認識をさせていただいておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

時代の変化が激しい中で、検討の余地もあるかなというふうな答弁でしたが、少しダブるような質問で申しわけないんですが、次に2点目に、今後は5年間ごとに基本構想を修正するのかと。先ほどの質問は10年というスパンも含めて一遍検討してみるような時期に来たのかということでありましたが、次の質問は、とりあえず今回5年で一部見直しがあったということでお尋ねをしたいと思います。

今回基本構想は、変更前は6つのまちのイメージと6つの基本施策という大綱から、このうちの2つをまとめて5つに変更が行われました。ただし、基本施策の体系の中を見ますと、結構入り練りというか、5つの施策にいろいろまた動いたものもありまして、その部分だけ見ると、結構大きな変化があるのではないかと思います。

ただ、今回基本構想を変えた大きな要因は、やはり後期基本計画を策定するということですので、後期基本計画の策定を迎えて、やっぱりそのタイミングで、今回5年ごとの修正をしていくような考え方を持たれたのかどうか、何が要因であったのか。後期の基本計画が大きな引き金となって、この5年目のタイミングで変更されてきたのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

今回の基本構想の変更につきましては、基本構想の実現に向け、より効果的に後期基本計画を推進していくため、実務的な視点から一部整合を図ったものであり、これまでの基本構想を今後も継承していくという考え方に変わりはありません。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

大きな視点では継承していくんだろうと思いますが、細かく見ると相当大きな変化があると。そうなりますと、私はこういうふうに考えるんですが、後期基本計画を策定する段階で修正が加わったわけですね。そうすると、やはり後期基本計画というものが大きなポイントになって、その延長線上で私は上位計画をいじってしまったのではないのかなというふうな印象を持つんですけども、趣旨は守るものの、やはり修正を加えざるを得なかったという、ここがやはり今回の基本構想の変更と後期基本計画をつくる一番のポイントであったように思うんです。

これまでは10年間一貫した趣旨を持って、後期基本計画の中に大きな変化点を持たせていたと。ところが変化点と同時に構想も一部いじったというか、変更と議案に出ていますよね、変更したと。そうすると、やっぱり基本構想を変更しなければ後期基本計画が担保できなかったのか。後期基本計画から私は構想がいじられているのではないのかなと印象を持っているんですけど、やっぱりいじらないと後期基本計画が担保できなかったのかどうか、きっちりと。これまでのやり方は10年が流れていますので、その中で基本計画で大きくいじるわけですけど、両方をいじったような感じを

持つんですけど、やはりここが大きな後期基本計画をつくる上でいじらざるを得ないことになったのかどうか、もう一度確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の基本構想の変更につきましては、これまでの基本構想を継承することを前提とした中で、基本構想の実現にさまざまな施策をいろいろ再編整理をいたしたわけでございますけれども、その実効性を上げるためにもより資するものであると判断をいたしましたところで、変更をさせていただきたいという趣旨でございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっとほかの質問もあるので、予算決算委員会もあるので、もう一度、このところは非常に重要だと思うんですね、これまでいじらなかったものをいじる。そうすると、きちっとした変更するという一つの定義というか、10年変わらないものだと思ってきたものが変わる。変わるなら変わるで、どういう要因で変わってくるのか、こういうことだと変えますよ。やっぱり大きく変えていないといっても結構変わっているんですね、仕分けなんか見ていると。そういう意味では、もう一回、実効性を上げるためにもいじったということになると、構想と計画は一体のものであるのに、何か計画に引きずられて構想が動いてきたんじゃないかという印象を持つので、もう一度、これは予算決算委員会で議論をさせてほしいと思います。

次に、議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について、大きく4点を質問させていただきます。

最初に、後期基本計画の策定の考え方についてお尋ねをいたします。

これまで基本計画の中身を見たときに、施策と事業が混在をしている面もあるのではないかと、うふうなことも一部指摘をしたこともございます。今回の後期基本計画策定に当たりましては、計画策定の趣旨にも書いてございますが、基本構想・基本計画・実施計画の役割がより明確にした形となっているように思います。

このように、基本構想・基本計画・実施計画が体系的によりわかりやすくなったような感じを受ける後期基本計画の策定に当たり、これまでの基本計画策定の考え方から変更した部分があるのかどうか。あればどのような部分の考え方を変更されたのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

基本計画のつくり込みの話ですので、私のほうからご答弁させていただきたいと思います。

後期基本計画の策定に当たりましては、基本構想・基本計画・実施計画から成る総合計画の三層構造に沿って政策、施策、事業の区分をより明確にするため、施策レベルで計画を取りまとめ、各施策を推進するための事業につきましては、すべて実施計画等で位置づけることといたしました。

これは竹井議員が申されたとおりでございます。

また、基本構想に位置づける基本施策の大綱を上位に基本施策、施策の方向、各施策へと体系づけて関連性を整理するとともに、今までの本数より少なく、35の各基本施策ごとに基本施策が目指す姿や成果指標を新たに設定し、上位目的を意識した成果志向の計画推進が可能になるような計画づくりを行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまでの総合計画の議論をするときには、基本構想・基本計画・実施計画と、議員になった当時はよくわからなかったですけども、やはりきちっと大きな政策があつて、それに伴う施策がある。さらにその施策からぶら下がつて実施計画の事業計画に入ると。そういう意味では、今回の後期基本計画のつくり込みに当たっては、より明確になったかなあというふうな印象は持たせていただきました。

それを受けて、2点目に行政評価のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

より体系化をされたということで、以前いただきました行政評価システム実施マニュアルを見ますと、基本計画の基本施策については、施策評価を今後行いたいというふうなことが明記されております。これまでは、主要事業につきましては、事務事業評価ということで決算時にも出していたいただいておりますし、新規の場合は新規で評価表が載っております。今回も後期基本計画、実施計画は新規の事業評価ということで全部の資料が出ております。

今回、こういうふうに明確に区分をされたということで、基本計画における施策の評価というのは、私は十分行えるような環境になってきたのではないかと考えますが、後期基本計画における行政評価は、どのような考え方で取り組まれるのかを確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行政評価をどのように行うかということでございますが、前期基本計画期間につきましては、主要事業の事務事業評価を中心にPDCAマネジメントサイクルによる計画管理を行ってまいりましたが、後期基本計画においては、35の基本施策を基本とした施策評価も組み入れ、より実効性のあるものに進化させてまいりたいと考えております。

この施策評価は、従来の主要事業の事務事業評価はもとより、基本施策に関連する政策予算以外の取り組み実績や部門別計画の評価、さらには各実施計画期間ごとに成果指標に対する達成度や市民意向調査結果、アンケートでございますが、この結果を盛り込みながら、総合的な自己評価として実施し、5年を通して年次計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、午前中にもご答弁させていただきましたが、戦略プロジェクトにおける評価の仕方については、今から具体的なことは考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これまでの実施計画に伴う事務事業評価、これも随分やってほしいということで、実施計画だけについては前回も150本ほどあったと思いますが、やっぱり出ていると。今回、新たに施策評価というまた新しい概念が入ってまいります。その段階では、今のお話を聞いているだけでは、なかなか私たちもぴんとこない部分もあるので、お金だけを追っかけた、事業効果だけを追っかけたものから、その施策が正しかったのかどうかという、多分施策の反映が事業ですので、打った施策がどうだったんだということが多分評価されてくるんだらうと。だから、もっと抽象的な評価基準になってくるのかなあというふうな印象を持っておりますので、ぜひこれについては、今どうこうということではなく、次の多分施策評価の段階ではないと少し議論もしづらいので、1年間ぐらいありますので、どんなやり方をするのか、そういう部分についてはぜひ委員会のほうにも提出をさせていただいて、十分議論ができるような状況にしてほしいなど。新しい考え方ですので、少し我々も事前準備が必要になろうかと思っておりますので、また事前の資料提出もぜひお願いをしたい。多分、来年の9月には議論できると思っておりますので、それに向けて準備のほうをお願いしたいと思います。

次に、3点目に計画実施における財源ということでお尋ねをしたいと思います。

第1次実施計画の3年だけを見ておきますと、提出された資料では個別シートで出されておまして、3カ年の計画額と24年度の予算額を提示されておられます。3カ年分の総額も、資料を見ておきましたら一般会計分では計画総額119億7,900万余り、そのうち一般財源としても53億2,500円余りが必要というふうに書いてありました。

財源を見ますと、国県支出金、地方債、当然一般財源も記載されておるわけですが、先ほど言いました一般財源、3年間で53億という相当多くのお金が必要となってまいります。この後、あすの予算の審査でも中期財政計画で少し確認をさせていただきますが、市税収入も相当落ち込んでいます。こんな中でこの53億の捻出についてはどのように確保されていくのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

後期基本計画の第1次実施計画の3カ年計画の総額は、約119億円でございます。その実施に係ります財源につきましては、今回の中期財政見通しにお示しをさせていただきましたように、市税、地方交付税などの一般財源のほかに、国県支出金、市債などの特定財源を財源といたしまして、事業の推進を図るものでございますが、なお、不足する財源につきましては、財政調整基金を繰り入れることとし、財源確保をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

私の質問は、一般財源分としても確認をいたしましたので、原資としては市税か交付税か臨時財政対策債、財政調整基金と。できるだけ借金をせんよんということになれば、臨時財政対策債と交付税一体のものではありますが、これはお国に頼る部分でありますので、やはり市税か財調かということになると。財政調整基金はあすの中でも、中期財政見通しでも質問をいたし

ますが、一気に枯渇していくという、そんな状況下で、3年は見通せますが、本当にこの5カ年、やり切れるんだらうかというふうなこともちょっと思います。

そういう意味では、市税や財調だけでは乗り切れないのではないのかなあというふうな印象を持っておりますが、財調だけでは5年目にはもう赤字化をしていく中で、3カ年分は見通せますけれども、5カ年を見たときに、本当に一般財源は十分に確保できるというふうにお考えなのか、ちょっとここだけでもう一度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

一般財源の確保につきましては、財政見通しでもお示しをさせていただいておりますように、後期の第1次の期間3カ年につきましては、財政調整基金繰り入れによりまして、何とか乗り切れるといったところでございます。残りの2カ年、後期の第2次の実施計画期間につきましては、財政見通しでは一般財源が不足するといったことで、財政調整基金も枯渇をするといったことで、非常に厳しい内容となっております。

そういったこともございまして、本年度行財政改革大綱の見直しといったことも考えてございまして、その辺で財政調整を図っていききたいといったことを考えているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の部長の答弁につきまして、またもう一度、あした中期財政見通しがありますので、確認をさせてほしいと思います。

次に、4点目に地域コミュニティについて4点ほどお尋ねをしたいと、先ほど午前中にも中村議員からご質問がございましたが、私からも質問させていただきます。

まず、1点目に、なぜ新たな施策に取り組むのかについてお尋ねをしたいと思います。

基本構想のまちづくりの基本的な考え方の中に、市民力で地域力を高めるまちづくりということがございまして、これは基本構想策定時でも私も確認させていただきました。新しい亀山のまちづくりの概念として示されました。

今回、後期基本計画の戦略プロジェクトの推進力を高める取り組み、先ほど市長がエンジンというふうにおっしゃいましたが、そこに地域コミュニティの仕組みづくり、イメージが示されてございます。今回のイメージでは、答弁もございましたが、自治会や地区コミュニティを含めて、多様な地域の団体が参加をして地域課題を解決するための新たな地域組織をつくるというふうにされております。

この内容を議論する前に、まず最初に、これまで地域でのいろんな取り組みについては、中心的には自治会であったり、地区コミュニティがその役割を担ってきたのではないかと考えるところですが、この点について、まずどのように今評価をされてきたのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

午前中にも少しご答弁をさせていただいたんですけれども、それぞれの地域の自治会や地区コミュニティなどの組織や団体の方々につきましては、これまでも個々の活動の場において、課題の解決や地域をよりよくするため、それぞれのお立場でさまざまな取り組みを展開していただいております。しかしながら、団体間の連携や後継者の育成、役員負担など、課題もお聞きしているところでございます。

今後ますます少子高齢社会が進む中、平成24年度からの地域コミュニティの仕組みづくり支援事業で取り組んでまいります地域コミュニティでは、さまざまな団体を包括した地域での課題解決に向けて、協議ができるような仕組みについて検討していただけるようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

午前中にも同様の答弁がございました。ただ、2回目に、これまでは自治会、地区コミュニティを含め、多分地区コミュニティの活動の中でもさまざまな団体が参加をされて、さまざまな活動がされてきたと思うんです。そういう今までの経過を踏まえても、やはり新たなこういう組織をつくらなければならないということなんですけれども、改めて背景について、もう一度確認したいと思います。今のお話ですと、少子高齢化や次をつなぐ人というふうな話でしたが、別に今のもので集めればできるようなイメージもあるんですが、なぜ新たにこういう地域組織が必要なのか、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回、新しく地域コミュニティとお示した背景につきましては、後期基本計画の地域コミュニティの活性化で記載をさせていただきましたとおり、一部の地域では、地域課題の解決につながる主体的な取り組みが進められており、地域づくりに対する市民の関心も高まっております。これらを契機として、自分たちが住む地域については、自分たちで考え、責任を持って行動する取り組みなどにより、市内各地域の地域力をさらに向上させていただきたいと考えておるところでございます。そのため、さまざまなニーズや地域課題に対応していくための地域コミュニティ主体の取り組みを主として、支援してまいりたいと考えているところでございます。

平成25年度には、学識経験者による有識者会議で地域組織のあり方についての意見をお伺いし、考え方を整理した上で、地域における多様な主体を巻き込んだ組織を新たな地域の組織として明確に位置づけ、支援するための体制を確かなものとしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ちょっと答弁がずれているよというか、仕組みづくりのことはわかるんですよね、こういうことをやりたい。何でその組織がないと回っていかないのかと。これまでも自治会や地区コミュニティ

やささまざまな、さっきおっしゃいました多様な団体によって地域は回されてくると。それを一本に束ねないと、なぜ亀山の地域づくりがやれないんだという。要するに、特に市長が言われる自助・共助、それから自立した地域づくりというふうなことになるかもしれませんが、その概念はきちり示しておかないと、仕組みが先行ではなくて、何のための仕組みだという議論が私は非常に必要じゃないかなと。ちょっとここも時間の関係で、予算決算委員会でもう一度確認をしたいと思いますが、今の答弁では、本当に必要性がよくわからないというふうに思います。今までの組織だけでも十分にやれるんじゃないかというふうな印象を持ちかねないんで、もう一度確認をさせてほしいと思います。

次に、そういう取り組みをしようとしたときに、じゃあこれまでの取り組みはどういうふうに総括をしたのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

平成20年度には地域づくり支援事業ということで、合併特例債10億の基金を設置して行いました。若干動きが鈍いところもあって、21年度に一部内容を変更して取り組みを進めてきております。それから、21年度には櫻井市長が誕生されて、市民みずからが行動を起こし、それぞれの地域の判断と責任で課題解決をする制度を創設する。多分このことがこの背景かなと思いますが、そういうものをつくるんだということが21年度には説明がございました。

それから、22年度には市内全域で生涯学習、ボランティア活動、伝統芸能文化を活発にできる、そういうのを支えられるような仕組みとして、個人市民税1%の応援事業の創設を研究するという事で動かれました。ただし、これも開会日の23年度補正では、新たな制度を構築するというふうな話もあって一部減額補正、さらには24年度には全く予算については反映をされていない。このようにさまざまにいろんな取り組みを熱心には取り組んでいただきましたが、私はそれぞれ、なぜここがうまくいったのか、うまくいっていないのか、そういう総括もやっぱりきちっとしておかなければ、新しい制度をつくればうまく回るものではないというふうな印象を持ちますが、これも総括するような考えはないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

これまでも地域づくり支援事業や市民活動支援など、市民参画・協働に係るさまざまな事業を展開してまいりました。個々の事業につきましてはそれぞれ事業評価をしており、一定の成果があったものと考えております。また、全体的な評価につきましては、後期基本計画の中で現状と課題を洗い出し、平成24年度からの地域コミュニティの仕組みづくり支援事業に至ったとの認識でございます。

また、平成24年、25年度におきまして、新たな組織の仕組みづくりについて、地域の方々や団体を巻き込んだ議論のもと、進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今の部長が答弁された全体評価は、すなわちある意味施策評価だと思うんですね、事業評価で

はなく施策の評価。そうなると、もう一度確認をさせていただきますが、多分これまでのいろんな取り組みは、やはり先進的にいろいろ取り組んでいただいている地域が、一つのモデルになってきたと思うんです。ただ、これがなぜ全地域に広がるほどのものにはならなかったのか。それがやっぱり一番の課題じゃないのかなあと思うんです。その課題が解決しないと、今回の地域づくりも同じような方法をとられようとしているんです。ということは、その地域だけがその取り組みをしても、多分エンジンにはなりません。そういう意味では、なぜ亀山の市域全体にうまく広げることができなかったのかについての見解を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

広まらなかったかということでございますけれども、活動の広がりにつきましては、例えば加太地区や昼生地区、市北東部での地域づくりの取り組みは、地域に限定された取り組みにとどまらず、他の地域に影響を与え、その地域の個性に輝きを持たすものとなりました。

しかしながら、市全体への広がりへの課題につきましては、地域によっては活動の担い手が次世代に継承されていないことや、地域の問題や課題が住民の方々に共有されていないことなど、また地域における歴史的な背景やこれまでの取り組みの経緯など、さまざまな要因が考えられます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、答弁されたことが総括に近いというか、その事業評価をやって全体評価をした結果が新しい地域づくりだとおっしゃいますけど、今言われたことがまさに課題であり、今後どう解消していくのかということだと思うんですよ。ちょっとここばかりやっても、私としては、やっぱりどうやればうまく広がっていくのかということの検証もきっちりやっておかないと、次の質問に入りますが、どのように取り組みを展開していくのかということを上げておきました。

やはり今部長がおっしゃいましたように、取り組みの内容としては、非常に地域の主体性を持って、地域課題をみずから解決していく、これはまさしく今の時代に合っているのかもしれない。確かに予算も500万をつけ、補助金も510万ぐらい計上していらっしゃると思いますので、たしか午前中の答弁では2地区ですかね、モデルをつくってやると。

ただ、これのやり方は今までと同じやり方、先ほど言いました全く同じやり方で進められようとしているということに私は懸念を考えているんですが、これまでどおりモデル地域をつくって市域全体に広げていく、そんなような考え方。今回もそのような考え方なのかどうか、改めて確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

地域コミュニティの仕組みづくり支援事業におきまして、議員が申されるようにモデル地区を2地区設定し、地域の多様な主体を巻き込んだ組織づくりをお願いしてまいりたいと考えております。その過程において、地域の課題を把握するため、アンケートや地域住民の方々による組織づくりを

進めるため、地域の方々とともに協議などを十分重ねてまいりたいと考えております。そのために補助金や人的支援などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

24年度のモデル2地区においては、多分成果を上げられるのではないかなあという印象は持っています。ただ、これも午前中に、たしか25コミュニティ全域というふうな答弁があったと思いますが、改めてもう一度、このモデル地域が24、25年度で取り組まれた後、基本的には今の25のコミュニティがすべて対象となって、この地域コミュニティの組織づくりを行う考え方なのかどうか、入り口の議論ですが、確認をさせてほしいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

新たな地域の組織といたしましては、原則として現在の地区コミュニティの枠組みを活用して組織づくりを進めていくことと考えております。

個々の地域においては、その歴史的な背景やこれまでの経緯などの地域特性がございますので、地域の方々の意見をお聞きしながら組織づくりを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

基本的には25の地域を対象として広げるということではございましたので、次に入らせていただきます。

最後に4点目、職員の支援体制についてお尋ねをします。

これは午前中、中村議員から質問があって、人材育成方針の中で、既にそういう仕掛けはしてあるというふうなこともありました。改めて、職員の支援に対してどのような点について今後検討を行われるのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

午前中の中村議員のご質疑にもご答弁を申し上げましたとおり、新たな人材育成基本方針の中では、求められる職員像の一つを、地域づくりを推進するため、みずから地域の中に入って活躍できる職員と位置づけておまして、今後市の施策を推進していくためには、市職員の地域コミュニティにおける支援活動といったものが非常に重要になるものというふうに存じております。

このことから、職員が地域コミュニティ活動に参加しやすい環境の整備や、活動支援にかかわります職員の研修といったことを重点的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。また、地域コミュニティ活動に積極的にかかわった職員につきましては、人事制度の中で活用していくことも検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今から人材育成方針にのっとして、いろいろ今あるような仕掛けが一部されておりますので、そのことは確認をさせていただきました。

次に、私ども古い話ですが、平成17年に会派で熊本県の長洲町というところへ視察に行ったときのことを思い出しました。一区一創運動という心ふれあう豊かなまちづくりを目指して、住民の創意工夫による主体的な活動、まちづくりに取り組む事業というものを調査をいたしたときに、職員の対応ということの説明がございました。その中で、職員の資質向上、意識改革、特に政策形成能力やワークショップ実践研修があって、一番重点を置いたのがファシリテーターという養成に重点を置いたという話がございました。

私もそのとき初めてファシリテーターという言葉を知りましたが、住民参加型のまちづくり会議などにおいて、議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに介入し、議論をスムーズに調整をしながら、合意形成や相互理解に向けて深い議論がなされるよう調整する役割を持った人ということで、まさしくこういう人がいないとならないというふうな話がございました。研修という言葉もございましたが、このファシリテーター、こういうものの養成については、急に申しわけないですが、考えられておられるかどうか。要するに調整能力のある職員づくりですね、そういうことについての見解を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

地域コミュニティ活動を促進し、その主体的な活動を支援していくためには、職員には地域の中において、中立的立場で意見調整のできる能力が必要となってまいります。議員ご指摘のファシリテーターを含めまして、コーディネーターやアドバイザーといった役割を担えるような職員を養成していくことは、今後の大きな課題であると認識をしているところでございます。

こうした職員の養成に当たりましては、一般的な受け身の研修では十分な効果が期待できないことから、専門的な養成講座を受講させることも必要と考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

ぼらの鈴木でございます。議案質疑をさせていただきます。

今回は、議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について、そのうち快適な都市空間の創造、計画的な都市づくりの推進、市庁舎や社会福祉施設などの適正配置と機能連携について質問をさせていただきます。

まず、私のパネルを見ていただきたいと思います。

パネルでは質問の体系ということで、体系というのは大げさなんですけど、質問の趣旨といえますか、ポイントといえますか、こんな視点から質問をしますよという書き込みをしました。市庁舎

の適正配置と機能連携のうち、1番目は行政機能や災害の対策に関して、現在の庁舎機能はどうかという視点でございます。2番目は財源確保の面で、合併特例債の活用の視点から質問をしたいと思います。それから3つ目については、補正予算の基金の増額が示されましたけど、これについては、あしたの補正予算に関する議案質疑で各議員がしていただければと思います。

それから、私は今回の質問は、一番最後の総合計画の審議会の審議内容の視点からと、これを中心に質疑をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず後期基本計画、計画的な都市づくりの推進の中では、市庁舎や社会福祉施設などの都市施設について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と機能連携について検討しますと、こういう書き込みがございますが、この読み方として、こういう読み方をしてもいいのかという質問を2つします。

この中で、市庁舎、社会福祉施設となっていますけれども、庁舎に限って言うなら、現在の庁舎の機能やその連携には問題があり、機能が少し弱いから機能を検討すべきであるという読み方でいいのかというのが1つ目。

2つ目は、適正配置ということは、移転も含めた新庁舎の建設ということもあり得るというような読み方でいいのか、ご答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、この施策の内容でございますが、市庁舎のみではございませんので、全体的な考え方を述べさせていただきますというふうに思います。

後期基本計画の施策として、今申されました市庁舎や社会福祉施設などの都市施設については、都市計画や防災等の視点を踏まえて、適正配置と機能連携について検討しますというふうな記載をしております。

都市施設につきましては、道路施設や上下水道施設、文化施設、教育施設などさまざまな施設がございます。そういった中で、現在の都市施設の状況につきましては、保育所や障がい者施設、消防施設など、市民ニーズの拡大により施設数が不足している施設や、公園施設のように配置状況に地域差がある施設、さらには施設の有効利用が十分に図れていない施設などがあると考えております。

一方で、市の主要施設については、幹線道路沿道に多く立地していることから、自動車等で利便性が高い状況にあると考えております。こういった状況を踏まえ、市庁舎のみならず、社会福祉施設なども含めた都市施設に関して、都市計画や防災等の観点から、適正配置や機能連携について、どのようにあるべきかを市として検討していくというふうな考え方を示したところでございます。

それから、この移転というような部分でございますが、都市施設の適正配置につきましては、市庁舎など都市施設の建設のみを指すものではなく、市の本庁舎と支所とのかかわりや、社会福祉施設である保育所等のあり方なども含め、都市施設のかかわり方や配置のあり方などについて、将来を見据えてさまざまな都市施設の適正配置や機能の連携について、都市計画的な視点や都市防衛的な視点の中から検討を行っていきたいというふうな考え方を示したものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

私もちょっと回りくどい質問をしたもんですから、回りくどい答えが返ってきたように思いますけれども、一応、私は新庁舎に限って言えばという質問をしたつもりでございます。

それでは、この庁舎に限って言わせていただきます。

平成19年5月の新庁舎建設調査部会から始まり、さまざまな委員会に名称を変え、21年に櫻井市長が誕生し、そこで引き継ぎをしたわけですがけれども、ここではもう解散をしたんですけれども、その新庁舎にかかわりを持つ会議録すべてを私は情報公開で取り寄せてみましたけれども、そんな中で、現在の庁舎機能の問題点を少しまとめてみましたので聞いてください。ここでいうならパネルの一番上の部分を少し整理しましたので聞いてください。

まず、築50年を有し、今はもう53年ぐらいたっていると思いますけれども、施設の耐震性の不安はもとより、設備機器の効率性、あるいは更新、修理の面でコスト高になる可能性が極めて高い、これが1つ目。2つ目が、防災拠点として求められている高い耐震性能を確保することは非常に難しい。3番目に、駐車場・駐輪場が狭くて、また庁内における市民が快適に利用できるスペースが少ない。4番目に、現在の教育委員会棟を初め、動線が複雑でわかりづらく、市民サービスの低下を招いている。それから5番目に、各部各室が関支所、あるいは他の施設に配置されるため、行政能力が分散され、市民にはワンストップサービスが提供できず、効率面や行政機能面でも支障を来していること。それから最後に、そのほか会議室、書庫、情報保護のためのスペース不足、バリアフリー対応などたくさん上げられています。総じてこれらの問題点は、市民の方々や、あるいは庁内で働いている市役所の職員ともに共有する認識課題であると思います。

そこで質問をしますけれども、防災等の視点を踏まえた適正配置と機能連携ということでございますが、今回の東日本大震災に遭遇し、市長はこの庁舎機能のあり方や考え方が、東日本の大震災によって変化があったのか、考え方に変わりはあったのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

東日本の大震災を受けて、庁舎の機能のあり方について考えに変更があったかということでございます。私自身も当時被災地を、本当に壊滅的な状態でありました東北の沿岸部の自治体、それから内陸部の自治体、ずうっと調査をさせていただきました。そういう中で、さまざまな教訓を持たせていただいたところでございます。

庁舎機能ということになりますと、これは議員ご案内のように、現在の市の業務のほとんどがコンピューターシステムによって情報管理をされております。東日本大震災のように、特に沿岸部の庁舎では、庁舎が壊滅的に市民の大変重要な情報が喪失をしてしまうという中で、大変な混乱が起こったところでございました。内陸部はそうではございませんでしたが、そういう意味で、大災害時の情報保護の大切さを再認識させていただいたところでございます。

市民の皆様からお預かりをいたしております個人情報、あるいは行政情報を災害から守るためには、あの3・11の従前は、1週間分のデータを市役所内に保管しておりましたのを、発災直後、市役所が被災したときのことを考慮いたしまして、直ちに担当に情報の保護方法の変更指示をいたしました。市民協働センターみらいと関支所の2カ所を保管場所に加えて、それぞれ1週間ずつ、合計3週間分の情報を保管するように、ちょうど1年前でございますが変更させていただいたところでございます。それに加えまして、平成24年度については、市域全域が被災したときのことを考えますと、例えば少し離れた県外の専門事業者への保管を計画しておまして、計画する必要があるということで、その費用を予算計上させていただいたところでございます。

これによりまして、本当に庁舎機能の心臓部に当たります情報管理、情報の保全、こういうことの高い安全性を確保して、万一大災害に見舞われましても、早く復旧ができるという状態をつくり上げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

情報保護の大切さを痛感したんだと、県内の他の市町とのバックアップ体制を今整備しているんだという答弁だと思いますけれども、実は私、去年の10月に岩手県の山田町のほうに会派の皆さんと、本当に悲惨な状況を目にしてきました。

その後、山田町の南に大槌町というところがありますけれども、この大槌町を見たら、これまた一段と愕然としたんです。実は大槌町というのは庁舎も流れ、そして町長初め市の職員、たくさんの方が亡くなったそうでございます。山田町は人、あるいは復興に向けて多少動きは感じましたけれども、大槌に行ったらまさに静の世界なんです、静かなんですね。全く無の世界を見たところでございます。そういう意味からすれば、庁舎機能を失うことがいかに町民、あるいは市民にとって大きな財産を失うかということを目の当たりに見せつけられた訪問でございました。

それから、総合計画の審議会の中でも南三陸の例をとられて、庁舎が倒壊をしたから、その後役場に行って証明書やいろんな相談をしても全くできない、機能しなかったという例も紹介をされました。

阪神・淡路大震災のときに、これは近畿地方建設局の調べでは、地震により倒壊大破、使用不可能建物が民間の建物では23.7%に対して、官庁の建物はわずか3%であったと。このことが復旧・復興のスピードを上げたというような分析をされております。本当に荒廃して、物心ともに耐えることのできない状況の中で、町の真ん中にそびえ立つ市の庁舎を見て、町民・市民が本当に安心と勇気をもたらすと、こういう風景も私もテレビで見させていただきました。

そこで、先ほど紹介した新庁舎建設に向けての委員会の中で、耐震とか防災関連のみの意見書を少し読ませていただきます。

現庁舎は築50年を経過し、施設設備等は非常に老朽化しております。平成19年に耐震補強を行い、震度6程度の地震においては、短時間に崩壊することはないといった構造になりましたが、今後の劣化を含めた耐用年数、耐震強度などを考慮すると、市民の防災拠点として求められる高い耐震性能は難しくなっておりますという報告でございます。

これは3年前の報告でございます。そして、今回の東日本の大震災。これは耐震とか防災拠点の

視点だけでも、この面だけをとっても、やはり新庁舎の必要性というのは十分考えられると私は思います。市長の考えをお聞きしたいんですけども、前期基本計画の実行の中で、満足ではないがおおむね事業を達成したんだという中で、やはり耐震、あるいは防災拠点の視点からも、私は新庁舎の必要性が十分あると思いますけれども、それでも市長は他に優先すべき事業があると、またそれを言い続けるのかということで、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎の建設についての考え方につきましては、基本的に従来の方針を堅持いたしたいというふうに思っております。今ご指摘をいただきました防災における本庁舎はもちろんであります。各公共的な施設、今代表避難所になっております学校等もそうであろうかと思っておりますし、コミュニティの施設もそうなんだろうと思っておりますが、こういうものをやっぱり有機的に機能をさせるということが大事だろうというふうに思っております。

同時に、今回の地震、あるいは想定をされる東海・東南海・南海プレート型の地震でございますけれども、内陸直下型の地震も起こり得る可能性もあるわけでございます。そういうことも踏まえて、さまざまな総合的な判断をする必要があるというふうに思っておるところでございます。

同時に、少し今回の東北の壊滅状態に至った特徴は、津波による被害ということが、かなり行政機能を崩壊させるということでございます。同時に先ほど申し上げました情報の管理、情報の機能はもちろんありますが、例えば私自身が被災をする可能性、あるいは幹部職員が被災をする可能性、職員が被災をしてということもあってはならんことですが、あった場合の意思決定でありますとか、行政機能をいかに継続して維持していくのかという業務継続のための計画、その体制が大変重要であろうと思っております。そういう部分も市民の皆さんの自助・共助、これも強化をする一方で、行政としての機能の継続性を担保するような、これが全体としてうまく回るような状況をつくっていくということが、今は急がなくてはならんというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

市長、相変わらず従来の方針を堅持だという答弁だったですね。それから、私は地区の代表避難所のことを聞いているんじゃないんです。私は防災拠点たる市役所のことを聞いているわけです、私はね。それから、向こうは津波であったから云々、これは非常に私、答弁としては不満でございますが、時間もありませんので、またこれをやりますけれども移りたいと思います。

実は、後期基本計画を庁内におかれて中期戦略会議を立ち上げましたですね。その中の素案では、先ほど読み上げた新庁舎や社会福祉機能適正配置云々の前に、「将来を見据え」という言葉が入っていたと思います。総合計画の審議会では、この「将来を見据え」という言葉を取ろうという議論がありました。この辺の流れを事務局で説明をしていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほどの件でございますが、計画の策定作業の中で、総合計画審議会より当時施策に記載しておりました将来を見据えという表現につきましては、後期基本計画においてお示しいたしました施策すべてが将来を見据えたものであり、この施策だけ特記するものではないことから、表現を削除すべきであるとともに、市役所新庁舎の建設について、市の見解を明確に説明すべきとのご意見をいただいたところでございます。

そういった中で、施策について検討を行い、「将来を見据え」という表現について、他の施策との関連を考慮し削除するとともに、市庁舎の建設については、市庁舎のみならず社会福祉施設なども含めた都市施設に関して、都市計画や防災等の視点から適正配置や機能連携についてどのようにあるべきか、市として検討を進めていく考えをお示したところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、後期基本計画はすべて将来を見据えて考えることだから、ここだけ特記する必要はないというような文章的なことが強調されていますけど、私は全然違うと思う。本質的な議論というのは全然違いますよ。ちょっと読み上げてみます。本当にこの新庁舎の問題については、審議会の中でもかなりの時間、それから内容的にも費やしました。少し議事録を、時間がないからではしょって読みます。

頭に将来を見据えというと、いかにもほったらかしという形だから、もう少し前向きに災害防止、災害対策の面から考える必要があるという意見に対して、委員長がこんな発言がございました。市長のマニフェストがあって、その後大震災が起きた。そこで我々も市民の方も真剣にこの問題を重要視するようになった。それはどこの自治体もそうだと。確かに市長のマニフェストでは、市庁舎の移転は見送ると言っているが、状況が変わった中で、このあたりは再検討し、トーンダウンしてきたものをもとに戻す考えも必要ではないのか。耐震の話もあったが、情報化など災害時の機能として必要なかなり高度な機能を持った新庁舎を持っていないと市民の安全は守れない。このあたりは市長にこの記述を変えていただくこともお願いする。これは委員長の言葉です。また、委員長はこんな発言もございました。

都市機能や防災等の視点を踏まえた適正配置、機能の連携であり建てかえとは書いてない。ちょっとあいまいな言い方です。建てかえの検討ということは、この文言の中に含まれると解釈しているのかという委員長の発言の中で、実は私が言ってしまったんですけども、適正配置と記されている以上、新庁舎について凍結がいいのか、改めて推進したほうがいいのかの議論は、この文言の中で十分検討できると私は考えますと、こういう意見を私は申し添えました。

つまり、総合計画に書かれている新庁舎や社会福祉施設などの都市施設について、都市計画や防災等の視点を踏まえた適正配置と機能連携に検討しますということは、この書き込みの中で建てかえの部分についても十分検討できるというのが、この審議会の本質的な議論だと私は理解をします。

そこで、市長に質問しますが、この「将来を見据え」という6文字を削除した、この議論の中にも、私は総合計画の審議員の新庁舎に対する必要性や強い思い入れというのは、あるいは精神が刻み込まれている。市長、それは議事録等を見られてそうお感じになったかどうか質問します。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

総合計画審議会の委員の皆さんから、策定過程におきまして、庁舎建設についてさまざまな角度のご意見をいただいたことは認識をさせていただいておるところでございます。特に今触れていただいたような、大震災を受けて、現庁舎での災害に対する備えは大丈夫なのかといった率直なご意見も伺っておるわけでございますので、私は先ほど申し上げましたように、今、市民の個人情報、あるいはその機能保管等々について、震災用ということで備えるということでありましたら指示をさせていただいて、同時に地域防災計画の見直しの作業、あるいは国・県の作業、これも大きく今後出てこようかと思っておりますので、そういう中で一番最適な方策をとっていく必要があるというふうに思っております。

私自身は、基本的な方針は従前の方針と変わっておりませんが、後期基本計画の期間中は、議員ご指摘をいただいたこと、あるいは総合計画審議会の委員の皆さん方の思いも含め、これは中・長期的な都市機能、都市施設の配置について、そういうことを総合的に検討していくという考え方を持たせていただいておりますので、今の審議会の委員の皆さんの思いもしっかり受けとめさせていただいて、考えて、対応していきたいというふうには思っておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので、今の答弁に対する感想も述べたいんですけども、質問だけさせていただきます。

財源の問題です。後期基本計画行政経営編の中では、新たな公共施設に向け、計画的な財源確保に努めますという書き込みもありますので、その視点からいろいろ前段を用意しましたけれども、質問だけ、合併特例債の活用と新庁舎の関連について、市長はどうお考えになるか、お尋ねします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、後期基本計画の期間中におきましては、公共施設などの適正配置や機能の連携のあり方について検討させていただきたいというふうに思っております。今後さまざまな角度で検討を行ってまいりたいと思っておりますが、合併特例債の活用につきましては、平成26年度末、5カ年の期間延長がなされましても、後期基本計画終了後では、その活用は難しいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

後期基本計画、いわゆる平成29年までは適正配置機能連携について検討すると言いますけれども、その検討の中身が、我々審議会の中では、建てかえも含めた検討が十分ここでできるという判

断をしていますけど、市長はその判断とは違うということによろしいんですね。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

もう少し長いスパンで考えるべき課題というふうに考えておるものであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

どこまで行っても答えが期待できませんので、市長はそうお考えでしょうけれども、やはり極めて有利な合併特例債、これが今の国会で正式にはまだ認められておりませんが、平成31年までに完結する事業の中でこれを活用できると。亀山市が今この枠組みをしっかりと決めておかないと、当然この事業は土地の確保から設計から長年かかるわけです。これはいつまでも小田原評定をしている場合ではない、千載一遇のチャンスだと私は思うんです。

それから先ほど、きょうの議案質疑の中で森議員が責任という言葉を出しました。つまり市長はマニフェストで上げた新庁舎の建設は凍結すると、これを守ることが市長の責任と考えられたら私は困るんです。市長はやはり今の情勢を、人口5万人の市民に対して、時代環境をしっかりと的確に判断をして、これからの亀山市の道しるべをしっかりと示していくことが責任であって、市長のマニフェストをあくまでも固持する、これを自分の責任だと思われたら、私はおかしいと思うんです。

もう1つ、先ほど小田原評定をしていると表現をしましたが、私は、今の市役所の中では小田原評定さえもしていないと思うんです。いわゆる市長のマニフェストによって、新庁舎問題を言うと、はれものにさわるといふような、何か一つの聖域で、例えば経営者会議の中で、部長の会議の中で、庁舎問題って語っていないと思うんです。その姿勢というのは、私はいかがなものかなあと感じています。

市長は施政方針演説の中で、オール市役所の英知を結集して、新生亀山・離陸の年を迎えるんだというようなことを初めにおっしゃっております。本当にこの問題を後期基本計画の中でほうっておいて、私は、亀山市としては大きな忘れ物、大切な落とし物をしていくと思うんです。もう一度、ここの総合計画の中で機能連携について検討していくんだと。どのように検討していく、その部分をおっしゃってください。お願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新庁舎の建設の扱いでございますけれども、大切なことは多くの行政課題や対応すべきことがたくさんあります中で、市全体として何を優先して取り組むのか、またその裏づけとなる財源は何なのか、こういうことを整理して、今回、今後5年間の後期基本計画の中へ整理をさせていただいたわけでございます。

そういう意味で、少し議員の考え方と異なることはあろうかと思っておりますが、しかし、今後もう少し長いスパンでの庁舎のあり方、あるいは公共都市施設の配置のあり方につきまして、今後検討させていただきたい。そのように考えておるところでございます。

現在、都市マスタープランの具現化に向けた検討等を行ってきておるところでございますけれども、都市政策会議を今設置させていただいて、都市計画やマスタープランや土地利用や、こういうことにつきまして、従前から検討させていただいてまいりました。今後も都市政策会議を中心として整理を行っていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時19分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑をします。

議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定についてであります。

この後期基本計画案は、昨年12月からことしの1月にかけてパブリックコメントが実施されました。議会もこの時期に合わせて意見を出しましたが、この時点では、この計画期間中の5年間の財政計画は示されず、市民も議会も財政見通しがどうなるのかわからないまま意見を出しました。

その後、3月議会の議案と一緒に平成24年度から28年度までの後期基本計画期間の中期財政見通しが示され、初めて計画とその裏づけとなる財政見通しがわかる資料がそろったわけでありませぬ。

そこで、これから先5年間の基本計画であるのに、財政見通しを示す資料が基本計画に含まれていません。財政の裏づけのない計画はあり得ず、基本計画に財政計画、もしくは見通しを入れるべきではないのかお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、後期基本計画につきましては、議会基本条例第11条第2号の規定に基づきまして、議決事件となっております。そういったことから、その計画内容としましては、具体的な事業については記載せず、施策レベルでの取りまとめを行ったところでございます。

一方、中期財政見通しにつきましては、後期基本計画と並行して策定しておりまして、後期基本計画に掲げます施策の実現に向け策定しました第1次実施計画に位置づけた事業のほか、標準的経費についても勘案しております。このように、後期基本計画に記載していない事業の要素が含まれる中期財政見通しにつきましては、後期基本計画の中には含めずに、今回の審議にあわせて参考資料として提出させていただいたというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私が問題にしているのは、財政計画も知らずに、財政の裏づけもわからないまま、この5年間の後期基本計画はこれですよというのを私たちは読んで意見を出すという、こういうやり方がいいのかどうかということをお聞きしているわけですよ。

今回、見直しということで出された中期財政見通しを読むと、後期基本計画を具体化した実施計画の3年間、つまり24、25、26、これはいずれも予算規模が200億から220億という予算規模になっていますし、財源不足となる分は、毎年度財政調整基金を13億から16億ほど取り崩して、その結果、財政調整基金残高は年々減っていくということが明らかになっています。実施計画が決まっていない27、28年度は、投資的経費が未定のために含まれておりません、投資的経費がね。予算規模は大体180億台になっていますけれども、これも投資的経費を入れれば200億近い金額になるだろうというふうに思うんです。そうなれば、見通しよりも早く財政調整基金がなくなってしまうのではないかと。つまり27年度の予算すらも組めないような事態になるのではないかと。こういうことが考えられるわけでありまして、5年間の基本計画中の最後の2年間は財源の保証がない、こういうことが中期財政見通しから読み取れるわけでありまして。

もし、こういう財政計画が示された上で意見を求められたならば、例えばもっと違った意見が出たのではないかと。これだけの予算規模になるのなら、もっと後期基本計画を絞るべきではないかと、こういう意見も出されたのではないかとというふうに私は思うわけです。そういう意味で、こういう基本計画にあわせて財政計画なり見通しを出すべきではなかったのか、示すべきではなかったのか、そういう反省はお持ちではないですか、お聞きします。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回、お示しをさせていただきました財政見通しにつきましては、現下の社会経済情勢の変化、また後期基本計画第1次実施計画の策定ということで、大きく変化をするということで財政見通しの見直しを行ったものでございます。

この中で、より精度を高めるといったこともございまして、新年度24年度予算を反映させるとともに、第1次実施計画の事業費を計上する必要もございましたので、今回、新年度予算と同時期にお示しをさせていただいたといったところでございます。

○18番（服部孝規君登壇）

そんなこと聞いておらんで、反省がなかったのか聞いておらんで、答弁になっていない。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

最初にご答弁させていただいたように、まず、この後期基本計画については施策レベルで取りまとめを行ったというようなことが1点ございまして、具体的な事業というふうなことは記載をさせていただいておらないというようなことでございますので、この中で実施計画にあわせて中期財政

見通しを出すという方向で考えたということで、こういった方向がいいのではないかというふうな考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

どうも私の言うことがわかっていないみたいでね、要は、財政計画も示さんと5年間でこういうことをやりますよということを示すことが本当にいいのかどうか。こういう計画が出た後、3月になって出てきた中期財政見通しを見たら、もう財政調整基金が5年の間には枯渇すると。財政の裏づけがないんですよ、これ。そういうことがわかったわけですよ。

ところが、パブリックコメントをした時点、この時点ではそういうことが一切わからない。5年間にこれもやろう、あれもやろうと、やればいいですよ、財政の裏づけがあるんなら。ところが、それがなければならぬに、どれを絞るんやということを考えなければならないんですよ。そのことができなかったのかということを行っているわけなんですよ、できないまま示された。ここに問題がないのかと聞いておるんです。市長どうですか、これ。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中期、長期の政策の優先順位とその裏づけとなります財源確保については、最も最適な方法を検討するということは当然のこととして考えてまいったわけでございます。今、議員がご指摘をいただく部分というのは、就任をさせていただいて、従来ですと行政の非常に根幹であります財務4表、それから中期財政見通し、この公表を平成22年に議会並びに市民の皆さんにお示しをさせていただいたところでございます。大変重要な財務状況を共有する必要があるということで、先般も22年度でございましたが見通しを示させていただいて、今答弁させていただきましたように、それを3カ年、あるいは2カ年の実施計画に落とし込んで、そしてまた単年度の予算を動かしていくと、こういう流れの中で行財政の運営がなされておるということ、議員、もうベテランでございますのでご理解いただいておりますものというふうに思っておりますが、そういう大きな流れの中にございます。

したがいまして、先般22年度に出させていただいた見通しでまいりますと、平成26年度までに約54億の財源不足が生じると、こういう見通しでございました。今回お示しをさせていただいておりますのが、24年度も含めて約44億財源が不足すると。これは税収のプラスになった部分と、さまざまな効果で要因として背景が変わってきたということがございますけれども、そういう中で3年間の実施計画へ落とし込ませていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、その提出の時期が適切であったかどうか、先ほど部長が答弁をさせていただいた、この実施計画をお示しする時期ということでもさせていただいたわけでございますけれども、いずれにいたしましても大事なことは、政策の優先順位と行財政の見通し、運用の状況、これについて議員並びに市民の皆さん、これは共有することが大変重要であるという問題意識を持たせていただいておりますのでございまして、今後大変厳しい中ではございますけれども、そこは

確に対応していきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私の質問の答えにはなっていませんのやけどね、要はその財政計画、言っていることはわかるんですよ。財政計画を示した上でこういう見通しになりますよと、その中で5年間こういうことをやりますよというのがあるって、初めて全体像がわかるということですよ。それなしにわからないわけですよ。これはもう次回の話になりますので、5年後には必ずそういうものも議決のものに含めるかどうか、これは議論が要ると思いますけれども、そういうことは別にして、とにかく何らかの形で財政の見通しがわかるような、5年間こういう財政見通しになりますよというものがわかるものをつけて出すということを求めておきたいと思います。

次に移ります。

基本計画の案の中で、快適な都市空間の創造のうちの新たな国土軸の形成のための施策の一つとして、リニア中央新幹線の実現に向けた取り組みという記述があります。亀山市は誘致運動を進めるとともに、駅整備のための基金積み立てを20億を目標に平成8年度から初め、今年度末で13億5,000万の積み立てになる。そこでまず、基本計画の現状と課題に、市内停車駅の設置についてはその経済効果等の検討を進めていく必要があるというふうに書かれています。亀山市にリニア駅を誘致するかどうかは、こうした検討した後に効果があるとなれば誘致に踏み出す、こういうのが本来ではないか。誘致を先に決めてから、後から経済効果を検討するというのは逆ではないのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニアの問題でございますけれども、リニア中央新幹線につきましては、昨年5月に国が東京都・大阪市間について、建設主体でありますJR東海に対し建設指示を行ったものでございます。今後、建設着手に向けた具体的な動きが大いに期待される段階に入ってきたと考えております。

また、東日本大震災を受けまして、リスク回避の観点から国土軸の二重系化の必要性はさらに高まっておりますとともに、低迷する国内経済の活性化を図る上でも、リニア中央新幹線の産業、経済面におけます影響は大きなものがあるというふうに思っております。

こうした中で、沿線県であります本県の中で、本市は早くからリニア市民会議を通じた市民レベルの停車駅誘致活動を展開しておりますとともに、県・経済団体におきましても、沿線団体と連携しながら積極的な誘致活動を推進し、その機運は高まりを見せておるといふ流れの中にございます。

こうした背景を踏まえまると、市内停車駅整備に備えた将来への取り組みの一つとして、その経済効果等の検討も視野に入れてまいりたいと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

リニアそのものが必要かどうかという議論もまたしたいと思いますが、きょうはそれは触れませんが、亀山に駅ができるかどうかという実現性についても、私は疑問を持っていますけれども、実現した場合、亀山市にどれだけの効果があるのか、駅ができてどれだけの人がおりて利用してもらえるのか、費用対効果はどうなるのか、こういうことがいまだに示されたことがないんですよ。それで、こういう基本的なことも示されずに積み立てだけが続けているというのが今の現状なんです。やっぱりこういう資料を出すべきだと思うんですけども、一体いつそういう資料が出されるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、リニアの関係で、亀山市を中心として期待できる影響とか効果というようなことにつきましては、平成の1けた台のところでは調査をさせていただいたようなところでございまして、こういった部分の中で整理はさせていただいておりますが、何分年数も随分たっておりますので、今後5カ年の間の中では、中津川とか飯田市あたりの沿線都市の状況等も十分聞いた上で、その経済効果等についても十分見きわめていきたいというふうに思っております、その聞き取り等がまとまったら整理をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これ、市民の方が聞いてみて不思議な話やと思ってみえますよ。経済効果はわからないんですよ、今の時点で。でも誘致するんですよ。こんな決め方はないですよ。普通これだけの効果がある、費用対効果で見てもこれだけの効果がある。だから、こういう事業をやるんやというのが本来ですよ。それがわからないんですから、やっぱり私は前から言っているように、一たん立ちどまったらどうか。一たんストップして、その辺の検証をした後に方向性を決めたらどうだと、こういうことを申し添えておきます。

それから、基本計画の中にこう書いていますね。リニア中央新幹線の近畿圏までの早期着工、こういうことも書いてあります。ところがリニアの問題については、検証しなければならない問題がまだ多くある。先日、長野県の知事がリニア中央新幹線計画に関する環境アセスメントの手法案を示した方法書への意見を提出いたしました。

その中で、私、記者会見をホームページからとってみたんですけども、18項目を追加するように要請をしております。その中で、時間がありませんので幾つか紹介しますが、まず1つは、リニア新幹線の消費電力が非常に大きい。推進しているような立場の人でも、新幹線の3倍消費電力がかかる。10倍とか、もっとかかるという人もおります。東日本大震災の後、知事はこう言っていますよ。省エネルギーへの転換を求めている中で、リニアの消費電力の見通しに係るデータ、あるいは電力供給に対するJR東海の考え方を明らかにするというのを求めています。

2つ目は、安全性の確保ということを知事は言っていました。南アルプス、中央アルプス、伊那谷には活断層がある。破碎帯が存在するので、その安全性の検証を行って、その結果の公表を求め

て、非常に長いトンネルになる。南アルプスの直下は特に長いトンネルになるので、災害時の対応を明らかにするように求めている。例えば、リニアには運転手が乗らないんですね、あれ。中央制御室のようなところで運行することで、そういうことも含めて災害時の対応をどうするのかということですね、トンネルからの脱出という問題。

3つ目に、いわゆる磁界。非常に大きな磁力でもって浮かすわけですから、電磁波の問題があるということですね。これは知事の記者会見ですよ。住民からは強い磁界による影響を心配する意見も出ており、国際的な基準以下であっても、人体、あるいは生態系への影響という点で不明な部分が多いので、電磁波の発生のメカニズム、分布状況の解説を加えて、なおかつリニア実験線での把握しているデータを開示した上で、測定方法、測定条件等も詳細に示すよう求めるということまで知事は言っています。

そのほかにも、環境破壊になるんじゃないかとか、景観がどうなるんだというような問題も指摘をしています。そういうことを合わせて18項目、環境アセスメントに追加をせよということを知事は意見として出しておるわけですね。

今言いましたように、東京・名古屋間のリニア中央新幹線の実用化ですら、まだまだ検証しなければならない問題がたくさんあるんですよ。そんな状況の中で、近畿圏まで早期着工を求めるなんていうてんきなことを言っておれるんですか。だから、やっぱり私は長野県が出したこういうものも含めて、そういった検証結果を見て、やっぱり一たん立ちどまって、市として判断するということが必要ではないかと思うんですけれども、これをやらないと、私、今リニアを見ていると、原発と同じ構図のように見えるんですよ。だれも危ないと言わないんですよ。どんどん推進だけが大きな声で叫ばれていく。実際につくってみたらどうなったかということですよ。だから、こんな問題も含めて、やっぱりそうならないようにするには、今出されているような疑問を一つ一つ検証していく、実用化までに検証していく。それでオーケーならば実用化すればいい、そういう問題ですわね。

ところが、今どうも見ているとそういう検証は後回しにされて、とにかく早くつくれ、早く走れというような感じで見えますので、やっぱりこの点はしっかり立ちどまって考える必要があるんじゃないかなということも申し添えておきたいと思います。

最後に、生きがいの持てる福祉の展開というところで、社会保障の充実というのがあります。持続的な国民健康保険事業の運営という問題があります。この国民健康保険事業については、これまで本当に担当者の人が、私の顔を見るのは嫌というぐらい取り上げてきましたけれども、今や市政の重要な課題の一つです、これ。何よりも安心して医療を受けることができるという医療保険の最も重要な機能が失われてきているという問題が、やっぱり最大の問題ではないかというふうに私は思っています。高く払えない保険税と言われるように、財政悪化を理由として国保税がたびたび値上げをされていく、そして滞納者が年々ふえていく、それがまた財政悪化をもたらす、滞納者がさらにふえていくという悪循環がずうっと続いているわけですね。

この原因というのは、再三言っていますけれども、やっぱり大きな原因というのは、国が本来負担すべきであったものを減らしてきたということが最大の原因だろうと。そのことによって国保税の値上げが起こってきたというのは、これは事実であります。

それから、国民健康保険と他の医療保険との違いがありますね。低所得者が多いとか、加入者の

平均年齢が高い、それから年金生活や無職の高齢者が多いというような、これは他の医療保険にはない、現役世代が中心となっているような医療保険とは全く違うという特徴がありますね。だから、どうしても所得が低くなる。だから、所得が低くなるにもかかわらず、保険料は他の医療保険よりも高いんだから、当然所得に占める保険料の割合というのも非常に高いものになっているということです。だから払いづらいという現状があります。

そこでお聞きしたいのは、収納対策の強化とか、医療費の抑制に向けた取り組みを上げていますけれども、今述べたような国民健康保険の現状からすると、これだけでは基本施策が目指す姿と書いています。どういうふうに書いてあるかと言えば、市民が公的な保険・医療制度などの社会保障を受け、安定した生活を送るということですね。こういう目指すべき姿に実現ができないんじゃないかというふうに思うわけですね。

だから、やっぱり国保制度の最大の問題である高くて払えない保険税、これを払える保険税にするための手だて、一般会計からの繰り入れ、保険税の引き下げ、こういう方向性を出さない限り、この目指すべき姿には到達しないんじゃないかと私は思うんですが、果たしてここに書かれているような医療費の抑制とか収納対策の強化だけで、こういうことが実現できると考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

生きがいの持てる福祉の展開の中での持続可能な国民健康保険事業の推進という中で、第1次総合計画後期基本計画の社会保障の充実の基本施策が目指す姿として、議員が申されたように、市民が公的な保険・医療制度などの社会保障を受けて、安定した生活を送っていますとしております。

国民健康保険事業は、議員が申されるように、構造的な課題から事業運営は財政的に厳しい状況にあります。しかしながら、国民皆保険制度の基盤をなしている本事業を将来的にも持続できるよう、まずは収納対策を強化して財源を確保すること。また、歳出の70%を占める保険給付費を抑制することが事業内での取り組みであるということでございます。

また、現在国において協議をしております社会保障と税の一体改革の中では、市町村国保の現状を踏まえて、国費の投入による財政基盤を強化していく方針が出され、また三重県が策定しております広域化支援方針に基づき、今後県単位による広域化への協議も実施されますので、持続可能な事業運営を図るための財源につきましては、国や県の動向にも注視してまいりたいと考えております。

議員が申される法定外の繰り入れにつきましては、平成23年度、24年度に、財源調整のため一般会計から繰り入れをしておりますが、本来、国保事業は公費と被保険者からの税負担で賄うべきものであると考えております。また、先ほどもご答弁申し上げましたように、国における財政基盤の強化や県単位の広域化等、国や県の動向にも注視してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

今回、議会に出された今年度の最終補正、先ほども前田議員が言いましたけれども、国保の会計に一般会計から1億3,400万円繰り入れをしている。そうしなければこの制度が持続できない。来年度の予算についても、当初組むのに5,300万円の繰り入れをしている。この間もずうっと繰り入れをしているわけですね。だから、一般会計から繰り入れをしなければ制度を支えられないということは、あなた方自身がそういう予算の組み方をしているわけですよ。だから、もうこれははっきりしているわけですね。

だから、決して私は滞納整理とか医療費の抑制が重要じゃないと言っているんじゃないんですよ。これだけでは解決できない問題になっているということですよ。だからこそ一般会計からの繰り入れを現実にやっているわけですね。このことをやっぱりきちっと書くべきであろうと思います。

それから、もう1つ問題になるのは、国費の投入という言葉が出ましたね。確かに国費を投入すべきですよ、これは。ただし、私が思うのは、今の市町村国保の形で国費を投入する。今まで負担割合を減らしてきたのをもとに戻すという形の国費の投入、これなら理解します。ところが、どうも広域化ということを経験してきているような気がします。私はこの広域化については、随分問題があるんじゃないかなというふうに思っています。これは県単位ということですね。だから、今の後期高齢者の医療制度のような形になるということなんですけれども、これで本当によくなるのかどうか。注視したいと言われましたけれども、よくなるのかどうかということですよ。現実的に今、どこの自治体も大変なんです、国保ね。国保料ですから税額ですか、高い低いはばらつきがありますけれども、苦しいんですよ、どこもね。だから、一緒になったら何とかなるといような事態にはないということですね。県内が一本になれば何とかなるとい話ではないということですね。

それからもう1つ、広域化したときの条件として、一般会計からの繰り入れができなくなるという問題が出てまいります。そうすると、今、国保税を、亀山市もやりましたけれども、何とか上げないよということによって一般会計から入れて、値上げ幅を抑えるということをやってまいりました。こういうことが、一般会計からの繰り入れができなくなるというのが広域化なんです。そうすると、その分だけでも今よりも値上げをしなきゃならないという問題が出てきます。

それからもう1つ大きいのは、やっぱり後期高齢者医療制度を見ているとわかりますけれども、今こうやって市町村国保でするので各自治体の議会で議論できるんですよ。それぞれ自治体の中で知恵も絞って、いろんな対策もできるんですけども、これが県の制度になると、もう遠いところの存在になってしまう。自治体での議論ができなくなる。自治体として決定ができなくなるということですね。こういうことが本当にいいのかどうかということですよ。

私は本当に広域化という問題は、ある意味これだけ市町村の自治体で議論をするのを、何とか県にすることでできないようにしようかというふうなねらいがあるんじゃないかというふうにも思えるぐらいですね。だから、決して広域化で解決するとは思えませんし、むしろ問題が大きくなるんじゃないかなというふうに思います。そんなことで、広域化という問題についてどのようにお考えか、最後に市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国保の広域化について、市長の考えをとということでございますが、今触れていただいたような国においても、国保財政のみならず、公的医療保険全体、社会保障全体と税の一体改革の議論が進められておるところでございますが、もう一方で、三重県を中心に、従来の後期高齢者医療制度を初めとした国保の広域化に向けた議論が動いておるところでございます。現在のところ、少し触れていただいた課題といたしますか、こういうものにつきましても認識をさせていただいておるものがございますけれども、今後、県単位におけます広域化への協議も実施をされてまいりますので、持続可能な事業運営を図るための財源につきましても、やっぱりこれは県がということだけではなくて、国の今の議論の動向、それから県の動向をしっかりと注視させていただいて、亀山市としてどうあるべきか、これについて整理をして対応していきたいというふうに現時点では考えておるものがございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私はこの広域化でもって国保の問題が解決するとは思えませんし、むしろ大変な事態になるのではないかなというふうに思いますので、この点は本当に十分検討いただきたいと思いますし、県が進めるから、国が進めるからということで進めるのではなくして、その問題点をきちっと検証していただいてやっていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第36号及び37号について質問させていただきたいと思います。

朝から6名の議員がいろんな角度から質問されて、私もどうやって聞かせていただいたらいいかということで悩んでおるんですけども、重なったところで余計、同じような答弁が返ってくると思うんですけども、もう少し市民の皆さんにわかりやすい説明をしていただきたいと、それを感じました。

そして、まず今回の基本構想の変更ですけれども、過去に6つの柱を持ってやっておったんですけども、今度は5つの柱に変えてきたと。またその基本構想の変更に基づいて基本計画の策定の内容についてもいろいろ変えてきはったと。それで、5つの項目の中で、主に基本構想の策定の基本的な考え方ですな、それをちょっと一遍、私の頭の中に入るようにわかりやすく簡潔に、時間も限られていますもんで、説明していただいけませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

この基本施策の大綱ごとに、基本的な考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。

従前、6つの柱を1つ一緒にさせていただいて5つの柱と、それから行政経営ということの6つで動くわけですが、まず快適な都市空間の創造につきましては、主に農林業、商業、工業の振興を初め、都市づくりや景観づくり、住環境、上下水道、道路網、あるいは公共交通機関の整備を推進するというようなことで整理をさせていただきました。

また、市民参画・協働と地域づくりの推進につきましては、主に地域コミュニティの活動、市民活動の促進を初め、男女共同参画、多文化共生などの共生社会の推進を図るものとさせていただいております。

さらに3つ目ですが、健康で自然の恵み豊かな環境の創造につきましては、主に市民の健康づくりの推進や地域医療の充実を初め、環境の保全、創造、さらには防災力の強化、地域安全の充実を推進するものということでございます。

その次に、生きがいを持てる福祉の展開につきましては、主に生涯学習、生涯スポーツの推進を初めとして、地域福祉、高齢・障がい者の福祉の充実を図るものでございます。

最後でございますが、5番目の次世代を担う人づくりと歴史文化の振興につきましては、学校教育、青少年の健全育成を初め、子育て支援、文化・芸術の振興、歴史的な町並みの保存、まちづくり観光の推進を図るものというようにさせていただきまして、最後にこれらを経営していくに当たって、自立した行政経営の推進というようなことを各項目で示させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そういう中で、きょう現在、亀山市の人口が5万89人や思うたんですけれども、要するに高齢者から赤ちゃんまで、市民として亀山市民でよかったという実感を味わってもらうために、このような計画をつくられたわけやと思うてます。

それで、前期基本計画の成果についての報告は、森議員のときに市長が述べられましたけれども、前期の計画の中には43事業、430施策があって、後期は35事業、308施策があると。そうすると、基本的に今回の当然前期で積み残した事業はたくさんあると思うんです。前期で積み残したものを後期に移行していくと。そこでいろいろ財政的な問題で、平成22年から26年ですか、5カ年かけての財政見通しを掲げた中で、今回、変更後の24年から28年までの変更が出ていますわな、今回の議会の資料に。これは以前から財政見通しの前に組んだ計画が甘いんじゃないかと、中期財政見通しが甘いんじゃないかという指摘があった中で再度出されたと思うんですけれども、そのときに、前回に出された身の丈に合うた亀山市の市民の予算は179億であったと思うんですけど、提案されたときの状況。そういうふうには持っていかならんやと。

だけど、前年度23年度は198億8,500万、行政の市長さんの予算編成方針の中で、今回後期基本計画の策定について提案させていただいておると。新年度は後期基本計画スタートの年に当たり、新生亀山市離陸の年として力強く踏み切るべきというようなことで書いてあるんですけれども、この24年度を見てくると、予算の中へ入っていくと怒られるかもわからんけど211億と。身の丈に合うたのが179億で去年やあやあ言うておってですな、ことしはまた12億9,380

万円の増額をやっておると。ことしは離陸の年ですよと、この基本計画の策定の離陸の年だと。ま
ずもって聞きたいのは、いつそれがおりますのやな。着陸の年はどこを目指すのか、一遍市長、聞
きたいんやわ。飛びっ放しで終わりかな。紙風船やないと思うんですよね。飛行機が離陸したら、
いずれ燃料が切れて落ちるか、それかきちっと目的地に到達しておるといふね、燃料も余力を持
ってすると。

だけど、前期基本計画で市長が就任して2年半になって、長いこと整備の時間がかかったんです
な、やっとな飛行機が出ていくと。だけど、市長として、この後期基本計画の策定について、いつお
りるんやと、着陸の地点はどこやという考え方は当然持ってはりますわな。いつごろを目指してま
すのかな、それをちょっと教えてください、市長。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、総合計画の後期基本計画の策定を2年間議論して本議会にお示しをさせていただいておる
ものでございます。同時に、行政運営上、今後平成24年から5カ年の後期基本計画は、当然目指
すべきものは、先ほど前田議員のご質問もございましたが、将来都市像ということ、これに向かっ
て力強く離陸をしようと、こういう思いを込めて、その初年度でございますので、離陸をしようと
いう思いを込めた表現をさせていただいたものでございます。

ここに至るまでに、本当にさまざまな場面で庁内職員、それから多くの委員の皆さん、議会の皆
さん、いろんご意見をいただきながらここへ至りました。この中にすべての亀山市の内外の情勢
や状況や資源が、こういうものを本当に最適にこれから組み合わせながら、この環境変化が激しい
中でございますけれども、英知を結集してスタートしようと、こういう思いを込めたものでござい
まして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

私はいつおりまんのやと聞いてますのやに。市長は職員や議会や市民の英知をとっております
けれども、ここに見える議員の皆さん方もいろんごの知恵を提案してきましたよ、過去に。ち
なみに合併特例債の活用なんかでも、いろんご議員がやってきたと。後期基本構想の中に、その合
併特例債の活用とかそういうことをどういふふうにうたっておるんやと。私は今聞いておるのは、
いつおりんのやと、いつごろ。櫻井義之という機長さんが飛行機を飛ばしましたと。次に中かわ
ってもよろしいやんか、機長が。だけど、この亀山市という飛行機をいつおろすんやと
言うておる
んですよ、それを聞いておるんですよ。

それで、森 美和子君もその質問のときに、前期の成果は何ですかと聞いたときに、抽象的な言
葉をだらだらと3つか4つ並べはった。それで、ほかにも斎場の建設やとか、子供の義務教育の公
費負担とか、そういうことは結構なことですわな。これはあなたが公約したし、選挙戦の論戦にな
ってしたことやで、当然これはせんならんことや、市民との約束やで。

ただ、私が今聞いておるのは、飛んだらいつおろすんやと。それで、英知を結集してと言うんだけれども、議会からもいろんな意見を言ってきたけれども、議会のことにはほとんど耳を傾げやんだと違いますか。前回はええ例ですやんか。北東部の消防署のときに、渥美消防長が記者会見をやったと。おかしなことですよ。あなたがするんやったら私は理解できますよ。消防長が詳細を聞かれたとって、そこで記者会見をするで、消防長の写真が載って亀山市の行政のことを北東分署の建設やということで、この人がぼーんと出てくるのはおかしいんですやん。何で市長が出てこないんですか。下の部分については、関ロッジの指定管理者への変更ということは、市長談話で出ていますよ。

だから、ちぐはぐなことやっておるんで、飛行機はどっち飛んでいくんやと。着陸地点が私はわからん。だから、あなたが目指す着陸地点をどこに置くのやということを聞いておるんですよ。もう一遍聞きたい、それを。飛んだらおりやないかん。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員もよくご存じをいただいておりますように、総合計画基本構想、それから基本計画、実施計画、そして単年度の予算に反映をされていくという中・長期の計画と、それから単年度の対応、こういう中で行財政が運営をされておるわけでございます。

地域の抱える課題、市民の皆さんの抱える思い、これは本当に多様でございますし、議員の皆さんも22名おっていただきますが、議員の皆さんの思いというのも、やっぱりそれぞれお立場があるかと思っております。そういうものの集大成の中で、総合的に今考えられる亀山として、どのように経営資源、あるいは地域の資源をつなぎ合わせて、より愛着や誇りが持てるまちをつくっていくのかという思いで後期基本計画を策定させていただいたところでございます。

そして、今少し触れられました従来の懸案課題であります、例えば北東分署の問題でありますとか、関ロッジの今後のあり方につきましては、この23年度末、この定例議会へ従来の課題を整理して方針としてお示しをさせていただきました。その具現化、今後この後期基本計画は、5年後の将来都市像に向かってしっかりと前へスタートしていくと、こういう思いを込めたものでございまして、どこへ到達するのかということであれば、やはり本当に将来都市像に向けて、市民の愛着、誇りを高め、市民力で地域力を高める、そういう亀山をつくっていくと、これに向かって、これは5年でできるかどうかわかりませんが、その都市像に向かって離陸をしようということでございまして、10年間という基本構想で縛っておりますので、そういう中の後期の5年間、これをどうするのかをお示しをさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

市長ね、あなたも県議会議員をやっておって、平成17年の平成の大合併のときの旧亀山市、旧関町の1市1町で合併して、平成17年に合併を市町がして、平成19年に新市まちづくり計画をし、第1次総合計画を組んで、前期・後期の10カ年の総合計画を組んだんですよ。その中で、例えば斎場建設、関中学校の建設、和賀白川線ほか2路線、それから庁舎建設と、大きな5つのプロ

ジェクトをこの10年間でなし遂げようじゃないかということで、この新まちづくり計画及び第1次総合計画ができたんですよ。その辺は理解しておりますやろ。

だから、基本的にあなたが今言われた市民の生活の安心な市民サービスの充実ができる、その着陸地点というのは、庁舎が建設されて、そこが第1次総合計画による着陸地点なんですよ。10年間の間にいろんなことをやるというようなことを言うけれども、今回の後期基本計画の見直しについても、庁舎建設のことも触れてあります、いろいろと議論された。だけど、庁舎が建設された時点で第1次総合計画の着陸ができた。そして、新庁舎に基づいて、また第2次総合計画で、あなたが言われておる、また市の職員らが考えてくれておる5つの柱によって、市民の高齢者から幼児までの亀山市民でよかったという住環境をつくるのが、これが計画なんですよ。そういうようなことがわかりませんか、市長。

だから、合併の協議の中でなされた。事業の中で唯一凍結されておる庁舎問題が、この記述にも書いてあるんですけども、それがなされたときが、この着陸地点なんです。私はそういうふうと思うけれども、市長にはそういうふうな認識はありませんかな。やっぱり飛んだらどこかへおりなならん。おりるのには、最大の目標というのがこの今の庁舎ですよ。

この庁舎、亀山市民の皆さんに、夏は冷房します、冬は暖房します。だけど、今のエコの中で、この間もソーラーの話もしていましたよ。どこかの市ですか、エコタウンなんかで日本一になって、風力から何もかも使ってですな、そこで皆やっておると。全国的にもエコのまちということで有名な隣の愛知県にありますよ。

そういう中で、私は着陸地点というのは、庁舎が合併協議の中で、亀山市民、関町民との協議のもとで、一つ欠けておる庁舎建設というものがなされることによって、やっと新亀山市ができた。揚々と着陸できたのと、2年半かかって飛ぶ準備をしておった。だけど、これが着陸地点やと私は思うのやけど。市長、何かわしの考えと違うようだったら、ここが違うよということを一遍指摘してください。いかがですか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

合併のときのさまざまな協議、それから協定、こういうものの中で今議員ご指摘をいただいたさまざまな課題に対応をして今日に至っておるというふうに思っております。

その中で、今庁舎のことに触れられましたので、先ほど鈴木議員にもお答えをさせていただきましたが、亀山市を取り巻く環境が変化をする。その中で、中・長期的な取り組みについて何を優先順位として位置づけるのか。こういう中で、これは民主的な議会での議論も踏まえて判断をさせていただいて今日に至っておるということでございます。その中にはそれぞれのお立場の考え方、見方はあろうかと思っておりますけれども、しかし、全市的に今そういう判断を私自身も考え、そのように対応してきておるところでございます。

いずれにいたしましても、どこへ到着をさせるのか、非常にさまざまなニーズや課題が当然ございますし、亀山の強みや弱みもございます。今後不透明な要素もございますけれども、そういう中であって、やっぱり市民が愛着、誇りを持てるような、そして今のさまざまな取り組みも本当にす

べてに対応できませんので、選択と集中という視点でもって施策展開をして、今後前に進めていくという基本的な考え方でございますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

よう市長は選択と集中と言わはるけれども、私は言いますのや。実行と行動かな。5万人の市民が皆すべてようしてもらうのも大事やけれども、あれもこれもと欲張ったら金がなくなるのは当たり前なん。だけど、あれもこれもしてあげたい、それをするべきやと、制度化して。それが義務教育までの子供たちの公費負担ですやんか。それから中学校のデリバリーとか、それもそうですやろ、よう給食センターを建てやんのやから。だから、いろんなところでいろんな金が要りますよ、お金は。限られた財源の中でも、長期的な計画、選択と集中というのは、それは個々の問題でええの。市長となったら、これとこれとこれだけはなし遂げたいという思いはこの基本構想の中に、あなたが指示せなあかんのやけれども、いろんな職員の英知を合わせてこれができたというけれども、あなたの考えはどこに入っていますのや、ほんならこの中に。

具体的なことを言ってくださいよ、抽象的な言葉じゃ困る、わしの頭に入らんで。あなたの後期基本計画の構想、どういようなことを思っておるんやと。職員は、議会からもいろんな意見を言われておる。あなたの考えは、市長としての考えはどこに入っておるんや、一遍それを教えて。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、その前段で選択と集中ということをおっしゃられました。限られた行財政の状況の中で、この就任後3年間、ある意味、先ほどの庁舎の凍結、あるいは自然の森公園の撤回、あるいは和賀白川線の事業のコスト縮小、これらによりまして、ある程度事業の財源が生み出されたともいうふうに思っております。その中で最優先すべき課題、あるいは現状の政策課題の優先度の高いものについて、重点的に配分をいたしてまいったところがございます。

こういう背景の中で、今後5カ年の後期基本計画でございますが、市長の思いはということでございますので、先ほども午前中申し上げましたが、今回前期でありました事業を、43の基本施策、498の施策を後期基本計画では35の基本施策と308の施策へ再編をさせていただきました。その施策をしっかりと追いかけていけるような、そして、成果志向の方向へ変えていくべきだというような基本的な考え方でこの計画が策定をされておるものがございます。

政策的な視点で申し上げれば、4つの戦略プロジェクトということで、ここに重点的に資源を投下していくと、こういう考え方をこの中に組み込ませていただきました。

その4つとは、1つはまちの防災力を高めるということで、まち守りプロジェクト、2つ目には、まちの魅力を向上させようということで、まち磨きプロジェクト、それから3つ目に、市民の健康寿命、健康都市の考え方を入れた、みんな健康で住めるように、健康寿命を高めようという、みんな健康プロジェクト、4つ目に、亀山の強みでございます子育て支援、教育、こういう意味での子供たちの笑顔を広げる取り組み、子ども輝きプロジェクトと、この4つの分野を重点的なプロジェ

クトとして、そこにすべての資源を集中させていきたいと、こういう思いを込めたところでございます。

申し上げるまでもございませぬが、行政は非常に幅の広い分野を追いかけておりますので、ほかの分野はほうっておくのかということではございませぬでして、やっぱりそれは308の施策の中でしっかりと対応させていただくと、こういう思いを盛り込ませていただいております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

今ちゃちゃっと書いたんで、それは定かではないんですけども、防災力、魅力あるまちづくり、市民の健康、子育て支援プロジェクト、こういうふうなことを言わはったと思いますけれども、やはり私は、亀山市を一つの国としますわな。まず、国を治める者の第一は、第1次産業、農林業、これを育成することですよ。山河を守らずして長たる資格なしと私は思っておりますよ。地元産業の育成、商業、工業も含めてこれの育成。どういうふうにしたら地元の企業が亀山市の市民として、企業として成り立つかということをやっていくの。これがやっぱり一つの長たる務めだと思う。

第一に言わせてもらった、第1次産業の育成、農林業の充実ということ、やはり後期基本計画の離陸の年として私は上げてほしい。あなたの頭の中にも第一にそれを言ってほしかった。防災力の強化って、ここの庁舎、この間、これは議長に聞いたんですけども、震度6強かな、もうあかへんていう話やな、震度6。震度7といたらとてもこの庁舎あらへん、そういうふう聞いたんやけどな。だけど、4年以内に70%で起こる確率のある地震が、きょう起きてもおかしくないというように、わしは保障してもらわんでも構へんけれども、わしが死んだときは、ただしようけ職員が見えると。今のままでぐらっときて、ぽとんと西庁舎がつぶれたら、あそこに職員が三、四十人おるけれども、あとき建てておけば、耐震工事とちごてちゃんと建てておけば、この人らはげがもせんでよかったねと、不幸に遭わんでよかったねというような状況のときに、やっぱり庁舎というのは必要じゃないかと思う。防災力の強化というのはそこや、その2点。

それで、確かにそういう中で、やはりもう少し自分のきちっとしたビジョンを出していただきたい。そうせんと、今言わはったその中で、頭の中へすっと入っていくの。わし頭が悪いかわからん。もっと私の頭にすっと入ってくような、それで飛行機は飛んだら右側に旋回せんか、左側に旋回せんかっておるか上がるか、乱気流を避けるか避けやんか、乱気流というのは景気の動向ですよ。乱気流は雲の中へ入ったらがたがたと、この間、飛行機に乗ってえらい目に遭ったけど、雲の中では揺れますわ。機長さんが揺れますさかいに雲の上に出ますさかいにちょっと待つておくんのはれと言ってな、雲の上へ出たらすうっと飛んでいきますがな。それをしていくのが機長である市長の仕事じゃないかな。それを的確に判断し、実行していくのが、集中とか選択じゃない、そんな余裕は今まだ亀山市にはないと思う。

だから、こういうような構想をつくるときに、今のようなことではちょっと足らんと思うんですよ。もう少し私の頭に入るように、もう少し具体的に、これはこういうことですよということがあったら、もう一遍教えていただけませんか。くどいようでえらい申しわけないけれども、くどいのがわしの特徴やもんで、もう少し私の頭の中へすっと入るようなご答弁をいただきたいんですけども。

ども、よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のお手元にも後期基本計画の冊子はあるかというふうに思っておりますが、35の基本施策の一番最初に産業の振興と、この項目を組み込ませていただいております。議員ご指摘いただいた内容につきましては私も同感でございます。そういう意味で、やっぱり産業基盤、ここについては非常に重要だという思いで盛り込ませていただきました。

その中で3つの基本的施策の方向を示させていただいております。いずれにいたしましても、亀山の既存産業の活性化に向けて、もちろん企業誘致とか、それは当然でございますけれども、既存の産業、立地の事業所が事業拡大をいただけるような環境整備、企業のニーズにしっかり対応していくような企業の支援体制をつくっていくということ。例えばですね、たくさんあるんですが、あるいは商店街の活性化、これにつきましても、にぎわいのある商業地域の形成を図っていくと、JR亀山駅につきましても同様の考え方で、次の段階へ入っていくということでございます。

さらに農林業の振興につきましても、農業の担い手、あるいは営農組織をしっかり育成をする、立ち上げさせると、この支援をしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

いずれもそれぞれの施策、今後3年間の実施計画へ落とし込んで、その具現化、実効性を高めていくということでございますので、ぜひご理解をいただき、ご支援をいただきたいというふうに考えておるものでございます。ちょっと時間がございませんので、すべてを具体的に申し上げることができませんが、エッセンスだけをお伝えさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

時間がありませんもんであれですけれども、市民の皆さんに亀山市の政治はこういうようなことやと。次回そのあたりはパブリックコメントをやって、市民から意見を聞かせてくださいと言わはったときに、わずか3名やったと、意見が来たのが、そうでしたな、もっとありましたかな。やっぱり市民の人らが行政に目を向けてもらうような努力も、私ら議員もせなあきませんけれども、市長さんはよう会合であいさつしはると、最後にいろいろと言うて、謙虚な言葉で意を尽くしておりますけれどもというような言葉をよう使われるんですけれども、いろんなところで出会ったときには、意を尽くして市民に対する説明をしていただきたいと。そして、今回の構想でも意を尽くして、市民の皆さんに協力いただけるような説明責任を果たしていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時40分 休憩）

（午後 3時50分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

きょうは、後期基本計画の中の1. 快適な都市空間の創造という項目で、10項目計画があるわけですが、その中の公共交通機関の整備ということが1つ、そして2番目の市民参画・協働と、地域づくりの推進というところから6項目のうち2つ、人権の尊重、そしてもう1つは男女共同参画の推進、合計3つについて順次お伺いしていきたいと思っております。

まず、公共交通機関の整備です。この計画を拝見したときにまず思ったのは、現状と課題を見ましたところ、抜けているなあと思ったことが1つ、交通空白地域があるということをしちんと押さえておくべきだったのではないかなあということを思いました。それが多分あるからこそ、次の方向性の中で、身近な交通手段の確保ということを上げられていますので、よくおわかりの中でのことだと思うんですけども、現状と課題の中では、そこを押さえておくべきだったのかなあということをおもいました。

そして、施策の方向を3つ上げてもらってあります。地域公共交通の連携強化、これ1つ目。そして2つ目として、公共交通機関の利便性向上と利用促進。3つ目として、身近な交通手段の確保。それぞれ非常にいいことも書いてありますし、悪くはないわけなんですけれども、1つ目の連携強化ということは、やはり亀山市は鉄道もありますし、バス・タクシーなどとの連携強化も大事なことです。2つ目のことについても、公共交通機関の利便性向上と利用促進の中では、関西本線、紀勢本線の複線電化ということもうたってありますし、列車の増発、それから乗り継ぎ時間の短縮ということについても働きかけを行っていく。

今回3月17日からの時刻表で、この短縮が亀山駅で30分近く行われるということは、非常に市民の方は喜ぶだろうなあと思えますし、ぜひこれからもこういうことは進めていただきたいのでこれもいいんです。交通事業者や市内企業や関係団体との連携協働による利用促進活動をして、公共交通機関の利便性の向上につなげていく、あるいは私も最近よく皆さんから要望でお聞きしますJR駅の周辺において、駐車場や駐輪場の確保、これの環境整備に向けた取り組みを進めていきますとうたってもらってあります。ぜひともこういうことをきちんとしていくと、何でも車というのではなくて、公共交通機関を使おうかなあということにつながっていくと思っておりますので、とてもいい計画ではあると思うんですが、それでこの3つ目の新しい自主運行バスやデマンド交通も、以前ご答弁いただいたように書き込んでいただいております。

ただ、私一つ思いましたのが、本当にこの5年間、地域生活交通の再編ということで、行政と地域公共交通会議が車の両輪となって、市民の声にも耳を傾けていただいて、一つ一つ計画を進めてこられたわけですね。最後の北部のところでは休止してしまいましたが、これはこのまま最初に立てた計画どおりに進めていくと、市民の立場として、本当にいいのかどうかということをお慮されての休止であったということで、それはそれで意味があったんだと思えます。最後に私も一般質問で、以前ご答弁をお聞きしましたら、これについては後期基本計画の中に入れ込んで、再編の方針や計画、目的も含めて見直していくというご答弁をいただいたところです。そういう気持ちでこの計画

を見ますと、計画目的を見直したんやなという感じがしないわけです。

どういうことかといいますと、私がこの5年間の中で、一番よくやっていただいたんですけど、問題やなと思ったのが、再編の計画目的のところでは移動困難者、たった1割の5,000人、その高齢者であるとか障がい者であるとか、自転車や徒歩などでは行けない学生さん、合計で5,000人ぐらいの方たちの日常生活における最低限度の移動性を維持確保するというを目的に、再編計画が進められてきたわけです。

しかし、この5,000人の方の最低限度の移動性を確保するというにしてみましたのために、利用を広げたいんだけど、広がらないという矛盾が出てきたのではないかなあと思うんです。やはり年がいったから、今は車に乗るけど、いつかはバスに乗るわという中での計画ですと、なかなか自分がいうところに広がっていきませんし、結局、結果としては、若い人も乗ってください、車のある人も乗ってくださいという働きかけもされてまいりました。私は、それはそれで計画とは違っても、目的とは違っても、やっぱりバスというのはそういうものだろうと思うので、市民全体を対象にして、この交通というのは、ただ移動困難者が移動すればいいという枠の狭いことではなくて、まちづくりとしてとらえていくべきではないのかなあと考えたわけです。

そういうところがきつとにじみ出ているのかなと思ったんですが、そういうところが余り感じられなくて、やはり交通手段を持たない市民の利便性ということが言葉としてもありますので、こちら辺をどのように見直されたのか、どのようにしていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

後期基本計画では、市が第一に確保すべき交通手段といたしまして、施策の方向のところ、先ほど議員が申されました身近な交通手段の確保に記載をしております。その中で自立した移動手段を持たない高齢者や、運転免許返納者などの交通手段の確保のために、地域の実情や状況の変化に合わせた運行の見直しを行いながら、自主運行バス、デマンド交通などによる効率的、効果的な運行を行うというふうにしてございます。

この運行の見直しにつきましては、既に現在の再編方針の見直しとなります市の総合的な地域公共交通計画の、平成24年度作成に向けた作業を開始しているところでございまして、この策定作業におきましては、市民アンケート調査や地域懇談会の開催などを通しまして、また市の財政負担なども考慮しまして、市が整備すべき地域公共交通の役割について、通院、買い物、通学、通勤、あるいはまちのにぎわいづくり、交流促進といった幅広い視点から検討して再整理を行ってまいるといところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

以前よりも広げて考えていただいているのかなという思いはするんですが、この間、1月28日に亀山市の地域公共交通会議の学識経験者でおっていただきます名城大学の松本先生の講義がありました。市の職員の方もたくさん勉強に行かれていましたし、私も聞いてきたところで、その先生

の講義の中で非常に印象的だったのが、やっぱり地域公共交通の役割が変わりつつある、これから変わっていかねばならないという展望を持っておられるということだったんですね。今まではやはり移動を保障するということであった。いつでも、どこでも、だれでも移動できることを保障することが中心であったのが、これからはただ移動するだけではなくて、公共交通から公共交流ではないのかと、交流こそが地域公共交通のこれからの役割ではないのかということをおっしゃられました。

私も地域公共交通会議を傍聴していく中で、端々にそういう先生の思いというのはよくわかりましたけれども、何せ計画が5,000人の方の最低限度の移動ということでしたので、そういうふうに話が広がっていくことにはなかなか進んでいかない中で、やはりこういう思いがあったからこそ、今回、川崎の試行運転のバスが数をカウントしたところでとまりそうやったけれども、交流ということも含めて、市も入って復活したということもあるんだなあ、という思いがあったんだなあと思ったんです。

地域の公共交通、ただの交通から交流であるということは、このバスに乗っているだけでも中でも交流はありますし、このバスを乗ろうという、今も川崎の方たちがやっている会の中でも交流がありますし、どこかへ行くための交流、いろんな意味があると思うんですけども、そういう形で市民全体を対象にしていますよということをおっしゃっていく、そうやってまちづくりをすることによって外に出かけたくなるようなまち、人と人が触れ合える機会が多いまちということ、この公共交通というところでつくっていくんですということ、夢みたいなことですけども、書き込んでいくことによって、やはりこれから出てくる実施計画が変わってくると思うんです。

ですから、今回、24年度より先にいろんな調査やいろんなことが始まっていますけれども、ぜひとも前回のような狭い範囲での公共交通ではなくて、まちづくりとしてのそういう意味を持った公共交通の整備としてとらえていただきたいと思いました。先ほどご意見をお聞きしましたら、多少そういう思いで取り組んでいただいているんであろうなということはおわかりましたので、これからの実施を注視していきたいなあと思います。

次の質問に移ります。

人権の尊重という項目です。非常に大きいテーマなんですけれども、この項目を読ませていただいて、現状と課題というところを読ませてもらっても、また基本施策が目指す姿というところを見ても、また施策の方向というところを見ても、やはり人権ということの意識の問題、差別問題と矮小化されている傾向があるなということをお感じしました。

それも市民同士の間での意識のことであって、それに対して行政は、差別意識を持っている市民であるとか、関心を持たない市民であるとか、そういう方に対して教育や啓発をするということ、それによって差別の解消を図る、それが行政の仕事であるとみなしているような計画になっていると私は読み取れました。

何よりも人権というならば、まず守らなければいけないのは、行政が市民一人一人の人権を守ることであって、それは日本国憲法でうたわれている基本的人権、きちんと保障するという視点をまず第一に書き込んでこそ、市民の意識改革やら、そういうことが後からついてくることではないのかなと思うんですが、そこについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

人権に関するご質問ですが、基本的人権の尊重につきましては、当然憲法のもとに保障されている権利であります。

したがって、市におけるさまざまな施策の根底をなすものと考えております。したがって人権に係る基本施策の中で、改めてこの基本的人権についての記述はいたしておりません。いたしておりませんが、各施策において、その精神は基盤となっているものという認識の上で計画を立てております。

人権に係る基本施策は、人権として広くとらえ、市民一人一人が尊重され、つながり合い、心豊かに暮らすことができるまちの実現を目指すものであると考えております。何よりも市民一人一人の生きる権利を重要な課題として考えていく姿勢はあえて申すまでもありません。

今後、基本計画の中の人権に係る施策の推進に当たりましては、関係部署とともに基本的人権の尊重の精神を配慮しつつ、連携を図りながら、さまざまな取り組みを横断的な視点でとらえて推進していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

当たり前過ぎることであるから、あえて書き込みはしなかったということなんですけれども、最近、都会のほうでも餓死をしていて気づかなかつたであるとか、病死をしていても気づかなかつたみたいな、病死は急に來ることですから仕方がないのかもしれませんが、いろんな事例が、いまだに2000年を超えてでもまだ悲しい事件が起こっておりますが、それは直ちに行政がどうしておったんやということをも先ず言うのではなくて、その一人一人の亡くなってしまわれた方が、自分に人権があるということをも本当にわかつていただいていたら、だれだって生きる権利があると、やっぱり大変になったら助けてくださいと言っていいんだということがわかつていたら、だれかに声かけられていたら、そういうことにはならなかつた。もし行政が気づかなかつたとしても、ならなかつたかもしれないんですね。

当たりのことではあります、この亀山市でも悲しいことに、やはり行き違いなのかもしれない、言葉のあやかもしれないけれども、やっぱり市の行政の方に相談をして、悲しい思いをしたとか、つらい思いをしたという相談は、どんどんよくなってきてはいますけれども、まだあるんです。人権というときに、やっぱり市民同士の意識改革をするということではなくて、行政は皆さん一人一人をきちんと守りますよということをもうたっておくということが、私は当たりのことでも大事なことで、特に命という一番優先的に守らなければならないことにかかわってくることで、命もそうですし、学ぶということもそうですけれども、これから条例のこと書き込んでありますけれども、条例をつくるにしても、そういうことが底辺にあるかどうかで変わってくると思うんです。そういうことを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

男女共同参画の推進です。これについても今の人権のところと一緒になんですけれども、男女共同参画を進めていくには、まず意識づくりだということで、施策の方向性の第1番目に学習機会の充

実などの意識づくりが上がっているわけです。

私、これについてもやはり日本の状況というのが、国際的にも非常に男女格差が低い。先進国でも最低である。134カ国の比較でも最近94番目とかいう報告がありましたけれども、国連からも勧告をされているという状況の中で、やはりこの意識を1番目に置いておったぐらいでは、なかなか進んでいかない問題ではないのかなと思うんです。

国連から言われていることの根本は、民法の改正が進まないということが大きくありますので、婚姻の年齢の統一であるとか、夫婦別性の問題であるとか、そういうことがなかなか進んでいかないから、1年後ちゃんと報告しなさいという勧告が出ているわけですがけれども、やはり男女共同参画を進めていくに当たって、まず視点として持つておかなければいけないのは、やはり女性の賃金の低さ、男性の6割台であるとか、母子家庭、離婚したらすぐに貧困層に陥ってしまう。母子家庭の貧困率はOECDの中でも最悪です。年収200万円以下の方の7割が女性であるという状況をわかっているのと、やはりこの施策の方向の中で事業所にいろいろ働きかけるとい書き込みがあるんですけれども、その賃金のことは書き込みがないんですが、そういうこともぜひ取り組んでいくものではないのかなと。

また、女性とは限りませんが、安心して子育てと仕事を両立するためには、それだけ収入を得るためには、やはりそれだけの環境づくりが必要であって、そこそ行政が基盤整備としてやっていかなければならないことであると思うんです。ですから、そこを私はやっぱり一番初めに持つていくべき施策ではないのかなあ。そういう姿勢を示して、基盤整備をするということを示してこそ、市民の意識づくりというのがついてくるのではないのかと思うんですが、そこについてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることであり、国においても21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけられております。

このような中、市におきましても、男女が生き生き輝く条例を制定するとともに、男女共同参画基本計画に基づき、幅広い分野における取り組みを進めてまいりました。しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しており、特に家庭、地域、職場においてこの意識を解消していくことが、男女共同参画社会を実現する上での最重要課題であるととらえております。

また、少子・高齢化が進む中、女性を初めとする多様な人材の活用が求められており、議員ご指摘のような、安心して家庭生活と社会生活が両立できる環境の整備が必要不可欠となっております。市におきましては、働きやすい環境づくりの取り組みとして、保育園における待機児童の解消や学童保育所の整備・充実などに努めるとともに、企業への働きかけとして、企業アンケートや企業懇談会を実施しております。

また、家族の時間づくりの実施により、ワーク・ライフ・バランスを考えるきっかけづくりを行う中で、事業所、経済団体、労働団体に対して、休暇がとりやすくなるよう協力の呼びかけも行っておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

意識改革が最重要課題であるということで、私とは見解が違うわけですが、私はもう1つ思いますのが、こうやって男女共同参画であるとか、人権であるとか、わざわざ計画に掲げていただくのであれば、やっぱりそういう部署がきちんと行政内をチェックするという働きをも、縦割りではなくて、いろんな部署に対しても目を配っていただくというところまでも踏み込んでいただくような構えを、ぜひこれから見せていただきたいという思いをしております。

これで私の質問は終わろうと思ったんですけども、市長にちょっと今の2点についてのご見解、人権問題と男女共同参画の問題については共通していると思うんです。少し見解を伺いまして、終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問に、突然ではございますが、お答えをさせていただきたいと思います。

人権の尊重、男女共同参画、いずれも今後の後期基本計画の基本施策として位置づけをさせていただきました。それぞれ重要な政策課題ととらえてこの推進を図ってまいります。基本的人権の尊重については申し上げるまでもありませんが、行政の施策事業の根幹をなすものでございますので、その考え方については、今後も連携をしっかりと図っていくという視点で臨んでまいりたいと思います。

それから、男女共同参画でございますが、例えば私自身もずっと申し上げてまいりましたし、実践をしてまいりましたが、意識改革だけではだめだというご指摘でございました。国がやるべきもの、あるいは地方行政がやるべきもの、あるいは社会全体としてやるべきものや、民間の企業であるとか、産業界でやっていただくもの。基本的には法改正や制度改正が大事であるという部分も感じておりますが、市の立場ということになりますと、今少し部長が答弁させていただきましたが、男女共同参画社会の実現に、例えば市でありましたら、意思決定の審議会の女性の登用率を、現在県内の市では一番高いところに亀山市はあっておりますが、そういうポジティブ・アクション、目標を設定しながらそこへ進めていくことでありますとか、あるいは家族の時間づくりで、企業なんかにも本当に働きかけをしてまいりましたが、そういう風土がしっかり定着できるように、産業界や企業に対して女性の人材登用、あるいは就労環境等の確保に向けて、限界はあろうと思います。先ほど申された賃金の問題とか、まだまだ課題はあろうと思っておりますが、十分な働きかけを行ってまいりたいというふうに基本的に考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、息の長い、さまざまな、今日までもそうでございますけれども、市としてはできることを具現化しながら進めていくという姿勢を持たせて臨んでいきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

人権に関しては、割と当たり前のことを何を今さらという表情であったのかなという、本当に今までもやってきたし、これからもやっていきますよということなんですけれども、ぜひわかっていたきたいのは、私どもに生活相談に見える方というのは、なかなかそこが、まだまだ自分が人権を守られているという思いをしていない市民がまだたくさんおられるという実態を、私どももわかりながらこうやって質問しているということなんです。

ですから、これはこうやって計画に上げていくことで、方向性として上げていくことで解決することなのかどうなのかわかりませんが、こういう機会を得ましたので、ぜひ市として、一人一人の人権をきちんと守っていきますよというところを示していただくという方法も一つであるのではないかと、今回上げさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

まだ質疑は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明6日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時20分 散会）

平成 2 4 年 3 月 6 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成24年3月6日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1 号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 3 号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 4 号 亀山市水防協議会条例の一部改正について
- 議案第 5 号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 6 号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 10 号 亀山市立公民館条例の一部改正について
- 議案第 11 号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 議案第 12 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 13 号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第 15 号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 16 号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 17 号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 議案第 18 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 19 号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 20 号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 21 号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 22 号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第 23 号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 24 号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第 25 号 平成24年度亀山市一般会計予算について
- 議案第 26 号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成24年度亀山市水道事業会計予算について

- 議案第31号 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
議案第34号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
議案第35号 市道路線の認定について
議案第36号 亀山市基本構想の変更について
議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について
報告第1号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君

医療センター	伊藤 誠一 君	会計管理者	片岡 久範 君
事務局 長			
危機管理局 長	伊藤 隆三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊藤 ふじ子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監査委員事務局長	栗 田 恵 吾 君
選挙管理委員会			
事務局 長	井 上 友 市 君		

●事務局職員

事務局 長	浦野 光雄	書	記	渡邊 靖文
書	記	山 川 美 香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 森 美和子議員。

○7番（森 美和子君登壇）

おはようございます。

きのうに引き続いてトップバッターで質疑をさせていただきます。きのうは余りにも緊張し過ぎて、名前も言い忘れてしまいました。公明党の森 美和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算について伺いたいと思います。

施政方針で、平成24年度は新生亀山・離陸の年とされ、オール市役所で力強く踏み切るんだと市長は決意を述べられております。そして、予算額は対前年度比6.5%ということで、本当に積極的な予算編成をされているんだなというふうに感じておりますが、新年度の特徴的な施策について、まず伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質疑の対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新年度の特徴的な施策についてというお尋ねでございますが、平成24年度は後期基本計画の初

年度に当たりまして、そこに位置づけたさまざまな施策に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で特徴的な施策といたしましては、関連施策を連動させることで実効性や相乗効果を生み出し、後期基本計画全体の推進力を高めるため位置づけた4つの戦略プロジェクトと、戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みがその特徴的なものになると考えております。

この戦略プロジェクトに関連する主な事業といたしましては、まず、まちの防災力を高める「まち守りプロジェクト」では、市内小・中学校すべての耐震化を完了させるため、白川小学校耐震改修事業、それから地震による市内の木造住宅の倒壊等による人的被害を防止するための地震対策木造住宅補強事業により、公共施設や住宅の耐震化などに取り組んでまいります。

次いで、まちの魅力や価値を高める「まち磨きプロジェクト」では、JR亀山駅周辺の再生に向けた亀山駅周辺再生整備計画策定事業や、東海道沿道では唯一の国重要伝統的建造物群保存地区である関宿の保存を推進する伝統的建造物群保存修理修景事業などのまちの魅力を磨き上げるための取り組みや、シティプロモーションなどに取り組むまちづくり観光推進事業や、新たな文化の創出に向けた文化交流の促進のため、かめやま文化年事業などのまちの魅力を発信し、交流の輪を広げる取り組みを進めてまいります。

3つ目の、市民の健康寿命を延ばす「みんな健康プロジェクト」では、救急対応機能の充実と、近隣の高度救急医療機関との連携強化を図るための救急医療設備整備支援事業や、がんの早期発見や健康意識の普及のためがん検診推進事業や、2年目を迎える地域医療体制強化を図る三重大学亀山地域医療学講座支援事業などにより、市民の健康を支える体制の充実を図ってまいります。

4つ目の、子供たちの笑顔を広げる「子ども輝きプロジェクト」では、すべての子供たちの学びと育ちを支える取り組みとして、児童・生徒が確かな学力を身につけられるよう、市単独のふるさと先生を配置する少人数教育推進事業や、少人数教育を実施するための教室不足の解消のための井田川小学校教室増設事業や亀山東小学校整備事業などがございます。また、家庭における子育て環境を充実させるため、義務教育終了までの子供たちの医療費を無料化する福祉医療費助成事業や、待機児童の解消など、多様な保育需要に対応するための民間保育所整備事業に取り組んでまいります。

そして、これらの4つの戦略プロジェクトの推進力を高める取り組みにつきましては、新たに地域コミュニティの仕組みづくり支援事業に着手し、住民みずからがつくり上げる多様な主体が参画する地域コミュニティの仕組みづくりや、その主体的な活動に対する支援を行ってまいります。

こうした戦略プロジェクトを中心に、後期基本計画に掲げた施策を推進し、市民力で地域力を高めるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

さまざまなプロジェクトに沿った施策が展開されていくんだなあということも感じさせていただきました。本当に施政方針を聞かせていただく中で、非常に多くの事業が今後展開されていくんだなあということも自分自身も感じております。

ただ、2番目に移りますが、市長は、今まで就任以来一貫して言われてきた言葉が何点かありま

す。それは選択と集中であり、また身の丈に合った、さらにはあれもこれもでなくあれかこれか、そういった言葉を使われながら、小さくともきらりと輝く亀山市を構築されようとしてきたわけです。今回、中期財政見通しが提出をされた中で、今後の財政の見通しが非常に厳しくなっていくということを考えた中で対前年度比6.5%増という積極的な予算、これが今までの市長の言葉との整合がつくのか、少し余りにもびっくりしたというか、すごくたくさん施策が出てきたんだなということ、後期基本計画が提案をされた中で施策の展開ですので、わからなくはないんですけど、そして施政方針の中では、今年度だけ行うことじゃなくて、後期基本計画に沿っての中ではありますが、しかし余りにも今までの市長の言われてきた言葉と、この財政の見通しと施策展開というのが少し私の中では整合がつくのかなという疑問点が浮き上がってきたので、そこら辺の市長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今お尋ねの視点でございますけれども、平成24年度の当初予算につきましては、当然低迷する経済情勢や税収動向等を踏まえながらも、亀山市第1次総合計画に掲げる将来都市像の実現に向けて、平成24年度を初年度とする後期基本計画における取り組みを着実に推進するということと、徹底した行財政改革による選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質を高める施策・事業を優先し、限られた財源を有効かつ適切に活用することといたしました。これらを踏まえまして、後期基本計画の初年度として、第1次実施計画に掲げるハード・ソフト事業を展開することといたしております。対前年度比6.5%増となる211億7,880万円となったところでございます。

この増額となりました主な要因でございますが、継続事業として取り組んでまいりました和賀白川線や野村布気線などの合併特例債事業や、新たに着手するごみ溶融施設長寿命化事業、また喫緊な課題に対してスピード感を持って対応するため、民間保育所の新設に対し支援を行う民間保育所整備事業や、井田川小学校教室増設事業などの実施によるものでございます。継続事業の年次計画に沿って、その分が増額となった大きな要因の一つであろうと思っております。

なお、これらの財源につきましては、特定財源の活用や、財政調整基金や減債基金などの基金からの繰り入れ、また合併特例債を初めとする特定財源の活用を図ることで、市民生活にも十分配慮し、後期基本計画の初年度としての予算を編成したところでございます。

今、従来の方針と少し変わったのではないかとということでございますが、予算編成におきましては、選択と集中、それから身の丈に合った予算ということは財政運営の基本と考えておりまして、全くこのところは変わっていないところでございます。

同時に、かなり事業が多面的であろうと、こういうふうに分映っておるんだろうと思っておりますが、今回の後期基本計画の中で従来ありました439の事業を308に再編・整理・統合するという中で、その事業をより効果的連携の中で実効性を高めていくと。こういう事業構築の中で、今後の5カ年を組み上げておるということでご理解をいただきたいと思っております。

したがって、従来の基本的な方針、あるいは亀山市の今、周りの環境といいますか、財政の状況も踏まえて、厳しい状況には変わりありません中で、一番最適な方策を選択して臨んでいくと

いうことですので、ご理解いただきたいと思ひます。

したがひまして、平成24年度予算につきましては後期基本計画の初年度でござひまして、先ほど申し上げました継続事業や喫緊の課題の解消といった事業の計上により、積極的な予算編成となったということでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

継続事業に大きなお金がかかって、結果6.5%増になったというようなお話でありました。そうしますと、一番最初に積極的な施策展開をすると、いろいろプロジェクトに沿って言っていた事業に関しては、そんなに大きなお金が動くわけではないということなんだと理解をさせていただきました。

ただ、この中期財政見通しの中でも、平成28年度にはもう財調も底をつくということも示されておりますので、いろんな基金を使ってということも、やはりさまざまに考えていただいた中でやっていっていただかなあかんということと、それから今後、この地域主権一括法によって地方の果たす役割が、どんどん仕事のにも職員の仕事量もふえてくるかと思ひます。そして、人材が少ない中で仕事がふえていく、それからまた財源も大しておいてこないようなことも聞いておりますので、そういった中で本当に財政運営が非常に厳しいようなこともありましたので、少し危機感が感じられないかなあと私自身は思ひましたので、聞かせていただきました。

3点目に、昨年10月の全員協議会で示された予算編成の基本的な考え方の中に、税外収入の確保を積極的に努めるとありました。これは具体的にどんなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

おはようございます。

税外収入の確保といったことでご質疑をいただひてござひます。ご答弁を申し上げます。

長引く不況などによる景気の低迷によりまして、税収入の増加が期待できない中、税外収入の確保につきましては、歳入改革推進の上で重要であると認識をいたしてござひます。

平成24年度の予算編成に当たっては、国・県支出金につきましては、常に情報の収集に努めるとともに、財源の確保に努めたところでござひます。また、普通財産、国有財産の譲与によります赤道などの行政財産として利活用が見込めない財産につきましても、引き続き売却処分を進めるとともに、行政財産の貸し付けにつきましても、自動販売機の設置については一般競争入札により貸し付けを行うことといたしてござひます。また、使用料など税外収入以外の債権、いわゆる私債権でござひますが、私債権の適正管理のために本議会に提出させていただひております亀山市の私債権の管理に関する条例、これに沿って適正な債権の管理に努めまして、徴収の向上に努めるところでもござひます。ほかにも広告導入事業につきましても、平成24年度において、ホームページでのバナー広告について試行的な導入に向け準備を進めているところでもあり、新たな広告媒体につ

きましても、順次検討を進めるなど、積極的な財源確保に努めるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

るる言っていただきまして、歳入改革に努めていくというふうにおっしゃっていましたが、部長が今ずうっとおっしゃっていたので、新たな展開というのは広告事業の導入ぐらいで、今までも本当に国・県のほうからのいろんな補助金とかというのは考えられてきた、今までであったことで、私権のやつは今回条例で上がっておりますが、余り期待ができないのかなあと、大きなお金ということにはならないのかなあというような印象を受けましたが、積極的にやっっていかなければ、何とか自治体としてもそういった意識で取り組んでいくということは理解をさせていただきました。

次に移らせていただきます。

農業者育成支援事業についてお伺いをしたいと思います。

耕作放棄地の増加や就農者の高齢化など農業を取り巻く環境が厳しい中で、昨年1年間かけて産業建設委員会で農業について私自身も学ばせていただきました。亀山市では、平成22年から就農支援モデル事業を行って事業展開をされておりますが、その中の3つの事業、就農支援モデル事業の中では新規就農者育成対策事業、耕作放棄地再生利用緊急対策事業、特産品発掘研究及び推進事業として3つの事業を行ってきたわけですが、この事業の検証はどのようにされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

おはようございます。

就農支援モデル事業は、3つの事業から構成されておまして、まず1つ目といたしまして新規就農者育成対策事業でございますが、この事業は三重県の農業大学校におけます研修などを修了した方に補助する制度であります。事業開始より3年間で修了した方が存在しなかったというような状況でございます。今後における事業効果は期待できないと判断をいたしまして、この事業は廃止とさせていただいたところでございます。

次に、耕作放棄地再生事業でございますが、耕作放棄地となった農地を作物が作付できる状態まで再生することに対しまして補助する制度でございますが、3年間で約1.6ヘクタールの耕作放棄地が農地として再生をされ、ニンニク、麦、水稻などが作付をされたところでございます。この実績を踏まえまして、耕作放棄地の解消に有効であると判断をさせていただきまして、耕作放棄地解消事業として独立をさせ、継続をしていくというところでございます。

3つ目の地域特産品発掘研究事業でございますが、亀山市の地域特産品の発掘・研究・栽培及び普及に対し補助する制度でございます。3年間で11件の取り組み実績がございました。中でも、イチジク、大麦若葉、ジネンジョは、小規模ながらも販売を行うというところまでなっております。今後も、新たな特産品となる農作物の発掘・育成を目指す農業者の挑戦、また6次産業化への取り組みなどの支援策として有効であるというふうに判断をいたしまして、地域特

産品発掘育成支援事業として独立させて継続をさせていくというところでございます。

また、このほかに農業経営の安定化などを目的としまして、新規就農者、認定農業者などが行う農業機械や施設の導入費用に対して支援する農業者育成支援事業を新たに新設したというところがございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

検証していただきましたが、一番大事な新規就農者、高齢化で農業についていただく人がどんどん減っている中で、この新規就農者対策事業というのは非常に大事な事業じゃないかなと思いますが、農業大学での研修がいなかったというような形で、それで大きく事業を変えて今回の事業として新たに出されたんだと思いますが、今回、予算措置をされているこの事業は、具体的にもう一回、どんな事業なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

新たに設けました農業者育成支援事業でございますが、この事業の目的としましては、地域の農業を支える新規就農者、認定農業者、また集落営農組織が農業用の機械や施設を新たに導入する際におきまして経費を支援することで、担い手などの育成農業経営の安定化、規模拡大を図るものがございます。内容でございますが、新規就農者、認定農業者などが導入する機械などの経費が50万円以上のものを対象にいたしまして、その経費の2分の1の額を100万円を限度として補助するものがございます。交付の対象となるものは、圃場を耕す機械、肥料などを散布する機械、生産加工施設などが対象となるものがございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

新たに農業をしていこうという方にとっては、本当にいろんな経費がかかってきますのでご期待するところではありますが、私1年間本当に農業を学ばせていただく中で、若者が農業についていくという仕掛けがすごく大事じゃないかなと思ったんです。でも議論をさせていただいている中で、どうもそのターゲットが退職者とか、そういった方に偏った印象をずうっと受けてきたんです。私、若者の農業に対する、農業に結びつけていくようなということをずうっと言ってきたんですけど、どうも受けとめる感覚は、退職者とかというちょっと高齢の方に対してターゲットを定めているような形が受けとめられてきました。

本当に今、若者だけでなく、女性で農業をやられている方もたくさんいらっしゃいますけど、新たに農業をしていこうという方ももしかしたらいらっしゃるかもしれない。そのPRとか広報の仕方に問題があるんじゃないかなあと、すごくずっと思ってまいりました。

今、農業は第6次産業とかという形で、新たにいろんな展開をしようということも、国のほうでもしっかりと取り組みをしているみたいで、女性に対する就農支援を、24年度予算は国のほうでまだ今議論されていますけど、いろいろと案ですが出されているんですよ。女性の能力の積極的

な活用として、企画・立案段階からの女性の参画を促進するとか、これは農業に関してなんですけど、そういった形で若者や女性とかというそういった人たちへのPRの仕方というか、それに少し問題があるんじゃないかと思うんですけど、そこら辺のご見解があればお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

24年度から動き出します農業者育成支援事業の対象者には、当然若者や女性も対象となるところでございます。また、国におきましても、先ほど議員が言われました女性を対象とした新しい制度というのが動き出したというところでございます。

PRでございますが、広報、ホームページはもとより、さまざまな農業者の方々がお集まりになれる会もでございます。その辺も含めまして、いろいろ新しい制度のPRも図っていきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ぜひ積極的にお願いをしたいと思います。

1つは、第6次産業化になってくるということは、地域の活性化にもつながってまいりますので、亀山市は本当に女性が積極的にそういうところに参加するような土壌もできているように思いますので、そのPRの仕方で大きく変わってこようかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど3つの就農支援モデル事業の中での耕作放棄地と特産品発掘というのは、事業としては残すというふうにおっしゃいましたが、予算書の中で少し見つけられなかったもので、この農業者育成支援事業については新規事業として予算措置をされておりますが、この2つの事業がどうなっていくのか、予算措置はされているのかどうかということだけ、最後にお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

農業者育成支援事業は、主要事業というような形でとらえておりまして、あと耕作放棄地、それから地域特産品につきましては、農業者育成事業に対しまして少し額が下回るということから主要事業ではとらまえてございませんが、予算化はしてございます。その中で、耕作放棄地解消事業につきましては90万3,000円、それから地域特産品発掘育成支援事業につきましては300万円の予算計上をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

最後に移らせていただきます。

学校図書館支援事業と図書館情報システム導入事業についてお伺いしたいと思います。

それぞれどんな事業なのか、まずお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、来年度の学校図書館支援事業とはどういうものかということをご説明させていただきたいと思います。

来年度の学校図書館支援事業は、平成21年度から各小学校へ配置しております学校図書館協力員の継続配置と、学校図書館のシステム導入が主なものでございます。来年度の学校図書館システムの導入は、市立図書館のシステム更新にあわせて市立図書館のサーバーを中心に、各小・中学校の図書館と市立図書館とのネットワーク化を行うものでございます。また、学校図書館と職員室とのネット回線の整備や、庁内LANのルーターの設定等なども行う事業でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

亀山市は、IT戦略計画というのを、地域力エンパワーメントプランというのを策定されていますが、この事業がどこに位置づけられているのか、この事業が入っているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

おはようございます。

亀山地域力エンパワーメントプランにつきましては、具体的な事業名までを掲載したものではありませんが、ビジョン1の顧客及び経営パートナーとしての市民との参画・協働関係の進展の中の、システム化構想「児童・生徒の教育を地域全体で支える情報基盤を整備する」を具現化する事業であると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

わかりました。

平成15年からモデル的に東小学校に図書館管理システムが導入をされてまいりました。私も何回か議会か委員会等で質問をさせていただきましたが、すごくふぐあいが多くて使い勝手が悪いということを知ってまいりました。それがもう終わっておりますが、これは東小学校1校にモデル的に入れられたということ。これが今後、小・中学校14校にデータベース化とネットワーク化がされていくということで、このモデル事業がどのように検証をされて、今の提案をされているこの事業に結びついたのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

亀山東小学校に導入いたしました図書館システムの検証についてでございますが、平成15年度に導入しました亀山東小学校の図書館システムは、導入してから8年間システムを十分活用することにより、図書委員会を中心に、本の貸し出しや返却がより早く正確にできるようになりました。その結果、学校図書館の貸出冊数がふえ、読書週間の定着につながったことを成果ととらえているところでございます。

一方で、コスト面では、機器リース料や保守料などの年間維持費がかかり過ぎることから、このシステムを他校へ広げることには至りませんでした。また、システム導入の前に、まずは図書館に人がおり、温かみのある場を確保する必要があったことから、まずシステムではなく学校図書館協力員を平成21年度から配置し、学校図書館の充実を進めてきたところであります。このことから、亀山東小学校の図書館システムの導入は一定の成果があったものの、課題を抱えたままの状態です。今に至っていると認識をいたしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

昨年の9月議会に、竹井議員がこのことについて質問をされております。本当に竹井議員は優しいなと思って、すごく優しい口調で質問をされておりますが、本当に900万ぐらいこのシステムにかかっている、余り大きな成果がなかったんだらうなという、何か最終的には貸し出しもままならなかったというようなことを聞いていたので、これだけIT化が進んでいく中で、今後、こうやってネットワーク化が進んでいくということは、私としては本当にすごいことだと思いますし、やっていていただきたいと思いますが、きちりと本当に検証していかないと、大きなお金が動いているということだけは本当にわかった中で今後の事業展開をお願いしたいと思います。

それから最後に、データベース化をしていくとなると、この図書の入力にはかなり労力がかかると思うんですが、これをどういうふうにしていくのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、図書の入力は大変なことですが、各学校の蔵書のデータ化につきましては、作業方法として市立図書館と同様に日販のバーコードを活用し、データベース化の予定をしております。担当教員の計画のもと、小学校配置の学校図書館協力員、中学校に派遣しております市立図書館の司書や、地域ボランティアなどの活用なども工夫して行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございます。

本当に大変な作業になると思いますが、これが結局データベース化をすることによって先生たち

の負担にならないように、今協力員さんとか図書館司書の方、それからボランティアとかというふうにおっしゃいました。本当に子供たちでも私はできるんじゃないかなと、高学年ぐらいになるとこの図書の入力もできていくんじゃないかなと思いますので、さまざまな形で教員の方の負担にならないような形でお願いをして、私の質疑は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

おはようございます。

緑風会の宮崎でございます。

今回、議案の質疑の機会を得ましたので、お願いしたいと思います。先ほど、森議員も竹井議員は優しいなということでしたが、私もそのような一人でございます。よろしくお願ひします。

まず、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算についてでございますが、その中で、まず平成24年度予算の特徴は何かということでお尋ねしたいと思います。

我が国も、世界経済の先行き不透明の中、さらには昨年東北の大震災により経済の低迷があります。そんな中で、新年度予算の一般会計については211億7,880万円、昨年比では12億9,380万円、6.5%の増としておりますが、この予算の特徴は何かお聞かせ願ひたいと思ひます。森議員との部分も先ほど聞かせていただきましたが、私はああいう羅列を並べていくような言葉じゃなくして、何か目玉になる特徴をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成24年度予算の特徴はということでご質問をいただいております。平成24年度に取り組みます特徴的な施策につきまして、先ほど市長のほうからご答弁を申し上げたところでございます。特に大きな特徴といたしましては、やはり継続的に実施をする事業、和賀白川線、野村布気線といったことで、合併特例債事業が上げられるのではないかなあというふうに思っておりますし、喫緊の課題に対応するといったことで、民間保育所の整備に対する支援といったことで、民間保育所の整備事業と、そのほかどうしてもやらざるを得ない事業といったことで、ごみ溶融処理施設の長寿命化事業といったものにも新たに着手をするといったことで、継続事業を初めまして、どうしてもやらなくてはならないような事業に新規事業を充てていくといったことで、今回ご質疑にもございましたように対前年度比6.5%増といったことで、211億7,880万円といたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。やはり継続事業、これについてはことし始まった問題ではな

いです。もう何年かも前、それから事業計画も立てられ、合併特例債を使ってやっていくということでございます。そういう中で、それから民間保育所の援助、補助だということでございますが、私がここでお尋ねしたのは、一言で言えばということもお聞きしたと思います。それはそれでことはそんな特徴がないのかなというふうにとめます。

それで、この度この予算は税収が6.5%減になっておると思います。そこで、予算は先ほども申しましたように6.5%の増と、これは数字が全く一致しておる数字でございますが、これはどういうことなのか、いわゆる税収が減っておるのに予算はふえておる。歳出はふえておると、6.5%もふえておると。これは私は非常に理解がしかねるんですが、やはり見ておりますと財調の取り崩しで何とかいけますね。だけど、私は財調の取り崩しなんか、先ほども森議員からも言われましたように、28年度にはもうマイナスの予測が立てられております。貯金をここで果たしてしまふのかというような感覚でおりますが、やはり市長にちょっとお尋ねするんですが、あなたの任期のときにこんなきつい言葉かもわかりませんが、みんな使っていくのかという私を感じたわけでございます。というのは、市長もまだ任期はもう1年残っております。さらには次の市政も担当されるだろうという私も予想はしておりますが、そういう中から見て、先ほど申しましたように財調皆使っていくのかどうかという感覚で私は受けとめたわけでございますが、その点、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、亀山市としましては、行財政改革の基本方針は一貫して堅持をしていきたい、いかなくってはならん、さらに強化をしていかなくってはならんというふうを考えております。お尋ねの部分でございますけれども、ちょうど平成22年に財政見通しを公表させていただきました。あの時点で、実はこの平成24年度予算を最後に財調が底をつく、こういう見通しをお示しさせていただきました。そして、当時26年度までの見通しがございましたが、24年、25年、26年で54億の財源不足が生じるという見通しの中で事業仕分けをさせていただいたり、事業のより効果的な取り組み、あるいは公債費の起債の抑制を進めてまいりました。

本来ですと、25年度で借金の償還のピークは25年度、約30億を当時見込んでおったわけでございますが、今日に至るまでのさまざまな取り組みの中で、起債抑制ということの中で、それはかなり約3億弱抑えられる今流れの中にございます。同時に、ここ2年、大変議会の皆様にもご理解をいただいて償還額は上がってまいりますので、減債基金への積み立てをさせていただいてまいりました。約17億ぐらい積みさせていただきました。今回の新年度予算につきましては、財調から13億、それから減債基金から5億を繰り入れさせていただいて、先ほど申し上げました後期の初年度でございますし、喫緊のさまざまな課題もございますので継続事業もございます。そういう中で一番最適な方策として新年度予算を編成させていただいたものでございました。したがって、財政の状況の見通しというのは、本当に依然厳しい状況の中で、あらゆる基金を、あるいは活用をさせていただいて、これは議会からのご指摘もちょうだいをしております中で、一番最適な判断として、今回こういう形の予算編成をさせていただいたという経過でございますので、この点につき

ましてはご理解いただけるものというふうに思っておりますが、改めてご理解をちょうだいしたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろと答弁の中で聞かせていただきましたが、やはり私はこの6.5%増というのを、財調を取り崩してということでございますが、しかし私も市長とよく似た性格かなというふうに思います。私もあるものは使うたほうがええというふうな感覚でおりますが、やはり私は私の生活の中でそれでいいだろうと自分で思えばいいんですが、やはり市の予算はそうはいきません。やはり中期財政見通しの中で、もう見通しが28年でマイナスになるんですという見通しが立てられておるのに、これだけの増加の予算が今の時期にいいのかどうかというのは、私はちょっと判断に苦しむところでございます。議員各位の皆さん方が、さらにこの後の議案質疑の中、さらには予算委員会等においても、積極的なご議論もされると思いますが、私は市長さんの申し上げられるとおり、行財政改革に取り組んだというふうな、余りにも成果が出てきていないのかなというふうにも感覚的に受けとめております。

そういう中で、やはりこの6.5%が今の時期に、国においても財源がないで、確かに消費税の値上げは今議論をされております。いろいろな部分で国債等の発行等も、これはやはり大きな災害があったでそういう部分もあろうかと思えます。しかし、亀山市においてはここで使い切ってしまうと、私は今後何かあったときにこの財調というのは取り崩すべきではないのかというのがお聞きしたいと思えますが、もう一度、感覚的に市長、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

財調は、将来の変事のためにしっかりと積み上げていくと、こういう基本スタンスでございます。これは従来からもそうですし、今後もその方針は変わりません。使い切るべきではないというふうに思っておりますし、亀山市の場合、就任以来、実は財調を年度予算に約10億、その十数億入れて、新年度の予算をつくってきておるわけでございます。これは、少し身の丈にということを申し上げてまいりましたが、事業全体のボリュームが大き過ぎるのではないかと、このように考えておりますので、おっしゃるように行財政改革をさまざま進めながら、その適正な運用をさせていただいてまいりました。本当ですと、24年度の予算を組んだこの時点で財調はゼロになる、そういう状況でございましたので、それはいろいろ努力をして今日に至ってまいったものでございます。税収がふえたという要素もございますけれども、一方で起債を抑制させたり、そういうことをやりながら、市民ニーズとのバランスを考えて今日に至ったものでございます。

したがいまして、財調、あるいは減債基金もそうですが、将来の変事のために積めるときは積むということと、今の行財政構造を、やっぱり少し構造刷新をしていく努力は、同時並行で展開をしていくというのが今の亀山市基本的な考え方でございまして、使い切るという考え方ではございませんので、その点の中・長期の中で財政運営をしていくということ、そのスタンスは今後も堅持をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ財政、これからの見通しも聞かせていただきました。

私は、この中期財政見通しを見せていただいても、ちょっと不安に思っておったわけでございます。先ほど申しましたように、財調の問題等、非常に何か暗いなあという受けとめをしております。

それから、また先ほども市長の答弁の中で身の丈に合ったという予算だと言われました。そういうことを私はお尋ねする予定でございましたが、先に身の丈が出ましたので幸いかと思っております。

市長さん、身の丈と言われるのは、昨日、私は喫煙所で市長さんの身長を聞かせていただきました。179センチということでございましたね。私は、身の丈というと179億が身の丈かなあというふうに思うわけです。私、あえてきのう偶然に尋ねたわけでございますけれども、179億が身の丈かなあ。今回は211億という予算でございます。これ、30センチもいつの間に伸びたんかなあというふうに思うわけでございますが、このようなやはり身の丈に合った予算ということは、私から申し上げるつもりでおったんですけれども、市長のほうから先ほどの答弁の中に出ましたので再度確認したいと思っておりますが、少しオーバーではないかというふうに私は感じるわけでございます。再度お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

身の丈に合った財政運営ということで、歳入に見合った歳出といったことが非常に重要であるという認識をお示しさせていただいております。

平成22年度の財政見通しにおきましては、約170億が少し26年度ぐらいをめどにした身の丈に合った予算であると、こういうふうにお示しをさせていただいたものでございます。しかしながら、今回中期財政見通しの見直しを行う要因ともなりました社会経済情勢の変化、市税収入の増が見込まれることとなったことなどから、財政見通しにつきましても、若干でございますが少し上方修正、明るい方向に乖離が生じておりますので、見直しを行ったところでございます。このような歳入環境の中で、平成24年度につきましても、先ほど来申し上げておりますように、初年度となります後期基本計画の推進、それから継続事業や喫緊の課題の解消といった事業のほか、これまでの住民サービスを低下させることなく、継続的に提供をすることが不可欠であるという認識をいたしております。今回の予算編成に至ったものでございます。

しかしながらでございますが、今回お示しをいたしました中期財政見通しのとおり、将来の財政運営は極めて困難となることも見込まれますことから、当然のことでございますが危機感を持った中で行財政改革を一層強化しながら、歳入に見合った歳出として財政収支の均衡を図るべく、引き続き、これは歳入歳出両面での財源確保を展開していく必要があるというふうに考えておりますし、持続可能な健全財政に向けて一層の努力をしてまいらねばならないというふうに考えております。

ご理解、ご協力をよろしく願いたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

身の丈に合った予算で歳入に合った歳出ということでございます。当然、歳入に合った歳出でなければ予算は組めないと思っております。

そういう中で、やはりこれからの時代、非常にソフト事業にも力を入れていかならんと思えます。さらに道路なり庁舎の問題は今棚に上がっておりますが、リニアの問題、先般も服部議員がリニアについての議論をされておりましたが、そういう問題も、これから先に見通していく中では、やはり積めるものは積んで残していかなければならんと思っておりますけれども、これからこの亀山市の今後を、将来を見据えて、やはり財源を残せるものは残していかなければならんというふうに思っております。

歳入に合った歳出の予算は当然でございます。財調を取り崩ずせば、また財産を売れば、これは歳入に合った歳出という予算でございますので、よくそれはわかりますけれども、やはりその場あたりでは私はだめだなあという、今後将来に禍根を残さへんかということを思っております。その点を今後十分認識していただいて、今後の市の財政に取り組んでいただきたいなど、かように思っております。

この部分については、いろいろ後々議論もされると思っておりますので、私はここでこれはとめさせていただきます。

続いて、議案第1号亀山市の私債権の管理に関する条例の制定についてということでございます。

この新たに制定される条例の目的をお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市の私債権の管理に関する条例の制定についてということで、その目的はということでご答弁をさせていただきます。

市の財政状況を取り巻く環境が厳しさを増す中、未収債権に対する取り組みについて、より一層の強化が求められております。自力執行権のある税などの債権につきましては、地方税法等の規定に基づき滞納整理を進めておりますが、水道料金、市営住宅使用料など自力執行権のない、私法上、いわゆる私債権につきましては、全庁的に今統一、明確化した管理を規定するものはなく、徴収不能時での債権の取り扱いなどは、各担当室において個々に取り扱いを行っているのが現状でございます。さらに私債権につきましては、時効期間が満了しても、相手方からの時効の援用の申し出がない限り消滅しないといった債権の性質上の問題などから、最終的な整理が進まない状況でもございます。また、年々増加する未収債権については、支払い能力がありながら滞納となっている方がいる一方で、将来にわたって支払いが難しい方もおられまして、滞納者の状況はさまざまであり、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産をしている場合など、将来にわたって徴収できない債権については、この債権を放棄することも適切な債権管理として必要ではないかというふうに考えているところでございます。

このようなことから、職員の未収債権への取り組み方の意識高揚を図るといったことや、台帳整

備、督促など債権管理の手續について、事務処理の明確化、統一化を全庁的に行いまして、債権管理を適正に行うために本条例を制定するものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

この中、いろいろ目的について聞かせていただきましたが、税は当然税法によって取り立てしなければならんと、これは私法上の債権ということでございますが、例えばここにも上がっております水道料とか使用料の部分でございます。そのほかに、例えば保育料とか給食費とか、そういう部分についてはどのようにしておられるのか確認したいと思います。

それと、先ほど部長、職員の意識向上をこの条例の制定によって上げるんだということでございましたが、これについてはいかがかなと。やはり条例を制定しなくても、それは平素の会議の中で職員に伝達しておけば、意識の向上が図っていけるんじゃないかというふうにちょっと感じたわけでございます。再度お願いします。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず職員の意識改革でございますが、いろんな昨年9月の決算特別委員会でもご意見をいただいております。滞納につきましては、徴収に努力せよといったことでご意見もいただいております。今回、条例を上げさせていただきましたのは、職員のやはり未収債権に対する回収意識を変えると意識改革を図ることも条例制定の一つの大きな目的としております。前例踏襲型といったような徴収ではなく、払えるのに払わないといった債務者に対しては、やはり法令に基づく強制執行などにより回収を図ろうとするものでございます。一方で、払いたくても払えない債務者については、債権放棄をすることといたしまして、適正な債権管理に努めたいといったことでございます。

それともう1点、保育料、それと幼稚園の使用料でございますが、保育料につきましては、今回の私債権には当たらず、公債権といったことで、これまで同様の取り扱いとさせていただきたいというふうに存じております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私は、この条例制定についてのいろいろな説明の中で理解しておりますが、先ほど債権の取り立て等の実効性ということは当然理解できます。そのほかに先ほども部長から答弁があったように、この債権の放棄というのが第一の目的だろうかというふう感じたわけでございます。というのは、今まで取り立てとか徴収にお願いに行ってもなかなか乗っていただけないという部分があります。私債権、大体見通しも現在高が何千万になろうと私は思っておりますが、そこらを再度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

放棄を前提とした条例でないのかといったご質疑だと思いますけれども、著しい生活困窮状態にある場合や破産をしている場合など、将来にわたって回収できない私債権につきましては、不納欠損ができずに、今長期間保有せざるを得ない状況でございます。こうした場合、条例に基づき債権放棄を行うといったことによりまして、適切な債権管理を進めていきたいというふうに考えてございます。あくまでも放棄が前提ではなく、適正な債権管理を行う手段の一つとして、第8条でございますが、放棄の規定を設置いたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、この私債権の権利は今後どのように行使してくのか、再度お尋ねしたいと思います。これは別途の3番目の項になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

私の資料でいきますと、住宅使用料、水道料金、医療センターの使用料、関ロジの使用料等々がありますが、それについて再度確認をお願いします。

それから、先ほど質問いたしました、金額はどれほど累積に残っておるのか、お尋ねします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず、市の債権のうち、公債権につきましては地方自治法上に規定をされる債権でございますが、公法上の原因によるもので、市税だとか先ほどの保育料などが該当いたします。一方、私債権につきましては、契約等当事者間の合意に基づいて発生する、いわゆる私法上の原因によるもので、その主なものといたしましては、医療センター診療に係る使用料、水道料金や市営住宅使用料などが該当をいたしてまいります。

公債権と私債権の大きな違いにつきましては、税などの公債権につきましては、債務者に対し直接的に差し押さえなどのいわゆる滞納処分を行うことができる自力執行権があるのに対しまして、私債権につきましては自力執行権がないために滞納処分を行うことができませんので、市は滞納債権について、支払い督促や訴えの提起を通じて強制執行を行うといったことになってまいります。また、私債権は民法などの規定によりまして、時効の効果を生じさせるには、単に期間を満たすだけでなく、時効によって利益を受ける者がその時効の利益を受けると債権者に意思表示をする必要がございます。このように、税などの公債権と水道料金などの私債権にあっては、それぞれ権利が異なることをまずご理解をいただきたいというふうに存じます。

それから、現在の滞納の状況でございます。医療センターの使用料でございますが、今年の2月末日現在でございます。医療センターの使用料につきましては約1,500万円でございます。水道料金につきましては1,060万円でございます。市営住宅使用料につきましては約450万円といった滞納額となっております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

先ほどの数字を聞かせていただきました。それから、いろいろな部の債権の種類を聞かせていただきました。そういう中で、大体見ますと3,000万ぐらいになっておるといことでございます。これは、それぞれの部で努力はされておるとい思いますけれども、今回提案されておりますのは、全く平素取り組まなければならない部でない総務部から出されておるのは、非常に答弁の中でも苦しいだろうなというふうに理解しておりますが、今後、総務部の財政のほうで市をまとめていただいて、市民の皆さん方に理解をいただいて、一文でも徴収していただくというふうをお願いしたいなと思っております。

放棄については、亡くなった方、生活困窮者等々、十分そこらを見計らっていただいて、放棄するものは放棄していただくというふうにも思っておりますので、そこらの点、よろしくお願ひしたいなど、かように思います。

それじゃあ、次に移ります。

議案第5号亀山市職員定数条例の一部改正についてでございます。

これにつきましては、説明の中では消防職員の定数が今回10人増という提案でございます。それについて、これが10人増でいいのかどうか、確認したいと思っております。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

今回の職員定数10人増の内訳は、指揮支援隊、北東分署、退職者先行採用分としております。また、北東分署の配置人員につきましては、さきの消防力適正配置の調査において分析されているように、ポンプ車1台、救急車1台を配置する場合、これらの車両を運用するに当たり1当務4人が必要とされ、その当務人員を維持するためには、約12人の人員が必要と指標が示されていることから、この12人を一定の目安と考えております。したがって、北東分署新設のための配置人員の確保につきましては、現有署所も含めた総合的な消防力の充実・強化の観点に立った組織再編による配置人員の見直しなど、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、新たな定数とした場合の消防力の整備指針に基づく充足率は62%から74%に上昇する見込みであり、この数値は県下15消防本部でトップクラスの充足率となります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

先ほど次長のほうから答弁をいただきました。いろいろな総合的な面から見て、10人でいいということではございました。端的に私が考えますと、私ももともと消防署職員で担当しておりました。これを見ますと、指揮隊を新たに設置する、さらには北東分署の設置ということで、その職員配置を考えていくと、12人プラス私は分署長が要るだろうなというふうに思っておりますが、やはりそこで見ますと13人。指揮隊が3名なら16名がふえるんじゃないかというふうに思っておりますが、やはり総合的に見て、本部機能をちょっと低下させるのかなあというふうに考えざるを得ないわけではございます。そういう中でも、1番、2番の私のほうからの質問は、もう一緒に質問さ

させていただきますが、この分でいいのか、再度確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

まず結論でございますけれども、この定数、今回の改正案73プラス10の83が適正かどうかということではありますが、私は、今現在、亀山署が抱えておる諸課題、もちろん北東分署も含めてでありますけれども、そうしたものを、そして今の現有勢力、中身、そういったものをトータル的に総合的に私の立場で見せていただきました。そうしますと、このプラス10、これが極めて妥当である、このような結論で私は考えております。

そもそも消防力の充実強化につきましては、消防組織にとって明らかに生命線でありまして、そしてまた永遠の課題だと考えております。したがって、今回の上程されております後期基本計画の中にも、基本施策の目指す姿、そこに明確に消防のあるべき姿というのを表現させていただいておると。ですから、それをいかに実現するか、これが私たちに与えられておる使命だと、このように考えているところであります。

そこで、私、今後ともそうでありまして、消防の今の果たすべき役割、この組織そのものについてでありますけれども、旧態依然とした組織管理では時代の流れに取り残されてしまう、私はそのように考えております。もちろん、私たち幹部はもちろんでありますけれども、消防人そのもの全体が意識改革、そしてそれぞれに立っておる位置、そこでのスキルアップを図ることによって市民の皆さん方の期待と信頼にこたえるものと、このように確信をしておるところでございます。以上です。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

消防長の答弁をいただきましたが、これは妥当でということでございます。

しかし、私も今までの自分の職業を通じて感じておるわけでございます。例えば阪神大震災がございました。その後、東海地震がやかましく言われております。さらに昨年、東北の大震災がございました。その中で東南海・東海・南海地震のいろいろな予測をされております。さらには東京都心あたりも何どき起きるかわからないというような災害が発生するかわからないというようなことでございます。三重県におきましても、知事が防災にも力を入れていくという中で、私は市長もこれに英断を下していただいたなというふうに理解しております。

当初からも、これは市民の念願でもあったであろうというふうにも思っております中で、北東分署の設置については前向きな判断だったというふうに喜んでおります。

しかし、これを今後やっていく中では、私は10人増でいいのかどうかというふうに思っております。今、聞かせてもらっただけでも指揮隊3名、分署が12から13というふうでございますので、そこらの分を見っていきますと既に足りない計算になってきます。私が思いますのは、10人なら10人で結構でございます。しかし、運用上やっていく中で、例えば職員の休日の出勤、さら

には消防職員の再任用、いわゆる再雇用というんですか、再任用制を導入されてはいかがかというふうには私は思っておりますが、そういうように一遍提案をしておきたいと思っておりますが、それについて消防長、何かありましたらお願いしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

渥美消防長。

○消防長（渥美正行君登壇）

宮崎議員の先ほどのご提言をしっかりと受けとめさせていただきまして、知恵を絞って現行のいろんな制度のもとで効果的に運用していきたいと、このように考えております。以上です。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお尋ねしたいと思っております。

それでは次に、議案第15号亀山市営住宅条例の一部改正についてお尋ねしたいと思っております。

市営住宅につきましては、いろいろ民間の力をかりてということで、今までも民間アパート10施設の借り上げをして推進してきておりますが、今回の改正は、市営住宅の入居条件が変わるのかどうかということで、まずお尋ねしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市営住宅条例の一部改正内容についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の条例改正の背景でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を進めるための関係法律の整備に関する法律、これの施行に伴い、公営住宅法で定められておりました入居資格の多くの要件につきましては、地域の自主性により市の条例で定めることとなったものでございます。

具体的に申し上げますと、今回の法改正におきましては、同居の親族があることという入居の要件が削除され、また高齢者、障がい者などの単身入居ができる、特に居住の安定を図る必要のある方に関する規定も削除されるものでございます。亀山市営住宅条例では、入居資格要件につきましては、この法の規定を引用しておりましたので、法の規定が削除されますと市の条例で新たに定める必要が生じてまいります。当市における市営住宅への入居希望者の状況を見ますと、高齢者、障がい者などの単身入居の希望も依然多いため、これらの方々の入居機会について、これまでと同様に確保していく必要があるという判断から、本条例において従来と同様の入居資格の要件となるよう定めるものでございます。したがって、市営住宅の入居の条件につきましては変わるものではございません。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

入居条件については変わらないということで確認いたしました。

それでは、次に入居収入基準の、ここに読みかえ規定とあるんですが、どういうことなのか確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

入居収入基準につきましても、亀山市営住宅条例では公営住宅法の規定を引用しておりますが、法の改正に伴いまして、その規定が平成24年4月1日以降はなくなってしまいますので、条例において新たに定める必要が生じてまいりました。しかしながら、この規定に関しましては、経過措置が設けられておりますので、入居収入基準の額を条例で定めるまでの間、改正前の法令の規定を引用するよう読みかえ規定を設けるものでございます。

なお、今回の改正により、入居収入基準が変わるものではございません。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いわゆるここまでは法改正によって条例改正がされたということで、今までの入居の条件、収入による基準等は全く変わらないということで確認させていただきました。

それでは3番目でございます。

ここで条例の中で出ております老朽化した市営住宅の用途廃止は、若草と和田団地というふうに聞いておりますし、戸数は減りますが、今後これに対応する部分は、市民の住宅の確保の中でどう考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

今回、戸数は減るものでございますが、これらの住戸につきましては老朽化が激しく、新たな入居者の募集は行っていない住戸ということであるため、用途廃止するものでございます。また、条例改正内容にもありますように、新たな住戸の確保につきましては、民間活用市営住宅事業により対応してまいる予定でございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

戸数が減るのは、民間活用の住宅をお借りしてやっていくという答弁でございます。しかし、市民の要望は、アパート式じゃなくして個別の住宅にも入りたいという人もあろうかと思いますが、その点は、民間住宅というのはアパート式、もう1つ後に質問をするんですが、その線だけでいくのか。例えば市内にある空き家を登録していただいて、そこらを借り上げて提供するというのも一つの例かと思うんですが、そういう点もいかがかなというふうに思っておりますし、また和田住宅あたりは非常に広い場所でございます。やはりあそこらの方々の、今入居されておる住宅についても老朽化も激しいだろうなというふうに、今の部分から見ると推測されます。そういう部分をどのように今後やっていくのか。入っておる人に、今現在残っておる方にもきちっと手を入れてあげて

いただきたいなというふうにも思いますが、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

2点ご質問をいただきまして、まず1点目、空き家対策について個別でいくのか、集合住宅でいくのかということですが、現在、民間借り上げで選定していこうということで焦点を絞っておりますのは、基本的には集合住宅ということで考えさせていただいております。

もう1つ、現在の既存住宅への対応でございますけれども、耐震性を有しておいて、修繕で今後対応できていくところにつきましては修繕をさせていただいて、供給させていただこうというふうを考えておりますが、耐震性を有しておりますけれども、老朽化が著しくて、修繕が非常に高額になってくるような建物につきましては、今回の条例に上げさせていただいておりますように、用途廃止をして、民間活用の住宅で対応をしていくというような方針を進めてまいりたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

一部一般質問になったような感じがしますので、そこら訂正を申し上げたいと思います。

それから最後に、借り上げによる市営住宅としての住宅の設置を出されております。井田川駅前住宅、場所は井田川町の591番地、中層のアパート4階建てということでございます。こういう新たにまた10戸借り上げるわけでございます。それについては、必ずしも10戸必要なのかどうか、その用途廃止の数より多いと思います。これは10戸必ず必要なのか。さらには、足らなければもっと借りたらいかがですかというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

借り上げの住宅の必要性でございますが、亀山市住生活基本計画におきましては、平成27年度までの公営住宅などの住宅供給目標戸数を200戸と定めております。このうち130戸を既存の市営住宅の空き家募集による供給とし、残り70戸を民間賃貸住宅を活用して供給していくこととしております。今回の借り上げにつきましては、この目標に向けて借り上げ住宅の供給を行っていくものでございます。

また、昨年9月に設置をお認めいただきました井田川駅前住宅10戸につきましても、すべて入居いただいております。現在におきましても入居の問い合わせも多くございますので、借り上げる住宅は必要と考えております。また、今後もこの事業については推進してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。必要であれば、これから推進していただくものとさらに思

っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質疑を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。議員になって初めての議案質疑でございます。きょうは議案質疑のほう、ひとつよろしくお願ひをしたいというふうに思ひます。

まず最初に23年度予算のおさらいといひますか、市長が23年度の当初予算の編成のときの質疑の中で、亀山市行財政改革大綱に掲げる財政改革の最初の年である。その予算編成でもあるので、職員一人一人が財政状況に対する危機意識を十分に認識して、前例にとられない標準的な経費についてもそれぞれ目標額を設定して、すべての事業において1事業1工夫を加えて、最少経費で最大の効果を上げるべき事業内容の質的精査を行って予算編成をしたというふうな答弁をされております。そして、その中で平成22年度と比較しまして4.8%減の約198億円余りの一般会計予算になったというのが平成23年度でございました。

一方、ことしの平成24年度一般会計予算についてであります。液晶関連産業の不振などで税収が伸び悩む中、地方交付税の交付団体に転じまして、以降、櫻井市長が初めて編成する当初予算編成であるということでございます。

市長は、この編成に当たりまして新聞にも報道されておりましたが、選択と集中ということのポイントに掲げて、総額で前年比で6.5%増の211億7,880万円としたと、約12億円の増であります。その予算の中を見ても、市税収入額を6.5%減の104億750万円というふうに予測をされておまして、約7億1,970万円の減でございます。

私は、皆さんも認識は同じだと思うんですが、今後も市税や地方交付税なども含めた財源の減少傾向、これは今後もずっと続いていくというふうに思っておるわけでございます。これはだれでも思うことであるということをおもっております。

このような財政状況の中で財源不足を補うために、財政調整基金から13億2,600万円、減債基金から4億9,700万円をそれぞれ繰り入れてほかに、合併特例債なども活用していくと。特に市債発行に関していえば、平成23年度と比較しまして10億9,330万円増の28億7,370万円と、実に61.4%増となっているわけです。そして、かねてより市長が時々発言される中で、合併特例債を使ってもっと事業展開をしたらどうだというような同僚の議員からのいろんな意見もございました。そのときに市長の発言の中で、私も記憶しておるんですが、合併特例債は有利な特例債であるけれども、合併特例債といえども、これは借金なんだと。次の世代に借金をたくさん積み増して残していくことはいかん、そういう観点からも、この合併特例債の活用すら非常に慎重な姿勢であったというふうに私は認識をしているわけでございます。

新たに示された中期財政見通し、ちょっとここにあるんですけども、この財源不足が見込まれるという中で、財政調整基金、減債基金などの基金の有効活用により財源手当てを行うこととなるが、平成28年度には各基金が枯渇することになり、将来の財政運営というのは極めて困難なものになると、中期財政見通しにこのように書いてございます。そうしたら、この財政運営が極めて厳

しいものになる、困難なものになる中で、どういうふうには財源を生み出していくんだというところが次に書いてあるわけです。着実に行政改革を推進していくんだと。そして、現在の22年度は、行政改革大綱に基づいて23年度の予算を編成したんですが、ここに書いてあります。現在の行政改革大綱についても見直しを行っていく、財政運営の健全性を確保していく、そういう方策についても、もっともっと検討を加えていくんだと。そして、さらなる行政改革に取り組んで、持続可能な健全財政の確立を目指していくというふうに、中期財政見通しではこのように書かれている。こういう中で、将来にわたる財政の危機的状況、これはもう市民の皆さんも行政の皆さんもみんな認識しておるわけです。

十分認識している中で、この後期基本計画が始まるに当たって、積極予算を編成したのは一体なぜなのかと。午前中の質疑でございました。なぜ、今この積極予算を編成したのか、なぜなのかと。これは私も疑問がありますし、市民の皆様も何でだと。23年度は4.8%減額の予算だったじゃないかと。そうしたら、後期基本計画になったら6.5%増だと。税収も少なくなってきた。そんな中で、何で積極予算を編成したんだ、これは市民の皆さんも思うところあると思うんです。その辺について、どういうふうなお考えを持っているのか、同じことですがけれども、もう一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほども森議員、宮崎議員にもご答弁をさせていただきましたけれども、身の丈に合った財政運営には、歳入に見合った歳出といったことが大変重要であると認識をさせていただいております。しかし、この平成24年度の予算編成におきましては、継続事業でございます和賀白川線整備事業などの事業の推進、それから後期基本計画スタートの年でありますことから、喫緊の課題を解消するといった事業のほか、これまでの住民サービスを低下させることなく、継続的に提供することは不可欠であるということから、財政調整基金など、あらゆる財源を駆使いたしまして予算編成をいたしましたところでございます。基本的には方向転換をいたしておるものではございません。211億という、金額的には確かに昨年度、本年度と比べてふえておるわけでございます。一方で税収は104億を今見込んでおるところでございます。

きのうも前田議員でございましたが、税収についてははいよいよ右肩下がりになってくるというご発言がございましたけれども、実に平成20年度市税の収入としては146億という、これをピークに、21、22、23と段階的というか急激に下がってきて、本年度111億、それから新年度104億と今見込んでおるところでございますが、こういう流れの中にごございました。したがって、今日まで本当に議会からさまざまなご意見やご提言もございましたけれども、そういうことも踏まえて総合的に判断をさせていただく中で、特に新年度につきましては、継続事業分の、これは合併特例債を活用した和賀白川線事業、それから野村布気線整備事業、これの本格的な工事がかなり増額の要因となっておりますことと、それから環境センターの熔融炉の長寿命化事業、これも多額の投資をしていくという初年度でございますので、こういうものがやっぱり大きな要因となっ

ておるといふことで、総額として6.5%増という結果に至っておるといふことでございます。積極的にいふ趣旨は、後期基本計画の初年度といふことでございますので、そういうことを本当に力強く踏み出していくといふ中で、喫緊の課題もあわせて総合的に判断をし、予算編成をさせていただいたといふことでご理解をいただきたいといふふうに思います。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、積極予算の編成をしたのはなぜかというふうなお答え、午前中の同僚議員の質問に対する答弁とほとんど同じといふか、同じになるのは当たり前のことなんですけれども、それで私は思うんですけど、平成22年2月の中期財政見通しについて、この中期財政見通しを見させていただいたときに、もちろん今までも議論が出てきておるんですが、身の丈に合った予算規模というふうなことが書かれておまして、そういう目標があった。平成23年度から26年度までに、総額で20億円の削減目標を立てて、各年度5億円ずつ削減をして、身の丈に合った予算は約170億円が一つの目安かなあと、中期財政見通しでそういうのは書かれております。そのことから、23年度から身の丈に合った財政運営を行うためには、事業の整理を進めていかないかんといふことも書かれております。

そういう中で私が思うのは、今、後期基本計画でいろんな課題があつて、いろんな喫緊の課題もあると。それはよくわかります。北東部の消防の分署も必要でしょうし、いろんな今までの懸念材料、課題があつた事業に目出しをしておる。その目出しをした部分は、24年じゃなしに25、26と財政需要は要るわけですから、北東分署にすれば27年の4月に開署予定だといふことですから、これは大変な財政需要が出てくるわけでございます。

そうした中で、私は22年度の中期財政見通しを拝見したときに、もっともこのとおりだと。しかし、5億円ずつ23年度から26年度まで削減をしていく。これ予算全体から見れば、例えば200億の予算で5億円削減するということなら、それは可能だと、皆さんそう思うわけですね。そうだけど、実際に予算の中身ということを考えてみますと、本当に毎年毎年5億円ずつ削減できるのかというふうなことです。

というのは、次の質問に移るわけなんですけれども、この質問通告をさせていただいておるわけなんですけど、今市長からも2番目の最重要課題に位置づけたものは何かと、こういうことで積極予算といふか膨らみましたよといふのはよくわかりました。ごもっともでしょう。しかし、今から聞きたい。平成23年度の予算の中で、今もずうっと執行してもらっておるわけですが、この総事業数は一体幾つあつたんですか、ちょっと教えてください。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

失礼いたします。通告の中でお聞きになられた部分、24年度というふうに……。

（「いや、23年度」と4番議員の声あり）

○企画部長（古川鉄也君登壇）

というふうに確認していただきましたので、23年度についてはすぐに説明をさせていただきます。

24年度だけご答弁させていただきますと、平成24年度における事業数といたしましては、予算書に関する説明書の説明欄に記載する中事業、これは一般会計でございますが469事業となっております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

ちょっと今、企画部長と質問通告のときの聞き取りのところで手違いがあったというか、聞き間違いというか、私が言ったのが間違えておったのか、どうもその辺がわかりませんが、なぜそれを今聞いたか。それは、23年度の総事業数があると。幾つか知りませんが、また教えてもらえるとと思うんですけど、そういう事業の中で24年度予算を編成するに当たって、23年度も予算編成するときには、事業仕分けやいろんなことやっておる。そういう事業仕分けを含めて、前年度の事業を廃止したもの、休止したものはあるのかどうか。まず、その辺の事業の見直しであると思うんですが、そしてそれがあると。あったらそういう廃止、休止したもので、財源が一体幾ら捻出されておるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど言いました一般会計の中事業で469事業ございまして、77事業が主要事業となっておりますということでございます。また、平成24年度において廃止、あるいは休止とした事業につきましては、主要事業で2事業ありまして、児童手当給付事業のうち誕生日祝金と、それから事業仕分け事業がございます。このうち、誕生日祝金につきましては1,048万円の減額となったところでございます。それから、事業仕分け事業につきましては、平成22年度、23年度の取り組みの検証を行い、行財政改革に向けたより効果的な取り組みを検討するため一時休止したもので、105万2,000円となっているところでございます。このほか、深谷水路整備事業、深谷新道線整備事業につきましては、事業進捗を勘案し、実施計画の位置づけを見送っておるということでございます。

それから、標準予算につきましては、総務部長のほうから答弁させていただきます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

主要事業以外の標準予算で廃止、休止したのにつきましては、待機児童館が開設に伴いまして、介護予防支援センターを廃止いたしましたので、この管理費、少のうございますが76万7,000円の減額となっております。このほか、厳しい財政状況での予算編成となっておりますことから、各部署での削減目標を定め予算編成を行ってまいりました。その中で、いろんな内容精査だとか内容の見直し、決算における予算額といったことで見直しを行いまして、削減効果といたしましては、約1億3,000万円ほど減額をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほどは失礼いたしました。

平成23年度の一般会計の中の中事業でございますが、486事業となっておりますが、事業の組み替え等もしておりますので、この差が事業の減と直ちになるわけではございません。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

私が言いたいことは、平成24年度は6.5%増で予算が211億何がしとなったということで、今その事業仕分けとか、前年度の事業を廃止したもの、それから休止したもので幾らの財源が捻出されたのかということで、今総務部長が1億何千万だと、総額でそのぐらいの捻出がされておるといってございますけれども、本当に23年度に示された中期財政見通しで、行財政改革、さらなる行財政改革をしていくんだということでございますけれども、これ行財政改革、言葉がはらんしておりますけれども、大変な作業だと私は思うんです。今のような状況の中で、あらゆる事業があると思うんですけど、そこに市民の皆様にも痛みを分かち合ってもらわなければならない部分が出てくるかもしれん。しかし、この事業に切り込んでいかないと、これ予算はどンドン膨らんでいくと思うんですよ。中期財政見通しの中でも、24年度、25年度、26年度と200億を超えているわけですね。そうしたら22年度の中期財政見通しは身の丈に合った予算、この方針は変わりません、精神は変わっておりませんよと言われる中で、この身の丈に合った予算にするというのだったら、もう既にいろんな財政需要があるでしょう。しかし、24年度予算から既存といいますか、事業の切り込みを行っていかないと、いつまでたっても身の丈に合った予算にならないと私は思うんです。

そこで、今回そういうふうな事業の廃止や休止があったというところで、そこで今回の24年度予算で主な新規事業、これあると思うんですね。その新規事業の予算額、これは一体幾らぐらいになっておるんですか。これが幾らでというんじゃないしに、主要事業が幾つあって全体でこれだけですというふうなことでちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

平成24年度予算において実施いたします主な事業といたしましては、後期基本計画第1次実施計画に位置づけた事業となっております。このうち一般会計としましては65事業となり、うち20事業が新規事業でございますが、この中で18事業が実質的な新規事業でございます。その中で、全体といたしましては4億2,651万6,000円で、一般会計総額の約2%となっております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、主な新規事業とその予算額ということで、全体で2%ぐらいの金額になっておるといってございますけれども、これは新規事業2%ふやしていく。そうしたら、今も何遍でも同じこと言

うて申しわけないんですけど、今まで既存の事業もそれを切り込んでいかないことには財政を生み出せないわけですから、こんなことをしておいたらいつまでたっても予算は僕はどんどんふえていくばかりじゃないかというふうな懸念を持つわけですね。ですから、今までずっとしてきた四百何事業、事業があると思うんですけども、そこはこういう新規事業をやっていく必要が出てきましたと、どうしてもやっていかないかんですと。ですから、その財源を捻出するために、こういう事業を今展開しておるんですが、それはちょっと休止をさせていただきたい、廃止をしたいということを、市民の皆さんの理解を得てやって事業に切り込んでいかないかと思うんですよ、私。そうじゃないと、いつまでたっても身の丈に合った予算にならんし、これ非常に市民の皆さんも心配しておると思うんですよ。この予算は、もし成立したら広報に載ります。あれ、去年は4.8%減だったのに、6.5%もふえておるじゃないかと、この景気の悪いときに。そういうことになると思うんですよ、これ。

切り込むのでも、今言ったように200億のうちの5億じゃないんだと。義務的経費があるわけですから。この24年度の予算でも、45%は義務的経費ですよ。人件費、扶助費、公債費、これは義務的経費ですよ。義務的経費というのは、私思うんですけど、これだけじゃないと思うんですよ。パソコンのリース料とか施設の管理、いろんなもの、どうしても切り込めない予算があると思うんですよ。ただ、私が思うのに、この義務的経費の45%、扶助費、それから公債費、この辺は切り込めない。扶助費なんていうのは民生費、今度の24年度予算でも27%を占めておる。ほかのまちづくりとかいろんな予算があります。教育予算もいろんなものあります。これの倍ですよ、民生費は。その中で30億というものは扶助費なんです。この民生費には、今の時代の中で、この少子高齢化のときを迎えて切り込んでいくことはできないんです。人件費も職員の皆さんの生活給ですよ。こういうところに切り込んでいく自治体も聞いておりますけれども、これはもう最後の最後なんです。そこへ行かんためにも事業を切り込んでいかないかん。

そうしたら私、今聞きますよ。この義務的経費45%あります。90億何がしあります。それにプラスして、どうしても切り込んでいけない義務的経費ってあると思うんです、今言ったように。それを含めると、身の丈に合った予算で今から削減していく、予算を切り込んでいくという中の大枠ですね。これは私幾らになるかと。私もちょっと計算してみたんですけど、それが88億になるんですわ、私の計算が間違っていなければ。その辺はどうですか。本当に切り込める枠の予算というのは一体幾らあるんですか。今の義務的経費プラス管理費を含めて。教えていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

義務的経費でございますが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、議員ご指摘のように45%、96億という形でございます。ただ、何をもちいて行政上必要な義務的経費とするかというのは、非常に難しいところでございます。

議員ご質問の、大きな意味での行政運営上必要な経費を仮に標準的経費ということで、第1次実施計画に位置づけました主要事業以外の経費で、先ほどの人件費だとか借入金の返済費、標準的な行政サービス経費や事務経費を指すわけですけども、標準的経費と解釈をいたしますと、24年

度におきましては標準的経費が約170億ございます。一般会計予算の約80%を占めてございます。仮に170億の1%を削減したといたことになりますと1億7,000万、2%ですと3億4,000万といった形で削減が可能なのではないかなというふうに感じるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

それで、今24年度予算の編成を全体的に見させていただきますと、本当にふえておる。それは、前年度の事業とか、そういうことの廃止とか休止とかという全体の財源の捻出額というのは、非常に少ないわけです。

そうしたら、今ちょっと市長にお聞きしたいんですけども、選択と集中に、集中をポイントに置いて予算編成をしたと、選択と集中。そうしたら市長の言われる選択と集中というのは、その事業を見直したり、いろんなことをする中で、そういう選択と集中ということが本当に作用しておるのかどうか、本当に選択と集中をされておるのかということところが、ちょっと私も疑問に思うわけですけれども、そうしたらどういうところに市長は選択と集中ということを作用させたのか。こういうところにして、こういうことで、こういう事業を廃止して、こういうところに集中をしてやっていったんだというようなことがあれば、ちょっと教えていただきたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市役所の持つております経営資源を選択と集中をさせていくと。もちろん、財源というか、予算だけではございません。職員の体制、あるいはサービスのあり方、こういう人、物、金をどこへ集中をさせていくのかということにつきましては、今回後期基本計画の初年度でございますが4つの戦略プロジェクト、防災、まちの輝き、健康、それから子供と、この分野にやっぱりそれを重点的に集中させていこうと、こういう思いを持たせていただいております。

ただ、議員今お触れいただきました四百数十ある事業の中で、確かにこれをさらに切り込んでいけということがご指摘の趣旨であろうというふうに思っておりますが、今後、歳出構造の刷新をしていく。今までもいろんな取り組みをさせていただいてまいりましたが、なかなかそこには限界がございます。今後、歳出構造の刷新に向けて、10本の歳入歳出構造の取り組みについては具体策を行財政改革の基本方針でお示しをさせていただいておりますが、それを一層前へ進めていくということに尽きようかと思っておりますので、議会の皆様のご理解をちょうだいいたしたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

12時になってお昼になって本当に申しわけないんですけど、継続ということで、私の質問が、最初に積極予算を聞いて、ずうっとそれに流れに乗ってということで質問させていただきまますので、もう少し時間をいただきたいと、本当に申しわけないですが、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで、今、選択と集中ということで、今からもどんどん歳出構造の改善をしていただいで、事業の積極果敢に市民の理解と納得を得ながら切り込んでいっていただくということでご答弁をいただいたものですから、それはそれで今から順次進めていっていただきたいというふうに思っております。

そして、最後の質問になりますので、これで質問をさせていただきたいというふうに思います。

昨年、東日本大震災、それから紀伊半島の紀宝町なんかでも集中豪雨で大きな被害が出ておると。その教訓を踏まえて、後期基本計画の中にでも、ここにちょっと記載をされておるということで、後期基本計画の策定の背景の中で、安心・安全の意識の高まりがあるということで、この後期基本計画策定をする背景にはこういうことがあるんだということ書かれております。ここに読ませていただきますと、特に近い将来において発生が予測される東海・東南海・南海等の地震が連動する大規模地震や局地的豪雨などの風水害の減災を図るため、都市の防災力における強化と自主防災力の向上が急がれるんだというふうな記述がございます。そういう記述がある。防災力の強化、非常に大事なことで、喫緊の課題だと私は思っておるんですけども、この予算の中で、防災対策、地震対策、これにこの質問には集中投資と大げさなことが書いてありますけれども、集中投資する、そういう考えはなかったのか。

なぜそういうことを私が質問するかといいますと、例えば木造住宅の耐震補強事業、橋梁の耐震補強、いろんな施策を展開して継続していくことはわかっておるんですけど、この喫緊の課題に対してこういうものの予算が、例えば住宅耐震補強なんかでは3年の24、25、26で1億8,000万。こういう地震対策というものを、この24年度予算で前倒しはできなかったのか、そういう考えはなかったのか。もっと早く市民の皆さんに、この24年度予算からは防災対策、地震対策に積極果敢に取り組んでおりますという意味も込めて、こういうことができなかったのか。

それから、今までも、私あすの一般質問でも質問させていただきましても、以前質問させていただきましたアスベスト対策とか、いろんな問題があります。準公共建築物と私はとらえておりますが、自治会が持っている公民館とか集会所の耐震、これどうなるんだというようなことも以前に質問させていただいておる。そういうことも含めて、この防災対策というものをもうちょっと前倒しをして集中的に予算化できなかったのか、なぜしなかったのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず予算の中で防災対策、災害対策予算が平年並みではないかというようなご趣旨でございますが、平成24年度の災害対策に係る予算といたしましては、自主防災組織育成事業や木造住宅補強事業などの災害対策費は、ほぼ前年度並みとなっておりますものの、消防北東分署の建設、あるいは少年消防クラブの育成や教育の面で、1校残っておりました白川小学校の耐震化など、各分野において防災の視点を持った事業を盛り込んでおるところでございます。

また、現在、ご案内のように、国・県において東日本大震災等の教訓から被害想定等の見直し作業が進められておまして、その結果を踏まえた災害対策事業を、今後積極的に展開をいたしてまいりたいと考えているところでございます。

平成24年度の施政及び予算編成方針においてお示しをさせていただきましたように、後期基本計画の策定に伴いまして、重点的に取り組む4つの戦略プロジェクトの一つとして、まち守りプロジェクトをスタートさせていく、これらの施策を関連させて推進をしていくことといたしております。3カ年で約10億9,000万を見込んでおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

防災対策、地震対策、これからの本当にきめ細かな市民の安全・安心を確保するためにも、積極的に予算化して対策を講じていただきたいというふうに思います。

最後になりましたけれども、行財政改革をして事業に切り込んでいくんだということをいろいろ今議論をさせていただきましたが、最後に、昨年議会におきましても議会改革推進会議というものが立ち上がって、行財政改革を求めるだけでなく、議会もさらなる改革に向けて、いろんな議論を重ねて精進をしていきたいということを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。昼を過ぎて、どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

中崎孝彦議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、20番 竹井道男議員。

○20番（竹井道男君登壇）

それでは通告に従いまして、市民クラブを代表して議案質疑をさせていただきます。答弁につきましても、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

午前中も、3名の議員の方が、平成24年度の一般会計、熱心なご議論を聞かせていただきました。私も、少し同様の視点が入るかもしれませんが、まず最初に、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算について、大きく3点質疑をさせていただきます。

最初に、予算編成の基本的な考え方についてお尋ねをいたします。

1点目に、後期基本計画初年度であります平成24年度の予算編成の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

24年度予算は、23年度当初比約13億、6.5%増の予算が編成をされました。施政及び予算編成方針でも、低迷する経済情勢や税収動向を踏まえながらも、後期基本計画の初年度に当たるということで、さまざまなハード・ソフト事業を展開していくための積極的な予算編成をしたというふうに報告がされております。まず、この後期基本計画初年度の予算編成の考え方について確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成24年度の予算編成に当たりましては、低迷する経済情勢や税収動向を踏まえながらも、第1次総合計画・基本構想に掲げます将来都市像の実現に向け、平成24年度を初年度とする後期基本計画における取り組みを着実に推進するとともに、徹底した行財政改革による選択と集中を基本姿勢に、暮らしの質を高める施策、事業を優先いたしまして、限られた財源を有効かつ適切に活用することといたしました。これらを踏まえ、後期基本計画の初年度として第1次実施計画に掲げるさまざまな事業を展開することとし、新生亀山・離陸の年といったことで、力強く踏み切るべく、積極的な予算編成を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

今、答弁された頭のほうは、毎年言われているような行財政改革、選択と集中、暮らしの質を高める、これはずうっとここを通した考え方だろうと思いますが、1次計画を力強く実施していく上での積極的な予算というこの評価が、多分午前中もいろいろ議員の方にも分かれて、私も同様の視点で、改めて2点目に次の質問として、今の予算編成の考え方はわかりましたので、その中身について少し、積極的な予算なのかどうかについて確認をしたいと思います。

24年度の予算で特に特徴的なのは、ハード事業が随分ふえているということだと思うんですね。ただ、これは午前中の市長の答弁にもありましたが、合併特例債事業が大きくウエートを占めておりまして、和賀白川線、野村布気線整備事業で約15億円。ただ、野村布気線整備事業も一部おくれが出ておりますので、23年度中に執行できなかった3億円も24年度に繰り越しをされているということも間違いのないことだと思います。そうしますと、24年度予算から合併特例債事業分を除いた総額が約196億円、23年度同じように合併特例事業約9億ちょっとありますが、除くと約190億円規模と約7億、それでも多いんですが、これも答弁がございましたが、溶融炉の長寿命化約4億、井田川小の教室増加も2億、それから民間保育の整備事業も約1億ということ、これを全部足すと約7億ということですので、これの全部を除くと、ほぼ投資事業以外のものは23年度と同じ規模になってしまうと。そうしますと、合併特例事業はもう既定の予算ですよ。もう結が決まっているわけですので、それから溶融炉長寿命化は約15年近くたって、要は新規をつくるより安いんだということで改修が始まってくると。それから、井田川の教室増も、みずきが丘への入居もどんどんふえているということで、あそこのお子様たちがどんどん今井田川小へ入学をされていることで不足を生じてきたと。ある意味、第3の大型団地の入居増による影響と。これもある意味入居の状況を見れば、これも必然的なものかなと。

そうやって考えますと、今言ったような事業をもって積極予算と評価とされておるのかどうか、改めて積極予算という意味を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成24年度予算の主な事業として取り組みます和賀白川線や野村布気線整備事業などの合併特例債事業、また24年度より着手をいたします溶融処理施設の長寿命化事業などによりまして予算総額が増額となったことも積極的な予算編成の一つでもございますが、一方で民間保育所の新設に対し助成を行います民間保育所整備事業や、井田川小学校教室増設事業など喫緊の課題を解消するためにスピード感を持って取り組むことや、かめやま文化年事業や屋根のない博物館事業などの新たな文化事業にも取り組むといったことで、総じて積極的な予算編成といたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

新聞の記事だけをぱっと見ると、23年度比、例えば6.5%増、積極的予算を引いたと、こうなるわけですね。今、部長が答弁されたように、ハード事業だけが積極予算なのかなと。予算ですのでお金がつかなければ確かに予算と言いませんけれども、事業で見れば積極型の事業を打ったんだということになるかもしれません。

ただ、私がちょっと確認したいというか、少し考え方が変わってきたのではないかなというのは、従来予算はふえれば積極的、減ればある意味消極的と、どうもそういうその基点というんですか、去年と比較しながらずっと見てきていると。そうすると、極端に言えば、去年の230億近く大きな予算を組んで特記的な事業をやって、例えばそれが190億になったら、じゃあ消極的と言うのかどうかというと、私はちょっと違うんじゃないか。政策を打ちながら予算はつくるので、決算と予算で前も言いましたが、でこぼこがあってもいいんじゃないかと、予算はね。当然でこぼこがあって、それに歳入をくっつけて財源をくっつけるわけです。だから、単純比較のもとに、去年とことしだけをずっと比較したら、これいつでも消極、積極なんていうのは繰り返してだけで、私は何をもって積極的と今回言ったのだろうか。

単純に、午前中の答弁と質問、各議員の方の答弁を聞いていても、合併、それから喫緊の課題、それからどうしても必要性なんですよね。ということは、これはもうお金があろうがなかろうがやらざるを得ないというものもあったと。そのための財源措置は、ある意味財政調整基金を使うなり、どうしてもお金がなければ起債をするなり、でも市民生活に支障があれば、それをやらざるを得ないと。ないものは余り慌ててやる必要はなくて、それは計画を組んでやる。そういう意味からいくと、私は本当に、今回の予算は積極的と新聞で評され、市長自身も積極的と書かれた。何を思ったか、今の話を聞いてもよくわからないんですよね。額で積極的と評価をされていないということであれば、今のこの3つの事業は、本当の積極的なのかというと、既定路線の上での予算ではなかったのかというふうに考えるんですが、もう一度積極的という定義を少し整理しておかないと、各議員の方のご懸念というのもそれだろうと思うんですけど、改めてもう一度、これまで市長のずうっと答弁にもありましたように、歳入に見合った歳出の一つを見るんだということ。それか、ある意味身の丈に合った持続可能な財政運営を求めていくんだということと、今回24年度は積極的な予算編成だと評価したこと、これに整合性がちゃんとあるのかどうか。私はちょっとずれがあるんじゃないかと思いますが、見解を確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

積極的という意味合いでございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきましたように、継続のさまざまなハード事業、またスピードを持って対応しなければならないような事業、また新たにソフト事業といったことも一つの要因ではないかなというふうに考えてございます。

身の丈に合った財政運営には、歳入に見合った歳出といったことが非常に重要であると認識をいたしておりますが、平成24年度の予算編成においては、先ほどの和賀白川線などの継続事業の推進はもとより、後期基本計画のスタートの年といったこともございまして、それぞれの年次目標がございまして、その必達を図るといったことも考えたところでもございます。また、喫緊の課題にも対応するといったことで、総じて積極的な予算といったことにさせていただいたところでもございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

これは見解の相違ですので、議案質疑ですので、私の意見をここで申し述べることはまずいのでやめますが、私はさっき言いましたように、ふえれば積極、減れば消極というのではなくて、やはりその年々に合った歳入とテーマ、足りないところはどう入れるかというその議論が、やっぱり予算の議論じゃないかなと思うんですよね。そういう意味からいくと、私は積極的と評されたことが本当に適切だったかどうか、疑問を呈しながら次の質問に入らせていただきます。

次に2点目に、市税の減収をどう分析しているのかについてお尋ねをしたいと思います。

市税全体を見ますと、これは決算カードの資料ですが、平成17年度101億円、ここから液晶産業誘致効果ということで旺盛な市税収入となりまして、ピークは平成20年度の146億円まで伸びてまいりました。その後、減収に転じて、23年度114億円、24年度の予算編成では104億円と、ピーク時の20年度からは42億円、28%近く大幅なダウン。それから23年度に比べましても10億円近い減収となって、ほぼ液晶産業誘致前の17年度のベースにまで戻ってしまっただと。ピーク時からというよりも、23年度に比べても10億円近い減収となったわけですが、この大幅な市税の減収については、どのように分析をされているのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成24年度の市税収入全体の当初予算につきましては、対前年度当初予算比約6.5%、7億1,970万円減の104億750万円としたところでございます。

予算編成に当たりまして、市税収入の約3割を占めます市民税のうち、個人市民税につきましては、平成23年度を景気低迷の底と想定しており、個人所得の減少幅も縮小すると予測したところでございます。一方、22年度税制改正により扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮小に伴う増収を見込みまして、対前年度比0.5%、1,210万円増の24億3,540万円としたところでござ

ざいます。

一方、法人市民税につきましては、昨年12月に主要事業所50社に対し、企業決算見込み額の調査を実施、その情報をもとに、さらに情報誌等により分析を行い予測をいたしまして、対前年度比6.3%、5,980万円減の8億8,240万円としたところでございます。また、市税収入の約6割を占めております固定資産税につきましては、平成24年度は土地及び家屋が3年に1度の評価がえとなり、大幅な減収となったところでございます。土地につきましては、地価の下落により評価額が下がったこと、農地転用等による宅地化の伸びが見られなかったことなどから、対前年度比1.6%、1,960万円減の12億760万円としたところでございます。

家屋につきましては、経過年数に伴う減価率、それから固定資産評価基準の改正に伴う減収及び平成23年中の住宅等の新築、増築、取り壊ししたことによる増減分を見込みまして、対前年度比9.9%、2億4,360万円減の22億1,080万円としたところでございます。

償却資産につきましては、昨年12月に主要な事業所40社に対し、平成23年中の資産の増減調査を行い、その情報をもとに予測をいたしまして、対前年度比15.1%、4億3,050万円減の24億1,140万円といたし、固定資産税全体では、家屋・償却資産を中心に大幅な減少により、対前年度比10.5%、6億9,170万円減の58億6,980万円となっております。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

個人市民税は、景気低迷で収入が減るということで減るということ。法人市民税も多分23年は大震災や、それからタイの洪水とかもあって、それから液晶は、多くは韓国、台湾、中国へ全部さらわれていくというか、そういうことで液晶の構図も随分変わってきて、最近のニュースなんかを見ても、大幅な赤字になるんじゃないかというふうなことも書いてあります。それからいくと、さっきの質問とも一緒ですけど、対前年度比自体が少し見づらくなって、私は単純に今数字だけざあっと聞くと、そうかなじゃなくて、もうちょっと細かく分析をすれば、特に償却資産は、もう液晶産業が、まずこれがちょっと1,000億ドルか、投資はあるとはいうものの、既存産業の投資がどれだけ伸びるんだろうかというふうな、これもほとんど円高で国内需要が減っていくんじゃないかという。それから亀山市を取り巻く環境も、ぐるっと大きく変化をしようとする中で、今の数字だけのお答えを聞いていると、そうかなあと思いますが、それに絡む背景が、もう少し分析をしたものを私どもにも提示をしていただいてもいいんじゃないかなという気はします。

そういう意味で、ちょっと2回目になりますが、一番これまで市税の中でも多くを占めていた償却資産、家屋のほうは評価がえで下がっていきませんが、これは新規の需要があればいいんですが、これもなかなか難しいということで、多分、既存の家屋はどんどん評価が下がっていくので、それで減収。それよりも一番大きな償却資産が、本当に今後多く望めるんだろうかということですね。投資があれば、当然法人のほうも利益が上がってくるので、法人市民税も上がってくると。そういう意味からいくと、どうもここら辺に全くピーク時の20年以降、徐々に徐々に落ちてきたものには歯どめがかかってきていないんじゃないかなという印象を持つんです。そうなりますと、中期財政見通しでも、もう27年度には100億円を下回ってしまうと。

従来、亀山がどんな不況でも強いんだという話だったんですね。産業構造がばらつきがあるので、相当変化があっても耐えるんだというふうなことをずうっと聞かされてきました。そこに液晶が乗ったんで、相当収入がありました。液晶も少し厳しくなってきた、既存産業分も厳しくなってくる。そうなりますと、今後もどんどん下回っていくということについては、どういうふうに分析をされているのか。今の数字だけではなくて、どんなものが100億を切るような影響を一番与えているのか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

中期財政見通しということで、平成28年度までの市税収入の見通しにつきまして、主な税目として、個人市民税については平成25年度以降は1%の減収、それから法人市民税は、社会経済情勢の動向が今のところは不透明であるというようなことから据え置きをし、固定資産税の土地・家屋については評価がえによる影響分など、償却資産については液晶関連の新規投資分を見込むとともに、現有資産の減価償却分の減少を見込み試算をしております。このようなことから、今後の市税収入につきましては、中期財政見通しでお示しをさせていただいております数値で推移をしていくものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

余り明るい話はなく、どこまで落ちるんだろうかということだと思います。これは予算委員会がありますので、もう一度、もう少し取り巻く環境なんかをお示し願いたいというふうに思います。ちょっとほかの質問の関係もありますので、次に入らせていただきます。

次に3点目、中期財政見通しについて、3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず1点目に、22年度に出された中期財政見通しと今回出されました中期財政見通しの変化点についてお尋ねをしたいと思います。

今回出されました中期財政見通しと、前回のものと、24年から26年度、ちょっと期間が重なりますので、ここを見ただけでも歳入歳出ともそれぞれ隔たりがあると。前の資料では、24、25は200億円を切った歳出規模から、今回は210億円台の規模に変換がされていると。ただ、前回の中期財政見通しも、実際は23年、1年しか実施はしていないわけですので、後期基本計画があるから見直しをしたということがあっても、何でこの1年たった段階で、24、25、26でも歳入歳出ともに大きな隔たりが出てくるのか、これの内容について確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

中期財政見通しにつきましては、平成22年3月に22年度から26年度の5カ年の見通しを作成いたしました。このたび後期基本計画の策定や、昨今の経済情勢を初めとする本市を取り巻く環境変化を踏まえ、見直しを行ったところでございます。変化点といたしましては、前回の内容から歳入歳出ともに乖離が見られるわけですが、これは市税収入につきましては、液晶産業における

設備投資などによりまして増収が見込まれることから、見直したこと。また、後期基本計画第1次実施計画の策定を受け、計画に上げております事業費との整合を図り、歳入歳出の両面を見直したことにより、大きな乖離が生じたところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

22年度出された中期財政見通しも、全くその後期基本計画を無視してつくったということになりかねないと思うんですね。それを入れたら10億を超えたというふうな表現ですので、私はもう少し、その内容はそういうことであれば確認はさせていただきますので、ただ、つくり込みが、例えば新しい中期財政見通しと、地方交付税のところに臨時財政対策債を含んでいるんですね。古いほうは全く入れずにつくってあったり、それから財政調整基金も、今度のやつは前年度繰り越しを4億入れ込んでつくってあるとか、何か比較しづらいわけですね。それでいて、両方見て議論せいと言われても非常にわかりづらいので、少なくともこの3年分ぐらいは、きちっと同じようなフォーマットの上で一度資料を出していただいて、その資料をもとに私は予算委員会でもう一度質問をさせていただきたいと思いますので、ぜひ資料の提出ができないのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

ご質問の見通しの資料につきましては、比較ができますように22年度版を24年度版の書式に合わせて、予算決算委員会資料として提出をさせていただきたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

よろしくお願いをしたいと思います。

次に2点目に、行財政改革大綱との関連についてお尋ねをいたします。

平成22年度に策定をされました行財政改革大綱の財政改革の基本方針の体系図では、基本理念、方針、改革内容が記載をされております。その中で、歳出構造の刷新、歳入改革の推進、これは午前中も同じような議論がありましたが、そういうものが新しい中期財政見通しが提出された中で、今後も推進されていくのかどうか。そういう議論が23年度の予算特別委員会で随分議論になったというふうに思うんです、どうやってやるのかという。

今回、新しい中期財政計画をぱっと見たときに、少しその辺がわかりづらいので、改めて持続可能な健全財政を目指してという部分、それから当然方針であります歳入に見合った歳出や、事業の選択や集中などをもって取り組むという大きな考え方については、きちり堅持されているのかどうか、まず確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

行財政改革大綱につきましては、今回の中期財政見通しの見直しを受けまして、24年度で見直しを行う予定でございます。その中で、歳入に見合った歳出として、財政収支の均衡を図るべく、歳入歳出両面から取り組みを進め、持続可能な健全財政の確立といったことを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

きのうもたしか答弁がありました。第2次実施計画に合わせて見直すんだという。何遍見直せばいいのかなと言うと失礼かもしれませんが、22年に決めた行財政改革大綱は、やはり歳入改革、歳出改革をそれぞれ進めながら、入りもはかり、出は削るというか、その均衡を図るという大きなテーマになっているんですね。それを今さら見直すというのは、何をもちて何をみ直すのかなという懸念が生じるという。少なくとも5年は走らせないとわからないものが、たった1年しか走らせない状況で、既にもうそういう色になってきているというのは、非常に私は不自然じゃないかなと。

そういう意味からいくと、26年度における財政収支の均衡という、非常に画期的というか、インパクトのある中期財政見通しのもとに22年度はつくられたわけですが、こういう感覚みたいなものはないのかどうか。28年度ではもう6億の赤字が出るんだといえ、22年につくられた感覚ですと、これは少なくとも毎年1億ずつは減らして埋めよというふうな、そういう意欲があったものが、一気に今度はしぼんでしまったと、そういうふう感じざるを得ないんですね。

それを補完するのに、また行財政改革大綱をつくり直すんだでは、私はそんなものは先送りするだけであって、何でこの中期財政の中に財政収支の均衡みたいなものが今回出なかったのか。前回は、それで26年度でやるといったのが、今回均衡について書かれていなかったことについて、そういう考え方がなくなったのかどうか、確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回策定をいたしました実施計画によりまして、歳入歳出環境に変化が見られましたことから、今回見直しを行っておりますので、前回の平成26年度における財政収支の均衡、20億円の削減といったことは直接の目標といたしてはございませんが、今回策定をいたしました見通しでは、平成26年度の財政収支は、歳入約185億円、歳出約201億円で、差し引き約16億円、3カ年ですと約45億円が不足すると見込んでおります。さきにご答弁を申し上げましたとおり、収支の均衡を図って健全な財政運営に努めることは重要との認識のもと、今後見直します行財政改革大綱に沿って、財源不足額の削減及び財政収支の均衡に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

既に財源的には若干確保しているからというふうな答弁でしたが、財政調整基金はふえたんですよ。22年度につくった財政調整基金は、23年度で23億、24年度で7億だったものが、実

際には24年度は約40億になったということは、30億円ぐらい実際の22年の中期見通しより多くの財源が生まれてきたと。だから、ある意味20億円やらなくても済んだみたいな感覚ではないかなという気がするんです。何でそれを残したまま走らないんだと。要するに、もう28年には枯渇するわけですよ。だから、そのことをもって今回の中期財政見通しというのは非常に信じがたいというか、去年出されたものは何だったんだろうかという、1年たった中で変えてしまうという、そこが多くの人がなぜだろうかというふうに疑問に思ってしまう。そういう意味からいけば、財政収支の均衡をある程度頑張るといふのであれば、私は28年度6億ぐらいを補うぐらいの意欲的な財政収支見通しが何でつくれなかったのか、もう一度確認をしたいと思います。全くそういうものは要らないというふうにお考えなのかどうかを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

予算編成におきましては、歳入に見合った歳出といったことは財政運営の基本というふうに考えてございます。今回の財政見通しでは、平成27、28年度に向けては、合併算定がえの影響もございまして、一段と厳しさを増してくるというふうに考えてございます。

そういった意味で、財源不足額の削減といったことは、収支による行革の推進といったことが必要であろうというふうに考えてございますので、26年度だけではなしに、28年度に向けて財政収支の均衡といったことに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

22年度に出されたものが26年度の収支均衡だったんですね。だからわかるんですよ。今回出されたのは、28年度は赤字になるわけだから、同じ考えを踏襲するなら、6億円を何とか収支均衡をとるんだというふうになっていないことについて、疑問がありましたので、確認をしました。28年度に向けて、もう一遍収支均衡を図るということでしたので、それはそれでまた確認をさせていただきます。

ちょっと時間の関係がありますので、私としてはちょっと今回も収支均衡は入れてつくるべきではなかったのかなあということを申し添えたいと思います。

3点目に、適正な財政規模、身の丈に合った行政運営の転換についてお尋ねをしたいと思います。

先ほどは算定がえの話も部長からありましたが、今回、中期財政見通しが出された中に、合併特例における地方交付税、これが27年度から段階的に5年間で縮小されて、32年度からは新市一本になるんだというふうなことが明記されております。

23年度に総務から提出された資料では、旧市町で今算定をしておりますので、それですと23年度には9億7,000万ぐらいの普通交付税が入ってきていると。それが新市一本の査定では2億6,000万しかないのです。新市一本になりますと、23年度だけでも約7億円近い減収が見込まれてくると。当然その部分は、いつもおっしゃっております地方交付税と同じものである臨時財政対策債に頼らざるを得なくなってくると、そういうことだろうと思うんです。

今回、そういう5年目の28年度では余剰財源はなくなるよという資料が提出をされて、そのこ

とと財政調整基金は、今回実質収支4億円は入れた運用しかできなくなってしまうと。全部枯渇しますのですね。実質収支額の半分は条例上入れられるので、それを今4億と見込んで資料としてはつくってあると。ですから、余剰資金は4億と繰越金のせいぜい七、八億円しか余剰はなくなってくる、その段階で。それと同時に、先ほども質問しましたが、一番重要な収入である市税も100億を切ると。これも不透明な環境下で、そうふえていくような状況ではない。まさしく自主財源も減ってくる。

そうなりますと、24年度の予算の議論で、ちょっと先の議論をして申しわけないですが、やはりこれは5年、10年という長いスパンで見るために、中期財政見通しも出ておりますので、将来新市一本の査定になる交付税になったときに、もっと厳しい状況が生まれてくると。そうなりますと、改めて本当に歳入に見合った歳出とか、適正な財政規模とか、身の丈に合った行財政運営するんだという、本気でこれをやられる意思があるのかどうか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

議員ご所見のとおり、平成29年度以降につきましては、第2次総合計画期間においては合併算定がえによる地方交付税の増加分といったものがなくなりまして、新市一本算定となり、この見通し以上に財政は厳しさを増すものというふうに考えております。

このような中であっては、行財政改革大綱を掲げております歳入に見合った歳出、事業の選択と集中による財政改革の基本姿勢といったことは、健全な財政構造を確立するためには必要不可欠であると認識をいたしており、今後もその方針に沿って持続可能な健全財政を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ずっと同じことを言われているんですね。だからその本気度というのが、今回出された中期財政見通しに本気度を出していただけるのかなあと思ったら、ある意味成り行きに近いものしか出てこなかったと。それをもう一度確認をすると、もう一遍行財政改革大綱をつくりかえるからそこで見てくれという議論なんですよ。3年先の話を今からしてくれということでは、私は担保できない。やっぱりきっちり、そういう意思があるなら、もう少し作り込んだ中期財政見通しであるべきであったような気がしますので、これはまた予算委員会でもう一度、これ本当に身の丈に合った予算規模とか、そういうことが文字ではなくて行動として起こしていただけるのかどうか、改めて確認をさせてほしいと思います。

次に、議案第32号平成24年度亀山市病院事業会計予算について質問をさせていただきます。

まず最初に、平成24年度の経営計画についてお尋ねをいたします。

24年度の医業収益は、23年度に比べ約9,000万の増を計画され、ほとんど入院収益での増収とされております。また、医業費用も約8,000万程度がかかりますので、利益的には収支とんとんで24年度は計画がされております。ただ、三重大学の寄附講座が開始をされる前の22年度に比べますと2億円近い医業収益の増、特に入院収益を1億8,000万というふうな増収の

予算内容とされております。今回のこの24年度の予算の中で、一番医業収益の増加の影響は、三重大大学の寄附講座による影響が大きいのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

医業収益増加の主な要因といたしましては、平成23年度より三重大大学に開設いただきました寄附講座によりまして、総合診療科医師と整形外科医師の常勤派遣を受けるなど、診療体制の充実に努めたことが大きいものと考えておるところでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、整形外科につきましては、平成22年1月から常勤の医師が不在となり、三重大大学からの非常勤医師の派遣などにより、外来診療中心の対応とさせていただいておりましたが、今回の常勤医師の派遣を受けたことによりまして、整形外科の入院、あるいは手術対応が可能となり、救急対応等の充実につながっているものと考えております。その結果といたしまして、整形外科におきましては、平成22年度19例であった手術件数が、今年度1月末現在では83例に、また入院患者も平成22年度年間を通じてございませんでしたが、1月末現在3,102名となっております。また、内科につきましても、前年1月末との同時期比較をいたしますと、手術件数が11例、入院患者で2,765名の増加となっており、議員が申されるとおり三重大大学寄附講座開設が収益に大きく影響しているものと考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

三重大大学の寄附講座の影響が大きいということは確認をさせていただきました。

ただ、医業費用を見ますと、23年度比較で8,000万円程度の増なんですけど、三重大大学寄附講座前の22年度との比較では約1億9,000万増加をしておりまして、ただその中で24年度予算を見ますと、退職給与金が5,000万円近く計上をされております。結構この部分が収益を圧迫しているのではないかなというふうに思います。この退職給与金の5,000万という内容についてと、これは今後も似たような格好で発生していくのかどうか。ただ、24年度だけの措置なのかどうか、両方確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

平成24年度につきましては、医療センター開院時に、三重大大学等での勤務年数を通算する、いわゆる割愛制度によって採用した看護師2名が定年退職を迎えますことから、その退職給与金として5,320万円を予算計上させていただいております。これは、例年の当初予算約500万程度の計上と比べ、かなり大きな額となっております。これにつきましては、経営改善、あるいは経費縮減等、さらには診療体制の充実により増収に努めることによりまして、3条予算であります収益的収支全体で収支均衡が図れるものと考えております。

さらに今後の見通しでございますが、先ほど申し上げました2名以外にもう1名、割愛の医師がおります。それにつきましては、平成25年度末に定年退職を迎えます。その後につきましては、

医療センター開院後に採用された職員となりますことから、退職給与金は一定額に落ちつくというふうを考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ことしと来年が少し退職給与金が多いということは確認させていただきました。

次に、2点目に市からの負担について確認をしたいと思います。

今、市から負担をいただいておりますのは、他会計負担金と他会計補助金があります。一般会計より救急医療の確保や高度医療機器、それから企業債償還金等を負担する他会計負担金が、当初予算の比較ですが、22年度7,800万、23年度9,900万で、24年度予算では1億と年々増加しておりますが、この辺の年々増加していく内容について、まず確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

一般会計負担金の増加した主な理由といたしましては、平成22年度に更新いたしましたMR装置の減価償却費1,750万円と、同装置の保守委託料960万円が主なものでございます。これら高度医療機器の購入費用につきましては、医療センターの資金で対応させていただいておりますが、翌年以降に発生します減価償却費や機器保守委託料につきましては、一般会計より負担させていただいております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

内容はわかりました。MRの機器の購入によるものが1,750万ということで確認をさせていただきました。

2回目に、公立病院改革プランでは、他会計補助金、要するに収支のマイナス分は約2億円以内を一つの経営めどとして今取り組んでいただいております。22年度が約2億、23年度が1億8,000万、そして24年度は1億7,500万ということで、2億円よりは少し落とした部分で今予算は組んでございますが、しかし今質問させていただきました他会計負担金が約2,000万程度ふえておりますので、両方足すとほぼ2億8,000万ぐらいで市からの補助がずうっと推移しているわけですが、この辺の考え方。両方足して、例えば他会計負担金がどんどんふえて額をふやさないような配慮がされているのかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

平成20年に決定いたしました医療センターの今後の方向性についてに基づきまして策定しました医療センター改革プランでは、あくまで一般会計補助金の額を2億円以内としております。平成24年度予算におきましては、補助金の額を1億7,507万9,000円としており、2億円に対して2,425万円少なく計上しております。これにつきましては、平成23年度に開設され

た三重大学寄附講座の効果が大きいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

経営努力で減らしているということでしたが、市から出すお金はトータルでは他会計負担金も市税の投入ですので、ちょっとそのご返事はいただけませんでした。2億8,000万と、これはちょっと他の質問の関係もありますので、また改めて予算委員会で聞かせていただきます。要するに、ふえないような配慮をして経営がされているのかどうかを確認したかったんです。

ただ、そういう配慮が仮にあったとすると、22年度決算で純損失が発生をしました。やはりその経営状況によってはその枠を守ろうとすると、純損失の発生というものも懸念されますが、24年度は随分積極的な予算編成ですが、24年度については現段階でどのようにお考えなのか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

24年度につきましては、先ほども少し申し上げましたが、三重大学の寄附講座の効果を最大限活用いたしまして、純損失を計上しないというふうな予算にさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

ぜひ経営効果が上がるように努力をお願いしたいと思います。

次に3点目に、ちょっとまとめて質問させていただきますが、備品購入や建物改修の影響ということで確認をさせていただきます。

建物改修については、12月定例会で確認をさせていただきました。今回、23から25年度の資金計画も提出がされております。現金でやられるということで、いつか5億近くはなくなるけれども、減価償却費の積み増しで留保資金については問題ないというふうなことでございました。

ただ、MRの機器や、今回CTも購入がされておまして、減価償却費としては今後3カ年ぐらいですが、従来より2,000万ふえて1億4,000万程度になってくると。そういう意味で、結構この辺も収益には影響が繋がってくるんじゃないかなというふうに思いますが、この2,000万ふえる分についての影響と、やはり一番気になるのは、これも12月に聞きましたが、三重大学の寄附講座が25年度に終わってしまうと。この効果が2億円近い収入増として見ておるわけですが、これがあるかないかによって、一気にまたこの内容も変わってくると、その段階ぐらいで中・長期的な建物の改修も入ってくると。非常にこのポイントとしては、三重大学の寄附講座の延長というものもポイントになる。前回の質問のときには、余りイエスもノーもわからないような感じでしたが、この辺についての検討なり方向性があればあわせて、この2,000万の経営的な影響と、三重大学寄附講座への考え方について確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

器械備品購入や建物改修事業の大きなものとしましては、平成22年度に更新しましたMR装置1,750万、あるいは平成24年度予定しておりますCT装置1,377万円の減価償却が必要となってまいります。このMR装置、CT装置につきましては、地方公営企業法で規定します繰り出し基準に該当する高度医療機器、そのように考えておりました。これらにつきましては一般会計から負担金として繰り入れさせていただきたいと考えておるところでございます。

さらに、平成23年度から建物改修事業を行っており、その減価償却費は1億円当たり大体二百数十万円というふうを考えております。これらにつきましては、建物改修により毎年これまで計上しております修繕費を2,500万円ほど計上しておりますが、その圧縮により対応可能なものと考えておるところでございます。

さらに寄附講座の件でございますが、三重大学の寄附講座については、今後の収支予測の大きな要因であることは理解しておるところでございますが、さらにこの寄附講座の効果等を検証しながら、寄附講座だけでなく、それ以外の三重大学との連携などについても検討し、取り組むことにより、診療体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

次に、議案第33号平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について質問させていただきます。ちょっと時間が大分迫ってまいりましたので、ちょっとまとめさせていただきます。

まず、耐震改修工事についてお尋ねをしたいと思います。

国民宿舎関ロッジの今後のあり方についての資料では、25年度に耐震改修工事を行うということで、この24年度の予算に実施設計業務委託料、資本的収入及び支出で2,000万余りが計上されております。このトータルとして今後2カ年かでやられるんですが、一応委託料が上がっておりますので、総額的な耐震改修工事の総額、それからその財源について、まず確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

国民宿舎関ロッジにつきましては、昭和42年開設以来、多くの方にご利用いただき、現在に至っております。しかし、近年、社会情勢の大きな変化に伴いまして、関ロッジを取り巻く環境も非常に厳しい状況となっております。このことから、従来の公設公営による運営に限界があること、民間活力の導入による経営形態の移行を図ることといたしました。それにより、議員ご所見の24年度に耐震設計として、民間活力の導入のリスクの軽減を図るために行うものでございます。その委託料として2,038万3,000円を計上させていただいております。

工事費につきましては、24年の実施設計で詳細には検討してまいりますが、現時点では概算工事費として、耐震補強に4,700万、改修工事に2,800万を予定しております。財源につきましては、今回の工事費につきましての委託料も含めてでございますけれども、自己資金を財源とし

て対応することを原則にして、一般財源からの繰り入れについては現時点では考えていません。

○議長（小坂直親君）

竹井議員。

○20番（竹井道男君登壇）

資金については、補てん財源1億5,000万ぐらいありますが、そこからも投入をするということで確認をさせていただきました。

次に、今民間活力ということで、指定管理者についても言及がされております。この指定管理の導入に向けてのスケジュールの確認と、一番気になりますのは会計管理をどうされていくのかと。指定管理、これまでは直営から指定管理ということが多くて、自前の経費を持って指定管理をしてきました。これまで、関ロジは企業会計ですので、収入をもって経営をしてきたと。そうなりますと、指定管理は管理運用をお任せするけれども、その収入が使えなくなってしまうという、指定管理者の収入になってしまう。ただし、建物は残りますので、大きな営繕であったり、建物管理だったり、多分まだ市側がやらなきゃならないという非常に複雑な会計運営となるわけですが、その結果、会計管理の中で、これまでどおり市税を全く入れずに今後も経営を考えていかれるのか、指定管理になってもですね。収入が使えませんが、財源がないという非常に厳しい運営になります。その辺について確認をさせていただくと、最後に関ロジには、職員が今一般職3名と労務職1名配置をされておまして、ここの基本的には指定管理後、指定管理者に行くということはないと思いますけれども、確認のために指定管理になった場合の現職員の方の対応について、あわせて、ちょっと時間がありませんので、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

事業のスケジュールといたしましては、まず指定管理者事業者の公募を24年度中ごろまでに実施して、応募者の選定を経て、年内をめどに参入事業者の指定を行うこととしております。また、その参入事業者の実施設設計のほうに参画をしていただき、その参入意向を反映させていきたいというふうに考えております。25年度早々に改修工事を終え、5カ年の指定管理制度に移行してまいります。このような予定でおります。なお、道の駅についても同様の計画とし、ただし施設の設置及び利用目的が異なることから、関ロジと道の駅を切り離し、地域資源を生かした道の駅の運営を目指してまいります。

それと、企業会計のことについての収入がないというふうなことのご質問でございます。

おっしゃるように、指定管理者にした場合に、利用料金制となりますことから、指定管理者のほうの収入となり、市には収入はございません。ただ、おっしゃるように、一定の量の施設の修繕費等につきましては、やはり市の負担となってまいります。このことも踏まえ、今の内部留保金をすべて生かした中で運営をさせていただきたいというふうに考えております。

それと職員の問題でございます。職員の問題につきましては、指定管理後の正規職員の対応につきましては、指定管理者の制度が開始された時点で、通常の職員異動により他の部署への配置転換ということになるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

20番 竹井道男議員の質疑は終わりました。
質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午後 1時56分 休憩)

(午後 2時08分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして、議案質疑をさせていただきます。今回、1つの議案としまして質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算のうち、継続費ごみ溶融施設長寿命化事業について質問させていただきます。

まず1番としまして、現在の施設の老朽化の状況ということで上げさせていただいておりますけれども、今老朽化ということで、現在どのようなふぐあいが生じているのか、生じつつあるのか。あるいはこのまま使い続けると、今後どうなっていくのか、その辺を含めまして、老朽化の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず老朽化の状況でございますが、少し具体的な例も含めてご説明のほうさせていただきます。

溶融炉は、平成12年から稼働して、間もなく12年が経過しようとしているところでございます。施設の環境は、高温多湿ということもありますことから、機器や設備の摩耗、劣化は速く、日常点検や定期整備において部分的に補修などを行っておりますが、老朽化がそれでも進んでおるといところでございます。

具体的なものといたしまして、溶融炉の炉そのもの、また燃焼室の耐火物は、定期的に定期整備において劣化箇所の部分的な補修に対応しておりますが、損耗により、耐火物の厚みも徐々に減少して、耐火性能や断熱性が年々低下してきておるとい状況です。また、そのほかに溶融施設の監視、操作の中核となります分散型制御システム、DCSというんですが、これや制御盤、PLCは現行機器のシリーズが製造中止となっております、入手困難な制御の中心となる部品がありますことから、製造メーカーでの修理対応が不可能となる期限が迫っているといところでございます。

それから、これらを放置しますと、おおむね主要な機器につきましては、10年から15年が耐用年数といところでございまして、これらの重要な機器が操業中に故障等が発生しますと、施設の停止ということにつながるというようなものでございます。

先ほど申しました例のほかに、耐用年数を過ぎますと、溶融炉本体の炉内の形状が悪化して、ワークスや灯油などの適切な使用量に見合った処理能力の低下、また燃料とか電力の消費の増加、それから発電のための熱回収の低下など、設備としての総合的な性能水準が著しく低下するといこ

とが想定されます。また、さらに更新時期をおくらせることで、例えば耐火物の局所的な損耗により、溶融炉本体の鉄皮赤熱、一番外側に鉄で囲っておるわけですが、そこに熱が発生しまして、その鉄皮の変形、損傷に至り、想定外の大規模な修繕が必要となり、更新費用の増大にもつながるというようなことが懸念されるところでございます。

これらのことから、平成24年から26年の間に実施するということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。るる答えていただきましたけれども、一応いろいろと使っておるうちにいろんながたがくるんやというようなことで、そういうことなんやろうとは思いますが、ただ、先般からマスコミ報道とかでも、設計上の耐用年数とかで15年とか、その辺の話も出てきています。10年から15年の耐用年数というような言葉も、先ほどの答弁の中でありました。

ただ、これ、以前から寿命は20年ぐらいやというふうに言われていたと聞いています。確かに6月に産業建設委員会のほうに提出された資料の中にも、長寿命化としまして、寿命は20年というふうな表がありました。また、これが導入された平成12年でしたか、当時の臨時議会の議事録とか見ておりますと、当時の田中市長から、先に導入した釜石市の事例を挙げられまして、19年たった今でもちゃんと動いておるんやから、20年ぐらいはもつという旨の発言もされております。こういうことから、やはり20年ぐらいはもつんじゃないのかというようなイメージであったと思うんですけども、これがいつの間に20年から、もっと15年とかいう話になっているのか、耐用年数が何か全般的に減ってきているんじゃないのかなと、耐用年数自体がと思いますけれども、一体当初の見込みで何が違っているのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

設備につきましては、主要な設備は先ほどもご答弁申し上げましたが、おおむね15年が一番多いものです。そのほかに、20年ぐらいもつというものにつきましては、受け入れ供給設備とか、電気設備等がおおむね20年はもつだろうということでございます。これは、当初からそういうような形で、主なものは15年というようなことでございました。当時の市長がご答弁されたというのは、15年を過ぎてても性能水準は低下をしますけれども、定期的な整備を行うことで、20年程度は操業は可能であろうというような意味合いだと思います。ですから、市としましては、主要な設備の15年という前にきちっと整備をすることにおいて、性能効果が維持できるというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

主要な設備は最初から15年であったと、こういうふうな話でしたけれども、15年だとしても、若干ちょっと違うんじゃないのかなというふうに思うことがいろいろあります。ただ、中でも耐火物とか、その辺の話もありましたけれども、やはり私も、その辺については全くの素人ですのであ

れなんですけれども、15年というふうにもし言われるのであれば、今12年ぐらいですけれども、それこそ最初15年たつぐらいのときに、まだあともうちょっとスパンがありますので、そのころにまた耐火物を張りかえればそれでいいんじゃないのかというふうに思うわけですね。それにつきましては、耐火物の、今のうちから張っておけば、もうちょっと熱回収とか効率が上がる、燃料も減るとかそういう話もありますので、やはり心臓部ということでそういうこともあるんやろうなと思うんですけれども、ただもう一つ、制御機器がもうメーカーの部品がない、その辺の話ですけれども、これ期限が迫っていると言われますけれども、こんなもの正直導入当初からわかっている話じゃないんですかね。当然コンピューターにしても、制御基盤にしても、生産中止になってから何年かは部品を持っておかなあかんという決まりもありますし、ただ、それを持って、10年、15年とたってくると部品がなくなるということも当然あり得るわけですけれども、ただそういうのもある程度確保できるという見込みがあるからこそ、15年とか20年という数字が出ておったんじゃないのかというふうにも思うんですけれどね。

実際、先ほど田中市長が釜石の事例を挙げられましたけど、このときにもう19年、今でももっておるわけやから、当然それにかわるだけの部品はあるというようなことも、部品のこともこの答弁の中で言われています。田中市長が当時間違ったことを言われておったんやろうか。私は決してそんなことはないと思うんです。やはり随意契約、高額な78億という話で当時非常に議論になったというふうに聞いておりますけれども、高額ではあるけれども、この随意契約を通したという最大の理由に、新日鉄という大型メーカー、非常に信頼できるということで、それで提案されていたと思います。それだけ信頼できるメーカーのつくっているシステムです。その中で使われている部品が製造中止になって、もうないからということで、機器自体を更新せなあかん。まだ12年です。15年にしてもあと3年あります。今の時期に何としてもせなあかんものなのかという気になるんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。制御盤自体は、それこそ15年と言われるんやったら、15年間は多少の故障があっても動くと思うんですよ。まだ供給ができるという見込みやったと思うんです。

要はなぜ、耐火物に関しては、できるだけ早目に手を打っておかなというのわかりますけれども、この制御盤とかコンピューターとか、この辺につきましては、やはり15年ぐらいたって、もうちょっと後でも構わんのかなというふうに思うんですけれども、この点はどうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

私の先ほどの答弁の中で、田中市長が間違った答弁をしたのではというような意味では全然ございませんので、その辺だけのご了解いただきたいと思います。

それから、このシステムの件ですけれども、平成12年のこの溶融炉建設のときに、DCSとかPLCですか、その辺が部品がなくなるということはわかっておったかというようなことですが、それは全然その当時はわかっておらず、これも15年ぐらいはもつというような形で考えてございました。

そんな中で、この辺が、例えばPLCですと、製造が中止になったのが、平成18年5月に中止

になったことから、平成25年9月までしかその部品等が供給することができないというところがございます。したがって、今回の長寿命化の中で、この3年間の中で更新したいと。いち早く更新をしなければならないと考えてございます。

もしこれが故障しても、多少の修理で動くんじゃないかということではなく、やはり一番この心臓部になります部分でありますことから、これが故障して部品が供給できないということになると、炉自体の停止につながってしまうというところがございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど平成18年に製造中止になったということで、それでも導入後6年ぐらいは生産し続けられていまして、そこからさらに七、八年たった今、もう保証がないと、そんな話なんやろうとは思いますが、ただそれは裏を返せば、今仮にこの時期に導入したとします。そうすると、これ残り、せいぜい12年かそこらなんですよね。決して当時としてまだ十分その辺の余裕があるはずの最新のシステムを導入したと思うんですよ。それであっても、この12年来て、もう残りの代替する部品がなくなってしまう。ということは、裏を返せば、これあとトータルで30年もたす。残り今から数えれば18年もたすということですけども、30年を待たずして、もう一度この制御系の寿命は来るということになります。

もう一つ、今回もう一つ理解がちょっとできない部分というのは、先ほどから耐火物という話があります。どうしても熔融炉の長寿命化というと、その辺の耐火物ですね。エンジンに当たる部分ですね、車でいえば。その辺が一番心臓部ではありますが、その辺の摩耗とかで何とかするというのはようわかるんですけども、特に制御系、値段をいろいろ聞いていますと、耐火物の改良に2億3,000万ぐらい、トータル13億の中で2億3,000万、決してその2億3,000万自体は少ない額ですけども、13億の中では実はそんなに大きい割合を持っていない。では、ほかに何かあるかという、この制御系だけで5億あるんですよ。つまり、30年トータルでもたすと言いながら、あと12年したら、その30年の最終的に更新せなあかんというそこを待たずして、さらにその5年か6年ぐらい前に、もう動かんからというて、もう一回5億ほうり込まなあかんということになる。

ただ、このシステムというのは、特にコンピューターとかいう関係ですわ。この辺の技術は日進月歩、本当に技術進化しておると言われていまして、数年で性能が2倍、3倍とかじゃなくて、10倍、100倍に上がる、そんな業界やと言われてます。ましてや10年もたったらどれだけ機能が上がっておるか、性能が上がっておるか。導入当初よりもかなり安く、その辺のハードが供給できてもおかしくない。さらに、それを実際に動かすシステムですね、そのソフト、新しく組むんではなくて、その辺の効率化とかもあると思いますけれども、多少の改良はあるかもしれませんけれども、ほとんどそのシステムの開発にはコストはかからないはずですよ。せいぜい新しいコンピューターに載せるための移植をすればいいだけの話で、その辺トータルで思えば、とてもやないけどこの5億という額が妥当なのかという、素人目かもしれませんが、ちょっとこれは首をかしげるんですよ。けたが、私は1けたどころか2けたぐらい違うんちゃうかなと思いますけれども、その点どうなんでしょうか。この5億というこれだけの額がほんまに妥当なのか。

さらに、今の理屈でいうと30年という更新を待たずして、もう一回5億ぐらいの負担が来る。この辺につきましてどういう見解を持っておられるのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

議員といろいろ打ち合わせもさせていただいておる中で、答弁に当たる打ち合わせなんですけど、再三、話をいただいている中で、金額的な話もいただきました。そんな中で、新日鉄ともいろいろ細部の部分についても調整も必要と考えておりますけれども、今は予算段階でございまして、契約に至るまでもう少し詰めも必要かなというふうに考えてございます。したがって、もう少し精査、性能も高めながら、うちの内容も十分うちのほうからも聞き取りながら精査をしていくというふうに考えてございます。

あと12年でまたというお話ですけれども、その辺につきましても、新日鉄とも十分確認をしたというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

ちょっと3番目の項目の話を先にやられてしまったような話ではあるんですけども、その業者とこれから詰めをしていくんやというようなこともありますけれども、その辺も含めまして、ぜひこの辺は精査していただきたいと思います。

その辺でまた前後するような感じですけど、3番目の項目としまして、契約方式ということを上げさせていただいております。前々からどういうふうな契約をするんやということで、当然導入メーカーぐらいしかこれできやんやろうということで、導入されたメーカーである新日鉄との随意契約という話がちょっと出ておったわけですけども、今回この13億という、先ほどもうちょっと詰める、精査するとは言われてましたけれども、随意契約で行かれるのかどうか、その点を確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この溶融炉につきましては、製造メーカー独自の技術によりまして、多種多様なごみを1,800度の高温で化学反応により溶融処理しておるといふ設備でありますことから、運転管理を行うに当たりましては、高度な操作知識や熟練された技術を要するところでございます。そのほか、長寿命化の整備工事の施工に当たりましては、極力操業停止することなく、日常搬入されるごみの処理を行いながら、市民生活への影響を最小限にするということもありますので、十分な操業との日程調整や工事管理が求められるところでございます。これらを考えますと、操業点検整備に精通して、的確な全体工事の計画や施工管理業務が実施できる施工業者が求められるというところでありますので、随意契約になろうかと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

当初いろいろ聞いていたように、随意契約ということではあるんですけども、ただ、午前中からの今回の質疑の答弁の中でも、行財政改革という言葉がありまして、ちょっとでもその辺の入札にしる何にしる改革していかなあかんのやというようないろんな話がありました。新日鉄という導入メーカー、今でも維持委託運営をしてもうとるという中で、メリットもあるとは思いますが、ただ、この13億という、こんだけの額です。やはり導入当初も78億という随意契約ということで随分議論になったとは聞いておりますけれども、その辺も含めまして、だから随意契約でええんやと言われると、詰められるとは言うたんですけど、やっぱり13億というような値段とか、その辺も含めて懸念してしまうような材料も出てくるわけですよ。

先ほどちょっとメーカーの話とか出しましたけれども、私も今回いろんな炉の更新とかいう話が出てましたもんで、ほかに同一規模で、ほんまに今何ぼぐらいでできるんか、いろいろ見てみましたら、少し調べただけですけども、徳島県鳴門市が35トン掛ける2、70トンで一回り小さいんですけども、規模としては6万人、亀山市よりもちょっと大きいぐらい、ここが亀山市と割と同じような、ちらっとプラントを見ただけですけども、この施設で、ここは3者に入札をさせたということですけども、ここが29億で新施設をつくっておる。亀山市は当初78億で随意契約、ここは29億、ここは建設に当たって審議会などを設けて、9社のメーカーから3社を選定して、3社から入札により1社選定したということなんですけれども、要は類似メーカーだけで9社あったわけです。つまり、この新日鉄と同じような形式をとっておるメーカーがほんまにないんかというところですね。この新日鉄の施設ではあるけれども、これをほかのメーカーが長寿命化を同じようにしたら、一体どれぐらいでできるのかというぐらいの調査ぐらいはしてもいいんじゃないのかなど。13億の予算を投じるわけですからね。それぐらいのことをしてもいいと思うんですけども、その辺どうなんでしょうか。それでもまだこれ、随意契約、新日鉄が一番やということやられるんでしょうか。その点、もう一つ聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

さまざまなメーカーがあろうかと思いますが。その方式も熔融方式というメーカーもたくさんあろうかと思いますが、亀山市の場合は、この新日鉄方式の熔融炉を採用して、この熔融炉に長寿命化の整備をする時期が今来たというところで、この金額が必要になるということでございますので、ほかのメーカーの金額と差があったとしても、それは参考にならないと。そもそも方式が違うので参考にならないというふうに私は考えます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

考え方が違うというふうなことを言われましたんで、ちょっとこのまま言っておっても平行線ですもんで、その辺はもう一回予算決算委員会のほうで改めてやりたいと思いますけれども、最後に4番としまして、今後の維持運用についてという項目で上げさせていただいております。

今回、長寿命化というふうに言うておるわけですがけれども、ちょっといろいろと先ほどの制御系の話とかを聞いておると、長寿命化というよりは、今急に必要になってきた話というような受けとめ方もされておるような気がしますし、あるいは最初から二酸化炭素削減の話も含めまして、ある意味単なる延命化ではなくて、燃料の削減とか、ある意味仕様変更、ええふうにする、よりよいものにするというような姿勢も感じられることは感じられると思っております。

そうすると、コークスの削減であるとか、あと制御系の、もし高い金かけて見直すぐらいの価値があるとすれば、プラントの見直しとかによる人件費の削減とかも今後考えられるのだろうかということも期待してしまうわけですが、特に毎年2億に上る委託料とか、あとほかには高額メンテナンスとか、その辺も今までありましたけれども、今後こういった運用方法の見直しであるとか、維持費の削減というものも見込めるのか、あるいはそういったことも目指すつもりがあるのか、現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

維持費につきましては、まず運転管理業務、現在委託先で27名で操業いたしておりますが、この長寿命化事業が完了後には、まず1名、機械点検工という人員の関係のものを1名削減を予定しております。それから、また掘り起こしごみの処理が完了した後には、攪拌作業ということで、クレーン操作員2名で運転しておりますが、こちら1名減らすというふうを考えております。

それから、それで人件費なんですけど、そのほかといたしましては、CO₂削減の工事に伴いまして、コークスや灯油の使用量、また購入の電力量についても抑えることが可能だというふうを考えてございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

いろいろと申し上げましたけれども、予算決算委員会もありますということで、そちらのほうでもまた引き続きやらせていただこうと思っておりますけれども、やはり長寿命化ということで、もちろん新たな展開とかも考えられるだろうとも思いますけれども、まず長寿命化ということで、施設を長もちさせるということに関しては、方法としては私は結構なことやとは思っております。ただ、その中で、ほんまにこんだけ金がかかるんかどうかとか、もうちょっと安うできるというか、妥当な価格としてできるのかというあたりがもうちょっと気になるなあとという部分がありますんで、その辺をまた詰めていきたいと思っておりますんで、よろしくお願いします。

ちょっと時間を残しましたけれども、終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

今回、議案質疑、条例2件についてお伺いいたします。

まず第1点目です。議案第1号亀山市の私債権の管理に関する条例の制定についてです。

けさからも宮崎議員により質疑がされておりましたが、この条例を制定しているのは県内でも余り数が少ないんですね。ですから、まず先んじてこの条例を制定しなくてはならなかった事情があるんだと思いますので、この理由についてまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

宮崎議員にもお答えさせていただきましたが、私債権の管理事務の適正化を図ることが今回の条例制定の目的でございます。年々増加する未収債権において、支払い能力がありながら滞納となっている方が見える一方で、将来にわたっても支払いが難しい方も見えまして、滞納者の状況はさまざまでございます。しかし、支払い能力がある方については、きちんと支払いをされている市民の皆さんとの公平性を保つために、法令に基づき支払いをしていただく必要がございます。このために、本条例により、台帳整備や督促など債権管理の手続について、手続の明確化、統一化を図ろうとするものでございます。

ただし、著しい生活困窮状態にある場合や、破産している場合など、将来にわたって回収できない債権につきましては債権放棄を行いまして、適切な債権管理を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

余り他市に例がない条例ということで、特に亀山市がそういう未収が多いということではないわけですか。特に亀山市が多いからするということかどうかをお伺いします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

亀山市が特に未収が多いといったことではございません。中期の財政見通しでもお示しさせていただきましたように、財政もこれからますます厳しくなるといったことで、歳入の確保といった面も一点でございます。それと、何よりもやはり公平性といったことが重要なことといったことで条例を制定させていただくものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

午前中の質疑を聞いておりまして、私債権というのがどういう権利ですかということの質疑に対して、滞納処分の可否について、私の聞き違いかもわかりませんが、そう言ってらしたと思うんですけども、滞納処分ができるかできないかということでは、私債権、公債権ある中で、公債権の中にも滞納処分ができないものがあるように私も調べていて思ったんですが、今回のこの条例は、

公債権のそういう滞納処分できないものもかかっているんですか、私債権だけですか、そのところをもう一度、ちょっと混乱しましたので、市の取り扱う債権についての分類とその違いをもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の条例につきましては、私債権の管理の条例でございますので、公債権につきましては直接の規定はございません。ただし、保育園の保育料だとか、幼稚園の使用料につきましては、この私債権の管理条例に沿った形で台帳整理なりしていく必要があるものというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

それから、この私債権というのがどんなものがあるのか、ちょっと資料を見せていただいても、私債権か公債権かという違いが、どの法律に基づくかということらしいので、この市営住宅であるとか、水道料金とか、医療センターの使用料とか、国民宿舎の使用料とか、こういうものを見ますと、私というより公という意味合いのほうが受ける感じとしては大きいように思うんですけれども、法律がどうということではわかりにくいので、この私債権というのはこれらのほかにどういうものがあるのか。また、その滞納が、けさの質疑では市営住宅の450万と水道料金の1,060万と医療センターの1,500万はお聞きしましたけれども、そのほかに項目と滞納額がありましたら、主なものをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず私債権とは、契約等の当事者間の合意に基づいて、私法上の原因により発生する債権というふうに規定がされております。公債権とは異なりまして、債務者は不服の申し立てができないといったことでございます。私債権は、民法または商法の規定により、1年から10年の時効期間の経過と、債務者による時効の援用によって消滅いたします。援用されなければ、私債権は消滅しないこととなっております。

それと、債権の種類と額でございます。2月末現在でございますけれども、まず市営住宅の使用料でございますが、182件、債権者数は16人でございます。約450万円でございます。あと、水道料金で5,056件、1,325人ですけれども、1,060万円。それから医療センターの使用料が754件、316人、1,500万円。あと住宅新築資金貸付金が1件1人ですが、650万円。福祉資金貸付金が1件1人でございます。40万円でございます。合計しますと5,994件で1,658人、3,710万円ほどとなっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

それでは、この条例を制定することによって、債権管理がどのように変わっていくのかということをお聞きしていきたいと思います。

先ほどもこの違いの中で、不服申し立てができるかできないかとか、時効が自然に成立するのかそうでないのかとか、あとは延滞金なども違いがあると思うんですけれども、こういうものがこの条例制定によってどう変わるのかを具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の条例制定につきましては、私債権管理事務の適性を図ることが目的でございまして、年々増加する未収債権において、支払い能力がありながら滞納となっている方がいる一方で、将来にわたっても支払いが難しい方もおられるということで、滞納者の状況がさまざまでございます。しかし、支払い能力がある方については、やはりきちんと支払いをされている市民の皆さんとの公平性を保つといったことで、法令に基づき支払いをしていただく必要がございます。このために、本条例におきまして、台帳整備や督促など債権管理の手続について、明確化、統一化を図るものでございまして、言ってみましたら行政事務条例かなというふうに考えているところでございまして、徴収につきましてはこれまでと大きな変更はないといったことではございますけれども、強制執行といったことにつきましても、やはり今までから法令に定められてございますので、それをきちんと適用していこうといったことで、今回条例を定めるといったものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

要するに、先ほどの公債権と私債権の違いの中で言っていた不服申し立てとか時効がどうか、延滞金の割合がどうかというようなことは一切変わることはないし、滞納の整理としてやってきたことのやり方としては変わりが無いというふうなご答弁だったのかなと思うんですけれども、この資料の中に、計画的な滞納整理という言葉があったんですけれども、計画的な滞納整理というのは、要するに公債権では行われていることを私債権でもやっていくというふうに私は意味をとったんですけれども、では計画的な滞納整理というのはどういう流れなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

まず、滞納が発生いたしましたら、きちんと台帳の整備をさせていただくといったことではございます。現在私債権を管理する部署におきまして、滞納者の状況についてはそれぞれが独自の記録方法によって管理をいたしておりますけれども、今後、効率的な徴収や法令に基づいた処分を行うには、やはり督促状の発送や滞納者との折衝記録といったものも重要となってまいりますことから、徴収計画を立てながら、管理台帳の記録項目などの統一を図って、効果的な債権の回収を行ってきたいというふうに考えております。

あと、そのほかには、条例第6条でございまして、督促とか強制執行がございまして、条例第7

条につきましては、徴収停止だとか履行期限の特約といったものもございますけれども、これらにつきましては、既に地方自治法の施行例に規定をされております私債権の扱いを、改めて条例で確認をさせていただいたということで、確認規定として今回条例に計上させていただいたといったところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ちょっとはっきりとわかりにくいんですけども、この督促や強制執行については、この文面を読んでいますと、先ほどの説明もあわせると、本来できるものをしていなかったの、これからは強制執行もしていくと、私債権についてもしていくというふうにとらせてもらっていいのかな。

それから、こういうことをしていくには資産の調査などもなされていくのかと思うんですけども、それは公債権、私債権かかわらず同じやり方でされるのか、どういうふうにするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

納付資力があるにもかかわらず、納付をしていただけない私債権の滞納者に対する強制徴収の方法の一つとして、支払い督促といったものもございます。これにつきましては、裁判所が債権者、私ども市の申し立て内容だけを審査して、債務者に対して金銭の支払いを督促する手続でございます。市からの申し立て書を審査した後に、支払い督促が発付をされまして、債務者に送付されることとなります。その後、2週間以内に債務者からの支払いまたは異議申し立てがなされなければ、市は仮執行宣言の申し立て、さらに2週間債務者から何もなければ強制執行の申し立てを行いまし、滞納金の徴収を図ることとなってまいります。

仮執行宣言が付与されましたら、市は裁判所へ強制執行の手続をすることができます。市は債務者に対して、裁判所を通して給与・預貯金・不動産等の差し押さえや、担保権の実行などの強制執行を行うこととなってまいります。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

何度も済みません。そういう強制執行という手続に至る前に、お調べするという段階のことを私は伺っているんですけども、例えば本人に承諾なしにそういう調査がなされるようなことがあるのかなということ、その1点、イエスかノーかでお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本人の承諾が必要でございますので、承諾のもとに調査をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

今回の条例について、債権の放棄であるとか、いろんなほかの徴収停止や履行期限の特約など、よくわかるんですけども、やはり午前中の答弁でも、回収意識みたいなことが言われていたのと、そういう強制執行ということによって、本当に払えない方と払わない方の扱いの違いをどこでやっていただくのかというのが本当に確かになるのかどうかということが私は心配してまして、今までこういうものがない中でも、やはり払えないのにひどい扱いを受けた、ひどい言い方をされたみたいな相談は、たくさんとは言いませんけれども、何件かあるわけで、そんな中で、さらにこういうことを、条例をつくるときに、払えない方と払わない方のその違いをきちっとわかって対応していただけるかどうか、そのところはどこでどういうふうにしていただくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の条例制定につきましては、厳しく取り立てを行うといったことがまず目的ではございませんで、まずは私債権の適正な管理を行うことが目的でございます。

一方で、社会的な弱者に対しまして救済措置を講ずるということも基本として制定をいたすものでありますので、すべての滞納者に対して強制執行を実施するといった目的で制定するものではございません。滞納者の状況はさまざまでありますことから、その生活を著しく逼迫させることがないように、法令や社会通念を勘案して、徴収停止あるいは履行期限の延長、債権放棄といったことを考慮しながら、それぞれ滞納者の状況に応じた判断を行っていくものでございます。

その判断につきましては、現在私どもでも判定委員会といったものも持っておりますので、その中で判断を伺っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

次の質疑に移ります。

議案第12号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

昨年の12月に、経済情勢や増収効果などを踏まえて、厚労省がずうっと続けてきた限度額の引き上げを見送った、24年度の引き上げを見送ったとのニュースがありました。そういうものを受けながら、今回亀山市はあえてこういう改正を上げられたわけなんですけれども、なぜ今回条例の改正をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

条例改正につきましては、昨年度に地方税法の規定により、施行令が一部改正をされ、国民健康保険税の課税賦課限度額が引き上げられたことから、毎年法改正の翌年度に改正をいたしており、今回も平成23年度に続き、国民健康保険税の課税賦課限度額を引き上げ、高所得者から応分の負担をいただくものでございます。

なお、県下の14市の状況でございますけれども、23年度から引き上げた市が3市、それからの10市では本市と同様、平成24年度から引き上げるとお聞きをいたしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

国が24年度も引き上げることになってきていけば、こうやっておくれおくれで引き上げるといっても考えられないでもないのかなと思ったんですが、今回は厚労省は将来的に協会けんぽ並みの110万まで引き上げるといながら、連続してずうっと引き上げをしてきたけど、やはり今回このいろんな情勢であるとか、国民からの声であるとか、中間層の税率の緩和や限度額、これにつながらないとか、中間層を助けることがつながらないとか、いろんな理由で今回見送ったという状況の中で、値上げのカードが残っているから今出すということではなくて、どうしてお考えでしたのかなと思ってまずお聞きしたわけです。

この18年度からも本当に年々上がってきているんですけども、この近々の7年間で合計幾らから幾らにどんだけ引き上がったのかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

平成18年度から、これ合計でございますけれども、基礎課税額、後期高齢者支援金、介護給付金の合計額で申しますと、平成18年度が61万円、それから今回77万円となりますので、16万円の引き上げとなり、応分の負担をしていただくというものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

16万円の引き上げを数年間でされたということですね。

今回のこの77万という引き上げに該当するのは、一体所得が幾らぐらいの世帯であるのか。また、その世帯数はどれだけで、全世帯に占める割合がどれだけなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

この24年度で申しますと、平均的に40歳以上の夫婦の所得で申しますと、880万円以上の世帯の方が対象になると。個別で申しますと、基礎の部分で申しますと、それに対して当市では780万円、後期が773万円、介護が880万円というようなことでございます。

占める割合でございますけれども、超過する基礎の部分では世帯数は91で1.4%、全体になりますけれども、それから後期が97件で1.5%、それから介護は26世帯で0.8%ということでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、他市他県で聞かれている今回の77万の限度額引き上げを先んじてやった市町から、割と中間所得の方もこの引き上げにかかってくることがある。400万円台、500万円台でも引き上げにかかってくるというような声が上がって、それが今回、次の引き上げを見送った理由の一つでもあると思うんですけれども、そういう例があるんですけど、亀山市におきましては、そういう今のご答弁ですと、中間所得に当たる方はひっかかってこないということですね。それは一つ確認しておきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

議員が申される、国が平成24年度の引き上げを見送ったことにつきましては、全国的には所得割の高い保険者では、所得が422万という中間所得者でも賦課限度額に達するケースがあり、このような中間所得層の急激な保険税・料の上昇を避けるために引き上げを見送ったとの見解でございます。

当市においては、国がいう中間所得者層の所得、今申しました422万円の対象とは今のところなってはございません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

わかりました。

それでは、今回の引き上げで、一体増収が幾らになるのかということと、それが全体の何パーセントを占めるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の引き上げによりまして、増収額は240万円で、税全体の0.29%となる予定でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

非常に低い割合で、やっぱり全国的にも税収効果としてどうなんだということが言われているということで、今後考えていかれると思うんですけれども、あとはこの引き上げに該当する世帯に滞納があるのかどうかということを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

引き上げにおいて対象となる世帯につきまして、現時点において滞納されている方はございません。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

最後になりますが、今回のこの引き上げの税収とかいろんなことを聞いてきたわけですが、効果としてどのようにお考えなのかお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の税改正の効果というところとあれですけど、最初にご答弁もさせていただいたんですけども、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることによって、高所得者からの応分の負担をしていただくというのが今回の目的でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

最後と言ったんですけども、全国の市町から、やはり一律に限度額を引き上げるのは限界ではないかと。この亀山市の場合は高額所得者だけであつたんですけども、市町によっては違うこともあるし、高額所得者がどれぐらいいらっしゃるのかというのが市町によって違うということで、市町から要望も出ているということですので、ぜひ、うちは大丈夫だから、これどんどん引き上げてもらっていいということにはこれからもなっていないのではないかな、国さえこれ一回考えていることですので、私からも考えていただきたいなあと思います。終わります。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時09分 休憩）

（午後 3時19分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それでは、本日の最後、ただいまから議案質疑、議案第1号亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について質問を行いたいと思います。

先ほどから2の方が質問をしていただいたわけでございます。私はちょっと角度を変えて、この条例を制定する以上は、当然のことながら日本語の文章がついておるわけですね。この条例文に関してちょっといろいろと腑に落ちんこともあるので、基本的な考えは先ほど2の方がしていただきましたけど、やはり条例文というのもおろそかにはできないということですから、質問を行いたいと思います。

本条例の4条から6条では、市長が私債権の保全、管理、取り立てに努めなければならないと定

められておるわけでございます。現在、私債権の項目とか、その未収額については、先ほど以前の質問で答弁があつて、大まかな金額は説明をいただいたわけでございますが、関ロジは全く話がなかったですけれども、関ロジに関する未収というのはゼロと、そういうふうに判断していいわけですか。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

岡本議員の未収金のことでございますけれども、やはり売り掛けというか、その中での一部の未収金はございますけれども、それは年度内に回収ということで、基本としております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

私がこの条例文に関して気になるのが、第8条ですね。第8条第1項に、いろいろ放棄に関する項目が定められておりますが、まずこの第2号は破産法による放棄、第3号は時効、第4号は強制執行しても取れなかった、第6号は相続を発生した場合、相続後の財産が優先順位が低いもので取れなかったとか、第5号は徴収停止を行ったけれども、結果的に状況の改善がなかったと、そういうことで取れない理由を示してあるわけですが、こういうのは私はやはり法的な根拠のあることですよ。自己破産したらチャラやと。時効でもチャラやと。それはいいんですよ。だけど、気になるのはこの第8条の第1項の第1号、ここに書いてありますね、債務者が生活保護法による保護を受けている者、またはこれに準ずると認められる者云々という記述がありますけれども、こういうふうな場合は、この記述に書いてあるように、当該市、亀山市の私債権について履行される見込みがないと認められるときと書いてあります。認められるということは、だれかさんが認めるんですわね。自然と認められへんから。これは一体だれが、この人はもうあかんと認めるのか。私が思うのは、こういった規定が明文化されると、やはりこれが逃げ道になって、取り立てる方は努力を余りしないと。もうやすきにつくと。そういつて安易な債権放棄が起きるんじゃないかという心配。

また、逆に言うと、ここにこういうことが書いてあると、例えば生活保護を受けておられる方から見ると、これを読んだら、我々はすぐに、こんだけはっきり書いてあるんやから、市は債権をすぐに放棄してくれるであろうという期待が発生しますわね。その結果、モラルの低下を招くんではなからうかと私は思うわけですよ。

こういうふうな、この第1号のこの記述というのは、考えようによると、市は特定のこういった方に対して支払いを期待しないというようなことを明文化したようなもので、ちょっと僕はいささか問題があるんじゃないかと思うんですけれども、どういうふうにお考えか、ご返事をいただきたい。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

条例第8条につきましては、市の私債権の放棄について定めたものでございます。先ほどからご

答弁をさせていただいておりますように、私債権につきましては時効期間が経過した債権であっても、債務者からの時効の申し出と申しますか、援用がないと消滅しないことから、債務者が行方不明であるなどの理由により事実上徴収が不可能な場合であっても、その債権を管理し続けなければなりません。このように、将来的に徴収が不可能な債権でありましても、債権を管理し、台帳を整理し続けることは、債権管理を行う上で大きな負担になっているところでございます。

そのため、このような債権のほか、債務者が生活保護、またはこれに準ずると認められる場合で、その後においても生活状況の回復が見込めないといった場合など、徴収の見込みがない場合については、債権を放棄することができることといたしまして、債権管理業務の効率化を図ることを目的としているところでございます。

なお、8条第1項第1号につきましては、債務者が生活保護法による保護を受けている場合、またはこれに準ずると認められる場合であり、その後においても、生活状況の回復が困難で、当該市の私債権について履行される見込みがないと認められる場合に、債権の放棄が可能となつてまいります。なお、放棄に当たりましては、慎重な判断が必要となりますことから、安易に債権放棄をすることにならないよう、判定委員会にて判定を受けた後、放棄を行うことといたします。

また、議員がご心配をされておりますところの生活保護の受給者と同程度の方の不公平な状況ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、債権の放棄につきましては慎重な判断が必要でありますことから、判定委員会にて判定をするといったことで、不公平な状況にはならないようにいたしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

この判定委員会というのは、どういう人から構成されているのか、教えていただきたい。一応お金が絡む話ですから、相手の財産の状況というものをまず把握する必要もあるわけですね。だから、そういった部門の方がおられるとか、そういうこともあるかと思いますが、どういう方で判定委員会を構成されているのか、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

判定委員会につきましては、亀山市滞納処分等判定委員会要綱に基づき設置をされてございます。委員長につきましては副市長、副委員長につきましては市民部長、委員では弁護士、収納指導員、税務室長、収納対策室長、保険年金室長、子ども家庭室長、上下水道管理室長、以上でございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

それを伺うと、判定委員会というのも弁護士の先生も一枚入ったり、それなりに合理的な人選であるとは思いますが。

ところで、この条文、先ほどの第8条の第1号ですけれども、この条文自体はお国の条文を要は持ってきた条文だと思うんですけれども、その点いかがですか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

8条に定めます放棄の基準につきましては、国の債権管理事務取扱規則に準じまして規定をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

このお国の基準に準じて条文をつくったというわけですが、このお国の基準というのは、案外以前の話じゃないかと思うんですよね。なぜそのようなことを言うかといいますと、時代が変わっていくといいますか、状況が変わっていく。だから、条文はそのときつくられた条文と今とはニュアンスが変わってくる。というのは、今ワーキングプアという言葉が使われて親しい。また、経済評論家の森永先生なんかは、年収300万円時代の生活とかそんな本が出ておるんですよね。だから、僕が推測するには、お国の条文をつくったときはもっと景気のいい時代で、本当に生活保護を受けられる方は低収入やったかもわからん。だけど、今はこういうふうな状況になってしまって、要はまともに働いておっても、例えばお母さん1人働いておるとか、そういう状況になってくると、もう生活保護の収入と、もうちょっと上とか、その程度のレベルの話もようけあるんですよ、世間にはね。だから、こういった条文はちょっと今の社会情勢にはマッチしないような気もするんですよね。

昔はそうやったかもしれん。このつくったときはね。だから、こういう条文をつくるときは、やはりせつかく新しい条例をつくるんやから、お国の持ってきたやつはそれはそれでいいけれども、やはり今の状況も考えて、一たん厳密に日本語として言葉が上がってしまうと、これが一人歩きをする。どうしてもそれに頼ってしまうと、行政する方も縛られるというか、だから僕はどうかと思うんですよね、第1号は。

そして、このやつは確かにもっともらしい文章やけれども、やはり法的根拠がないと。いろんな方が集まっているいろいろ相談するんやけど、それにもやはり恣意的な面も出てくる、人間のやることやから。そしてこういった私債権というのは、民間同士やったら、もうええわ、借金まけたるわと。自分が損するだけ、それはよろしいわね。だけど、こういうのが余りにも一人歩きをしてしまって、回収がまた落ちたりすると、結果的にどうなるかという、市民の負担になるわけですよ。例えば医療センターの1,500万ですか。これ結局全額ペアになったら、その分だけ金が足らんからどっから持ってくるかという、医療費上げるわけにいかんから、結局市の持ち出しと。そういうふうな民間同士の債権じゃなくて、市民全部にかぶってくるということが当然あるわけですから、私は安易な債権の放棄というものは極力慎むべきであるし、場合によっては背任罪に問われたりすることもあるのではなからうかと思ったりするんですけど、そういったことに関する考えはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

放棄の規定でございますけれども、国の債権管理事務取扱規則に準じて条文を作成させていただいておりますけれども、この規則につきましても、昭和31年ということで古うございますけれども、現に活用されている規則でもございますので、適切であるというふうに考えてございますし、特に1号の生活保護につきましても、当然生活保護者、またはこれに準ずる者ということで、著しく生活困窮者といったことを規定いたしております、資力の回復が困難で私債権の履行見込みがない者ということで規定をさせていただいておりますので、特に私としましては問題もないというふうには考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

私としては問題があると考えておるわけで、これは見解の相違というやつですね。

次に行きますが、台帳整備ということが書かれておりますが、これは今各部署がばらばらにやっておることを統一してやろうという話と思っておりますけれども、このときに債務者の名寄せといいますか、ようあるでしょう、銀行なんかで名寄せという言葉、例えば水道なら水道だけでだーっとリストを出して、医療センターは医療センターでだーっとリストを出して、それで終わりなのか、それとも特定のこれこれこういう人物はあっちにもこっちにもあると。そういうふうな名寄せというものを行って、もうちょっと実態を把握するようにするのか、その辺のことも教えていただきたいし、また、その取り立て、強制執行に関しては、例えば水道代も払っておらん、住宅代も払っておらん、また医療センターの医療費も払っておらんという人がおったら、一括して取りに行くのか、それとも個別の担当者が別々に足を運んで取り立てをすとか、そういったやり方に関してはこの条例ができたら変化がありますか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

今回の条例の第5条におきまして、市の私債権を適正管理するため、台帳の整備を義務づけてございます。私債権を管理する台帳につきましては、現在、私債権を管理する部署において、それぞれ債権別に滞納者の状況について、独自の記録方法により管理をしているところでございます。今後、効率的な徴収や、条例に基づいた処分を行うためには、督促状の発送や滞納者との折衝記録などが重要となってまいります。このことから、記録項目など統一した台帳により管理を行うことで、関係室間との情報共有といったものを図りながら、効果的な債権管理を進めていくことといたしております。

また、債権の徴収につきましては、それぞれの担当部署におきまして、徴収計画を立てながら効率的な徴収を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。ただ、強制徴収等々につきましては、先ほどの判定委員会で判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、徴収という行為に関しては、やはり責任を持って各担当が個別にやると、そうい

うことになるわけですね。

それから最初の方に書いてある、私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないと、こういうふうな項目があつて、これどういう形で報告するかですけど、今現在でも、例えば専決に関する報告で、例えば交通事故を起こしたと。相手の方の住所、名前から出てきますね。専決に関しては、交通事故を起こした相手方はどこのだれだれで、修理代は幾らで、これを専決処分しましたと。こういうふうな形になるとは余り思えませんが、ただ1行書いてあつて、債権放棄をしました。水道代、金幾ら也、以上終わり。そういうふうなものも余り簡単過ぎるんじゃないかなろうかと思うんですけども、どういった形で議会に報告をしようかと考えておられますか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

第2項について、債権放棄を行った場合の議会への報告事項としては、債務者の氏名だとか住所、生年月日とか、連帯保証人の氏名、住所、生年月日といったことで、非常に債務者のプライバシーの問題等もありまして、配慮すべき事項もございますので、報告事項につきましては、十分に今後検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

確かにこういう話は名誉な話じゃないもので、それは交通事故の専決処分の報告のようなわけにいかんと思えますけれども、余り木で鼻をくくったようなやつも好ましくないから、それなりに議員のメンバーが見て納得のいくような形で報告をしていただきたいと。

最後に第8条の第1項の1号の規定ですね、私がさっきからいろいろ問題にしておる、これに関しては見解の相違といたしますか、市側はこれは妥当やと言うし、私は好ましくないと言うわけですけど、これ見て思うんですけども、今から昔の話ですけども、2,000年以上前の中国で、楚の国というのがあつて、その国で、あるお金持ちの一家があつた。その召使たちが主人様からお酒をいただいた。このお酒をどうして飲もうかと相談して、一つの考えが、蛇の絵をかいて、早くかいた者から酒を飲もうと。皆さん召使が蛇の絵をかいて、一番最初にかいた者がお酒を飲む権利を有するわけですが、その人物が余計なことに蛇に足をかいた。私は足をかくことができると。それで2番目にかいた召使が、蛇には足はないんだと言ってお酒を飲んでしまつて、最初に蛇の絵をかいた人はお酒を飲むことができなかつた。こういうお話がありますが、私はこの第1号の項目は、やはり蛇の足であると。蛇足ですよ。蛇足というのは、あつてもええけれども、ないほうがいいんじゃないかといいますか、やはり僕はこの第8条第1項の第1号の記述は、これは蛇足やから、もう思い切ってなかつてもいいのではなからうかと、私は思いますよ。今さらこれを抹消というわけにはいかんかしらんけれども、これは蛇の足のような記述であつて、逆にまずいことが起きるんじゃないかなろうかと、そういう心配をして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

以上で本日予定いたしておりました通告による議員の質疑は終了いたしました。

続いて、お諮りいたします。

まだ質疑は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明7日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 3時42分 散会)

平成 2 4 年 3 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成24年3月7日（水）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

- 議案第 1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 2号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 4号 亀山市水防協議会条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第10号 亀山市立公民館条例の一部改正について
- 議案第11号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 議案第12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第13号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第14号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第15号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第17号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 議案第18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第20号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第23号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第24号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について
- 議案第26号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成24年度亀山市水道事業会計予算について

- 議案第31号 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について
議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
議案第34号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合
規約の変更に関する協議について
議案第35号 市道路線の認定について
議案第36号 亀山市基本構想の変更について
議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について
報告第1号 専決処分の報告について

- 第 2 請願の委員会付託
第 3 予算決算委員会委員の選任について
第 4 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君

文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、おはようございます。

さわやかに質問せよというご指示がありましたんですけども、市長にはちょっと耳が痛いかわかりませんが、その点をご容赦いただきたいと思います。

まず、議案第19号の23年度の一般会計補正予算についてお尋ねさせていただきたいと思うんですけども、23年度の予算について、私なりに総括を申し上げたいと思います。

23年度の予算は、亀山市というよりも世界が大不況で税収も減って、市長が言われる身の丈に合った予算編成という形でやってこられました。シャープが来た折には、いろんなビル、マンションというんですか、ビジネスホテルとか、アパートも建って、人材派遣の人もおって、亀山5万の市になったという形で、急成長しておると近隣の市町村からうらやましがられるような経済状況やったと思うんですけども、そういうような中で、市長が23年度に身の丈に合った予算をということで、当初200億ぐらいの予算を組まれたと。

その中で、各案によって、繰越明許等で12の事業が繰り越しされた中で、ほかにも、23年度、市民のためにどうしてもせんならん施策がたくさんあったと思うんです。

特に、1番目に申し上げたんですけれども、9款消防費の消火栓整備事業で、当初予算2,100万強の予算が組んでありました。その内容につきましては、市長もご存じのように、市内36基の設置を行うというようなことで、消防のほうから設置をしたいという要望があった中で、完成をされたのが16基、未完成が20基というような形で、今回1,237万9,000円の減額がされております。

市長は、なぜ減額になったかということについて、よくご存じだと思うんですけれども、そのことについて、どういう形で担当部のほうに指示をされたのか。なぜ36基の消火栓を新設・更新をするというような予算が上がっていたのに、年度末で完成が16基、未完成が20基という状況について、市長はどのような形でこういうようなことを確認されたのか、一遍お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

決算委員会のようなご質問でございますが、平成23年度の亀山市一般会計の補正予算の件であるかと思いますが、消火栓整備事業1,237万9,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、今ご指摘をいただきましたように、23年度中に計画しておりました36基の消火栓工事が、上下水道部の工事計画変更によりまして15基となったところでございます。

また、現在の当市における消火栓の充足率は、これはもう議員もご案内のとおりだろうと思いますが、国の示す基準に最も近い数値でございまして、当初計画しておりました36基の工事につきましても既設消火栓の入れかえ工事でありますことから、市民の安心・安全については十分確保できているものと考えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

消火栓の充足率で、上下水道の工事によって更新ができなかったと。更新というか、当然、消火栓は、市内に恐らく2,000カ所以上、もっとあると思うんですけれども、どのような原因でやと、原因ですな。原因が、それは工事の都合というよりも、そうすると、なぜ工事のそういうような支障が起こったのかと、そこがちょっと私知りたいんです。

更新すべきもの、確かにその36基の中に、1基は新設がみどり町で行われました。各地区の設置場所等々の資料もいただきました。それも市長の手元にも行っておると思うんですけれども、やはり消防署が現場というか、地域の初期消火を第一に、地元の自主防災隊とかの皆さん方が初期消火するのにおいて、上下水道の工事による入れかえということも理解はできるんですけれども、なぜそういうことが起こったのか、その原因をちょっともう少しお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

消火栓の減基数の原因ということで、上下水道部に起因するもののほうを説明をさせていただきます。

上下水道事業に起因する消火栓の整備基数につきましては、予算要求時点で次年度に予定をしております配水管の改良箇所を参考といたしまして、消防本部において基数を算出いただいております。

上水道事業の配水管改良は、公共下水道事業、農業集落排水事業に伴うものと老朽管の改修がございますが、配水管に消火栓が設置をされておりますので、管の改良に際してはその消火栓をつけかえる必要がございます。そのような中、配水管の改良箇所が変更になる場合や工事を取りやめた場合、さらには改良工事を施行しても既設の消火栓に支障が出ない場合がございますので、設置基数が変更となっておりますのでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、必要のない消火栓の予算要求を消防署がしたんかということですか。一つ問題になるのは、みどり町ですな。みどり町に9基の消火栓、新設1基及び8基の改良をしないと。みどり町は既に公共下水等々の工事も終わっておる。そうすると、9基のうち3基は、今回新設1基行われて、2基は改良したと。6基は据え置かれたと。その6基ができなかった理由は何でしょうか。

今、答弁された内容について、そうすると6基は、担当としては不必要だったのに要求に従ったということですか。何らかの要因があって、みどり町で9基要望があって、1基の新設は、延長上、やはり消火栓の位置がふぐあいがあるから、もう1基新設せよということで、新設がなされておるとことは聞いております。

だけど、6基ができなかったのは、今の答弁では、私は不合理と思うんですけど、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの消火栓の減数につきましての内訳を、ちょっとご説明をさせていただきます。

今回の整備基数につきましては、当初全体で、既設消火栓のつけかえとしまして36基を想定をいたしておりました。公共下水道事業の事業費の減少に伴う工事箇所の減少によりまして9基、それから、農業集落排水事業の減少に伴う工事箇所の減少によりまして5基、配水管の改良工事の施行年度を変更しましたものが6基、それから、下水道工事予定箇所の変更に伴いまして6基、下水道工事を施行しましたけれども、上水道管に影響がなく消火栓が必要とならなかったものが5基、合計で31基が減となっております。

しかしながら、本年度、道路改良などの工事に伴いまして、新設を含めまして10基を整備をい

たしておりますので、当初に予定した5基と合わせて15基となったものでございます。

みどり町に関しましては、一部、施行年度の変更というのもございますもので、それで減少しておるといってございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

だから、施行年度の変更ということについてを明らかにしたいんですよ。そうすると、ことしには必ずできるということですか、変更ということは、そこら辺をちょっと聞きたい。

○議長（小坂直親君）

三谷上下水道部長。

○上下水道部長（三谷久夫君登壇）

ことしの年度のほうにも回してあるものもでございます。それから、地元との調整もございまして、予定としましては、24年度で予定はしておりますけれども、その年度で調整した上で、また施行基数が変わってまいるかなというふうには思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

地元調整ということは、どういうことですか。

亀山市は、防災力の強化を、まずは消防署から、この地区はどうしてもそういうようなことで整備をやるんやったらというような形で、整備も新設もやってもろうてますけれども、地元調整ができないというのはおかしいんですやないか。地元には自治会長も見えるし、なぜそんなことができないの。それは強く行政が地域に、どうしてもこれはせざるを得んと。地元調整ができなかったら、最後までほっておくのかと、できやんままで。それは、消防署がきちっと要求するというところについて、できやんことになってくると違うんですかな。市長、どう思われますかな。なぜ、地元調整ができやんのかと。それは、やっぱり市長がきちっと、地元の自治会長さんと一遍話しして、この消火栓だけはこの際にきちっと整備をやりたいと。だから地元の人たちも協力してくれと。市長、地元に対して、そういうような要請をしたことあるんですかな。一遍それを聞きたい。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、すべての事業を展開するに当たりましては、地元の皆さんに、特に自治会長さんを中心に事業の説明をさせていただいて、いろんな調整を事前にさせていただくというのは当然のこととございまして、今議員がご指摘をいただいております、その消火栓の今回の事業確定、国の補助費の確定とか、さまざまな要因の中で当初の計画と異なってきたという状況でございます。

ご懸念というかご心配のところは、今回、市民の安心・安全について、既設の消火栓のつけかえでありますことから、特に影響を与えるものではないというふうに思っておりますが、今後、より実態に応じた、例えば今の消防本部、それから上下水道部のさらなる連携を図って、整備基数、実

態に応じた整備基数となりますよう、この連携を強化していくということは大変重要なことだというふうには思っておりますが、地元に対する説明ということは当然丁寧に、今までもそうですし、今後もしっかり対応させていただくと、このことは基本中の基本であろうというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

道路の新設、改良の場合に、土地の補償金の問題とか、そのことで支障が起こって翌年度送りになっておる事業がたくさんあります。それはいろいろ利害関係がありますからやむを得んと思うんですけども、事、その消火活動で、このことについては地元の調整がつかんということで翌年度送りというような事業は、今後ないようにしていただきたい。それはやっぱり市長が先頭に立って、もめておる部分は何かということを究明して、きちっとそういうようなことは解決していただきたい。

道路問題はいろいろ利害関係あるもんでね、いろんな利害関係あるものはしょうがないとは思いう。けれど、事、防災力の強化、整備の充実、そのためには年度当初に計画した部分はきちっと消化していただきたいと思います。

こればっかりやっておったら時間がたちますので、その点は十分肝に銘じて、市長、担当部がきちっと業務ができるように指示を出していただきたい。

次に、10款教育費、中学校給食の実施事業で、委託料710万8,000円の減額。減額理由についてお教え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

中学校給食実施事業の減額でございますが、中学校給食調理等業務委託料と中学校給食運用支援業務委託料の710万8,000円の減額であります。いずれも、平成23年度から平成25年度までの3年間の債務負担行為による契約で、減額の内訳といたしましては、入札差金が53万3,000円、中学校給食調理等業務委託料の不用額が657万5,000円であります。

本契約は、1年当たりの固定費と単価分、1食173円の食数を合わせて契約をいたしておりますが、契約時には喫食率を、亀山中学校60%、中部中学校43%と見込んだところでございます。

これは、亀山中学校については、平成23年度実施前に行ったデリバリー給食試食会にて行ったアンケート結果により、デリバリー給食を注文したいとの肯定的な意見が83%を占めていたことから、60%といたしました。また、中部中学校においては、平成22年度の喫食率が40%であったことから、43%といたしました。現実の喫食率は40%未満とスタート時から大きな変化がなく、見込みとの差が不用額となったものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

はい、わかりました。173円でデリバリー、いろいろ委託やっておるんですけども、僕はデリバリーというのはあんまり好きやないんですけども、自校方式が一番ええと思っておるんですけども、そういうような見込み違いやったというのは、親御さんらが弁当つくってくれると。できたら今後とも教育委員会としては、関地区についてはセンター方式で中学校はやっていますけれども、亀中、中部中については、親御さんらに、どうしてもデリバリーに頼らず、弁当を子供たちにつくってもらうように、指導をしていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、今後の推移を見させていただきます。

次に、基金積み立てですけれども、平成28年に、財調がゼロになるという状況で、なおかつ、お金が5億2,000万ばかり余ったで、庁舎基金に4,519万5,000円を積み増しをすると。当初は運用益だけでしたんですけども。

28年にもう財調がなくなるのに、いつ建てるかわからん庁舎に4,500万も積むよりも、財調へ何で積まなかったんか。どうですか。

何でこれ、目的も、いつ建てるかわけもわからん庁舎建設に、これから28年には財調もなくなると言うたのに、そういうような予測をしておりますわな。何でこれ4,500万も積まはったか。その理由を教えてください。何か目的ありますか。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

庁舎の建設基金につきましては、これまでもさまざまなご議論をいただいております、平成23年度当初予算におきまして、予算編成時の財政状況を考慮するとともに、庁舎建設そのものが一時凍結をしておりますことから、運用益のみの積み立てといたしたところでございます。

そのような中、各議員から、なぜ積み立てをしないのかといったご質問もいただいたところでもございますが、積み立て自体は将来の建設資金のために必要であると十分認識もいたしております、財政状況を見きわめながら積み立てを行ってまいりたいとご答弁を申し上げたところでございます。

このようなことから、今回3月補正におきまして、歳出の減額などから財源に余剰が生じたので、今回4,519万5,000円を積み立てまして、今年度の積立額を合わせまして5,000万円といたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

それは、だれの指示で積んだんかな。まさか、総務部長の判断で積み増しをしましょうと言うたわけやないでしょう。だれかの許可があつて積み増したんでしょう。それどなたですか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

最終判断は市長でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長にお尋ねしたい。市長は、任期中は建てないということやけれども、将来に向けて、28年度にはもう財調がなくなるという見通しの中で、なぜこれを財調へ回さんと。私は、減債基金の積み増しのときは反対しました。なぜ、そんな17億も要るんやと。亀山市には4億相当の減債基金で十分やと、他市の例から見ると。その分だけ財調へ積み込んでおいて、それで必要なときにはそこから運用したらええやないかというようなことを言うておったんですよ。

今回、余剰金と言ったらおかしい言い方ですけども、庁舎基金へ積みめというか、何に基づいてですか。ほかにようけすることありますやろ。あなたの指示でこのように積んだと。そうすると何か目的あるのかな。そこを聞きたい。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

庁舎の基金でございますが、従来からも考え方をお示しさせていただいております。

基本的に、庁舎建設については従来の方針を堅持をさせていただきたいと思っておりますが、その折にも申し上げてまいりましたのは、将来いずれか、庁舎建設の財源となります折に、いわゆる自主財源を積み上げておくことで、その折の起債額が抑えられることができる。そういう意味で、やっぱり基金として、目的を持った基金でございますけれども、将来のために積み上げていこうという方針は、従来からとってきたスタンスでございます。

そういう中で、ちょうど1年前のこの予算議会、定例会の中でもご議論いただきました。当初予算に、23年度は基金を、財政状況も厳しい中でゼロということで、23年度スタートさせていただきました。議員を初め、なぜ積み立てをしないのかといったご質問、ご意見等もいただいたところでございますが、しかし、今回の3月補正におきまして、歳出の減額などから財源に余剰ができましたので、その分を積み立てさせていただいて、今年度の積立額を5,000万円といたしたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

確かに、将来庁舎を建てんならんということは私も重々わかっています。だけど、古い話で申しわけないけれど、2年半前に市長選挙があつて、あなたは庁舎建設は凍結しますと。本来、田中市長のときに、もしそのままその計画を推進しておつたら、今どこかの場所に新庁舎のくいを打つ音が既に聞こえておるんですよ。恐らく2年はかかると思うんです。

だけど、あなたが市長にならったもんで、その合併特例債、昨日の本議会の質疑でも言わせてもろうたけれども、あなたはことしは離陸の年やと言うけれども、合併協議会で協議した中で、唯一残っておるのが庁舎ですよ。着陸するところは、総合計画で一つの行政としての区切りがつくのが庁舎の建設であつたんですよ。それが、19年に組まれた第1次総合計画やったんですよ。それ

を、あなたが22年度に市長にならばって、そして庁舎建設の凍結ということになったんです。だから、目的もないものに金を積むなと言うんのは、リニアもそうですやんか。言われてますやろう。目的基金というのは、やっぱり年度を明示したものに目的があるんです。将来というのは、そういうような意味合いで、将来をもっと見据えるんやったら、28年度に財調が枯渇するというようなことで表現までされておるんですから。そやから、財調にもちょっと積んどいたほうがええんと違うかと私は思う。

もう一遍確認しますけれども、あなたは任期中、25年の1月ですか、あなたの任期は。市長の第1回目の任期は25年やと思う。そうすると25年の1月までは積み続けると思うんやけども、何か目的があるんかな、この辺やという。あるんやったら、ある程度理解できる。目的もはっきりせんものに、金はなくなるけれども、この庁舎建設の将来のために積むんやと。今ある4,500万は28年度に枯渇する財調へ積んどきゃあ一番、たとえ4,500万でもええんと違うんかな。くくってしまえるもん。自由になるお金にしておくのが、今、不況で税収も減った中での最大の手法と違うんかな。どうやな。もう一遍聞きたい。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

庁舎の基金につきましては、将来の備えのために自主財源を積み上げていくと、これは当然必要なことであろうというふうに思っております。議員のご趣旨は、これを財調に積むべきではないか、自由にまた活用できるのではないかとということで、従来ご指摘いただいております内容と若干違うと思うんですが、しかし、これは21年以降、財政的に非常に厳しい流れの中へ入ってまいりますので、例えば、これは目的を持った基金でございますが、減債基金を積み上げてまいりました。約17億ぐらいになっておると思います。新年度の予算編成に当たりましては、当然、財調から13億、それから公債費が約二十数億まで、大分伸びますので、この減債基金から約5億を取り崩して、新年度の予算の編成に当たらせていただいたものでございます。

したがいまして、それぞれの基金は当然目的を持って、中・長期的にその備えとして準備をしていくという意味で意義があるものというふうに考えておりますし、それが財調であろう、特定目的の基金であろう、これを本当に組み合わせながら、非常に安定をした行財政運営をしていくと、このことに尽きようかというふうに思っておりますので、その点については深いご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

安定的な財政運営をしていきたいというようなことを聞きましたもので、次に移りたいと思います。

議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について、予算編成において、主課題についてお伺いしたいと思います。

22年からの中・長期財政計画ですか、そういうようなことで出さはった。また改めて今回出さはった、第2弾というのをね。これは、いろいろ要望して、当初に組んだときよりも、社会情勢、

経済情勢が変わったもので、改めてまた出さはったと思うんですけども、市長は、以前から身の丈に合った予算、22年のときに出さはったのは、身の丈に合った予算にするためには、4年間で5億削減して、26年までに170億ぐらいの予算が亀山市としては妥当やと。

いみじくも、きのう中崎議員が言われました。義務的経費云々でいくと、大体170億ぐらいが標準的な経費ではないかと。新規事業はないやないかという中で、今回211億という予算を組んだ、その根拠がわからんと。私もわからん。

ただ、言われましたな、和賀白川線、白川小学校、もろもろの事業があるもので、211億に膨れ上がったと。これは、原課の担当者も努力してもらっておると思うんですけども、繰り越した金を乗せただけで、実際、何かわけのわからん76万がこれ新規事業だと大きな声で言っておったんですけどな、きのうも。私もちょっと大きな声出させてもらったんですけども。

そうすると、市長が今回、その12億強の増額予算を組んだ主な課題、繰り越したお金は別ですよ。青空何とかかんとかで、ちょっとわからんですけども、だれが考えたの、これ。屋根のない博物館で、わけがわからん、これも。それがメインの事業やとか。

そういうような、一遍、この和賀白川線、そういう繰り越した事業費を除いた中で、編成における24年度の一体目玉といったら何ですよ。

確かに、溶融炉の長寿命化の費用、これはきのう、私どもぼぶらの伊藤議員がいろいろ質問されました。これは5億円ぐらい。それから、井田川小学校の増築、これも桜の木を7本切って増築するんですな。あなたはマニフェストに、亀山市に1,000本の桜の木を植えますと。30年たった桜の木をあなた切って、そこへ増築するんやと。だから、そこら辺の事業は別にした、一体目玉は何ですよ。一遍そこを教えてください。身の丈に合った予算を踏まえて。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平成24年度の予算編成に当たり、取り組むべき特徴的な施策ということでございますが、まず都市の耐震性を強化するための白川小学校の耐震改修事業、また、まち魅力の磨き上げと発信といったことで、屋根のない博物館創出事業、市民の健康を支えるための積極的な支援といたしましてがん検診推進事業、すべての子供たちを支える学びと育ちの環境づくりといったことで、井田川小学校教室増設事業や、東小学校の整備事業を実施いたすものでございます。

このほかにも、先ほどご質問にもありましたが、3カ年の継続事業としてごみ溶融施設長寿命化事業に着手する一方で、喫緊の課題に対応するために、新たな民間の保育所の整備に対しまして支援をいたします民間保育所の整備事業などを計上いたしております。

このように、継続的な事業だとか喫緊の課題を解消する事業のほかに、これまでから住民サービスを低下することなく継続的に提供することも不可欠であるということで認識をいたしてございまして、今回、財政調整基金など、あらゆる財源を駆使いたしまして、積極的な予算としたところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

そのとおりのや思う。もう耳にたこができるぐらい何遍でも聞いとるがな。同じような質問をしてはるんやで。私は市長に聞いたんや。同じ答弁繰り返してもうて、これ1分も使ってもらうのは、まことに遺憾ですんやわ。市長として、どのような指示を出してんねん。あなたの身の丈に合った財政をしていたと、身の丈が何センチか知りませんが、私も。

あなたが、178億、179億と言ったかな、これが当亀山市の身の丈なんだと。そして、23年度は198億の予算編成。そのかわり、その後、増額補正もして200超えましたが、途中で。けど、最終的に5億2,000万の減額があって198億になったと。もとへ戻ったと、当初へね。

それだったら、今回も200億を切った予算をせんらんとするんやね。あなたの市政からいくと。だけど、事業がおくれたもんで、その分を上乘せしたと。ただ1つ、溶融炉の長寿命化と白川小学校と屋根のない博物館かな、それはあるけども、やはり身の丈に合った予算編成でないと私は思う。何がねらいで211億になったのかわからん。

その辺を、もう一遍市長、この亀山市行財政改革大綱、22年度から26年の、開かれた市政の推進と行財政運営の強化というのが平成23年2月に出されています。この中で、財政改革するには、24ページに主な改革内容、一般会計を起点として歳出構造の刷新と書いて、主な事業として特に委託料業務の経費の削減ということが掲げてあります。それから、基金の運用の有効活用にも、厳しい財政状況の中、財源確保を図るため特定目的基金や定額運用基金の積み立て、運用など、基金の必要性及びあり方を検討しますということが書いてある。

やはり、目的を持っておるものにはきちっと積むけれども、明確なものについては積んでいくけれども、明確でないものには検討していくということが書いてある。

それで、29ページに、受益者負担の適正化、主な諸課題、ここに使用料とか手数料の受益者負担の問題が書いてある。ここに7つ書いてあるんですけども、特に白鳥の湯の入浴料の見直し、幼稚園の保育料の見直し、それから保育園の保育料の見直し、職員駐車場の有料化の検討、この7つ書いてあるうちの4つを言いましたけれども、私は、幼稚園の料金、それから保育園の見直しは私は反対ですけども、こんなものは今のままでええ。今でもまだ高いと思っておるんや、私は。

だけど、白鳥の湯とか職員駐車場の有料化、今この職員駐車場も、そういうようなことで見直しをした中で、あなたの身の丈に合った財政運営というのは可能だと思うけれども、そのあたりの検討をされた中で今回211億の予算を組まれたんか。それをもう一遍、部長に聞かせてもらうと同じ答弁になってしまうんで、市長のこし目の目玉はこれやということをお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この2日間、ご答弁をさせていただいてまいりましたが、この平成24年度は、今後5カ年の亀山市の行政経営の基本になります後期基本計画のスタートの初年度ということで、さまざまな政策の優先度や財源の手当てを考えて、後期基本計画を策定させていただきました。

それに基づきまして、今後3年間の実施計画を35の基本施策、それから308の施策、これに

再編をして、新年度からそのスタートをさせていただくところでございます。

とりわけ4つの重点的なプロジェクト、これにつきましては、もう連日申し上げてまいりましたので、控えさせていただきますけれども、そこに向けて最大限の力を集中させていくということになろうかと思っておりますし、これらを推進するために、その推進エンジンとなります地域のコミュニティの仕組みづくりや、こういう問題にもしっかりと取り組んでいきたいという思いを申し上げてまいったところでございます。

あわせて、長年の懸案課題でございました例えば北東分署の問題、これは予算化はされておられませんけれども、今後の大きな政策課題として一定の方向性をお示しさせていただきました。関ロジにつきましてはもしっかりでございますし、先ほど申し上げました保育の充実のために新しい民間の保育所を新設と、亀山にとりましては本当に久方ぶりであろうかと思っておりますが、民間の保育所の新設に向けた支援の事業を進めていくと、こういうところに非常に重点的に取り組んでいくと、スピード感を持って取り組んでいくということでございます。

いずれにいたしましても、行政改革、行財政改革との絡みでご指摘をいただいておりますので、先ほど幾つか、行財政改革大綱についてご指摘をいただきました。こういう問題につきまして、同時並行でしっかりと、さらに進めていくということでございますし、本議会できのうもご議論ございましたが、債権管理の条例の制定につきましてはその1項目でございますけれども、この議会にご提案をさせていただいておりますので、よろしくご審議をいただきたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

何遍聞いても、答弁はわけがわからんけれども、私はおのれの信念を曲げんもんで、もう62まで生きてきたけど、ようけ損しておるんですわ。こうと思ったら真っすぐやもんで、それでようけ損しておるんですわ。言わんでもいい一言をよう言うたり、言うべきことがここに詰まってよう言わんだり、気が小さいもんで。

市長も、やはり自分が身の丈に合った予算で、亀山市のこの財政的に厳しい中で、やはり自分の信念というのは曲げたらあかん。自分の指示でやっぱり予算編成をしなあかん。

ちなみにちょっと言わはった民間保育所の導入、画期的なことや。そういうことをするんやったら、何で公設の今の保育所の改築を計画的にやっていくというような信念を持たんのやな。私は市長にずっと言うておるんですけれども、もっと市内を見て歩いて、今市民が何を望んでおるのやということを、もっと見きわめてくれとずっと言うてきているんですよ。

そして、今市民が望んでおることを最優先して、そうして予算を組んでいく、予算を組むように指示する。または財政の人らには、どういような金があるのやと。そして亀山市に金がなかったら、国なり県なりから引っ張ってきたらいいんですよ、金を。

例えば、溶融炉の件でもそうです。うちの同僚議員の鈴木議員が、合併特例債でつくる、これは交付税措置できへんやないかと。何かいい方法はあるんやないかと提案したんですよ。そのとおりになったですやんか、特例債を使わんと。違うんですか。もっと知恵を絞れと私は思う。

ようけ職員には知恵者がおる。その知恵者をもっと使いなさいよ。それで、自分の信念を曲げた

らあかん、長は。どのような信念があるのや。身の丈に合った予算を組んでいきたい、年間5億を削減して178億にしたい。そのためには何をすべきやと。きのうも中崎議員もそういうようなことを切に言わはったんですよ。その思い、私、ほんまに思ったんですよ。

そやけど今の答弁から言うと、中途半端な上辺だけの答弁しか返ってこんけれども、一体何を信念としてあなたは市長になったのか。そしてまた予算編成を組んだのか。後期基本計画の初年度に当たるもので211億円になったと。行政は生き物ですよ。行政は生き物だということを再三言っておるけれども、10年間計画組んだ中で、そのときの財政、経済状況によって縮小せんならんものは縮小せんならん。市民の人に辛抱してくれというところは辛抱してくれと言わんならん。だけど、必要なものは何としてもせんならんということがあると思う。その選択と集中、それがあなたの仕事やないかな。だから、その選択と集中がちゃんとできておるのかな、それなら、この予算の211億の中に。できておるのだったら、一遍それを聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

何度も申し上げておりますが、今やるべきもの、必要があるもの、あるいは継続事業で進めてきておるもの、そして喫緊の課題でありますもの、こういうものにすべての力を注いでいくという中で、当然、予算編成をさせていただくと。もちろん単年度の視点、それから中・長期の視点、こういうことを含めて予算編成をさせていただきました。

市長の思いが入ってないのではないかとということでございますが、それはこの中の根幹のところを組み込まれておるのは当然でございます、そういう予算全体は、今おっしゃっておられるのは、きのうも竹井議員のご質問にございましたが、211億という予算の総額について、その形式的な、額の多い少ないということではなくて、その中身につきまして、ぜひ議会の皆様方に詳細をご理解いただく必要があるというふうに思っております。

今回増額をした理由といいますのは、継続事業の和賀・白川でありましたり、溶融炉の長寿命化であったり、こういう問題で総額自体がふえておりますが、これは継続事業でございますけれども、そういうことが背景にあるという中で、ただ後期基本計画の初年度ということで、やっぱりそこにスタートとして、しっかりスタートダッシュを図っていくという思いを込めて予算編成をさせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいのと、ちょうどこの議会に先立ちます全員協議会の折に、予算案の内示、これは議会の皆様にお示しをさせていただきました。お手元にも資料がご提示をさせていただいておりますので、議員は当日お休みでございましたけれども、ぜひ皆様にご提示をさせていただいております中身をぜひご精査をいただいて、これについてご理解をいただく必要があろうというふうに思っております。私自身の思いは、この予算編成の中にしっかりと組み込ませていただいておりますことは当然のことでございます。

○議長（小坂直親君）

暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、質問を櫻井議員、続けてください。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

市長に申し上げたいけれども、私は17日の内示会に欠席させてもらったんですけども、ちゃんと議長さんにその旨申し出させてもらって欠席させてもらいました。

私も、これ7期に及ぶ議員生活させてもらっていますけれども、それなりに、私もそんなに頭ええことないけれども、議員として、市民の人からいろんな情報も得て、私のわからんところはまたいろんな人から聞いて、そういうような知識を持ってこの議会に臨んでおるつもりです。あなたから見たら、わけのわからんことを言う議員と思ってみえるかわからんけれども、私は、その一つの信念、それは信念です、この議員をさせてもらっているのは。お互い、市長も議員もやらはって、いろんな立場もあると思うけれども、市長となって、そういうような発言をしてもらったら困る。一遍ちょっと一言でもええ、私に何かお言葉をちょうだいしたいですわ。お願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

長年の櫻井議員の議員活動、ご経験、ご識見、本当に敬意を表するところでございます。

先ほどの発言でございますけれども、他意はございませんでして、事実として、全員協議会のあの場で新年度予算に関する詳細の説明とさまざまな資料を提出をさせていただいたと、こういう趣旨でございますので、本当に議員の議員活動、これは別に誹謗する、そういう意味ではございません。長年の議員活動、市政の進展にご尽力いただいておりますことを、本当に敬意を表したいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い、質疑をしますが、質疑をする議案の順序をちょっと変更いたします。お許しをいただきたいと思います。

まず、議案第7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてであります。

市長の退職金については、市民感覚からすれば、どこの自治体も横並びで余りにも高過ぎるということをこれまでも指摘をしてまいりました。引き下げることも求めてまいりました。今回、本則を変えることなく、来年2月の任期満了時に支払う分だけを10%減額するというふうに提案をされております。

そこで、削減に踏み切られたことについては、私は評価をしたいと思いますが、なぜ本則そのものを改正しなかったのか。その点の理由をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回提案をさせていただいております市長退職手当の減額について、なぜ条例本則を改正しなかったのかというご質問でございますが、今回の改正につきましては、条例改正の制定・改廃の背景と趣旨の中でもご説明申し上げましたとおり、長引く景気低迷等によりまして、本市は7年ぶりの交付団体に転じるなど、市の財政状況は厳しさを増しておるところでございます。

同時に、他市におけます市長の退職手当の支給状況を総合的に勘案をさせていただいて、現在の支給額から10%を減じることが適切であると私自身が判断をいたし、改正に踏み切ろうとするものでございます。

このような理由から、本改正につきましては、私自身の判断が及びます平成25年2月5日までの期間に限定をいたしましたものでございまして、これ以降の市長退職手当の減額につきましては、私自身が判断できるものではないものというふうに認識をいたしておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

その分は、やっぱりおかしいと思うんですよ。それを言うと4年間しか、市長はもう権限が及ばないので、それから先のことは決められませんということになるんですよ。じゃあ総合計画は10年ですよ、これ。それを決めるわけですよ、これ。

だから、その時点その時点でベストと思うことをその時点の市長が判断をして提案をすれば、私はいいいと思います。だから、それを何もそんな先に及ぶことまで決められない。もし先になって、それが情勢だとか財政状況から見て不適當であれば、その時点でまた改正をすればいいわけですよ。そういうふうな考え方で私は行くべきやないかなと思います。

それから、もう1つは高過ぎるということが、私はこれ大きな問題としてあると思うんですけども、その点について、市長は提案説明の理由の中では入っていませんけれども、そういう認識はなかったわけですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、総合的な判断をさせていただくという中で、県下の14市の状況も精査をさせていただきました。3月31日現在で、県内14市におきまして市長退職手当を減額しておりますのが3市でございますが、いずれの市におきましても条例本則の改正は行わず、附則による改正や特例条例の制定により対応されておられるということでございます。

同時に、今ご指摘の金額につきましても、今回の改正をお認めをいただきますならば、県下の最低のレベルに近いところに位置づけられるということございまして、全体のバランス、総合的な判断の一つでございますけれども、そういう判断をさせていただいたところでございます。

なお、これは退職手当につきましても、例えば報酬につきましても、これは議員の皆様もそうでございますが、今日に至るさまざまな経過の中で、これは本当に、議会の議決やそういう経過の中で今日に至っておるということもございまして、そういうことも踏まえて、総合的な判断をさせて

いただいたということでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

私は、他市との比較でこの位置だからということには理由にならない。というのは、どこも横並びで高いんですよ。だから、高いところと高いところ比べて、まだという話にはならないだろうと思う。

というのは、市職員の場合、例えば4年で退職したらどういう計算をするかということ、給料の4カ月分を退職金として払う。それから、市長の場合にはどうなるかということ、4年で給料の18カ月分ですよ。それはやっぱり大きいですね。それから、副市長の場合は給料の11.2カ月分、教育長は給料の8カ月分という、やはり高額ですよ、市職員と比べて。

一方でボーナスは同じというような、非常に、私はこの辺がどう考えるのかなというふうに思うんですけども、そういう問題があるということだけ指摘しておきます。

もう1点聞きたいのは、市長同様高額な副市長、教育長。この問題については、なぜ退職金の減額をしなかったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、今回の市長退職手当の減額につきましては、市の財政状況や他市における市長の退職手当の支給状況を総合的に勘案し、私自身の政治判断により決定をさせていただいたものでございます。

一方で、今ご指摘の副市長、並びに教育長の退職手当につきましては、今後の市の財政状況及び、これも他市の支給状況を勘案をし、検討を重ねまして、しかるべき判断を行ってまいらねばいけないと認識をさせていただいておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

せっかくやるんだったら、もう同じように提案すべきではなかったかということだけ申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

議案第8号 亀山市税条例の一部改正についてであります。

今回の市税条例の一部改正は、東日本大震災からの復興のための財源確保に関する特別措置法という法律と、復興に関し地方公共団体が実施する防災のための財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という2つの法律の中の一部が提案をされています。

この2つの法律を見ますと、復興費用19兆円を賄うために、所得税、法人税、個人住民税の改正がされています。

そのうち個人住民税については、今回提案理由の説明でありましたように、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保する趣旨で、

平成26年度から10年間、個人市民税の均等割の税率を引き上げるとしております。

これでいきますと、現在3,000円の均等割が3,500円に引き上げられる。あわせて県民税も入れますと4,000円が5,000円に、市・県民税で1,000円の増税ということ、これが10年間続くということですね。こういう改正であります。

私は、均等割というのは一定の所得以上の人にはすべてかかる、そして、同じ額が課税をされるために所得の低い人ほど負担が重いというような、そういうものだというふうに思っています。

そこで、まずお聞きしたいのは、この増額がされますけれども、そのことによってどれだけの市民の方が幾ら負担増になるのか、まずそのことからお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今回の一部改正につきましては、議員が申せられたとおりの東日本大震災復興基本法の基本理念に基づいて実施をされるということでございます。

議員が言われたように、26年から35年までの10年間の個人市民税の均等割の税率が引き上げられるということでございます。

税収への影響でございますけれども、23年度、市民税の均等割納税義務者数が2万4,778人お見えになります。この方に対象になると。

税率については、議員が今申されたように、市民税の均等割が500円、県民税の均等割が500円、合わせまして現行の4,000円から5,000円、1人当たり1,000円の負担増となるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

それともう1つお聞きしたいのは、個人市民税で年間所得が幾らを超えると均等割が課税されるのか。一定の金額以上のものというふうに聞いておりますので、その金額を教えてくださいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今ちょっと、中身について承知しておりませんので、また後ほど。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

もう1点、この東日本大震災復興基本法の基本理念に基づきというふうにありますけれども、被災地の復興に充てられるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

先ほどは失礼しました。所得金額として28万円が最低です。

それと、今回の改正によります使われ方でございますけれども、東日本大震災からの復興における地方税の財源確保の考え方につきましては、今議員もおっしゃいますように、東日本大震災復興基本法の基本理念を受けて、地域住民が広く負担を分かち合いながら、きずなを持って支えてもらうという意味合いから、個人住民税均等割が選択をされたところでございます。

その財源は、緊急防災、減債事業の地方負担分については、財源を国に依存するのではなく、地方公共団体みずからの財源を確保することとしたため、それらの事業に充当されることとなります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

僕は、非常に政府はずるいと思うのは、あたかもその復興のための財源をつくるために増税をお願いするんだというような、いわゆる国民・市民が受け入れやすいような言い方をしているわけですね。ところが、実際にはこの均等割のものについては、被災地には一切行かないわけですよ。その地域のということになるわけですね。そういう意味で、見出しは大震災の復興のためになんて言いながら、実際に集めたお金は被災地とは全然関係のないお金の使い方をするという、この辺をやっぱり誤解のないようにきちんと言うべきだと思うんですよ。何かそういう形でごまかそうとしているんじゃないかなというふうに思います。

今回、この2つの法律で税制改正がされました。個人市民税以外にも、先ほど言いましたように所得税、法人税も改正をされています。その意味では、この個人市民税だけを取り上げて議論するのではなくして、やっぱり全体としてこの19兆円をどう捻出するのかということと2つの法律がつくられて、所得税、法人税も改正をされた。だから、この復興財源というのをだれがどれだけ負担するのかということとをきっちり見た上で、この均等割の増税も見なきゃならんというふうに私は思っています。

その点で、所得税は平成25年から25年間、2.1%の上乗せになるわけですね。政府の試算ですけれども、年収500万、夫婦と子供2人の給与世帯の場合で年間1,600円の増税が25年間続くという、これが所得税の増税になります。

だから、市民の立場から言うと、来年から所得税が2.1%上乗せになって、その次の翌年度から個人市民税の均等割が増額すると、こういう形になるわけですね。

こういう形で、復興のためのいろんな資金を増税するわけですが、一方で、大企業だとかそういうところにはどうするかというと、法人税なんですけれども、これは恒久的に5%下げるといいますね。25年間でこの5%の引き下げで20兆円の減税になる。大きな減税ですよ。ただし3年間だけは付加税という形で2兆4,000億円増税しますけれども、この3年間だけとって増税と減税との差し引きで減税になるんですよ、これ。3年過ぎるともう5%の減税だけになる。こういうことになるんですね。

もう1つ、この財源の確保の必要というのは理解しますけれども、やっぱり、こういうことを見ていくと、税の負担というのは、原則として能力に応じた負担というのが基本であるということは、もう前から言われていることなんですけれども、そういう点で、やっぱり大企業にきちんと、こう

いう法人税の減税などとか、それから特に高額所得者の証券優遇税制、これをやめるやめると言っ
て、もう再三再四延長しているわけです。これをまた延ばすということを今回入れていますし、こ
ういうところにきちっと負担を求めるということが、やっぱり税の公平性ということで、やるべき
ことであろうというふうに思います。

そういう意味では、この均等割の問題というのは、私は問題があるのではないかなということ
を指摘して、次に移りたいと思います。

最後に、議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算についてであります。

この議案については、きのうからたくさん議員の方が議論をしてみえます。できるだけ私はダ
ブらないように、違った立場で質疑をしたいと思います。

まず、来年度の一般会計の予算規模ですけれども、今年度の当初予算額199億円より13億円
ふえて、率にして6.5%の増、212億円です。

市長は、最近常々、厳しい財政、厳しい財政ということを書いてみえますので、私はもうてつき
り200億を切るような予算規模の案が提案されるのかと思ったんですけれども、前年度よりもさ
らに大きくなっているというので、正直驚きましたね。

この間、ずっと見てみますと、2年ほど前に財政改革の基本方針とそのもとになる中期財政見通
しというのをまず出されました。この中には、こういうふうに書いてありますね。現在の財政規模
を維持した場合、平成22年度から26年度までの歳入歳出差し引き額の累計、つまりこれは赤字
ですけれども、これが80億円を超えてしまう。だから、24年度の当初予算を最後に財政調整基
金が底をつくことになり、その後の財政運営が行き詰まるというふうに書いていますね。

そのためにどうするかということで、打ち出されたのが、身の丈に合った予算規模としては約1
70億円が一つの案として考えられるということが1つですね。それから、そのために23年度か
ら26年度までの4年間で各5億円ずつ削減をしていくという、この2つが前の見通しでは出され
たわけです。

ところが、昨年9月議会で決算の議会でしたけれども、財政調整基金だけでも実態が随分違っ
ているじゃないかということをお前は指摘しました。最終的に答弁で、見直しをした財政見通しを来
年3月、この議会ですね、出すというふうな答弁があったんです。

今回、そういう見直しをされた財政見通しが出されたわけですけれども、その中に、再三皆さん
言われますけれども、「身の丈に合った予算規模」という言葉もなくなりましたし、「年5億円の
削減」という言葉もなくなりました。今回、中期財政見通しを見直しをしたということは、間違っ
ておれば、見通しが狂っておれば見直すということ自体は否定はしませんけれども、やっぱり問題
は、そこに示された基本の考え方、身の丈に合った予算であるとか、そのためには年5億の削減が
必要だということについて、一言も今回の中期財政見通しには書いていないんですよ。

これは、初めからまるでそのことがなかったかのような文章になっているんですね。やっぱりこ
れはおかしいと思うんですよ。

市長に聞きたいんですけれども、なぜこれほど大きな変更をしたのに、変更の理由、またはその
反省ということが今回の中期財政見通しに一言も書かれていないのか。これは説明責任の問題です。
お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘の中期財政見通しでございますが、先般もご答弁をさせていただいておりますが、平成22年度にお示しをさせていただきました持続可能な財政規模、身の丈の行政経営に合わせていく必要があるという状況は、基本的の方針としてそのままでございます。

ただ、ご案内のように状況が変わってきておりますので、今、少し触れられましたが、当時、平成26年度までに約80億の財源が不足すると。平成24年度の当初予算を最後に基金は枯渇すると、こういう当時の状況でございました。

その後、歳入面で少し上方修正されたり、内部の改善努力をさせていただきながら今日に至っておるところでございまして、きのうも申し上げましたように、財政の健全化、あるいは収支の均衡、これに向けては、当然、根幹のところでも今後も最善の努力をしていくということに変わりはありません。

ただ、説明責任とおっしゃられました、私は、やはり行政の基本になります財政の情報を議員の皆さん、市民の皆さん、職員もそうでございますが、共有することが大切だという思いで、財務4表と中期財政見通しを22年度にお示しさせていただきました。なかなか、将来を見通すというのは不確定な要素がございますが、おおむねそういう中期の見通しを持って、実施計画である、あるいは年度の事業に反映をさせていくと、この緻密な努力を重ねていくことが重要であると、基本であるということは当然のこととございまして、今後も行財政改革をしっかりと着実に展開をしていくと、これが基本方針でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

おかしいのは、市長、その身の丈に近づけていくと言われましたけれど、近づけていくための方策って何も書いていないですよ。そのことですよ。これを基本にするのなら、やっぱりこれが基本だからここに近づけていくんだという方策が示されて初めてあなたの言葉が生きてくるんです。だから、それが示されてないからみんな、この身の丈に合った予算規模というのはもうなくなったんかということを知りたいですよ。聞くと、基本姿勢は変わっていない。変わっていないならなぜ近づけるための手だてを示さないのかと、こういうことになるわけですよ。

それから、もう1つ、年5億、これは一言も触れられませんでした。これは何にも説明がないですよ。年5億削減すると言いながら、このことについて一言もないですよ。やめましたともありませんし、何にもないですよ、これ説明が。こういうことをやっぱり、説明責任が果たされていないということを私は言うわけですよ。

次に行きますけれども、2つの、前の見通しと今回の見通しを比較すると、共通するものがありますね。というのは、年々財調が減っていく、財政調整基金が減って行って、最終的にはもう底をつくという、この傾向というのはもう共通です。

先ほども言いましたように、2つの見通しの違いというのは、前に出された見通しは、それに対して対策が打たれている。年5億、これが正しいかどうかは別ですよ。少なくとも市としての対策

を打っている。ところが今回は、先ほども基本姿勢は変わっていないと言いながら、対策は何らないわけですよ。やっぱりこの辺のところは非常にあいまいですね。

きのうから聞いていますと、総務部長は、さらなる行財政改革に取り組むと言いますわね。ところが、一体具体的な目標をどう持つのか、どんなプロセスでその行財政改革を進めて、予算が組みなくなる事態から脱却するのかという見通しが全く示されていないわけです。ただ単に決意を述べているだけですよ。行財政改革に取り組みますと、これだけですよ。そんなことで、できるとは思えません。だからお聞きしたいんですけども、やっぱり行財政改革に取り組むというだけでなく、具体的に、どのような目標を持ってどのようなプロセスでやっていくのかということ、やっぱり示すべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

22年の財政見通しにつきましては、歳入が安定をするといったことで、170億は一つの案として、20億円の削減といったことを目標にいたしてございました。その後、22年度決算が終わり、23年度の決算見込みが立ったことや、社会経済状況の変化、また後期基本計画の第1次実施計画の策定といったことがございまして、財政見通しに大きな変化が生じてまいりましたので、今回見直したものでございます。

変化につきましては、昨日もご答弁させていただきましたように、歳入環境の変化によりまして、市税収入に若干の増収が見られるといったことや、第1次実施計画に位置づけた事業費を今回計上させていただいたということで、大きな乖離が生じたところでございます。

見直し後の予算規模につきましては、210億円程度というふうになってございますけれども、22年の財政見通しと比較をいたしますと、市税収入等の増加によりまして歳入歳出の差し引き額、財源の不足額につきましては、例えば24年度では5億5,000万、25年度では2億1,000万、26年度では3億5,000万といった形で、各年度で改善はされてきているところでございます。

しかしながら、財政見通しのおおりに、将来の財政運営は非常に厳しくなるといったことが見込まれておりますので、危機感を持った中で行財政改革に取り組ましまして、歳入に見合った歳出といったことで財政収支の均衡を図るべく、引き続き予算の削減を推進し、持続可能な健全財政を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、今後見直します行財政改革大綱を推進するとともに、毎年度の予算編成におきまして削減目標といったものを示して、健全な財政運営といったものに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

「危機感を持って」という言葉を言われましたけれども、伝わりませんね。

1つ具体的な例を挙げますけれども、これ月曜日に配られました時刻表なんです。これがなぜ配

られたかという、亀山駅での接続の時間が短縮をされた、非常に喜ばしいことなんです。これのお知らせの文書とあわせて、この時刻表が1冊ずつ、これはリニア中央新幹線JR複線電化促進市民会議から配られました。1冊550円なんです。これが、聞きましたら128人の方に配る、トータルで7万400円かかっています、これ。果たして、文書に書かれていたけれども、これを配ることによってJRを利用してもらえることにつながるのかどうか。今、私ら息子なんかも時刻表調べるの、パソコンですよ。接続から何かみんな出てきますわ。これを見るよりもはるかに早いですね。だから、果たして、これを配ることによってJRの利用が促進されるのかということまで考えてこういうことをされているのか。こういう一つ一つのことを考えて、本当に必要なものなのかどうなのか。120万の補助金が出されているわけですよ、予算として。その中から使われているわけですよ、7万400円。これ必要ですか、これ。こういうことを一つずつやったりやらないと、本当に危機感って出ないですよ。それを一人一人の職員、一つ一つの室、部がやれば、それはトータルで予算を削減することができますけれども、こういうことがそのままにされておる中で、果たしてできるんですか、これ。

最後に聞きたいのは、これ市長にお聞きしますけれども、今回、こういう財政見通しで、初年度だからというような言い方をよくされますけれど、後期基本計画の。ところが、見通しを見ますと、初年度が212億円、2年目はさらにふえて217億円なんです。3年目になると202億円。つまり200億円超えが3年続くんですよ。実施計画の期間中は200億円超えるんですよ。4年目、5年目は確かに180から190になっています。ただし、これは投資的な経費が決まっていますので、これが入れば当然もう200億になってくるわけですよ。ということは、もうずっと5年間、200億円の予算規模が続くというのが、この後期基本計画なんです。

だから、私が思うのは、この予想どおりいったとしてね、27年度にはね、もう予算が組めなくなる。28年度やないですよ。27年度には予算が組めなくなる。こういうことが起こることです。そうすると、私は、今回この財政見通しも示した形で後期基本計画の案を出すべきやということを言いましたけれども、そういうことを考えると、この後期基本計画や3年間の実施計画が示されていますけれども、財政状況によっては、これの見直しをしなきゃならんという事態が生じるのではないかというふうに思いますけれども、そういうことは考えますか、市長。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、3カ年の実施計画をお示しをさせていただいております。これは当然、財政状況等々、これを読み込んで計画の策定を行わせていただきました。それにつきましては、大きな大きなその、想像を絶するような変革、変化、要因がなければ、これは担保ができるものというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

残りは予算決算委員会でやらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による議員の質疑は終了し、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第1号から議案第37号までの37件については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第1号の専決処分の報告については地方自治法第180条の規定による報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

- 議案第19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第20号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第21号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第22号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第23号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第24号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 平成24年度亀山市一般会計予算について
- 議案第26号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第30号 平成24年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第31号 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 議案第36号 亀山市基本構想の変更について
- 議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

総務委員会

- 議案第 1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 2号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 6号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に

ついて

- 議案第 7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 8号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 13号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 17号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 議案第 18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 34号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合理約の変更に関する協議について

教育民生委員会

- 議案第 10号 亀山市立公民館条例の一部改正について
- 議案第 11号 亀山市学童保育所条例の一部改正について

産業建設委員会

- 議案第 4号 亀山市水防協議会条例の一部改正について
- 議案第 14号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第 15号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 35号 市道路線の認定について

○議長（小坂直親君）

続いて、日程第2、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして、本日までに受理いたしました請願は、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

その審査につきましては、所管する常任委員会に付託いたします。

請願文書表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成24年2月24日
件 名	年金支給額削減をやめて、無年金者の解消、低年金者の底上げを求める請願書

請願者の住所・氏名	亀山市北町 2-47 全日本年金者組合亀山支部 会長 藤田 考
要 旨	年金支給額の減額を行わず、また、最低保障年金制度の制定を進め、無年金者及び低年金者の年金支給額の引き上げを図っていただくよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	服部孝規、宮崎勝郎、岡本公秀、豊田恵理
付託委員会	総務委員会

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成 24 年 3 月 5 日
件 名	学童保育所の補助金についての請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みずきが丘 73-6 亀山市学童保育所連絡協議会 会長 打田喜行
要 旨	学童保育所（放課後児童クラブ）の運営補助金を国の基準どおり確保するよう決議いただき、三重県及び亀山市に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	櫻井清蔵、竹井道男、前田 稔、中村嘉孝、福沢美由紀、豊田恵理、新 秀隆、高島 真
付託委員会	教育民生委員会

○議長（小坂直親君）

続いて、日程第 3、予算決算委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

予算決算委員会の委員につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、全議員のうち議長を除く 21 名を指名いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました全議員のうち議長を除く21名を予算決算委員会委員に選任することに決しました。

会議の途中ですが、予算決算委員会開催のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(小坂直親君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。先ほど予算決算委員会において正・副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に21番 大井捷夫議員、副委員長に10番 坊野洋昭議員がそれぞれ選任された旨の通知に接しましたので、ご報告を申し上げます。

次に、日程第4、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

7番 森 美和子議員。

○7番(森 美和子君登壇)

公明党の森 美和子でございます。よろしく願いいたします。

3月1日から3月8日は、女性の健康週間であります。女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援することを目的として定められております。

亀山市の広報にも、健康福祉部のほうでしっかりと掲載をしていただいております。この議場には女性は少し少ないですけど、女性の元気が社会の元気の源と言われておりますので、しっかり頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

余談になりましたが、質問をさせていただきます。

今回、大きく3項目について質問をさせていただきたいと思います。

教育行政の一般方針について、2点お伺いをしたいと思います。

1点目としまして、親学の取り組みについてお伺いします。

幼児期の大切な家庭教育を担う保護者対象の親学の取り組みを進め、家庭教育力向上の啓発にも努めるとありました。この保護者対象の親学の取り組みとは、一体どういったことをするのか、お伺いしたいと思います。

○議長(小坂直親君)

7番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長(伊藤ふじ子君登壇)

森 美和子議員の質問にお答えしたいと思います。

親学と申しますのは、字のとおり親の学びということでございますけれども、昨今の社会情勢の中で、かつてですと家庭の中で、あるいは地域の中で子育てのノウハウということが語られ、お互

いに助け合って子育てをはぐくんでまいりました。しかし、現在の状況の中で、家族が小さくなり、ひとり親家庭の状況もふえている中で、その子育てのノウハウというのがなかなか伝えられにくい。そして、私もかつて経験いたしました、卒業生が親になって、どんなふうにも子供を育てていったらええかわからん、先生どうしたらええのという問いも投げかけられたことがございます。

そういった現在の状況を踏まえ、私たち教育委員会では家庭の教育力の向上ということを常々申し上げているわけですが、これを実際に親の学びということで、施策として行政が支援をしていく必要があるというふうにも考えまして、このように親学に取り組んでみようということをお考えさせていただきました。

幼児期の教育が、子供たちの心身の健やかな成長を促す上で重要な役割を担っているとされており、特に、就学前の学びの基礎となる体験や家庭教育は小・中学校に引き継がれ、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の健全育成には欠かせないものでございます。

そこで、保育園・幼稚園、小学校、中学校、PTA、地域の皆さんが連携して検討する組織をつくり、幼児期からの基本的な生活習慣の定着や社会ルールなど規範意識の向上のためにはどのようにしていったらいいかなど、さまざまな子育てのノウハウについて、また保育園・幼稚園のカリキュラムの統一はどのようにすればよいかなど、後期基本計画や教育ビジョンの課題解決に向けて、一体的に取り組んでまいりたいというふうな予定をしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

本当に、核家族化の中で、そういった今教育長がおっしゃったようなさまざまな課題が、今、世の中に、家庭の中にあるんだなということは、私自身も感じております。すごい、素晴らしい取り組みだなと思うんですけど、国のほうでも、今教育長のほうがおっしゃられた、教育委員会の部局を超えた保育の部門も、就学前という教育のそれをくくって今度検討されていくということで、教育ビジョンの中にも、今後の国の方向性、幼保一体の議論がなされていく中での就学前教育に力を入れていかれるということで理解をさせていただきました。

この幼保一体化の議論というのは、この後、何人かの議員さんも質問をされていくようですので、私もしっかり聞かせていただきたいなと思います。

あと1点、私自身も幼児期の教育というのはすごく大事だと思うんですけど、実は私、以前、大阪の摂津市に子育ての取り組みということで視察してまいりました。

これは、カナダ生まれの子育ての親支援プログラム「ノーバディーズ・パーフェクト」、完璧な親なんていないというこのプログラムになっているんですけど、これはゼロ歳から5歳までの子供を持つ親を対象に、参加者がそれぞれ抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って、話し合いながら自分に合った子育てをしていく、その子育ての仕方を学ぶということなんです。

親が、この話し合いの中で自分の長所に気がついて、健康で幸福な子供を育てるための前向きな方法を見出せるように手助けすることが、このプログラムの意義にあるんですけど、今おっしゃった就学前という部分で、教育委員会のほうで取り組まれるということはすごく素晴らしいことだと思うんですけど、私は以前、生まれてからの親の教育、親自身が本当に、教育長がさっきおっしゃった、どうやって子供を育てていったらいいのかわからないという親御さんが本当にお見えになるの

で、そういった私は支援も視野に入れて考えていく必要があるんじゃないかなど。

どうしても核家族化の中で孤立をしていく、それが1つは虐待とかそういった方向に向かっていくということも今課題にもなっておりますので、親が一人で子育てをしようとするとしても育児書に頼ってしまって、育児書どおりにいかないと、それがストレスになってしまうということも本当に言われておりますので、さっきのノーバディーズ・パーフェクトじゃないですけど、完璧な親なんてだれもないんだと。自分に合った子育ての方法を見つけていく必要が、それに少し手助けをしてあげるといところ、そういう方法が要るんじゃないかなと思うんです。

教育委員会、今聞かせていただいて、本当にこれから進んでいくんだろなと思うんですけど、福祉的に、私が視察してきたところは、もう生まれてからすぐとか、生まれる前からとか、親ってどんなものなんだというような、親育ての取り組みというのが、福祉として何かお考えがあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

健康福祉部といたしましては、育児支援、子育て支援の観点から、平成21年度から生後4カ月までのお子さんがいるご家庭を訪問する赤ちゃん訪問を、また新生児訪問とあわせまして、年間約450世帯、全戸訪問を行っております。その際には、お子さんの体重など発育の様子を確認しながら、母親の心配事についての相談を受けております。これらに参加していただく中で、母親自身がお自分の育児について確認され、子供により感情を持って育児していけるように支援をいたしております。

そのほか、妊娠中からのかわりとして、生まれてからのお子さんの様子がイメージできるように、妊婦教室、パパママ教室の中で体験実習や相談、参加者同士の交流を行っております。

また、保護者同士が情報交換したりするなど、交流をしていただくことも育児に大変プラスになると考えますので、訪問の際には、月1回行っております育児相談や子育て支援センターの利用もお勧めをいたしております。

この育児相談は、年間延べ約440組の方がご利用いただいております。保健師による育児に関する相談のほか、母親同士が日ごろの育児の様子を活発に情報交換しておられ、先ほどのノーバディーズ・パーフェクトプログラムの趣旨とも通ずるものというふうに考えております。

さらに、子育てをしていく上で相談できる相手がいるということは、母親が孤立してしまわないために重要なことから、1歳6カ月児、また3歳児健康診査の際にも、発達の状況を確認させていただきだけでなく、相談相手がいるかどうか確認し、孤立してしまわないように注意しております。

このように、妊娠中から始まり、ゼロ歳から2歳、保育園児と、保護者の方との触れ合う機会を多く持っておりますので、生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

説明ありがとうございました。

改めて、亀山市は本当にさまざまな取り組みをしているんだなということを確認をさせていただ

きました。

1つ課題なのは、私はそういった情報発信とか、さまざまな取り組みをされていますけど、そこに集ってこられる方とか、そういう方は本当に大丈夫なんですよ。ただ、そういうところにつながらない親に対して、これが一番大事というか、課題を抱えていく可能性がありますので、その訪問というのを今していただいていますので、そういう課題につながらないような対応を、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは2点目のコミュニティ・スクールの考え方についてお伺ひしたいと思います。

まず、概要について、どのようなことをこのコミュニティ・スクールというのを言うのか、教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

コミュニティ・スクールの考え方ということでご質問いただきました。

学校運営協議会制度は、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたもので、コミュニティ・スクールと申しますのは、学校運営協議会を設置した学校のことを指します。

コミュニティ・スクールを通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを学校運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって、よりよい教育の実現のために協働、コラボして取り組むことがこの制度のねらいでございます。

そこで、亀山市教育委員会といたしましては、学校運営協議会の権限として、協議会は学校をよりよくするため、指定学校の運営に関する事項について、教育委員会、または当該指定学校の校長に対して意見を述べるができるというふうにしたいと考えております。

亀山市では、この4月1日に加太小学校がコミュニティ・スクールの指定を市内で初めて受けることになっております。市内のモデル校として、加太小学校では地域や保護者の皆さんに子供たちの様子や学校の取り組み等の情報を提供し、地域、保護者の皆さんが学校を支援していただく中で、互いの情報を共有し、学校がよりよくなることを目指しております。

さらに、コミュニティ・スクールの推進することが地域を活性化し、また地域、家庭の教育力が向上するということも期待しておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

平成16年6月の法改正で、コミュニティ・スクールが設置できるようになったということですが、今までも亀山市は教育協議会ですかね、地域の方たちが参加をしながら地域ぐるみで子育てをしようという考え方は今まででもあったように思うんですけど、それがかなり責任が重くなっていくという、その地域の参加をしていただく方たちも、かなり責任が重くなっていくのかなあと思うんですけど、この法整備された中に、教員の人事権まで踏み込んでいるということが書いてありま

すが、それは学校運営協議会の中で人事権まで踏み込んでいくということがされていくのかということをお聞きしたいのと、もう1点は、さっきの、今まで教育協議会という中でやられていたのが、何かふぐあいがあったのか。それとも、私はこのコミュニティ・スクールの考え方に沿ったことが今までやられていたんじゃないかなと思うんですけど、そこがどう発展していくのかということも1点お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

2点ご質問いただきましたが、まず1点目の教育協議会との関連でございますけれども、教育協議会というのは、あくまでも皆さんの自由意思といいますか、そういった形で組織されたものでございまして、全国的にこういった組織があるかということ、そうではございません。そして、コミュニティ・スクールにつきましては、先ほども申し上げましたように、法制度のもとで整備されていくものでございますので、権限を持つということが教育協議会とは大きな違いでございます。

それから2点目のご質問でございますが、人事権ということでございますが、先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5の規定に基づきまして、コミュニティ・スクールの教職員の採用その他の任用に関する事項については、教育委員会に対して直接意見を述べるができるというふうにならわっているわけですが、これは、個人名を上げて、この先生を任用してほしいとか、あの先生にはやめていただきたいとか、そういった内容のものではございません。

先ほども申し上げましたように、この学校をよくするためにどういった教職員の任用が必要かということに対して意見を申し述べていただくわけですし、具体的に申しますと、例えばスポーツに非常に力を入れて、将来はオリンピックの選手になるような子供たちをたくさん育ててほしい、体力の向上につなげてほしい、だからそういったことに特にたけている教職員を何とか任用して、そういった計画を進めていってほしいとか、そういったように、その地域のそれぞれの学校に対する、子供の教育に対する思いが実現しますように、そういった意味でのご希望を述べていただく、そういった趣旨のものでございます。

このことは、学校運営協議会に対して丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

少し調べておりましたら、その人事権まで踏み込んでいるというところで、この16年に法改正されて、コミュニティ・スクールというのが全国にばっと広がっていない要因の一つにそういうところがあるみたいなことも書いてありましたので、本当に横一列でなくて、地域の特性に合った、本当に学校の特徴を持った学校運営がされていくということで理解をさせていただきました。

そうしますと、今後、地域の皆さんに学校運営協議会に入っていただくと、先ほど少し触れさせていただきましたけど、教育長がおっしゃった一定の権限を持つということは、かなりの大きな責

任が課されるということですので、そういつて入っていただくような方たちに対して、今までと同じじゃないんだということをどういうふうに理解をしていただくのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

先ほど申しあげましたように、4月1日から加太小学校がコミュニティ・スクールになるということで、加太小学校はこれまで、研究推進していただいておりますので、それまでの取り組みを少しお伝えさせていただきながら、今の質問の答弁にかえさせていただきたいと思っています。

もう既にご承知のように、加太小学校では平成22年度から2年間にわたりまして、コミュニティ・スクールに関する調査・研究を教育委員会とともに進めていただいております。

地域からは、コミュニティ、自治会の関係者、民生委員、児童委員、いきいきキッズKABUTOの関係者、そのほか地域で子供の支援に日ごろかかわっていただいている方々等に参加していただいていたところがございます。

15回にわたる推進委員会や部会を開催する中で、地域、学校の課題、今後の加太地区のあり方、地域の子供や保護者の様子などについて活発な意見が出されました。また、コミュニティ・スクールの先進校視察や講演会を行うなど、コミュニティ・スクールについての地域住民の皆様のご理解は少しずつ広がっております。

しかし、今議員が申されましたように、そういったコミュニティ・スクールを進めるについては、引き続き地域の皆様方にコミュニティ・スクールというものの説明を行っていくことは必要なことだというふうに考えておりますし、既にこれまでの研究推進委員会で、加太小学校コミュニティ・スクール設立の趣旨等、それからメンバーの方々、組織体制も既に決定していただきまして、4月1日を迎えようとしている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

2年間かけて、本当に時間をかけて丁寧にされてきたということを理解させていただきました。

調べてみましたら、現在県内では49校が指定をされていまして、鈴鹿市は40校すべてに導入をされているとありました。

亀山市では、教育ビジョンの中に計画として3校、とりあえず導入をするんだということで、4月1日から加太小学校は導入をされますが、今後全体に向けて広げていくつもりはあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今後、ほかの学校に進めていくかどうかというご質問でございますが、今後も地域が学校運営に参画し、地域と協働しながら学校づくりを進めていくという考え方のもとに、後期基本計画の5カ

年にコミュニティ・スクール等の実践校が3校以上になることを目指し、他の学校にも進めていくという予定でございます。

なお、平成24年度につきましては、川崎小学校がコミュニティ・スクールの研究指定を受けることになっておりますので、こういった形で徐々に広めていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

次に行きます。

婚活支援についてお伺いしたいと思います。

男女の出会いの場の仕掛けづくりについて、2010年の国勢調査で、男女の未婚率について報告がありました。25歳から29歳の男性で71.3%、女性で60.3%、30歳から34歳の男性で47.3%、女性で34.5%、50歳になりますと男性で20.1%、女性で10.6%ということがわかりました。

結婚をするしないは個人の自由選択ですから、他人がどうこう言う必要はないかもしれませんが、ただ親御さんにとっては悩みの種のように、私のもとにもご相談に見える方がおられます。

そうした中、近年、多くの自治体で婚活支援の取り組みが広がっております。少子化対策や若者の定住化の促進、また、まちおこしの一環としてなど、多彩な取り組みとなっております。

昔は、男女の問題や家庭の問題に行政が介入するという事は控えるという考え方がありましたが、核家族化の増加という背景や、介護の問題、虐待など、行政が介入せざるを得ないのが現在の状況であります。そうした背景に、自治体における婚活支援の広がりがあるように思います。

この議会に、総合計画の後期基本計画が上程されております。亀山市のまちづくりの将来像を示されておりますが、この中には男女の出会いの場の仕掛け等には触れられておりません。幾ら少子化対策といっても、結婚をして子供をもうけてもらわないと何の対策にもなりません。

当市として、婚活支援についてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

さまざまな行政支援というようなことでのご質問でしたので、私のほうからお答えさせていただきます。

各自治体で行う婚活支援につきましては、目的によって、議員が申されたとおりさまざまな取り組みが見られまして、県内でも商店街活性化などとあわせた、いわゆる街コンの取り組みも見られるところがございます。

そうした場での男女の出会いなども、人と人とのつながりを生み出す交流の促進や、まちの活性化にもつながるものと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

簡単なお答えでしたけど、部長おっしゃるように、さまざまな取り組みはあるんですけど、愛知

県の尾張旭市で、平成22年に婚活大作戦として銘打って、名古屋の高級ホテルで開催をされたそうです。そうしたら、80名が参加をして7カップルが誕生して、そのうち2組が結婚をされた。そういう効果があらわれたということで、昨年も開催をされて、70名が参加をして12組のカップルが誕生したということで、これは子育て支援の一環として愛知県の補助金を使って観光協会が行ったということをお聞きしました。

婚活支援といってもなかなか成果が出ないというか、そういうところから行政が踏み込むところでちゅうちょするところは、効果が出ないというところなのかなと思っていたんですけど、でもこうやって2組がカップルになったということは、すごいことだなと思ったんです。

兵庫県の明石市では、20歳から35歳までの未婚の男女が対象の、スポーツ選手や実業家を講師に招いた、参加者同士が交流を深める、そしてもう1つは自立した社会人を目指して結婚や将来の夢などについて積極的な姿勢を養うことを目的として、スキルアップ社会人セミナーというのを行っているとか、その中には日帰り旅行とか課外活動などを企画してやっているとか、そういうようなものもあるそうです。

そして大阪の枚方市では、さっき部長がおっしゃった、まちおこしの一環として、6,000円で飲んだり食べたり、それは協賛店を回るそうなんですけど、そういう街コンをしていると。

たまたま、きのう、おとついでですか、鈴鹿の議員としゃべっていましたら、鈴鹿市がこの5月でしたかね、白子駅のところで街コンをやるということをお聞きをして、鈴鹿も取り組みをするんだということをお聞きしました。

亀山市でもどうなのかというのがお聞きしたいんですけど、私は地域資源を生かした取り組みが大事なんじゃないかなと、そこから仕掛けができるんじゃないかなと思います。

例えば納涼大会、それから関宿の花火大会、それから大市とか100円商店街なんかも今イベントをされています。それから、森林公園やまびことか、亀山会故の森もありますので、そういったイベントもありますよね。そういったさまざまな地域資源を生かした取り組みが考えられると思うんですけど、何かご所見があったらお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

まず、婚活ということは、未婚率の話だろうというようなことでございまして、三重県の未婚率につきましては、平成17年の資料しかございませんが、全国的にはそんなに悪い状況ではないというようなことでございますが、亀山市の未婚率の状況につきましては、35歳から39歳というような数字を見ますと、平成17年に男性は28.1%だったのが32.6%と、3.5%も上昇しておると。女性につきましては9.4ポイントが14.9ポイントと、5.4ポイントも上昇をおるといような状況で、今後三重県の中でもこういったことを考えていただきたいなというふうに思っておりますし、私が調べた中でも、例えば島根県の例ですと、島根県の地域子育て創生事業の一環として、この婚活が行われているというような状況もございますので、こういったところが県も挙げての状況かなというふうに思っております。

こういった中でございますが、本市におきましては、現在のところそうした取り組みは行っておりませんが、市内において実施されますさまざまなイベント、議員が申されたようなことでござい

ますが、多くの人に訪れていただける関宿などの観光資源や豊かな自然環境などの地域資源には、さまざまな他の目的と組み合わせ実施することで、男女の出会いの場につなげられる可能性があるものと考えております。今後、さまざまな取り組みを進めるに当たって、男女の出会い、いわゆる婚活の場づくりにつなげられるという視点も持ちながら、検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

亀山の未婚率を言っていただきましたけど、県内の中でもそんなに高いところじゃないとおっしゃいましたけど、結構、皆さんの周りを見ていただいても、親御さんはかなり悩んでみえたり、結婚をしていない男女って、結構最近私もよく見かけるんですけど、そういったことのきっかけづくりになれば本当にいいかなと思いますので、またさまざまな取り組みをお願いをしたいと思います。次に移らせていただきます。

さらなる子育て支援の充実についてお伺いします。

不育症治療に対する助成についてですが、昨年3月議会でも1度質問をさせていただきました。妊娠しても、流産や死産、または新生児期での死亡を繰り返して、結果的には子供が授からない場合が不育症と呼ばれております。

この不育症と考えられる方が専門外来で検査や治療をした場合、8割以上が無事出産できているという国の調査データも出ておりますが、そのときに、周知に関してはしていくというご答弁でしたが、どのように周知をされたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

不育症についての周知でございますが、先ほども議員申されましたが、不育症とは妊娠しても流産、死産を繰り返し、結果的に子供が持てない場合を言いますが、そのような状態になられたときに出産をあきらめてしまうのではなく、不育症という病気があり、それには治療法があることを市民の皆様知っていただくことが大切であると考えております。

市では、不育症に関する詳しい情報につきましては、厚生労働省研究班のホームページが検索できるように、市のホームページなどで周知をいたしております。

また、広報等の掲載につきましても、今後、内容を検討して実施してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

今、部長おっしゃったのは、もうなっているんでしょうか、ホームページに張りつけは。

私これ、2回目に質問しようかなと思っていたんですけど、多分最初に福祉に行ったときに、ポスター張ったよと言われたので、ポスターだけの周知に終わっているのかなと思っておりました。それで、ホームページとか広報にも掲載をしていくお考えがあるのかという質問をさせていただき

うと思いました。

広報はいつごろ予定をされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

広報の掲載の時期でございますが、今後、内容を検討して、幅広く市民の皆さんに理解していただけるようにというふうに考えております。新年度になりましたら早速考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

よろしくお伺いしたいと思います。

女性だけが知っておけばいいという問題ではなくて、本当にデリケートな問題なので、夫や家族にも知ってもらうことは本当に大事なと思いますし、周りの人もそういうことを知っていただくと、流産を繰り返しているという方が見えたら、もしかしたら不育症かもしれないから、そういった専門の病院に行ったらどうかということをつなげてあげられることもできるのではないかと思いますので、大事なことだと思いますので、どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

それから、あの後、国において動きがありました。

不育症の治療に有効とされており、へパリンカルシウムの自己注射が保険適用されたということになります。高額で保険がきかないことから、お医者さんの中には投与をためらう傾向があったようですが、ことしの1月から保険適用されたということで、随分と私は治療をされる方がふえるんじゃないかなというふうに思っております。

でも、治療はへパリンカルシウムの注射だけではありませんから、心理的な負担、それと財政的な負担も大きなウェイトを占めていると思うんですが、去年は国の動向を見ながら、この助成に対しては研究をするということをお伺いしておりましたが、再度ご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

不育症の診断と治療は、妊娠していない時点で、次の妊娠において流産などの原因になる危険因子を予測して、予防治療をする予防医療の領域になります。そのため、原則自費治療となり、高額の自己負担が生じ、経済的負担も大きいと言われております。

最近の情報としまして、先ほどもご紹介いただきましたが、へパリンカルシウムの自己注射が一部保険適用になるということでございます。まだまだ不育症全体では医学的にも不明な点が多くあり、研究の進展が待たれる状況であります。

本市としましても、少子化対策の一つとして費用助成を考える必要があるかと思いますが、県内他市の状況等も見ながら、子育て施策全体の中で研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○7番（森 美和子君登壇）

県内では、鳥羽市が初めて、不育症治療に今年度、予算がいたということが新聞で報道されておりました。すごい決断をされたんだと思うんですけど、なかなかわかんないんですよね、その不育症かどうかすらわかんないし、多分潜在的にいらっしゃるんだと思うんです。だからこそ、先ほども言いましたように、周知をしていただくということは本当に大事なことだと思うし、それは亀山としてはしっかりとやっていただくということはわかりましたが、本当にこの助成をしていただくということができないのかなと思います。

予算のかかることばかり提案をされるというふうに言われるんですけど、でも平成24年度に県では子供の医療費の助成を拡充されます。市単でやっていた分の2分の1は県から予算が来るんですよ。今年度は9月から医療費助成が始まりますので、亀山市としては1,500万ぐらい浮いてくるんじゃないかと。来年度からは3,000万ほど、予算として組んでいたものが、浮いてくるというのはおかしな表現ですけど、ほかのところで使うことができるんじゃないかと。

鳥羽市の予算を見てみましたら、50万になっておりました。そんな1,500万使えということではありません。本当に、先ほども言いましたが、治療をすれば8割が妊娠に結びつくという、私はこれは大きな効果だと思いますし、市長がずっと言われてきた最少の予算で最大の効果を上げる、これこそそうじゃないかと思いますが、最後に市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをいたします。

不育症の治療、あるいはその背景、先ほども部長が答弁いたしましたように、予防医療の領域としてまだまだ研究が必要であろうというふうに思っております。もう一方で、亀山市が行っております子育て支援、約70本の事業が動いております。この子育て支援全体の施策のあり方の中で、今後も引き続いて研究や、総合的な状況の推移を見ながら考えていくべき課題であるというふうに考えております。

しかし、まずは議員ご指摘をいただいておりますような、本当に正確にこの不育症というものに対する理解を市民の皆さんやその対象の皆さんにお伝えをしていくということが、今本当に重要だというふうに思っておりますので、現時点では今後の研究課題ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○7番（森 美和子君登壇）

時間が残りましたが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

7番 森 美和子議員の質問は終わりました。

次に、3番 尾崎邦洋議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎です。

それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきたいと思っております。

平成22年10月に行われました市議会議員選挙で初当選させていただき、あっという間に1年と4カ月が過ぎてしまいました。また、昨年の3月の議会以来、今日までの約1年の間に市長が話されました言葉の中で、印象に残った言葉があります。

その言葉は、「身の丈に合った予算」、それに「1事業1工夫」「最少の費用で最大の成果を上げる」「選択と集中」という言葉でした。

「身の丈に合った予算」については、恐らくかなり質問・質疑が出るのではないかなということ、あえては「1事業1工夫」を選ばせていただき、このことを中心に、「最少の費用で最大の成果を上げる」を含めて、その成果について質問したいと思います。

昨年、市長は23年度施政及び予算編成の中で、23年度には数年来の財政基盤を支えてきた市税収入が減少し、7年ぶりに交付団体となることが見込まれるという市財政運営上の大きな転換点を迎えており、23年度予算につきましては、職員一人一人が財政状況に対する危機意識を十分に認識し、前例にとらわれることなく標準的経費についても目標額を設定し、すべての事業において1事業1工夫を加え、最少の経費で最大の成果を上げるよう事業内容の精査を行っている、決意のほどを話されています。

そこで、まだ丸1年はたっていないんですけども、この1年を振り返られて、すべての事業において、1事業1工夫を加えた結果、得られた成果が当初のもくろみどおりの最少の費用で最大の成果を上げたかどうかについて、期中ではありますが、現時点で市長から総括していただきたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

昨年のこの3月の議会におきまして、施政及び予算編成方針の中で、平成23年度の予算編成につきましては、職員一人一人が財政状況に対する危機意識を十分認識をし、前例にとらわれることなく、標準的経費についても目標額を設定をして、すべての事業において1事業1工夫を加えて、最少の経費で最大の成果を上げるよう事業内容の精査を行っている、このように申し上げたところでございます。

平成23年度予算は、行財政改革大綱に基づく初めての予算編成でございました。歳出構造の刷新として、標準的経費の削減といたしまして、本市では初めての取り組みとして、予算要求に当たって、従来の積み上げ方式を見直して、各事業の過去の決算額をもとに設定した予算額を示して、1事業1工夫を加えた上での予算要求といった手法を取り入れたところでございます。

これを受けて、それぞれ各部局、各担当において、大変地味な作業ではございましたけれども、消耗品費や旅費、また委託内容の精査といった細部にわたって精査を行ったことから、継続的な事業で見ますと、その前の年、平成22年度と比べますと約2億円の削減が図られた予算編成を行ったところでございます。

また、事業の執行に当たりまして、時間外の削減を初め経費削減に向けた工夫を、あるいは昨年の電気使用量、CO₂削減とあわせて全庁を挙げて取り組みました結果、全体で大体600万円ぐ

らの電気使用料の削減になりましたけれども、職員一人一人が行うことで、最少の経費で最大の成果が得られるよう努めてきたという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど標準的経費ですか、この件についてのちょっとお話を得たんですけれども、次の質問として、標準的経費のほかにどういう経費があるのかと、先ほど市長のほうから具体的な内容もお聞きしましたんですが、それ以外にも何か目立った成果を得たというような事業がありましたらお話しいただくよう、お願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

本市におけます予算編成に当たりましては、標準的な経費であります標準予算と、政策的な経費であります政策予算に区別をして、編成を行っているところでございます。

政策予算につきましては、総合計画に基づく基本計画に位置づけられた施策に基づく事業のうち、ハード事業で単年度で3,000万以上、総事業費では9,000万以上、ソフト事業では単年度で500万以上、総事業費で1,500万以上の事業といたしておりまして、実施計画としてお示しを今回させていただいたところでございますが、それ以外の事業を標準予算といったことで区分をし、予算調整を図っているものでございます。

したがいまして、標準的経費につきましては、実施計画に係る事業以外の経費で、人件費だとか借入金の返済費のほか、標準的な行政サービス経費や事務経費といったものがございます。

次に、具体的な事例でございますが、平成23年度の事業執行において、1事業1工夫の成果について、具体例をもって、取り組み内容やその成果についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、先ほども市長のほうからご答弁ありましたが、夏の期間におきまして、全庁的に電気使用量の削減に努めたところではございますが、特に総合環境センターにおきましては、夏季の電気使用量削減率10%以上の目標を掲げ取り組んだところ、対前年度比14%の電力量の削減が図れているとともに、今議会にも提出をさせていただいておりますが、電気使用料について600万円の減額に至るなどの削減効果を得ているところでございます。

また、委託関係におきましては、中学校におきますデリバリー給食に係ります委託料では、前年度まで喫食率に応じた単価契約を行っておりましたが、契約方法の見直しを行うことで約360万円の経費削減が図れる見込みや、私どもの職員健康診断でございますが、職員のデータの管理上、これまで同じ業者による健康診断を実施しておりましたが、契約方法を変更をしたことで、対前年度より約200万円安価に委託できたとともに、これまでと同様の成果を得ることができているところでございます。

ほかにも各部署において、さまざまな取り組みが歳出削減に向け行われているものでございまして、そういった成果も踏まえ、この3月議会におきましても多くの減額補正をいたしているところでございます。

今後もこういった工夫を行うことで、今後厳しくなる財政状況の中、歳出削減や歳入確保といっ

たものにつながるよう、職員一人一人が常に心がける必要があると強く認識をいたしているところ
でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

電気代、節約が600万円になったと。健診においては契約変更によって200万円ということが
出ましたが、実際に精神論とか電気代を節約しようというだけでは、なかなか600万円という
結果は上がらないと思うんですけれども、電気代600万円下がった中の施策、例えば電気を今ま
で10本あったのを5本に減らすとか、そういう施策を何かやられてこの結果が出たんだと思うん
ですけど、それとまた健診ですね、契約内容を変更しただけで200万円下がったというのは、具
体的にどこをどうしたのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

総合環境センターでの取り組みでございますが、日ごろからどのようにしたら少しでも電気量の
削減につながるかということを経営者ともいろいろ協議をしております、その中で、一般ごみ
と廃材とか枝木などを、常日ごろブレンドして処理をしていたところ、この2炉同時運転のとき
に集中して枝木とか廃材を投入するというふうにすると、カロリーが適切になって発電量が上昇して、
受電電力を抑えることができるのではないかとということでチャレンジをしたところ、効果が出た
というところでございます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

職員健康診断の委託料でございますが、平成22年度まではデータ管理の上から随意契約とい
った形で同一業者との契約を行っていたわけですが、この平成23年度におきましては経費の削減を
図るといったことで入札を行ったところ、これまでより約200万円安価で契約をすることができ
たといったところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどいろんな取り組みについてお聞きしました。これは単年度でなく、これからも継続してぜ
ひやっていただきたいと思うんですけれども、今年度の工事の中で、2,200万円の当初予算の
中で、実際に工事を行ったら1,000万円ぐらいで終わったという工事があるんですけれども、
その件につきまして、そういう内容について総務部長にお聞きしたいんですけど、ご存じだったか
どうかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

私のほうでは、特に存じてはおりません。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

この事業は、中部中学校の空調機の整備事業というので、実際に当初の予算金額は2,230万円で、12月に補正されまして1,087万5,000円の減額補正ができた。要するに、2,200万円の当初予算に対して1,100万ぐらいでできたという事例なんですけれども、教育民生委員会の中で、当初の予算が甘かったんですかという質問をさせていただきましたんですが、そのときに回答されたのは、空調機取り付け工事、これが繁忙期に入る前に工事ができたということで、工事費が安くなってこういう結果になったということを知っておるんですけれども、こういったことが一工夫というか、提案であるというふうに私は思います。

ですから、こういったことをぜひ水平展開して、これからの事業にもそういうことを役立てていただきたいと思います。

先ほどちょっと提案ということも話しましたんですけれども、昨年9月に職員の事務改善提案というのがスタートしておりますが、これ約半年たつと思うんですけれども、提案、どれぐらいの件数が出たか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

職員事務改善提案につきましては、職員が日常の事務の執行において、創意工夫をすることを心がけ、またそれによる気づきを提案する場を設けることにより、職務への意識改革と事務効率の向上を図ることを目的として、議員申されましたとおり、昨年9月から庁内のグループウェアを活用して全体で実施しております。

実績といたしましては、この2月末現在で9件の事務改善提案があり、内容は事務の簡素・効率化につながるものが2件、職員の意識改革につながるものが1件、その他事務の改善につながるものが6件となっておりますが、これら9件のうち、具体的な改善までに至ったものはございません。

少し、全体的な取り組みとして、取り組みにくかったのかなということもございますので、今後こういった事例が少ないというようなこともありますので、取り組みについては見直しを図ってきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

昨年、この職員の事務改善提案についても質問させていただいておるんですけれども、自部門でなくて、また自分の仕事以外のことについての提案というところが非常に難しいと思うんですね。また、正規の職員でなくて非正規ということであったと思いますけれども、そういう方が参加するには、自分の職場以外なかなかわからないという点もあるかと思っておりますので、ぜひ、こういった提案の範囲を広げていただいて、さらに市民に対するサービスとか、そういったことにつなげていただきたいと思います。

提案という話とか、一工夫ということが出たので、最後にちょっと私からの提案を申し上げたいと思うんですけれども、24年度から既存企業の活性化に向けての取り組みを推進していくとうたっていますけれども、地産地消につきましては、農産物ではかなり進んできたと思います。

そこで、地産地消というか、地元企業や進出してきた企業、こういったところも製造工場もあり、また亀山市の事業所でやってなくても、他の事業所でやっているものも結構あると思います。

公共施設のテレビについては、シャープの品物というのはよく見ますけれども、私が勤めていた企業のものとか、亀山市には電線とか、鈴鹿には大きい自動車工場があり、そこに関係した職員の方もこの亀山市内には大勢在住しておると思いますし、亀山市内にも下請というか、関連企業がいっぱいあります。ぜひ、そういった会社の、例えば公共施設を建てるのであれば、値段が合えばですけれども、亀山に工場を構えておられるところの電線を使ったりとか、また事務用品でテープを使うんなら、また亀山市内にある事業所のそういったものを使うとか、車を買うのであれば、鈴鹿のそういったところの車を検討していただいて、ぜひ地産地消ということ、ぜひ考えていってほしいと思います。

次の質問に移ります。

地域医療再構築プランの年次計画に基づき、23年度に行った、寝たきり高齢者をなくすことを目的とした2人暮らし高齢者世帯への訪問実施された件について、質問させていただきます。

この文章のごとく、寝たきり高齢者をなくすことを目的にとありますが、実際にどのような施策をやられたのか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

高齢者世帯訪問でございますが、昨年6月から75歳以上の高齢者世帯を中心に訪問を行っております。訪問開始時の調査によりますと、75歳以上の高齢者世帯は535世帯あり、市保健師等と在宅介護支援センターの職員で訪問を行い、本年2月末現在で177世帯の訪問を終えました。

その訪問の内容でございますが、それぞれご家庭へお邪魔ををしまして、生活の様子、それから困っていることはないか、また病気などの心配はないか、そういったこと、いろんな多方面にわたりまして相談をさせていただいております。

そして、支援が必要な方に対しましては、福祉サービスや介護サービスの利用などを勧めるということもやっている、そういったことが主な目的の事業でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

全体で535世帯のうち177世帯回られたとありますけれども、これを、目標は100%に到達するということだと思いますけれども、1年かけて177というと、あと二、三年かかるということなんですけれども、この辺のタイムスケジュールについて、いつごろになったら、2年、3年先なのか、その辺のところのタイムスケジュールについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

これまで行っております、ひとり暮らし高齢者訪問では、調査を希望されない方も見えました。それで、訪問率は約68%となっております。

これと同様に、2人暮らしの場合も考えますと、希望されるのは535世帯のうち68%ということで、360世帯ぐらいが希望されるというふうに考えております。それで、約177世帯でございますので、半数の訪問ができたと考えております。

今後も高齢者世帯が増加することが見込まれますことから、今後2年以内に、訪問を希望される全世帯への訪問を行いたいと考えております。

毎年増加をされますし、高齢化も進んでまいりますので、継続して訪問を続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

できるだけ早く、100%回っていただけるようお願いしておきたいと思っております。

次に、2人暮らし高齢者世帯の訪問にあわせて救急医療情報キットの配付を実施されたというふうにあります。この情報キットの内容と、どれぐらいの世帯に配付されたかについて教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、救急医療情報キットの内容でございますが、地域医療再構築プランに位置づけ、取り組みを進めてまいりましたこのキットは、119番通報で救急隊員が駆けつけた一刻一秒を争う際に、現場の隊員や搬送先の医療機関が必要な情報を把握し、的確な救命活動を行えるよう家庭に備えていただくもので、専用の筒状のケースの中に、緊急連絡先やかかりつけの医療機関など、緊急時に必要な情報を一まとめにして入れておくものでございます。

今回、この取り組みを進めていくに当たりましては、まずは特に必要性が高い、全員が65歳以上である高齢者のみの世帯、およそ2,500世帯3,700人を対象としており、今の時点でおおよそ1,300人から申請をいただき、本年1月から各地区の民生委員さんのご協力をいただきまして、各家庭へ配付をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

この情報キットを使われまして、この1年間ぐらいで実際に役立ったというような事例があれば、その事例について何件ぐらいあったのかというようなことを、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

配付させていただきましたのがことしに入ってからということで、まだ期間は短うございますが、これまでにそのキットが救急隊によって活用された事例が4件ございました。救急隊員がこのキットから緊急連絡先などの貴重な情報を把握することができたということでございますので、円滑な救急搬送に効果を発揮したものと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

わずかな間に4件、役に立ったということですが、救急医療の必要のないことを祈りますけれども、そういう事態のときには役立つ、こういったツールをぜひこれからも普及させていただきたいというふうに考えます。

続きまして、医療センターの看護師等修学資金の貸し付けについて質問させていただきます。

亀山市立医療センター改革プランと亀山市地域医療再構築プランの年次計画に従い、23年度の取り組みとして、看護師を確保するための条件整備として、修学資金をそれまでの3万円から6万円へ増額されましたが、もくろみどおりに看護師が確保できたのかと、看護師の現状について、足りないのか、充足しているのか、そういうことですね、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

まず、看護師の現在の体制ということでございますが、平成24年4月1日の体制といたしまして、常勤雇用の看護師60名、このうち育児休業者が4人ございます。さらに部分休業者が3人ございます。正規の看護師以外に非常勤の看護師が10名、ヘルパーが11人、それから療養専門員2人、それから看護助手3人、このような体制でございます。

この人員により、一定の人数を確保しておるところでございますが、特に365日24時間体制の医療センターにとっては、夜勤体制について、1人当たりの夜勤回数が増加しておることもあり、非常に厳しい状況でございます。

もう1点言われました、3万円を6万円に引き上げたことによって効果があったのかということでございますが、これまで修学資金の貸し付けにつきましては、看護大学への地域推薦、それとあわせて修学資金の貸し付けというふうな例が近年多かったんでございますが、本年度、それ以外ということで、地域推薦以外枠として貸付希望者が1名あったところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

これからも、三重大学の寄附講座とか、ああいったところで医療センターの医療のほうも充実してくると思いますけれども、それに伴って看護師の数も必要になってくるかと思っております。そういうことで、院内保育及びこういった看護師に対する条件整備として修学資金を倍額にしたとか、こういった取り組みなんですけど、さらにこの修学資金の増額については1名の採用ができたということなんですけれども、それ以外に看護師を今後も採用するためには、どのような手を打って看護師

を確保されるつもりがあるのか、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

先ほど私申し上げました、修学資金3万円を6万円に増額して1名ということでございますが、この機会をかりまして、修学資金の制度をPRも兼ねてご説明をさせていただきたいと思いますが、月額6万円を、看護師免許を取るために学校へ行かれる期間、一月6万円を貸与いたします。貸与した期間に応じて、看護師免許取得後、当センターに勤務していただければ返還を免除すると。ですから、単純に言えば4年間借りていただいて4年勤務していただければ返還しなくてよい制度でございますから、ぜひぜひ活用させていただきたいと思っております。

さらに、それ以外に、じゃあどんなことやということでございますが、1つは今年度開所いたしました院内保育所バンビでございますが、あるいはこの修学制度、こういうのは最低必要な条件かなというふうには思っておりますが、今後につきまして、例えば県へ看護師確保政策の拡充とか充実の要請をしていったり、さらには三重大学の看護学科、あるいは県立看護大学などへの地域推薦、あるいは修学資金の貸し付け、こういうのをさらに積極的に行いたい。さらには、今申し上げました2つの看護学校以外の学校へ積極的に働きかけをしたり、さらには就業支度金、お勤めいただいたときに支度金としてお渡しできるような、こんなこともあわせて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

ありがとうございました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

平成24年度施政及び予算編成方針の中で、亀山市地域防災計画についてお尋ねします。

まず、亀山市地域防災計画書について、昨年6月議会の中で、亀山市地域防災計画書の問題点について指摘させていただいております。いまだに改訂版が出ていないということで、もし今災害が起きたら、防災に対する基本であるはずの亀山市地域防災計画書がまだ職員の方や我々にも配付されていないという状況、これは大きな問題だと思います。

当然、これから国や県の改正というのは出てくるかと思いますが、まず防災計画書をつくって、現状でのものをまず配付して、それでまた再度こういった改正が出てくればその時点で改正を加えるというのは一番今必要だと思いますが、そのことについてどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长（伊藤隆三君登壇）

防災計画の修正に関しまして、昨年ご指摘いただいてから、6月に防災関係機関、また8月には市の関係部局のほうへ意見を求めて、作業を行っております。

市の内部でも意見を多数いただきまして、昨年、各部局とのいろいろな調整も含めてさせていただいております。

まず、今回の亀山市地域防災計画の修正につきましては、修正案を亀山市防災会議に諮るために、その準備を行っているところでございます。4月初旬には会議開催の予定をさせていただいております。

この会議での了承後に、県のほうへ報告をさせていただきまして、県において意見がない場合には、正式にこれを運用させていただくこととなります。

まず、今回の修正の主な内容につきましては、東日本大震災における本市としての検証結果を踏まえた優先施策を明記するほか、先ほど申しましたように、防災関係機関や各部局からの意見、また県の地域防災計画との整合を図るとともに、記述内容の見直し、訂正などを行ったものでありまして、東日本大震災を教訓としました国等の見直しによるものではなく、市独自の修正を行ったものでございます。

国・県において、今後、防災計画等の見直しがされますことから、その後において改めて本市の計画を総点検することとしております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

とりあえず、前回ちょっと指摘させていただいたんですけれども、災害を減らすというのを防災ということなのに、全く逆のことが書いてあったりするところ、これはもう県とかそういうところでどうのという話でなくて、今、本当にそういうことをやるべきで、また組織の違いとか、例えば水害等、土砂災害とかいうのに、組織がちょっと違ったりとかいうようなところは、もうこれはこの庁内で解決すべきことであって、大きいところは県と国との整合性を図らなければいけないと思うんですけれども、そういったことについては早急に私は手を打つべきだと思います。

配っていないと、私もあれ読むのに時間かかったし、あれをまた職員の方が読んで理解してそのように体が動くかという、200%トレーニングしても実際にできるのは恐らく半分の100%ということなんですけれども、訓練に第一に行動規範となるこれができるできないということは、やっぱり大きな問題だと思いますので、ぜひこれだけは早くやっていただきたいのと、1つ提案なんですけれども、昨年、姫路のほうに防災ということで見に行きました。地域防災計画書、その姫路のほうでは「赤本」と呼んでおりました。亀山市はブルーの表紙になっているんですけれども、例えば本立てとかそういう書庫にしまうと、大体ブルーとか緑とかそういうファイルが多いんですけど、赤いのにすれば、すぐに何かあったときにはこれを見ればわかるというのには、発見しやすいという意味があると思いますので、今度つくるときは、そういったこともぜひ心がけていただきたいというふうに思います。

それと、地域防災計画書の中には、災害時、市民に対して迅速かつ的確な情報手段ということが重要になりますが、その手段としてのシステムにはいろんなものがあると思いますけれども、亀山市の現在の情報伝達の状況と、今後どのような情報伝達システムを構築していこうかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

市民への周知をする通信手段として何があるのかということでご質問をいただきました。

災害時において、市民の皆様へ情報を伝達する通信手段としましては、ケーブルテレビ、これはテロップ放送でございますが、携帯電話による安心メール、固定型の防災行政無線、ホームページへの掲載、それと広報車による周知でございます。

これらの通信手段を用いまして、今後の整備でございますけれども、その考え方でございますが、通信手段の整備の考え方としましては、災害時に被災情報等の収集・発信を的確に行い、市民と情報を共有することが重要であります。このような、危険情報をより多くの市民により早く確実に伝達できるシステムが必要であると考えております。

また、停電によります通信の遮断があった東日本大震災での検証により、1通信手段によらない情報伝達方法の重層化、バックアップ機能を備えたシステム構築、こういうようなものを図ってまいりたいというふうに思っております。

現行の通信手段はもとより、新しいシステムを用いまして、それぞれ特徴がありますことから、またどのようなシステムにも弱点がございます。伝達においてシステムの特長を生かして、リスクの少ない総合的な情報伝達システムの構築に向けまして、平成24年度において、その方向性を示すビジョンの策定をしまいたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

24年度1年かけて検討されるというようなお話だったと思いますけれども、災害は、先ほども言いましたけれども待たはききませんので、できるだけ早くそういった結論を出して、設備できるようにお願いしていきたいと思っております。

最後になりましたが、自主防災組織、これは非常に重要だということがうたってありますけど、これの結成状況を昨年もお聞きしたんですけれども、これを重要であるということを位置づけておられる以上、どのようにして各地域で結成していくおつもりがあるか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

自主防災の活動に関しては、これからしていただくということの中で重要と考えております。

未結成の自治会に対します、自主防災組織の結成に向けて、このアプローチにつきましては、これまで相当な期間を置いて結成を呼びかけてまいりました。

自治会の会員数が少ない、高齢者が多い、また防災倉庫を建てる場所がないなど、いろいろな事情から、なかなか結成いただけない状況でございます。

しかし、危惧されます東海・東南海・南海地震では、この地方にも甚大な被害が想定されておりますことから、市民や地域がさらに結束し、自分たちの命は自分たちが守るといった活動をしていただかなくはなりません。このようなことから、既に設立されている自主防災組織の機能強化と

ともに、結成率100%を早期に達成するために、今の制度等の再検討もしていく必要があるというふうには認識しております。さらに検討をしてみたいというふうに思っております。

済みません、結成状況を1つ忘れてございました。

自主防災組織の結成状況でございますけれども、24年の2月末現在で149団体、その組織率、人口ベースでございますが、94%となっております。未結成の自治会は31団体となっております。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○3番（尾崎邦洋君登壇）

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

3番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時29分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 中崎孝彦議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

きょう一般質問をさせていただきます。

通告書に従いまして、今回は過去5回の定例会を経験させていただきまして、その5回の定例会の中で一般質問をさせていただいております。その進捗状況といいますか、いろいろお答えもいただいておりますので、その進捗状況についてお伺いをしたいというふうに思っております。

私、過去の5回の定例会の一般質問で防災対策、主に震災対策というのが大半でございました。その中で、まず最初に震災対策の質問でございますけれども、これ私、平成22年12月の議会で質問させていただいております。その中で、「平成24年度の当初予算（一般会計）のポイント」という冊子をいただいております。その中でまち守りプロジェクト関連ということで、1番として都市の耐震性を強化するという項目がございます。その記述の中で、住宅や都市インフラ、公共建築物などの都市全体の耐震性を高める取り組みを推進して、地震に強い都市を目指しますということで、特に公共建築物につきましては、これまで耐震基準を満たさない施設の耐震化にずうっと取り組んでいただいておりますけれども、平成23年の12月末現在の耐震化率というのは、この記述によりますと97.1%になっておるということでございます。そして97.1%、100%を目指していただくわけですが、その中で残る施設の耐震化を推進すること、どこなんだということここでここに予算でも出ておりましたが、白川小学校の耐震改修事業と、国民宿舎の耐震化に向けての設計委託とか、いろんなことで準備に入らせていただいておりますが、この2つが終わるともう100%、市の管理する公共建築物については終わるんだということがここに書かれておるわけでございます。

そして、従来から木造住宅補強事業として耐震化に向けて事業展開をしていただいておりますけれども、お聞きしたところによりますと、平成23年度末では85.9%の民間木造住宅、これ昭和56年6月以前に建てた、建築基準法の改正前の木造住宅でございますが、23年度では85.9%の達成率になるということでございます。

そして、この22年12月の定例会のときに私をご提案をさせていただいた、その内容は、ここにも通告にも書いてありますように自治会所有の公民館、集会所等、これの耐震化についてということでご質問をさせていただいたわけでございますけれども、この自治会所有の公民館、それから集会所等でございますけれども、亀山市には228の自治会がございます。しかし、228の自治会全部が公民館、集会所等を持ってみえるわけではないものですから、一体その228の自治会の中で、どれだけの自治会が公民館なり集会所というのを所有しておるのかなあということで、ちょっとお聞きしたわけですが、はっきりした数字がわからんということで、それはそれでわからなくてもいいんですけど、五十数個あるんじゃないかなあというようなことを市民相談協働室のほうでお聞きして、答えをいただいております。

そして、私はこの質問をさせていただいたときに、それは大切なことだから検討していきますということで、1年前の22年の12月の定例会でお返事をいただいております。この公民館、集会所等のそういう検討をしていただいております、その検討の内容、進捗率というか、どういうふうな取り組みをしていこうというような話し合いもされていると思うんですが、その辺のことをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

県下各市町の状況等を確認したところ、各市町とも避難所となる施設等の耐震化を国・県と連携し、早急に整備することを進めており、避難所対象でない施設についての耐震化につきましては、既存の自治会施設等の補助制度を活用し、整備を進めているといった現状でありまして、本市においても、限度はありますものの、自治会集会施設助成制度を活用していただくことでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

そういうことで、自治会の公民館とか集会所等の修繕をするときの費用、その補助が出ておるということで、それに対応していただきたいというようなお話でございますけれども、都市の耐震化を強化するというので、私、この公民館、集会所、これは自治会所有の建物といえども準公共物というふうなとらえ方をして、例えば自治会所有の公民館、集会所等耐震化支援事業とか、そういうふうなことで、他の市町は関係ないですよ。この亀山市として、もう少しそのような事業として積極的にこの耐震化に向けて進めていただきたい。というのは、こんなことはもちろん当たり前のことなんですけれども、その自治会とか集会所というのは、しょっちゅう老人会の人とか自治会の役員会とか、いろんなその団体が絶えず使用しておるわけですね。そこで、一たび地震が発生し

た場合に、大げがとか、お亡くなりになる方とかというのがたくさん出るわけですから、そういうことを考えたら、この災害に強いまちづくり、後期基本計画の4つのプロジェクトの中でも大きな一つのテーマになっておる。そういうことも踏まえて、ぜひ私はそういう事業を支援事業といいますか、そういうものを立ち上げていただいて、喫緊の課題ととらえて、そういう施策が講じていただけないかということをもう一度検討していただきたいんですが、その辺のお考えはあるのかなのか、今すぐに答えは出ないと思うんですが、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、自治会の集会施設の助成制度、これで活用をお願いしたいというふうに思っております。

自治会の集会施設につきましては、自治会の財産でありますことから、現に制度としてありますこの集会施設助成制度を活用していただくことで考えさせていただいているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、危機管理局長からの答弁で、危機管理局長の立場からすれば、そういうお答えは当然だと思うんですけども、何遍でも同じようなこと言うようですけど、後期基本計画の中でも今も言ったように4つのプロジェクトの中に本当に大きな施策として、この安心・安全なまちづくりというのはいつの時代でも言われておること。特に後期基本計画の中でそういうふうに位置づけた。そうしたら、こういう集会所とか公民館は、たとえ自治会所有のものであっても、そういうようなことは事業展開していく必要があるんじゃないかと私は思うわけですから。そこで、市長の一遍、その辺がどういうふうなお考えなのか、どういうふうに思っているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

準公共物として位置づけて、助成制度を創設してはいかかということでございます。

今、危機管理局長がご答弁をさせていただきました。公がどこまでかわるのかという意味で、やはり自治会所有の財産、これはそれぞれの地域の中でいろいろ考えていただいて、今日までその防災という視点も入れて、自治会集会施設助成制度を活用いただくという、まさに議員おっしゃるような仕組みができておりますので、全く行政として関与しないということではなくて、それぞれ自治会のご事情でご努力いただくものに対して、改築であれ、修繕であれ、市としては自治会集会施設助成制度をご活用いただいて、ぜひその耐震強化を図っていただくように、この制度自

体は今日まで拡充をしながら運用してまいっておりますけれども、ぜひこの制度を生かしていただきたいと、こういう基本的な考え方を持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

もちろん市長も危機管理局長も、両方の答弁は全く同じことなんでございますけれども、私が言うのは、決して私は無理なことは言っていないと思っておりますよ。

というのは、市長が今言われるように、修繕とかかわらのふきかえとかいろんなものがあると思うんですけど、その修繕なんかを申請して補助をいただいてやっていくというのは、今までも事業展開しておるわけでございますから、それはそれでいいんですけども、その今私が言うのは、何遍でもしつこく言うようなんですけど、市の方針としては、後期基本計画を策定して、いろんな事業展開をやっていく中で、本当に大きな柱として安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりということをやっておるのなら、本当に地区住民が、亀山市民がいろんな集会所から公民館にいろんな人が集まって、市政のこととかいろんなこと、市政にもいろんな自助・共助とかありますけど、そういうことも話し合ったりいろんなことをしておるわけですから、そういう人の安心・安全、安心な自治会の公民館とか、そういうことを本当に力を入れていくということが、真の安心・安全なまちづくりにつながっていくんじゃないかと私は思うわけで、こういう事業があるから、その中で運用して、公民館の地震対策とかそういうことをやっていくんだというようなことでは、地震対策、耐震化ということは進んでいかないという認識を持っておるわけでございますので、そういう視点から、ぜひとも準公共物というふうなことを念頭に置いていただいて、何かできることがないかというようなことを庁内で検討する機会があろうかと思いますが、検討していただきたいというふうなことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、通告書のアスベストの飛散対策ということが2番にあります。まず今の耐震化率ということの関連で3番目の耐震強度が不足している市営住宅について質問をさせていただきたいというふうに思います。

私、平成23年の9月議会の中で、亀山市の市営住宅の中で耐震不可とされておる市営住宅に入居している方が見えるということで、この方たちの安心・安全、その地震対策、これどういうふうですかということについて質問をさせていただきました。そして、おさらいになると思っておりますけれども、現在、亀山地区に9団地369戸、関地区に3団地26戸、合わせて12団地395戸の市営住宅があるんです。そのうち耐震強度が不足している住宅が6団地108戸あるというふうに聞いております。また、その大半が築後30年から50年以上の本当に老朽化した住宅であると。関地区の城山住宅、若草住宅というのは何と昭和25年に建築されたものだと、非常に古いわけでございます。その入居状況を言いますと、その耐震強度が不足している住宅に、私が23年の9月議会で質問させていただいたときには、耐震強度が不足している住宅に55世帯の入居があるという答弁をさせていただいております。

そして、そのときに聞きました。そうしたら今までそういう耐震不可の住宅に入居している方が、何世帯ぐらい退去されたんですかとお聞きしたら、5年間で13世帯の方が退去をさせていただいております。そして、23年の9月議会の時点で55世帯の人がまだ入居しているということだったんで

すね。そして、そのときの答えが、耐震強度が不足している木造等の平家住宅の入居者の安全確保については、早急に解決すべき最優先課題ととらえておるといふご答弁でございました。

そして、どういうふうにして耐震不可の住宅に住んでいる人の退去をしていただくんだということだったんですけど、そのときは既存の市営住宅に空き室が発生したときとか、そして今事業を展開していただいております民間の賃貸住宅を市営住宅として借り上げたときに、公募の方に優先して住みかえの案内をしていると。そして市の施策として、引っ越し費用の一部に充てていただくために移転補償費も支給しておりますと。急激に家賃が上昇するもので、6年間で段階的に家賃がすりつくよう傾斜家賃を適用していますと、こういうことを入居している方に説明をされて、耐震不可なんで危ないですよということで、その都度、その都度市の職員の方が説得といたしますか、退去してくださいということをお願いに上がっておるわけです。

今現在、この55世帯から1年ぐらいたっておるわけですがけれども、その間にそういう今も井田川でも住宅の借り上げ事業、昨年度ありましたが、今までその55世帯から何世帯に今減っているのか、退去された方がいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

耐震強度が不足している住宅からの住みかえ状況というご質問でございますが、議員のご紹介とダブリますが、耐震強度の不足している市営住宅につきましては、6団地の入居戸数につきましては、9月議会において55戸ということで報告させていただきましたが、現在2戸が住みかえられたことなどにより、今53戸となっております。

耐震強度が不足している木造などの平家住宅の入居の安全確保につきましては、早急に解決すべき最優先課題ととらえまして、耐震性を有している既存の市営住宅で退去等により空き室が発生した場合や民間市営住宅を借り上げた際に公募による入居に優先して住みかえの案内をしているところでございます。これは先ほど議員ご紹介をいただいたとおりでございますが、高齢者であり、余生を今の住宅で過ごしたいとか、家賃が高くなるなどの理由から、なかなか住みかえが進んでいないというのが現状で、この1年間で2戸の住みかえが済んだというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、部長にお答えをいただきました。

耐震不可の住宅に住んでみえる人が住みかえをしていただくと、引っ越し費用がもちろん要るわけです。補助はあります。住宅の家賃は上がります。そういうことが1つ大きなネックになっておる。そしてもう1つは、住みなれたところだから、環境が変わりたくないというようなことも1つあります。そして、ご高齢の世帯の方も住んでみえる。

私、思うんですよ。ご高齢の方だから、若い人だからという区別はもちろんないんですけども、特にご高齢の方が住んでみえるということを取り上げさせていただくならば、今まで一生懸命子育てして、戦後復興にも一生懸命になって働いていただいた。私たちが平和ぼけするような世の中にさせていただいた。そして、一生懸命復興して経済成長につなげていただいた。一生懸命私ら団塊の

世代に育てていただいて、そして一生懸命働き手を育てていただいた。そして、高齢になって、その耐震不可の市営住宅に入っている。高齢者の方ばかりじゃないんですけど、そういう方たちが、家賃が高くなるからという理由もあるでしょうし、そして住みなれた環境も変わりたくない。そしてまたご高齢の方ですから環境が変われば、健康にも影響するようなことがあるかもしれん。私、思うんですわ。今も言いましたけれども、亀山市の公共建築物というのはほとんど耐震はオーケーなんです、できてきてるんです。それなら次何をやるか。次、耐震何をやるんだということになれば、一番初めにお願いをした公民館とかの耐震と、市営住宅のその耐震不可の問題、これしかないんです、耐震するの。私がこんなこと、極論かもしれませんが、私はこの耐震不可の住宅から退去していただく、これはもちろん喫緊の課題です。

これ、私聞きました。聞き取りのときに。建築住宅室ですかね、建設部の。室長さんにもおいで願って聞きました。そうしたら、大変な苦勞をされておるんです。本当に退去していただくために。これはもう建設部だけの問題じゃないと思っておるんです。福祉の問題も、高齢者の問題ならかわってくるでしょう。それから今の環境が変われば健康ということにも配慮していかないかん。そういうことで、オール亀山市で、本当に耐震不可の住宅に入っておる。これはぜひとも早く退去していただく方策を市内でしっかりと議論していただいて、早急に結論を出していただいて取り組んでいただかなきゃならん問題だと思おるんです。耐震不可の住宅に入っておって、もうそういうことで退去していただけませんわと、いろいろ説得してはいますけれども無理ですわと、これでは済まん話だと思おるんですよ。もしも地震が来て、大けがをされた、亡くられる方も出てきたといった場合、耐震不可の住宅に入居されておったということで、これ本当に大きな社会問題になると思おるんですよ。これはぜひとも本当に検討していただきたい。強くご要望といいますか、お願いをして、次の質問に入らせていただきたいというふうに思います。

次がアスベストの飛散対策についてということで、これは平成23年の6月議会で実は質問させていただきました。そして、このアスベスト、これは神戸の大地震のときの話を前の議会のときに説明をさせていただきましたんですけども、ボランティアの30歳の男性の方がアスベストで飛散して中皮腫とかいろんな大きな病気を引き起こした。そして、労災認定されたのが8年後であったと。こういう悲惨なことが起こっておるんです。

それが、東日本大震災が発生しました。そのときにそういう教訓が生かされていないんです。それはなぜか。東日本大震災で、福島第一原発の事故が起きたもんですから、マスコミとかいろんなことがみんな福島第一原発の事故に目が向いて、これは隠れた大きな問題ですよ、アスベスト対策。

実は現地へ名古屋のある団体の人が行ったんです。そうしたらアスベストのむき出しになった建物が壊れておるわ、テレビでも報道されておりましたけれども、波板スレートですね、アスベストが含まれておる。それが粉々に壊れておるやつを住民のある方が敷き並べて、その上を車が走っておるんです。アスベストが飛散しているんです。びっくりしたわけです、その団体の人が。それですぐに防じんマスクを配付して、NPOとかボランティアの人に配ったという事例があるわけです。

そして、私がこういう質問をしたら、そうしたらこの亀山市、ここに広報を持ってきたんですけど、6月に質問しましたら、10月1日の広報にPRといいますか、アスベストの相談や問い合わせということで、すぐに対応していただいておる。対応していただいて本当にありがたい。対応し

ていただいたんですが記事はちょっと小さいんですけど、対応していただいた。それで私が今言うんですけど、これ余り目につかないと思うんですけど、私が今から皆さんにお願いしたいのは、私もよく広報を見ておるんですけど、がけ崩れとかの記事が大きく広報に載りますね。梅雨どき前に、それを大きく取り上げて、石ころがごろごろと転がってきたら、変なところから水が流れてきたら、これは土砂崩れの前兆だから危ないよというようなことが本当に詳しく住民の皆さんに知らせてみえる。だけど、アスベストというのもそのぐらいの気持ちというか、そのぐらいの危機感を持って住民の人に知らせる必要があるんじゃないかと。今は風化しておる状態になっておるんです。

日本でアスベストが風化していないところはどこだと思いますか。岐阜県の羽島だけなんですよ。羽島には物すごい大きな住宅資材の会社が今でもあるんですけど、そこは非常に大きなアスベストの被害が出ておるんです。工場の従業員だけじゃないんです。子供とか家族にも出ておるんです。それで3年に1回、CT検査をやっておるんです、全住民に。3年に1回だと思っんですけど。そうすると、そこでCT検査すると胸膜プラークというのが出るそうですわ、それが出ると、それはアスベストを吸い込んでおるということなんです。しかし、病気は発生していないんです。病気というのは10年、15年先のことですから、発症はしていない。そういうことで、今もアスベストの危険性ということで対策を練っておるわけでございます。

ですから、私がきょうこの質問をさせていただくのは、今言ったように、大きくこのアスベスト、風化しつつあるこのアスベストの恐ろしさ、不安をあおるわけじゃないんですけど、日常生活では全然問題ありませんよと。市の公共物はみんなこういう対策は終わっていますからと、実は終わっておるんです。そういうことを踏まえて、このアスベストの危険性というものを、もう一度震災対策として市民にPRをする、幅広くPRをしていく、これは本当に大切なことだと思うんです。これをぜひ取り組んでいただきたい。そういうふうに思いますので、このアスベスト問題、風化をさせないためにも、亀山市の市民の皆様にはしっかりとPRをしていただきたいということを願っています。

そして、もう1点だけお聞きします。

せっかく10月1日号に載せてもらった。これを見て市民の方から、実は私のところはアスベストがある、どうやってしたらええのやとか、いろんなアスベストに関して関心を持たれて、問い合わせとかいろんなことがどのぐらいあったのか。全然なかったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

建築住宅室より23年10月1日、市広報にて議員もご紹介いただきましたが、アスベストの相談や問い合わせと題しまして、相談や問い合わせの受け付けについて掲載をさせていただき、除去作業を行う場合には県への届け出が必要であることをあわせて周知をさせていただきました。その後において、相談や問い合わせについては担当室、建築住宅室のほうから広報を出させていただきましたが、相談、問い合わせについてはなかったということを聞いております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

今、相談が一件もなかったということは、見ていても自分のところにそういう建物も何も該当するものがないから相談がなかったということだと思うんですけど、亀山市内に波板スレートを使用した倉庫類、たくさんあります。私の家の隣にもあります。たくさんあるんです。あるんですけど、今申しましたように、アスベストの危険性とかいろんなものがもう風化しておるんです。私も地元で聞いたんです、アスベストのことを。「何や、アスベストって。何や孝彦君、それアスベストって」と。「こういうことでこういうふうには物すごく恐ろしいもんなんだよ、日常生活には関係ないけど、震災とかそういうことで建物が壊れたら怖いよ」ということを言ったんです。「そうなん」、そんな返事ですわ。ですから、広報にせつかく載せてもらっても反響がないんです。ですから、私が今言うように、がけ崩れとかそういうふうなことと同じく広報に載せてくださいと、もっと大きく取り扱ってください、PRを本当に密にしてくださいというのはそういうことなんです。ですから、今後ともアスベスト対策というのは、本当に忘れずに、風化させないということを念頭に置いて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、次の質問に移ります。

次は、ここにも書いてありますが、新名神高速道路工事についてです。

これも平成23年3月の議会で質問させていただきました。これは新聞紙上でもたくさん報道されておるわけでございますけれども、この新名神高速道路で、今亀山西ジャンクションのフルジャンクション化ということが非常に大きなテーマといたしますか、この近辺の要望の重点目標の一つになっておる。これは皆さんご存じだと思うんですけど、このフルジャンクション、市民の方もこのテレビを見ていただいておりますと思えますもんで、ちょっと簡単に触れますと、フルジャンクションというのは渡り線で京都とか滋賀とかあつちのほうへ行って、京都とか滋賀のほうからこちらに来るのに、名阪から出入りできるわけですけども。フルジャンクション化というのは名古屋から亀山方面へ来たときに、西ジャンクションから名阪亀山のほうへおりられないわけですわ。こちらから走った車は今度名古屋方面へは行けない、このままだと。新名神高速道路は30年に開通してもそれはできない。ということは、これが開通してもフル化されないと、この辺の地域にとっては名神高速道路のできた効果というのは半減すると私は思っております。

それで、この平成24年度の施政及び予算編成方針という中にも、慢性化する東名阪自動車道の交通渋滞を緩和するため、県を初め、関係市町とかネクスコ中日本等と連携して、フルジャンクション化については本当に働きかけを行っていただいております。市長も、ここにありますが、平成22年の5月から東海市長会の通常総会、それから最近では平成24年の1月に新名神高速道路建設促進期成同盟会要望活動ということで、民主党とか国交省、ネクスコ中日本、債務返済機構等に、市長も頻繁に要望に行っていたいております。

そこで市長にちょっとお聞きしたい。このフル化、いろんな要望をしていただいております。この中で見通し、市長は今、フル化はどうなんだという今の現状認識、そしてその見通しというのはどのようなふうにしておられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

亀山西フルジャンクションの見通しにつきましてでございますけれども、ご案内の平成18年に全国の高速道路のコスト縮減が図られた際に、この亀山・名古屋間の接続が当面の間先送りとなったということでございます。

フルジャンクションの必要性は、今ご指摘のとおりでございますし、私どもも同様の思いを持たせていただいておりますが、亀山市の最重要課題の一つでもあろうというふうに考えておまして、関係機関への要望活動などを積極的に進めてまいりました。今年度も同盟会によります要望活動、それから全国市長会、それから政府、三重県選出国會議員、関係省庁、債務返済機構などの関係機関へ積極的に要望活動、働きかけをいたしてまいりました。この要望活動等における感触といたしまして、フルジャンクションの重要性、必要性については十分ご理解をいただいておりますものというふうに感じてはおりますが、平成18年の経過が一たん政治的な判断で先送りをされたら、そういう経緯などから、残念ながら現時点で具体的な動きをご報告できるには至っていないという状況でございます。

ことしになりましてからも、1月と2月と2回にわたりまして、東京まで要望に行かせていただいたところでございますが、今後もさまざまな機会を通じて、県並びに沿線の市町、あるいは経済界、議員の皆様方の連携を一層密にしながら、関係機関への働きかけを強めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中崎議員。

○4番（中崎孝彦君登壇）

時間も少なくなってきましたですけれども、本当に亀山西ジャンクションのフル化というのは、本当にこの辺の地域にとっても大事なことでございますので、今後とも奮闘をよろしく一つお願いして、30年の新名神の工事のオープン時にはぜひとも亀山西ジャンクションがフル化になっておるように、本当に頑張ってくださいたいというふうに思います。

そして、時間もなくなりましたもので、3番目に坂本棚田の今後の保全についてということをお聞きしようと思っておったんですが、これ私、産業建設委員会に所属しておりますもので、委員会のほうで、この坂本棚田の今後の保全ということについては、また改めてお聞きをしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

4番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

次に、8番 鈴木達夫議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

鈴木達夫でございます。

一般質問をさせていただきます。

第1次実施計画の諸課題についてということで、副題としまして新生亀山・離陸の年が力強く踏み切れるのかについて問うという題名をつけました。力強く踏み切れるかという評価やチェック、あるいは力強く踏み切ってほしいという期待を込めて、私なりの一部提案もさせていただきます。

思います。どうぞよろしく申し上げます。

まず最初に、農林業の振興のうち、1番の農業者育成支援事業について質問をさせていただきます。

ここでは、私が農業者育成支援事業がいい悪いという視点よりも、むしろこの新規事業に対して全庁的にしっかりコンセンサスがとれていて、特に要綱の提出の問題、そして行財政改革の視点から、そんな意味も含めてこの新規事業がしっかりとされているかと、そういう視点から質問をさせていただきます。

まず農業者育成支援事業、この概略につきましては、昨日、森議員の質疑の中から大方伺いしました。3年間にわたり1,800万、24年度が500万、25年度が600万、それから26年度が700万と、1,800万をかけて新規就農者や認定農業者、あるいは集落営農組織に対して、農業機械、あるいは施設に対してお金を補助金として出すと。50万円以上のもので全体の2分の1、上限が100万以内というような説明がございましたが、これだけでは少しわかりにくいので、この要綱の内容について幾つか確認させてください。

まずこの補助金が個人、あるいは団体が連続して3年間補助金をいただくことができる制度なのかというのが1点。それから2点目が、国、県の事業と併用して、この補助金がいただけるのかどうかというのが2点目。それから3番目に、交付の基準はあるのかと。基準というのは、成果基準、例えば耕作放棄地をしっかりと面倒を見て作付面積をふやすとか、あるいは新規作物の導入を図るとかもろもろ成果、評価に対する一つの基準はあるのかと、この点だけ確認させてください。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず1番目の、連続して交付を受けられるのかというご質問でございますが、この補助金は同一の交付対象者に対しまして、年度内では1度の交付が限度ということになりますけれども、この3年間におきましては、毎年申請をしていただいて交付を受けるということは可能でございます。ただし、3年間の事業でございますので、3年経過後には課題、効果などを検証して、事業そのものも見直していくというところがございます。

それから、2つ目の国・県などの事業とこの市の単独事業は併用できるのかという部分でございますが、こちらにつきましては併用は可能でございます。

それから3つ目の交付基準でございますが、国のように詳しくいろいろ基準は設けてございませませんが、要綱では交付対象者、対象になる経費、対象になる機械などを規定しておるとともに、申請をいただくときには、その事業の目的、内容などを記載した計画書を提出いただきまして、補助の内容に該当しているかどうかというようなところを確認させていただくという制度でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

連続して3年間も可能であると、国と県の補助金の併用も可能でありますと、成果目標は厳しく設けてありませんということを確認しました。

実は国においても経営体育成事業というのがございます。この目的も、市の目的と全く同じだと思います。新規就農者、認定農業者、あるいは集団営農組織に対して、大がかりな機械とか設備に対して補助金を与えますよというような制度がございます。当局としても、当然これは把握していると考えますが、どんな制度で、市のこの制度とどこが違うのか、簡単に説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

国の事業でございますが、経営体育成支援事業という事業でございます。この事業の内容は、新規就農者や経営発展を目指す農業者の農業用機械や施設の導入に対する支援事業でございます。支援を受けるためには、農業再生協議会などが地域農業の将来ビジョン、経営体の育成確保に関する成果目標、助成を希望する経営体の経営改善目標などを含む経営体育成支援計画を作成して、国の承認を受けるという制度でございます。補助内容につきましては、新規就農者に関しましては、機械等の取得価格の2分の1で限度額400万円、それから認定農業者や集落営農組織などが機械や施設を導入する場合には取得価格の30%を限度としまして、融資残の自己資金に対しての助成、また集落営農組織が法人化を図るための農業用機械の導入については、取得価格の2分の1の助成などがございます。

しかしながら、今答弁させていただきましたように、支援計画において成果目標ポイントにより国が配分順位を決定するために、交付申請者のすべてが交付を受けられない、すべてが受けられるということは決まってないという部分がございます。

それと、もう1つ、国のこの事業と市の事業の違いでございますが、国のこの事業は、地域の話し合いによる合意形成、それから経営体支援計画の作成、国への申請・承認などの手続が必要でありまして、機械導入まで相当の期間が必要でございます。また、この成果目標ポイントによりまして、先ほど申しあげましたすべてのものが交付を受けられるということにはなっていないというところでございます。一方、この市の農業者育成支援事業につきましては、国の事業に比べまして必要書類や手続も簡易でありまして、融資を受けずに機械を整備するような小規模な事業にあっても対象としておりますことから、農業者の方々にとっては利用しやすい制度になっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

この事業の成否については余り語らないということであれなんですけど、国の、あるいは市で言うなら市の大事な税金を使うんですから、成果目標とか、あるいは手続が大変だとか、すべての人に渡らないとか、そんなことは常識だと思うんですね。

私がここでただしたいのは、例えば今国の事業ではこんなものがありますよと。そして、市はこんな部分を担いますよと、あるいはこの部分については市は先駆的に進めていきますよとか、あるいは農業者はこの部分を担ってくださいと、こういう要綱の内容がしっかりあるべきだということと、もう1つは、今いろいろ質問しましたけれども、この要綱がないまま、内容が示されないままに、我々議会がこの事業、あるいはこの予算に対していいか悪いかの可否を求められても、私は非

常に精査の部分では劣ると思うんです。これは今に始まった議論ではないんです。予算あるいは事業に対して詳しい要綱もつけて議会に提出すべきだということを私は申し述べています。

たまたま、今、私は農業者育成支援事業を上げましたけれども、今議会には一番大きいのは民間保育所の整備費補助金、これ1億4,000万、県のお金、これが8,000万、それから市は単独で6,000万追加した。この要綱もわからない。あるいはまちづくり観光の観光協会補助金1,700万とか、あるいは商業情報発信事業補助金177万、このあたりも我々は要綱を見ずにしてジャッジをしなければいけない。このことが正しいかどうか、果たしていいのかね。私はこの要綱案は、提出の標準装備とすべきと考えますが、総務部長、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

一般的な補助金につきまして、議会への資料の取りまとめを行っております私のほうよりご答弁をさせていただきたいと存じます。

議員ご指摘のとおり、新たな補助事業に伴う予算審議を行っていただく場合につきましては、やはり概要がわかる資料などの提出は必要かというふうに存じます。過去におきましても、新たな補助事業については、概要がわかる資料を提出させていただいた経緯もございますので、今後広く市民を対象とした新規の補助事業につきましては、概要がわかる資料などを提出させていただきます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

当然予算がついてからの要綱ですが、要綱案の概要についてお示しをいただけるという確認をさせていただきました。

それでは、今度は行財政改革の補助金の適正化の視点から質問をさせていただきます。

この農業者育成支援事業補助金要綱案の中に終期設定はしてあるか、確認をさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

行革を担当しております私どものほうからご答弁させていただきます。

この要綱の案につきましては、終期設定をする予定だというふうにお聞きしております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

終期設定をするということでわかりました。

行財政改革大綱では、この補助金の適正化の中で、補助金・負担金の適正化に関する基準や亀山市行政改革推進委員からの補助金のあり方の答申書、この2つを踏まえて目的、成果等を十分に検証し、市民ニーズを的確にとらえた上で補助金の内容を見直すということなんですけれども、この新規の育成事業ですね、これは事前にこのフィルターは通っているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

先ほど議員が申された部分につきましては、事業を行った上での検討というふうなことになっておりまして、現在のところ、この農業者育成支援事業の補助金につきましては主要事業として位置づけておりまして、後期基本計画第1次実施計画の策定において事務的な調整を重ね、最終的には庁議に付して意思決定をしております。この補助金につきましては、先ほど申された補助金・負担金の適正化に関する基準に適合しておるといことは庁内において確認しております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

行政改革大綱に基づきまして、補助金のあり方、あるいはその事業の見直しについて、さまざまに市では事業仕分けを今まで行ってきたり、行政改革推進委員会の中でその事業がいかどうかということを専らにしてやっていますけれども、やはり新しく立ち上げる前に、この2つの先ほど紹介しました大綱、いわゆる基準と答申書に基づいてしっかりと事前にチェックする。後で多くのお金をかけてチェックする、中崎さんの質問にもございました。一度立ち上げた事業をこれをカットする、相当なエネルギーなんです。新しく新規事業に採択をするしないの判断の中で、事前にこれをチェックする行政改革のシステムをしっかりと整えるという気があるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

補助金のチェックにつきましては、事業を行った上で成果を見ながらチェックするというような方法がベストだと思っております。しかし、議員申されました、事前には補助金・負担金の適正化に関する基準もありますので、これについては照らし合わせて徹底的に周知をすることも必要だというふうに考えておりますし、行政改革を所管する企画部においてチェック機能が働くような体制について、改めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

次に、地域資源を生かした農業の展開について質問させていただきます。

前期の基本計画の中では、この農業の振興はどちらかというと自然とか環境の部類に入っていたと。今度は、農業に対しては産業の位置づけをしたと、その中でもとりわけ今回質問する地域資源を生かした農業の展開については全く新しい、一つの新しく盛り込まれた、いわば積極的といえますか、戦略的な視点と私は理解をしております。しかし、この戦略的、積極的な施策であっても、実施計画や予算書を見ても、なかなかその内容や展開が見えてこないということで質問をさせてもらいますけれども、昨年来の就農モデル事業の総括をじっくりさせていただきたかったんですけど、森議員の質疑があったので、余りその部分をやっても生産的ではありませんのでやめておきますけれども、1つだけ、地域特産品発掘研究事業が引き続き同額の300万予算をつけてあります。私

の去年の発言といたしますか、提案ですと、もう少し亀山ブランドとして、あるいは市場競争力を高める、そんな視点の事業展開が必要であるというような提案をさせていただきました。同じ額で同じ項目で上がっているこの事業、ことしの取り組みに何か変化があるか、答弁ください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

この地域特産品発掘研究事業につきましては、モデル事業の検証を行いまして、今後も継続するということですが、その内容について幾つか改善をいたしました。例えば、地域特産品の定義、これがございませんでしたが、今回は亀山ブランドとして新たに販売することを目的とした農産物というように明確にいたしました。また、事業目的につきましても、地域特産品の発掘、研究、育成というような表現で今まで取り組んでおりましたが、広く生産、販売の拡大までを支援するというように拡大をいたしました。これらの改善によりまして、付加価値の高い特産品の創出を目指すとともに、農業生産者の6次産業化への取り組みをさらに推進をしていくというところがございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

時間がありませんので1つ質問を飛ばしますけれども、今、亀山市の農政がさまざまに試行錯誤しながら、私、活動しているのは十分承知しております。お茶カフェをやったり、かめやまっ子給食、亀の市とか、あるいは加太のジネンジョ、これ県との関係もあわせて事業を進めている。紅茶の研究もしたとか、福祉との連携で医療学講座を進めているのはわかるんです。けれども、これがすべて事業がばらばらで、大きな体系としてまだ見えてこない。いわば、地域資源を生かした農業の展開、この部分に特化して何らかの推進計画を立てるべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

市といたしましては、費用面、また先ほど議員が言われました人的な支援というような形でさまざまな取り組みを行っているところですが、亀山市の農業の将来構想とか目標といったものも作成をすることは重要なことと考えております。

新年度におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農業経営基盤強化基本構想の見直しというのを取り組んでいくところがございますので、その中で検討を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

農業の全体のこともしっかり必要でしょう。しかし、やはりこういう基本的な考え方を国や県がつくりなさいというコンサルを使つての受動的な計画でなく、やはりこの部分でみずから能動的に

この地域資源を生かした農業展開、これについてみずからが推進計画を立てるべきではないかという意見だけ申し添えて、次に進みたいと思います。

次に、市民活動応援事業について質問します。

前期計画でありました市民税1%市民活動応援事業との関連について、この総括とあわせて、この市民税1%事業から地域通貨制度を用いた応援事業、これいつ変わったのか、あわせて答弁願います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

2点ご質問をいただきました。

市民税1%市民活動応援事業につきましては、これまでの亀山市における市民活動支援の状況と課題を整理した中で、市民の皆様が幅広く市民活動団体を支援できる制度ができないか、1%支援制度を中心に検討をしております。この1%支援制度は、個人市民税の1%納税額を市民が投票により権利行使することで、市民の参加意識の醸成を図ることができるものの、市民の参加率や市民活動団体の公益性の明確な線引きができないことなど、課題や問題点もございます。

一方、地域通貨制度において、通貨の流通により活動の場ができることで、市民活動への参加意欲を高めたり、市民同士の交流や相互扶助の役割を担うことが考えられております。今後、市民活動を応援していく中で、市民が直接、市民活動団体を応援でき、市民のまちづくりへの参加意識の醸成が図られるような新たな制度として、1%支援制度の考え方を生かした地域通貨を用いた応援制度を構築しようと考えておるところでございます。

次に、いつ変わったかというご質問につきましては、後期基本計画では大きな理念のもと、市民一人一人が市民活動を応援できる仕組みづくりについて記述をさせていただいたところであります。さらに検討を進め、実施計画策定の段階で、具体的な手法として、地域通貨を用いた亀山市に合った応援制度を構築することといたしたものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

市民税1%応援事業の総括を求めたところ、ご丁寧に地域通貨のアピールまでもしていただきまして、ありがとうございます。

昨年の9月の決算特別委員会のやりとりを私なりに記録してありますので、ちょっとはしょって紹介をさせていただきます。

櫻井市長のマニフェスト、1%市民活動応援事業が頓挫していると。市内全域で、市民活動、生涯学習、ボランティア活動、伝統文化活動等の活動基盤の幅や継続の拡大に充てようと、22年、23年内に一定の仕組み、支援条例を制定しようとしているものだと。予算的には、両年で計画策定に360万を計上。しかしながら、22年度は3,200円の旅費のみが使われ、庁内の施策成果・評価ともその目的、有効性、投資効果すべてに見直しの余地ありとされていると。23年度も、予算において格別の進展もないまま、130万円が計上されていると。ずうっとはしょりまして、決算委員会の中で、私は1%市民活動応援事業を続けるのか、それともマニフェストに固執するの

ではなく、別の手法を用い、市民活動応援事業を展開するののかという問いに、市長は、この事業を継続する旨に終始したというような僕の記録が残っています。

これはこれでいいとして、最後に私は覚えていますけれども、余りの市長の執着ぶりに、「できれば、この事業の予算補正がないことを期待しますよ」というふうなコメントをした覚えもございます。それはいいんです。

ただ、今の質問の中で、いつ方向転換をしたかという質問の中で、実施計画の策定の段階で具体的な手法として検討したんだということがございますけれども、実はここに市民活動応援制度検討委員会要綱というのがあるんです。これ12月12日に発令をされていますけれども、実はこの前日、前田 稔議員が市民税1%市民活動応援事業について質問をします。前田議員とはその前に補正予算が終わった後、これなかなか進まないねえ、形変えていかないとだめだよねえという話で、それでは前田さんが12月に僕が質問するわという、そんな話もあったんですけれども、前田さんが13日にやったときに、この要綱の制定や地域通貨への移行の考え方を全く示されていないんです。質問をしませんけれども、これはオープンな議会ではありませんよ。要綱が発令されて、その前にさまざまに議論をして1%応援事業を地域通貨を使った形に変えていこうという動きがありながら、前田議員がその1%市民活動応援事業に対しての進捗を聞いている中で、そんな発言が市民部長からなかったです。これは猛省してもらいたい。

時間がないので、ちょっとまとめますので、部長、よろしいでしょうか、質問を。

この事業が地域通貨制度を用いた事業の運用を主とした事業とあると思いますが、この地域通貨制度はどんなイメージか、イメージがわからないということが1番目。

2番目は、この地域通貨制度は、1%市民税応援事業の代替的な位置づけであるかということが2番目。

3番目に、財源の問題なんですけれども、1年目は、多分県の臨時雇用対策に係る財源から求めようと思うんですけれども、2年目、3年目はその他の項から入っている。多分これはまちづくり基金ですね。10億の利子運用から成ると想像しますが、この利子運用をコミュニティの仕組みづくりにも利用されて、果たして財源がどうなんかなあという思いがあるんです。財源が不足した場合はどうするかということが3番目。

最後に、この見なれないというか、市民にとっては初めての、なおかつ現金にも換金するであろう通貨制度が、25年度にはこれを印刷して発券するという事業になっていますが、この周知や理解、そんな意味で少し拙速ではないかという意見を持ち合わせていますが、その4つをまとめて答弁願います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まずイメージといたしましては、一般的には一定の地域の中で物品やサービスの交換を促すための道具と考えられております。具体的には、環境、福祉、教育、文化といった多様な価値を地域で流通させるための通貨であると考えられております。そういったイメージでございます。

それから、代替的な位置づけではないのかということでございます。1%市民税の制度の趣旨を生かしながら、地域通貨を用いた亀山市に合った応援制度を検討するもので、1%の趣旨の延長線

上にあるものと考えております。市民の皆様が、市民活動団体を応援する目的の実現を目指して、今まで検討してきた手法を地域通貨という手法に変えていくといった視点から言えば、代替的な位置づけであるとも言えると考えております。

それから、3番目の財源でございます。議員が申されたように、基金の運用益を活用してまいりたいと考えております。その運用益で足らんだ場合にはどうするのかという部分につきましては、財政当局と協議をして検討してまいりたいと思っております。

それから4番目の拙速過ぎるんじゃないかという質問でございますけれども、現在の市民活動支援策として市民参画協働事業推進補助金制度がございますが、自己資金だけで活用している多くの市民活動団体の方々は、今なお活動資金に苦慮をしながらも地道に活動展開をされております。そのような団体を市民のみなんで応援できる環境を整備することが喫緊の課題となっております。そのことから、市民活動応援事業を平成25年度後半の実施に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

少しはイメージができたかなあという思いがします。

次に質問をします。この地域コミュニティの仕組みづくり事業との関連の質問なんですけれども、どういう関連があるかということを知りたいと思います。

コミュニティの仕組みづくりでは、24年度にはモデル地区を2地区指定して、その強化に努めることとか、継続して地域づくり支援事業の補助金があります。それから地域づくりの交付金の創設なんていう項目がありますけれども、総じてこの地域通貨制度と地域コミュニティの仕組みづくりの支援事業とどういう関連があるのかということと、これももうちょっとあわせて次もしたいので質問しちゃいますけれども、市民参画協働と地域づくりの一体化ということなんですけれども、今回、市民部より市民活動の応援事業として、地域通貨を用いて、今までにない切り口で動かしていこうという、その辺は非常に私は評価をしているんです。

一方、本年は後期基本計画のスタートの時期であるとともに、教育委員会部局や、あるいは健康福祉部でもさまざまな計画がリスタートする時期でもあり、今さまざまにパブリックコメントを求めている時期だと私は認識をしていますが、総じてこれらのさまざまな計画の特徴的なこと、これはこれから地域にお願いをしたいことや期待したいこと、これふんだんにあるんです。

通告がしてありますので、教育委員会部局、それから健康福祉部の中で、さまざまに地域への期待、こんな箇所を、こんなことを担ってほしいんだということをこの説明書の中にどんな書き込みがあるか、ご紹介をしていただければありがたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず、さまざまな計画がある中で、亀山市地域福祉計画では、地域の資源を生かしながら地域福祉活動を進めるため、地域の範囲に応じて3つの重点プロジェクトを定めており、その中で特に地

域の取り組みで期待することとして、身近な地域でのふれあい生き生きサロンや子育てサロンの活動の拡充を上げております。サロン活動の多くは、地域のボランティアや福祉委員などの協力を得て活動されていることから、交流や見守り活動を通じて地域福祉の人材の育成などを期待するとともに、地域における支え合い活動を行う団体の増加や、地域資源を生かしたコミュニティビジネスの立ち上げなども期待をしております。

一方、社会福祉協議会で策定中の亀山市地域福祉活動計画では、市民同士の福祉活動の目標や内容につきまして、具体的な取り組み事業を提案しております。例えばボランティア活動の推進では、「あなたを助け隊～親切を交換しよう～」と称しまして、困り事のある人に対して、地域においてあらゆる世代の方々がボランティアとなり、地域の中で困り事を解決できる仕組みづくりを期待いたしております。

また、亀山市地域福祉計画の地域福祉推進の理念に沿った高齢者ががやき・安心プラン、亀山市高齢者保健福祉計画でございますが、こちらでは高齢者個々のネットワークから地域のさまざまな資源の連携による見守りの輪が構築され、ひいては地域社会全体の助け合い、支え合い活動に発展することを期待しております。

このように、地域の取り組みによりまして、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域のきずなを大切にしまちづくりを進めていくことを諸計画において位置づけ、支援していくことといたしております。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教育委員会といたしましては、地域の方々の力をおかりしながら進めていく事業といたしましては、今まで各小・中学校で進めてきました教育協議会がございます。また、新年度から進めていくコミュニティスクール事業は、学校、家庭、地域が一体となって、よりよい教育を実現しようとする事業であり、地域との協働事業でございます。ほかにも登下校の見守りや放課後子ども教室、学校でのゲストティーチャー等がございます。

このように、学校運営においては、地域との協働が欠かせないものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

地域コミュニティの仕組みづくり支援事業との関連ということで、地域通貨を用いた市民活動応援制度につきましては、あくまでも市民活動団体の支援を目的としており、市民活動の促進及び活力ある地域社会の実現を図る制度となるよう検討してまいります。

地域通貨の交付先を仮に地区コミュニティにすると、その使い道を地域で考えていただくことができるため、地域課題解決に向けての考える場づくりのきっかけになるものと考えております。

それから、応援制度を進めるにはさまざまな課題もございますことから、平成24年度におきまして、市民の方々と一緒に市民活動応援制度検討委員会の中でともに検討し、亀山に合った市民活動応援制度をつくり上げていきたいと考えております。制度設計ができた段階におきまして、地域

コミュニティや市民活動団体などに対して十分な説明を行うとともに、通貨券を交付する際にも十分な説明と、制度に対してご理解をいただいた上で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

どうも僕もまとまりが見つからないんですけども、ちょっとまとめとしてパネルを用意しましたので、市民部が今予想している地域通貨というのは、あくまでも市民活動、今現在市民活動をされている方への応援をどうにかしたいんだという意志が非常に強いという感じ。しかしながら、全庁的に見れば、ここで示したいいわゆる公益性が高く、しかもサービスの対象が非常に大きい部門は行政がやるんですけども、比較的、公益性が高く、なおかつ対象がこの辺だと、この辺を担う地域通貨を用いて転がしていくというのが、どちらかという、そんな形で動かすとおもしろいんだなあという思いがあるんです。

やはりこの市民部が立ち上げたこの地域通貨というのは、既存の市民団体を想像している。例えば市民ネットに今登録している200程度の団体の中でどんな形かなあといいますと、音楽サークル、絵、写真、川柳、陶芸、スポーツ、いわゆる自己実現というか、趣味とか芸術、いわゆる行政的にいえば文化部が所管するのが約7割、200団体のうち140程度。そういう意味からすれば、この後時間はありませんけれども、質問をしたい。

いわゆる個人に寄与する部分が多い、なおかつ公益性は少ないけれども、今たまたまこれは平面的に見ていきますけれども、ひょっとしたらこの辺にいる方が、これ立体的にしていけば、例えば地域に、あるいはまちづくりに非常に貢献する考え方とか、文化みたいなのを育てていくという部門があると思うんです。ちょっと難しい説明ですけども、このあたりはかめやま文化年、たくさんのお金をかけて今から立ち上げて、文化部で持つ、それから極めて公益性が高い部分とか対象者が多い部分に対して、この地域通貨をうまく転がして循環させていく。これは補助金のあり方、これ補助金ですから、例えば今地域で活躍している方がお茶一杯も補助金の対象にならないのと、今度はこれ金券に変わるんですから、このあたりの整合も含めて、もう少し文化部が担う部分と、地域通貨を使ったものについてはもう少し考えを整理していただきたいなあという思いの中で、多分この事業の発案者といいますか、主になったのは、副市長、中期戦略会議の会長だと思います。

今までのさまざまな議論を踏まえて、私は公益性の部分、市民に、あるいは地域にお願いをする部分、あるいは期待する部分、これをどういうふうに循環させるかということも十分考えていて、またそのあたりを全庁的に整理した上でこの制度、金券に変わる、非常に楽しみなんですけれども、非常に怖い部分があるもんですから、この制度を導入すべきでないかという考えを持ち合わせていますが、副市長の考えをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

市民活動応援事業の目的は、梅本部長がご答弁させていただいたとおり、亀山市に合った市民活動を応援していこうと、そういう制度で考えております。

ご質問のあった市民活動の公益性のことに關しまして、今までであれば行政が公益性という札物の基準を定めて、一々それを判断してやっておったわけでございますけど、今回は市民が通貨券を通じて判断をしていただくというふうなことになりますし、それぞれの活動を応援するために使ったり、たまたまいろんなサービスを受けたお礼として使われる方もあるかも知れません。こういうふうな活動というか、使われ方の中で、先ほど言われました、私は県におりましたもんで、県民しあわせプランで言うと、真ん中の卵のところは新しい時代の公というふうな概念で仕事をしてきたわけでございますけど、そういうものの公共性の範囲が形成されていくというふうに考えております。

それと地域通貨券の流通につきましては、先ほど山崎部長も触れましたように、かなり今回は亀山市の社会福祉協議会が具体的な地域の福祉活動の活動計画というのをつくっていただきまして、その中で少しそういうボランティアとか、先ほど「あなたを助け隊～親切を交換しよう～」というふうな、具体的な事業の取り組みを考えていただく中で、ポイントを使ってみたいというふうなことも検討されたようでございます。そういうこともあわせて、さまざまな分野でそういう市民活動の広がりが出てくると思います。

多様でさまざまな市民活動が数多く行われておりますので、さらに今後、その活動の量的拡大と質の向上、それと持続性というふうなものが必要になってまいりますので、これから実際に当事者の方とよくコミュニケーション、応答しながら考えていくことが何よりも大切だと思っております。

最後に、施策が非常に拙速だというふうな少しご指摘をいただきましたんですけど、そういう議論の場は、亀山市の市民活動応援制度検討委員会というのをつくっておきまして、ここでいろんなゲストの方をお招きして、具体的に活動してみえる方の意見を聞く。使い勝手とかデメリット・メリット、そういうことを聞きながらやっていくという、検討過程、この経緯を大切に制度設計をしていきたいと考えておりますので、ぜひゲストスピーカーとして具体的にご協力を賜ればと思います。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○8番（鈴木達夫君登壇）

文化について2つ質問させていただきます。

文化振興ビジョン、施策の内容の中で各種団体への支援がうたっていますが、機会づくりや人的支援はわかりますが、この事業の中で財政的な支援も範疇にあるかということが1つ。

もう1つは、たくさんのお金をかけます。全部で4,730万ですか、3年間にわたって。これだけお金をかける今度のかめやま文化年事業、どんなイメージかわかりませんので、簡単に示してください。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

まず、かめやま文化年事業に關しまして、財政的な支援、各種団体へのそれも範疇にあるのかというご質問ですけれども、文化活動団体に対する支援といたしましては、現在59団体818名が加盟しております亀山市芸術文化協会への活動を支援しております。かめやま文化年におきまして、

現段階でこの文化年に位置づけての各種団体への補助金というのは考えておりません。

それから文化年のイメージがわからないということですが、かめやま文化年事業につきましては、平成26年1月から12月までの1年間に実施する計画でありまして、3年に1度をめどに、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催することによって、より効果的な活動の場がつけられ、市民ネットワークの創出や市民文化力の向上、新しい文化の創造につながることに期待しております。

平成24年度の取り組みといたしましては、講演会等の開催や文化年のイメージキャラクターのデザイン募集などを通じて、このかめやま文化年の周知を図るとともに、かめやま文化年準備会を設立して、具体的な案について検討を進めていきたいと考えております。

25年度以降につきましては、実施計画でも出しておりますけれども、その計画案に基づき、進めてまいりますので、現段階で明らかな私どもの考え方は、腹案としてはありますけれども、策定に当たっては、例えば市民ミュージカル劇団設立に向けた取り組みや、名誉市民を初めとする本市出身の著名人の参画などもご検討をその中でさせていただいて、文化力の向上や新しい文化の創造につながる事業になるように努めていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

8番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 4時10分 休憩）

（午後 4時21分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。よろしくお願いします。

きょうの一般質問は3点お伺いしたいと思います。

まず1点目として、介護保険事業の保険料の軽減対策について。また2点目、安心・安全な子供たちの給食について。3点目は緊急耐震対策事業について、お伺いしたいと思います。

1点目の、第5期介護保険事業の第1号被保険者保険料軽減対策について質問を進めていきます。

介護保険については、広域連合議会がありますので、そちらで議論を進めていっているものなんですけれども、今度5期の保険料、予算を見ましたら、この保険料の基準額というのがあるんですけれども、それが第4期、これまでの3年間の4,008円に比べて1,369円も高い5,377円という予算案が出ております。細かい数字ですとわかりにくいですが、4,000円ぐらいから5,400円ほどに上がるということで、上昇率としても三重県の中で13の市や広域連合があるんですけれども、4番目に高いんじゃないかと思います。高齢者にとって、この額は大変高い厳しい保険料だと私は思って今回の質問、我が市でもぜひとも聞いておきたいと思い、上げたわけなんですけれども、この保険料について本当に高い大変な額であるという認識をお持ちであるのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

第5期の介護保険料の基準額でございますが、ただいまご紹介があったように、4,008円から5,377円と、相当なアップ率というふうに理解をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

策定委員さんの中からも、非常に厳しい声が出ていたということも聞きました。

さて、この保険料なんですけど、このパネルを見ていただきたいと思います。

この介護保険が始まりまして、まずうたい文句であったのが、公費が半分、被保険者が半分ということでした。この介護保険が始まる前は、国庫負担割合は国庫だけで2分の1ありました。それが4分の1に減らされ、半分とは言いますが、今回この表はというふう書いてあるかといいますと、この横軸が4期で、ことしまでの間で、この下の段が5期で、来年度の4月からの3年間です。負担の割合をそれぞれ書いてありますが、負担割合が変わったところに色をつけてあります。公費の半分というのは、実はここまでがこの三重県の負担、そして広域連合、それぞれ鈴鹿と亀山の市ですね。そして国の負担が、調整交付金も合わせますとほぼ半分になるはずでございます。

しかしながら、我が市は鈴鹿市と広域を結んでおりますので、鈴鹿市の人口として若い方が多い、高齢化率としてそれほど深刻でないといえますか、そういうふうになさされて、5%入るところの調整交付金が5%なくて、今期でも3.52%、そして来期の5期は3.51%、たったわずかですけども、また下がるわけです。そして、この5%に足りない残りの5引く3.52、5引く3.51ですけども、それが1.48、1.49と、今回と来期とあるんですけども、この5%に足りない部分は一体じゃあだれが払うんかと、この5%にならないと公費半分にならないじゃないかということなんですけれども、ここが高齢者の第1号の被保険者の負担のところにかぶさってくるわけです。若い方が多いということは非常に喜ばしいことでありますし、いいんですけども、それがゆえに、何の罪もない高齢者に保険料がかぶさってくるということは、市民感覚としてはちょっと受けとめにくいのではないかと。例えば、そういうところは公費で負担するということではできないのかとか、とにかく今回の高い保険料を見ていますと、どこで削れるか、どうやったら5,000円を切れるかということをお考えにはおれないわけです。

広域連合議会は、この4期の非常に値上げが予想されていたときに、今までの基金を利用して値上げ幅を本当に少なくする努力をしました。また、多段階設定をして、低所得者対策もしました。しかしながら、今回も5期に向けてさらなる努力はしてもらってもこの値上げです。今回、年金の問題でも請願が出て、本当に年金を下げないでほしいとか、国保の問題もいろんなことが今大変だということになっているわけですが、もう1つのパネルを見ていただきたいと思います。

口ではよく言います。皆さんもらう年金はどんどん減っていくばかりで、出さなくちゃいけないものはどんどんふえるばかりと。この年金額と、そして介護保険の額をグラフにしてみました。そ

うしますと、やはりこのピンク色にどんどん上がっていくのがこの介護保険料で、そしてどんどん下がるのは年金というのが一目瞭然でわかると思います。こういう中で、これは保険料だけの問題でありまして、利用料の問題になりますと、また違う問題がたくさん出てまいります。今回は時間もありませんので、保険料1点に絞ってお伺いしたいと思います。

単刀直入に申し上げますが、いろいろ私たちも日本共産党の議員団の中でここを削ったら、あそこを削ったらと計算していろんな工夫をと思いましたが、やっぱり公費を、一般財源を繰り入れするという方法しかないのではないかと。本当はあと1つあります、減免をするということです。保険料の減免をするという。実は鈴鹿、亀山の広域連合でも減免は、一応、制度はつくってはありますが、非常に使い勝手が悪くてバリアが高くて、なかなか使いづらい減免制度であるため、適用する方も非常に少ないという状況です。国保ですと、法定減免というのが、7割減免、5割減免、2割減免というのがありますし、非常にそれで助かる方も見えるわけですが、介護保険にはそういう制度がありませんので、もろに響いてきます、生活に。

とつびなようですが、一般財源の繰り入れということに対して、どのように思ってみえるか。広域連合で聞きますと、各市町のお考えもありましようしということになります。こちらで聞くと、広域連合で議論していくことですのでということになります。それでどこでも議論ができないのであれば、私は広域連合というのが本当に市民のためにいいのかなということになってくるかと思えます。我が市の高齢者、また高齢者を介護する方にとって、この保険料、どうしたらいいかということの1点でお伺いしたいと思います。公費の一般財源の繰り入れということについてお伺いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、介護保険制度は自己責任の原則と社会的連帯の精神に基づき、国・県・市と40歳以上の国民で負担割合を定めまして、公平に制度を支えるものでございます。この定められた負担割合により完結するよう組み立てられた制度でございます。

議員も今お話がありましたが、本市の介護保険事業につきましては、鈴鹿市さんとの2市で構成する鈴鹿亀山地区広域連合で実施をいたしてございまして、第1号被保険者の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき定められておるところでございます。したがって、第1号被保険者の介護保険料については、鈴鹿亀山地区広域連合議会でご議論いただくべきものというふうに考えております。

そこで一般財源の繰り入れに対する亀山市としての考え方ということでございますが、第1号被保険者保険料を軽減する目的で一般財源の繰り入れを行うということは、制度の根幹にかかわることでございますので、考えていないという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

制度の根幹にかかわることという意味をもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

そして、日本じゅう値上げになっていくわけですね。どこでもやはり高齢者はふえていますんで、日本じゅうの市町が困って頭を抱えている中で、日本じゅうでこういう質問は多分繰り返されているんだろーと思います。今回の議会、この3月議会で鳥羽市が三重県で多分初めてじゃないかと思うんですけども、この介護保険に一般財源を繰り入れするというご答弁をされたそうです。日本の中でも、そんなに数は多くないことはよくわかっています。しかし、どういう、先ほどの市長の答弁の最後の根幹にかかわるといいうところをもう少し詳しく聞かせていただけないでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほども申しあげましたけれども、この介護保険制度上の、例えば課題とか欠陥とか、こういうものにつきましては、認識をさせていただいておるものでございますが、基本的にはこの事業自体の組み立ては、先ほど申しあげたような自己責任原則と社会的連帯の精神に基づいて、国・地方、40歳以上の全国民で公平に支え合おうという精神のもとにこの制度が動いておるということでございますので、定められた負担割合によって完結するよう組み立てられた制度でございますので、それを越えての一般財源の繰り入れは難しいということでございます。

あと、国の負担割合25%ということも確実に配分をいただいて、現行の、例えば調整交付金等々、これについて別枠化をすることなど、制度創設時より各地方自治体も認識をいたしておるものでございまして、毎年、市長会、全国市長会から国に対しても制度改善の要望をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

この福祉ですね、介護ということに対して、非常に保険料が高くて大変だということに、市がいろんな無駄を削って、そこに公費を入れて皆さんがお元気に年をとっていけるよう、また介護が楽にできるようにしようということがそんなに悪いことなのかというか、それはちょっと今の説明では私の中ではよくわからなかったんですけども、介護保険の事務は、本来国がやるべき事務という意味の法定受託事務、そしてそれ以外の自治事務という2つの分け方があると思うんですけども、この介護保険については自治事務に分類されるものであります。ですから、国に権力でもってこうしなさい、ああしなさいと言われるものではありません。市長はおっしゃらなかったですけども、介護保険、減免一つについても全額の免除をしてはいけないとか、収入だけを基準として一律に減免してはいけないとか、自治体の一般財源の導入はやめたほうが良いということ、厚労省が3つの原則というのを出しているのはよく存じ上げております。しかしながら、本当に市町がこれが必要だという意思が、これが本当に高く大変な方がたくさんいらっしゃるということ、先ほども同じ認識でしょうかということをお聞きしたんですけども、大変高いということ、何とかしたいといいうところがあるのであれば、決して一般財源の繰り入れというのが夢のようなことでもとっぴなことでもなくて、ぜひ検討されるべきことであると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この制度上、介護サービスがふえてまいりますと介護費用が多くなると。それによって、それぞれの国・県・市の負担割合が上がる、あるいは被保険者の保険料負担も連動してふえると、こういう状況でございます。いわゆる給付費があつて保険料がございますので、給付費は介護サービスを受けられる環境にあるのか否か、あるいは介護サービスを利用される方の割合が多いのか否かで大きく変わってくると、こういう状況でございますし、高齢化の進展の中で、亀山市も本当に健康寿命を高めたいこうという取り組み、あるいはその介護予防、予防医療と、こういう視点を重視した施策をしっかり推進していくということでございます。

今、触れていただきました一般会計からの繰り入れについては、国の見解が出されておるところでございます。いわゆる3原則につきましても出されておるものがございますが、あるいはその法に基づいて都道府県に設置をされている財政安定化基金の制度趣旨に照らしても、法定外の一般繰り入れを行うことは慎重に考えるべきものであろうというふうにも感じておるところでございます。

いずれにいたしましても、市としてできることは、さまざまな取り組みを当然今後も進めてまいりますし、広域連合としてどうあるべきか、また広域連合の中で考えていかななくてはならんことだと思っておりますが、基本的にこの介護保険制度という制度自体のあり方とか、現在の社会保障と税の負担と受益のあり方とかいろんな議論がされておりますので、地方自治体の立場からもしっかりと要望をしていきたいとふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

このパネルでも色をつけたところがわかりますように、高齢者率の負担率が介護保険が始まったときは高齢者が17%であったのが、毎年毎年1%ずつ上がって、今期が20%であったのが、来期また21%と上がっていきます。これからもどんどん、これは人がふえるというだけでも上がる要素があるわけですから、今回の5期のことだけを考えることではありません。

先ほどの3原則についても、国会でもそれに従う義務があるかどうかということが質問されていますが、その法律上の義務はないという答弁が得られております。ぜひとも、これから長きにわたって介護ということを考えていくに当たっては、きちんと考えていただきたいと思ひますし、また私も広域連合のほうで議論していきたいと思ひます。

次の質問に移ります。

安心・安全な保育園、幼稚園、学校給食についてということで上げました。

まずは1点目、食材についてです。

保育園、小学校、中学校は当然、あと幼稚園も1園給食をやっているところもあるので入れましたが、どこが所轄してしようと、子供の食事は食事、給食は給食ですので、それぞれお答えいただきたいんですけども、食材について私も定期的に毎回、例えば一月、二月をとって情報公開で調べております。このデリバリー給食、中学校が始まったときから調べ続けていますけれども、小学校の給食、また関のセンターの給食は一体どういう食材が使われていますかということをお聞きし

たら、一つ一つの食材について産地もわかるし、どこでどのお店が買ったか、どれぐらい買ったかということもつぶさにわかる資料が出てまいります、デリバリーの食材についてはなかなか出てこないということで、私は決算委員会などでずうっと質問し続けてまいりました。だんだんだんだん改善が見られてきていまして、最初はその資料が字も読めない、斜めになっているというような状況で、これが本当に給食に対する資料だろうかというものであったのが、見られるような資料になりまして、それでも食材のお野菜やお魚などの資料が全然、デリバリーについては出てこなかった。これが2回続けて出てこなかったのもので、昨年の決算委員会で、やはり子供たちのおなかの中に一体どういうものが入っているのかわからなくて、これが給食と言えるのだろうかということで強い口調で投げかけましたところ、教育委員会も努力していただいたようで、11月ごろにデリバリー給食の業者さんと話し合いをして、きちっと表にして、一月分はこういう食材を使用しましたという表を出していただきました。

私、今回放射能汚染ということも出しましたけれども、放射能についての不安の声もありますけれども、一体何を使ってみえるのかということだけでもたくさんの方の不安の声が、また心配の声があります。どこやから心配、何やから心配というより、わからないのが一番心配なんです。ですから、これをきちっと出していただきたいという思いがいつもあって食材調べをしています、食材の安心・安全ということについて、放射能汚染も含めまして、どのような見解なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

市といたしましては、学校給食で使用される食材につきましては、より安全・安心な物資を調達することを第一に考えているところでございます。

まず自校方式と関学校給食センターの給食につきましては、主食については財団法人三重県学校給食協会を通じて調達し、米については100%亀山産を使用いたしております。牛乳については三重県学校給食牛乳協会を通じて調達しており、三重県産と愛知県三河産の乳牛を使用し、汚染稲わらは使用されていないことが確認をされております。冷凍食品や加工食品、調味料などの物資については、亀山市学校給食協会において個々の物資に規格を設け、この規格に適合した物資を選定できるようにし、市内で一括して調達を行っております。その際には、原材料のサンプルや産地が確認できる書類、食中毒菌に対する細菌検査結果を確認できる書類の提出を求め、安全性を確認しているところでございます。生鮮食品、野菜や肉については、各学校及び給食センターが契約を交わしている納入業者より市場に流通しているものを調達いたしております。その際にはできる限り亀山産、または三重県産を納入することを求めるとともに、納品書に産地を明記するよう求めています。

また、放射性物質に汚染された食物について、暫定規制値を超える農産物の出荷制限の情報に留意し、学校給食の安全確保にも努めているところでございます。牛肉については、宮城、岩手、福島、栃木の肉牛の出荷停止措置を政府が解除したこと、三重県内において全頭検査が開始されたことを受け、昨年の10月より全頭検査などで安全確認がされた産地の牛肉に限定し、給食に使用しているところでございます。

次に、亀山中学校と中部中学校で実施しておりますデリバリー給食についてでございますが、食材については亀山市中学校給食物資選定基準に基づき業者が物資を仕入れており、すべての食材の仕入れ先がわかるシステムになっております。米については、三重県産100%の米を使用しておりましたが、東日本大震災と県内における大型台風の影響により県内産の収穫量が減ったため、平成23年11月21日より三重県産50%、青森県産50%となっております。三重県産、青森県産とも、放射能検査の結果は基準以下であることが確認をされています。

そのほか、自校方式等と同様の安全確保に努めているところであり、必要に応じて放射性物質に関する証明書などの提出も求めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所の給食ということでご答弁を申し上げます。

給食の食材につきましては、基本的に地産地消を推進しておりまして、各納入業者には地元産のものを優先的に納品するようお願いをしております。一方、他県から流通してくる食材につきましては、国におきまして食品中の放射性物質の暫定規制値を定めており、その規制値を上回るものにつきましては出荷制限等がなされており、生産者、生産地域、取扱業者の責任において流通しないよう措置がとられているほか、中央卸売市場等において検査も実施されております。なお、各食材の産地につきましては、毎月、納入業者ごとに、また品目ごとに報告いただき、県内であれば各市の名前、また他県であれば県名を把握しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

これからもわかりやすい表示を心がけていただきたいと思うのと、この放射能汚染については、この24年の4月から基準値が新しくなります。特に食品、牛乳や乳製品がセシウム200ベクレルから50に下がりますし、食品は500から100に下がります。それを4月1日を待つのではなく、いただいた資料、放射線の市場で扱っているいろんなはかっていただいた数値もありましたが、この新しい基準に照らしますと、やはりひっかかってくる食材も出てまいります。それは4月1日を待つまでもなく、より安全なものを選んでいただきたいと思います。そして、私が今まで食材調べは情報公開で得ていましたが、なかなか時間もかかるし大変で、用意していただくことも大変なんですけれども、何かもう少し親にわかりやすい方法で公表できる方法を考えていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

今教育委員会のほうで学校の食材がどこの産地のものを利用しておるのか、ホームページに載せるように今鋭意努力をしておる最中でございますので、もう少しお待ちをいただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

それでは、次の質問です。

この2月の末に、たばこの吸い殻が給食に入っていたというニュースがありました。これまでもいろんなニュースがありまして、近くの鈴鹿でも異物混入というようなことが時々新聞に出ていたこともあったんですけども、亀山の状況はどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

自校方式及び関学校給食センターにおきましては、食材納入業者に対し、安全・安心な学校給食の食材として適したものを納入するよう求めているところでございます。具体的には納入の際、学校・センター側の職員と納入業者が立ち会いのもと、品質などの確認を行うこと、異物等の混入により学校給食の食材として適さないと判断した場合は、速やかに交換することを仕様書に明記し、契約を締結しているところでございます。

納入された食材に異物が混入していた場合、また調理の過程において混入した場合には、各校から教育委員会に報告を行うとともに、混入した異物を教育委員会へ提出、または写真を撮って報告することといたしております。教育委員会としましては、学校からの報告内容を確認し、納入業者へ原因究明と再発防止策を講じるよう求めているところであります。あわせて、学校には必要に応じて代替食を提供することや、保護者の方々に事案の状況、防止策等を情報発信するよう指導いたしております。また、給食調理員に対しては、年に2回研修会を実施し、異物混入予防等に関する安全指導を徹底するとともに、必要に応じて実地指導を行うなど、未然防止に努めているところでございます。

また、米飯につきましては、三重県学校給食会における定期的な立入検査において適正と認められた納入業者と契約を交わしていますが、今年度コメツキムシが入っていたことがあったことから、さらなる厳重な検査や指導について申し入れを行ったところでございます。

次に、デリバリー給食についてでございますが、異物が混入した場合は、教育委員会に混入の経緯及び再発防止策を明記した報告書を速やかに上げることを仕様書に明記してございます。また、定期的に調理現場の視察を行い、異物混入防止対策等がどのように講じられているのか確認し、不適切な対応がある場合には、是正するよう指導を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

とても丁寧なご答弁をいただきますが、ちょっと時間がありませんので、進めていきたいと思えます。

今回、異物混入のさまざまなニュースがありましたことを、やはり私が求めたいのは、今回亀山市はそんなコメツキムシであるとか、余り子供たちの体にどうこうないんやなという感じの混入ですけれども、さまざまなニュースがあったときに、それが一体どの段階でどういうところのミスで

そういうことが起こったのかということ、他市・他県の事例についてもぜひとも丁寧に研究していただきたいということです。この話をしたときは、そんなんあったっけというような話もありましたし、そういう給食に対するニュースについては、ぜひともアンテナを高く張っていただきたいと思います。

そして、次の質問に移らせていただきます。

昨年の7月15日に、文科省が緊急時に対応できる給食について対策を立てるよう指示をしたとのこと。現実には今回の災害であるとか、台風であるとかの中で委託、自校であっても委託だと調理員が出勤しなくて給食ができなかったであるとか、センターでは調理室が学校と離れていたの炊き出しに使いえなかったということもありまして、直営の自校方式の価値が非常に高まっていることがわかりました。この緊急時に対応できる給食ということについて、どのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

自校方式及び関学校給食センターにおいては、台風や断水等の緊急時に備え、1人当たり1食分の乾パン、リンゴジュースを備蓄食材として保管をいたしております。また、ふりかけやワカメ、ノリといった乾物も一定量備えるなど、緊急時に臨機応変に対応できるようにしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育所の給食室でございますが、防災計画上、公立保育所は補完的な避難施設として指定されており、非常時に給食室が必要な場合には使用することが可能なものと存じます。

また、備蓄食料につきましては、園児用の非常食や食材のローテーションといたしまして、各保育所におきまして、主食の米のほか、クッキー、せんべい、ウエハース等の菓子類や、ジュースなど1週間分以上を確保しているほか、長期保存が可能な備蓄用の水も保管しております。これらは非常食の位置づけではございませんが、応急的な提供はできるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

両方とも備蓄という視点においてご答弁いただいたんですが、やっぱり何かあったときの炊き出しという機能についても、亀山市全体を見渡して、ぜひとも考えていただきたいなと思います。

それから、次の質問に移ります。

パンの国産小麦の使用割合についてです。

パンは、日本は自給率が低いので、アメリカやカナダから輸入しているのがほとんどなわけですが、そこに含まれる有機燐系の農薬、それが給食のパンから検出されたということが10年前にニュースになりまして、それからできるだけ国内の小麦を使う割合を高めようという運動がされているわけですが、今のところ県産小麦100%の給食パンを出されているところは埼玉と群馬

と北海道と長野だとそうですけれども、亀山市も三重県も若干努力されていると聞きますが、そのところがどうなのか、取り組みを伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

まずパンの給食は、亀山の場合、1週間に1度がパンの日になっておるところでございまして、あとの4日間はご飯となっておるところでございまして。

そこで、亀山市では三重県学校給食会を通してパンを購入いたしております。三重県学校給食会においては、文部科学省が示す基準に基づき、子供の栄養面に配慮した三重県独自の規格、配合を製造業者に提示し、その基準に基づき製造されたパンが委託加工工場から各校へ届くこととなっております。使用する小麦粉は、県学校給食会の品質規格規定に合格したものであり、毎月、財団法人日本穀物検定協会において、品質・品位の検定を実施いたしておるところでございまして。

国産小麦の使用割合につきましては、平成20年度までは県内産小麦ニシノカオリ20%、アメリカ産、カナダ産小麦80%でございました。平成21年度4月からは、県内産小麦ニシノカオリの使用を30%に増加したところでございます。また、平成23年度からは、県内産米粉を50%使用した米粉入りパンが新たに開発されており、亀山市においても定期的に学校給食に取り入れております。

今後の方向性につきましては、三重県学校給食会に問い合わせたところ、県内産小麦の割合が40%以上になるとパンが膨らみにくいなどのデメリットもある中で、他県の状況も確認しながら、検討課題といたしたいとの回答でございました。市教育委員会といたしましても、地産地消を積極的に進め、安全でおいしい給食を可能な限り安価に提供できることを考え、他市に比べて米飯給食の提供回数をふやしているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

最近小麦粉も開発が進んでいまして、本当に100%近くになってもよく膨らむものができるそうですので、多分値段も安くなってこようかと思っておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

次の質問です。

緊急耐震対策事業についてです。

亀山市のこの耐震の、県内でも非常に優秀な補助率で、非常にいいんだということをいつも言われるわけですが、この評価について、済みませんが時間がございませんので、簡単にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

緊急耐震対策事業についてということで、いわゆる住宅耐震事業についてご説明をさせていただきます。

きます。

ことしの実績でございますが、申請のほうですが、住宅耐震診断事業180件、住宅耐震補強計画事業、設計でございますが45件、住宅耐震補強事業、工事でございますが25件、それと住宅の除却事業が33件となっております。先ほど申されましたように、亀山市耐震化促進計画に基づいて、90%の耐震化率を目標に進めてきております。23年度末で85.9%に、推計でございますが、なる見込みでございます。一昨年84.5%に比べまして1.4ポイントの上昇という形になるかというふうに思っております。

それと、住宅耐震補強計画事業の補助金の増額、今年度させていただきます、また住宅耐震補強事業に伴います補助制度では、住宅耐震補強事業と同時にいきますリフォーム工事、これにつきましても、市内業者が施工する場合に限りまして、補助金20万円を加算をさせていただいており、住宅の所有者等がより利用しやすい制度とさせていただいたところでございます。このようなことから、補強計画事業の申請も多く、このことが補強事業につながるものと期待をしているところでございます。

大規模地震に備えた住宅耐震化の必要性を認識し、耐震化の向上を今後も引き続き図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございます。

85.9%と、90%までまだまだですけれども、ぜひとも家全体を耐震するということが大事ですので、何百万かするものを上限だけ拾っていきましても150万ぐらい、補助がもらえるということですので、進めることは大事だと思うんですが、今までもほかの議員からも提案がされておりましたが、今回私が皆さんに言いたいのは、耐震シェルターの補助を広げてほしいという問題です。

今回、パネルをごらんいただきたいんですけれども、耐震シェルターの中がよく見えるように屋根をとった状況で、部屋の中にもう1つ木で部屋をつくるような、これは三重県の木を用いた三重県型の耐震シェルターですけれども、一部屋だけを耐震するというものだそうです。40万ほどでできまして、補助が最高で25万、これは高齢者世帯であるとか、障がい者でずうっと寝ていらっしゃる方であるとか、そういう方に限ってですけれども、各市町で補助をしておられまして、非常にコストが安いというメリットがあります。命は必ず守られるということで、家全体の耐震に加えて、こういうものもメニューとしては加えていくべきではないか。

三重県内、この補助をやっているのが松阪市、津市、伊勢市、桑名市、四日市市、紀宝町、美浜町、鈴鹿市、熊野市、東員町とされています。亀山もぜひこれを進めていただきたいと思うんですが、亀山市にも認定工事者がおられますので、可能だと思うんですけど、そこに対するお考えを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

地震による住宅の倒壊から命を守る耐震シェルター等の設置助成については、災害発生時に迅速な避難が困難な高齢者や障がい者等の安全を確保するものと認識しておりまして、平成21年度より県下各市町の状況等を確認し、検討を図ってまいったところでございます。

当市では、現在震災に対する取り組みとして家屋全体を守る木造住宅の耐震化を主要事業として位置づけをし、制度拡充を図り、県下トップの補助要件として積極的に促進しているところでございますけれども、ご提案の耐震シェルター等の補助制度につきましては、今後研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

明8日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 5時10分 散会）

平成 2 4 年 3 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 5 号）

●議事日程（第5号）

平成23年3月8日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君
文 化 部 長	川 戸 正 則 君	健 康 福 祉 部 長	山 崎 裕 康 君
環 境 ・ 産 業 部 長	国 分 純 君	建 設 部 長	岡 崎 賢 一 君
上 下 水 道 部 長	三 谷 久 夫 君	関 支 所 長	稲 垣 勝 也 君
医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	伊 藤 誠 一 君	会 計 管 理 者	片 岡 久 範 君
危 機 管 理 局 長	伊 藤 隆 三 君	消 防 長	渥 美 正 行 君
消 防 次 長	早 川 正 男 君	教 育 委 員 会 委 員 長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふじ子 君	教 育 次 長	上 田 寿 男 君
監 査 委 員	落 合 弘 明 君	監 査 委 員 事 務 局 長	栗 田 恵 吾 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 友 市 君		

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書記 渡邊靖文
書記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

2番 新 秀隆議員。

○2番(新 秀隆君登壇)

おはようございます。

2番、公明党、新 秀隆でございます。

通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、市民の安心・安全を守るまちづくりということで、最近定番にもなってきておりますが、今回は代表避難所の設備の状況というところから、昨年鈴木知事から三重県内の3,200カ所の避難所の状況を、またその内容の調査を再度行うということで打ち出しがございました。

現亀山市におきましても、代表避難所として15カ所、指定管理者制度で管理される3施設、そして残りの12カ所は小学校、中学校になっております。こちらの代表避難所、やはり学校が中心ということで、まず初めに学校を中心のお話で、この12カ所の小・中学校の代表避難所の備蓄品の配備について伺いたしますが、本会議でも、また各委員会でも、伊藤危機管理局长からも避難所における常備品の件、そして被害時に有効的と考えられる備蓄品として、乾パン、水、アルファ米等々お話をいただいております。この中でも設備とか備品の中にも、トイレとか、また発電機、毛布等、平常時から避難所に備えつけておくような整備を進めていただいております。

せんだっての本議会で、中崎議員の質問でもございましたが、備蓄品の配備について学校側として、上田次長からも伺いましたが、やはり児童を中心ということでございますので、災害時の市民の方の集ってきたときの問題として、そのストック量に問題があるのか、スペースに問題があるのか、いろいろございますけど、この辺の対応として、学校側と危機管理局側と、その辺の現在の問題点、また改善事項があるのでしたら、その辺からお伺いできますでしょうか。

○議長(小坂直親君)

2番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤危機管理局长。

○危機管理局长(伊藤隆三君登壇)

備蓄の配備についてということでご質問をいただきました。

ご紹介もいただきましたように、食料の備蓄量は人口の10%、3日分を目安にして、19年度から5カ年計画で実行してきておりまして、今年度目標が達成されたと。

備蓄物品につきましては、先ほどご紹介もありましたように、乾パン、水、アルファ米などの非常食やトイレ、発電機、毛布などで、非常食については中央防災倉庫などの主要倉庫に備蓄することを基本としているほか、発電機などの資機材につきましては12カ所の防災倉庫に配備しております。

代表避難所へのというご質問のほうですが、また代表避難所への備蓄品の配備状況でございますが、防災倉庫を有する代表避難所は現在のところ7カ所、それでそれぞれの倉庫には周辺の防災倉庫の備蓄状況、これらを勘案した中で、発電機、投光器、ヒーターやら毛布等を備蓄しております。それぞれの防災倉庫の中で、その分量についても、周辺の備蓄量を勘案しながらの配備をさせていただいております。

教育委員会のほうにお願いをさせていただきまして、市内の周辺のところへの、これからも防災倉庫の設置をしていくというような計画でございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

備蓄米のほうは、今お伺いするところではまず大丈夫という方向性のお返答をいただきました。

避難所ということにつきましても、けさの新聞でもございますが、岩手県知事の達増拓也さんがおっしゃっていましたが、やはり備蓄品の体制や通信手段を初めとする避難環境の整備の工夫がポイントということでございます。また、その中では、後に教育のほうでもあるんですけど、リアリティーのある避難訓練をというふうなことを申されておりました。まさに、いろんな状況にありまして、すごく今の予測が立たないような、どんなことが起こってくるかわからないというのが現状でございます。

そういう中で、先ほど危機管理局長のほうからおっしゃられたトイレというのは、簡易トイレではないかなとは思いますが、今回、24年度の予算の中にも5,400万円で井田川、能褒野、亀山南、昼生、白川の5校の体育館のトイレの改修が上げられております。この辺のトイレの改修ということで、どのような改修になるのかというのちょっとお伺いしたい点が1つと、そして、白川小学校の耐震1,300万、そして教室の増設ということで、このような事業で井田川小学校の2億1,000万何がし、そして東小学校の2,056万、グラウンドの排水のことも含んではおりますが、こういうふうなことが出てきておりますが、現在、2月3日に文部科学省のほうから、防災機能強化のための助成制度の創設というふうな文言の中に、屋外防災施設での備蓄倉庫、屋外トイレにおいてのこういう算定割合が3分の1の助成制度が示されておりました。この両校、また改築に伴う各小・中学校、この辺のトイレの改修工事の内容等、そして文科省のそういうふうな運用が反映されてきているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、教育委員会の来年度事業の小学校体育館のトイレの改修について、まず説明をさせていただきたいと思いますが、体育館のトイレの改修につきましては、3カ年ぐらいをかけて順次改修をやっていききたいというふうに考えています。

改修方法でございますが、各体育館のトイレ、少し各学校によって違いますけれども、今和式トイレが多い状態でございますし段差もございますので、その段差改修とか洋式トイレにかえていくと。既存のトイレを大きくするんじゃなくて、既存のトイレの改修をやっていききたいというふうに考えています。

次に、井田川小学校校舎増築事業の中で、来年度、井田川小学校は斜面のところに鉄筋コンクリートで建てる予定でおるんですけれども、1階になるグラウンドの部分に危機管理局と協議をして防災倉庫をつくらうというような形で取り組みをいたしておるところでございます。

ほかにも来年度、亀山幼稚園、みずほ台幼稚園、井田川幼稚園の窓ガラスに飛散防止フィルムを張っていく計画でおるところでございます。

このトイレの改修事業については、文科省の24年度から補助対象になってまいりまして、文科省からも避難所の改修事業は補助対象内にするというような通達もございましたので、教育委員会のほうで危機管理局と協議をして順次進めていききたいと、その補助事業へ乗せていききたいとも考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

以前から、我が公明党の森美和子議員がトイレのことについて、使い勝手がちょっと厳しい方が見えると。特に高齢者、ちょっと障がいがある方については、トイレの便座式の形でないと厳しいものがあるということも再三お話にも上げていただいておりますところ、このような今回トイレのほうにしっかり目を向けていただき、また文科省の打ち出された支援の形に乗せられていくというのはよいことだと思います。

続きまして、避難所の学校の再生可能エネルギーの充実というところに移らせていただきます。

被災時にはインフラで電気が断たれてしまう、道路も断たれてしまう等々すべてのものがうまくいかないような状況が想定される中で、学校内での電気関係について、発電機も備蓄の対象にはなっておりますが、先ほどの文科省のほうの中に太陽光パネルでつくられた電気を一時的に蓄電池にためて再利用するという方式もございます。

今回の内容では、再生可能エネルギー補助制度の拡充というところに蓄電池単体整備ということで、ただしこれは太陽光パネル、既に設置がされている学校が対象ということになっております。算定割合としては3分の1の制度が示されておりますが、亀山市として、この補助制度を使って防災機能の強化を図る考えはないのかということをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

太陽光など再生可能エネルギーの導入についてでございますが、亀山市総合計画や亀山市環境基本計画においてこのような自然エネルギーの公共施設への導入を推進していくとしておりますことから、代表避難所への自然エネルギーの導入についても、景観への配慮や財政事情等を勘案して個別に検討してまいりたいと考えております。

現段階の避難所に必要な電源確保については、使い勝手のよい発電機、特にガス発電機もそうですが、こういうような発電機を配備することが有効であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

今のところは蓄電池、確かに高いものでございますが、学校レベルになってくると数百万超えてくるようなものでございます。しかし、発電機というのも勝手に動いてくれるものではなく、燃料を入れないと動かないと。そういう面では、やはり持続可能な自然エネルギーを活用できるような、こういう助成制度も活用しながら、亀山市の代表避難所、確かに太陽光パネルがないといけません、そういうふうな考えもしっかりと頭の中に入れていただいて、今後の亀山市の都市計画にも組み込んでいただきたいと思っております。

続きまして、防災・減災に対する意識向上についてということで、再三、せんだってからいつ発生してもおかしくないと言われております東海3連動の巨大地震の発生が危惧される災害に対し総合的な防災対策を講じることや、また児童・生徒に対する防災教育の必要性が高まってきております。

現在、三重県教育委員会といたしましても平成16年から防災教育推進事業に継続して取り組まれており、防災教育用のビデオやいろんな教材を学校に配付したり、そしてまた昨年10月には全面改訂ということで、今後の対応として平成24年、本年1月に指針というものを各市町村の教育委員会及び県内の小学校、中学校、高校、特別支援学校に送付され、各学校及び市町村の教育委員会に県からの指針に基づく従来の防災対策、防災教育の見直し、取り組みの強化との打ち出しも出ております。

そこで、亀山市といたしましても、早くから児童への防災教育には力を注いでいただいております。県からの新たな指針について、当市といたしましてどのような対策、また既にあるものの改善、またスキルアップをできるような対応をとられているのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

昨年の東日本大震災以降、市内各小・中学校におきましては、新たに避難所運営マニュアルを作成するとともに、安全点検の実施や避難経路等の見直しを行ってきたところであります。

また、地震や火災を想定した避難訓練においても、授業中と休み時間の2回実施するとか、被災地ボランティアに参加した地域のゲストティーチャーに来ていただき、生の声を子供たちに伝えるなど、各学校で工夫し、防災教育を行ってきているところであります。

このような中、昨年の12月に県教育委員会から三重県の学校における今後の防災対策、防災教育のあり方についての指針が出されたところでございます。そこで、校長会におきまして、亀山市洪水ハザードマップも参考にし、子供の通学途中での対応を含めて、各地域の現状を踏まえ、再度見直すように指示いたしましたところでございます。

また、2月中旬に県教育委員会から小・中学校児童・生徒全員に子供学習用の防災ノートが配付されたところでございます。これにつきましても、3・11の機会をとらえまして学習に利用しているところでもございます。

今後におきましても、防災対策、防災教育に取り組み、さらに危機管理意識を高め、安心・安全の学校運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

上田次長から、以前より、その辺の対策については万全に行っておるというふうにも伺っていましたが、今回、また新たな指針の中で、さらなる向上ができるようなマニュアルの見直し等ございました。

しかし、天災というのはマニュアルどおりにはいかないということもありますので、先ほどおっしゃっていた現地の生の声、そしていろんなグッズ、その辺を参考に、子供たちのいろんな想定に対応できるような意識向上、教育のレベルを上げていただくような形を常日ごろから願いますのでございます。

また、県のほうからこの1月、2月に調査の打ち出しの確認ということで、市町村教育委員会の学校防災の担当者、それから校長がいないとわからない、教頭がいないとわからないというものはなく、しっかりとした担当者の育成、こちらのほうについても確認し、また説明会を行うということがございました。

亀山市として、この辺の点についてどのような参加、また取り組みを行ってきたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

本年1月16日に、各市町教育委員会における情報交換と今後の学校の防災対策、防災教育の充実を図るために、学校防災担当者会議が開催されました。当教育委員会も参加してきたところでございます。

その会議においては、先ほどの県教育委員会が作成した指針の説明と、各市町の取り組みが紹介をされたところでございます。特に、今回の取り組みでは、東日本大震災を受け、津波に対する対策が主なものでございました。しかし、消防団や消防署と学校が合同で避難訓練を行うなど、参考にすべき取り組みもあったところでございます。

今後におきましては、他市町の取り組みも参考に、保護者や地域の協力も得ながら、関係機関と連携し、各学校等の取り組みを支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

次の、他市の動向というところもちよつとさせていただいたようでございますが、あと1つ、平成24年度の予算にも計上されておりましたが、2月16日の広報ナンバー163号や、また新聞紙にも掲載されておりました消防本部における少年消防クラブについてお伺いいたしますが、この少年消防クラブとはどのようなコンセプトから生まれたもので、そしてどのような方向に導いていこうかと、その辺の思いをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

早川消防次長。

○消防次長（早川正男君登壇）

おはようございます。

少年消防クラブの結成目的は、少年少女のころから消防・防災に関する知識を身につけることにより、将来の地域防災の担い手となる人材を育成しようとするものであります。

学習、体験を通じて、消防・防災に関する正しい知識と技術・技能を身につけ、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防災マナー等を身につけるためのさまざまな活動を実施するものです。

消防本部では、平成24年度に少年消防クラブの結成を計画しているところであり、対象はこの4月に小学校4年生、5年生、6年生になる児童で、クラブの規模としましては20名程度としております。具体的な活動内容といたしましては、救急の応急手当講習やレンジャー体験等を予定しており、災害発生時に学校内等でリーダー的立場として活躍できる人材を育成し、地域防災の充実、強化につなげたいと考えております。

現在、小・中学校を通じて対象児童に案内文書を配付するとともに、市ホームページに情報を掲載し募集を行っているところであり、16名の応募がございました。内訳といたしまして、11小学校中6小学校の児童から応募があり、男子より女子の応募が多い状況でございます。引き続き募集を行っていくとともに、結成に向けた準備を進めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

どうもありがとうございました。

将来の地域防災を担う子供たち、そして規律、マナーを学び、地域の、また学校の中心的存在に育っていただきたいという思いから誕生したものであるということをご紹介されました。確かに、小さいころから防災意識、そして迅速に対応できるような判断力を持つ、これは大きくなってもなかなか消えるものではございません。そういう子供たちの気持ちを大切に育ててあげて、そしてまた亀山の安心・安全に貢献いただけるような子供たちになっていただきたいということを願うものでございます。

それでは、こちらのところで、次の他市等の動向についてということですが、先ほど教育委員会からは若干他の学校等の交流等、そういう中でスキルアップをねらっていくということもお伝えいただきましたが、あと危機管理のほうといたしましても、今回3・11を目前に、亀山市といたし

ましていろいろな啓発活動、この辺の計画があるのではないかとということがございます。その辺につきましても、3・11を目前にということでお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

今週3月10日に、市民の方々、代表避難所の代表者や指定職員が参加します避難所運営ゲーム、HUGと言っておりますけれども、この研修を実施させていただきます。このHUGにつきましては、避難所で起こるさまざまな事態にどう対応するかということをシミュレーション形式で行うものでございます。

それと、震災の日の3月11日でございますが、三重大の協力によりまして自主防災組織、三重県の防災対策について、また震災の被災地へ何度も赴かれ、活動の中で学んだこととして、市民のボランティアの方の講演を、東日本大震災復興記念として予定させていただいております。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

その辺も広報等に出ておりましたが、なかなか皆さんの目に触れるところが少ないというところでもありますので、もう間もなく、あす、あさってのことでございますので、テレビをごらんの方も、人数に限りはあると思いますが、そういうふうな意識を高めていただきたいと思います。それらについても、再三、同僚の鈴木議員のほうからも、このような進め方についても日ごろから語っておられたところでございます。

それでは次の、暮らしの充実についてということでございますが、市営住宅の事情について、昨今の経済事情が厳しいこういう事情の中で、これはもう毎回言うまでもございませんが、そういう中で厳しい生活をどのように乗り切っていくかという中で、現在の市営住宅の引き合いというのが多くなってきておると思います。

現在、3月2日にも市営住宅の入居者の応募が締め切られましたが、すべての応募の方が満足いただける結果を出すには厳しい現状であるというのはお察し申し上げます。

そこで、市営住宅の現在の状況についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

市営住宅の現状でございますが、従来からの既存の管理住宅395戸に加えまして、本年度は民間活用市営住宅事業により井田川駅前住宅10戸を借上げましたことから、管理戸数及び入居者が増加をいたしまして、現在、亀山地区10団地379戸、関地区3団地26戸の、合計13団地405戸を管理しておりまして、そのうち312戸が入居をいただいておりますという状況でございます。

なお、入居していない空き家につきましては、その大半が老朽化した住宅でございますので、今後の募集は行わず用途廃止をし、順次取り壊していく予定となっております。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

その辺の取り壊しの件につきましては、宮崎議員のほうからもありましたが、やはり老朽化ということにはかえってコストがかかって、補修するというのもいかなものかということも確かにございます。

そういう中で、現在の市営住宅の入居者の申し込みの条件の中に、平成17年1月11日でございますので合併直後に再度見直されたと思いますが、亀山市市営住宅条例の第135号、こちらの中の第11条、連帯保証人についてでございますが、ちょっと条文を参考にさせていただきます。

第11条「連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ入居決定者と同等以上の収入を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。この場合において、連帯保証人2人のうちいずれか1人は第1号に該当する者でなければならない。現に市内に住所を有し、かつ市営住宅に入居をしていない者。入居決定者の3親等以内の親族である者」と、こういうふうな形で条件が定められておるわけなんですけど、この連帯保証人の2名についてでございますが、私は2名の必要性にちょっと疑問を感じております。現在、1名でもよいんじゃないとか、また「連帯保証人」という言葉ではなく、1名はそれは必要だと思います。でももう1名に関して、どうしても2名というんなら、「推薦人」とか、また「身元引受人」という言葉が適切かどうかわかりませんが、そのような形で、やはりちょっとこの連帯保証人という言葉にはかなりインパクトが強いものがございまして、これに関して、2名集めるというのにご苦労されているということもあると思います。これが現状だと思います。

県下を見ても、連帯保証人の1名というのは松阪市ぐらいしかちょっと見当たらなかったんですけど、そういう中で、伊賀市の状況を見ても、2名なんですけど、1名は市内に勤務場所を有する者というふうなこともございました。

亀山市といたしましても、今回この連帯保証人のことについて、過去の質問をさかのぼってずうっと見てみましたところ、合併前ではございますが、平成10年9月の定例議会の中で、我が公明党の先輩でございます池田依子元議員から、連帯保証人の2名から1名への必要性についてという記録がございました。こちらの回答をしていただいた内容では、「今回は、保証人の人数を初めといたしまして、申請書、添付書類等々再検討いたしまして、事務の簡素化に努めてまいりたいと考えております」と。実際にあれから13年半たちましたが、状況といたしましては何ら変わってこないのが現状でございます。

この連帯保証人2名か1名の必要性について、市としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

連帯保証人の件でございますが、市営住宅の入居の当たっての連帯保証人につきましては、議員ご紹介のありましたように、亀山市営住宅条例におきまして2名と規定をさせていただいておるところでございます。

しかしながら、連帯保証人を立てることが困難と思われ身寄りがない単身者、または生活保

護の受給世帯につきましては、市営住宅条例施行規則の規定、または厚生労働省からの通知を適用いたしまして、連帯保証人につきましては2名に満たなくても入居を認めさせていただいている場合もございます。

連帯保証人を立てていただくことにつきましては、入居中のさまざまな問題への対応や、仲立ちなどの市営住宅の適正な管理、あるいは家賃の滞納の抑制などにつながっていることも事実でございますので、現状の規定といたしておるところでございます。

また、1名でもいいんではないかというようなご意見でございますが、現在の市営住宅の契約は3年更新ということで、3年契約になっております。その3年の間に、連帯保証人が不在となるケースというのもございますので、現在のところこういう規定になっておるところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

そうですね。最終的には、また「市長判断」という言葉が各所に出てまいりました。この辺につきまして、条文自体には1人でいいよという言葉はなかなか載らないとは思いますが、申込者の方が窓口、または電話で確認すると、いいよとも職員側としてもなかなか言いづらいところもあると思うんですけど、そんな点についてかなり譲歩をいただいて、そしてお話にもかんでいただきたい、温かい気持ちで接していただきたいと思っております。

中には、厳しい状況で、職員の方も困られるような、頭をひねられるようなこともあるかと思いますが、ともどもにその辺を見きわめて、よい方向に運んでいきたいと思っておりますので、その点お願いいたします。

最後のところでございますが、先ほど部長のほうからもございましたが、民間の住宅活用、市営住宅事業についてということでございますが、昨年6月24日に産建委員会のほうで資料を配付していただいた中で、亀山市民間活用市営住宅事業、このようなドキュメントをいただきました。同様の内容ではございますが、この辺の近況、そして確かに200棟とか目標等ございますが、近々の状況について、その辺をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

民間活用の住宅を借り上げた状況ということでございますが、民間借り上げ住宅の選定につきましては、特に高齢者、障がい者などに配慮したバリアフリー住宅や生活利便性が高い立地を重視し、あわせて価格なども考慮した上で、総合的に判断して借り上げ選定をさせていただいたところがございます。

また、今年度の市営住宅の応募状況につきまして、6月では募集戸数4戸に対し19人の申し込みがあり、約5倍の倍率でございましたが、8月には単身者向けに民間活用の井田川駅前住宅の募集をあわせて行いましたことから、既存市営住宅の公募対象を世帯向けにできましたため、既存市営住宅につきましては募集戸数3戸に対し9人の申込者で、約3倍の倍率ということになりました。また、単身向けである井田川駅前住宅につきましては、抽せんなしで入居いただくことができました。

た。市営住宅の募集戸数をふやしたことで、単身者用と世帯向けに分離募集できたことにより、以前よりも抽せん倍率が下がり、申込者の方からは入居しやすくなったとの喜びの声もいただいているところでございます。

今後も、市民ニーズに応じた民間の住宅の借り上げを推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

新議員。

○2番（新 秀隆君登壇）

近々の状況を聞かせていただきまして、何十倍の倍率ということではなく、少しは安心いたしました。なかなか皆さんのすべてに満足いく結果というのは難しいものがあると思います。

また、新しい事業の展開の中で、高齢化が進み、足腰がご不自由ということでバリアフリー、そしてまた井田川駅前の住宅につきましてはエレベーターがついているので、2階、3階でも自由に使える、このようなことをコンセプトといたしまして、今後の展開に結びつけていただいているというのは結構なことで、あとはやはり市内を回るバスのバス停に近いとか、そういうところも考慮していただいているとは伺っておりますが、何せ足腰が弱くなってくると乗り物等にも事欠くことのでございますので、遠方まで歩くというふうな厳しいことがございまして、何かとつらいものも出てきますので、その辺についてもご配慮いただきたいと思ひ、最後に、極力応募者を温かく包み、市営住宅事業を推進いただけますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 新秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩をいたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 坊野洋昭議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

おはようございます。緑風会の坊野洋昭でございます。

通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まず大きな1番目、神辺地区コミュニティセンター改築工事についてお伺いをいたします。

神辺地区コミュニティセンターは、昭和55年に、昼生、川崎コミュニティと同時に建築された、亀山市では最もふるいコミュニティセンターです。開設以来50年がたちます。神辺地区の地域活動の中心施設として利用されてきましたが、平成19年4月15日の亀山市を震源とする地震では、棟がわらが落ちるといふ被害を受けました。古くなりました。施設や敷地も狭く、駐車場もありません。

そこで、地域では移転建てかえを強く要望してまいりました。今回、第1次亀山市総合計画後期

基本計画の第1次実施計画の、地区コミュニティセンター充実事業に神辺地区コミュニティセンター改築工事が盛り込まれました。平成24年から26年度の3カ年計画となっております。

そこで、神辺地区コミュニティセンター改築工事についてお伺いいたします。

まず一番最初に確認したいことですが、事業計画では改築工事となっております。地域では、敷地が狭く駐車場もないことから、移転して新しい場所での建てかえを要望してまいりました。事業計画では、改築工事となっております。文字どおり読ませていただくと、現有施設の改善というふうな読み取りができます。そういうことでは、地域の要望と少しずれたものになってきているというふうに考えます。

地域の要望している、現在地とは別の敷地での建築は可能なのかということが一番最初にお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

現在の神辺地区コミュニティセンターは、議員が言われるように昭和55年に建設をされた施設であります。そういったことから、老朽化や、施設並びに駐車場が狭隘なことから、地域活動などに支障を来しております。

そのため、先ほどもご紹介がありましたように、第1次実施計画でお示しをさせていただいたとおり、新たな神辺地区コミュニティセンターを移転して建設することといたしております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

新しい敷地での新築ということで、ご答弁をいただいたものと理解いたします。ありがとうございました。

神辺保育園の隣に、現在は駐車場として使用されておりますプールの跡地がございます。教育委員会の管理となっている土地です。地域では、このプール跡地に神辺コミュニティセンターを建設していただくことを切望しております。地区コミュニティセンターは市民部の管轄ですし、求めている敷地は教育委員会の管理です。管轄が違いますので、うまく調整していただけるものかどうかということを地域では心配いたしております。

そこでお尋ねをいたします。プールの跡地は、コミュニティセンターの用地として使用が可能かどうかということをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

プール跡地の使用は可能かというお尋ねでございます。

神辺小学校プール跡地につきましては、現在の神辺地区コミュニティセンターの近接地の空き地の公有地でありますことから、移転先の候補地として、議員が言われたように、関係部署及び地元の方々と検討して決定してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

コミュニティセンターの建設につきまして、地域でどのようなものをつくっていくかを考えていくわけです。コミュニティセンターの建設の検討委員会というものも地域ではつくって研究をされているところではあります。

そこでお尋ねをいたしますが、新しいコミュニティセンターをつくっていただくとする場合に、その建物の構造とか、それから建物の規模、いわゆる面積については、どのような制約があるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

規模、制約についてのご質問でございます。

構造につきましては、木造平家建てを計画いたしております。また、規模につきましては、近年建てかえをしておりますコミュニティセンターの建設状況での同等な面積、それから地域人口規模などを参考といたしまして、地域の方々と協議をして進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

構造は木造平家建て、それから面積については協議をしていくということで理解をさせていただきました。

コミュニティセンターの改築工事という事業計画では、平成24年度から平成26年度の3カ年計画となっております。平成24年度には基礎設計、地質調査をやるということになっておりますが、今後の進め方の日程はどのようになるのかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

事業計画でございます。平成24年度中に建設地を決定いたしまして、実施設計業務委託及び地質調査業務委託を発注いたす計画としております。

今後の日程につきましては、市内産木材の活用を予定しておりますことから、平成26年度の建設となる計画といたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

平成26年度の完成を目指しておられるということをお伺いいたしました。

地域では、話が動き始めると、もうあしたにでもできるんじゃないだろうかという期待感が膨らん

でまいります。そうなりますと、最初の段階から26年度に完成するんですよということをはっきり言っていただかないと、また遅いじゃないかというふうな批判が出てくるものと考えられます。3カ年計画ということで、平成26年度の完成だということをお伺いいたしました。

次の質問に入ります。

最終的には、実施設計をやられるものと思います。現在、川崎のコミュニティセンターの建設工事が行われております。もう完成するということなのですが、川崎のコミュニティセンターについて見てみますと、施工業者は市内の業者です。ところが、実施設計は市外の設計業者です。建設工事の工事監理につきましては、設計業者とは違う、別なまた市外の業者だというふうに伺っております。

亀山市議会では、平成23年度に入札制度調査特別委員会を設置しまして、1年間の研究・協議を進め、市内業者育成という観点から、入札制度の改善を提言させていただきました。

このような経緯から考えまして、それから社会の経済情勢から考えまして、市内の業者はよその市へ行っても入れてもらえない、そういう制度になっているところが多い。亀山にはどんどんよその業者が入ってきますよということがございます。

そういうふうな観点から、入札制度調査特別委員会では商工会議所の関係者を初めいろんな方々からいろんなご指摘を受けました。その点も考えていきますと、コミュニティセンターの建設ということになりますと、そうむちゃくちゃ大きな仕事でもありません。実施設計には、何としても市内の設計業者を使っていたきたいと。市民部ではどのように考えておられるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

設計業者に関しまして、先ほどもご答弁をさせていただいたんですけれども、面積とか規模なんか、地域の方と協議を、もう既に地域の中では協議をされておると。そんな中で、それに基づく実施設計でございますので、業者選定につきましては担当はいたしておりませんが、それらを含めて関係部署と調整をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

市内業者を使っていたきたいと、この件につきましては、ここで議論する時間がございません。したがって、何とか議会のほうからの提言事項を尊重していただけるような方法で努力していただくことを要望しておきます。

次に入ります。

新しいコミュニティセンターができました。完成後に、現在のコミュニティセンターの跡地ということになりますね。現在のコミュニティセンターはどうなるのかということです。何か別の利用を考えておられるのであれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

今のコミュニティセンターでございますけれども、現在の施設を使用していただいております学童保育につきましては、地域において協議した結果、地域活動が行われない時間を活用していただいておりますという状況でございます。

今度、新たに建設いたしますコミュニティセンターにつきましては、先ほど来答弁をさせていただいておりますように、地域活動などの拠点施設であると考えておるところでございます。旧の施設の利用については、今後検討してまいりたい。今利用されておりますので、その辺も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

後の利用は、特に現在の時点では考えていないというふうな答弁だったと思います。

そこで、お尋ねをいたします。

現在、神辺コミュニティセンターには学童保育所が間借りをしております。地域で長い時間をかけて検討され、やっと平成23年4月に開設になりました。まだ1年目です。地域の有志の方々のボランティアで、コミュニティセンター活動に支障を与えない範囲での使用という条件つきで、コミュニティセンターを利用させていただいて運営がなされております。コミュニティの利用がある場合には、小学校のあいている部屋を貸していただいて運営しているという状況でございます。

少子・高齢化が進む中で、働く女性はますますふえるんだと思います。核家族化もますます進むものと考えられます。学童保育所の需要は、今後さらにふえるものと考えられます。

地域には、コミュニティセンターの改築と同時に、学童保育所を隣接してつくってほしいという要望がございます。プール跡地へつくることになった場合、隣接させてもらうのに敷地が狭いということであれば、隣接の他の所有者にお願いをして譲ってもらうという内諾も得ているところまで、熱心に努力をされておられます。

学童保育所をコミュニティセンターに隣接して計画すること、これについては考えられないのか、何とかしていただきたいんですがということでお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

神辺地区の学童保育所につきましては、設立に当たりまして、学童保育所設立準備委員会の皆様と何度も協議を行いました。また、市の内部におきましても十分議論し、地元の方のご理解もいただきながら、地域の特性なども踏まえた上で、現状では最善の方法としてコミュニティセンター内に設置することになったと理解をしております。

このため、コミュニティセンターの新築にあわせた学童保育所の移設につきましては、考えていないということでございます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

コミュニティセンターと一緒に新しいところへという考え方は、現在のところはないという答弁だったと理解をいたします。

そこで、次の質問なんですけれども、現在のコミュニティセンター施設、敷地につきまして、現在のところ、新たにどういう目的でどういう利用をしようという計画はないということをお伺いしたわけですが、現在のコミュニティセンターを取り壊さずにそのまま残していただいて、そして学童保育所として利用させていただくということがベストではないかと考えられますが、学童保育所として、いわゆる旧の、現在のコミュニティセンターを残していただけるものかどうかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

現在、神辺地区の学童保育所としてコミュニティセンターをご利用いただいておりますので、新しいコミュニティセンターの完成後も、現在の場所を引き続き学童保育所としてご利用いただきたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

ありがとうございました。

学童保育所が取り残されるということが一番心配されたところですが、とりあえずのところ、現在のコミュニティセンターを使わせてもらえるというふうな方向であれば、非常にありがたいと思います。

ただし、地域の要望としては、近い将来に、やはり立派な施設をつくってほしいという要望が出るかもわかりません。またそのときには、考えられる範囲でよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、大きな2番目、都市づくりの推進についてお伺いをいたします。

第1次亀山市総合計画後期基本計画の第1次実施計画の中に、新規の事業として都市計画見直し事業というものがあります。

この都市計画見直し事業とはどのようなものなのか、事業の目的とその概要をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画見直し事業につきましては、平成22年3月に策定されました亀山市都市マスタープランに基づき、亀山市後期基本計画における快適な都市空間の創造、都市づくりの推進のため、第1次実施計画において都市計画の見直しを推進していくものでございます。

現在、市内の住宅団地への住宅着工や幹線道路沿いの開発などにより、都市計画区域内の土地利用や人口動向の変化が見られますことから、現状把握のため、都市計画基礎調査を平成24年度に実施し、課題の整理、土地利用の変化に合った地域の把握、用途地域の検討、見直しへと順次進めてまいりたいと存じます。また、あわせて、道路ネットワークや都市計画道路についても検討を行い、効率的、効果的な道路づくりを推進してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

都市計画見直し事業の年度別事業計画といたしまして、平成24年度に市内道路ネットワーク計画案の作成、平成25年度に都市計画道路の見直し検討業務とありますが、計画案に基づいて、長期間未着手の都市計画道路を見直すものと考えてよいのかどうかをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

亀山市内の道路網整備につきましては、三重県の道路整備戦略と整合を図りながら、平成16年3月に策定されました亀山市道路整備プログラムに沿って進めてまいりました。

その後、市内の道路整備が進められる一方で、社会情勢、経済情勢の変化に伴う三重県の道路整備戦略の見直しも行われたところでございます。また、平成19年3月には、三重県において三重県都市計画道路の見直しガイドラインが策定され、平成22年3月には、亀山市都市マスタープランが策定されたところでございます。

今後、後期基本計画の中におきまして、平成22年度の全国道路交通情勢調査のデータや、平成23年度に三重県により示されました道路整備方針を踏まえ、今後の市内道路ネットワークと長期未着手の都市計画道路の見直し検討を進めてまいりたいと存じます。

また、その際、事業中の路線の完了後の状況予測や、既存の幹線道路も十分活用するなど、既存ストックを十分活用した形のネットワークを構築してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

長期間放置されている都市計画道路、亀山市内にも何本かありますよということは前回の議会でも指摘をさせていただきました。

一番長いものでは、もう40年も線引きのまま放置をされていますよというのがあります。これにつきましては、線引きをされておりますと、土地の利用に大変制約がかかってまいります。地権者は、自分の土地の利用に大変な制約を受けながら、そして30年も40年もたつて、果たして道ができるのかもわからんと。次第に、もう道のことなんか忘れてしまったと。ところが、何かの利用計画をしようとしたときになって初めて、ここは都市計画道路の用地になっておりますと。線引きをされていますよということで土地の利用がままならないと、こういうふうな例もたくさんございます。

そのようなことを考えてみますと、新しく道路ネットワークをつくっていただくということと同時に、長期間未着手の都市計画道路の廃止についても、もうこれは廃止すべきであるという判断をできるだけ早く的確にやっていただきたいと。その上で、また今度の新しい道路ネットワークをつくる場合には、必要なものなのかそうでないものか、はっきりさせてほしいというのは、地権者の方々の強い気持ちだろうと思います。そこらの点を考えて、しっかり努力をしていただくことをお願いしておきます。

次の質問ですが、用途地域の見直しもやられるだろうと思います。

私どもの地域は、布気町の道野という地域でございます。昭和53年ごろだったかと思います。工業専用地域として線引きをされました。それから1年もたたないうちに、いろいろな不満が出てまいりました。息子を隠居させようとしたら、工業専用地域だから家が建たんのやと、こんなばかなことがあるのかというふうな話がたくさん出てまいりました。そんなこんなで、早速市のほうと話をさせていただきまして、何とかしてほしいという話になったわけですが、設置してすぐであったということもありますけれども、5年ごとに見直しをすると。そのときに考えるから、まず5年間は待つてほしいということでありました。幸いにも、私どもの地域は、工業専用地域を外していただいて白地になりました。結局、何にでも使えるという状況になってきたわけです。

ところが、都市計画区域内で用途指定のない白地ということになったものですから、今度は、公共下水道工事は一番最後になりますよということで、いつになるかわからないという状況が続いておるわけです。

そうなりますと、現在、私の周囲でも、昔、浄化槽を埋めました。し尿浄化槽も、20年、30年たちますと寿命が来ます。だから、新しい浄化槽に入れかえていいものかどうか。新しいのに入れかえたら公共下水道工事が始まったやないかと。おれのところ、せっかく金かけたのにどうなるのやというふうな話になります。ですから、よく問い合わせがあります、どうなっているのやと。

そのぐらい都市計画の見直し、用途地域の見直しとかいうふうなもの、非常に難しい問題が生じてまいります。心してやっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次の質問です。

用途地域の見直しのための、都市計画基礎調査というものをやりますよということが事業計画の中でございます。都市計画基礎調査というのはどういうものなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画基礎調査は、都道府県と市町村が協力し、都市計画区域内において提出される建築確認申請データなどをもとに、過去5年間程度の人口、土地利用の変化や現状、建物の建設動向、また都市計画道路や都市施設の現状などを把握するもので、都市計画区域内における都市計画の基礎資料となるものでございます。

この調査で得られたデータを、今後の用途地域や都市計画道路の見直し検討のために活用してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

坊野議員。

○10番（坊野洋昭君登壇）

平成19年3月に、三重県都市計画道路の見直しガイドラインが策定をされました。それから、現在5年経過したことになります。

平成24年度に亀山市の都市計画見直し事業が始まります。この事業の予定期間が平成28年度

までの5年間となっております。長期未着手の都市計画道路の見直しに県が着手してから10年がかかって、やっと亀山市の都市計画の見直しができ上がるということになるかと思えます。非常に時間がかかり過ぎなんですね。

亀山市内の線引きされた都市計画道路では、先ほども申し上げましたけれども、30年以上も手つかずのまま放置されたものがあります。市内道路ネットワーク計画案が平成28年度に完成したとしても、実際にその計画案が実行に移されるのはいつのことやらわからないわけです。ひょっとしたら、私どもはもう生きておらんときまで、またそのまま放置されるのではなかろうかという心配がございます。

亀山というところを考えてみますと、自動車がなければ生活できない地域であるということは明らかです。この亀山市の現状は、もう今後も変わらないだろうと思えます。道路網のネットワーク計画の作成と同時に、計画した道路の完成年度の目標設定とか、優先的に整備すべき路線等の指定等も同時に検討をしていくべきだと考えます。

計画倒れにならないように、計画のやりっ放しにならないように、少しでも早く道路網の整備が進むように努力していただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 坊野洋昭議員の質問は終わりました。

次に、9番 岡本公秀議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

新和会の岡本です。

それでは、通告どおり一般質問として、国の子ども・子育て新システムについて質問を行います。

2015年に施行予定の子ども・子育て新システムにつきましては、いろいろな問題をはらんでいると思われまので、まだ多少時間的余裕はありますが、ちょっと早いと思いながらも質問をさせていただきます。

現在、亀山市におきまして保育所に入所の希望者は、亀山市のあいあいの窓口に応じ込み、そこが一元的に受け付けて市が管理をすると、そういった形をとっておるわけでございますが、この新しい制度では、希望者は一応市の窓口で保育の必要性の認定を受けて、短時間、長時間に区別されると。そういう方法であると一応書かれておりますけれども、これは何を基準にして保育の必要性を判定するのか、まず教えていただきたい。

また、この判定というやり方にありましては、極端なことを言うと単なる親の就労支援、親が仕事をするからその支援だけとなって、当のご本人の子供さんがどれだけ保育を必要とする状況にあるのかということ、これはもう二の次となりかねないんですね。そうなってくると、まるっきり本末転倒のような面も出てくるわけですが、こういったおそれに関してどのようにお考えであるか、ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず子ども・子育て新システムにつきましては、現在のところ、まだ法案も提出されていない段

階でございますので、答弁につきましては、同システムに関する基本制度として、国から提供されている情報の範囲内でお答えをさせていただきたいと存じます。

まず保育の必要性の認定基準についてのご質問でございますが、市町村におきまして、国の定める認定基準により、大きく3つの項目に関しまして審査を行うと伺っております。

まず保育を必要とする事由につきまして、就労しているか、または保護者の疾病など就労以外の事由があるかどうかについて審査をいたします。次に、保育の必要量の区分として、主にフルタイムの就労などを想定した長時間利用か、またパートタイムなどの短時間利用かを審査します。そして最後に、ひとり親家庭や虐待のおそれがあるなど、優先利用に該当する子供であるかの審査を行います。

このように、現在と同様、保育に欠ける度合いばかりでなく、子供の置かれた状況も含めて審査を行い、市は保護者に対しまして認定書を交付することとされているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほど部長のおっしゃったように、まだこれは必ずしもすべて確定したわけでもないという話は重々承知しておるわけでございますが、一応、単なる親の仕事が長時間とか短時間だけではやはり問題があるかと思いますが、それなりに審査項目があると。そういう点に関しては、正當に判定をしていただけるものかと思えます。

次に、市の窓口で認定を受け、その次は園に申し込むという順番になるわけですが、この次の制度では、保護者が直接園に出向いて申し込みをすると、そのように規定されておるんですね。そうすると、今は市が一元的にやっておるわけですが、保護者が直接園に申し込むという方法が実行されると、私の心配は、保護者が複数の園にかけ持ち申し込みをするようなことが起きるのではなかろうかと。1つの園に申し込んで、一番近いところにね。そこがあかんだらどうしようかという話になるわけでしょう。そういうふうなことになるのと、現場では混乱を起こすのではなかろうかと、私はそういう心配もするわけですし、またこの直接園に申し込むというやり方では、子供の入園状況とか待機児童がどうなっているかとか、そういう状況が市として把握できるのかというおそれもあるわけですね。

例えば、今現在、介護保険がよく似たシステムなんですけど、現在、介護保険で、例えばどここの施設に入れていただきたいと思いますと思うと、幾つか老人施設がありますね。どこもここも行列ですが、これはかなり水膨れした数字なんですよね。というのは、1人が3つも4つも申し込んで、まず一番早く入れるところに申し込むと。だから、介護保険の老人ホームですけれども、待機しておる人の数を足すとすごい数になるけれども、実数はその3分の1とか4分の1とか、これが実態なんですけれども、保育園もそのようなことになるのではなかろうかと、そういう心配もするわけです。

こういう状況になってくると、市としても子供さんの把握が甚だしづらくなると、市のやることはただ子供さんの保育の認定だけで終わってしまって、これから後の子供さんがどういう状況であるとか、待機児童になってしまったか、どこどこへきちっと行っていただいておりますとか、そういう子供さんのフォローとか、また市の保育に対する責任というものは一体どこへ行ってしまおうのかと心配もするんですけれども、その辺のことはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

新しい制度案では、まず市町村が地域における保育などの需要の見込みを調査し、その見込み量を確保するための方策等を盛り込んだ市町村新システム事業計画を策定することとされております。そして、市町村はその計画に基づいて、地域の実情に応じた提供体制を整備することとなります。ニーズに応じた保育が提供できるものと、そのような方向で伺っております。

したがって、計画実施後は地域の子供は地域の施設を利用することとなり、ご指摘のような事態は発生しないものと認識しておりますが、当面は市が利用調整を行い、利用可能な施設、事業者をあっせんする、そういったことをするというふうに伺っております。なお、保育所につきましても、申し込みを受けたらそれに応じる、そういった義務も発生するものでございます。

この新システム案どおりに実施されますと、児童福祉法において市町村には関係者の連携や調整を図る責務規定が設けられます。保育の利用保障を全体的に下支えすることになります。また、市町村は、管内の施設や事業者の情報を整理するとともに、事業者に対する報告徴収、立入検査等の権限が与えられていきますので、それらの状況を把握できるものと考えます。

そういったことで、当面の取り組み等も含めまして、市町村の保育に対する責任、こういったものは重いものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

やはりこれは市が今と同じような感覚で、この制度が変わったとしても一枚かんでいただくと。そして、保護者任せにしない。当然のことながら、たくさん保育園があるわけですから、関係者一堂寄って、市がコーディネーターのような形でやっていただくと。そういうことは、当面とは先ほど部長おっしゃったけれども、やはりそれはある程度の期間を続けていただかんことには、無用の混乱を起こすという心配もしておりますし、ぜひ市としては、制度が変わったからこうですよと、いってぼんとほるんじゃなくて、きちっとフォローをしていただきたいと思っております。

次に、民間の保育園ですね。個人経営とか、そういう保育園の立場というのものもあるわけですね。そういった保育園はやはり経営のことを考えますね。経営のことを考えると、どうしても長時間保育の子供さんとか手がかからない子供さん、そういった子供さんのほうがいいお客さんですね。ということは、逆に言いますと、例えばゼロ歳から2歳児ぐらいの小さな手のかかる子供さん、また障がいをお持ちの子供さん、また虐待された子供さんとか、親がパートタイマーで短時間保育に認定されたとか、そういった子供さんは、保育園の経営する立場から見ると、やはりどうかと思う面もあるかわからんということで、そういった子供さんが、親が直接園に申し込みに行っても、ていよく、うちはもういっぱいですからとか、そういう理屈をつけて断られる心配があるんではなからうかと私は心配するわけですね。そういったことがないような対策というのもの、当然考えてもらわなあきませんし、もう1つ、亀山市の幼稚園ですね、今現在ある。幼稚園もゼロ歳から2歳児を受け入れるふうに転換してもいいわけですが、しなくてもいいと。自由裁量のような面があるわけですが、この亀山市の幼稚園はこういう制度になってからも、今までどおり3歳児から5

歳児だけなのか、それともゼロ歳児から2歳児まで新規に受け入れるような心づもりなのか。

どちらにせよ、あと期間があるからといってもぎりぎりまでほうっておくわけにいかんから、もうぼちぼちと検討しておると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

園の受け入れということで、ちょっとご答弁をさせていただきます。

新しい制度案では、保護者が入所を申し込んだ場合、正当な理由がある場合を除き、施設に応諾の義務が課せられます。正当な理由といえますと、定員にあきがない場合、定員以上に応募がある場合、またその他特別な事情がある場合とされており。定員につきましては、地域の需用に応じて、保育の必要性の認定を受けた子供と保育の必要性の認定を受けない子供の別に設定することとされています。また、定員以上に応募がある場合の選考につきましては、保育の必要度や子供の状況など、国の定める基準に基づいて選考を行うこととなります。

なお、施設の応諾義務の特例でございます。その他特別な事情がある場合につきましては、現在のところその内容が示されておりません。

先ほども、当面のということでご説明をさせていただきましたが、障がいをお持ちのお子様とか、虐待のおそれのあるお子様、そういった方に対しましては現在と同様、取り組んでまいります。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

教育委員会はどうしていくんだというようなご質問だと思いますけれども、まずこの国の新システムにおける幼保一体化は、平成25年度を目途に、給付システムの一体化と施設システムの一体化をねらったものでございます。

給付システムの一体化の中で、こども園給付の創設、多様な保育事業の量的拡大、地域における学校教育、保育の計画的な整備を求めたものでございます。施設の一体化の中では、総合こども園の創設であります。しかし、国は新制度移行に向けた関係法令を現在開催中の通常国会に提出するとのことでありますが、まだ提出されていない状況であります。このことから、新制度の幼保一体化の方針につきましては、これら国の新制度の内容を見きわめつつ、関係機関とも協議を行い、検討してまいりたいと考えています。

なお、教育委員会といたしましては、幼稚園は小学校就学前の学校として、小学校教育との連携、接続が必要であると考えております。今後、幼稚園、保育園の区別なく、幼児期の教育の必要性を深く認識いたしているところでございます。今まで、幼保の連携につきましては、職員の交流を中心に行ってきましたが、新年度以降、関係部署と連携して、家庭生活の実態把握と、幼稚園と保育園のカリキュラムの統一など、幼保一体化も視野に入れた取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

先ほどの保育園のことですけれども、いろいろなお子さんの申し込みが来ると。それには応諾の義務があると。応諾の義務といっても、正当な理由があったら断れるということですから、これがどこまで義務として守られるかね。正当な理由というのはいろいろあるわけやから、言い出したら切りがない。

だから、そういったことに関しては市のほうも十分気をつけて、定員いっぱいだから仕方ありませんというたら、もうそれで終わっちゃうんですからね。それで終わらせたらだめなんですよ。そこを何とか頼むと、行く場がないんやからといって、そういったことは市の監督官庁といいますか、そのリーダーシップでそういうことは十分気をつけていただきたいと。

幼稚園は、先ほどの答弁ではまだ態度が決まっておらんように私は見受けられて、これからどういうふうにしようかと。ただ、そういったことに対応できるような職員間の資格を統一するとか、そういうことに関しては現在進んでいるんだと、そうとっていいわけですか。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

先ほども申し上げましたように、まだ幼稚園はそのまま残してもいいという案が出てまいっていますし、亀山市の状況を考えますと、待機児童はゼロ、1、2歳はたくさんおまして、幼稚園が今担っています3、4、5歳はお互いに待機児童がないという状況でございますので、そのことも含め関係機関と連携して行っていきたいと。今のところは、そのカリキュラムの統一など一体的なことを取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

幼稚園に関してはわかりました。

それで、この新しい制度になりますと、保護者と園が直接契約を結ぶというか、そういう形になるわけですね、一応。

そうなってくると、世の中の親御さんというのもいろいろおられまして、例えばこういったことに非常にエネルギーを割ける方、例えばどこの保育園がいい、どこの幼稚園がいいとか、そういった話ですよ。こういったことに非常にエネルギーを割いて情報収集に努められる方もいるし、毎日毎日の生活が忙しくてそれどころじゃないと、そういう方も当然おられるわけですよ。

それで、そういうふうな状況というのが当然あるわけであって、実態としてはね。そうすると、親のそういったタイプによって一部の子供さんに不利益が生まれるということは、完全な自由社会というのはやはりそういう面が出てくるわけですよ。だから、そうしたらあかんとは思わぬわね。

だから、そういう一部の子供に親のエネルギーによって不利益というものが生まれるおそれはないかと、そのことに関してもお伺いしたいし、また保育料ですね。保育料に関しては、現在の保育料の算定とどのように変わるのか、これも重大な問題でありますので、一応わかっていることだけでもご説明をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず保護者の情報収集力等による差が出ないか、不利益が発生するのではないかというお問い合わせでございますが、新システム案では、保護者が子供にとって最善の選択を行えるよう、施設、事業者には、施設の運営方針や保育の内容など必要な情報の開示が義務づけられます。

また、市町村は、現在と同様に管内の施設、事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供をし、相談に対応することとなる見込みでございます。こういった不利益等が発生しないように努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、保育料の算定についてでございますが、新しい制度案における利用者負担につきましては、現行の保育制度の利用者負担の水準を基本とし、利用者の負担能力を勘案した応能負担として、所得階層区分ごとに保育の必要性の認定の有無、認定時間の長短の区分ごとの設定となる見込みでございます。また、同一世帯の複数の子供が保育等を利用する場合、現行制度と同様の多子軽減措置も導入される見込みでございます。なお、保育の必要性の認定を受けない子供の場合は、現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本として設定されると伺っております。

保育料も含め、まだまだ詳細まで不明な部分もございますので、今後も国の動きを注視してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

まだ国会に出ていないような状況ですので、細かい答弁は確定的にはできないと思いますけれども、やはり保育料も十分経済状況を考えてやっていただきたい。本人の能力に応じて払えるように。

それから、ちょっと話は変わりますが、ゼロ歳児から2歳児保育というのは、今非常に重要な面が出てきておる。というのは、経済状況が悪いからお母さん方が早く働きに行かないかんという必要性に迫られるから。しかしながら、このゼロ歳児から2歳児の受け入れ先というのがなかなか問題が多いんですよ。

それで、亀山市は、そういったこともあって認可外保育施設というのがございますね。市のやっているばんびもそうですし、また民間がやっているちびっこかめやま園、ここもゼロ歳児から2歳児を中心に受け入れていただいておりますが、この認可外保育施設には、たしか国の認可外保育施設の支援事業というのか、県が窓口とかそういったことになってやっておると思うんですよ。

この認可外保育施設への補助金の申請に関して伺いますが、市としては、ばんびであるにせよちびっこかめやま園であるにせよ、その補助金の申請を行うことができるのか、できると思うのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

認可外保育施設に対しましては、国の子育て支援交付金の制度があります。所定の条件を満たし

ておりましたら、運営に係る補助を受けることができるものでございますが、今年度におきましては市がその条件に該当していないということで、受けられないということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

所定の条件を満たしていないというのは、これは先ほど僕の述べたばんびとちびっこかめやま園、両方とも所定の条件を満たしていないと、そういう判断ということですか。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この国の子育て支援交付金の制度につきましては、対象となる市が行う事業に対して補助が出るということで、市がその要件を満たす必要があるということでございます。

その対象市町村の要件としましては、平成22年10月1日現在における待機児童数が10人以上で、また待機児童ゼロ計画を提出し、さらには待機児童解消のための7つの取り組みのうち複数を組み合わせて実施する市町村というふうに、市町村がそういったものに該当して、さらに市が行う事業に対して助成をするという仕組みでございますので、施設という意味ではございません。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

市が条件を満たしていないというんやったら、条件を満たすように努力もしてもらわなあかんですよね。これはまた申し添えておきます。

それから、よその市でもやっておるところもありますけれども、市独自で、こういった認可外保育施設ですね。ゼロ歳、1歳、2歳の子供たちを見ていただいております。そういう施設に対して、市の単独として補助制度というものをこれからつくるという話ですわね。以前はなかったんやから、なかったものができたということは、やはり制度もつくる必要もあるかと思いますが、市独自で補助制度をつくる、そういった心づもりに関してお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

市単独で補助制度をとということでございますが、新年度には、先ほど申し上げました子育て支援交付金を受ける条件が緩和されると伺っておりますので、そちらのほうに該当するように努め、まずはその制度を受けられるように努めると、こういった方向で考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○9番（岡本公秀君登壇）

新年度というと、もう来月ですわね。そういうふうになったら、ぜひそういう方向に向かって努力をしていただきたいと思うし、それでうまいこといかなかったら、やはり市としても、これからゼロ歳、1歳、2歳児というのは、手がかかるといってもありまして、面倒を見てくれる施設は

なかなか少ないと思うんですよね。

公務員の方やったら身分の保障があるでしょう。だから、出産してから2年間ぐらいは、後半は給料はないかしらんけれども、身分の保障はばしっとしておるから1年でも1年半でも休める。だけど、民間でよっぽど大企業やったらそこら辺の制度はしっかりしていますよ。だから1年以上子供さんの面倒を見ることができるで恵まれておりますが、中小とかそういうところになると、本当に出産して半年もたったら職場復帰しなけりゃあ、私、もう首になりかねないと、そういうところもあるわけです、ようけ、だから恵まれた方ばかりじゃないんですよね、世の中には。

そういうことですので、いろいろこの制度はまだはっきりせん面もありますが、だけど今の枠内で予想される問題点もあるわけですし、泥棒を捕らえて縄をなうというようなことのないように、その場になって大慌てにいろんな対策を考えるというんじゃなくて、今のうちに予想できる問題点に関しては、やはり市としては、こういう制度になるとこういう問題が出てくるんで、こうなったらこうすべえかというような感じで、転ばぬ先のつえと言っちゃなんですけど、今この保育園に子供さんを預ける父兄の方が、出産してある程度時間がたったら会社へ戻って経済活動を行えると、そういう状況をきちっと維持できるように、担当部署としてはいろいろご苦労さんでございしますが、きちっとやっていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 伊藤彦太郎議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昼一は岡本議員の予定やったんですけれども、ちょっと全体的に早まったということで、岡本議員の質問を楽しみにされていた方にはちょっと申しわけないことですが、もうちょっとその気持ちがおさまるぐらいにきちとした質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

今回は、都市計画の見直しについてということと、亀山市の今後の廃棄物行政についてということの2点を質問させていただきます。

まず都市計画の見直しについてです。

都市計画の見直しにつきましては、今回提示されました後期基本計画の実施計画の中にも、都市計画見直し事業としまして市内道路ネットワーク計画案の作成とともに、都市計画道路の見直しと用途地域の見直しが上げられています。現在の都市計画は、これまでも定められているわけでありまして、これまでともに都市計画を形成していた芸濃町が合併により津市となったことなどを初めまして、明らかに当初の都市計画の見直しが必要となっており、先ほど上げました都市

計画道路の見直しや用途地域の見直しも必要ではありますが、都市計画区域そのものを見直すこと、これも考えていかなければならないのではないのかなというふうにも考えます。

そこでお尋ねしますけれども、都市計画区域そのもの見直しの考え方はないのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画区域そのもの見直しをということでございますが、都市計画区域は、中心市街地を含み、かつ自然的及び社会的要因、並びに人口、土地利用などの現況及び推移を勘案して土地利用的に一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域を定めるものでございます。

亀山市におきましても、従来からの土地利用に関するルールを遵守するため、平成17年の合併前の亀山市、関町、芸濃町の各都市計画区域を基本に、現在の亀山都市計画区域となっております。都市計画区域の変更は、大規模開発のような大きな土地利用の変更や著しい人口集積等、都市に与える影響が多大となることが予想される場合は検討していくものと考えております。

したがって、現在の社会経済情勢や都市の拡散動向を見ますと、早急な都市計画区域の変更までは必要ないものと考えています。しかしながら、今後も社会経済情勢の変化や都市の動向には注視してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろ答えていただきまして、ありがとうございます。

いろいろと言われまして、動向を注視していただくとか言われましたけれども、とりあえずは見直しの早急な予定はないということでしたけれども、今回、用途地域を変更するための検討が行われるとか、そういう話です。

まず先日、都市計画審議会が行われまして、合併後としては初めてとなる用途地域の変更があったと思います。これ、今まで用途地域でなかったテクノヒルズの一部が工業専用地域に変更しなければならない、それで変更したということでしたけれども、これは当然このテクノヒルズ自体、工業専用地域としまして亀山市の都市づくりにも大きな位置を占める土地ということで、この変更はまあ当然ということではあるんでしょうけれども、まだこの近隣にこれでほんまにええんやろかなというような地域がありました。

隣接する白木一色という地区と白木町、この2つがちょっとどうなんだろうということでした。この白木一色は都市計画区域に入っていて、ただ非用途地域、白地ではあるんですけれどもここは都市計画区域で、同じく白木という名前のつく白木町、ここは都市計画区域には入っていません。同じテクノヒルズの、これから工業の中心になっていくテクノヒルズに隣接している2つの地区でありながら、片や白木一色は都市計画区域、片や白木町は都市計画区域でない。しかもこれ、白木一色地区には当然都市計画ということで都市計画税がかかっている、白木町にはかかっていな

い、こんだけの差が出てきておるわけですね。

この理由は何でかという、はっきり言いまして合併前に所属していた市町の違いであると思います。白木町は旧亀山市、白木一色は旧関町で、白木一色に関しては旧関町、都市計画税がかかっていなかったもので、ただ都市計画というのを進めていく上ではやっぱりそういうところに入っておくことはいろいろな部分でええんじゃないかという判断で、関町が都市計画区域に入れたんやと思います。一方で、亀山市としても、もちろん都市計画を今後考えていく上でも白木町も重要な地域であるかもしれないけれども、ただ、たちまち都市計画税がかかってしまうという、いってみれば住民に負担をかけてしまうということで、慎重にならざるを得なかっただろうと。やはりこういう違いが出てくる。これはある意味自然なことやったと思いますし、どちらが間違っている、どちらが正しいということはなかったと思います。

ただ、合併をしたことによってその辺の一貫性に狂いが生じてきた。やはりその辺、同じ都市計画というのを進めていく上で、どう考えても今まで培われてきた土壌とかがそれほど違うとは思えないのに、場所的にそんなに離れてもないのに、片や都市計画区域、片や都市計画区域でないということが発生している。やっぱりこういったものを改善していかなければならないというふう思うんですけども、その辺の解消ですね。

この辺をまず解消するという意味でも、都市計画区域の見直しというのをしていかなければならないのではないのかなと思うんですけども、その辺のご見解はどうでしょうか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

都市計画区域の境界につきましては、土地利用の状況や将来の見込み、また地形などの自然的条件をもとに定めるものでございます。

白木一色地区につきましては、字の一部が当初開発計画のエリア内であったことと、フラワー道路に近かったという要因から都市計画区域内に編入をされたものであります。

都市計画区域では、都市計画法や建築基準法の集団的規定が適用され、建築確認申請といった一定のルールが適用され、土地利用の整序、環境の保全がされます。したがって、都市計画区域を外しますと今までの建築のルールがなくなりますことから、地域の建築や開発行為に多大なる影響が想定されますので、まずは現在の区域や基準を基本として都市計画を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

都市計画区域であることのメリットもあるでしょう。ただ、都市計画区域にあることによって、結局、都市計画税というのがかかっているわけです。

先ほど、制限やいろいろ話がありました。ただそういう制限がないのが非用途地域、白地と言われておるわけです。もちろんある程度の規制がかかってきますけれども、何より同じく、さっきフラワーの話がありました。白木町のほうがどっちかといったらフラワーには近いわけですね。そ

うやのに白木一色だけになっておる。もうこれは明らかに経緯が違うというよりも、単に合併前の各市町の課税状況が違ったと、私はそうにしか見えないので、そんなのも含めまして見直していただきたいということです。

先ほどの答弁を聞いている限りでは、見直しする気がないというふうな部長の答弁でありましたけれども、ただ先ほど来から言っていますように、同じ白木という地区でありながら、どう考えても片一方だけ都市計画区域というのはおかしいんじゃないのかなということも提案させていただいたんですけども、市長、どうですかね。部長はそうやって言われていますけれども、市長として、その辺の変更を含めた検討を行っていただく考えはありませんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伊藤議員のご質問にお答えをいたします。

午前中も、坊野議員が都市計画についてご指摘がございましたが、今日の運用は今部長が答弁をさせていただいたとおりでございますし、基本的には今の状況を尊重していきたいというふうに思っております。

都市計画税の公平感と、そういう視点でご指摘をいただいておりますが、一方でメリットということで、その地域の生活環境を保全していくという視点で、例えば亀山市はご案内のように線引きをいたしておりませんので、いわゆる市街化調整区域、あるいはそれ以外と、そういう制度を運用しておりませんので、ある意味、この都市計画の現状の仕組みの中で市民の皆さん、地域の生活環境を保全していこうという色彩が強いということで、改めてご理解をいただきたいというふうに思っております。

したがって、今後、都市計画全体の見直し作業に入ってまいりたいというふうに思っておりますが、午前中も答弁させていただいておりますように、まず実態をさまざま調査させていただいて、その中で中・長期に、税の徴収だけの話ではなくて、全市的な土地利用のあり方、バランス、都市の構造、こういうことにも関係をしてまいりますので、全市的、総合的な判断をさせていただくプロセスが大変重要だというふうに思っておりますので、今後の課題というふうにさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

平行線なので、今後の課題と言っていたただけでも満足せなあかんのかもしれませんけれども、そんな中で、先ほども言われていました税の徴収というお話がありまして、やはりもう1つこの税というのが一つのポイントやと思いますので、そちらの2番目の項目に移らせていただきます。

この都市計画税の問題につきましては、以前も小坂議員が指摘しておられました。私は、正直小坂議員ほどの見識はありませんけれども、その私から見しても、やはりちょっとおかしいんじゃないのかなという部分を大分感じております。この都市計画税の課税なんですけれども、都市計画区域に、今は全部にかかっておりますけれども、県の資料を見ましたけれども、この都市計画税自体は、原則としまして都市計画法で定める市街化区域に所在する土地・家屋に対してかかる税金と

言われておるわけです。

線引きもされていないと言われましたけれども、そんな亀山市で都市計画区域全部にかけるということ、県ですら原則として市街化区域内に存在するというふうに言っておるこの状況で、果たして現在のように都市計画区域全部に一律にかけるような、こういうやり方は正しいのかどうかというふうに思うわけですが、その中でお聞かせ願いたいんですけれども、都市計画税の課税方法、都市計画税そのものを見直される考え方はないのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画法第5条の規定により、都市計画区域として指定されたもののうち、いわゆる非線引きの場合は地方税法第702条の規定により当該区域の全部または一部を条例で定める区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対し課税することができるとされており、本市においては都市計画税条例第2条の規定に基づき、都市計画区域全域に都市計画税を課税いたしておるところでございます。

したがって、都市計画区域全域ということによって定めておりますので、そのような取り扱いをいたしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

定めてあるのではということじゃなく、その定めてあるのを変えられませんかというふうに聞いておるわけですね。

先ほど、都市計画事業とか区画整理とか言われましたけれども、それではこれどんな事業に使われているかというのをちょっと見ますと、今回、提出資料の中に都市計画税の用途状況というのがあります。もともと財源として都市計画税収入が7億4,000万あって、一般財源から7億2,000万は入ってはいますけれども、この中に都市計画事業として14億6,000万ですけども、内訳、まず公共下水道がこのうちの4億ですね。あと残りが10億ぐらい、これ地方債の償還額というふうになっておるわけです。ちょっとその中身をいろいろ聞き取りとかで教えてもらったりしたんですけども、あと街路整備事業とか公園整備事業とか、総合環境センター整備事業、斎場建設事業、こういったものの地方債の償還に充てられておるということでした。

都市計画事業とかいいますと、当然都市計画道とか、あと公園整備であるとか、確かにこういうふうなことにはなるんやろうなと思うんですけども、それをいろいろ見ていると、実はこれ道路整備とか公園整備とかは、トータルで考えますと大体2億ぐらいしか使われていない。残りの8億は何かというと、総合環境センター整備事業、言ってみればごみ溶融炉施設ですね。これの償還に使われておるわけですよ。もう1つ、斎場建設事業のこれで約3億2,000万、これにも使われている、この償還。しかもこれ、斎場建設事業で合併特例債事業なんですよね。合併特例債事業ということは、交付税で算入されるというふうに言われておるわけですよ。そんな特例債の事業

に都市計画税を入れると、これはほんまに適切なんかどうかなというふうにも思うんですけどね。

先ほどちょっと市街化区域と言いました。これちょっと調べましたら、都市計画区域のうち、都市計画法によりますと、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域となっておるわけです。10年以内に優先的かつ計画的ですよ。ということは、やはりこれある程度の絵があって、その絵を実現するために徴収しておる、その税金なわけですよ、目的税ということで。目的税というておりますけれども、ある程度の何年かこれをやりますというような、本当に具体性のあるものに使わなければならないということのはずです。

一般の市税である住民税にしても、固定資産税にしても、所得が下がったことによって市民税が全体的に下がった、あるいは固定資産税が資産評価が下がったことにより固定資産税も下がったとなれば、当然、その下がった分が標準財政額に届かない場合は交付税から補てんされます。

ただ、都市計画税が下がったとしても、補てんされないんですよ。なぜかという、これは本来徴収しなくてもいい税だからです。徴収しなくてもいいけれども、余分に徴収しておるわけです、この税金を。余分に徴収して、自治体を運営するのに最低限必要やからと言われるものではなくて、よりよい都市空間をつくるために、余分かもしれないけれどもええものをつくらうという、余分な言い方は悪いですけど、そんな税なわけですよ。

それであるにかかわらず、この総合環境センター整備、ごみ溶融炉、確かに市民生活を豊かにするものかもしれませんが、都市計画区域の中の人間だけが使っているわけじゃないです。斎場建設、これも斎場にしたらって全市の人らが使うものです。こういったものに充てるというのは、ほんまに適切なのだろうかという、ちょっと私は首をかしげるところではあるんですけども、そういう部分からもう1回お聞きしますけれども、こういった人に使われるようなこの都市計画税、もう少し課税方法を変える、私ははっきり言って、まだこんだけ目的がわからんようなこの状況やったら、廃止してもいいぐらいやと思いますけれども、課税方法を変える考えはないのか。

これも担当部で判断できやんというんやったら、市長のお考えを聞かせていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど平成の大合併、全国的な合併の機運の中で、同じような議論が全国各地でなされてきたというふうに承知をいたしております。

同時に、亀山市も平成17年1月の合併におきまして、この合併協議会の中で調整をされて、そして今日の運用に至っておるというふうに理解をさせていただいております。

今ご指摘の部分でありますけれども、やはり都市計画制度というのは、今、斎場あるいはごみ焼却施設が適切かどうかというご指摘でございましたけれども、都市計画法に基づく都市施設として、都市計画、公園もそうでございますし下水道もそうであろうと思います。午前中の坊野議員の道路もそうであろうと思います。その地方自治体の基本的な全市的に影響を与えるインフラを都市施設として位置づけ、それに対して長期的に、計画的にこれを回していこうという基本的な制度でございまして、それが使われておるのが適切かどうかということであれば、適切であるというふうに私は考えておりますし、この都市計画というのは本当に中・長期に考えていくべき問題でございま

すし、全市的な視点を入れて考えていかななくてはならんという大変難しい問題も抱えております。

ある時代のある地点や、ある範囲を単独でとらえて考えるものではないというふうに基本的に考えさせていただいておりますので、このすばらしい亀山の、さっき申し上げましたように線引きはされずに今日に至りましたが、すばらしい豊かな自然環境でありますとか、生活環境を今後もきっちりと保全しながら将来世代へつなげていくためには、亀山市としての都市計画制度をどのように適切に運用していくかということは、本当に根幹にかかわる大変重要な問題というふうに認識をいたしておりますので、その点につきまして、その経過につきましても深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろとその都市計画をしていく上でということ、この事業に充てるということが問題というよりも、その充てるまでの状況になっているんやろうかというか、先ほど都市計画のある都市を形成していく上でとか、それで必要なものというのはあると思います。

ただ、いろいろと見ていますと、生活をしていく上で必要最低限というか、やむを得ないものというものは、都市計画区域の人間が余分に負担するというのでは、なかなか理解してもらえないんじゃないのかなという意味で言っております。

むしろ積極的に利用すべきものですね。駅前の商店街であるとか、駅であるとか、あと公園であるとか、積極的に利用度が上がれば喜ばしいもの、あと道であるとか、こういったものは都市計画税として、目的税としてこういうことをするというのでそぐうのかなというふうには思うんですけども、先ほどの斎場とかごみ処理施設であるとか病院とか、全市として必要やろうというものは、一部の市街化とか、さっき言いましたけれども、なかなかそこだけが余分に負担するというのはちょっと理解してもらいにくいのではないのかという点で指摘しております。

先ほどちょっと市街化区域と言いましたけれども、三重県内の他市の状況を見ますと、都市計画税自体を賦課しておるのが、亀山市以外では、津市、四日市、桑名、伊勢、松阪、尾鷲、鈴鹿、鳥羽、これだけです。この中で、市街化区域とか都市計画区域全部にかけておるというのは、はっきり言って尾鷲市だけなんですわ、亀山市と。伊勢市も市街化区域という区分けではないんですけど、ここは農用地みたいなのを外しておる。これを全体的に見ますと、やはり都市計画税というのはきちっと線引きをして、その市街化区域にかけるように他市もしておるわけです。

午前中の岡崎部長の坊野議員に対する答弁でもありましたけれども、見直しを行っていかねばならない。都市計画というのが存在して、それを今見直しに来ておる。今までの都市計画というのが、これは違うのではないかというふうに見直しにかかっておるわけです。今までの都市計画というのがもう確立されたものじゃないということは、その都市計画という目的がまだ定まっていないということです。その定まっていないものを実現するために、目的がないのに目的税を使うというのは、おかしいんじゃないでしょうか、そもそも。

だから逆に、先ほど言われました都市計画道、坊野議員がよく言っておりますけれども、野村布気線とかあの辺のあたり、これは確かに私らも本当に必要やなど。都市計画上も必要やと。例えば、ああいうふうな道路をつくるということが都市計画上でも決まった。これはもうだれも疑

いない。そしてきちっと用地買収もできる見通しがついた。あと何が足らんのかなとなったときに、もうお金がどうしても足りませんのやとなったときに、じゃあそのために徴収しようかというのが目的税やと思うんですよ。

今の亀山市の状況を見ておると、取れるところから取っておこう、今徴収しているから、都市計画税を。その都市計画税の徴収したものをじゃあどこに充てようかというので、こことここと、これがふさわしいかなというので充てておるようにしか見えない。そういうふうな状況を改善していかなければならないのではないのかなという思いで言わせていただいておりますけれども、なくせとか、具体的にこうせよじゃなくて、やはり考え直していただけないでしょうかという質問なんですけれども、もう一度、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、前段で線引きについて少し触れられました。

そのまことに応じて、線引きをするのがいいのか悪いのか、多分用途区域の運用と線引きとまた違う話でございますが、そこについてはメリットもデメリットもある中で、亀山市としては従来からそういう考え方で運用してきたという経過はぜひご理解をいただきたいということと、今後についてはさまざまな議論があるかもわかりませんが、ただ基本的なことといたしまして、その税の徴収云々ということだけではなくて、都市計画全体の話でございますが、ある地点や範囲を単独でとらえて考えるものではない。都市計画区域全体で計画、整備をして総合的な都市づくりや地域づくりを行う考え方があると。

それから、過去から現在、未来、非常に長いスパンでございますけれども、将来的には都市計画事業による受益が及ぶ可能性が、今日の我々もそうありますが、未来の世代についても同じような可能性がありますので、都市計画区域全域を課税対象とさせていただきますという状況でございます。

いずれにいたしましても、先ほど答弁させていただいた亀山市として一番適切な都市計画制度の運用を考えていく必要があるという基本的な方針でございますが、しっかりとそれは徹底をして運用していくと。ただ、都市計画の見直し作業にいろいろ入っていくということは、午前中、坊野議員に答弁をさせていただいたとおりでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ちょっと平行線になりつつありますので、都市計画をどうやってもらうかというのは、それはいいんですよ。都市計画区域、それこそ外も含めて用途地域、非用途とかも含めて考えていってもらう、それはもういいんですけれども、それで都市計画区域全部に均一に同じように課税する、目的もなしに。それが目的税としての性質に合いますかということをお聞きしておるだけですので、これ以上言っておっても、次がありますので、次に移らせていただきます。

またちょっとその辺、予算決算委員会のほうでもそれに関連したことをちょっと聞かせていただこうと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の項目です。

続きまして、亀山市の今後の廃棄物行政についてということで通告させていただいております。

まず1番目としまして、今後のごみ発生量と処理の予測ということで通告をさせていただいております。

今回、後期基本計画の中にも、1人1日当たりのごみ発生量が緩やかに減少とあり、ごみのリサイクル率の全国平均を上回る水準で推移とあります。こういうふうなことを書かれていますけれども、今後、ごみの発生量や処理量はどのように推移していくとお考えでしょうか。その点の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

平成22年度の溶融処理でございますが、一般ごみ、掘り起こしごみ、し尿処理施設のし渣、脱水汚泥、また処理可能な産業廃棄物などを含めると、年間約2万2,000トン溶融処理してございます。

今後でございますが、あと数年で旧最終処分場の掘り起こしごみの処理が完了する予定であること、また亀山市一般廃棄物処理基本計画の減量などの目標年度であります平成32年度までにごみ減量化やリサイクル率の向上が図れ、目標どおり達成できたというふうに想定しますと、平成32年度の溶融処理量はおよそ1万8,000トン程度になると見込んでおります。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。

1万8,000トンという数字までわざわざ出していただきまして、いろいろお聞きしていますと、後期基本計画にあるようにごみ抑制という意味では、いいふうに推移しているのではないのかなと思われま。ちょっと話にもありましたけれども、掘り起こしごみとかの問題もあって、その辺も収束しつつあるとかというような話もあります。

次のごみ溶融施設の長寿命化計画というところでお聞きしたいんですけども、今、景気も悪化しているということで、どうしても消費低迷ということで当然消費も減少している。そうすると、消費ということは、製品ですから包装している資材もある。やはりそれがごみとして出てくるのも少ないということで、景気悪化というのはあんまりよくはないんですけども、私は同時にごみも減少傾向にあるのではないのかなというふうにも思います。

この減少傾向にある中で、以前より40トン掛ける2炉、80トンの炉でありました。今回も長寿命化の話が出ておりますけれども、今後、80トンの炉にこだわる必要性がどれぐらいあるのかと、計画で提示された委員会の中でも、やはりそういうふうなことを指摘される議員の方の声もありました。

この80トンの炉というのがまだまだ必要になってくるのか。たしか掘り起こしごみを処理するという話もありましたけれども、その辺どうなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在の溶融炉の稼働状況は、ピットの在庫量に応じましていろいろ計画的に運転をしておりますことから、1炉1日当たり稼働日で平均約38トンで、2炉稼働日には約76トンのごみ処理を行っているところでございます。1年を通して2炉運転を行いますと、緊急停止とか定期整備のこともありますが、年間で約2万4,000トンから2万5,000トン程度の溶融処理量は可能となりますことから、現時点におきまして約2,000トン程度の余裕はあるというところでございます。

また、今後この余裕分でございますが、今後も、先ほどもご答弁申し上げましたが、ごみは減少傾向にありますことから、2,000トン以上の余裕も出てくると。そのために、亀山市の溶融炉の特性を生かして、他市との処理補完による広域化とか、また市内事業所から発生する産業廃棄物、あわせ産廃等の受け入れの拡大というようなことに取り組んでいく必要はあるというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

ありがとうございます。質問を予定していた3番目の項目のことまで何か言っていただいたような感じではあるんですけども、ありがとうございます。

そういうふうな方向で、80トン余裕が出てくるかもしれませんけれども、やはり一番今回気になっておったポイントの1つ目は、この80トンというのがほんまに必要なんやろうかというのがありました。長寿命化をしたはいいいんだけれども、もうごみが減っていくのに、まだ80トンも長寿命化して、それで余ったやつどないするのやと。もちろんその分ごみをふやしてくれというわけにはいきませんもんで、そうすると先ほど言っていたような企業への協力であるとか、他市への協力であるとか、3番目の項目として上げていますけれども、広域化の問題とか、その辺になってくるんじゃないのかなと、私もそう思いますし、ほかからもそういう指摘がいろいろあったと思います。というので、聞かせていただいておったんですけども、それやったらぜひ進めていていただきたいなとは思っています。

そんな中で、今回、長寿命化の中でライフサイクルコストということで、何十年にもわたるトータルのコスト計算というのをさせていただきました。このコスト計算では、新設の場合70億という数字で計算してもらっておったと思います。先日の質疑でもちょっと指摘をさせていただいたんですけども、状況は違うにしても入札とか、30億ぐらいでやっている自治体も出てきた。多少前後するにしても、やはり導入から10年以上たつ中で、いろんなメーカーの参入もあって全体的に下がってきた部分もあるでしょうし、それを思うと、このライフサイクルコスト自体を再検査する必要があるんじゃないのかなと。長寿命化はあかんということじゃなくて、今後のことを考えた上で、ライフサイクルコストも再計算せなあかんのじゃないのかなと思いますけれども、その辺は一体どうなのかと。

どっちにしても、今後そういったことを考えていっていただく中で、今後の展開も考えていく。ただ、さらに今から20年後、どちらにしても施設を更新しなければならない。そうなってくると、78億ではないにしても、やはり巨額のお金ですね。さっき29億という話ですね。30億と言

ましたけど、30億だって、庁舎が45億とか言われていた話ですので、それに匹敵するぐらいの費用が出てくる。

そういう意味では、庁舎建設とかりニアとかと同様に、基金創設とかいうのも考えていかなあかんのかなというふうにも思うんですけども、そういうふうな基金を創設することで、市民の意識づけのようになっていくんじゃないのかとも思うんですけども、その辺の基金創設の考えはないのか。先ほどのライフサイクルコストの再計算の必要性ということもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず溶融炉の長寿命化計画の策定に当たりましては、延命化を行う場合と施設の更新をする場合というふうに分けてライフサイクルコストを計算しております。

その中で、検討対象期間を60年間といたしまして比較・分析を検討しました結果、延命化の効果といたしまして、総額で約50億円程度削減できるというふうに試算をいたしております。

この試算の方法でございますが、現有施設の建設価格であります約71億円を基準として算出しておりますけれども、議員ご指摘のように、近年、さまざまな廃棄物の処理メーカーからの技術提供もありますことから、より安価な建設価格での今度の建てかえも考えられるところでございます。

そんな中で、今回の長寿命化計画では、現有の施設と異なるメーカーの処理施設とは比較をしておりません。この理由といたしましては、最終処分場の必要がある設備、メーカーもあれば、あと処理可能な廃棄物、その辺のこともありますことから比較検討しておらず、現在の新日鉄の溶融炉の建てかえという形の中で試算はしておりますけれども、次回の更新のときには、近隣の自治体の広域化も踏まえた上で、処理方式なども十分検討をする必要があるというふうには考えてございます。

それともう1点、基金の関係でございますが、現時点では国の交付金や、また有利な起債もありますことから考えてございませぬが、今後研究は行っていくべきであろうというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

基金について考えていくべきというふうに、力強い部長のお言葉をいただきまして、ありがとうございます。ぜひそういったことに進んでいていただきたいなというふうに思います。

最後、ちょっと先ほども出ましたけれども、ごみ処理の広域化ということで上げさせていただいております。

溶融炉に関しましては、当初78億の随意契約とか言うてはおったんですけども、時代のこともあったとは思いますが、確かに78億といえば高いと言えば高いんですけども、一方で溶融処理を一番最初というわけではないにしても、導入する先駆者的な役割を県内でも果たせたんじゃないのかという評価もできると思います、ある意味。

その導入当初、いろいろと議論の議事録を見ていまして、議員のコメントにしても、市長のコ

メントにしても「広域化」というような言葉が出ておりました。導入当初も、各自治体だけで処理するにとどまらず、やはり広域化というのを考えていかなければならないという国の指針もありましたもので、これは広域化の構想というものがかなりあったのではないのかなというふうに思いました。

そんな中で、先ほど部長も、広域化も含めてのようなことを言われましたけれども、前回もごみ処理にとどまらない広域化のこともお聞きしましたけれども、その点、広域化に関しまして他市からの受け入れというだけじゃなくて、もうちょっと具体的な広域化というものも視野に入れたものも考えていかなければならないとは思うんですけれども、その点のお考えはどうでしょうか。少しぐらいのそういうふうなことを考えていく、進めていくという考え方があるのかどうか、この辺は市長のほうがいいんでしょうか。市長に、その辺あればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

少し長期的な話でございますが、今後、今の長寿命化をさせていただいて30年何とかもたせると。そうしますと、平成41年ごろが施設の更新時になるかというふうに思っております、近隣自治体との一元化による広域処理についても、本当に視野に入れたことも選択肢として当然あるかと思っておりますし、その時点で、三重県として広域処理のどういう方針、計画で動いておるかという要素もあろうかと思っております。

この広域処理を行うためには、私どもだけではなくて、相手方自治体のごみ処理の考え方とか、施設の建設場所や現在稼働しているごみ処理施設の更新時期との調整が図れると、これが大前提でございますので、早い段階から近隣市の動向把握にも努めて、相互に十分な協議調整を図るなどの準備期間というか、こういうプロセスが必要だと思っておりますので、少し長い先の話でございますけれども、そこへ至るプロセスをある程度考えながら検討していくということは大変重要だというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○11番（伊藤彦太郎君登壇）

どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時57分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず、オープンして3年もたたない斎場での雨漏りについてであります。

亀山市営斎場は、平成21年3月にオープンし、この3月で丸3年を迎えるという新しい建物であります。ところが、昨年の9月2日の台風12号で雨漏りを起こし、式場の天井部にしみができてしまいました。古くなった建物でこうした雨漏りがすることはありますが、3年もたたない建物で雨漏りを起こしたというのは、何らかの欠陥があったとしか考えようがありません。

そこで、まずなぜ3年もたたない斎場で雨漏りが起こったのか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

国分部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

雨漏りの原因でございますが、9月2日から4日までの台風12号によるものでありまして、この台風は最高時間雨量37.5ミリ、日雨量243ミリ、また風速20メートルを超える強風が3日間吹き続き、この台風による災害は激震災害に指定されるほどのものでありました。このときに式場のといに落ち葉がたまったことが原因でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

いろいろ台風のことを言われましたけれども、結局は落ち葉が詰まったんですよ。それだけのことなんです。何も壊れてもないし、原因は落ち葉が詰まったと、こういうことですね。

斎場のといはちょっと変わってしまっていて、普通は軒先にといはつけるんですけども、斎場の雨どいというのは、軒先から少し上がった屋根のところに溝を掘ったような形でつくられています。

先日、私、この設計をされた名古屋の会社の担当者にちょっと聞いてみました。そうしたら、デザインとして屋根先をシャープにする、とがった形にしたい。だから、屋根先にといをつけるとどうもデザイン的によくない、こういう判断で屋根にといをつけたと、こういうことですね。

じゃあ屋根とといをすき間ができないように一体化でつくれなかったのかと、こういうことも聞いたんですけども、それは技術的には可能やと。しかし、それをやると費用が随分かかるということで、結果的には屋根の金属部分とといの間が少しあいてしまうような形でつくられてしまった、そういう構造になっているということですね。

もう1つの要因ですね。行っていただいた方はよくわかりますけど、あの周辺は山なんですね。木がいっぱい生えているんですよ。だから、当然のこととして風が吹けば葉っぱも飛んできますし、そういう条件にあったということですね。

そこでお聞きしたいのは、あのような山を切り開いたような場所に建てたわけですから、当然、落ち葉が排水溝をふさぐということは、あらかじめ予測できたんじゃないか。しかもその屋根と、さっき言いましたように、といは一体化していないのであれば、そこから雨漏りを起こすということも考えられたんじゃないか。こういう危険は考えられなかったのか、どうですか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

森に囲まれた斎場という形で市としても建設をいたしましたので、当然、今言われるような葉っぱのことも想定はしておりました。

そんな中で、設計業者におきましては、といの幅の拡張、当初230ミリであったものを、今言うたような条件でありますことから、450ミリに拡張をいたしました。また、といの本数、当初2本縦どいを設置予定しておりましたが、これも1本ふやして3本に、また縦どいの口径の拡張ということで、当初の100ミリから125ミリまで拡張いたしまして、処理能力を154ミリの雨量にも対応できるようといに施工をいたしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

要するに、予測をしておったわけですね、これ。こういう事態が起こるかもわからない、だから当初の設計よりも変えたわけですよ。そういうことをやって、なおかつやっぱり起こっているわけですよ。

そこで考えられるのは、まず設計をした業者というのがありますよね。それから、それとは別に施工した業者があります。それから、完成後、管理運営を委託した業者というのがあります。もう1つは発注をした亀山市という4者がこの斎場の建設、管理にかかわっているわけですけども、じゃあこの雨漏りを起こしたことに対する責任は一体どこにあるのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1つは、一定期間、斎場の使用をとめて、市民の方に不便をかけたわけですけども、修繕をされました。その費用をだれが負担したのか、額が幾らだったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず責任の問題でございますが、設計業者におきましては、先ほどご答弁させていただきましたようにさまざまな対策を施したと。また、施工につきましては、設計どおりに施工をされておったと。また、斎場管理につきましても、台風の前日には屋根に上ってといの清掃も行って、落ち葉も取り除いていたということも確認をいたしております。

以上のことから、設計、施工、管理業者については、いずれも過失はないというふうに市は判断をいたしまして、市が修繕を行ったところでございます。

なお、修繕費用につきましては、今手元に資料がございませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これは全く納得できません。おかしい話ですよ。だれにも責任がないということですね、これ。

市民が税金という形で負担をするということですからね。3年もたっていない建物で雨漏りが起きているのに、だれにも責任がない、こんなことはあり得ないですよ、これ。

私は今までの答弁を聞いておって、幾つか問題点が出てきたように思います。

1つは、一般の住宅の場合はどういうふうになっているかということ、住宅の品質確保の促進に関する法律というのがありますね。これで新築住宅に係る瑕疵担保責任、つまり欠陥があったらそれは無条件で直さなきゃなりませんよと、費用も業者が負担しなければなりませんよというやつですね。これは雨水の浸入を防止する部分については、10年間瑕疵担保責任というのが問われるんですよ。

そういう意味でいくと、たった3年で雨漏りを起こしたと。これをだれの責任でもないというのは、やっぱりどう考えてもおかしい。これは市民の方も言ってみえますわ。当然のことですよ。

なぜそういうことになるかということ、亀山市が業者との間で結んだ工事請負契約の内容を見ますと、コンクリートづくりの建物については、引き渡しから2年以内というふうになっているんですね、瑕疵担保責任を請求できるのが。ただし、その瑕疵が請求者の故意または重大な過失により生じた場合には、請求できる期間は10年となっています。当然のことですわね。

私は、今回のケースというのはこの10年、重大な過失、これに当たるのではないかと。当然ですよ。雨漏りがするということは重大な過失ですよ。だから、この10年瑕疵担保責任がある。だから、当然これは請求できるというふうに私は思います。

特に、今回のケースは、たくさん木が生えているあの場所で雨漏りの危険が大きい、そういうデザイン、屋根に雨どいをつくったということですね。そこが雨漏りを起こすかもわからんということで、工事中にといを広げたり、いろんなことをしているわけですよ。危険性もわかっていた。だから、そういう意味で設計そのものがあの場所で使う設計ではなかったんじゃないか、こういうふうに思うわけです。

だから、請負者の重大な過失、つまり設計のほうですね。あのところでそういうといを使うということの設計の問題があるんじゃないか。もし、あれをよしと亀山市がしたとすれば、当然、私は今度は管理の面できちっと業者に、台風のときであっても屋根へ上がって葉っぱをとりなさいよということを言わなきゃならん。しかし、そんなことできませんよね。台風で、さっき言われた24メートルも風が吹いておるのに、業者に1時間に1回屋根へ上がって葉っぱが入っておるかどうかわ見なさいなんてできませんよ。

だから、どう考えてもあの場所にああいう形のといをつけるということ自体が、私はやっぱりこれ瑕疵だろうと思うんですよ。そういうふうに考えませんか。だから、今回そういう重大な過失というふうにとるべきだと思うんですけども、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、設計におきましても、さまざまな事前に対応をしていたと。それから、施工上も全然問題がないという形の中で、台風による猛烈な雨、いわゆる特異な状況の中で発生した事態であるというふうに考えておりますことから、設計、施工にも問題がない。したがって、重大な過失には当たらないというふうに市は判断をいたしたところでございます。

なお、といをあそこにつけることに対して、また軒先につけることに対して、デザイン以外にもさまざまな検討も行ってございます。といいますのは、といを軒先につけるとなると、やはりといに物が詰まったり、強風により物が飛んできて壊れるとか、積雪により壊れる確率も高いというようなことから、デザインだけではなくそういった点も踏まえて、屋根の上のところにつけたというところでございます。

それから、先ほどご答弁が漏れておりました契約金額でございますが、255万1,500円でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

認識が随分甘いです、これ。

もう1つ指摘しますけど、民法の638条、一遍調べてください。こう書いています。建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物または地盤の瑕疵について、引き渡しの後、5年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、これちょっと略しますけれども、コンクリートづくり、その他これらに類する構造の工作物については10年とすると。民法上は10年なんですよ、瑕疵担保は。こういうこともあるんですね。だから、2年で瑕疵担保が問えないという話には、私はならないと思うんですね。

もう1つ言いますと、国土交通省がこの瑕疵保証のあり方の研究会というのをつくって、報告書を出しています。そんな中で、こんなふうに指摘をしています。

現在の公共工事、いわゆる市がやるようなものですね。公共工事における瑕疵担保期間は、請負者の故意、重過失による瑕疵については10年、今私が言うた重過失ですわね、10年。それ以外は2年となっているが、発注者を保護する上で必ずしも十分な期間ではないとの指摘もあり、瑕疵担保期間の延長について検討を行う必要がある、こういう指摘をしています。

そうですわね。今回の場合も2年過ぎて問えないから、市が全部255万ですか、負担をして直すというような、こんなことが起こるわけですよ。だからこういう問題をやっぱり考える必要があるんじゃないかと。少なくとも、今の工事請負契約書の瑕疵担保に関する条項というのは改めるべきではないかと思うんですけれども、その点についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

笠井総務部参事。

○総務部参事（兼）契約監理室長（笠井泰宏君登壇）

亀山市における瑕疵担保の設定でございますけれども、現在のところは工事請負契約書の44条に定めておるところでございます。

議員がご説明をいただいたように、瑕疵担保の期間につきましては、基本的には2年というような形になっています。そして、重要な部分につきましては、故意によるところの重大な損失が生じた場合におきましては10年となっています。

そして、設計におけるところの瑕疵担保でございますが、これは設計業務委託契約書第40条に瑕疵担保の条項がございまして、成果物に瑕疵があるときにおいては、乙に対して、すなわちその期間が定められて、その瑕疵の修補を請求し、または修補にかえて、もしくは修補とともに損害の

賠償を請求することができるということになってはいますが、その規定につきましては基本的には3年という形の指定をさせていただいています。そして、故意または重大な過失によるところで生じた場合においては、当該請求を行うことができる期間は、同じように10年とうたわれています。

今回の案件につきましては、事象は環境・産業部長が申しておりますように想定外のものであって、瑕疵には当たらない。要するに、期間の当てはめの議論は不適切だと考えておるところでございます。

もちろん契約の条項につきましてはの見直し等のご提案はございますけれども、現在は全国の状況をかんがみて、この状況で進めていきたいと、このように思っています。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

これもおかしな話ですよ。想定外であって瑕疵には当たらない、こう言うんですよ。

ところが、どういうふうに修繕をしたかと見てみると、あの木の多い場所で屋根に雨どいをつける、こういう設計に問題があったから直したというような直し方をしているわけですよ。というのは、どうしたかという、鋼板を張ってといをふさいでしまったんですよ、屋根を。明らかに当初の設計を否定した形の直し方をしています。

あなたが言ったように、不適當だという軒先にといをつけ直しているんですよ、これ。こういう修繕をしたんですよ。瑕疵だからそうしたんである。考えてみてください。落ち葉を取り除いたら使えるんですよ、何も壊れていませんよ。天井のしみは直さんならんですけど、といそのものは落ち葉をとってしまえば今までどおり使えるものですよ。何にも修繕する必要がない。それをわざわざあなた方はふたをしたんですよ。

そして、さっきの説明でいうと、つけたくない軒先にといをつけたんですよ。明らかにこんなものは瑕疵じゃないですか。もう一遍答弁してください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

今回、といの位置を軒先に変更いたしましたことは、このような事態がまた起こったとしたときに、再び式場が使えなくなったり、市民にご迷惑をおかけしてはならないということから、一層安全に、また特異な事態にも対応ができ、再発を防止するということで変更をいたしましたものでありまして、設計または施工に瑕疵があったから移動をするというものではございません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

葉っぱさえ取り除けば、どうということないんですよ。といそのものは何ともないんですから、できるじゃないですか、それは。それをわざわざあなた方はふたしたんですよ。明らかにあの設計をもう否定したんですよ、あれではだめだと。それがなぜ瑕疵でないんですか。

これも市長に聞きますけど、やっぱりこの問題はほうっておけませんわ。場合によっては監査請

求ですよ、255万。再度調査をやって、瑕疵の責任がどうなのか、市としての対応はどうやったんか、こういうことをきちっとやるべきやと思うんですけども、市長、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の事例につきましては、先ほどのように、台風12号による特異な想定外の事例によって、請負者の故意または重大な過失があるというふうには考えておりません。

しかし、工事完成検査後、例えば修理とか補修が必要となった場合、今回のようなケースでございしますが、設計及び施工または維持管理の何に原因があるのか、確認する必要があるかというふうに思っております。今後の例えば品質管理のためにも、市としての原因究明というのは大切だというふうに考えております。

今、調査委員会等々のご提案であろうというふうに思っておりますが、県におきましてもその事象の発生ごとに調査委員会を設置するという対応はしておらんというふうに伺っておりますが、担当室発議による案件処理を行っているような、こういう対応でございますし、ちょっとその周辺各市自治体の対応というのは、今詳細を把握いたしておりませんので、どのような対応をするのが必要なのか、どういう仕組みが入るべきなのかということについては、今後、調査検討をさせていただくと、こういう考え方でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

多分これ見てみえる方、聞いてみえる方、納得してないと思いますよ。3年で雨漏りを起こして、それも葉っぱが詰まった、それだけのことで起こっているわけですよ。葉っぱを取り除けば正常に使えるといなんですよ。それを修繕の仕方として、もうふさいでしまっ、軒先に新たにといをつける、設計を否定する、こういう修繕をやりながら瑕疵はない、こういう言い方は通りませんよ。

もう時間的に、私も次の問題があるんで最後にしますけど、この原因究明、それから責任の所在、それから修繕の方法、こういうことについても、やっぱり担当部やとか室だけでやったのではないかなというふうに思っています。特にこういう問題が起こったときに対応する組織というのはありませんからね。だから、そういうのは本当にいいのかどうか。

例えば、今回の問題は建築の専門家っておりませんよね、担当部・室には。そんなところで、この建築物を果たしてどう修繕したらいいのかというようなこととか、それから法的な問題、これ瑕疵担保責任が問えるのかどうか、こういうことが果たして部・室だけで修繕を任せるという体制でいいのかどうかという問題があると思うんです。この辺は対応の仕方、すべて修繕はそういうことをしなきゃならんということないですよ。特に重大な修繕については、そういう体制をつくるべきではないかというふうに思います。

だからそういうことも、今後起こったときに担当部・室だけで判断するのではなくして、何らかの形でそういう組織をつくり上げていく、そういう検討の場をつくる、こういうことが必要やと思うんですけども、そういう考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど答弁をさせていただきましたように、重大な案件等々、こういう案件、いろんなレベルやいろんなケースがあろうかと思っておりますので、個別対応はいかがかなというふうに思っておりますが、今後、各自治体どういう対応をされておられるのか、こういうことも踏まえて対応していきたいというふうに考えておるところであります。

担当室だけではなくて、全市的にということのご指摘だろうと思っておりますので、そういう調査をさせていただいて考えていくと、検討させていただくという意味で先ほどご答弁をさせていただいたところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

ぜひ、これで終わりではなくして、もう一遍やってくださいよ、本当に。どういうふうにしたらいいのか、今後の体制も含めて、それから瑕疵担保責任、これも今のままでいいのかどうか、この辺の問題。これは発注者の保護だけじゃなくして、長くとったらとったで、今度は請負人の業者のほうの問題も出てきますんで、この辺の年数のとり方というのは難しいとは思うんですけども、やっぱりその辺も含めて今のままでいいのかどうか、こういう検討はやるべきだと思います。

今回の、少なくとも市がいうだれにも責任がない、だから市が255万を負担して直したと、こういう件については私は納得をいたしません。

次に移ります。

政府が今国会に法案の提出を予定している、子ども・子育て新システムについてお伺いをしたいと思います。

この子ども・子育て新システムは、内容が明らかになるにつれ反対の声が強まっています。保育関係の方、幼稚園の方、いろんな方から出ています。

ある保育団体のまとめになりますけれども、この新システムに対して反対であるとか、懸念、慎重の意見書を上げた自治体は33道府県議会、8政令市、152市区町村に上っています。多くの自治体で反対、もしくは懸念、こういう声が上がっています。きょうも岡本議員が幾つか質問をされました。

私なりに幾つか問題点を指摘しながら、確かに法案が出ていない段階で答えるのは難しいかもわかりませんが、わかる範囲での答弁を求めたいと思います。

まず第1に、この新システムというのは、幼保一体化をするんだということを掲げてやりましたね。それでもって待機児童も解消できるんだ、こういうことだったわけです。これが本当にこの新システムでできるのかどうか、このことについてはどのようにお考えなのか。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず岡本議員のご答弁でも申し上げましたが、この件に関しましては法案も未提出でございます

ので、提供されている情報の範囲内ということでご了承をお願いしたいと思います。

ご質問では、この新システムで待機児童の解消ができるのかというお話でございます。この一体化の中で、保育の量的拡大という大きな目的を掲げております。待機児童の解消のためには、ゼロ歳から2歳の受け入れ施設をふやす必要があるというふうに思っております。この新システム案では、一体的に提供します総合こども園ということですが、その中でも、ゼロ歳から2歳の受け入れをふやすためには、まずは幼稚園のほうでゼロ歳から2歳を受け入れる、そういう体制づくりが必要であるというふうに考えております。

しかしながら、幼稚園で受け入れるとなりますと、3歳未満児には調理室が必要になるだとか、それから施設側の不安に配慮して3歳未満児の預け入れを義務づけない、そういったことも言われておまして、新制度に移行しても、直ちに効果があらわれるか、少々疑問に感じる部分もございます。

しかし、これにつきましては国のインセンティブということで促進されると、こういった方向で考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

幼保一体化で待機児童が解消されるということは、まず無理なようです。というのは、これをまず見ていただきたいと思っております。

このパネルで、現在の幼稚園、保育園、それから認可外の施設という3つが、現行制度ではあります。それが新システムになるとどうなるかということを書いたわけですが、新システムに移行すると、先ほど教育次長の答弁にもありましたように、幼稚園のまま存続するものも構わないということで、システム外に幼稚園というのが1つできるわけですね。

それから、総合こども園に移行するといいますけれども、総合こども園というのは幼稚園と保育園から両方来るんですけれども、必ずしも0歳から2歳、これは待機児童の8割を占めているのが0歳から2歳で、この部分が義務づけないというんです。この総合こども園には、だから、0歳から2歳を受け入れなくてもいいんですね。だから、そのために今度は0歳から2歳の幼児保育所というのを別個につくっているわけなんです。

それからもう1つは、認可外ですね、待機児童館のような認可外のもので、それともう1つは、ここにありますけれども、企業が参入することによってアパートの1室を使って保育してもよろしいというような形の保育ができる。つまり、現在3つに分かれているものが、6つに大まかにいうと分類される。だから、幼保一体化でこれを簡素化するといった。

ところが逆に、これをやるということになったらいろんな反対意見が出てきて、幼稚園はもうそのままでもよろしいわというような妥協を試みたり、いろんなことをしてきたために、かえって複雑になる。3つから6つになった、こういう制度になった。とてもじゃないけれども、幼保一体化にはなっていないんですね。この問題がまず一番大きな問題としてあります。

それからもう1つは、これも岡本議員が言いましたけれども、現在の制度と新システムの違いで、今は市に申し込みをして、市のほうでどこの保育所へというようなことをやるわけですね。保育料も市に払う、そういうシステムになっています。それから、国からも運営費の補助金が市において

くると、こういうシステムですよ。

それを今度は、市の保育を実施する義務の規定がなくなります。児童福祉法の24条、これを改正すると言っていますので。そうすると、もう市は保育の必要があるかどうか認定をするという仕事になるわけですね。必要量に応じて認定だけ出しますよと。そうしたら、今度は認定をもらった親が、どこの保育園にしようか、幼稚園にしようかといって探し歩くわけですね。うまく合えばいいですけども、見つからなければ自分で探し歩かなきゃならん。直接契約というんですね、これは介護保険と同じやり方ですけども、こういうふうな制度にする。

ここで問題が出てくるんですけども、親が保育園などの施設を自分で探し直接契約をするということは、国や自治体の公的責任が後退するのではないかと私は思うんですがいかがですか、この点は。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

新しい制度案では、保護者がみずから施設を選択し契約するものですが、その場合、施設は正当な理由がある場合を除いて応諾の義務が課される予定です。また、特別な支援が必要なお子様等につきましても、利用調整、あっせん等を行うこととされております。

それで、このようなことから保護者と施設との契約につきましても、市町村の関与のもとに行われるものであり、これがシステムに組み込まれているというふうな認識をしております。

また、当面の間の対応としましては、その辺の懸念にこたえるためにも、市の利用調整やあっせんを強く掲げておまして、特別な支援が必要な子供以外の子供についても、まずは保護者が市に利用希望を出し、市はそれに基づいて利用調整を行う、そういった当面の暫定的な取り扱いも記載されているというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

一番困るのは、いろんなところを探してもなかなか入れなかったということで、市に相談をする。あっせんということを言われましたけど、これも努力義務でしかないんですよ。だから、こう言うたけどあきませんでしたということも言えるわけですよ。結局、保護者が施設を探すしかなくなるわけですよ。だから、そういう意味でいくと、今までやったら市が責任を持っていた部分が、もうあなた方、自己責任ですよという形にならざるを得ないというのが今度の制度なんですよ。

今の法律でいきますと、24条には、保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない、こういうことで、直接的な責任を市町村に持たせているわけです。これを改めるといいますよね、法律を。そうなってくると、公的責任がどうしたって後退するわけですよ。こういう問題になってくる。だから、こういうことはやっぱりどう考えても公的な責任が後退してしまうのではないかと。親が自己責任でやらなきゃならない、こういう方向に行ってしまうのではないかとこのように思います。

それからもう1つは、じゃあその受け皿をふやすためにどうするかということで考え出されたのが、今までやったらだめだった企業の参入を認めようと、こういうことなんですよ。例えば、そう

いう企業に対して、保育のために支出される公費の使い道の制限を撤廃するというんですよ。そうするとどうなるかという、その企業がやっているほかの事業へ繰り入れもできますよと、株主に配当もできますよと、こういうことが書かれているわけです。

そうすると、やっぱり企業である以上、もうけとかいろんなこと、企業が成り立っていかなきゃならん。そういうために、保育することよりも企業を成り立たせることのほうにもし走ってしまうと、保育の質が下がる、こういう問題は出てこざるを得ないんじゃないかというふうに思います。だから、結局のところ、参入しやすくするためにこういう企業に窓口を開いたけれども、参入してもらうには規制を思い切って緩和しないことには参入してもらえない。そうしたら今度はそういう問題が出てくる。保育の質が下がるんじゃないかという問題が出てくる、こういうことなんです。

だから結局のところ、保育園については公的な責任は後退をさせて、企業のほうにどんどん任せていこう、市場に任せていこう。そのために、できるだけ企業が入りやすいように、市場でできやすいようにいろんな制限は撤廃しよう、こういうことなんです。そのことによって、保育の質が保たれるんじゃないですよ。安かろう、悪かろうでは困るんですよ。数はようけできました、しかし保育の質は悪くなりました、これでは困るんですよ。だから、そういう意味で保育の質が低下することがないのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず株式会社等のことだと思いますが、その参入がふえるとそのような懸念はないのかということですが、総合こども園の設置主体は、永続性、確実性等を担保するため、一定の要件を課すと伺っております。

先ほど、運営段階の面でのお話でしたが、運営段階では、まず1点として、総合こども園の経理を他の経理と分離する。それから2点目として、総合こども園会計からの資金流出を制限する。また、3点目として、業務状況書類等を作成し、関係者からの求めに応じて閲覧させるとされております。これらの要件を満たすことにより、一定の水準が確保されるものと考えております。

また、参入段階の指定要件につきましては、現行の基準を基礎としまして人員配置基準、面積基準等の客観的な基準を定め、適合したもののみ指定を行うこととしておりますことから、質の面では担保できる、そのような考えでおります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

山崎部長が、厚生労働省の役人ではないし、政府のメンバーでもないんで、なかなか難しいと思います、私は。

ただ、今答弁されている中身というのは、政府が法案を通すためにいろんなことを言っている中のもので、だから、私が言うのは本当にそうなのかというところをしっかりと見きわめる必要があるんじゃないかということですよ。本当に政府が言っているようなとおりになるのかどうか、懸念はないのかどうかということですね。

幾つか、私はあえて懸念の問題ばかりを出していますけれども、そこを見きわめた上で、本当にこのシステムになってよくなるということならいいですよ。しかし、これはかえって悪くなるんじゃないかということなら、やっぱりこれはきっちり物を言うていかんならんんじゃないかなというふうに思います。

これは岡本議員もさっき言いましたけど、しわ寄せがどういうところへ行くかということ、保育所として余り預かりたくないお子さんのところでどうしても拒否をするような傾向で、先ほど応諾の義務というふうに言いましたけれども、これもそれなりの理由が立てばこれはオーケーなんですよ。だから、一切拒否できません。例えば医者が医療行為を拒否できないのと同じような、そんな高いレベルの話じゃないですわ。だから、理由をつければ拒否もできると、こういうことなんですね。だから、そういうことも含めて考えていくと、この新システムというのは随分問題があるなというふうに思います。

もう1つ、保育料にかかわる問題です。

保育料自体は現在と同じような、いわゆる所得に応じた額でということになっています。ところが、それ以外の負担が新たに出てくるという問題がありますね。どういうことかということ、新システムでは、認定された時間分の利用に対して市から補助金が出る、こういう形になるんですね。それを保護者は、その補助金と保育料を合わせて事業者に払う形になるんですね。ちょっとそれで支払い方が変わってきますよね。保育料は直接市に払っておったのが、そうではなくして、国から保護者に来た補助金と、それから自分が払う保育料を合わせてその施設に払うんですよ。こういうシステムに変わるというんですね。

そういうこともあって、今保育料以外に実費徴収できるようなものを規定しているわけですね。どういうものかということ、給食費も取ってもよろしいよ、教材費も取ってもよろしいよ、入学金もよろしいよ、体育・音楽教室代なども、これはオプションというふうに言われています。選択制とは言われていますけれども、こういうものも保育料以外に取ってもよろしいよ、上乘せしてよろしいよということが言われているわけでありまして。

こういうことになってくると、今よりも保育料、保育に係る費用がふえるということになります。こういうおそれはないのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

保育料のほかに、教材費等の実費徴収等ができるというふうなことになってまいります。国におきましては、その実費徴収の実態を勘案した上で、徴収の対象範囲やその上限額に関する基準を定めることとしております。また、さらに、先ほどご紹介ありましたように、所得の低い方に対しましては公費による補足給付が行われるものと伺っております。

それから、実費徴収以外の上乗せ徴収につきましては、各施設におきまして情報開示が義務づけられますので、入所申し込みの際の参考にしていただけると、保護者の方もこういった情報をもとにいろいろ判断をいただくことになると、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

情報があるかないかじゃなくして、それだけふえるんですね、これ。そこが問題だというふうに思うんです。

今度のシステム、ちょっと拙速に過ぎるのではないかと思います。というのは、これは言いましたように当初の案からいろんな声が出てきて、例外をどっとつくったんですね。幼稚園は当分今のままでも、新システムに入らなくてもよろしいよというような例外をつくってみたり、それから総合こども園というのはこれメインですわ、幼稚園と保育所を一体にして。ところが、待機児童の8割を占めるという0歳から2歳は必ずしも受け入れなくてもよろしいよと、そういうものになっている。だから、0歳から2歳の保育所を別にこども園という形で作っているわけ。

こういうふうな形にしなきゃ法案として出せないこと自体が、どれだけ十分な議論がされたかということになるわけですよ。本来は、幼保一体化ということを目指してやってきたんですよ。ところが、幼保一体化がばらばらの制度、複雑な制度にしてしまう。こういうことでは、本当に親も混乱しますし、行政も混乱するのではないかとということですね。だから、本当に大きく保育制度が変わってしまう。負担のあり方から何から皆変わってしまうんですね。これほど大きな改変をするにもかわらず、本当に情報も十分ではないし、議論する時間も十分ではない。だからこそ、初めに言いましたように、多くの自治体で反対の意見書、慎重、懸念、こういう意見書がたくさんあったんですね。

そういう意味で、最後にこれは市長にお伺いしますけれども、やっぱりこういうふうな問題点がある新システムに対して、今時点では法案も出ていませんけれども、これは慎重にやるべきだとか、反対すべきだというような意思表示はされるべきだと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中もご議論がございましたけれども、この子ども・子育て新システムは、先日、政府で法案の骨格が確認をされましたが、国会へは提出をされておられません。

今日の社会環境におきまして、すべての子供への良質な生育環境を保障して子供を大切にする社会の実現を目指そうとする方向性は一定の評価をしたいというふうには考えておりますが、現実問題として、ご指摘をいただきましたような課題、整理をすべき課題や懸念材料が私どももやっぱり存在をしておるといふふうに感じております。

幼保一体化、かつては幼保一元化と言われました。この問題につきましても、今ご指摘をいただいたような問題であろうかと思ひますし、保育料の問題で国と地方の負担割合、こういう影響につきましても定かではありません。さらに、新設をされようとしております、仮称であります但包括交付金、これで一括渡していくと。そこには先行した子ども手当も含んでいくというのはおかしいのではないかと、こういう意見を申し上げてきておるところでございます。

具体的には、制度設計にはそういう課題がございますので、市町村でありますとか関係者の意見を尊重いただくということが大変重要だといふふうに私自身も認識をいたしております。

現在まで、全国市長会の総意として本システムへの提言をいたしてまいりました。今も協議は国のほうと続けていただいておりますけれども、今後の国の動向をしっかり注視して

いくということと、引き続いて亀山市の実態と特性に応じた就学前の教育と保育のあり方については深く見詰めて、最適な判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○18番（服部孝規君登壇）

市長のほうも、さまざまな課題があって懸念があるということは表明をされました。

私は、この根本が国がお金をかけないような方向でやろうとしているということが大きな問題だと思うんですね。そのことによって、本当に変わらない保育ならいいんですけども、保育の質が下がってもいいから、とにかく国が出すお金を減らそうという方向に私は見えます。こういう方向に行くことは間違いであろうと思いますので、ぜひこういうことについてはしっかりと物を言っていただきたいし、我々もしっかり物を言っていきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時47分 休憩）

（午後 2時56分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

緑風会の前田 稔でございます。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、いつも亀山のまちづくりとか財政とか、いろいろそういう形の中で質問をさせていただきましたが、今回はちょっと趣向を変えて質問をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

まず非常に大きな課題でもありますけれども、国民健康保険の医療費の適正化についてということで質問をさせていただきます。

これは、全国の自治体でも、この国保事業というのは非常に頭を痛めておる自治体が多くあると思います。この運営状況ですけれども、亀山市においても23年度は1億3,400万、一般会計から基準外の繰り入れをすると。また24年度も5,000万からの一般会計の繰り入れを行うというような予定になっておるわけです。

その中で亀山市の医療費の現状について詳しくお伺いしたいと思いますので、答弁をよろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

医療費の状況につきましては、1人当たりの医療費で見ますと、平成20年度が27万2,998円、平成21年度は28万9,259円で、対前年度比で申しますと6%の伸びでございます。平成22年度は30万7,631円で、対前年度比で見ますと6.4%の伸びでございます。平成23年度につきましては、決算見込みではございますが、年末からのインフルエンザが大流行したこともあり33万2,856円で、対前年度比約8.2%の伸びとなる見込みでございます。

また、レセプトデータからの分析では、60歳以上の被保険者の医療費が全体の約73%を占めており、分析内容では、外来治療を余り受けず、65歳以降で重症化して入院に至る傾向がございます。

したがって、お一人お一人が健康に関心を持っていただき、特定健康診査等を受診し、早期発見・早期治療をしていただくことが大切であることから、引き続き被保険者の方々にPRをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

先ほど答弁いただきまして、1人当たりの医療費が、20年度が27万、21年度が28万、22年度は30万、23年度は33万と、6%以上のずうっと伸び率で来ているということで、大変厳しい状況にあるのだなあということがわかりました。

それで、亀山市の国保事業の歳入歳出額と、それから被保険者数を教えてください。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

まず24年度に提出をさせていただいておる予算につきましては、歳入歳出とも44億250万円といたしておるところでございます。

それと、被保険者数でございますけれども、近々の24年1月末時点における一般と、それから退職者の被保険者合わせまして1万833人でございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。24年度が44億250万円と、歳入歳出。それから被保険者数が1万833人ということですね。

それで、総合計画の後期基本計画の中でも、この医療費の抑制に向けて取り組むというふうに書かれてございました。今までもさまざまな取り組みをされておると思います。しかしながら、こういった1人の医療費がすごく膨れてきておるという中で、取り組みもしておりますけれども、その効果以上に医療費がふえてきておることによって赤字状態になっておるということなんですけれども、その取り組みなんですけれども、具体的に今までの取り組み、それからまた今後どのような取り組みを考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

抑制に向けての取り組みでございますけれども、議案質疑でも私どももご答弁をいたしましたし、健康福祉部のほうからの取り組みもご答弁をさせていただいたところでございます。

それで、市民部といたしましての取り組みとしまして、目標を定めた中で取り組みを行おうと考えているところでございます。

それにつきましては、一番大きい医療費の伸びでございますけれども、これは平成28年度を目標に、6%以下にしていこうというような目標を立てております。

それと、特定健康診査の受診率でございますけれども、これも年次的、段階的に取り組みの数値を定めております。平成24年度では37%、平成25年度では44%、それから平成28年、これは最終目標でございますけれども、65%に到達を目標といたしておるところでございます。

その特定健康診査、先ほどもご答弁させていただいたんですけれども、実績といたしましては、20年度が27.9%、それから21年度が27.8%、22年度でございますけれども29%、それから23年度、これまだ今集計中ではございますけれども、おおよそ34.5%程度に行くのかなというような見込みでございます。

それと人間ドック、それから脳ドックでございますけれども、人間ドックにつきましては定員を100人と設定しておるわけですが、毎年受ける受診者が少のうございますので、まずこれを100人すべて受けていただく、定員いっぱいを受けていただくというのが目標といたしております。脳ドックにつきましては、250人を定員にしておりますけれども、こちらについては満杯の定員数ということでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

医療費の伸びを抑えていくと、平成28年度6%以下に持っていきたいと。それから特定健診を28年度は65%にしていくということですね。あるいは人間ドック、脳ドックということで、さまざまやっておられるんですが、今までのやってきた取り組みで、取り組みはやってきたけれども、何かこれぐらい医療費が減ったよというような効果というのは、何かそういう検証をされたことはあるのかな。

いっぱい健診を受けていけば医療費が少なくなっていくということは想定できますけれども、それによってどれぐらい医療費が減少してきたのか、そういった効果とか、あるいは数値的な目標値というのがわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

そういった効果という視点でとらえますと、亀山市の被保険者の状況といたしましては、60歳以上の占める割合というのは50%をもう超えておるという状況の中で、さまざまな私どもも目標も設けて取り組んでおることなんですけれども、ことしなんかでもインフルエンザがああやって流行するとか、そういった影響とか、ことしも実施をいたしましたレセプトの分析によって、初期の

段階で受けていただけない、治療を受けられない。それから、重篤化してから受けると、そういった状況の改善を十分これからPRとか、そういうようなものも含めて市民の方々に訴えていくということで、それをずうっと続けていくことによって、医療費の6%以下を目標にしておりますけれども、目標に達成できるのではないかというような形で考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

数字的には、これだけこれをやったからこれだけ医療費が少なくなったよという具体的な話はなかったかというふうに思います。

そこで、これは3番目のレセプトの電子データ化、今レセプトの話もちょっと出ましたけれども、これについて少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

一昨年なんですけれども、NHKの「クローズアップ現代」というのをたまたま見ていまして、そこで広島県の呉市が紹介されていました。そのときの冒頭に、1億円の医療費を抑制したということが紹介されました。果たしてどうやって1億円の医療費を1年間でできたのかということを紹介していました。

実は私、昨年監査をしていたときに、担当の草川室長さんが見えたときにちょっとこんな話をしました。そうしたら、室長さんもテレビ見ましたと。DVDに撮りましたということで話が早かったんですけれども、そのこともありまして非常に気になっておって、先月、会派で呉市のほうへ、その状況をもっと詳しく知りたいなということで視察に行ってきました。そのときに、お話を聞いた中身なんですけれども、それがレセプトの電子データ化に伴う医療費適正化についてということで話をお聞きしました。

この呉市なんですけれども、ちょっと人口規模が違います。24万4,714人ということで、25万とすれば亀山市の5倍というふうに考えていただければいいかと思います。それから被保険者数は5万6,000人ですので、大体5倍なのかな、同じような程度だというふうに思います。だから、呉市の5分の1が亀山というふうに考えていただければいいかと思います。

ここは65歳以上の人口が非常に高く、高齢化率が28.9%で、人口15万以上の都市で最も高いのが呉市だそうです。

ここでいろいろ話を聞いてきまして、まず健康管理増進システムというのを総合計画の中で設定されまして、そこには3つの柱がありまして、被保険者の健康保持増進と、被保険者、保険者の負担軽減、それから医療費の適正化。この医療費の適正化という中にいろいろ項目がありまして、後発医薬品の使用促進通知、レセプトの点検の効率化、充実、それから保険事業支援ということで重複・頻回受診者リスト、生活習慣病リスト、重複服薬、薬剤の併用禁忌、それから電子データの利用による医療費分析、調査研究と、こういう取り組みを行ってまいりました。

その中で最も速効のあった後発医薬品の使用促進通知というのがありました。

これがジェネリック医薬品の使用促進通知のお知らせということで、呉市が受診された方に通知をしておるその通知書の内容なんです。病院へ行かれて薬をもらうわけなんですけれども、この方、トータルで8,810円の薬を買ったと、3割負担で。ジェネリック薬品を使うとどれぐらい削減できるかという、100円未満を切り捨てまして、こういう形で3,600円以上安くなり

ますよと、こういう通知を出しています。これは明細なんですけれども、これがそれぞれの薬によって、1,230円以上、1,200円以上、850円以上と、順番にこれ以上削減することができますよという通知を年に2回出しています。

こういうことをやって、どれぐらい効果があったかということなんですけど、平成20年2月から平成21年の3月までの間で送付をしまして、平成20年度として4,452万の削減ができました。ここは大体5倍ぐらいの保険料がありますので、200億ぐらいと考えていただいたらいいと思います。それで21年度はこの効果が出てきまして、倍の8,871万3,000円、それから22年度は1億1,440万と、大体4,000万ずつぐらい削減できている格好になっています。もちろんレセプトを電子化するときにかかる費用もあります。これは3,500万ぐらいかかっています。しかし、トータルで23年度が1億2,000万ですので、8,000万以上の削減に、コストを引いてもできるという状況になります。

ですので、これはいろんな取り組みもありますけれども、ジェネリック医薬品を使うことによって非常に効果を上げておるということがわかりました。

私も病院へ行って薬をもらっているんですが、私が行っているところが、たまたまジェネリック薬品を促進しているところへ行っています。前に比べましたら半分ぐらいになりました。

こういうことをやっていけば、亀山市も、5分の1ですから2,000万弱ぐらいにしかありませんけれども、それでも大きな効果を上げられると思いますし、ほかの健康増進のシステムもレセプトを電子データ化することによってできると思いますので、ぜひともこの取り組みをしてはどうかというふうに思います。

問題点として紹介しておきますけれども、1つは医師会、それから薬剤師会、ここら辺と協議し、了解を得ておく必要があるかなというふうに思います。これを出すのに当たって、医師会や薬剤師会の許可が要るのかと聞きましたら、その必要はないと言われました。しかしながら、そういった業界団体とは密にしておく必要がありますので、そういうところとは一応連絡を密にしておく必要があるのかなというふうに思います。

私から紹介したいのはこのようなことですので、何かご所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

梅本市民部長。

○市民部長（梅本公宏君登壇）

ジェネリック医薬品のご紹介をいただきまして、本年度に、ジェネリック医薬品と先発医薬品との薬代の差額を、一般的なケースで全戸配布をさせていただきます。

新年度につきましては、さらにレセプトデータから高額となる薬を使用している方でジェネリック医薬品に切りかえることができる市民の方々を特定して、個別に差額通知を送付する予定といたしております。

この事業は、国におきましても平成24年度までに数量ベースでの市場シェアを30%にするという目標があり、差額通知に係る経費につきまして交付金対象にもなるようでございますので、十分情報収集も行いながら、医療費抑制のために取り組んでまいりたいと思っております。

それと、議員からの貴重なご提言をいただきまして、そういった部分、それから他市の取り組み

なども十分検討をさせていただいて、レセプトの電子データの利用、活用について十分していきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。

ぜひともやっていただきたいなというふうに思うんですが、1つだけ、医療センターがありますけれども、その医療センターの院長さんに前にちょっと伺ったところ、余り前向きではなかったように思うんですけれども、現在、ジェネリック医薬品というのは使われておるのか使われていないのか、また使われておるとすればどれぐらいの率で使われておるのか、わかればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

伊藤事務局長。

○医療センター事務局長（伊藤誠一君登壇）

当センターでは、品目ベースでございますが、8.8%前後だと思っております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。

前向きにというふうに考えたらいいというふうに、以前は否定的でしたので、大分使われるという事はやっぱり前向きになってきたのかなというふうに思いました。

それでは、次の項目に行きたいと思えます。

空き家対策についてということで、これも全国的に空き家というものが問題になってきて、これは過疎化、それから高齢化とか、他のところへ新しく家を建てて移住するとか、いろんな形の中で空き家がどんどんふえてきておると思えます。

亀山市でも何軒か空き家があつて、もうちょっと朽ち果てておるような空き家が、台風やそういうようなもので破損物が飛散して近隣に迷惑かけるという状況も出てきています。また、町並みの中にもそういうようなものもあるというふうに聞いています。

まず亀山市の空き家の状況についてお伺いをしたいと思えます。

現在の空き家の状況、どのぐらいあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

空き家の現状についてでございますが、市内に多くの空き家が存在していることは認識しておりますが、空き家の棟数につきましては、正式に把握したものはございません。

昨年6月、放火等による火災発生の防止を目的に、消防本部から市内自治会に対しまして空き家の調査を依頼し、回答をいただいた棟数でございますが、339棟でございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

その空き家なんですけれども、その中で危険な状態にある空き家がどれだけあったとか、あるいはそういう危険な状態であるような空き家とか、そういう区別のわかるようなデータというのは持っていますか。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

339棟の空き家があるということで調査の結果が出ておりますが、このうち24軒につきましては改善が必要かということで、ただこの空き家の中には壊れそうな、倒壊のおそれのある家屋ということではなしに、その敷地内の草木が茂ったりとか、そういうような形での改善が必要な空き家も含めて24軒ということですので、個々に倒壊が懸念されるような家屋としてどれだけかというのは、ちょっとつかんでいないところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

危険な状態が24軒程度あるということなんですけれども、こういった危険な状態が近隣に存在して、それを何とかしたいけれどもということで市役所のほうへ相談に、どこへ行ったらいいのかというのがわからないケースが多いんですね。

私の知っているところでは、今回、関の方だったもので何でも相談かな、それで関支所のほうへ相談に行かれたという方も見えますし、危機管理のほうへも相談に行かれている方も見えると思うんですけれども、これに関しては、窓口というのははっきりしておるんですかね。

それで、またそういう危険な空き家に対してのどのような対応をしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

この空き家対策に対します窓口でございますけれども、議案質疑のときにもお答えさせていただきましたが、市としての空き家対策に対する権限がございませんので、現在のところは危機管理局にご相談いただいたりとか、建築住宅室ですね。また、関支所にも相談をいただいております。

相談いただいた件数ですけれども、危機管理局、私どものほうで把握しておりますところの各部の対応した相談、問い合わせの本年度の件数でございますけれども、6件でございます。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

6件ということなんですけれども、この空き家に関してなかなかどこへ相談に行ってもいいかわからへんしと、非常に困るということで、これも、前も言いましたけど、建築基準法により、自治体は著しく危険な建物の撤去を所有者に命令できるということがあるんですけれども、その具体的な

手続というのがありません。

それで、今この空き家の適正化に関する条例というのがつくられている自治体が何件かあります。検討中の自治体もあるんですけども、その空き家条例というのを今後考えていってはどうかということで、所沢市の空き家等の適正管理に関する条例というのがありますので、ちょっとそれを紹介したいと思います。

これが空き家条例の、文章で言うとうわからなくなりますので、こういった図式にしたほうがわかりやすいかなと思って、事務の流れということで説明をさせていただきます。

まず近隣の住民とかパトロールされている方から管理不全な空き家を発見されて、それを市のほうに連絡があるということで、それで市の担当がまず実態調査、あるいは登記状況などを調べます。そして、所有者に適正管理についての助言・指導、市長からの通知文書を通達すると。それから勧告をして、これは適正管理に関することなんで、勧告をしてきちっと適正な管理をしていただければそこで終わるんですけども、それでも従わない場合は命令ということで、命令に従わない場合は、所有者の住所、氏名、命令内容の公表をする旨を通知し、弁明の機会を与えると。それから、それでも従わない場合は、公表についての検討審議をして公表するというような形の、こういった流れになっています。こういった条例が、埼玉県所沢市の場合なんですけれども、行われております。

最近、テレビでも秋田県が出ていましたけれども、豪雪で雪の重みで、空き家とかそれから事業所とか不完全なところがあるけれども、管理者が適正な管理をしないために強制的に撤去して、そしてその管理者に撤去費用を請求するというようなこともテレビでやっていました。

こういったことが考えられますので、亀山市にはこういう条例がありませんので、こういった条例をつくって、スムーズに対応できるようにしていくべきではないかというふうに思っております。

以上、私の提案ですけれども、何かご所見がありましたらお答えをいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤危機管理局長。

○危機管理局長（伊藤隆三君登壇）

ご提言をいただきました、空き家等に対します適正管理に関する条例でございますが、その制定状況については、他県、他市の状況も確認しているところでございます。

このような中で、先般、県より各市町に対しまして、廃屋問題を研究する会の立ち上げの参加の打診がありまして、今月14日に第1回の開催が予定されております。今後は、当市もこの研究会に参加いたしまして、各市町の状況、問題点、対応策等について、県及び各市町と連携し、研究した中で、条例制定の必要性についてもあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

ありがとうございます。

最後に、総括的に、国保の医療費の適正化と空き家対策について、市長からちょっとご所見をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

前段の国保の医療費の適正化については、国保に限らず、すべての健康医療保険にもつながることなのですが、先ほどご指摘いただいたような医療費の爆発的な伸びが今後も予測をされております。

そういう中で、国では社会保障と税の一体改革等の議論が始まっておりますが、亀山市といたしましては、いろんな施策を体系的にしっかり組み込んで、亀山市は健康寿命を本当に高めていくと。WHOの健康都市の考え方に賛同しながら、どちらかといいますと従来弱かった、例えば公衆衛生の分野におけます政策体系とか、こういうものを亀山に合った形でどのように効果的につくり上げていけばいいのかという視点で重点的に今後もアプローチをしていきたいと思っております。後期基本計画の重点プロジェクトの一つに設定をさせていただきました。

なかなか難しい問題であろうと思えますし、三重大学との連携もその一環でございますが、最終的に市民の皆さんの健康づくりを高めて、同時に医療費の構造的な問題を抑えていくというところを目標に、しっかりと臨んでいきたいというふうに考えております。

さらに、2点目の廃屋への対応でございますけれども、先ほど申し上げましたように県の研究会、しっかり参画をさせていただいて、個人の私の財産、権利の部分と法的にどこまでかかわれるかというのはなかなか難しい問題でございますけれども、さまざまな研究をさせていただいて、一番最適な方法を見出していけたらなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

○議長（小坂直親君）

前田 稔議員。

○17番（前田 稔君登壇）

私も本当はもっと総合計画策定前に提案しておけばよかったなというふうに思っておるんですけども、少しおくれましたけれども、この提案も実りますようお願いしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

17番 前田 稔議員の質問は終わりました。

次に、13番 中村嘉孝議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもお待たせいたしました。だれも待ってないかわかりませんが、私で最後ですんで、もうちょっと我慢して聞いてください。

本日は3点質問したいと思うんですけど、ちょっと順番を変えて、2番、1番、3番という形で、2番から質問させていただきたいと思ひます。

学童保育についてでございますが、正式には放課後児童健全育成事業ということでございまして、少子化対策の一環としまして大変重要な施策だと私は思っております次第でございます。

この学童保育につきましては、以前から再三、量的、質的な拡充とかその格差是正について質問させていただいたところでございます。そういった中でなかなか解決策が提示されない状況でござ

いますが、この学童保育という制度が法制化されて約13年ほどたつわけでございますけど、まだまだ法制度は不十分でありまして、公的責任もあいまいであるということでございます。実態は、大変問題の多いのが現実でございます。

先般、三重県知事が学童保育に対する補助金を減額したということで、新聞等でかなり反響があって、今回、亀山市からも請願が出ておるということでございます。そういったことでございます。

現在、亀山市では11小学校区のうちに9小学校区で10カ所、井田川が2カ所と学童保育所がありまして、そのうち公設が4カ所で、民設が6カ所ということでございます。ちなみに、全国平均は8割が公設と、これは以前から何度も申し上げております。

今ではこの学童保育という言葉だけである程度知られるようになったんですけど、1998年に児童福祉法の中に法的な根拠がつけられたのにもかかわらず、その本来の意義や実際の姿というのは、まだまだ余り知られていないのが現状だと思います。

そこで、1点目でございますけど、学童保育の原点ということですね。ちょっと抽象的かわかりませんが、それについて原点とはどんなことかと。学童保育の原点ということですけど、子育てをしてみえます親御さんたちが安心して仕事をして、同時に豊かな放課後をと考えてきたものでありまして、この場所には親同士が子育ての悩み等も語り合える場所としてあるわけございまして、またそこに人間関係もあると、そういうことでございます。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、この学童保育の原点について、市としての認識、どのように持ってみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

学童保育所の原点ということでございます。

学童保育所につきましては、古くは戦前から、子供を放課後に預かる自主的な活動として始まったものとされておりますが、現在では、放課後や長期休暇中などに、親の就労等の理由により家庭に保護者がいない子供たちが、専任の指導員のもと、宿題をしたり遊んだり、またおやつを食べたりなど、家で過ごすのと同じように安全で楽しい時間を持てる場所となっております。近年の経済状況に伴う女性の社会進出や核家族化の進行などによりまして、全国的にもますます学童保育所の需要が高まっておりますが、当市におきましても同様に、この数年で設置箇所数、入所児童数ともに急増している状況でございます。

また、子育て応援プラン後期計画におきましても、安心して子供を産み育てられる環境づくりのため、学童保育所を重要な事業と位置づけておりまして、今後もその充実に対しまして支援してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

学童保育の原点というご回答というか、ちょっとわかりにくかったんですが、そもそも原点というのは何であるかと。以前、何らかの文献にも載っていたと思うんですが、思い出しますと、それ

は憲法以前に、子供たちに保障すべき、どの子も健やかに育つ権利が自然権としてあり、憲法を初めとするさまざまな条約、法律、条例等はそのことを全うするというで、つまり保育を必要とする子は幼児であれ小学生であれ、どの子も保育を受けると。そういうことを子供たちに約束しなければならないという精神そのままの確固たる位置に立つと、そういうことが原点じゃないかと考えます。とりわけ政府や自治体はその先頭に立たない限り、すべての子供たちの健やかな育ちはあり得ないと、そのように考えるところでございます。

国・県の動向を見ながら云々と、いろいろ対応していくとかいうお答えも聞いておるんですけど、国とか県の制度が不十分だからこそ、市単でそういうところをカバーしなきゃならないと、そのように考えます。

次に2番目の、施設の耐震問題についてでございます。

先ほど申しましたように、民設の学童保育所というのはいろんな問題がございます。例えば、コミュニティセンターを借りているところ、狭いプレハブの古い建物、JAの建物を借りているところ、改装が不可能なものとか、小規模施設であるために人数の確保がなかなか困難で、補助基準を満たすのが大変困難であるところと、そういったところがあるわけでございます。

先般、同僚議員が質問もされているところでもありますが、西小学校区の学童保育所おひさまでございますが、民家を5年契約で借りて、老朽化している2階建ての施設であります。すき間だらけであります。耐震性が確保されておらず、不安な状況でございます。私も、ここで運営委員会に出席させていただいておりますが、この天井が落ちたら大変なことになると、いつもそのように考えている一人でもございます。特に地震で災害が起きるといのは、2階建ての建物が一番多いわけございまして、意外と平家というのは地震に対しては安全な面もあるというふうにも聞いております。

この学童保育所というのは、育ち盛りの子供たちが長時間過ごす毎日の生活の場でございます。子供たちが安全に生活ができるように保障されなければならないと。時間の関係で、今回はこのおひさまにつきましてお尋ねいたします。

そういった状況の中、年明けに運営委員会の皆様と市長との協議の場をつくっていただきまして、長時間にわたりまして市長にも出席していただきまして、いろいろ議論させていただいたところでございます。5年間の賃貸契約がもうすぐ切れる話や、耐震問題に不安があるんで、市のほうで何とか耐震診断をお願いしたいと、そういった要望もあったところでございますが、市の回答としては、そういう民間同士の契約の建物については、どういった法的根拠があるのか、私もその辺はわからないんですが、耐震に対する補助金は出せないという回答でした。

そういった中で、運営委員の皆さんが帰られまして、一番心配なのが地震に対する耐震の問題でしたので、この際、お金は少々かかっても命にはかえられないというところから、みんなで耐震診断を一遍してみようやないかと、そういうことになったわけでございます。そして、そういった専門家に今回耐震診断を頼みました。その結果が先週出たわけでございます。

それが、ある程度私も想像はしていたんですが、これです。分厚い冊子で、専門家がつくった精密診断というやつですね。これを見てびっくりしました。まさかと思ったんですけど、その数値によって判断の仕方がいろいろ専門家によってあるとは思いますが、1を基準として0.7以下だと崩壊する危険性があると。この総合診断の結果、0.3ということで、ほとんど耐震基準を満た

していない、もう耐震機能がないと、そのように判断してもおかしくないと思います。

こういった結果が出たわけでございますけど、今、東海とか東南海とか南海地震、そんなのがいつ起きても不思議じゃないと言われておる中、東海、東南海とか、そういった大地震どころじゃないと思うんですわ。普通のちょっとした地震でもここは倒壊する可能性が十分あると、そういうふうにわかったわけでございます。私といたしましては、このおひさまはもう学童保育としての体をなしていない。ここはもうちょっと学童保育としては無理じゃないかと、そのように考えました。

こういったことについて、どういった見解をお持ちか、まずお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

議員から、ただいま耐震診断の結果をご紹介いただきましたが、西小学校区の学童保育所につきましては、本年1月に運営委員会の方々と懇談し、当該学童保育所が抱える実情について詳しく聞かせていただいたところでございます。耐震の不安もご指摘をいただいております。子供たちが安心して過ごせる居場所ということを念頭に、市といたしましても、今後も運営委員会の皆様と協議を継続してまいりたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

そのお答えでは、以前と一緒にすわ。

今回は、こんだけ厳しい状況の答えが出たわけなんですわ。とにかく親御さんとしては、そんな耐震度の低い施設に子供を通わせるということは不安でたまらないと、そのように考えるところがございます。

それから、耐震診断した後、専門家がもう1回、不安なんで縁の下へ潜って、基礎になっておる木の柱ですわ。そこへドライバーで突いてみたところ、突き抜けたんですわ。がさがさっていいですか、シロアリのせいかわかりませんが、もうとにかくそんな状況なんですわ。そういった中で、今後協議してどうのこうのという時間がもうないと思うんですわ。要するに、耐震補強工事をするにしても、ここは間借りですんで、そういったことも不可能じゃないかと思ひますし、そしてまたお金だって何百万もかかります。そんなんが運営委員会の皆さんでできるわけありませんし、とにかく早急な解決策が必要なんですわ。

例えば、市のほうでかわったいい場所を考えると、今のおひさまを土地ごと買い取るとか、いろんな方法はあると思うんですけど、急にはそんなことはできないと思ひますけど、事ここに至っては余りのんびり考えておるわけにはいかないと、そのように私は考えるわけでございますが、一遍、市長、このことについてどうお考えか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、1月に運営委員会の皆さんともお話をさせていただいて、その後、耐震の診断をみずから努

力されるというふうに伺わせていただいております。その結果につきまして、今初めて議員からお聞かせをいただいておりますが、さてこの状態の中で、運営委員会としてどういう意思があるのか、あるいはどういう改善策があるのか、これにつきましては運営委員会としっかりこの段階でまた協議をさせていただくことになろうかというふうに思っております。

基本的な方針は変わっておりませんが、今の状況につきましては受けとめさせていただきたいというふうに思います。運営委員会との話し合いをさせていただくということで考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

今すぐここで結論は出ないと思いますが、今回、こういった事実が出たわけですので、近々市長も運営委員会と協議の場を持たれると、今そういう回答をいただきましたんで、運営委員会の方と今後のええ方向性に向かって、またひとつ早急な解決策を考えていただきたいと要望したいところでございます。

とにかく耐震強度が著しく悪いということが今現在わかっている中で、また市がこの事業の運営主体である以上、万が一不測の事態が起こった場合、人災であると、そのように私は考えます。公的責任が問われるところだと、そのように考えます。こういったことについて、どのように考えてみえるかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

この学童保育所につきましては、地域の皆様の熱心な活動によりまして設立をされたものでございます。しかしながら、民間の施設をお借りして、民設でしていただいたわけでございます。

先ほどは、万が一の場合に、じゃあ責任はどうかというお話がございましたが、民設ということで、一義的には設置者ということになります。学童保育所自体、児童を預かる施設ということで、公的な位置づけも強いと、このような認識もしております。そういった面で、こういった判断を下すべきなのか、その辺を研究をしてみたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

先般からこういった同僚議員の質問もあったわけですが、東日本大震災によりまして、以前にも増して市の重要施策の中でも、市民の安全・安心を守るのが最重要課題であり、市内全体の耐震性を高めると、そういった取り組みを進めると、そういうふうにあるわけでございます。

そういった中で、今回の診断結果により、保護者の不安がはるかに増大したのは当然でございます。私が親なら、危険性があるこういった施設にはなかなか通わせるのも不安だなど、そのような考えもでございます。保護者の皆さんも、この危険性の問題でいろいろもう限界というのもございますので、運営委員会との協議の場を持ってあげようと市長も申されましたんで、いい善後策を講じていただけますようお願い申し上げます。次の質問に入らせていただきます。

次、1番目の障害者自立支援法の一部改正でございます。

この1番と3番は、今回法改正がございましたもので、法改正があつて4月から施行というのがございますので、あえてこの2点について質問させていただいたところでございます。

障害者自立支援法といいますのは、2006年に施行されまして身体・知的・精神の3つの障がいに関する福祉サービスの提供の一元化、均衡化を図る考え方や、入所施設の職住分離施策の展開、複雑な施設体系の見直しなど制度改革の一步を踏み出す、そういった点で評価できる点もあったわけでございますけど、この法律は出足から評判が悪かったわけでございます。民主党に政権がかわってからこの法律の廃止が唱えられておりましたところですが、先般、一部だけ改正がされまして、ことしの4月から施行されることになったわけでございます。

ことしの4月から施行ということで、取り上げたわけでございます。新たな障害者自立支援法制度でございます、民主党が今後新しくつくと、仮称でございますけど、障害者総合福祉法施行までのつなぎ法案となるわけございまして、長い題名の「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」という長つたらしい名前でございますが、これは亀山市の障がい者福祉計画の冒頭にもそのまま載っておるわけでございますが、情報の共有のために皆様にもお配りさせていただいたところでございます。

ちょっと細かいので読みにくいんでございますが、大きく6項目ほどあるわけでございます。ほとんどがことしの4月施行ということでございまして、市の対応はどのようになっておるかということでお尋ねしたいと思います。

まず1点目の利用者負担の見直しでございますけど、これまでは要するに定率負担、つまり応益負担であったのが、1割負担ですね。今回、法律上も負担能力に応じた応能負担が原則ということになったわけでございます。ただし、サービス利用料が少なく1割負担の方が低い場合は1割と、そういった例外があると聞いておりますが、具体的に、当市ではこのことに対しましてどのように対応していくのか、内容も含めお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

障がい福祉サービスの利用者負担につきましては、これまで幾度かの対策においてその軽減が図られ、平成22年4月からは低所得の障がいをお持ちの方について、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担が無料とされ、既に実質的に負担能力に応じた負担となっております。障害者自立支援法の一部改正において、法律上も負担能力に応じた利用者負担が原則であることを明確化したということであり、基本的には4月以降の利用者負担額に変更はございません。

なお、利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には高額障がい福祉サービス費が支給されますが、障害者自立支援法の一部改正におきまして、高額障がい福祉サービス費について、補装具等と合算することで、さらなる利用者負担の軽減が図られたところです。

これら事務処理手続の詳細が未確定の部分がございまして、4月以降の給付に支障のないよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

まだ少し未確定な部分もあるというんで、対応していくということでございます。

次に、2つ目の障がい者の範囲の見直しということでございますが、これは既に平成22年12月10日に施行されているわけでございます。どのように範囲が見直されたのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

どのように範囲が見直されたのかということでございますが、発達障がいは従来より障害者自立支援法の対象とされていたところでございますが、法の一部改正によりまして、発達障がいは精神障がいに含まれるものとして障害者自立支援法に明記されました。公布日の平成22年12月10日から施行されているところでございます。

発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、政令で定めるものとしております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

高次脳機能障害というのがございますが、それについては専門の法律がないということで、大臣告知等で明確にすると、そのようなことが載っておりましたが、また具体的にどんな障がいの種類が対象になるのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

高次脳機能障害でございますが、これはこれまでも器質性精神障害として精神障がいに含まれていること、またこれにより高次脳機能障害者は障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象となるものとされておりましたが、平成23年8月3日の厚生労働省告示により明記されたものでございます。

また、発達障がいにつきましては、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ると厚生労働省告示でされまして、高次脳機能障害者についても同様に対象となるというものでございます。

なお、高次脳機能障害とは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたために言語や記憶などの機能に障がい起きた状態で、注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、また感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状があらわれ、周囲の状況に合った適切な行動が選べなくなり、生活に支障を来すようになる、そういった障がいでございます。外見上ではわかりにくいと、周囲の理解が得られにくいというふうに言われているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

次に3点目でございますけど、相談事業の充実というのがございます。これは、地域における相談体制の強化を図るため、中心となる総合的な相談支援センター、基幹相談支援センターを市町村に設置するというところでございますが、亀山市、現在、平成19年に障害者総合相談支援センターあいというのがオープンされまして、専門医が現在配置されているところでございます。

そういった相談センターもあるわけでございますけど、今後、どのような対応をされるのかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

障害者自立支援法の一部改正によりまして、相談支援の充実等を図るため、基幹相談支援センターの設置が上げられております。

この設置につきましては、障がい者にとって不可欠である相談支援につきまして、その取り組み内容は市町村ごとに差があるのが実情でございましたので、その解消が全国で大きな課題となっていたところでございます。そこで、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置を推進するものでございます。

本市の相談支援につきましては、平成19年度から亀山市、鈴鹿市を1圏域として障害者総合相談支援センターあいのサテライトを設置し、身体・知的・精神の3障がいに係る相談業務を実施してまいりました。

今回の改正に伴いまして、障害者総合相談支援センターあいの基幹型への移行について、2市及び委託先の社会福祉法人で協議を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

今の相談センターを基幹型に移行していくというように理解させていただきました。

次に、自立支援協議会について設置の促進を図れと、そのようにも出ておるわけでございますけど、その辺についてはどのように対応されていくおつもりか、お尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っておりますが、法律上の位置づけが不明確でありました。障害者自立支援法の一部改正によりまして、この自立支援協議会が法定化され、明確になったところでございます。

亀山市におきましては、平成19年4月から亀山市地域自立支援協議会を設置しておりまして、

本年度はワーキンググループも立ち上げ、障がいをお持ちの当事者や保護者の皆様にも参加をいただきながら、本市の障がいサービス等について協議を行っております。今後も、さらに運営の活性化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

4点目の、障がい児支援の強化についてということでございますが、重複障がいに対応するとともに、障がいを持つ子供さんが身近な地域でサービスを受けられるよう、障がい種別等にわかれている現行の通所や入所について一元化するとあるわけでございますが、このことについてはどのように対応されていくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

障がい児支援の強化を図るため、障害者自立支援法の一部改正によりまして、現行の障がい種別ごとに分かれた施設体系につきまして、通所・入所の利用形態の別により一元化が図られます。

このうち通所につきましては、児童福祉法に基づく児童発達支援、それから医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の障がい児通所支援となります。入所につきましては、障害者自立支援法に基づく福祉型、あるいは医療型の障がい児入所施設支援としてそれぞれ再編することになっております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

そもそもこの障害者自立支援法といいますのは、いろいろ問題の多い法律ということでございます。今回、厚労省が示したのはごく一部改正であったものの、現行法の仕組みというのはほとんど維持されている状況でございまして、今後、障がい者の方々々が地域で安心して生活ができるように、障がい福祉サービスの提供に力を注いでいただくことを要望いたしまして、次の質問に入ります。

最後でございまして、成年後見制度ということでございます。

以前から、認知症高齢者や知的障がい者の方々、また判断力が不十分な人が不利益を生じないように、権利擁護の充実のため成年後見制度と地域福祉権利擁護事業があったわけでございます。

このたび老人福祉法第32条の2が創設され、後見人等に係る体制の整備ということでございますが、新しく創設されたわけでございます。障害者自立支援法の一部改正の中にも同様の事項がうたわれておるわけでございますが、本年の4月からこれも施行ということでございます。

成年後見制度利用支援事業、また市民後見人養成事業とも言われるわけでございますが、今後、成年後見制度の必要性は一層高まっているところでもございます。これに対応するために、弁護士などの専門の後見人がその役割を担うだけではなく、市民後見人を中心とした支援体制をつくる必要があると。そのため、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備しなさいよと、そういった法律でございまして。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、当亀山市の以前からの制度の利用状況と、法改正後の新しい事業に対する対応、それらについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

まず成年後見制度の現在の制度の利用状況でございます。

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が不十分になり、ご自身で契約や財産管理などが困難になった人のために、家庭裁判所が選任した成年後見人などが保護し、支援する制度でございます。

制度のご利用に当たりましては、審判の請求に要する費用の一部を助成する成年後見制度利用助成事業や、親族がいない方などの制度利用を支援するため、市が後見開始の審判の請求を行う成年後見制度の利用支援事業があります。

これまでの利用状況でございますが、成年後見制度利用事業といたしまして、平成21年度に障がい者の方に対して1件、平成22年度には認知症高齢者に対して2件のご利用があり、助成をいたしたところでございます。

それから、法改正後の新事業についての対応でございますが、昨年6月に公布されました老人福祉法の改正では、今後、親族等による成年後見の困難な方が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割は強まると考えられることから、市町村の努力義務として市民後見人の育成及び活用などを図ることが規定され、本年4月1日から施行することとなっております。このため、昨年6月、市民後見人養成のための研修や活動推進に関する市民後見推進事業が創設され、全国で37市区町で事業が実施され、24年度におきましても40カ所が予定をされております。

現状では、成年後見制度の利用が進まない主な理由としましては、人材不足ということもありますが、裁判所等への手続が煩雑であるということや、後見人への報酬等費用負担が大きい点にあります。また、後見人という職務においては、本人の資産管理も含まれることから、高い倫理性が要求されるところでございます。専門職の後見人においても、事件として報じられるものもある中、市民後見人がその責務を担えるかどうかという懸念もあるのも事実でございます。

しかしながら、高齢社会の中で、高齢者を家族だけでなく地域で支え合っていくことが大切だと考えておりまして、後見制度に市民後見人として参加いただくことは大変重要なことだというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

中村議員。

○13番（中村嘉孝君登壇）

丁寧にお答えしていただいて、ありがとうございました。

亀山市におきましては、成年後見制度、以前から利用者が少ないような感じでございます。また、この新しい事業に対しましても、まだまだ理解していない方がたくさん見えると思います。

確かに、今部長が言われましたように、一般の市民の皆さんに後見人としてこの事業をしていただくというのはいろんな面で大変難しい面もあると思うんですが、せっかく国の補助事業でござ

いますし、できるだけ活用していただきまして、前向きに検討していただきたいと思います。

とにかく認知症のお年寄りというのは、現在、全国で200万人ぐらい見えるそうで、来年には約300万人に達すると、そのようにも聞いておりますので、亀山市といたしましても、こういった補助事業を十分活用していただきまして、前向きに取り組んでいただきますように要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定いたしておりました通告による議員の質問は終了いたしました。

次に、お諮りいたします。

まだ質問は終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、12日にお願いしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

週明けの12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時19分 散会）

平成24年3月12日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成24年3月12日（月）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真君	2番	新 秀隆君
3番	尾崎 邦洋君	4番	中崎 孝彦君
5番	豊田 恵理君	6番	福沢 美由紀君
7番	森 美和子君	8番	鈴木 達夫君
9番	岡本 公秀君	10番	坊野 洋昭君
11番	伊藤 彦太郎君	12番	前田 耕一君
13番	中村 嘉孝君	14番	宮崎 勝郎君
15番	片岡 武男君	16番	宮村 和典君
17番	前田 稔君	18番	服部 孝規君
19番	小坂 直親君	20番	竹井 道男君
21番	大井 捷夫君	22番	櫻井 清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之君	副市長	安田 正君
企画部長	古川 鉄也君	総務部長	広森 繁君
総務部参事 (兼)契約監理室長	笠井 泰宏君	市民部長	梅本 公宏君
文化部長	川戸 正則君	健康福祉部長	山崎 裕康君
環境・産業部長	国分 純君	建設部長	岡崎 賢一君
上下水道部長	三谷 久夫君	関支所長	稲垣 勝也君
医療センター 事務局長	伊藤 誠一君	会計管理者	片岡 久範君
危機管理局長	伊藤 隆三君	消防長	渥美 正行君
消防次長	早川 正男君	教育委員会委員長	肥田 岩男君
教育長	伊藤 ふじ子君	教育次長	上田 寿男君
監査委員	落合 弘明君	監査委員事務局長	栗田 恵吾君

選挙管理委員会
事務局 長

井上友市君

●事務局職員

事務局 長 浦野光雄 書 記 渡邊靖文
書 記 山川美香

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

開会前に、昨年3月11日に未曾有の災害ということで、被災された皆様方に対して黙祷が行われました。本当にこの災害については、国民が一致団結して、やっぱり復興のために力を合わせていかなければならないと思っております。

そういう中で、きょう、一般質問をさせていただくんですけども、3つの課題について質問をさせていただきたいと思っておりますので、市長さんにはしっかりご理解いただいて、的確なご答弁をいただきたいと思っております。

まず最初に、人権についてお聞きしたいと思っております。

この人権については、私は昨年の12月定例会から毎議会定例会に質問をさせていただいております。各関係機関の皆さん方のいろんな行政側のお考えをお聞かせいただき、副市長さんにも12月に聞かせていただいております。今回、再度質問させていただくに当たって、人権についての条例制定について、市長さんとしての考えを、この1年間、私もいろいろな角度からお尋ねしてきた中で、市長さんとして人権条例の制定についてどのようにお考えになっているか、それからどのような形で進めていくのかについてお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

答弁に先立ちまして、私からも東日本大震災で犠牲になられた皆様のご冥福を衷心よりお祈り申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を祈念申し上げたいと存じます。

それでは、櫻井議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

人権についての市長の考え方、今後どうするのかということでございますが、従前より議員とも多くの議論を重ねてまいりました。その中でも、考え方をお示しさせていただいてまいりましたが、人権に関する条例の整備につきましては、長期的な視野に立った施策を決定するよりどころとなります、だれもが安心をして暮らせるまちづくりにつながるものというふうに、私自身もその必要性について十分認識をさせていただいております。このことから、今回、議会にお示しさせていただいております後期基本計画における人権の尊重の施策の方向の中で、人権尊重都市宣言の理念を踏まえ、条例整備に向けた取り組みを進めますと明記をさせていただきました。この取り組みの具現化を進めてまいりたいと考えております。

また、ご案内のように、亀山市まちづくり基本条例の中で課題となっておりました子供の権利にかかわる部分を補完できるよう、あわせて考えてまいりたいと思っております。

以上のことから、平成24年度条例整備に向けた取り組みを、文化部の共生社会推進室を中心に進めてまいりたいと、基本的に考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

さきの中学校の卒業式に、関の中学校の卒業式に出席させていただきまして、子供たちのあいさつの中に、人権フォーラムの中でいろいろ人権について勉強したと、やはり大事であるということです。私も、確かに自分自身もいろいろ人とかかわりについて気をつけなならんところがたくさんあると自分自身も思っておりますけれども、先ほど市長さんから24年度中に条例制定について取り組みたいということをおっしゃったので、県下14市があるんですけども、唯一条例制定していないのが、いなべ市と我が亀山市です。

亀山市らしい人権条例の制定の文言をつくっていただいて、今市長さんがおっしゃったような形で、24年度中に何としても条例制定の提案をしていただきたいと思いますので、その動向も注視していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、前後しますけれども、インフルエンザ予防についてお聞かせ願ひたいと思っております。

まず提案は、旧関町の場合に、平成8年ぐらいだったと思うんですけども、8年過ぎでしたか、もっと後でしたかな。全町民対象に、インフルエンザの予防接種の補助制度というのがありました。いみじくも、平成17年の亀山市さんとの合併において、そのインフルエンザ全町民に対する助成制度というのがなくなりました。そして従来の就学前の子供、それから高齢者、それからまた認知された障がい者に対する助成制度はございます。

確かに当亀山市は、他市に比べて高齢者については、鈴鹿市、津市は1人当たり1,000円と、だけど亀山市の高齢者については500円という制度がされております。けども、このインフルエンザをデータで調べさせてもらったら、いろいろ教育委員会のほうから聞かせていただいたら、21年、22年、23年と、22年は鳥インフルエンザ等がありまして、たくさんの子供たちがインフルエンザにかかりまして、小・中学校で多数の学級閉鎖及び学年閉鎖がございました。22年

度はその意識から大分薄くなったんですけども、23年度においてはかなりふえています。強いと言えば、学校閉鎖をせんならんというような状況の部分もあると。また、この1・2月にはかなりはやりまして、五十何人中42人はインフルエンザじゃないと思うんですけども、風邪を引いて休んでおると。だから、全市民を対象にした一部助成というような考えを新たに市長になられたもんで、関町のときの動向もよく県議会のときにご存じだと思いますので、全市民を対象の助成制度にしたかどうかと。

基本的にこういうのを提案させていただくのは、今亀山市の人口が5万人、その中で高齢化率が22%と聞いていますので1万1,000人、それから就学前の子供たちが大体3,000人とします。そうすると1万4,000名の方は従前の補助をいただいております。残りの3万6,000名の市民に対して、小学校から働き盛りのお父さん、お母さん、その3万6,000人に対する補助制度というものを一遍考えてはどうかというようなことで市長に提案したいと思っておりますけれども、今現在行われている制度及び関町における全町民に対する補助制度について、どのような認識を県議会のときに持ってみえたのか。また、現市長としてどういうふうに対処すべきかというようなことをお考えになっておるか。また、子供たちがインフルエンザで苦しんでおるといって関の中学校で五十一、二名中2名ですか、卒業式に出られなかったと。亀山中学校は216名のうちゼロでしたかな。それから、中部中学校は160名の中で1名の子供が卒業式に出られなかったと。やはり卒業式というのは、教育長の伊藤さんもあいさつされたんですけども、一つの人生としての節目です。節目の式典に出られなかったというのは、子供自身の健康管理も確かに重要なことやと思うんですけども、そういうことがないようにするのも政治の力ではないかと思っておりますけれども、市長、それについてお考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小坂直親君）

質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

インフルエンザの予防のための予防接種費用の一部の助成についての考え方をということでお尋ねがございました。

当市におきましては、これも議員ご案内のように、予防接種法に定められていない64歳以下の方の接種につきましては、1歳から就学前児童に、また医師がインフルエンザにかかると重症化すると判断をした人、並びに身体障害者手帳1級から3級など、療育手帳をお持ちの方もそうでございますが、その方々を対象に助成を行わせていただいております。

本人の健康管理は基本でございますけれども、患者が子供であれば、保護者がその期間働きに出られずに看護に当たらなければならない、家族ぐるみでワクチンを接種すると高額になるなどのことから、全市民を対象に予防接種の費用助成をするべきだというようなご意見だというふうに拝察いたしますが、現在、当市におきましては、重症化しやすい対象者に対して、いわゆるハイリスク者に対して助成を行うという考え方でございまして、この今の対応といいますのは、県内14市と比べましても大変手厚い、断トツの助成制度を運用しておるといって状況でございます。64歳以下の皆さんにとりましては、あくまで任意接種でございますので、ハイリスク者以外の方につきましては、自己負担が原則であるというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

確かに市長がこういうような予防接種については肺炎球菌とかいろんなケースについては、他市には負けやん政治をやっておると。それはよう自分も理解しているつもりです。よう頑張っとなあとと思っています。だけど、今ここに、私の孫ですけれども、関小学校保護者様という通知が来ておるんです。ちょっと読みながら言いますわ。インフルエンザの影響で学年閉鎖、学級閉鎖が3学期に入りふえました。云々と書いて、欠席者がふえておるもので、授業時間も減っております。保護者の方も学習の影響を気にしている方もみえると思います。学年末、それぞれを控え多忙な時期ですが、来週1週間特別日課を設定し、時間割りを組む日があります。ただし、下校時間は変更ありませんというけれども、小学校6年生が7限までやらなならんようになったんですわ。これが通知ですよ。息子の嫁さんにおじいさんにくれといってもろうた現物ですので、これ間違いないと思う。教頭先生もよくご存じだと思います。結局、そのように学年、学級閉鎖をして子供の学習、カリキュラム、これだけのことは子供たちに教えなならんというものがある中で、授業だけは進めなならんから、こういうふうには6年生からは7制限、1年生が6限というようなことになっておると。

だから、そこで思うのは、この第1次総合計画の実施計画の平成24年から26年の主要事業の個別シートを拝見させてもらおうと、福祉医療助成事業（子供）、ここで平成24年は6,870万の事業費が組まれています。ところが、鈴木知事がこの平成24年9月から県制度で小学校卒業まではその制度を引き上げるということで、平成25年度は3,660万というふうな一般会計の財源措置であります。そうすると、ここで3,500万の余裕財源が出てくると。確かに中・長期なんかで私も気になっておるんやけれども、28年には財政調整基金が枯渇するというような、亀山市、そんなえらいことになっておるんかと、私もこれまた一遍、予算委員会で聞かせてもらおうと思うんですけれども、基本的に24年の9月には県制度として小学校までの医療費の公費負担はやると。だから、その3,500万が浮いたら、3,500万といいますと大体半額補助して大体1,500円ですけれども、2万人以上の予防接種ができる予算が、従来県が行わなかったら3,500万の金は当然市長のマニフェストである義務教育までの医療費の公費負担という制度は存続せんならんけれども、今の知事が24年の9月からは小学校までは県でやります。だから、3,500万のお金が浮いてくると言ったらおかしい表現ですけれども、必要であるお金が、県制度ができたことによって結局有効に活用するためには、3,500万のお金で、半額仮に予防接種が三千幾らかかるらしいですけれども、2万人以上の市民を対象にしたインフルエンザの予防接種事業ができるという財源がこのシートにあります。これ、シート持ってみると思いますけどね。だから、今回こういうような提案をしておるわけです。

確かに子供が熱出して、また親が会社を休み、前、関町のときに、そのときの町長さんといろいろ話して、この制度をつくれれば、子供が風邪を引いたらお母さんはパートを休まんでええ、また仕事を持ってみえたら会社を休まんでもええ。もしお母さんが免許を持っていなかったら、やっぱり子供をお医者さんに連れていくのにお父さんが今度休まんならん、また保護者の方が休まんならんと、そうするとお母さんが勤めておる会社も、またお父さんが勤めておる会社も、仕事場も、1人欠けることによって経済的な影響が出てくるので、町長、これ何とかしようと言うて、町長は英断

を下してくれて、全町民を対象にしてこのインフルエンザの助成をやってもらった。

私は、この合併当初に田中市長にこの旨を言いました。そのときに市長さんは、関町はそんなことを言うとするさかいに金がないようになったやないかと。おまえんところの金は、亀山市はそのときは28億財調があったけれども、そのときの関町は8,900万しか財政調整基金が残っておらんやないかと。そんなことやるさかいそうなるんやというふうなことを言って、がっくりしました、私。

それから8年たちました。改めてこうやってインフルエンザが蔓延する中で、財源内訳も私は言わせていただきました。それで、学校での子供たちの日々の授業のことも言わせてもらいました。こういう状況の中で、確かに市長が言われた亀山市としては、福利厚生というんですか、こういうようなことについては十分やっておると思うけれども、もう一步亀山市として踏み込んでいただけないのかと思います。今言わせてもうたことで、ちょっと市長、考えを聞かせていただきたい。お金はこのようにある、3,500万。それを何らかの形として、市民が亀山市の学校は学級閉鎖がゼロやったと、学級閉鎖ゼロ市ということを目標に、インフルエンザの予防接種の制度を全市民に対しての制度を考えていただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずは、議員も考え方を少し触れられましたが、今亀山市の抱えております行財政の状況、あるいは政策の優先度と財源の状況、こういうものを本当に精査して、今後、後期基本計画の中での確かな行財政運営をしていこうということでございます。

したがって、選択と集中、あれもこれもできるわけではない中で、やっぱりあれかこれか、そこへすべての財源であったり、選択していこうという考え方でございます。そういう意味で、今県の乳幼児医療費の助成が始まったので、そういう財源が浮くのではないかとということでございますが、インフルエンザの助成、これだけを部分最適で見るというよりも、亀山市の市民の皆さんのさまざまなニーズがございますので、すべての施策を本当に総合的に推進していく、全体最適の考え方を持たなくてはとて持続はできないという状況でございます。

したがって、現在、予防接種の対象者は、今申し上げたハイリスク者等々も含めて8,000名の方々を対象といたしております。約3,000万弱ぐらいの予算で運用しておりますが、5万人すべての市民の皆さんにこれに対応ということになりますと、それこそ膨大な財源が必要となってまいります。そういうことも踏まえまして、現在、亀山市が県下で飛び抜けた支援体制の中で運用しておるという状況を考えますと、全市民5万人を対象にインフルエンザの助成を考えるということは困難であるというふうに考えておりますし、現在のハイリスク者の助成に対しては、今後も継続をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○2番（櫻井清蔵君登壇）

市長さんの選択と集中、わけがわからん。何を言っておるのかさっぱりわからん。

私は、この鈴木英敬知事が知事になって、24年9月から小学校の医療費を県費で持つという、

これは英断ですよ。これは選択したわけ。それぞれの市町の首長が選択して、今何が大事だと、5万人全部とは言っていない、私は。ほかのリスクの方もすべて計算して3万6,000人、私は注射が嫌いやもんで、私は打たんかもわからん。葛根湯で治す、風邪はな。そうか酒を飲む。酒を飲んで寝る。それで、インフルエンザの注射を打たんときはおかゆを食べて、その日をゆっくり過ごす。だけど、やはり若い世代の私の家のことを言うのはおかしいですけども、親子2人、孫2人、4人がこのインフルエンザを打ったら1万ちょっとかかるから、ちょっとちゅうちよするけれども、かかったらかわいそうやで、また私のところは、私は打ちましたと言うてました。その1万何ぼのお金をもったいないと。だけど、ろくでもないところに使うておる親もおる。わしもろくでもない金をよう使いますけどな。こんな豚肉食うぐらいやったら、ステーキ食べるだけの金はよそへほうっていますよ。だけど、そこを市長として決断してほしいと私は思っておるんやけれども、今の答弁では正直がっかりしました。今やっておることが立派やで、そこまではようせんと。金がない。だけど、金がない中で28年度に財調が枯渇するという表現をしておるんですよ。財調を今から食いつぶしていくんやな、ゼロにすると。

たまたま、きょうテレビを見ていました。東北で震災を受けたイチゴ業者の6家族が北海道伊達市に集団疎開した。伊達市の市長さんは、その人らに日当1万3,000円で3億円の投資をしたと。なぜそうしたか。その伊達市に、その東北のイチゴの生産業者は九十何軒あったらしいです、農家が。その6世帯を伊達市に迎えて、伊達市の特産として、イチゴに投資をするんやと、3億円を。住居もただ、1日日当1万3,000円。ハウスも建て、苗が運ばれていました。テレビに出ていました。恐らくこの中で、そのテレビを見てみえる方がたくさんおると思う。市民の方もようけおる。

行政も銭もうけをせなあかん。行政も銭もうけをするのが市長としての手腕なん。後ろに見える職員の人らは、亀山市として銭もうけをするスタッフなんや。だから、限られた財源で集中と選択で、あれもこれもというようなことは私は言うてない。私だったらこれする、まず。これに手をつける。私があなたの立場やったら、私はこれに手をつける。だけど、今の話を聞いておって、次に言うことが大変危ぶまれますんで、インフルエンザについては、もう一遍、またほかの場所でやりたいと思います。

じゃあ最後に回しましたけれども、東日本大震災に係る瓦れきの処理について、亀山市としての考え方、市長の見解を聞きたいということで、質問させてもらってあります。

それで、これ前回の答弁書を持ってきました。それで最後のくだり、こういうふうに市長が言うてみえます。一刻も早く被災瓦れきの処理が進んで、まちの復興に着手されることを願うばかりでございますが、現在、国が安全性の担保に積極的に関与しておるという状況であろうかと思えます。それで云々と、自治体に協力を呼びかけていると。そして、岡本議員も質問されたんですけども、国や県が積極的に関与して、これらの条件整備が行われるよう、またその瓦れきの山の中には、本当に汚染されたものとされていないものの分別というのは物理的に大変困難なものがあるかと思っておりますが、そういう条件整備がされる必要があると、前提としてですね。安全のチェックとかと書いて、そういうような条件整備に向けて、国のほうへ働きかけていく基本的な姿勢でございますというような答弁をやっています。

そこで、今ちょっとパネルを用意しました。この数字を見てもらったらいいんですけども、ほ

とんど最低なんです。これ平成24年2月22日かな、こういう状況です。5%未満なんです。それであちこちが手を挙げて、瓦れき処理のことについて、岩手県で7.7%、宮城県では4.6%、福島県は当然県内で処理しますから4.3%、総数2,252.8万トンの中で、24年の2月22日やと思うんですけども、117万トンしか処理されていない。5.2%です。そして、これが今の状況です。

それで受け入れを、これも1つの資料ですけども、これが我が日本国の地図ですよ。赤のここ、これが被災地ですね。そして処理を表明したところが青色なんです、それがこのほとんど白なんです。日本人もここまで落ちたかなと私は思った。よそがえらいことになっても、我がまちがよかったらええんやと、自分だけよかったらええというもんじゃない。これが今の日本の現状。よそはどうでもええ、うちさえよかったらええんやと。

湾岸戦争のときもそうやったと思うんです、もう昔の話ですけども。あのときに日本は100万ドルかな、戦費を出しました、アメリカに。そのとき世界各地から、確かに自衛隊が海外に派兵できるということは日本国憲法から禁止されています。だから、日本政府は、そのときは自民党政府だったですけども、金を出しました。日本は人を出さんと金だけ出したと。ようけ海外からそこへ出兵した兵士は現地で傷つき、または故郷へ帰れなくなった兵士もたくさん見えます。だけど日本人は金だけ出してだれ一人送らなんだ。確かに終戦後、魚雷処理で海掃艇は行きましたけどな。これが今の日本ですよ。その中の一部が我が亀山市ですよ。この白地が。

そういう中で、もう1枚ありますけれども、見てください、これ。私もこれを見てきました。

2012年2月14日、石巻市がまだこういうような状況なんです。これ、朝日新聞の全国版の一面記事ですよ、大きな。これを伸ばしてもうたんです。政府が全国版の新聞にこれを出したんですよ。政府も大変なんです。政府が大変なんやけれども、亀山市には立派な溶融炉というのがあります。それを活用して何とか、ここに復興を進めるためには乗り越えなければならない壁があると、これが壁なんです。いみじくも関の中学校のときにPTAの会長さんが卒業生の皆さんに、皆さんは今中学校を卒業したけれども、いろんな壁にぶつかりますと。小さな壁にぶち当たるけれども、それはおのずと乗り越えよと。だけど、どうしても乗り越えられんときは、私たち親に相談してくれというようなことを切に訴えられた。今、東北の壁はこの瓦れきなんです。だけど、この震災地でこの壁を取り除くためには、今示させてもろうた5.2%の処理していない、この壁が問題なんです。我が亀山市には溶融炉というのがあります。

そのときに、市長がこういうふうに前回言われました。いろんな自治体の長が責任ある立場で考えなければ、今議員がおっしゃる部分をしっかり考えておるところでございますが、責任のある判断をさせていただいて、市民の皆さんの安心・安全や、あるいはこの地を未来永劫に禍根を残さないという判断をするのは、責任のある立場であるのでご理解願いたいと。これ前回の答弁ですよ。瓦れきを取り入れたら、飛灰の処理さえきちっとすれば、私、前回も言いました。飛灰、放射能、それをすれば、あなたはこれで放射能が来たら、将来市民に禍根を残すと。責任ある立場だから、私はよう受け入れんという答弁を私は聞いた。まだその気持ちは変わらんかな。政府等にもその働きかけをされましたかな。そこをちょっと一遍お尋ねしたい。

○議長（小坂直親君）

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の震災の復興のためには、今写真でお示しをいただいております震災瓦れき、これの広域的な処理が進むということが重要な要素の一つであるというふうに考えております。広域処理が促進をされるためには、災害廃棄物の放射線に関する安全性等がしっかりと整理をされて、その中で合意形成がなされる必要があるという立場でございます。

日本人はここまで落ちたと議員は触れられましたけれども、このことだけをとらえて日本人は落ちたと、そのように私自身は考えておりませんでして、この東日本大震災の瓦れきの処理については、三重県、あるいは三重県市長会及び町村会において、受け入れの協議がなされてきましたけれども、現実問題として、各市町の一般廃棄物処理に対する事情が異なるということ、さらには瓦れきの処理には今、焼却飛灰の話をされましたけれども、運搬、あるいは焼却、最終処分という3段階の工程がある中で、市民の皆さんの合意はもちろんのこと、周辺自治体の理解と協力が不可欠であること、このことが大変複雑なところでございますけれども、大事であるというふうに考えております。

現在、三重県、三重県市長会及び三重県町村会は東日本大震災による震災瓦れき問題について、ニュートラルの立場で今後3者が連携し、足並みそろえて勉強と意見交換をしていくとの統一見解を出されておるところでございますけれども、今日に至る過程で、国、並びに県が積極的に関与する必要があると、そういう要望をいたしてまいったところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

要望と違うの。決断なの、あなたの。

例えば、1つ熔融炉の受け入れ実績を言いましょうか。平成12年から平成16年、関町、焼却炉老朽化に伴うダイオキシン排出規制困難により広域処理。それから鈴鹿市、平成13年、不燃物リサイクルセンターの火災事故に伴う不燃物の処理困難のため受け入れ。伊賀南部環境衛生組合、平成13年から平成20年、焼却炉のダイオキシン規制対策改良工事に伴う処理。上野市ほか4カ町村環境衛生組合、平成15年、RDF保管施設の爆発事故に伴う日常発生分の処理。それから紀宝町、熊野市、平成23年、さきの台風12号による家屋浸水による畳の焼却。これで、トン数はちょっと書いていないものであれですけれども、約4億円近い処理を平成12年から23年までで熔融炉はやっておるんです。

きょう朝方、同僚議員の鈴木議員から資料をいただきました。岩手県の山田町の瓦れき試験焼却に対して、静岡県島田市は2月20日、一部放射線量を発表したと。というのは、姉妹都市を組んでみえるのかね。静岡県島田市の市長さんが議員を山田町まで同行していただいて、この瓦れきを見て、何とか島田市で、島田市というのは、我が亀山市と同じ新日鉄の高温処理をできる施設を持っておる。それで市長さんが市議会と一緒に行ってもらって、この瓦れきを島田市で処理しよう。確かに市民からの反対もあるかもわからん。それはやっぱり議員各位が努力をしてくれということで行って受け入れたと。それで処理された飛灰について、このデータがあります。放射性物質として扱いが必要のない1キロ当たり64ベクレル、3月11日は原発事故の起きた浪江町では8から9マイクロシーベルトであるのに対して、島田市の飛灰の空間線量では、その100分の1である

0.07から0.09マイクロシーベルトであるということも定めていますと。島田市では、排気ガス中の放射線など全17項目の検査結果を3月20日ごろ提出する見通しと聞くと。市長は、この調査結果に注視し、明らかに岩手県のこの地方の山田町、大槌町が原発放射能被曝地域でない確認ができた場合、今でも発言に変化をもらたす懸案じゃないというような形で受け入れを目指しておるんですよ。

そういうような努力を、県と要望とか、周辺自治体の了解とか、搬出には。確かに亀山市にフェロシルトがありますな、石原産業の。あそこが出すときに職員が1人張りつきました、石原へ持っていくのに。そのときも問題になりました。ほこりで飛ばないように、防水シートを張れと。それを張っておるか、張っておらんか。出るときにはちゃんとタイヤを洗っておるか洗っておらんか、その確認のために職員を1人張りつけて、あのフェロシルトの処理を石原産業にさせました。

あくまでもこの瓦れき、今見せた中で日本国民はそういうふうに思っておらんと思うけど、我が亀山市のその施設を利用して、ただこれは市長の言う選択と集中、私がよく言う決断と実行、市長に求められるのは選択と集中、選択か集中かどっちか知らんけれども、そうやないんです。決断と実行が、我が亀山市の5万人の市民が安心して、安全で暮らせる、その指導をして、また決断するのが選択と集中じゃない、決断と実行力、それが市長に望まれることと私は思うけれども、まどうまいこと、放射能が何とか、ダイオキシン。

この平成12年、旧関町も、たまたま私もそのときに関の議長をさせてもらっていました。そのときも亀山市議会に副議長さんとともに、当然町長さんも努力されました。お願いに来ましたよ、議会に。何とか関町の困っておること、亀山市助けてくれと、そういつて頼みに来ましたよ、この議長席へ。そうか、わかったと言って、そして我が関町のごみを処理してくれました。それまでにいろんな問題があったんですよ。

市長に望むことは選択と集中、それも必要かわからん。私は決断と実行、それが今我が亀山市、それを市民が望んでおることやないかと思います。

市長も、あとわずかで任期を満了されるらしいけれども、今度24年の予算がこの3月議会に提案されておりますけれども、いろんな選択と集中でこれが必要だというて予算を組まはったと思うけれども、今あなたが、この私が見せている、これ政府の写真ですよ。これを見て、まだ協議をせならん、県と要望せならんということですか。再度聞かせていただきたい。

○議長（小坂直親君）

予定時間を経過しておりますので、答弁は簡潔に願います。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昨日も総理大臣の広域処理に対する方針が示されたところでございます。いずれにいたしましても、亀山市の立場で県並びに市長会、町村会とのさまざまな意見交換の場を通じながら、今後の対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

(午前10時58分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 宮崎勝郎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

この議会が始まる前に、東日本大震災における犠牲者の方に黙祷をささげましたが、私からも今後の復興を祈念いたしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、市長は亀山市をどう思っているのかについてをお聞かせ願いたいと思っております。

市長は就任して3年が過ぎましたが、就任時の思いは十分達成できたのかということについて、お尋ねしたいと思います。

市長は、市長選に出られる前にこのようなマニフェストをつくられております。私も、このマニフェストは、その後見せていただきましたが、このマニフェストの中に3つの戦略プロジェクトと、7つのカタチとかいろいろ掲げてみえます。その後、3年を2月に過ぎられまして、あと残す1年ございますが、この3年を過ぎたときに、その当時のこのマニフェスト、マニフェストはいわゆる市長の思いだと私は思っておりますので、達成できているのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市長に就任をさせていただいてから、はや3年が経過をいたしました。就任時は、リーマンショック後の日本経済が低成長へと向かう最中にございまして、その直後でございました。合併後4年目に入った本市も、液晶関連産業の投資拡大等による税収、人口増に支えられた拡大成長期から持続性が求められる段階へ入ろうとしておった、そういう局面でございました。

こうした中で、さまざまな課題がございましたけれども、私自身はだれもが愛着と誇りを持って暮らし続けることができる、「小さくてもキラリと輝くまち・新生亀山」の実現に向け、最善の努力を重ねる決意を示させていただいて、とりわけ総合計画の2年目でございましたので、総合計画とマニフェストとの整合を図りながら、前期基本計画を一部変更した中で施政運営に傾注をいたしてまいりました。特にこの3年間で、今、マニフェストとの関連でご指摘いただきましたが、3つの戦略プロジェクトにおきましては、主に景観プロジェクトを、また7つのカタチにおきましては、WHO健康都市連合への加盟や医療センターの再生を核とした地域医療の再構築、中学校卒業までの医療費の無料化、がん対策、住宅耐震化の強化などの安心のカタチや、子ども総合センターの設置、少人数学級の実現、小学校校庭の芝生化モデルなどの教育のカタチが進展、進捗できたものというふうに考えております。

このほかにも、懸案でございました井田川駅前の再生でありますとか、亀山市民大学・キラリの

開校など全体の約6割が具体的な事業として動き出してまいりました。

一方で、税収が落ち込む中で行財政改革大綱を策定して、行財政改革を総合的に推進するとともに、文化部の設置など、組織機構改革も手がけてまいりました。

就任時の思いは達成できたのかというお尋ねでございますけれども、こうした取り組みを総括いたしますと、この3年間で一定の成果へつながりつつあるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

一定の成果をおさめられたということでございます。

それは市長のマニフェスト、選挙の中でも言われてきておった部分、例えば自然の森の白紙撤回もそう、庁舎の凍結、いろいろなことはやめることは知っておりますが、やはり市民というのは前時代に、役所として公約されたことを簡単にやめられたということは、私はいかがかなというふうに思っております。それは人がかわれば、首長がかわれば、その政策的に変わるのは当然であろうと思っておりますけれども、やはりそういう部分から見て、今後は考えていかなければならないのではないかとこのふうにも私は思っております。市長の考えは、あくまでもこのマニフェストの達成に一定の成果を出したということですが、これ点数でいきますと何点ぐらい、100点満点ということでは理解してよろしいですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在進行形でございますので、点数を市長みずからがつけるということは差し控えさせていただきたいと思っておりますし、市民の皆さんのまた評価があらうかというふうに考えております。課題はたくさんあらうというふうにも認識をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

点数は、私ども見ておっても、ある程度はやられておるという理解はしております。あと1年弱残っておるんですが、その中でもこのマニフェストの部分についてはどのように考えておるのか。さらに、来年の2月でしたかな。多分、また市長選挙になるだろうというふうに思っておりますので、今後市長、どのような思いでこの残りの1年を市政に携わっていくのか、お考えをお聞かせいただき、また次の期に、最初マニフェストでしたかどこかに3期12年というふうにうたわれておりますので、当然次回もあるだろうと思っております。3期12年の思いがこれにも出ておったと思うんですけれども、そういう部分から見て、さらに亀山市を今後どう思っていくのか、お聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長は、今後、亀山市をどのように思っただ対応していくのかということでございました。

第1次総合計画も中間点を迎えました。将来都市像の実現に向け、今般議会にお示しをさせていただいております後期基本計画を積極的に推進していかなければならないというふうに考えております。

とりわけ前期基本計画におきましては、まちの求心力を高める取り組みを中心に展開がなされ、合併後の一体感が醸成されるとともに、さまざまな分野において市民活動や市民との協働による取り組みの芽がはぐくまれてまいったというふうにも感じております。今後一層、安心・安全に軸足を置くとともに、行財政改革をしっかりと推進をし、前期基本計画の成果を経営資源としてとらえた中で、それらを生かし、つなげなら、分権時代にふさわしい自立した5万人都市として、持続可能な自治体経営を行ってまいりたいというふうに基本的に考えております。この思いを反映した後期基本計画につきましては、マニフェストとの関連を十分精査をさせていただきました。また、この2年間、さまざまな市内の議論、英知を結集しながら、今回、今後5年間の施策の優先度を308の施策へと整理をさせていただいたところでございます。

その中で、とりわけ重点的かつ政策横断的に取り組むものとして、4つのプロジェクトを設定させていただきました。まち守り、まち磨き、みんな健康、子ども輝き、この4つの戦略プロジェクトをしっかり位置づけをさせていただいて、これらプロジェクトの推進力を高める取り組みといたしまして、自立した地域コミュニティ活動を促進する仕組みづくりを進めることといたしておるところでございます。この戦略プロジェクトを基軸とした後期基本計画の積極的な推進を図るのが大きな目標でございますけれども、そのスタートに当たる新年度、平成24年度におきましては、今日までしっかり離陸をしようと思切ってという思いで23年度は助走の年と位置づけてまいりましたけれども、新年度におきましては新生亀山離陸の年として力強く踏み切ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。特に強い自立した5万都市をつくるということのを伺ったわけでございます。

特に安心・安全、行財政改革については、今までからも取り組まれております。形にも出てきたものと私は思っております。やはり我々も議員の一人として市長の評価はするべきところはする。求めるところは求めていかなければならんと私は思っておりますが、ある程度、私は理解させていただきますが、最後に市長にマニフェストの重要性をちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

先般、松阪市でマニフェストの条例化ということが検討されております。市長の提案だと思えますが、松阪市長の提案をどのように思われておるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストの意義ということでありまして、やはり民主主義の手続、大変重要なエッセンスであります選挙の時点で、その政策公約を具体的にお示しをすると、財源も含めて、そういう政策体系がマニフェストであるというふうに思っております。スローガンのものから、より明確な具体策を明示するということでもあります。4年後、それに対して有権者の方がチェック、評価できるようなツールとして、私は大変意義があるものというふうに考えております。

同時に、今松阪市の対応、今回の3月定例議会へ提案をされたみたいでございませけれども、詳細をすべて把握をさせていただいておるものではございませんので、コメントは差し控えさせていただきますし、松阪市さんは松阪市さんの判断でそういう提案をされたんだろうというふうに拝察をいたしておりますが、その中身についてその論評する、ちょっと今情報を持ち合わせておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これにつきましては通告もしてございませぬんで、とっぴで申しわけなかったですが、我々議員の中でも、いわゆる議員のマニフェストというのも言われておりましたんで、市長は当然マニフェストを前回も出されておりますので、そこら辺の部分でちょっと思いだけ聞かせていただいたわけでございます。

今後、いずれにしましても亀山市を市長は離陸の年ということで24年度は考えておられます。そういう中で、24年、さらには25年、3期12年という中で、やはり亀山市を5万都市の確立を願いたいというふうに思っております。今後、よろしくお願ひしたいと思ひますが、それはそれで終えまして、次に亀山市の文化・スポーツ振興についてお尋ねしたいと思ひます。

亀山市の文化振興について、全般的に今後どのように考えておるのかということでお聞かせ願ひたいと思ひます。

最近、私は亀山市の文化については、文化、芸術に対して親しむ機会も、それぞれの各地域、コミュニティ等でも非常に活発になってきております。また、市においては文化祭の開催、さらには市民グループ等による市民ミュージカルとか演奏会等々、いろいろな形で文化力を上げておると思ひますが、その中で今後どのように考えていくのか、川戸部長、最後の議会でございます。あなたの思いも踏まえて、ご答弁をお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

文化振興に係る全体的なことということでございます。

今後の文化振興は、昨年3月に策定いたしました文化振興ビジョンに基づき進めてまいりますが、これまで培われてきました文化を継承・発展させ、魅力ある新しい文化の創造を目指す中で、市民の皆さんが文化によって心の豊かさや幸福を実感できるような暮らしの質を高める取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このため、まず地域の文化を支える市民や市民活動団体の活動を支援させていただくとともに、

文化情報の発信や文化交流の促進に取り組んでまいりたいと考えております。また、本市の貴重な歴史、それから風土や自然環境、景観などによって培われてきました地域固有の文化を市民の皆さんが誇りと喜びを持って守り、生かし、引き継いでいく取り組みを充実させていきたいと考えております。さらに、多様で魅力的な文化活動を実践する人材や団体の育成、すぐれた芸術家などが各方面で育つような環境づくりを充実させて、文化を担う人づくりを大切にしていきたいと考えております。具体的には、後期基本計画でもお示ししておりますように、かめやま文化年、それから関宿重伝建選定30周年記念、それから屋根のない博物館、そして観光面になりますけどシティプロモーション、こういった文化所管の施策を初め、他の部門の施策とも連携を図りながら、それを組み合わせるような、結びつけていくようなところで効果を高めていきたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

全般についてお尋ねいたしました。

それでは、少し掘り下げていきたいと思っております。

今後の歴史文化振興について、お聞かせ願いたいと思っております。というのは、亀山市も歴史街道としては、東海道、大和街道とかいろいろな街道もございます。そこで亀山の中に亀山宿、関宿、坂下宿というふうに3つの宿場がございますし、亀山城の城下町としても栄えてきておまして、この亀山城周辺整備について、現在も多門櫓の復元というんですか、修繕をさせていただいております。

そういう中で、この周辺を整備され、さらには関については伝建において町並みの整備も図られております。そういう部分について、私は評価いたしておりますが、そういうことの中から亀山市も市史をつくられました、IT市史ということで。そういうのは亀山市はいいんですが、私はいちから、それぞれの地域でも市史をつくるというのを、ここでちょっとご披露させていただきますが、私のまち、安知本町では、自治会の最初の取り組みとして安知本町史をつくらうじゃないかという自治会からの提案がございまして、私もそのときIT市史の教育民正の委員長をさせていただいておったときに委員として参画してございまして、そこで大学の先生に今までこういう話が出ておる、どうですかと言うたら、ぜひともつくってくれということで、私も自治会で伝えました。まだちょっと今製本発注中でございますが、このようなタイトルで70ページ弱になると思うんですけども、ものができかけています。我々の地域ではいわゆるミエゾウの時代から縄文、飛鳥時代、室町、ずうっと今まで来ております。そういう中での遺跡だけやなくして、またそういういろいろな組織の文化、さらには食の文化等々、皆ここにできております。そういう方々の努力も非常に私は敬意を表しておりますが、今後そういう地方に対しての支援はどんなふうを考えているのか、指導はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

まず初めに、歴史文化というところでご質問をいただきましたけれども、歴史文化遺産につま

しては、亀山市の長い歴史と伝統の中ではぐくまれ、守られてきた地域の財産として、将来にわたって継承し、活用を図ってまいりたいと考えております。

歴史文化を継承するに当たっては、何よりもまず個々の文化財を適切に保存、整備することがその基本となります。文化財の保存状況を把握し、所有者・地域における保存整備への取り組みを支援していききたいと考えております。

また、先ほど話ございましたけれども、関宿の町並み保存、それから亀山城周辺の整備など、文化財とその周辺を一体のものとしてとらえて、市内の多くの箇所でも歴史的な趣が感じられるような歴史まちづくり法や景観関係の諸施策を活用しながら、そういった保存整備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、地域の皆様の努力により伝承されてきた無形の文化財、こういったものにつきましても映像による記録を行うなど、伝承活動ができるような支援を行ってまいりたいと考えております。

また、一つ大きな鈴鹿の関跡というのがございます。今この調査を行っておりますけれども、将来の亀山市にとって重要な意味を持つこのような遺跡などについては、学術的な調査・研究を積み重ねるなど、資産の掘り起こしということに努めて、将来、国、あるいは県の文化財になっていくような取り組みをしていききたいと考えております。

それから、先ほど安知本町史のお話がありました。

最近、市内の各地でも地域の歴史文化をそれぞれの地域の方が守って伝え、生かしていくというような取り組みが行われております。安知本もそうだと思います。こうした活動に対しましては、情報や学習機会を提供する等の支援を行うとともに、連携を図っていく取り組みを、特に歴史博物館では屋根のない博物館創出事業というようなことで位置づけておまして、地域の歴史文化に直接かかわっておられる市民の皆さんとともに対話を重ねながら進んでいきたいと。特に昨年度完成いたしましたIT市史なんかを十分に活用いただければと思います。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

いろいろな文化については、特に歴史的についても、かんこ踊りなり獅子舞なりお神楽なり、いろいろな昔からの伝統文化もつなげていただくように、ご指導のほうを今後よろしく頼みます。

それでは、次に食文化の振興についてお伺いします。

食文化につきましましては、昔の食を伝統的に次代の子供たちに教えるのも文化だと私は理解しています。特に、例えば私どもの地域では、塩飯を食べようやないかと。というのは塩飯、いわゆる現代でいう味飯なんですけれども、ぼたもちとか、汁だんごとか、いろいろな昔の食が伝わってきております。私どもも、子供たちにもやはりそういうようなものを教えて食べさせたりもしてきておったんですが、そういう食文化については、食育とともにいろいろな文化の一つとっております。食育は食育でも、やはり食の文化はまた違う。その中でもやはり家族の中で一緒にご飯を食べるのも、食文化の伝統のためだろうというふうには私は思っておりますが、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

食文化振興についてでございますが、昨年3月、食育と健康のお互いの相乗効果が生み出されますよう、亀山市食育推進健康増進計画を策定いたしました。その中で、食文化の継承・発展という項目を設けておまして、目指す姿といたしまして、伝統的な食文化を継承し、新たな食文化を生み出しているという姿を描いております。市民の皆様にも、その時々に行事食や地域固有の郷土料理など、地域で長年培われてきました食文化を積極的に日々の食事に取り入れ、受け継いでいていただきたいというふうに考えております。

また、急須でお茶を入れて飲むという、こういったことなども食文化の一つと考えております。

そこで市としましては、子供のころから地元の食材に触れてもらうため、市内でとれた新鮮な農産物をたくさん使って調理した「かめやまっ子給食」を実施するほか、学校や園の給食だよりや食育だよりを通じた家庭への情報提供を行っております。

また、毎週土曜日に開催しておられます「亀の市」でしゅんの農産物を使った簡単レシピを配布したり、食生活改善推進協議会による市民地区伝達講習会の支援を行うなど、しゅんの食材や行事食についての情報の提供をしております。今後も食文化を伝える市民活動の支援をし、地域の食文化に対する市民の関心を高めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

食文化については、家庭でも地域でもそうなんですが、学校教育の中でも今まで取り組まれておったと私は思っております。今後も、そのような取り組みをさらに継続していただきたいなというふうに思っております。

それから、次に芸術文化振興についてですが、一番最初に部長の思いを聞かせていただいたんで、大体わかりました。今後、芸文協等を中心に、さらに振興するためにも、市の指導をしていただきたいなというふうに要望しておきます。

時間も経過しましたので、次に入らせていただきます。

話は変わりますが、今度も文化部の施策でございますのでお尋ねするんですが、今後のスポーツ振興について考えをお聞かせ願いたいということでございます。

平成23年8月にスポーツ基本法が施行されまして、総合的にスポーツ振興等が求められております。そういう中で、現在も亀山市は総合型地域スポーツクラブの設立準備をされておりますし、さらにスポーツ施設の整備を図っていただくという思いが私はございますので、その考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

スポーツの推進につきましては、先ほど議員おっしゃられました、特にソフト事業の部分としまして、新たに亀山地区に総合型地域スポーツクラブ設立準備会が結成されましたので、平成24年度から活動を開始されることとなりましたので、関地区で既に活躍してみえますL e t ' sスポー

ツわくわクラブの皆さんとともに活動を支援していきたいと考えております。

また、施設の整備の関係でございますけれども、施設の整備につきましては、快適な利用環境を提供するため、現施設の整備、修繕に努めてまいります。現施設、確かにいろいろと私どもも伺っている中では、利用申し込みが重複した場合には非常にご迷惑をおかけしておるところでございますけれども、そういった場合には、県営スポーツ施設なり、他の市町のスポーツ施設の活用も考慮していただいて、お互いうまくやっていただきたいと思いますと考えております。また、施設整備に合わせまして、今度は施設の管理になるわけですが、施設の管理につきましても、利用者の皆さんが気持ちよく利用していただけるように、指定管理者でございますので、指定管理者との協議を十分に行いまして、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

これにつきましては、10年後に三重県国体が誘致されると聞いております。9年になりますかな、残り。その中でスポーツ振興を含めて聞きたいんですが、我々スポーツに携わっている一人として、いろいろな施設をお借りしますと、整備がなされておらないというのを非常に私も痛感するわけでございます。これは、私は指定管理者に言いたいんですが、やはり行政が指定管理者に契約をお願いしておる部分がございますので、そういう部分は行政として指導していただきたいなと思っています。

いわゆるグラウンドにおいても、前にも言わせていただいたと思うんですが、草は生えっ放しですぐさま競技ができないと。我々、子供の時は田んぼの中で野球をした一人ですので、どんな境遇でもできます。しかし、今の子供たちや競技者にはとても無理やと思います。ある程度の整備はしてあげなければできないと思います。やはりまだ競技スポーツとしては十分な施設整備をしなければ、ここからのアスリートは生まれません。そういう部分から見て、10年後に国体が誘致されるというので、市長、考えがあったらお聞かせ願いたいなと思っています。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

まず10年後の三重国体のお話をいただきましたけれども、その前に指定管理者の管理の部分で、ソフトボール場の草の問題もお聞きしております。

まずソフトボール場の整備につきましては、24年度の予算で芝生の張りかえ等、全面改修を行うような予定にしておりますのでご了承賜りたいと思います。

それから、10年後の三重国体についてでございますけれども、現在、内々定の状況でありまして、三重県におかれまして平成24年度に準備委員会が設置されて、方針が決定された後に、二、三年をかけて各市町や競技団体と協議して種目を決定されると、そのようにお聞きをしております。このような状況でありますことから、現時点でどういった種目を受け入れるとか、そういった特定の考え方は今は持っておりません。新たな施設というよりも、現施設の中で実施できるような種目になるんじゃないかというような考えでおります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私、市長の思いを聞こうと思ってお尋ねしたんですが、部長の流れは私も聞かせていただきました。今後、亀山市がこの中での種目、やはり誘致等も絡むと思いますので、市長の考えを再度お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

三重国体に対する誘致も含めた考え方、市長の思いをということでございます。

今も部長が答弁をさせていただきましたが、今後三重県を中心に準備委員会が設立をされて、いろんな協議が始まってまいります。議員もご案内のように県下29市町、昭和50年の三重国体もさまざまな論議があったわけでございますけれども、競技団体との関係、それぞれ市町村の受け皿の問題、あるいは体育協会を初め、それぞれ地域の団体の考え方、こういうものの中で、現時点でどの競技をとというようなことはまだ考えておりませんが、さまざまな今後の議論や調整の過程でどう対応していくのかということを決定的にしていきたいというふうに考えております。

ただ、現段階におきまして、新たな施設整備は考えていないところでございますけれども、これは本当に三重県全体が今ご指摘のようにスポーツ施設が非常に脆弱であると、亀山だけではなくて、そういう状況でございます。県政全体の大きな課題でもあろうというふうに思いますし、県と市町がどのように連携や役割分担の中でこういうものを向こう10年内外で対応していくかというのは、なかなか困難かつスピードが求められる作業、そういう議論が始まっていくと思います。そういうものも横にらみで、我々は亀山市としてどうあるべきか、この整理をしていかななくてはならないというふうに今は感じておるところであります。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

10年というのはじきにたちますので、そういう部分から見て市長も誘致に基づいて、施設整備も図っていかなければ、周辺整備も図っていかなければならないと思いますので、ここでお考えをお聞かせいただいたわけです。

それから、来年、全国中学校体育連盟の全国ソフトボール大会が開催されるということでございますが、現在教育委員会としての取り組みをお聞かせ願います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

ご質問の全国中学校体育大会の取り組み状況でございますが、本大会は中学校教育の一環といたしまして、中学校生徒に広くスポーツの実践の機会を与え、技能の向上とアマチュア精神の高揚を図り……。

（「取り組みだけ教えて」の声あり）

○教育次長（上田寿男君登壇）

取り組みでございますが、まず平成23年度におきましては、スポーツ振興室と、23年度開催されました宇治市のほうへ視察に行っていました。その中で、今後の会場の整備について議論したところでございます。また、新年度においては亀山市において実行委員会を立ち上げる予定でありまして、準備を進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ携わっていただいておりますのは感謝申し上げます。成功裏に終わるまで頑張ってくださいたいなと要望しておきます。

それでは時間も少しになりましたので、最後の項目でございます。

亀山市の商店街の支援についてでございますが、まず白いまち、いわゆる東町の商店街ということでございます。今後どうするのかというふうでお尋ねしたいわけでございます。

これも当初、白いまちと言って、亀山市が行政指導の中であのまちづくりをやってきたと、私は振興組合を立ち上げてやられたというふうに思っております。現在、そういう中で、この間の大市もございました。平素の、アートとかいろんなものもございます。きょう広告に入っております100円ショップもその一環だと思います。そういう人を集客するいろいろなイベント等も行われております。

しかし、あのアーケードを見たら白いまちではございません。もう茶色のまちに変わりつつあるかと私は思っております。あのアーケードを白く塗った白いまち、亀山市という私はイメージがあったんですが、今はさびが来て、ところによっては落ちへんかなという部分のところもあると聞いておりますし、その白いまちを今後どのようにやっていくのか。地元へ全く任せておくという考えもあろうかと思いますが、やはり私はここで当初、亀山市が白いまちをつくらうじゃないかと言って発案していったものであるのもので、やはり後々も面倒を見ていかなければならぬというふうに思っております。その白いまちのまちづくりだけじゃなくして、商業の振興についてもお尋ねしたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

東町商店街でございますが、昭和62年の近代化事業の完了当時は、当時82名であった商店街振興組合の組合員数も現在32名と半数以下に減少をしているところでございまして、商店街もシャッターが閉まったお店が目立つというような状況でございます。

また、先ほど議員言われましたアーケードの老朽化も進みまして、振興組合さんではこのアーケードを今修繕して維持していくべきか、あるいは撤去すべきかというような形で検討をされていると伺っているところでございます。市としまして、現在このアーケードの電気代の補助、また東町商店街の多くの店舗が加盟されておりますポイントカード事業などの支援、また亀山大市の開催の支援など、さまざまな支援も行っているところでございますが、今後は東町商店街では市の中心的な商業集積施設という活性化も期待をされております。また、その一方では、商店街をやめられた

後もそのまま暮らしておられる方も多く見えまして、住宅地としてのまちの色合いも強くなってきているところでございます。

そんな中で将来のまちの姿を考えるという中では、このアーケードのあり方についても決定していきたいという振興組合の思いもありますことから、市といたしましても、そういった検討の取り組みについても協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、商店街の活性化の調査研究事業というのを、平成23年と22年で東町商店街とか駅前の方々とも参画をしてもらってつくってきたわけでございますけれども、この点につきまして、今後地域と一体となって、この具現化について実現をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

振興についての施策、私はまちづくりについてもお尋ねしております。時間も少なくなりましたので、私、所属の委員会でございますので、また委員会のほうで議論させていただきます。

それから、駅前の商店街の活性化についてもお聞かせ願いたい。

最近、駅前の再開発の研究会ですか、そういうので現在やられています。以前、昭和の時代には50の上の店舗もあったと思いますが、今現在もうわずかというふうに聞いております。研究会が頑張っ、これからどうしようかと、市の指導も仰ぎながらやられておると思いますので、今後十分にここの部分も市の指導、支援をしていただきたいなという思いがございますので、考えをお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

現在、駅前につきましては、駅前周辺地域の再整備ということも進んでございますので、この再整備にも合わせて関係部署とも連携を図り、この地域の商業振興に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

宮崎議員。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

私、欲張りでございますので、ようけあるので時間がもう迫ってきました。

今度は関町の町並み振興をどうするのかということでお聞かせ願いたいと思います。

関町の町並みについては、私の思いの中では余り店がなかった町やと思っておりますが、最近やはり集客がふえてきてまして、いろいろなかわいらしいお店屋さんもどんどんふえております。そういう自分ながらのまちづくりの中での商店街の活性化を図られていると私は理解をしています。やはりそういう皆さん方の思いを市は今後どのように援助していくのか。これは関宿だけやなしに、亀山市全体の商業についての考えを、市長の考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、後期基本計画がスタートいたしてまいりますけれども、その中で基本施策として都市づくりの推進、それから商工業を中心とした活力ある市街地の形成、商工振興、観光、まちづくり観光、こういうものを連動させて、今までの地域の資源をもう1回つなぎ合わせていったり、新たに新たな機能を入れていくというような総合的な対応が必要だろと思うております。

東町の商店街につきましても、四半世紀経過をして、今日、さまざまな今後への内部での議論が始まっておりますし、関宿におきましてもさまざまなアプローチが、今回ひな祭り街道、非常に盛り上がっております。さらに駅前につきましても、新たな駅前再生の計画を策定に、後期基本計画戦略プロジェクトとして位置づけて次の段階へ入ってまいります。

いずれにいたしましても、そういう人と人、地域の資源を磨き上げていくような、そういうアプローチを総合的に全庁的に対応してサポートしていく、協働していくという考え方で臨んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

14番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 大井捷夫議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

約1年ぶりの一般質問ということで、緊張しております。

このたびは、朝から議長の配慮もありまして、昨年3月11日のあの東北の大震災があつて、きのうでちょうど1年を迎えます。昨年3月11日の2時46分でございます。あのときの大きな揺れは、今も脳裏に焼きついております。朝から、亡くなられた方、それから、まだいまだに見つかって見えない方が見える中で、皆さんと一緒に哀悼の黙祷をささげました。本当に一日も早い復興を期待したいというふうに思っております。

私は一つ残念なことには、国がもう8年ほど前になりますけれども、3党合意で、超党派だと思っておりますけれども、緊急事態基本法をつくらうという動きがありました。それが、やはり政争といたしますか、要するに政権交代というようなことで終始をして、その基本法が制定に至っていなかったと、それがこの今の国の対応がおくれた大きな原因であるのではないのかなと、そんなことを感じております。私は、この安心・安全のまちづくりにつきましても、全国のいろんな市で取り組まれていることを、その場で市長に提言も含めて質問したいと思っております。そういうことで、本当にお悔やみを申し上げたいと思います。

ちょっと順序を、私は今回通告では変えます。

まず亀山の森林事業施策についてでございます。

私は、昨年の9月に市民協働センターみらいにおいて、小坂議長も同席をされていましたが、森林のコンサルタント、この方は、森林業界の生き字引だという方でございます。彼の亀山市の森林事情についてお話を伺う機会をいただきました。そういう点とあわせて、今回、昨年の11月に、地元の県会議員も森林行政についてという質問をして、きのう、私のほうへもその中身の情報をいただきました。そういう視点で、私が質問させていただきます。

まず、私の知る森林は、雨水を蓄えて時間をかけて川に流す働き、すなわち水源涵養機能や、土砂の流出、崩壊を防ぐ働き、土砂災害の防止機能、それから二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する働きなど、さまざまな働きを持っております。また、木材の生産も森林の重要な働きの一つでございます。これまでの森林の多くは林業を通じて守られてきましたが、社会や経済状況の変化によって林業が低迷して、森林所有者の手入れが行き届かない森林が発生をし始めてきていること、これらの森林では、森の力が十分に発揮されません。私は、このような状況の中にある森林資源、自然保護、環境保全の問題は、ゆゆしき課題であると考えます。

そこで、まず1点目は、亀山市において森林の現状と、自主的な整備及び整備状況と森林整備に関する本年度の主な事業、お金も含めてお聞かせをいただきたいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質問に対する答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、現況と整備の状況でございますが、亀山市の森林は、市域全体面積1万9,091ヘクタールの約64%の1万2,102ヘクタールでありまして、そのうち国有林を除く私有林は約1万1,800ヘクタールとなっております。この私有林におけます人工林の割合は、全国平均の46%より高い約70%の8,155ヘクタールということになってございます。これは、戦後の積極的な造林推進の結果であると考えられますが、これらが現在、伐採適齢期を迎えているという状況でございます。

従来、人工林は林業の生産活動を通じて適切に整備されてまいりましたが、輸入材による国産材の価格下落により採算性が合わなくなりまして、さらに、林業の担い手の減少や高齢化により山林が整備されず、木材としての利用サイクルが成り立たなくなっており、森林が適正に管理されていないという現状はございます。そのため、市では、市内の私有林を環境林と生産林に区分しまして、水源涵養や土砂流出防止などの森林の公益的機能の向上を図るための間伐を中心とします環境林整備や、木材の循環利用を図る生産林の利用間伐を行っているところでございます。

森林整備の実績は、森林組合や林業事業体におきまして、平成21年度は389ヘクタール、平成22年度では366ヘクタール取り組んでいただいたところでございます。また、来年度、平成24年度の主な事業予算でございますが、森林環境創造事業といたしまして2,229万1,000円、それから林業生産活動支援事業としまして1,219万6,000円と予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

森林の多くが民有林、いわゆる私有財産であるということから、間伐等を初めとする森林整備の実施は、森林所有者の意欲、意思にゆだねられております。補助金などの援助があるものの、整備が進まない傾向がまだあるようでございます。そのために、森の力が発揮されない不健康な人工林がふえて、今の答弁でもありました水源涵養や土砂流出防止の公益的機能の低下が懸念をされ、特に公益的機能の恩恵は市民全体が享受しているものですが、こうした機能を将来にわたって持続的に発揮させていくためには、生産林、環境林であっても、良質材の生産機能や環境保全機能の高い森づくりを積極的に推進していただきたいというふうに思っております。

次に2点目は、森林の現状と今後の対策についてであります。森林の手入れ不足から発生している問題であります。

シカが森林を荒らしているような話をよく耳にするようになりました。実際に、かなり深刻な問題となっているようでございます。林業では、苗木ばかりではなくて、長い年月をかけて育てた植栽木の枝葉や樹皮が食べられたりはがされたりして、正常に育たないという問題がございます。森林コンサルタントは、鈴鹿山系の森林植生に対するダメージは甚大で、森林の資源循環にも大きな障害になりつつある。次世代樹種の創出によって、植生が単純化しているというような状況にあるというふうに聞きます。数十年かけていろいろと手を打ってきたが、決定的な対策がないというふうに言われております。そこで、このニホンジカの食害の実態と今後の対策についてお聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

ニホンジカは、市内の森林を広く行動いたしておりまして、樹木に被害を与えており、シカの口が届く高さ、約2メートルの枝葉や樹皮、下層植生が食害されているという状況でございます。このような中、食害対策といたしまして、林業事業体などによる獣害被害防止ネットの設置や、有害鳥獣捕獲を中心に対策を行っているところでありまして、今後も林業事業体や猟友会にご協力をいただきながら取り組んでまいると考えているところでございます。

なお、有害鳥獣捕獲数でございますが、シカにつきましては平成22年度は85頭、平成23年度は10月末で114頭の捕獲を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございました。

シカは繁殖力の高い動物だということでございます。そのためか、現状のシカは相当過密な状態になっているというふうに聞きます。そこで、シカの樹木の被害軽減策の1つとして、一定数に減らして健全なバランスを保つことが必要ということも言われております。今答弁ございましたように、年間85頭が114頭というふうにふえております。そんな状況の中で、今後も有害鳥獣対策

を積極的に進めていただきたいというふうに望むものでございます。

次に、大きく3点目は、森の林業の指針とする森林・林業再生プランというものが策定をされています。いよいよ実行段階を迎えております。通告では平成24年としておりますけれども、22年から始まっているこのプランには、10年後の木材自給率50%以上を目指すということで、市長の現況報告にもございました。

そこで、小さく1点目は、この再生プランを受けて森林整備計画が見直しをされております。今後、この計画をどのように見直し、どのように取り組まれていくか、お聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

国の森林・林業再生プランに基づきまして、亀山市では森林整備計画の見直しを行いまして、新たに地域の実情に応じた森林づくりのマスタープランとして位置づけるものでございます。

この計画の重点的な取り組みといたしまして、まず1番目に、亀山市の森林を国が示した森林の機能区分により一部を見直して、その区分を基本としまして、三重県型森林の機能区分であります木材の持続的な生産を行う生産林と、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す環境林に区分しまして、森林整備を進めてまいります。

2番目に、森林整備の拡大が図られますよう、森林所有者を取りまとめて森林を団地化し、作業路網の整備と高性能林業機械を組み合わせた提案型集約化施業により、生産性の高い低コストな作業システムを構築していくと。

3番目といたしまして、木材の需要拡大を図るために、亀山市公共建築物等木材利用方針に基づきまして、地域材を利用した公共建築物の木造化、木質化を推進してまいると。

以上の3点を重点的に実施して、適正な森林整備に努めてまいると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

この森林利業再生プランは森林整備を促進するということで、亀山の木を公共施設、あるいは一般住宅に利用していくということで、地産地消という森林のサイクルが再生されて地域林業を活性化するものでございます。地産地消という点で、この後ちょっと関中学校の教育効果についても伺いますけれども、再度、この地産地消を、要するに亀山の木材を積極的に利用するという働きかけというのが非常に大事ではないのかなというふうに思っております。そういう点で、市長を先頭として、経営会議等でその辺の情報交換を進めていく、しっかりやって取り組んでほしいというふうに思います。

再度、これにつきましては、国分部長から答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市では、亀山市の公共建築物等木材利用方針というのを定めました。これを経営会議、また2月には部長会議を開きまして、この部長会議の中で、公共建築物の中で市が率先して利用しているということで、そんな中で地域材の調達というような形を進めるというところで、再度認識を深めたところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2点目でございます。木造化された関中学校の教育効果についてでございます。

昨年7月に、平成23年度木造施設普及コンクールで、23年3月に完成しました関中学校が農林水産大臣賞に選ばれました。このコンクールは毎年実施をされておりまして、木材利用分野の拡大とか、地域材の有効利用、低位利用木材の有効利用とか、木材利用推進に資するものということで、総合的に全国で最高位の農林水産大臣賞を受賞されましたことは、子供たちの学習をより充実したもので、豊かな教育環境を整備したことは極めて大切なことであると思ひます。この点につきまして、教育委員会の教育長か教育次長のほうからでも結構でございます。どうかその点について、教育的効果がどのように期待できたかをお尋ねしたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

関中学校の教育的効果についてお答えをさせていただきます。

関中学校の校舎建築工事につきましては、「木のぬくもりを感じる校舎」をコンセプトの一つとして掲げ、学校は、生徒が1日の大半を過ごす場であり、ゆったりとした気持ちを持って勉学に励み、将来において学校そのものに誇りを持つことを期待し、木造校舎建築に取り組んだものでございます。

その効果といたしましては、各先生や生徒全員が、以前よりも比較的落ちついて学習に励んでいるといった印象を持っていることが上げられます。また、生徒が休み時間や放課後に、中庭に集まってコミュニケーションをとったり、多目的ホールに集まって自主的に学習している姿が見受けられることでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

この学校同様、効果的な木材利用の拡大につきましては、川崎地域のコミュニティの建築も木造化を図ったということでございます。そういう点では、波及効果を大いに期待しております。

次に3点目です。今後の地域森林業への支援についての質問でございます。

森林の多くが民有林、いわゆる私有財産であることから、間伐等を初めとする森林整備の実施は、森林所有者の意欲、意思にゆだねられております。補助金などの援助があるものの、整備が進まない傾向があるように思ひます。森林所有者に対して、わかりやすく森林整備の内容を伝えて、理解

を得られるようにしなければなりません。そのためには、林業事業体は可能な限りのコストが削減という作業の効率化を図って、林業の経営の安定化に向けて努力をしなければ、森林が真の持続可能な資源とならないと思うところでございます。そこで、今後の地域森林業への支援をどのように考えていかれるのかをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市では、平成21年度から森林所有者の負担軽減に寄与するために、搬出間伐や路網整備などに関し、国・県補助金へ上乗せ補助を行っているところでございますが、この制度は、森林所有者の森林整備への意識向上が図れるとともに、林業事業体への施業委託が促進されますことから、今後も引き続き上乗せ補助を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、森林の団地化・施業の集約化への同意を得ることが困難な森林所有者に対しまして、林業事業体だけでなく、市も一体となって取り組みを行って、森林整備の拡大を図っていくというふうを考えてございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

森林整備を進める上で、森林所有者の同意を得ることは不可欠でございます。林業事業体が苦勞するところであります。より一層、林業事業体と一体となって森林整備の拡大に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、小さく4点目は、新たな事業の取り組みの考え方についての質問でございます。

育てる山づくりから利用する山づくりへと、今後、亀山市として主体性が問われるようになってくると思います。森林資源としての木材の経済的価値は依然低下傾向にあるものの、長期的には、環境、水、教育、保健等、複合的な森林の多面的な機能を見出しながら、亀山の地域財産として、健全な森林の育成、林業、木材産業の振興を通じた地域の活性化など、新たな視点で考えられる施策ではないかと思えます。ご所見をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

亀山市産材の利用拡大を図るためにも、まずは亀山市みずから公共建築物の木造、木質化に取り組むと。そして、木造関係団体と協働いたしまして、一般消費者などに向けて亀山市産材の利用をPRして、一般建築物の利用拡大までつなげていきたいというふうに考えてございます。

また、このほかに林業経営の安定化を図るためにも経費の削減ということで、木材の生産から加工までの流通システムの効率化にも取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

最後に、先ほど申しましたとおり、森林を利用する時代になってきました。森林を木材として利用するだけではなくて、未利用間伐材も森林資源として活用すべきであります。

最後になりますけれども、先月、新聞等で、三重県と中部電力は、木質バイオマスを発電用燃料として利用するとの報道がなされました。亀山市としては、森林整備の観点から、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

このバイオマス燃料の内容でございますが、火力発電所の石炭との混焼発電燃料として森林の未利用間伐材を活用するものでございまして、県が進めております実証実験の結果を踏まえて、研究・検討をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

亀山市も放置された間伐材を、再生可能エネルギーの観点から、できる方策を検討していただきたいというふうに思います。

自然エネルギーベストミックスという視点で、原子力振興がなかなかこれからは難しい中で、風力、太陽光等々の研究も含めて、こういうバイオマスの発電についても十分検討していただきたいというふうに思っております。

私は、林業の振興を上げて、こういうことで質問をさせていただきました。まだまだこの問題、非常にたくさんの課題があります。これからもこの森林業、農林業ということで、農業につきましては何回もやらせていただきましたけれども、この視点でやらせていただきたいというふうに思っております。

この項の質問はこれで終わらせていただきまして、次に、文化振興による亀山のまちおこしということで質問をさせていただきます。

平成22年、市長部局に文化部が設置されました。新たに設置されました文化部の文化スポーツ室が事務局となって、平成21年の中ごろから教育委員会で進められた、櫻井新市長が就任されてから、文化の力を生かしたまちづくりが必要であるという強い思いのもとで、23年の3月には、向こう10年間の亀山市文化振興ビジョンが制定をされました。そういう中で、伊勢の国亀山、文化創造都市、伝統の文化と創造の文化の調和発展とすると明記をされております。これまでも多くの自治体が文化によるまちおこしで非常に成功されたという事例がございます。

昨年の3・11の震災以降、余り声高に叫ばれなくなったようには感じますけれども、私は、こういうときだからこそ文化振興、文化力を高める必要があるのではないかと。なぜなら、文化振興の究極の目的には、このまちに住んでよかった、いつまでもこのまちに暮らし続けたいと感じてみえる方がたくさんございます。

そこで、まず1点目は、市長は文化振興をどのようにとらえ、どのように取り組んでいかれるのか、ご所見をお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

大井議員のご質問にお答えをいたします。

文化振興の基本的な考え方についてというお尋ねでございます。

申し上げるまでもございませんが、文化振興につきましては、子供から高齢者に至るすべての世代が、すべての市民が、文化によって心豊かな生活を送ることができるクオリティー・オブ・ライフ、生活の指数でございますが、これの向上を目指して取り組みを進めていきたいというふうに考えております。このようなことから、昨年、亀山市の文化振興ビジョンを策定いたしました。これをもとに、今般お示しをしております後期基本計画に、文化振興に係る諸施策を位置づけたところでございます。

今後、具体的なこれの推進をしっかりと進めていきたいと思っておりますし、文化という概念の中には、いろんなジャンルというか、非常に幅の広い概念でございますので、それぞれの亀山のまちにあります地域の資源や人の持つ力といいますか、こういうものが本当にそれぞれ素晴らしいものがあるわけでございますが、こういうものが全体として素晴らしい調和を保てるような、つなげていくといたしますか、こういうところに注視をしながら、今後この施策の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。そうすることで、議員触れていただきました、市民の皆さんの愛着と誇りにつながるような、そして本当に豊かさや幸せを感じるような、そういうまちの風土ができ上がっていくのではないかと、そのように確信をいたしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

市長のマニフェストには、午前中の宮崎議員からもいろんな角度から文化振興につきましてはいろいろ質問がありました。市長のマニフェストには、「文化のカタチ、日本一の文化首都を目指して、芸術文化基金の創設、市民ミュージカル劇団の設立を進める」と掲げられております。この辺についての、去年策定された文化振興ビジョンを示されたその進捗状況も含めて、この点についてご答弁を願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストとの関連でご質問をいただきました。

マニフェストの中に掲げました芸術文化基金の創設でございますけれども、ちょうどビジョンの策定の折にも考え方をお示しさせていただいたかというふうに存じますが、この策定段階でも庁内でも検討いたしました。その結果、新たな基金を創設するよりも、既存のまちづくり基金などを活用して、文化振興を含めた市民活動全体のあり方を見直してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

さらに、市民ミュージカル劇団の設立につきましては、先般も市民オペラ等々開催をいただきましたけれども、既に市民が主体となってお取り組みをいただいております劇団や、これは亀山市の文化会館の自主事業として実施されております亀山ミュージカルなどもございますので、新たに行政が劇団を設立するという方向ではなくて、市民や文化会館と協働しながら一緒になって、それらの活動がさらに充実をされ、市民ミュージカル劇団と呼ぶにふさわしいような展開になるように、行政としては支援をしてみたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

市長のほうからもお話がございましたように、やはり市民主導といいますか、行政が一緒になってという、そういう言葉を今いただきました。市民の自主性に任せるということだけではなくて、やはり中へ入って一緒になってというところが、これから協働といいますか、啓発という点では大事なことであるというふうに思っております。

先日ですか、オペラがありました。私もオペラというのは初めて見させていただきました。ミュージカルも、亀山文化会館で計画されていますミュージカルを卒業といいますか、ここで鍛えられた人が宝塚の音楽学校へ入学をされたということも去年ございました。いろんなもので亀山が拠点になって、そういう動きがあるというのも事実でございます。

次に3点目、文化振興ビジョンには「みえる化プロジェクト」というプロジェクトが設置されておることを聞きます。どのようなプロジェクトなのか、また既に立ち上がっていると思いますが、その進捗状況について、またこの事業の目指すものは何か、そういう点で今後の計画についても聞かせを願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

「文化のみえる化プロジェクト」についてのご質問でございますが、「文化のみえる化プロジェクト」には、かめやま文化年プロジェクト、それから歴史的風致のまちづくりプロジェクト、それから未来に羽ばたく人づくりプロジェクトのこの3つのプロジェクトがございます。まず、かめやま文化年プロジェクトにつきましては、3年に1度をめどに、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催することで、より効果的な活動の場がつくられ、市民ネットワークの創出や、市民の文化力の向上、新しい文化の創造につながることを期待するものであります。

2つ目の歴史的風致のまちづくりプロジェクトにつきましては、亀山市が持っております歴史文化遺産や自然環境、景観などを生かしたまちづくりを推進することで、地域への誇りや愛着、地域の魅力創造につなげていこうというものでございます。

また、3つ目の未来に羽ばたく人づくりプロジェクト、これにつきましては、文化の視点を取り入れて、持続成長するまちづくりを進めるため、将来の文化の担い手となる人材を育成するものでございます。

今の進みぐあいといいますか、24年度の取り組みといたしましては、このかめやま文化年プロ

プロジェクトでは、文化年準備会を設立して計画案の作成に取り組んでいきたいと思っております。講演会等の開催や文化年のイメージキャラクターのデザイン募集などを通じて、文化年の周知に取り組みたいとまずは考えております。

それぞれのプロジェクトにつきましてでございますが、歴史的風致に関しましては、亀山城周辺の保存整備、それから平成26年度関宿の重伝建の30周年、これに向けた取り組みを進めていく1つとして、旧田中家の保存修理にも着手していきたいと思っております。また、ソフト事業でございますが、屋根のない博物館創出事業と、こういうものにも取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

身近にすぐれた作品の鑑賞の場づくりとか、あるいは文化活動の拠点づくり、市民の皆さんが日常生活の中に文化が身近に感じられるような環境づくり、文化会館と連携をしていただいて、人材の養成、新しい文化の創造にも取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、4点目でございます。

文化振興とスポーツ振興を併合されました。新しい文化部が新設をされました。この併合したことによってうまく進捗しておりますか、活動がうまくいっているかという点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

文化振興とスポーツの振興の併合といいますか、コラボレーションの話でございますが、スポーツ文化の推進とともに、スポーツ事業と文化事業のコラボレーションということで、重要な事項とこれはとらえて推進していきたいと考えております。昨年、また本年もそうですけれども、江戸の道シティマラソン大会では、葛葉太鼓保存会の皆さんに威勢のいい太鼓を聞かせていただいて、大会を盛り上げていただきました。このようないろんな機会をとらえて、このスポーツ事業と文化事業のコラボレーションというところに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。

午前中の宮崎議員のほうからも話がありました。いわゆる食文化とか、歴史的な文化振興という視点で、これは行政のすべての施策と運営を、文化行政という点でそれに改めることが行政の文化化であり、新設した文化部の役割であるというふうに思っております。今後、文化部は行政の文化化の全庁推進事務局でなければならないというふうに思っております。そのような気概で取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に5点目、屋根のない博物館についてであります。この言葉はどこから発信されたのか、ち

よっとよく存じませんけれども、歴史館の館長さんのほうからそういう話があったというやに聞いておりますけれども、どのような意図があるのか。IT市史を活用したものであるからというふうには思いますけれども、具体的にどのようなことをするのか、お聞かせをください。

○議長（小坂直親君）

川戸文化部長。

○文化部長（川戸正則君登壇）

屋根のない博物館のご質問でございますが、この名前とといいますか、この名称は平成20年7月にIT市史を編さん中でございましたが、そのときに、今後の博物館のあり方として教育委員会のほうで方向性が示されたのが最初でございます。そして、今回の後期基本計画のほうに位置づけをさせていただきました。

その内容につきましては、市域に数多く存在するあらゆる歴史文化について、地域の方々と市内外から来られる来訪者との交流を通じて守り伝え、学び、さらには地域の資産としてまちづくりに生かしていく仕組み、この全体の考え方を示しております。この仕組み全体を、あたかも市域全体が屋根のない博物館というようなイメージで見立てて、そのような名称をしております。

その動きといたしまして、まず地域の方々が、さまざまな学習機会や他地域の方との交流によって、地域の歴史文化について再認識していただくものです。これによって、地域の歴史文化を生かした多面的なまちづくりが進められ、亀山で一生過ごすことを誇りとし、一人一人が生き生きと輝き、幸せに暮らせるまちの実現を目指すものでございます。

特に、この歴史博物館では、学習活動や調査・研究、保存といった活動を通じて、歴史文化をつなぐ役割をしていくと。特に24年度については次世代を担う人づくりということで、学校教育における地域学習の支援から進めていきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。時間も配分がありまして、どうか文化振興は、そういう意気込みで進めていただきたいというふうに思っております。

最後に、安全・安心のまちづくりという点で取り上げさせていただきました。

これは、私は、ことしは総務委員会に所属をしております、その委員会の1年の調査・研究のテーマでもあります防災力の強化とか、防災体制の充実、地域防災の強化という趣旨で意見を交換しながらいい研究を進めていきたいと思っております。そういう視点でこれを取り上げさせていただきました。

今回の災害で、陸前高田市におきましては、約7万本の松原や巨大防潮堤でさえも大津波を防ぎ得なかったことは、土木技術者としての痛恨のきわみではなかったのだろうかというふうに思います。構造的に、いわゆるハード防災が巨大災害時には本当に無力であるということを残念ながら立証されてしまったことであると思います。

ここで思いますのは、今こそ土地本位制から脱却を図って、本当の意味でのまちづくりとしての土地利用計画を推進すべきであると思うのは、私だけではないというふうに思います。地域、歴史、風土を尊重しつつ、地形・地質を生かした土地利用計画によって、それぞれの地域の特性に合った、

最適化した交通計画、エネルギー関連を含むインフラストラクチャーを構築するであると痛感しております。そのためには、救援、復旧期から復興期までの間に地域コミュニティを喪失させないがためにも全国民の支援が必要であると思います。

前段は長くなりましたけれども、市長は、マニフェストに3つの戦略プロジェクトの7つのカタチとして掲げられました。この安心のカタチ、命と優しさのためにとして医療費の無料化、医療センターの再生など、8つの事業を掲げました。今回は、安心・安全との観点から、この安心のカタチに注目をいたしました。

そこで、1点目の質問としまして、安心のカタチとして掲げられた安心をどのように思い、位置づけられて見えるのか、お聞かせを願いたいと思います。市長、お願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

安全・安心のまちづくりについてのお尋ねでございます。市長はどのような思いを持って、どう位置づけていくのかということでございます。

私自身がマニフェストで掲げました中で、「安心のカタチ」の「安心」という概念の思いでございますが、ちょうど平成20年の4月に策定をいたしましたまちづくり基本条例、この中に9つのまちづくりの基本原則を明示いたしました。その一つとして、安全・安心の原則として、安全で安心なまちの構築に努めなければならないと定めさせていただきました。この概念と同様でございますが、市民お一人一人が生き生きと幸せに暮らすためには、例えば防災、例えば防犯、あるいは健康医療の体制、これらの強化を図ることで、根本となります命、さらには優しさのためにつながる施策の推進を進めていこうということが私自身の考える安心のカタチでもございました。市民、事業所、あるいは行政、これらは自助・共助・公助といったそれぞれの役割に基づいて、協働して築いていく必要があると基本的に考えております。

今後でございますけれども、安心・安全に軸足を置きながら、自立した5万都市として、持続可能な自治体経営、地域経営を行ってまいりたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

ありがとうございます。時間の関係がありまして、防犯に対する組織、協会等との連携というのでは、私もこの防災についての質問もさせていただきました。そういう点では、それぞれの組織との応援体制という点では十分やっていただきたいと。

最後に、4点目になりますけれども、安全・安心の基礎となる条例の整備という点でございます。

まちづくり基本条例第16条には、まちづくりに当たっては、安全で安心なまちの構築に努めなければならない。だれが行うのか。安全で安心なまちの構築のため、何をしていくのか、今後どうしていくのかが何らうたわれていない。つまり、理念条例ということでございます。県下では、ほとんどの市町が条例を制定されております。私は、防災を含めた条例というものが必要と考えます。この点について、市長のこれからの取り組みについて、最後、ご答弁をいただいて、私の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

災害に強い、また犯罪のないまちづくりを目的といたしまして、市民、地域、行政が一体となって取り組んでいく必要性を後期基本計画に定めました戦略プロジェクト、まち守りプロジェクトとまち磨きプロジェクトの中で位置づけをさせていただきました。今、その生活安全の基礎となる条例の整備についての考え方はということでございますので、このことも踏まえたと、例えば亀山警察署など関係機関や各種団体との連携、役割分担をさらに明確化、強化をしながら、安全・安心の施策を推進しながら、条例化につきましても検討をしてみたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

大井議員。

○21番（大井捷夫君登壇）

どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

21番 大井捷夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 1時59分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 高島 真議員。

○1番（高島 真君登壇）

自民党の高島 真でございます。

質問に先立ちまして、去年の1日前、東日本大震災から1年がたって、改めて被災された方及び亡くなられた方のご冥福をお祈りさせていただきます。

まず、亀山市も「継続は力なり」という言葉はありますが、支え合って「継続はきずななり」という言葉でいきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問の前に、私、職員人件費について、市道等維持管理工事補助金について、国民宿舎関ロジックについて、以上3点のことをお伺いさせていただきます。

職員人件費について、まずもって言いたいことは、この金額について、安いとか低いとか、ようけもろうておるなあとか、安いやんかと、そういう論定から論ずるのではなく、この1点目に、1項目めの2番、人件費36億円の内訳について、詳細についてということでお伺いさせていただきます。

昨年の12月16日、「広報かめやま」160号をいただきまして、市職員の給与はこのようななっていますという、これを私じっくり読ませていただきまして、その中で、おやおやこれはと

思ったことを聞かせていただきます。

一般行政職の平均給与33万901円、その中で職員のお給与とかいろいろな面を足していきますと、亀山市の総人件費36億9,685万円となっております。その中で、職員総数582人とこの中に書いてありますので、その中から私計算いたしますと、36億9,685万円を単純に、何も考えずに、企業で言うならば人件費はすべてぶっ込みというか、すべて入れた額を平均して大体1人幾らもろうておるなあと計算いたしますと、実に931人分のお給与というか、年収をいただいておりますこととなります。その349人となっておりますが、この単純に基本給だけをまず計算されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

1番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

市職員の人件費につきましては、毎年12月に「広報かめやま」の特集記事によりまして、広く市民の方々にお知らせをさせていただいております。

今回、広報で一般行政職の平均給料33万901円ということでございますけれども、これにつきましては、職員の給料及びボーナス等々の職員手当を一般行政職員、283人でございますが、それで割った額が33万円といったことで広報に掲載をさせていただきました。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

これに関して、私は、この出ている表が間違っておるとかそういうつもりもございません。やはりわかりやすく書くのが本来でありまして、私、これを見てずうっと電卓をたたきながら計算しておったんですが、電卓をたたくことなくしようと思ひまして、だから、私は考えておるのが今33万901円とありますが、やはりその中では、賞与、勤勉手当等が入ってきます。その中で3.95を足しまして36億9,685万円、割ることの、賞与が3.95入りますので、1年プラス3.95、15.95で割りますと、それでも人件費の何人雇えるかと計算していきますと683人となります。そこで101人の誤差が生じるわけですが、これはどのような計算になるのでしょうか。

それと、先ほど年間33万で乗じてきますと年収が397万になりまして、プラス賞与と勤勉手当等が平均値を出していきますと130万円になります。すると、約527万円で36億から割りますと683人になると。私の電卓が間違えておるのかなあとと思ひまして、何回たたいてみましてもそのようなこととなりますので、これは何かまだ足していないのかなあとと思ひまして、お聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

職員人件費約36億円でございますが、この中には一般会計の職員給与のほかに、市長、副市長

の給与や市議会議員の報酬等が含まれております。また、市職員の人件費の36億円につきましては一般会計における人件費でございまして、企業会計や特別会計における人件費は含まれていないといったところでございます。

したがって、議員ご指摘の職員の人件費約36億円を職員数で除した額といったものとは合致はいたしていないといったところでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

合致をしていないということで、私が言いたいのは、基本的に月平均給与総額がありまして、月給与平均が33万901円、勤勉手当、賞与などは、これが僕はわからないんですけども、一つ聞いておきたいんですけども、ここは幾ら幾らと、給与は33万901円幾らと書いてあるんですけども、期末手当、勤勉手当が、奇々怪々にしも何か月分とはなっておるんですけども、何で金額で幾らもろうていますよということは書かれないんですか、教えてください。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

期末・勤勉手当につきましては、この広報の中に記載のとおりでございますけれども、年間で3.95カ月という形で掲載をさせていただいております。なお、平均の給料月額が33万円でございますので、確かにこの額を12カ月で除して3.95カ月分を掛ければ平均のボーナスが出ようかというふうには存じておりますけれども、今後、県だとか各市においても広報を出してございますので、各市の内容等を参考にしながら今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

そもそも人件費が33万901円プラス賞与を合わせると、ずうっと計算していきますと、日当が、一応市の計算では1万6,000円ぐらいになるかと思いますが、賞与を計算していきますと、私ずうっと3.95カ月分プラスしますと、大体2万1,000円ぐらいになります。したがって、こういうのを記載するかどうかも記載しなきゃいけないという約束事があるので、記載するならば一番見やすく、月平均給与幾ら、簡単に一般市民でわかるのは、ボーナスは幾ら、退職金は幾らですと、それで議員の給料はお幾らですと書いて、総額が36億9,685万円に足してなれば一番わかりやすいんじゃないかなあとと思いますが、再度お伺いしますが、そういう書き方をされるつもりはございませんか。

○議長（小坂直親君）

広森総務部長。

○総務部長（広森 繁君登壇）

平均給料月額が33万円ですので、平均20日勤務をしたといたしますと、日当が約1万6,0

00円になってまいります。それと、ボーナス3.95カ月分を含めると、約2万2,000円ぐらいに日当はなるのかなというふうに考えてございます。

よりわかりやすいような方法でといったご質問でございますけれども、先ほどもご答弁をさせていただきましたように、県だとか各市の状況を参考にしながら今後検討させていただきたいというふうに存じます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

以上、この件に関しては、高いや安いやという、この時点ではありませんので、お見知りおきをください。

次は、市道等維持管理工事補助金についてをお伺いします。

そもそも赤道とは何ぞやということをおもひまして、私、聞こうかなと思っておったんですけども、赤道についての記載が市ホームページにございましたので、ここを一文読ませていただきたいと思ひます。

私が聞きたいのは、この赤道（法定外公共物）と言われるものの維持管理についてお伺いさせていただきます。

これによりますといろいろありまして、2番目が法定外公共物（赤道）の修繕は、原則としては地元施工とし、必要な材料は市が負担すると書いてあります。そして、3つ、4つありまして、第4項目めには、「災害以外の場合には、地元施工が不可能であっても、市において工事を施工しない」。災害以外では工事を市は持ちませんよと、すべて自治会でしなさいよということが書かれておろうかと思ひますが、先般から聞いておきまして、櫻井市長の「まち守り」「まち磨き」という言葉が多々耳に入っておりますが、まち守り、まち磨きをしようとするならば、まずお聞きしたいのですが、そもそも管理監督責任は市がするものなのか、いやいや地元がするものなのか、責任はどこにあるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

赤道の管理でございますが、赤道につきましては、集落内にある里道と呼ばれております道路でございます。亀山市法定外公共物管理条例におきまして、道路法の適用を受けない公共用財産ということで、それら財産と一体となっている施設及び工作物を含めまして法定外公共物と位置づけております。

この法定外道路につきましては、地域に密着した道路として、主に地域の皆様の通行に利用いただいているため、地域での維持管理をお願いしているところでございます。先ほどちょっとご紹介もありましたが、災害により通行に支障が生じたり、地元施工では不可能な箇所及び工事費が30万円以上、これはあくまで災害復興でございますが、そういった場合については、その修繕は市において行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

それで、私が市長にお伺いします。市長が言われる「まち守り」「まち磨き」とは、一体何ぞやと。まず、地元の道、赤道、市民の生活を守るのは、一番最初の始めの一步かなと私は思います。その点について、やはりいろいろとありますが、「物価版」というこういう本があります。月1回出ておるものです。そこにおきまして、一般作業員が1万3,100円、重機が1万5,800円、特殊作業員が1万6,300円、その辺をいろいろ考えてきますと、皆さんは年を老いた方でもボランティアで出てきて、市のために赤道等の修繕に励まれておると思います。

そこで、そのいろいろ物価版から調べてきますと、相当な金額になるのに、ここで皆さんがボランティアで直すと。それで、先ほどの話と違いますが、市の職員の日当は2万1,000円あると。そういうことから基づいて、市における支給限度額は60万円となっております、そこで年に2回を限度として交付すると書かれておりますが、市長におかれましては、この支給限度額をもっと上げて、みんながやる気になってまちをつくっていかうというならば、もっと上げるつもりはないのかということをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをいたします。

そもそも赤道につきましては、先ほども少し触れましたけれども、いわゆる法定外の道路として、地域に密着した道路として、住民の皆さんが生活の中でご利用いただいているものというふうに感じております。

亀山市内には、まず市道が総延長約550キロあるわけでございますが、赤道というこの領域分野、これもかなりの量になろうかというふうに思っております。したがって、長い歴史の中で、それぞれ地域が、住民の方が活用いただいてきたなじみの深い、そういう赤道につきましては、地域での維持管理をお願いいたしておるところでございます。しかし、災害等によりまして非常に問題が生じた場合、なかなか地元施工では難しいケースですとか、こういう場合につきましては、市としてその修繕をさせていただくということで今日まで運用をいたしてまいりました。

今お尋ねの支給限度額のお話でございましたが、戦略プロジェクトのまち守りとともに少し触れていただきましたが、この戦略プロジェクトの大きな趣旨というのは、もちろん防災という視点もございまして、あるいは狭隘の生活道路の改善とか、さまざまな施策を展開していきたいというふうに思っておりますが、そのためには、行政としてはおのずと限界がある部分があります。自助・共助、そして公助という領域がございまして、この自助・共助の力も本当にそれぞれおかりをしながら、あるいはその強化をしながら、公助としていかにそれが連携できるかという視点でまち守りプロジェクトは考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと連動して、支給限度額を上げる考えはないのかということでもございましたけれども、現時点では、現在の仕組みを運用しながら適正にこれが管理できますよう、そんな考え方で臨んでまい

りたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

皆さんがまちを支えるつもりで自助、防災の面からもそこを通ることも考えられますし、自助でやろうという気持ちがあるならば、それを市がこたえてあげると、十二分というか、8分目ぐらいでもこたえてあげるという気持ちが必要ではなかろうかなあと思います。

この件に関しまして、最後に1点だけ部長にお伺いいたします。それに関しまして、いろいろな地域の見積もりが出てこようかと思いますが、常識範疇で精査されまして、いまだかつてこの重機代が高いとか、安いだとか言われたことはございませんか。

○議長（小坂直親君）

岡崎建設部長。

○建設部長（岡崎賢一君登壇）

重機とか労務費の単価の件でございますが、確かに見積もりということで、地元の自治会の代表者の方から上がってくる見積もりを拝見させていただきまして、それについての交付の可否を決定させていただいておるところでございます。見積もりの中につきましても、我々としましては、重機につきましても建設物価調査会が発行している「建設物価」に記載されております建設機械賃貸料など、また労務費につきましても、公共工事の発注に使用しております単価を基準に精査し、算定をさせていただいておるところでございます。若干の見積もりとの差異はございますけれども、算定を各自治会から出てくる算定額に対して、交付決定をするに当たっての考え方の違いが出ないようにさせていただいておるといふことにおきましては、妥当ではないかというふうに判断をさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ただいま「建設物価」というのがありまして、月1回出ておる本でございます。この本は、基本的に建設作業員、コンクリート用製品とかの物価版になっておりまして、毎月出ておるんですけども、これが全国平均になっておりますので、業者同士の見積もりがあつて、見積もりがだんだん安くなればこの本も安くなっていくと。基本的に左回りにだんだんとなっていくのかなあと思いますので、市の工事に関しましてはご要望として、まずモデル事業になるような金額も、仕事してもらいたいと。そういうことをご要望して、この項目は終わります。

続きまして、関ロジックについてでございます。

先般、関ロジックの指定管理者の関連が提出されまして、私、関ロジックについていろいろ聞いておりますと、関ロジック設立は昭和42年でございます。ちょうど私が生まれた年と一緒にございます。四十ウン歳にもなっておるのかなあと思ひまして、今何で指定管理になるのかなあと。その指定管理にしようとする意図を櫻井市長にお伺いします。いろいろちょっと言葉は難しいことを言われてもわかりませんので、私のほうから聞きますので、1番、2番、3番と出しますので、何番やと言

ってもらえれば結構です。

まず1番目に、名誉ある直接経営からの撤退である。2番が、不名誉な撤退である。3番が、公的経営の限界が近づいてきたのかなあということでございます。4番が、その他民間の力をここで入れたいと。その1、2、3、4に当てはまるならばお答えいただけませんか。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

明解に3番ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

公営経営の限界が見えたというご回答でよかったですと思います。

まず、普通の一般企業ならば、3年三角がつけば、基本的にその場から撤退やろうなあと考えますけれども、今でこそ私が思いますのは、公営だからできること、公営にしかできないこと、公営でなければならないことがあると思います。その中で関ロジを当てはめるのならば、今、この不況、不況と騒がれている中で民間にするのは、私の考えとしてはどうかなあと考えまして、いま一度建て直すつもりでリニューアルをし、いま一度皆さんの協力と理解を得て経営に乗り出すと。これの財源は企業会計になっておりますので、その辺のことを考えれば、いま一度公営の立場からやればいいのかあと考えますけれども、その考えはないのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この国民宿舎の事業自体は、昭和30年代に創設された制度でございまして、その当時としましては、社会の情勢、ニーズもあつたと思いますし、全国の各自治体が国民宿舎事業に参入をされた時代がございました。今日まで関ロジを四十数年、本当にそういう目的から非常に独立採算、健全経営を今日まで頑張ってきていただいて、地域の大きな資源の一つというふうに考えております。ただ、この高度成長に伴いまして、民間宿泊施設の充実や利用者ニーズの変化、こういう中で、施設の老朽化もその一因でもございますが、国民宿舎を取り巻く環境は大きく変化をしましてまいりました。このことから、国民宿舎の当初の目的は十分果たし、そして、その一義的な役割は終えたものであるというふうに感じております。公が直接それを運営していくという役割は、今の時代環境の中で一つ役割を終えたというふうに考えております。

一方で、今日までに、私が就任以前でございましてけれども、関ロジ在り方検討委員会の設置とか、その中で研究も、行政としてされてきました。専門家も入っておられましたし、市議会におきましても、公営企業経営問題特別委員会を設置されていろんな検討をされまして、これは私になってからでございましたけれども、市議会としての総意として提言書をちょうだいしたところでございます。そういう考え方にに基づき、今日さまざまな整理・研究をさせていただいて、このたび公営

でいくという部分を民間の活力の導入によって展開をしていく必然があるというふうに判断をして、その条件整備に入っていきたいという思いでございまして、その点は、その過去からの経過といたしますか、そういうものも含めた上での判断をさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

高島議員。

○1番（高島 真君登壇）

ありがとうございます。

今現段階でどうのこうのというあれはもっと煮詰まってからの話だと思っておりますが、基本的に、指定管理者と考えますと、お金を払って建物の管理とか経営管理をしてもらうのか、パーターでゼロにするのか、逆に箱を貸して箱代をいただくのかという3つの視点から考えていかなければならないと思っておりますので、ゆっくりとまず腰を落ちつけて、どうしよう、ああしようといろんなご意見を聞いていただきたいと思います。

少々時間が余りましたが、これで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

1番 高島 真議員の質問は終わりました。

次に、5番 豊田恵理議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

補欠選挙以降、議員になりまして初めて登壇したのが3月議会でしたので、今回の定例会でようやく4年目に突入いたします。今まで会派に所属せずでしたが、その陰で先輩方や多くの方々に支えられてまいりました。ありがとうございます。まだまだ至らない点は多々ございますが、与えられた時間、しっかり任を務めてまいりたいと思っておりますので、最後までおつき合いますよう、よろしく申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、食育一本に絞ってお伺いいたします。

現代、「食育」という言葉はあちこちで使われておりますが、食育とは何かと聞かれると、多くの方が返答に困るのではないのでしょうか。実際、食育は広い分野にまたがっており、一言であらわすのは大変難しいことです。国の定めた食育基本法の中では、食育とは「生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とあります。国では、平成12年には食生活指針が、平成17年には食事バランスガイドと食育基本法が、そして平成18年には食育推進基本計画が発表されました。亀山市においては、昨年3月に食育推進・健康増進計画という2本立ての施策が立てられ、私たちにも冊子が配付されております。

今回は、食育推進計画限定で質問させていただくのですが、「食育」という言葉が生まれた背景にはさまざまと理由がございます。この食育推進計画をつくるに当たっての亀山市の食育に関する背景はどうだったのか。つまり、亀山市において食育推進計画をつくらねばならない課題や問題が、計画をつくる背景に存在していたのか。また、食育推進計画をつくった後に、その効果や変化があ

ったのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

食育についての計画をつくるに当たっての背景、また変化はということでございます。

食は、生きる上での生活の基本であり、心身の健康や豊かさへつながるものです。そのために、健康的な食生活を実践することができる人を育てることが重要でございます。しかし、近年では、生活スタイルの変化や外食文化の浸透などによりまして、日本特有の食文化が失われたり、食生活の乱れが生活習慣病につながったりしているのが現状でございます。特に、若い世代の方にとって自身の食生活は言うに及ばず、その子供たちを食の面から育てていく力が弱くなってきています。そのため、食育を重視し、特に子供からの食育を推進することによりまして、食に対する心構えや栄養に関する知識、伝統的な食文化、生産過程などを学び、食育と健康をキーワードとした健康文化のまちづくりへと展開・発展させていく、そういったことを目指したものでございます。

そこで、市では平成23年3月に2年をかけまして、亀山市食育推進・健康増進計画として、食育推進と健康増進を一体的に進める計画を策定いたしました。この計画では、「私からは始めるみんなに広げる健康文化」を基本理念に掲げまして、市民、地域、行政が一体となり、健康づくりと食育にかかわる取り組みの方向性を示しています。

中でも、食育に関しましては、食の基本である栄養バランスや朝食を欠かさず食べる生活リズム、しつけ、食のルールの普及、食の大切さの啓発などの食育を推進するほか、食文化の継承・発展、地産地消の推進など、計画策定時に取りまとめた各部・室の取り組みをまとめているところでございます。

そして、計画策定後の変化でございますが、まだ1年経過をしていないわけでございますが、この計画策定時には、関係機関や団体など多くの方にかかわっていただきました。それらの方には、食育について再度深く考えていただくいい機会になったというふうにとらえております。また、計画を各方面に配付しまして、ケーブルテレビや広報などを活用したことによりまして、市民の皆さんの関心が高まったものととらえております。一方、行政の中でも、教育委員会や環境・産業部、市民部、文化部、そして健康福祉部が今まで以上に取り組みを進めております。これらのことにより、少しずつ変わっていくものと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

確かにまだ1年ということで、食育というのは、かなり長い期間続けることによって効果があらわれてくるものだと思います。亀山市の食育についての具体的な取り組みについて、再度お聞きしたいと思います。

昨年配付していただきましたこの食育推進計画なんですけれども、これを読ませていただいたところ、わかりやすく現状と課題、そして目指す姿と目標、その後に、指針として市民個人々の取り組み、地域の取り組み、行政の取り組みときちんと区分けがされて書かれております。確かに、食

育に取り組むに当たっては、個人的な取り組みでは限界がございます。自分が摂取する食材に対しての情報や、食に関しての正しい知識を得ようとするれば、それらの情報を得るために、生産者からの情報提供や、公的機関が提供している情報を活用する必要があります。特に、今は放射能汚染の問題など、食の安心について多くの方が強い関心を持っており、公的機関の情報提供は一層重要性を増しております。

この食育推進計画は、個人の取り組み、地域の取り組み、行政の取り組みと3つの取り組みに分けて指針が書かれております。その中で、亀山市として、行政の取り組みはどのようなことを行っているのでしょうか。食育推進計画を見ますとページが多岐にわたっており、一目で取り組み全体を把握することが不可能であったため、行政の取り組み指針だけを抜粋させていただきまして、1枚の表にまとめてみました。とても小さな文字になってしまうんですけども、これだけの方針が行政の取り組み方針として書かれております。

そこで、この表を見ながら質問をいたしますが、行政の取り組み方、取り組み方針として上げられているこれらの方針を具体的にどのように行っているのか。また、その際、それらの取り組みはどこの部署で行われているのかを明らかにして答弁をお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

具体的な取り組みでございますが、一例として申し上げますが、計画のうち「栄養バランスの確保」という項目がございますが、その中で、行政の取り組み方針であります「食事バランスガイドを普及・啓発し、ライフステージに合った好ましい食事についての情報提供を行います」という行政の取り組みがございます。この取り組みとしましては、まずは幼児健康診査時にパンフレットを用いて、食事をバランスよく食べることの重要性について保護者の方に啓発を行っております。これにつきましては、健康推進室のほうで行っております。また、保育園や学校に毎月給食便りや食育便りを配付しまして、バランスのよい食事のレシピの紹介や食習慣など、子供と保護者双方に食育の啓発を図っております。これにつきましては、子ども家庭室、それから学校教育室で行っております。また、食育に関して広報で特集記事を組み、市民のライフステージごとの行動指針や地域の取り組みのための情報を提供いたしております。これにつきましては、農政室と学校教育室、それから健康推進室と連携して行っているものでございます。

このように、家庭、学校、保育所、地域と、その分野ごとに、各部署、重層的に幅広く取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

答弁によって、さまざまな部署がかかわっていることがわかりました。

そこで、もう1点お聞きしたいのですが、これらの取り組みをする中で、それぞれの部署との連携はきちんととれているのでしょうか。市長は、縦割りだけでなく横の連携、各部署ごとの横断の大切さを常日ごろおっしゃっていますが、この多岐にわたる取り組みは、横の連携がとれ、同じ課

題と目的に向かっているのかをお聞きいたします。

○議長（小坂直親君）

山崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（山崎裕康君登壇）

部署ごとの横の連携でございますが、先ほど教育委員会や環境・産業部など一例を申し上げましたが、食育を推進する上で、特にかかわりの強い部署として庁内10室がかかわっております。また、食生活改善推進協議会など関係団体もありますので、その辺との連携も図っているところでございます。また、計画の進捗管理に関しましては、今年度、亀山市食育健康づくり連絡調整会議を設置しまして、それぞれの部署が連携して計画を進められるように方向性を確認し、今後さらに推進していくように調整を図っております。

庁内の具体的な連携につきましては、先ほども申し上げましたように、それぞれの目指す姿ごとに各室の取り組みがございまして、活動指標を定めまして取り組んでおります。その中では、対象者が異なっていたり、開催場所が重なっていたりとか、取り組みの内容も少しずつ異なっております。そういった意味で協働と役割分担、こういったことをしながら重層的に取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

率直な意見としまして申し上げますけれども、私が聞き取りをする中で、どちらかというところばらばら感があったような気がしました。各室がほかの取り組みを、どのような順番でどのぐらいの進捗でやっているかということについて理解しているのかなあというふうなちょっと疑問がありましたので質問をさせていただきました。本来ならば、中心となる健康福祉部が全体を把握しているべきだと思いますけれども、さっきお話を伺いますと、10室の関係、そして関係団体の方もいらっしゃるということです。そういうふうに難しいということでしたらば、やはり情報把握をちゃんとするシステムというのがこれから必要になってくると思いますが、先ほどの答弁の中に連絡調整会議というのをこれから持つということですので、ぜひとも、せっかく推進計画をつくってこれから生かしていくということになりますので、そのためにも連携を強化して情報共有をしていくべきだと思いますので、これからも取り組みがスムーズに進行し、市民にその利益が還元されるように、つながるように進めていっていただきたいと思います。

次に移ります。

この食育推進方針の中に「地産地消」という言葉が出てきました。この地産地消の取り組みが、これは農政室だと思いますけれども、亀山市においては具体的にどのようなものを行っているのか。また、地産地消を取り入れるにおいて、その流通システムを構築していくためにも、やはりここでも生産者と行政との連携が必須であると思いますが、両者の連携はきちんととれているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

まず、地産地消の取り組みについてでございますが、例えば農作物を生産者みずから販売している生産団体への支援、それから地元産の食材を取り入れたかめやまっ子給食の取り組み、それとか、地域食材を利用した料理教室や、お茶の入れ方教室、茶摘み体験などによる地域食材の啓発・普及などに取り組んでいるところでございます。

生産者との連携でございますが、かめやまっ子給食における生産者と食材納入業者との流通連携、またお茶の入れ方教室、茶摘み体験などによる茶業組合との普及・継承連携などの連携を図って、商業や農業に関する理解と関心を深める取り組みを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

地産地消という考え方ですが、地元の特産を知るという意味でも、また地元の食材を使って地域の経済流通の促進、新鮮で信頼できる食材の確保をするという点でも大変すばらしい取り組みであることはわかっております。

先ほどの答弁の中で、生産団体の方、生産者と学校とのいろいろな連携をとっているということでお聞きしました。一方で、この地産地消を行うに於いての課題や問題というのはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

国分環境・産業部長。

○環境・産業部長（国分 純君登壇）

先ほどご答弁させていただきました取り組みの中にも課題はございまして、例えばかめやまっ子給食でございますが、こちらにつきましては地域の野菜を取り入れておりますが、野菜の収穫というのは天候に左右されることから、給食の実施日に必要な量が確保できないというようなこともございまして、このかめやまっ子給食に協力をしていただいている農業者をいかにふやすかが課題となっているところでございます。

また、お茶につきましては、いかに消費の拡大につなげるかなどが問題でございますが、生産者との話し合いを進める中で、アイデア等を今探っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

やはり課題があるということです。しかしながら、食育推進計画を今回立てられまして、山崎部長の答弁の中にもございましたけれども、今までよりもほかの団体や部署との連携をする機会がふえたということですので、その中でしっかり意見などを聞きまして、取り入れていただきたいと思います。

次に移ります。

亀山市で、食育として子供に行っている取り組みについてお聞きしたいと思っております。

食育はだれにとっても、どの年代においても重要で必要なテーマであると理解しておりますが、特に子供の成長過程においては、食育は大変重要です。

まず最初に、亀山市では、園や学校での子供に対する食育の取り組みについて、どのようなこと

が行われているのか、具体的な例を交えてお答えください。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

平成22年度末に亀山市食育推進・健康増進計画が策定されたことに伴いまして、市教育委員会といたしましては、今年度、文部科学省の栄養教諭を中核とした食育推進事業を受託して、市内各小・中学校において食育の取り組みを推進してまいりました。現在、亀山市では、小学校4校に配置されています栄養教諭や学校栄養補助員が、市内の小・中学校4つのグループをつくり、それぞれの学校に赴いて、各学校の担当教諭と協力しながら、食育にかかわる事業などを計画的に進めております。

当事業では、3つのテーマを掲げ、実践的な研究を進めているところであります。1つ目は、生産者、流通業者との連携による地産地消の推進、2つ目が、学校における食に関する指導充実のための取り組み、3つ目は、家庭や地域と連携した食に関する指導の充実のための取り組みについてであります。

議員お尋ねの学校での食育指導につきましては、テーマに沿いながら、各学校が学年別に教科や総合的な学習の時間、特別活動などの時間の中で、学校全体として指導計画を立てて取り組みを進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、野菜の栽培や収穫を体験し、栄養バランスやカロリーに留意しながらメニューを考え、自分たちで調理した後にパーティーを開くなど、また異学年の子供や生産者、保護者を招いて体験談や調べたことを発表するといった、個々の学習活動をつなげた取り組みを展開しております。また、家庭科の時間を中心とした炊飯やみそ汁づくりの調理実習に加え、朝御飯のメニューを考えて、家で挑戦させる取り組みも見られます。さらに、給食の食材の時間を使って、食事の重要性や心身の健康、感謝の心、マナーなどの社会性などを発達段階に合わせて指導を行っています。その際には、給食ができるまでの教材ポスターや地産地消マップを作成し、活用するなど、指導方法を工夫しながら取り組みを進めているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

先ほどご答弁の中にございました平成23年度文部科学省委託事業の栄養教諭を中核とした食育推進事業の報告資料をいただいたんですけども、これを読ませていただきました。これらの取り組みですけども、中心として西小学校や東小学校、井田川小学校などの実施校、実践校の例が挙げられておりましたけれども、それ以外の実践協力校、指定校以外にも今後行われていくことなのか。また、この事業は平成23年度の文科省の事業ということですが、今後こういった食育の取り組みが続けられていくのか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

先ほど私が申し上げましたとおり、栄養教諭などの人は4つの学校しかお見えになりませんが、その先生方がほかの学校へ出向いて、白川小学校へ行ったりして、そこで授業を行ったり取り組みをやって、全校で取り組みをやっておるところでございます。

亀山市におきましては、今までも食育の取り組みをやってまいりました。それにプラスして、今年度、文部科学省の栄養教諭を中核とした食育推進事業を受託して、少しそのときにその地産地消マップなどを作成するなど、いろんな取り組みをやってきたところございまして、新年度におきましても食育推進は引き続きやっていく予定でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。確認をさせていただきました。

もう1つ、この方針の中にもございますが、食育の中で食べ物のありがたさ、残さないということを学ぶ視点も含まれていると思いますが、亀山市では、残菜についての現状はどうか。また、残菜があった場合にどのように処分をしているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

まず、学校給食の残菜についてでございますが、各小学校の自校方式のところは一般ごみとして回収を行っているところでございます。センター方式については肥料化を行っております。それで、生産された堆肥は、定期的に希望者に配布を行っているところでございます。デリバリー給食におきましては、残食を容器に入れたまま委託業者へ返却を行っているところでございます。また、残食につきましては、どれだけ残ったという取り組みを各学校で年に2回程度行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

残飯、残菜についてですけれども、私が小学校のころには小学校に鶏がおりまして、その鶏に、特に小学校では残飯が多かったものですから、それを鶏のえさとして利用しているということがあったんですけれども、しかし、今では鳥インフルエンザの件がありまして鶏もいません。それで、このお話をさせていただいたんですけれども、もう1点、残菜について質問をさせていただきたいと思います。

食育では、農業体験、それから料理教室など、食べ物ができるまでの現況といいますか、料理ができて上がるまでの過程について主に教えられていることが多いと思うのですが、残菜についてはどうなのでしょう。自分たちが食べて、それでも残してしまった残飯、残菜、こういったものがどのように処分されるのか、これを子供たちは知っているのでしょうか。

やはり、子供たちに食育を行うというのであれば、食べ物を残してはいけないという意識を学ばせるだけでなく、それでも残ってしまった残菜をどう処理されているのかまで教える必要があるのではないのでしょうか。先ほど、一般ごみとして処分されるということもございましたけれども、そ

ういったことが、残菜がどう処分されているのかについては、子供たちは教えられているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

残菜、残飯とか学校では言うておりますけれども、結論から申し上げまして、ほとんどない、完食という状況がほとんどであるというふうに認識しておりますし、私も過去に勤務いたしました学校では、そういう実態でございました。

それから、ある学校では、学校を挙げてその残菜の調査をいたしまして、このクラスではどれぐらい残飯があったというふうな調査をして、それを一覧表にし、ランチルームに掲示いたしまして、それを極力減らしていくという取り組みを始めたところ、その効果ははっきりと出てきているという報告も受けております。学校によりましては、生ごみ処理機というのを購入いたしまして、残飯があった場合はそこに入れて処理をし、それを花壇の堆肥に使うとか、そういったことをやっている学校もございます。

おかげさまで、この食育の推進ということも含めまして、本当に亀山市の学校の給食というのはおいしいというのが評判でございますので、本当に子供たちもしっかり食べてくれているという実態でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

答弁をいただきましたが、亀山市の食育に関する現状について、いろいろ今までお答えしていただいたんですけども、その中で、実にさまざまな人や仕組みがかかわっていることがわかりました。

食べるという行為の中で、やはり一番身近で大切な役割を持つのは、私は家庭であると思っております。昔、家庭において家族みんなが集まる時間といえば食事の時間であり、家族みんなが集まる場所というのは台所であったのではないのでしょうか。昔はと過去形で申したのは、現在、社会情勢が随分変わってきているからです。私の子供のころは、家族でそろって御飯を食べることが普通でしたが、今の時代は随分変わってきております。核家族化や共働き家庭、子供の塾通いやお父さんの夜勤、さまざまな社会的要因で、家庭での台所のあり方や食事の環境が変わってきている気がします。だから、今「食育」という言葉が出てきて、社会で食について考えるという動きが出てきたのだと思います。

この食育について論じるとき、行政が踏み込むべき課題かという意見も実はございます。確かに、私も食育については家庭の問題であろうと思う一人でございます。しかしながら、一昔前までの少子化対策、子育て支援と似ているところがございまして、今や家庭や個人の問題だとほうっておくことができない段階まで来ている、それほど深刻な状況にあるのだと思っております。そこで、亀山市は、特に家庭に向けた食育の取り組み、働きかけとして、どういったことをしているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

上田教育次長。

○教育次長（上田寿男君登壇）

家庭とのかかわりでございますが、教育委員会といたしましては、子供たちを通して保護者の方々に必要な情報を発信していくことが有効と考えているところでございます。そこで、給食試食会、保護者の食育に関する授業参観、親子共同の食農体験などを実施し、児童だけでなく、保護者の方々に対して「早寝早起き朝ごはん」や、バランスのよい食生活などについて発信をいたしております。また、給食だよりや食育だよりを発行して、望ましい食生活や食文化などについて情報発信を行っているところであります。

さらに、今年度は食育推進の資料とすることを目的に、小学校3年生と6年生、並びに中学校2年生とその保護者を対象として、食育に関するアンケート調査を5月と12月の2回実施させていただきました。その比較結果から、朝御飯をきちんと食べる児童・生徒の割合がふえたところでもございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

私も、この資料等をいろいろ読ませていただきました。その中で、学校現場では、かなり食育について一生懸命頑張っているんだなということを改めて知ることができました。先ほども情報発信ということで、いろんな取り組みをなさっているということですが、私からも一つ提案をさせていただきたいと思います。

これは、私が市民の方からお聞きしました、香川県のある小学校から始まった食に関する取り組みでありまして、「弁当の日」というのでございますけれども、本も出ております。子供がみずからメニューづくりから片づけまでのすべての作業を行い、自分で自分のお弁当をつくるという取り組みです。

この弁当の日の約束は3つございまして、1つ目が、親が手伝ってはいけません。2つ目が、5・6年生だけで行います。3つ目に、月1回のペースで年間5回行うことです。それぞれの約束に意味があり、まず子供に早朝に一人で台所に立つという経験をするという機会を与え、親には見守るという機会を与えます。また、5・6年生には、家庭科の授業等を通して、弁当の日に向けて技術と知識を学校が教えていくのだそうです。

この弁当の日にはさまざまな効果がありまして、ここでそれをすべてお話することはできないのですが、実はこの3月1日の段階でも、全国で既に834校が実践しているそうです。「弁当の日」とネットで探していただければすぐ情報が出てきますので、多くの方にごらんになっていただきたいと思います。

子供たちは、一人でお弁当をつくるという初めての経験を重ねる中で、いろいろなことを学びます。台所のどこに包丁があるのか、料理をつくるためにかかる時間、いつも食べていた切り身の魚の本来の姿や、トレーやパックなどのごみの多さ、塩のあんばい、だし巻き卵の形を整える難しさなど、実にさまざまです。そういったことを子供が早朝に自分の家の台所に立ち、いろいろと試行錯誤をする中で、だんだん食に対して興味を持ち始めるそうです。そして、自分でもできるんだと

いう達成感を覚えるのだそうです。これこそ家庭での食育ではないでしょうか。

今、学校現場では、家庭や地域との連携が強く叫ばれておりますが、弁当の日は、学校と家庭を連携する、強化する一つのきっかけとなると私は思います。この取り組みをする上で、予算を増額計上せねばならないとか、調理室をふやさなければならないという問題は起こりません。ただ、家庭で子供が自分の家の台所に立って包丁を握る、それだけです。

平成23年度の文科省の委託事業が終わり、24年度にはもとの予算規模に戻ります。そんな中でも、23年度に取り組んできた食育を継続し、また推進していただきたいと思っております。この弁当の日の取り組みについては、教育委員会の所管であると思ひますし、私が口を出すことではないとは存じ上げておりますけれども、家庭との連携を深める一つの手段として、ぜひ今後の食育の参考に考えていただきたいと思ひます。

また、最後に、先ほどの提案も含め、食育についての市長の見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、先ほど「弁当の日」の書籍を持ってみえましたが、私もそれは読ませていただきました。同時に、亀山市は教育委員会から先ほど答弁がありましたけれども、朝食を食べる子供の数が増加してきた。大変いい傾向であろうと思ひますし、地道な取り組みが今回つながりつつあるというふうにも感じております。そのマイ弁当、「弁当の日」ということで、ちょうど先行して今年度、市内5つの小学校で教育委員会に実践をいただいてまいっておりますので、おっしゃるように、これは食への関心を高めたり、親子のきずなですとか、さまざまな意義があるというふうに思っておりますので、今後も学校の実情や特色に合わせた食育に向けた取り組みを教育委員会としてしっかり取り組んでいってほしいというふうに願っております。

一般的な食育に対してということ、これも申し上げるまでもございせんが、亀山市の場合は食と健康、ここをつなげながら、食育推進・健康増進計画というのを策定いたしました。自治体によっては食と農業という、こちらをつなげて進めていくという展開も多いんだけれども思っておりますが、亀山市は健康都市を考えていこうという中で、食育を大変重要なファクターというふうにとらえて、食と健康の施策をつくり上げていこうということ、先ほどお示しをいただいたようなさまざまな取り組みを進めてまいっております。

農業も、もちろんさっきの地産地消の問題とか、流通の仕組みとか、生産の今の農家の実態とか、こういう問題にもまた別のアプローチを現在も進めておりますが、いずれにいたしましても非常に範囲が広い、それから複雑経営の中で、庁内関係部署が10室ございせんので、これも議員にご指摘をいただきましたように横の連携が悪いんではないか、こういう部分というのは問題認識をさせていただいております。したがって、総合行政としてそれぞれの部署がより一層連携強化をしながら、亀山市の食育の推進をしっかりとこれからも前へ進めていくという決意で、後期基本計画に沿って展開をしていきたいというふうと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○5番（豊田恵理君登壇）

市長が前向きに取り組んでいただくということで言葉をいただきました。

私、今回の食育というテーマで、家庭、地域、行政、やっぱりこういった連携がとても大事だということで、テーマを持って質問をさせていただきました。非常に範囲が広いこともありますし、多くの行政についても、地域についてもそうなんですけれども、たくさんの部署がかかわっております。そういう意味でも、この連携を強化させること、そしてこれからも持続させていくことをしっかり取り組んでいただきたいと思います。なかなか効果が見えにくいですし、先の長い取り組みですので大変とは思いますが、食育推進計画ということでしっかり取り組んでいただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

5番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 3時10分 休憩）

（午後 3時21分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 宮村和典議員。

○16番（宮村和典君登壇）

一般質問の最後となりました。しばらくおつき合いをよろしくお願いします。

今回の質問のキーワードは「スタート」、始まりと言っても過言じゃないかなと思います。ご承知のように、後期基本計画が今回、上程されています。そういった思いで、話は少し変わりますが、私の自宅の庭先から、大体夕刻の6時過ぎなんですけど、旅客機がセントレア中部国際空港に向かって着陸態勢に入っていくわけですね。もう距離感がそんなに、伊勢湾だけでするので準備態勢というんですか、着陸した旅客機もまだどこかの外国へ離陸するんだらうな、そんな思いを感じながら一般質問をさせていただきます。

まず、櫻井市長のマニフェストについて、皆さんご承知のように、7つのカタチと、加えること3つの戦略プロジェクト、改めて申し上げます。公のカタチ、安心のカタチ、文化のカタチ、環境のカタチ、教育のカタチ、元気のカチ、市民のカタチと、戦略では3つ、絵になるまちをデザインしたい、食と農によるまちおこしをしたいですよ。それと、新生亀山市の顔づくりを、このようにマニフェストを掲げて選挙に臨まれたのは約3年前だと。それで、マニフェストそのものは政策集だと、かように思っております。

市長は、だれのためにマニフェストをという一つの質問をさせていただくわけなんですけど、シンプルで結構です。相手はだれなの、だれに対して発信するの、そんな意味で結構ですのでね。マニフェストは金科玉条では決してないと、別に法律で決められておるわけでもありません。ただし、全国で8つの自治体がマニフェスト作成準備の支援要綱というんですか、たった4つだけなんです

が、それはちょっと別にしまして、これは思い、政策集を掲げられたと。

そういった中で、私が申し上げた確認以外に、あるいはこんな思いでというところがあれば、まずお答え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

16番 宮村和典議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮村議員のご質問にお答えをいたします。

マニフェストを掲げた思い、意図は何かというお尋ねでございます。午前中も宮崎議員のご質問にございましたけれども、マニフェスト自体は分権時代、国においては政党としての政権公約、こういうものをスローガンではなくて、より具体的に施策の中身、財源、期限を明示すると、こういう民主主義の新たなツールの一つであるというふうに考えております。私自身3年前にマニフェストを、市長選に臨むに当たりまして、「小さくともキラリと輝くまち・新生亀山」を目指して、市民の皆さんと交わす約束として、4年後にその結果をチェック・評価いただけるよう、政策大綱としてより具体的な施策の中身をお示しさせていただいたものでございます。

それと、今、マニフェストはだれのものだというお尋ねでございましたが、基本的に、お示しをさせていただいた施策は、市民の皆さんとの約束としてご提示をさせていただいたものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

全く同感であります。シンプルに、単純にお答えください。一言で言いますと、私の考えは、マニフェストは税金を使う側というんですか、使う人ではないというのが1点ですね。じゃあだれなのということは、税金を払っている方、亀山市民ということになるんですが、そういったお答えをいただきました。これは、ヒアリングでも何でもお尋ねはしませんでしたので、思いだけをということで、その件につきましては相共通するものが私もマニフェストに関してはございます。

そこで、任期があと1年を切りました、現実には。それで、市長はこのマニフェストに68の施策を掲げられました。現時点で、2年に1度はマニフェストの検証という形で、我々に、市民に広くレポートという形で発表なさってみえますが、それが昨年のものであって、現時点で1年経過した後、どれだけの達成度があるのか。これはレポートですから、恐らく市役所としての自己採点になるかなと思うんですが、68項目の中で何項目できたのか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

マニフェストの現時点での進捗、並びに評価でございますが、この進捗状況につきましては、平成23年の2月、ちょうど2カ年の折り返しの地点で作成をいたしましたマニフェストレポートにおいて、皆様にお示しをさせていただいたところでございます。その後におきましても、総合計画と整合を図りながら、そこに掲げた施策の推進を図ってまいりました。

そういった中で、本年度末におけますマニフェスト68施策の取り組み状況といたしましては、完全に実現できる見込みが13施策、19.1%、ほぼ実現する見込みが12施策、17.6%、実現のための事業開始及び事業拡大を行う見込みが18施策、26.5%であり、この3項目を合計した43施策、約63%が実現に向け事業が動き始めているものでございます。

一方で、実現に向けた調査・検討を始めたものが18施策、26.5%、未着手のものが7施策、10.3%であります。未着手の施策も含め、今後も後期基本計画と整合を図りながら、マニフェストに掲げた施策の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。なお、本年の秋ごろには、再度このマニフェストの達成状況、進捗状況を取りまとめまして、議員の皆様、市民の皆様にご報告をさせていただきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

68施策の中でトータル43、43といたしますのは、評価は5段階ありまして、先ほど市長のほうから細かく、それぞれの完全にやったものから、まだできていないものまでご説明がありました。一応、この点数は自己採点が前提だと思うんですが、70点だなあと、午前中のご答弁もありました。私もそのように思っております。ただ、冒頭に申し上げましたように、この評価は市民向けの政策、こんなことをしますよと手を挙げられたわけですので、市民の評価は、あるいは高いかもわかりませんし、どう思っているかわかりませんが、現時点では70点あたりだと。ただ、秋に向かって報告、説明責任も兼ねて、まさにマニフェストは市長の掲げられたのは一歩進んだマニフェストであって、こんなことをするというイメージのアドバルーン的なものじゃなくして、項目別に、施策別に事業費と期限を設定されていますから、これは中身は責任を持ったマニフェストだと、そのようにだれもが評価するところであると思います、期限を切っているということに関して。その期限を、未消化については責任を持って、説明責任のもとに、この秋口にはぜひとも100%に近い状態での発表がされることをご期待させていただきます。

幸いにしまして、秋は決算議会というのが9月にも控えていますので、タイミング的には、それ以外にもありますけれども、一番いいタイミングじゃないかなと。場合によっては、半年前という見方もできますし、ひとつ正々堂々と取り組んでいただいて、発表していただければと思います。

次に、任期中に残された7項目の、通告等でお尋ねもしています。その中で、私なりに未消化が2点ございますので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

まず、7つのカタチの中で2つありまして、1つは公のカタチ、外部の第三者の視点から市の事務チェックをする外部監査制度、これを導入しますよというのがまだじゃないかなと。それから2つ目、元気のカタチで、これは事業費1,000万で期限が3年以内となっておりますが、前文があるんですが、積年の課題である市南東部の将来構想をつくりますと。この2つの施策が目に見えておりませんので、これからすぐ秋に向けてどういう形で、今は調査・研究とか検討とかいろんな段階だと思うんですが、市南東部の市民の皆さんが期待されていると考えておりますので、その辺、どう取り組んでいかれるか、現時点でちょっと決心を言っていただければと。よろしくお願ひします。

○議長（小坂直親君）

古川企画部長。

○企画部長（古川鉄也君登壇）

私のほうから、現状の取り組み状況だけお答えさせていただきたいと思います。

1つ目につきましては、外部監査制度の導入でございますが、他市の制度導入の有無や費用対効果などについて総合的に検討したというようなところで、2番の項でつけさせていただいたところでございますが、現時点においてその調査・検討を行ったところ、外部監査制度の導入は行わない考え方で整理を行うというふうにさせていただく方向で検討しておるということでございます。

それから、2つ目の市南東部の将来構想につきましては、市南東部の土地利用につきまして、平成22年度に策定しました都市マスタープランの土地利用配置方策において、ここについては議員ご承知のとおり、都市内田園居住ゾーン及び農地・田園居住ゾーンと示しておるところでございます。そういった中で、将来構想の作成につきまして、今後も地域の皆さんのお考えや、地域活性化に向けた地域の盛り上がりなどを勘案しながら、地域の方々とともに整備をしていきたいというふうなことを考えておまして、現在検討中というところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

外部監査制度はそれでいいかと思うんですが、南東部の件ですね。南東部と言ったって、以前から南東部と私なりに、あるいは皆同僚議員もそうでしょうけど、鈴鹿川以南を南東部と、このように私なりの線引きをしております。だから、南東部って結構広いですね。それで、この件に関しては、該当地域にいろんな形でご提案をいただければと、自治会への説明とかいろんな形で出向いてみえる努力はよく察しております。ただ、姿が見えないと、幾ら努力しておっても、要は成果が上がらないといけませんよと、こんな思いがするわけなんですけど、一つご提案をさせていただきます。

鈴鹿川以南のこの広い区域を、一挙に何かをとというのはなかなか難しいと思います。それで、以前から私もこの本会議で二度三度にわたって、亀山市の市長が言ってみえる「新生」まではいきませんが「再生」という形で、市の庁舎を、くどくど申しません。現在の亀山駅の西側、はっきり言いましていろんな形で質問をしました。農地である原価の安い田んぼに、コストは安いですね、田んぼですから。ひとつここに建てられたら大きなまちができるんじゃないですかと、庁舎ができればですよ、そこに。そして、ましてや環境としてはJRの駅舎があります。消防署を初め警察署があつて、官庁も整備ができております。それから交通網は、ご承知のように環状線のど真ん中に位置しています。そういった意味で、ご提案ですが、一遍にこの地域、この地域、南部の南東部の、なかなか難しいと思いますので、一つ目玉になるところをやっていただきますと、現在の亀山駅前の研究チームが一生懸命頑張ってみえるのも、波及効果で新しいものができれば、現在のところも、南も北も、その駅周辺のかいわいの話ですよ。よくなりますよと、そんな思いがしますので、まず一つ何か目玉になるものを、私は新庁舎だと確信しておりますが、そんなことを視野にも入れることが、あるいは入れることを市長としてお考え方を持ってみえるのか、ちょっと1点お尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成22年に都市のマスタープランを策定いたしました。議員もごらんになっていただいております。と思っております。

今、広いエリア、目玉の事業として庁舎を南部へというご提案でございましたが、都市計画自体は、その方針の中にも加味させていただいておりますが、全市的な視点で全体の最適な状況を考えていくということが本当に大事でございます。それから、長期的な視野が必要であろうと思っております。現在のところ、庁舎につきましても将来的な課題ではございますが、今の都市マスタープラン、並びに土地利用方針の計画、さまざまな検討はしていく必要がいろんな場面であろうかと思っておりますけれども、まちの今の基本的な骨格を大きく変えるというような今段階ではないというふうに考えておるところでございまして、その点につきましては、総合的、長期的な視点でのさまざまな議論は今後あるかと思っておりますが、現時点ではそのような思いを持たせていただいております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

今すぐに庁舎をこの位置と、そんな意味じゃなくして、すぐにとという意味ではないんですが、この亀山市全域の360度の円の中に、私が今ご提案させていただいたことを頭の隅に入れておいていただければと。都市マスタープランの件もあれば、地域ゾーンのことにもよくわかっておりますが、一挙に解決できるものは何か、そんなご提案だけさせていただきます。

最後に、市長にこれは申し上げておきますが、先ほど秋口にはマニフェストの達成度について、市長のマニフェストの一番表紙にこういうことを書いてみえます。「マニフェストとは、言いつ放し、やりっ放しではありません」。約束に向けて、オール市役所で一層の推進をご期待申し上げますので、ひとつ頑張ってくださいますように、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目に入りますが、不安を払拭するというんですかね、そんな思いで武道の必修化について教育委員会にちょっとお尋ねしたいなど。

先にちょっと新聞で、必修化は3項目あるかと思うんですね、柔道、剣道、相撲ですか。それで、新聞に大きく例えば「柔道の必修化」、先生らは物すごく不安やと、ほとんどこの時期ですね。これは去年の12月から今年の2月にかけて新聞紙面、いろんな新聞に結構心配事の記事が載っております。

そこで、この武道は4月から必修化ですね、必修化に間違いはないと思いますが、そこで、まず最初に肥田教育委員長さんに、まず本議会で開会にごあいさつもされましたけれども、改めて2期目の委員長さんとして、今すぐにすべきものはないかと。これしかないと思うんですね。だから、はっきり言うと、3つのうち、市内3中学、現時点でこの武道の必修化に向けて、この件に関しての教育委員会、2期目を大変頑張ってくださいたいという思いと、何回開催されただけちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

お答えをいたしますが、2月9日開催の、第1回教育委員会臨時会で1回だけやらせていただきました。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

通告の順番にちょっと入って質問させていただきたいと思うんですが、毎回、本議会が始まる時には、市長の施政方針と同じように、教育委員会も教育行政の方針を打ち出されるわけなんです。それで、教育行政をちょっと拝見させていただきますと、文科省通達によるこの武道の必修化について、亀山市内の亀山中学校、関中学校、中部中学校、どういう取り組みをされるのか一言も記されていないと。これはどういうことなのかなあと。これは私一人だけの問題じゃないと思うんですね。やはり教育関係、先ほどもいろんな分野で質問もありましたけど、一番大切なのが子供さんが主役ですから、それから学校側、それから父兄、あるいはそれを取り巻く地域も、亀山市はどんな取り組みをするかやっぱり待っていると思うんですね、現実を。その辺、掲載されなかったとか、記載されなかった、述べられなかった、その理由だけお尋ねします。

○議長（小坂直親君）

当局の答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

中学校の学習指導要領の全面実施は平成24年度からでございますが、スムーズな学習指導の移行を目的に、平成21年度、つまり3年前から移行措置を行うことになっております。このことから、武道につきましては、保護者の方に周知を図りまして、今年度、既に市内3中学校で先行実施をさせていただいております。3校のうち2校は剣道、1校は柔道をやっております。

議員からご指摘がございました教育行政一般方針への記述でございますが、平成24年度からの全面実施ということで、武道以外にもすべての教科、領域におきまして、改訂及び新規に実施される内容がたくさんございますので、一言で平成24年度に学習指導要領全面実施ということで記載をさせていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

そこがちょっと、どういう表現をしたらいいんですかね、こういう表現にするとまずいんじゃないかなと。改訂にしろ、あるいは移行で、前々から父兄等は知っていますよ。父兄だけの問題じゃないと先ほど申し上げました。もっときつく言いますと、教育行政のこのページ数は何枚ありますか。わずか数枚です。書くべきだと思います。情報とかいろんな形で、事あるごとに我々申し上げています。これこそ、まさに真の情報を的確に素早くお伝えするというのが、やっぱり教育関係の皆さんじゃないかなと私は思いますが、その辺のところもあえてご答弁は結構でございますが、今後のためにも、報告は、やはり肝心の節目節目はすべきだと思います。

そこで、2つ目なんですが、この必修科目となった理由というか、精神ですね、ちょっとこの意

味だけ教えてください。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

皆様ご承知のように、平成18年12月に教育基本法が改正されました。その教育基本法の中の教育目標というのがございますが、その中に、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことということが新たに示されております。武道の必修化というのは、その一つを具現化するものとしてあらわせていただいております。剣道、柔道、相撲などの武道は、武技、武術などから発生した日本固有の文化に由来する種目でございます。これにより、武道が伝統と文化を尊重するという目標を実現するため、改訂されました学校学習指導要領に必修化が明記され、それが24年度から実施されるということで、中学校の1・2年生において必修で行われるということになっております。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

伝統と文化、まさにそのとおりだと思うんですが、一つだけ確認させていただきたいと思います。これは、まさに昔から我々、礼に始まって礼に終わる。これは、礼ということは入っているかと思うんですが、それは答弁は結構ですが、入っているはずですので、やはり礼を重んじないとだめですよということだと思うんですね。

そこで、市内3つの中学校で、私が聞き及んでいる限りでは、必修科目に取り組むのは、亀山中学校は剣道、中部中学校は剣道、これは通告の時点ですので、関中学校はまだ決めかねている、まだ決まっていない、そんな状況なんです、現実はどうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

今年度移行措置でやっておりますのは、亀中、中部中は剣道、関中は柔道をやっております。

ご承知のように、また新年度、異動等によりまして新しいメンバーになりますが、現在この時期に、来年度どういうふうな計画でやるかということを検討しておりまして、新年度にまた新しいメンバーが内定した段階で決定をさせていただき、実施するものでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

じゃあ、一応この必修科目に関しては最後の質問としますが、まとめて3点お尋ねします。

まず、決めるのはだれが決めるのか、武道の科目ですね。それから、いつごろ決まるのか。それから用具ですね、剣道は面とか竹刀とか剣道着ですね、柔道は柔道着ですか、相撲は相撲道場、これは科目からどうも入っていないようですので、その辺の用具の準備は整っているのか。この3点をまとめてご答弁願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

だれが決めるのかということでございますが、職員でそれぞれ話し合い、最終的には学校長が判断いたします。

2点目、いつ決めるのかということでございますが、先ほども答弁を少しさせていただきましたように、現在、来年度の準備をしております、その準備がほぼ案ができ上がりつつあると思いますが、それを新年度、4月早々に新しいメンバーで最終決定をするというふうになっております。

それから、用具につきましては、既に武道が必修化されるということで、昨年度あたりから調査をいたしまして、必要な用具はもう現在、既にそろっておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

これは、もう十二分に察しがつきます。決めるのは学校の校長だと。たちまち教職員の異動が間違いなくこの3月のきょう以降、近々だと思うんですが、やはり決定権が校長にあって、例えば校長がかわったらまたちょっと、そんな懸念もしますので、特に関中学校の新1年生、2年生の皆さん、父兄、地域の方には、その辺のところ全く不安のないようにお知らせというか、こんな形でという、説明責任とそんな簡単なもんじゃありません、やはり詳しくお伝えしていただくことを切望しまして私の質問を終わります。

次に、関ロッジに移りたいと思うんですが、通告では、いとも簡単に経営感覚は何ですかと。経営感覚だけでは、ちょっと答弁も角度が広くて大変だと思いますので、こういう形で答弁していただければいいなあと、前もって申し上げます。

3つの課題があるんじゃないかなと。

1つは、関ロッジに関して、まず建屋関係というんですか設備関係から申し上げますと、これはもう百五経済研究所にリサーチしていただいて、これは我々議員は皆よくわかっているんですが、建物は老朽化、既に本館、新館は45年経過と30年経過と、こんな長い経過はもうびっくりします。それから2つ目、時代のニーズ、我々も利用させてもらったこともあるんですが、一番文化を象徴する、宿泊の場合、バス・トイレ、やっぱり完全じゃありませんね。そういった意味でリニューアル、改修が大事だなと。それともう1つ、新名神開通とかいろんな要因があって、もう通過点になりましたとか、市長が国民宿舎の特色あるものは時代が変わってきているとか、そんな認識があります。

そういった中で、この3つの課題と、それともう1つ、経営というのは最低限3つの要素があるんですね。人と物と金ですね。

だから、こういった中で、人に関しては、恐らく理事者の控室に本間支配人が一番ご苦労されているんじゃないかなと。やっぱり関ロッジの現実の運営に携わっている第一線、私は直接尋ねたことはありませんが、聞くところによると、正月の三日も出勤、そういう体制ですのでね、サービス業ですから、だから人は大変、支配人に限らず従事していただく人は大変かなというのが一つ。

物ですね。先ほど申し上げました、もう老朽化していると。銀行では、貸し出しのときに担保を

取りますけれども、不動産担保が最高で35年なんですわ、築後。それ以上、担保は取れません。

それから、金だけ申し上げますと、幸いにしてバランスシート、貸借対照表から左側は資産です。総額4億1,400万、今月の3月31日の予想で資料をいただいています、4億1,400万。それで、中身が全く自立できるというか、いい内容のバランスになっています。ただ、残念なことに、純利益がご承知のように予想で300万弱、ちょっとマイナスになろうということなんです、現時点では大変なんです、そんなバランスシート上を見ると300万の赤字がどうのこうので、それは言うほどの何ら問題はないと。

ただ、資産勘定で、預金関係、現金預金ですから、現金は手持ちの現金ですから何十万単位のつり銭等をいつも用意されている、業者の支払い等ですから。約1億5,000万円ぐらいは定期預金で自己資金として持っていらっしゃるんじゃないかな。

そんな思いで、人、物、金が、私の察するこれが現実だと思うんですね。そういった思いで、まず最初に、中期戦略会議の18名の部長以上で構成されています後期計画等の策定、メンバーの中のトップである安田副市長に、まず経営感覚、私が申し上げたようなところでお尋ねしたいと思いますが、簡単で結構です。

○議長（小坂直親君）

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

経営感覚ということでお答えをさせていただきます。

関ロッジの現状については、大変厳しい状況にあるというふうな認識でございます。このような認識のもとに、国民宿舎事業に対しましては、今まで行政と議会がそれぞれの立場におきまして、さまざまな検討を重ねてきたというふうに認識をしております。これらの検討結果を、今回、双方で共有させていただいた上で、今までの検討や提言を踏まえ、今回、関ロッジの方向性を出させていただいたということございまして、この方針に基づいて粛々と努力をしてまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、稲垣関支所長のほうから答弁をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂直親君）

稲垣関支所長。

○関支所長（稲垣勝也君登壇）

私のほうからは、行政と議会がさまざまな立場で検討ということで、その検討内容についてご説明をさせていただきます。

行政としては、19年度に耐震診断、並びに市民の代表の方、学識経験者を含めて在り方検討会、22年度に百五経済研究所に委託をした専門的な知識を得る関ロッジ運営手法の検討調査というものを行わせていただきました。一方、議会では、ご案内のとおり20年度から22年度にかけて公営企業経営問題特別委員会が設置され、さまざまな検討の中から、1つ目として、現在の関ロッジが持つ宿泊、会議、研修、交流の場としての機能を保つこと、2つ目として、専門的知識から採算性を考慮した計画とすること、3つ目として、民間活力の導入による公設公営から公設民営に向けた検討を行うことなど幅広く検討され、3つの提言をいただきました。これらを、今、副市長も申

しましたように、お互い共有させていただきながら、今回、関ロッジについて民間活力の導入として、指定管理者制度などの公設民営に向けての方向性を出させていただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

宮村議員。

○16番（宮村和典君登壇）

ご説明ありがとうございました。

選択肢は今後の方向性について、一応提案されています。もう道は3つしかないんですね、選択肢としては。このまま関ロッジの運営を続けるか、施設は公設民営、市が施設は持ちながら民間に運営をゆだねる2つ目、3つ目が売却なんですね。それで、この3つの選択肢で一応上程されていますので、真摯に私も研究させていただきたいと思います。要は民営に向けてという形で。

それで、工程を既に総務委員会資料として前もっていただいています、この中で、民営化に当たりまして、2つ大切な部分だけ改めて老婆心ながら申し上げておきます。

今回の工事、要は耐震調査、耐震だけきっちりやっていますよ。当初2億、3億と聞いておったのが、一生懸命頑張っていたいて、本当によく頑張ってもらったと私は敬意を表します。わずか四、五千万で耐震調査は可能ですよ。ただ、ちょっと気になるのは改修工事ね。もうバス・トイレ、皆さん旅行に行かれたら何が一番大事だといったら、まずは食事ですね。静かかどうか、バスとトイレですよ。個人の家でもそうですね。玄関から日常使うところ、これが家の中で一番グレードが高くないと値打ちがないんですね。だから、先ほど申し上げました、まず1億5,000万、定期預金とは言いません、いろんな規制があって定期預金に近い預金が保全されている、いつでも出し入れできる流動性の預金に預けてあるのはそのとおりだと思いますので、これは有効に使うことができないのかな。

例え話で言いますと、結婚式を挙げるときには結納金というのが、今は知りませんが、今もすると思うんですが、結局、民営、限られた時間ですの中身までは詳しく言えませんが、結納金1億5,000万を全部使っても、指定管理者制度になるのかどうかはこれからの問題なんです、引き受けていただきやすいような環境ですね。すべての環境、これだけは私は確保していただいてもいいんじゃないかなと、有効に使っていただいてもいいんじゃないかなと。そんな意味で最大の効果と、成果とは言っていない、効果です。思い切って使っていただいてもいいんじゃないかなと。そのかわり、運営の方に気持ちよく、この10月に公募されるという工程表になっていますが、ぜひともやはり公募に名乗っていただける、そんな土壌もつくっていただかないと、この工程表は、民間経営は再来年の10月ですよ、秋口ですよと、こんなのをいただいていますので、ひとつこの辺のところ、市長、最後の決意ですね。このままで一生懸命頑張っていきたいと思われているのであれば、もう公は限界がありますね。ひとつこの工程表を責任持ってやっていただけるかどうか、その辺だけご答弁を最後にいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後、関ロッジにつきまして、民営を基本に転換をさせていくということで、踏み出していきたいというふうに考えております。ちょうど平成22年度に、民営と申し上げましても、その運営手

法の検討調査をさせていただきました。民間の参入の可能性も含めて検討させていただきました。昨年、議会にもその検討結果をお示しさせていただきましたところでございますが、現実には、民間の事業者としても、今の現状のままでは大変厳しいと、そういうのが結果でございました。そういう中で今回の民営、そして公募というプロセスの中で考えていきたいというふうに思っております。

ただ、基本は、企業会計として、今日、内部留保資金を積み上げて、今ご指摘いただいた1億5,000万、こういう状況でございますので、これを十分に活用しながら、そしてその後の運営にもつながるように、民間の事業者がこれを受け入れていただけるような環境整備、条件整備をしていくという思いで、新年度以降、進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

16番 宮村和典議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了し、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

明13日から25日までの13日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、明13日から25日までの13日間は休会することに決しました。

続いて、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの26日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時11分 散会）

平成24年3月26日

亀山市議会定例会会議録（第7号）

●議事日程（第7号）

平成24年3月26日（月）午後2時 開議

- 第 1 議案第 1号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 2号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 第 3 議案第 3号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4号 亀山市水防協議会条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10号 亀山市立公民館条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第 13号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 14号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 第 15 議案第 15号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 16 議案第 16号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 第 17 議案第 17号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 第 18 議案第 18号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第 19 議案第 19号 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- 第 20 議案第 20号 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 21 議案第 21号 平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 22 議案第 22号 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 23 議案第 23号 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 24 議案第 24号 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第 25 議案第 25号 平成24年度亀山市一般会計予算について
- 第 26 議案第 26号 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 27 議案第 27号 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 28 議案第 28号 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第 29 議案第 29号 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 第 30 議案第 30号 平成24年度亀山市水道事業会計予算について
- 第 31 議案第 31号 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について

- 第 32 議案第32号 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
- 第 33 議案第33号 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 第 34 議案第34号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
- 第 35 議案第35号 市道路線の認定について
- 第 36 議案第36号 亀山市基本構想の変更について
- 第 37 議案第37号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について
- 第 38 請願の審査報告
- 第 39 議案第38号 亀山市教育委員会委員の任命について
- 第 40 議案第39号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 41 報告第 2号 専決処分の報告について
- 第 42 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	高島 真 君	2番	新 秀 隆 君
3番	尾崎 邦 洋 君	4番	中 崎 孝 彦 君
5番	豊 田 恵 理 君	6番	福 沢 美由紀 君
7番	森 美和子 君	8番	鈴 木 達 夫 君
9番	岡 本 公 秀 君	10番	坊 野 洋 昭 君
11番	伊 藤 彦太郎 君	12番	前 田 耕 一 君
13番	中 村 嘉 孝 君	14番	宮 崎 勝 郎 君
15番	片 岡 武 男 君	16番	宮 村 和 典 君
17番	前 田 稔 君	18番	服 部 孝 規 君
19番	小 坂 直 親 君	20番	竹 井 道 男 君
21番	大 井 捷 夫 君	22番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	安 田 正 君
企 画 部 長	古 川 鉄 也 君	総 務 部 長	広 森 繁 君
総 務 部 参 事 (兼)契約監理室長	笠 井 泰 宏 君	市 民 部 長	梅 本 公 宏 君

文化部長	川戸正則君	健康福祉部長	山崎裕康君
環境・産業部長	国分純君	建設部長	岡崎賢一君
上下水道部長	三谷久夫君	関支所長	稲垣勝也君
医療センター 事務局長	伊藤誠一君	会計管理者	片岡久範君
危機管理局長	伊藤隆三君	消防長	渥美正行君
消防次長	早川正男君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	上田寿男君
監査委員	落合弘明君	監査委員事務局長	栗田恵吾君
選挙管理委員会 事務局長	井上友市君		

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書	記	渡邊靖文
書記	山川美香			

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長(小坂直親君)

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第7号により取り進めます。

それでは、去る7日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託いたしました日程第1、議案第1号から日程第37、議案第37号までの37議案を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から提出の審査報告書は、印刷の上、お手元に配付いたしてありますので、朗読は省略し、直ちに委員長各位から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第 1号	亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について	原案可決
議案第 2号	亀山市行政組織条例の一部改正について	原案可決
議案第 3号	亀山市情報公開条例の一部改正について	原案可決

議案第 5号	亀山市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第 6号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 7号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第 8号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第 9号	亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第12号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第13号	亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第16号	亀山市火災予防条例の一部改正について	原案可決
議案第17号	亀山市消防団条例の一部改正について	原案可決
議案第18号	亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第34号	三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について	原案可決

平成24年3月15日

総務委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 小坂直親様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第10号	亀山市立公民館条例の一部改正について	原案可決
議案第11号	亀山市学童保育所条例の一部改正について	原案可決

平成24年3月14日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第 4号	亀山市水防協議会条例の一部改正について	原案可決
議案第14号	亀山市公共下水道条例の一部改正について	原案可決
議案第15号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第35号	市道路線の認定について	原案可決

平成24年3月13日

産業建設委員会委員長 前田 稔

亀山市議会議長 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第97条の規定により報告します。

記

議案第19号	平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
議案第20号	平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第21号	平成23年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第22号	平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第23号	平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第24号	平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
議案第25号	平成24年度亀山市一般会計予算について	原案可決
議案第26号	平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決

議案第 27 号	平成 24 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
議案第 28 号	平成 24 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決
議案第 29 号	平成 24 年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決
議案第 30 号	平成 24 年度亀山市水道事業会計予算について	原案可決
議案第 31 号	平成 24 年度亀山市工業用水道事業会計予算について	原案可決
議案第 32 号	平成 24 年度亀山市病院事業会計予算について	原案可決
議案第 33 号	平成 24 年度亀山市国民宿舎事業会計予算について	原案可決
議案第 36 号	亀山市基本構想の変更について	原案可決
議案第 37 号	亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について	原案可決

平成 24 年 3 月 22 日

予算決算委員会委員長 大 井 捷 夫

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

初めに、櫻井清蔵総務委員会委員長。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、ただいまから総務委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る 7 日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、15 日、委員会を開催いたしました。

付託議案について一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第 1 号亀山市の私債権の管理に関する条例の制定については、市の財政状況を取り巻く環境が厳しさを増す中、未収債権に対する取り組みについて、より一層の強化が求められていることから、市の私債権について、その適正な管理に必要な手続や基準を明確にするため本条例を制定するものであり、原案のとおり可決するものと決しました。

なお、各部署がそれぞれ管理するのではなく、一元化するなど適正な滞納整理の管理に努められるよう申し添えておきます。

次に、議案第 2 号亀山市行政組織条例の一部改正については、現在、開発指導に関する事項については、環境・産業部が事務を所管しているが、この事務は都市計画法に基づく開発行為に関するものであり、建設部所管の事務と密接に関連していることから、事務の所管部を一元化し、市民サービスの向上を図るため、開発指導に関する事項を建設部の分掌する事務とする改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 3 号亀山市情報公開条例の一部改正については、平成 22 年 4 月に亀山市まちづく

り基本条例が施行され、まちづくりの基本原則の一つとして情報共有の原則が定められたことにより、情報公開制度の拡充を図るため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号亀山市職員定数条例の一部改正については、平成24年4月1日から消防本部の組織に指揮支援隊及び北東分署建設準備室の新設を計画しており、さらに平成27年度には新たに北東分署を開署する計画であり、職員を増員する必要があることから、消防機関の職員の定数を改めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、長引く景気の低迷等により、市を取り巻く経済情勢が厳しさを増す中、市長の退職手当の支給状況等を総合的に勘案し、退職手当を減額することとするため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号亀山市税条例の一部改正については、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月2日に、地方税法の一部を改正する法律が同月14日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号亀山市手数料条例の一部改正については、平成24年7月9日を施行日とし、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法が廃止され、あわせて住民基本台帳法の一部を改正する法律に伴う住民基本台帳法施行令の一部改正が行われ、また平成23年12月21日に公布された危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることから、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部を改正する政令により、平成23年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、平成24年7月9日を施行日とし、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法が廃止され、あわせて住民基本台帳法の一部を改正する法律により、日本に滞在する外国人のうち中長期在留者、特別永住者等の外国人住民については住民基本台帳法の適用対象となることに伴い、所要

の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号亀山市火災予防条例の一部改正については、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令により、平成24年7月1日から消防法に定める危険物に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が追加されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号亀山市消防団条例の一部改正については、消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていることから、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員のうち団員の階級の者の報酬年額を改定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議については、一部事務組合である三重県自治会館組合の共同処理する事務や組合の名称を三重県市町総合事務組合に改めるなど三重県自治会館組合規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○18番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る7日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、14日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第10号亀山市立公民館条例の一部改正については、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正により、平成24年4月1日から、同法で定められていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、市の条例において定めることとされることに伴い、本条例について所要の改正を行うもので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号亀山市学童保育所条例の一部改正については、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うもので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、前田 稔産業建設委員会委員長。

○17番（前田 稔君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告します。

当委員会は、去る7日の本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、13日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から付託議案について説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を尽くしました結果、議案第4号亀山市水防協議会条例の一部改正については、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、水防法が一部改正されたことに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うため、所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号亀山市公共下水道条例の一部改正については、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号亀山市営住宅条例の一部改正については、平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正により、市営住宅の入居者資格について規定の整備を図り、また老朽化した市営住宅の用途を廃止するとともに、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、本条例について所要の改正を行うものであり、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号市道路線の認定については、地元要望による新規路線である阿野田38号線の路線認定につきまして、道路法第8条第2項の規定によるもので、現地確認の上、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、大井捷夫予算決算委員会委員長。

○21番（大井捷夫君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る7日の本会議で付託のありました議案第19号から議案第24号までの平成23年度各会計補正予算及び議案第25号から議案第33号までの平成24年度各会計予算、並びに議案第36号亀山市基本構想の変更について、議案第37号亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について、議案の審査に当たるため、16日、21日、22日の延べ3日間にわたり委員会を開催いたしました。

まず、16日に議案第36号及び議案第37号の審査を、また21日、22日には議案第25号から議案第33号までの平成24年度各会計予算について審査を行いました。その結果、議案第25号及び議案第26号並びに議案第27号についての3議案については、反対の討論があり、採決の結果、それぞれ賛成者多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号から議案第33号までの6議案及び議案第36号並びに議案第37号については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会で出されました意見として、1つ、厳しい財政状況の中での第1次総合計画後期基本計画のスタートとなるが、その具現化に向け、第1次実施計画に掲載された事業の着実な推進に努められるとともに、早期に行財政改革に取り組みたい。2つ、新規事業については、委員会で出された意見を真摯に受けとめ、事業の目的、規模等、十分精査の上、事業計画を立て、事業効果が早期にあらわれるよう努力されたい。3つ、既存事業の実施に当たっては、事業効果の検証を十分行い、中期財政見通しの見直しも視野に入れて取り組まれたい。4つ、各種基金については、その効果を十分検証し、優先順位等を見きわめ、適切な運用を図られたい。

以上の4点を申し添えたところであります。

続いて、議案第19号から議案第24号までの平成23年度各会計補正予算については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受け、また各分科会長報告に対する質疑を行いました。その結果、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号については、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり可決することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第1号から議案第37号までの37議案について、討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 服部孝規議員。

○18番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第8号亀山市税条例の一部改正について、反対の立場で討論します。今回の市税条例の一部改正は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法と、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という2つの法律の中の一部であります。

この二つの法律では、復興費用19兆円を賄うために、所得税、法人税、個人住民税が改正されました。そのうち個人住民税について、市の説明では、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保する趣旨で、平成26年度から10年間、個人市民税の均等割の税率を引き上げるとしています。現在、年額3,000円を3,500円に引き上げ、県民税も含めると4,000円から5,000円に、10年間にわたり年間1,000円増税となります。増税される均等割は、年間所得が28万円を超える人はすべてに課税され、

その人の所得に関係なく、すべて同じ額が課税されるため所得の低い人ほど負担率の高いものになります。

1つ目の問題点は、復興のためであっても所得の低い人ほど負担能力の負担の重い均等割で財源を確保するのではなく、負担能力に応じた課税でやるべきだということでもあります。

2つ目の問題点は、今回の市税条例の改正が東日本大震災復興にかかわる2つの法律による税制改正であり、個人市民税以外にも所得税や法人税も改正され、その中身を見ると税負担の公平性に問題があるということです。

まず、所得税については、平成25年から25年間、2.1%上乘せします。政府の試算で年収500万円、夫婦と子供2人の給与世帯の場合、年間1,600円の増税が25年間続きます。つまり、市民の負担は、来年から所得税が上がり、その翌年度の26年度からはさらに個人市民税が上がるわけです。こうした庶民増税の一方で、大企業には法人税率を恒久的に5%引き下げて、25年間に20兆円もの大減税を行い、3年間だけ付加税で2.4兆円の増税をしても、差し引きで減税となり、3年を過ぎれば減税だけになります。さらに政府の税制調査会でいつも問題になる証券優遇税制ですが、20%から10%への減税の廃止がうたわれながら、歴代政府が減税廃止を何度も延期し、今回もさらに延期をしている問題であります。

このように、庶民には長期にわたり増税をしながら、大企業や富裕層には減税をするという不公平は見逃すわけにはいきません。震災復興のために財源確保が必要なことはわかりますが、税の負担の大原則は能力に応じた負担ということです。その点で、今やるべきことは、大企業向けの法人税減税や、富裕層向けの証券優遇税制のさらなる延長などの優遇減税はやめて、大企業や富裕層に対して、能力に応じた負担となるように公平な税制に改めることでもあります。

以上のような問題点の多い議案には反対するものであります。議員各位のご賛同を求め、討論いたします。

○議長（小坂直親君）

18番 服部孝規議員の討論は終わりました。

次に6番 福沢美由紀議員。

○6番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表して、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算並びに議案第26号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算及び議案第27号平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場で討論します。

まず、一般会計予算です。

今、市民生活は、長引く不況の中で大変厳しくなっています。今でさえ厳しいのに、4月からは市民の負担増が相次ぎます。介護保険料は年額1万6,000円もの大幅な値上げが予定され、後期高齢者医療保険料も年額4,500円ほどの値上げが決まりました。さらに25年度からは、所得税が25年間にわたり2.1%上乘せされ、市県民税も26年度から10年間にわたり均等割で1,000円の値上げをする法律が可決されました。この上に、今政府が検討している消費税10%への引き上げが実施されれば、市民生活は破壊され、中小企業や商店などは成り立たなくなる恐れがあることが各方面から指摘され、増税反対の世論が広がっています。

今、市政に求められるのは、市民の負担軽減を図り、中小企業や商店の営利を守るための施策で

はないでしょうか。ところが、来年度予算案を見ると、こうした市民の負担軽減のための予算はほとんどありません。また、産業政策も多額の補助金で大企業を呼び込む企業誘致が中心となり、地域経済を活性化し、地域でお金が循環する施策が求められているのに、引き続き実施する住宅リフォーム助成制度以外にこうした制度が講じられていません。先日の朝日新聞で報道されたように、多額の補助金で大企業を誘致するという施策は、全国各地で短期間で操業停止や縮小が続出し、補助金の返還が大きな問題になっており、こうした施策は見直しをすべきです。

さらに、職員体制も大きな問題を抱えています。全職員数の半分以上が非正規職員であるという異常な事態はほとんど改善されていません。主要事業を見ても、駅誘致の効果を示さずに誘致活動と基金の積み増しだけが行われているリニア基金、市立保育園9園中、7園が厚生労働省の示す施設の耐用年数をはるかに超えているのに、建てかえ計画すらない保育所、公設と民設で余りにも大きな違いのある学童保育所、合併後7年が経過しているのに、いまだに市内の中学校給食が統一されず、亀山中と中部中では、完全給食ではないデリバリー方式が続いている中学校給食など、問題のある予算が含まれています。

そのほか、補助金では、これまでの補助の検証もされていないのに新たに出す救急医療設備支援事業や、商工会議所本来の仕事であるホームページ作成に出す商業情報発信事業補助金など、問題のある補助金もあります。

さらに、地域の合意形成がされていないのに進める地域コミュニティの仕組みづくり支援事業や、地域通貨を使った市民活動応援事業、また他の焼却方式との比較もなく、熔融炉ありきで進められるごみ熔融処理施設長寿命化事業など、十分な検討、検証がされていないまま計上された予算もあります。このように、市民の立場から予算案全体を見ると、教育・環境の整備など評価できる予算もありますが、市民の暮らしと営利を守るための十分な予算案だとは言えないこの議案には反対するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計予算です。

国民健康保険事業の最大の問題は、高くて払えない国保税の問題です。日本共産党は、一般会計からの繰り入れで国保税を引き下げ、払える国保税にするように再三求めてきましたが、来年度予算案にはそうした措置はされていません。また、再三指摘してきた保険税の値上げをすれば、収納率が低下し、財政の悪化をもたらし、さらなる保険税の値上げが必要となるという悪循環を断ち切ることが必要ですが、そうした措置もされていません。以上のような問題を含む国保特別会計予算案には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計予算です。

この後期高齢者医療制度は、年齢で区分するという世界でも例のない問題の多い制度です。私たちは後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めていることから、この議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論とします。

○議長（小坂直親君）

6番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算について、反対の立場で討論させてい

ただきたいと思います。

予算の審議の過程で各議員がいろいろな視点からご質問をされ、私も質問をさせていただきましたが、次の大きな3点を理由として反対をいたしたいと思います。

まず1点目に、平成24年度を初年度とすごみ溶融処理施設の長寿命化事業に対する予算3億8,940万円についてであります。この事業は、平成24年度を初年度とし、3カ年で13億3,000万の事業になります。

皆さんもご承知のように、平成23年3月11日、東日本大震災により、岩手、宮城、福島の3県で推計2,250万トン相当の瓦れきが発生しました。政府は、福島県内における汚染瓦れきについては、県内処理の方針を出されておりますが、岩手、宮城県の瓦れきについては、平成24年3月21日に内閣総理大臣、環境大臣等から全国各地の知事に広域処理の依頼文書が出されており、その文書については、皆様にもお配りさせていただき、私も予算決算委員会では質問の機会を3回与えていただき、その1点に絞り質問させていただきました。

当亀山市は、三重県下で唯一の溶融炉施設を所有している自治体であります。ちなみに、静岡県島田市も我が亀山市と同等の溶融炉施設を所有しており、島田市議会は、岩手県大槌町及び山田町の災害廃棄物、主に木材チップの受け入れに関する決議をされて、島田市長、桜井勝郎さんも正式に瓦れき受け入れの表明をされています。

このような中、我が櫻井市長のこれまでの答弁において、私との見解の相違わかりませんが、溶融炉の長寿命化を優先し、瓦れき受け入れに対する姿勢が全く見られませんでした。私は、本当に残念でなりません。市民を代表する決裁権者である市長の決断というのはどのようなものか、市長がいつも言われる選択と集中の中で、市長の答弁において、瓦れきの受け入れをしないというのは選択をされたものと理解させていただきました。

我が亀山市は、旧亀山市と旧関町が合併して7年強になります。合併当時、各市町の市民、町民との融合を図るため、それぞれの市民、町民がお互いに力を合わせて今日の新亀山市ができ上がっているものと思っております。しかるに、被災された地域の日も早い復旧、復興を願うには、日本国民として、また一人の人間として、この瓦れきの受け入れを決断すべきだと思われま。溶融炉の事業を一時凍結してでも、この瓦れきの受け入れに協力するのが、我が亀山市の使命だと思っております。

予算の中には、亀山市民の生活の安心・安全のために、また市民生活の充実のために多くの予算措置がなされ、私も褒めたたえたい、また拍手喝采したい予算はたくさんありますけれども、今般の予算の中で、この溶融炉事業の初年度予算が盛り込まれることについては、反対せざるを得ません。

次に2点目に、平成24年度予算についての中でございます。

本庁舎設備の改修事業に対する予算2,400万円についてであります。この事業は、3カ年で1億3,400万円の事業の初年度に当たります。この事業には、二酸化炭素(CO₂)削減に対する国庫支出金4,200万円の交付金があります。一般財源においては、9,380万円と確認をさせていただきました。この9,380万について、いろいろ質問させていただいた中に、我が市には、目的基金の庁舎建設積立金があります。本年度も、23年度補正によって8億171万円の基金高となりました。庁舎建設の日時が明確でないこの基金の積み立ての今般、単年度事業で約3,

000万の事業で改修事業が行われます。建設費も明確でないこの庁舎建設基金を取り崩して、その財源に充当し、決算の折に余剰財源があれば、またその積立金に積み増したらいいのではないかと私は思っています。

この基金の活用をすることが私は妥当と思っておりますが、答弁によりますと、基金活用はせず、市民の日々の生活のための予算である一般会計から3年間で9,380万円の支出という方針を市長は示されました。庁舎建設の時期が不明である今般、庁舎建設積立金を活用し、一般財源は市民のために充当すべき一般会計のお金だと思っております。その基金を使わずに、一般会計から捻出されるということでもあります。果たして私は、市長の決断、選択ということについては、理解することはできません。

3点目は、民間保育所整備の事業でございます。

この事業については、昨年、待機児童の解消のために待機児童館が整備され、聞きますと本年1月から開始をいたしております。今回、民間保育所整備のために1億4,000万の予算が計上されています。その財源内訳として、県支出金が8,000万円、その他財源2,500万、一般財源3,500万円となっております。県の支出金8,000万については、当然、県と市との協議の中で、交付対象者がだれであるか、またはどのような規模であるかを踏まえて県の支出金は決定されるものと思っております。したがって、その根拠について、理事者側の答弁はまことに不明確で、理解しがたいものでありました。

数え上げればたくさんあるんですけども、特にこの3点について、平成24年度の一般会計予算については、認めがたい内容であります。その点を十分理解いただき、議員各位のご賛同を求めたいと思います。

なお、最後に一言、議員各位に申し上げたい。いずれ三重県知事より、瓦れき処理について本市に打診があると思います。市民の皆様方にも受け入れにはいろいろな考え方があると思います。賛否両論あると思いますが、議会人として、市民に負託された人間として、瓦れき受け入れについては賛同していただき、日本国民としての義務を達成していこうではありませんか。

ちなみに、本日、伊勢新聞の岡原君がこのような記事を書いておりますので、紹介させていただきたいと思います。福島県下の瓦れきの県外持ち出しはなく、岩手県や宮城県両県のものが仮に汚染されていけば、計量時に持ち出されないよう措置がある以上、風評被害に翻弄されるのは賢明とは言えない。震災の折は日本国民は一元になった。だけど、今日になって国民はそれを忘れておる、国民の真価が問われているのは今ということです。そういうことを踏まえて、この予算については私は絶対認めたくないと思っております。

どうか議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

22番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案第8号亀山市税条例の一部改正について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第8号亀山市税条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第25号平成24年度亀山市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第26号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第26号平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、同じく討論のありました議案第27号平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について、起立採決をいたします。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第27号平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論があった議案以外の議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第24号まで及び議案第28号から議案第37号までの33議案について、一括して採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、

- 議案第 1 号 亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について
- 議案第 2 号 亀山市行政組織条例の一部改正について
- 議案第 3 号 亀山市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 4 号 亀山市水防協議会条例の一部改正について
- 議案第 5 号 亀山市職員定数条例の一部改正について
- 議案第 6 号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 9 号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 議案第 10 号 亀山市立公民館条例の一部改正について
- 議案第 11 号 亀山市学童保育所条例の一部改正について
- 議案第 12 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 13 号 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 亀山市公共下水道条例の一部改正について
- 議案第 15 号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 16 号 亀山市火災予防条例の一部改正について
- 議案第 17 号 亀山市消防団条例の一部改正について
- 議案第 18 号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 19 号 平成 23 年度亀山市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 20 号 平成 23 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 21 号 平成 23 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 22 号 平成 23 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 23 号 平成 23 年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 24 号 平成 23 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 28 号 平成 24 年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 24 年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 24 年度亀山市水道事業会計予算について
- 議案第 31 号 平成 24 年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- 議案第 32 号 平成 24 年度亀山市病院事業会計予算について
- 議案第 33 号 平成 24 年度亀山市国民宿舎事業会計予算について
- 議案第 34 号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
- 議案第 35 号 市道路線の認定について
- 議案第 36 号 亀山市基本構想の変更について
- 議案第 37 号 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

の 33 議案は、いずれも原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第38、請願の審査報告を議題といたします。

請願2件についての総務委員会及び教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第128条の規定により報告します。

平成24年3月15日

総務委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 小坂直親様

別表

受 理 番 号	請 1
受 理 年 月 日	平成24年2月24日
件 名	年金支給額削減をやめて、無年金者の解消、低年金者の底上げを求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市北町2-47 全日本年金者組合亀山支部 会長 藤田 考
紹 介 議 員 氏 名	服部孝規、宮崎勝郎、岡本公秀、豊田恵理
委 員 会 の 意 見	主旨を了とする
審 査 の 結 果	採 択

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第128条の規定により報告します。

平成24年3月14日

教育民生委員会委員長 服部 孝規

亀山市議会議長 小坂 直親 様

別表

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成24年3月5日
件 名	学童保育所の補助金についての請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みずきが丘73-6 亀山市学童保育所連絡協議会 会長 打田 喜行
紹介議員氏名	櫻井清蔵、竹井道男、前田 稔、中村嘉孝、福沢美由紀、豊田恵理、 新 秀隆、高島 真
委員会の意見	請願の趣旨を了とする
審査の結果	趣旨採択

○議長（小坂直親君）

これより、請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、請願2件に対する討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し請願第1号及び請願第2号について、起立により採決をいたします。

請願第1号年金支給額削減をやめて、無年金者の解消、低年金者の底上げを求める請願書についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、請願第1号年金支給額削減をやめて、無年金者の解消、低年金者の底上げを求める請願書については、採択することに決しました。

次に、請願第2号学童保育所の補助金についての請願書についての委員長の報告は、趣旨採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、請願第2号学童保育所の補助金についての請願書については、趣旨採択することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択及び趣旨採択いたしました請願2件についての取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願いたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま採択及び趣旨採択いたしました請願2件の取り扱い及び意見書の字句の整理等については、議長に一任願うことに決しました。

次に日程第39、議案第38号から日程第41、報告第2号までを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第38号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の肥田岩男氏は、平成24年3月27日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同

意を求めるものでございます。なお、任期は平成24年3月28日から4年間でございます。

次に、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の伴 豊氏は、平成24年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。なお、任期は平成24年7月1日から3年間でございます。

次に、報告第2号専決処分の報告についてでございますが、亀山市関町鷺山478番地17において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成24年3月7日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は18万5,415円でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号及び議案第39号については常任委員会への付託を省略することに決しました。

なお、報告第2号の専決処分の報告については、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、ご了承願います。

次に、議案第38号及び議案第39号について討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第38号及び議案第39号について起立により採決いたします。

議案第38号亀山市教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第38号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

起立多数であります。

したがって、議案第39号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。

次に、日程第42、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査について、会議規則第98条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「安全・安心なまちづくり」について
～防災体制の充実について～
2. 理 由 亀山市の「防災体制の充実」を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため調査・研究を行うため

平成24年3月15日

総務委員会委員長 櫻 井 清 蔵

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「子育て支援」について
～学童保育所の位置づけについて～

2. 理由 亀山市の子育て支援策における学童保育所の位置づけについて調査・研究を行うため

平成24年3月14日

教育民生委員会委員長 服部孝規

亀山市議会議長 小坂直親様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第98条の規定により申し出ます。

記

1. 事件 「これからのごみ処理」について
2. 理由 ごみ処理に係る課題・問題点（ごみの減量化及び処理方法など）について調査・研究を行うため

平成24年3月13日

産業建設委員会委員長 前田稔

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

お諮りいたします。

各常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決しました。

以上で今期定例会の議事はすべて議了いたしました。

議事を閉じ、閉会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

したがって、平成24年3月亀山市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

(午後 3時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月26日

議 長 小 坂 直 親

1 番 高 島 真

12番 前 田 耕 一